

# 平成28年

## 島本町議会9月定例会議 会議録

平成28年 9月 5日 開議

平成28年 9月30日 散会

平成28年 9月 5日 (第1号)

平成28年 9月 6日 (第2号)

平成28年 9月 7日 (第3号)

平成28年 9月 8日 (第4号)

平成28年 9月30日 (第5号)

島 本 町 議 会

平成28年島本町議会9月定例会議会議録目次

第 1 号 ( 9 月 5 日 )

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○一般質問	5
・ 田中議員	5
・ 関 議員	12
・ 野村議員	25
・ 佐藤議員	30
・ 村上議員	38
・ 川嶋議員	44
・ 河野議員	49
・ 清水議員	60
・ 外村議員	64
・ 平野議員	75
○延会の宣告	85

第 2 号 ( 9 月 6 日 )

○出席議員	87
○議事日程	89
○開議の宣告	91
○一般質問	91
・ 戸田議員	91
・ 平井議員	101
○第 3 号報告 平成27年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告に ついて	106

○第 4 号報告	平成 27 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について……………	1 0 8
○第 5 号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について……………	1 0 9
○第 5 6 号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 1 0
○第 5 7 号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	1 1 1
○第 5 8 号議案	大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……	1 1 2
○第 5 9 号議案	大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……	1 1 4
○第 6 0 号議案	工事請負契約の締結について (平成 28 年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事) ……………	1 1 5
○第 6 1 号議案	工事請負契約の締結について (町立第四学童保育棟新築工事) ……………	1 3 4
○第 6 2 号議案	平成 27 年度島本町水道事業剰余金の処分について……………	1 4 4
○第 6 3 号議案	島本町職員の退職管理に関する条例の一部改正について……………	1 4 6
○第 6 4 号議案	平成 28 年度島本町一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 4 7
○第 6 5 号議案	平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) …	1 4 7
○第 6 6 号議案	平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 4 7
○第 6 7 号議案	平成 28 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 4 7
○延会の宣告……………		1 6 3

### 第 3 号 ( 9 月 7 日 )

○出席議員……………		1 6 5
○議事日程……………		1 6 6
○開議の宣告……………		1 6 7
○第 6 4 号議案	平成 28 年度島本町一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 6 7
○第 6 5 号議案	平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) …	1 6 7
○第 6 6 号議案	平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 6 7
○第 6 7 号議案	平成 28 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 6 7
○第 6 8 号議案	平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	2 0 7
○第 6 9 号議案	平成 28 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	2 0 8
○第 1 号認定	平成 27 年度島本町一般会計歳入歳出決算……………	2 0 9
○第 2 号認定	平成 27 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算……………	2 0 9

○第 3 号認定	平成 27 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	209
○第 4 号認定	平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	209
○第 5 号認定	平成 27 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	209
○第 6 号認定	平成 27 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計 歳入歳出決算	209
○第 7 号認定	平成 27 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	209
○第 8 号認定	平成 27 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	209
○第 9 号認定	平成 27 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	209
○第 10 号認定	平成 27 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	209
○第 11 号認定	平成 27 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	209
○第 12 号認定	平成 27 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	209
○第 13 号認定	平成 27 年度島本町水道事業会計決算	209
○大綱質疑 (第 1 号認定から第 13 号認定)		234
・人びとの新しい歩み (戸田議員)		234
・自由民主党クラブ (野村議員)		249
○延会の宣告		262

#### 第 4 号 ( 9 月 8 日 )

○出席議員		265
○議事日程		266
○開議の宣告		267
○大綱質疑 (第 1 号認定から第 13 号認定)		267
・公 明 党 (川嶋議員)		267
・自民無所属の会 (清水議員)		275
・日本共産党 (河野議員)		290
・会派に所属しない議員 (関 議員)		306
・会派に所属しない議員 (平井議員)		313
・会派に所属しない議員 (田中議員)		318
・会派に所属しない議員 (外村議員)		324
○散会の宣告		336

第 5 号 ( 9 月 3 0 日 )

○出席議員	3 3 9
○議事日程	3 4 0
○開議の宣告	3 4 1
○第 1 号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用する事を求める請願	3 4 1
○各常任委員会委員長報告 (第 1 号認定～第 1 3 号認定)	3 6 0
○第 1 号認定～第 1 3 号認定の討論・採決	3 6 1
○散会の宣告	4 0 7
※付議事件の議決結果	4 1 1

平成28年

島本町議会9月定例会議会議録

第 1 号

平成28年 9月 5日(月)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 平成 2 8 年 9 月 5 日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	教 育 長	岡 本 克 己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴 山 則 文	健 康 福 祉 長	岡 本 泰 三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀
会 計 管 理 者	永 田 暢	都 市 創 造 部 次 長	安 藤 謙 吾	都 市 創 造 部 次 長	佐 藤 成 一
総 合 政 策 部 人 事 課 長	多 田 昌 人	都 市 創 造 部 都 市 計 画 課 長	今 井 康 仁		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第1号

平成28年9月5日(月)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

田中議員 1. 島本町の「ふるさと納税」の取組みを問う  
2. 災害弱者に配慮した防災対策・防災訓練について

関議員 1. 横行する資源ごみの持ち去りについて  
2. 若手職員の人材育成について

野村議員 「商工業の活性化など」について

佐藤議員 1. 島本町のごみ処理が、より合理的に行えるには  
2. 坂の多い島本町での高齢者の移動の権利を保障してください

村上議員 1. サントリー(株)山崎蒸溜所奥の名神下の砂防ダムについて  
2. 本町の小学校の放課後の校庭開放について

川嶋議員 第四小学校の通学路である淀川堤防への防犯灯設置について

河野議員 1. 要約筆記者・ボランティアの養成・拡充を  
2. 介護保険の総合事業——議会での熟議に向けて住民参加の議論を求める  
3. 介護保険第二号被保険者(40歳から65歳未満)のリハビリテーション・社会参加の充実を求める

清水議員 地震災害応急対策について

外村議員 1. ふるさと納税制度による本町の税収にどのような影響があるのかを問う  
2. JR島本駅前広場や歴史文化資料館前庭を活用したカフェレストラン等の誘致を  
3. 「空き家対策特別措置法」施行後の本町の具体的な取り組み実績を問う

平野議員 1. 豊かな教育環境実現のために小学校35人学級の実現を！  
2. 都市農業振興基本法を活かして本町の農業を守る取り組みを！



戸田議員 JR島本駅西、まちの将来像を描くのは誰？

～住民参画のまちづくりをめざして～

平井議員 住民を犯罪から守るために防犯カメラの有効活用を！！

- 日程第4 第3号報告 平成27年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 第4号報告 平成27年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
- 日程第6 第5号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 日程第7 第56号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 第57号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 第58号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 第59号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 第60号議案 工事請負契約の締結について  
(平成28年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事)
- 日程第12 第61号議案 工事請負契約の締結について  
(町立第四学童保育棟新築工事)
- 日程第13 第62号議案 平成27年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 第63号議案 島本町職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第2号)
- 第65号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第66号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 第68号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 第69号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

- 第 3 号認定 平成 2 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 平成 2 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 平成 2 7 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 平成 2 7 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 平成 2 7 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 平成 2 7 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 平成 2 7 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 0 号認定 平成 2 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 平成 2 7 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 平成 2 7 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 3 号認定 平成 2 7 年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**伊集院議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成28年島本町議会9月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から9月30日までの26日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 関議員及び8番 川嶋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

まず、本日まで受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおりであります。

第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し、活用することを求める請願は、所管の総務建設水道常任委員会に付託いたしましたから、ご報告いたします。

次に、会議規則第129条第1項ただし書きの規定によりまして、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、田中議員、関議員、野村議員、佐藤議員、村上議員、川嶋議員、河野議員、清水議員、外村議員、平野議員、戸田議員、平井議員の順で行います。

それでは最初に、田中議員の発言を許します。

**田中議員** (質問者席へ) おはようございます。無所属の田中修でございます。それでは、一般質問を行います。

1. 「島本町のふるさと納税の取り組み」を問う。

個人が、ふるさとや好きな自治体に寄附できるふるさと納税が、平成27年度に1,652億円になり、前年度の4.3倍に急増したと、新聞等で報道されています。また、自治体の返礼品の競争などを背景に、寄附件数も3.8倍の726万件となったとのこと。極めて厳しい行財政運営を強いられている全国の自治体の多くが、自主財源を確保するために懸命に努力している結果であると私は理解しております。一方、寄附を教育に活用する例は多いが、一部に使い道を決めていない自治体があるなど、課題もあるようです。

本町においても、本年度より、ふるさと納税について意欲的に取り組んでおられますが、現在の状況をご報告ください。報告いただく際に、次の内容を盛り込んでいただきますようお願いいたします。

①今年度の寄附件数と目標金額。

②また、その使い道について、例えば北海道上士幌町では保育料を10年間無料化・高校生までの医療費を無料化、山形県天童市においては第3子以降の保育料を無料化、また長崎県平戸市では市内の全小・中学校に教材用のタブレットを配布といった例がありますが、島本町においては、どのような使い方をするのか、お伺いします。

③「ふるさとチョイス」のような、インターネットで民間企業がふるさと納税を仲介しているケースがありますが、本町においては、そのような企業と連携するのかどうか、お伺いします。

④次に、今年度から始まった「企業版ふるさと納税」について、伺います。まず、この制度がどのような制度で、どのようなメリットがあるのか。本町においてはどのように取り組むのかを、お伺いします。

2. 「災害弱者に配慮した防災対策・防災訓練」について。

毎年、全国各地において地震や風水害などの自然災害が多発しており、本年も、前の熊本地震をはじめ、8月には台風の北海道上陸等で災害が発生しております。

「災害基本法」の規定に基づく「災害基本計画」では、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画、その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とされています。前の熊本地震では、幼児を連れた保護者など、配慮を要する方に対する様々な課題が顕在化したと言われていました。

島本町においても、今後、発生が予想される南海トラフ地震などの大規模な被害が懸念されており、防災に関しては万全の体制で取り組んでいかなければなりません。

多くの自治体において、毎年、防災訓練や、防災とボランティア訓練などが実施されていますが、妊産婦や乳幼児を連れた保護者、また高齢者、障害者などに対する配慮を含めた訓練などの必要性が言われています。

本町においても、その必要があると思いますが、見解を伺います。

**都市創造部長** おはようございます。それでは、田中議員の一般質問の大きな1点目、ふるさと納税に関するご質問について、順次、ご答弁申し上げます。

まず、①の「今年度の寄附件数と目標金額」でございます。

本年度の寄附件数は、現時点におきまして4件で、合計400万2,000円でございます。また本年度の目標といたしましては、件数は設定しておりませんが、金額につきましては、返礼品制度を導入する初年度といたしまして、本町における産業の現状等も鑑み、500万円と設定しております。

なお、現時点の寄附金額は返礼品制度の導入前によるものであることから、本年度末の寄附額としては、目標設定の見直しについても検討する必要があるものと考えております。

次に、③の「仲介企業との連携」でございます。

本年度におきましては、返礼品制度の導入を予定しておりますことから、新たに発生する様々な業務を、専門的なノウハウを持つ事業者へ委託することといたしました。

なお、実施にあたっての導入コストや返礼品拡充のための対応等を検証いたしました結果、全国的に事業展開し、他市町村でも実績のある株式会社サイネックスと契約いたし、事業を進めていくこととしております。

なお、商工会を通じて、町内の各事業者に対して返礼品の募集を広く行ったところであり、本日、返礼品としての特典を出品いただく事業者向けの説明会を開催し、11月ごろの制度導入を目指し、事務を進めているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**総務部長** それでは、1点目の②「ふるさと納税の使い道」について、ご答弁申し上げます。

本町のふるさと島本応援寄附金要綱第2条におきまして、寄附金の使い道を五つの分野、具体的には「自然環境の保全・活用に関する事業」「福祉に関する事業」「文化・芸術に関する事業」「教育に関する事業」「消防・防災・防犯に関する事業」に指定して、寄附いただくことができるよう設定しております。しかしながら、現時点におきましては、他自治体の事例のような個別の事業に限定した形では設けてはおりません。

現状のような形で指定している理由といたしましては、寄附をいただいた財源を、寄附額や、そのときに必要とされる施策内容に応じて、より柔軟に事業に充当することができることなどがあげられております。しかしながら、議員からご指摘いただきましたように、個別の事業を限定することにより、さらなる寄附額の増加が見込める可能性もあることから、返礼品制度の導入後、寄附金額の状況等も踏まえながら、詳細な使い道の設定につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**総合政策部長** それでは、1点目の④の「企業版ふるさと納税」につきまして、ご答弁申し上げます。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、平成28年度の税制改正により創設されました。内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対して、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものであり、現行の地方公共団体に対する法人の寄附にかかる損金算入措置による軽減効果とあわせまして、寄附額の約6割に相当する額が軽減される制度でございます。

本制度につきましては、企業の創業地への貢献や、地方創生に取り組む地方への貢献

を促進する効果などが期待されるもので、企業の寄附にかかる税の軽減効果が従来の2倍に拡大されることから、寄附を受ける自治体はもとより、寄附を行う企業にも一定のメリットがあるものと考えております。

本町といたしましては、他団体における先行事例を参考にしながら、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業推進にあたっての財源確保の一方策として、本制度の活用についても検討してまいりたいと考えており、本年5月には、町内企業の皆様で構成される青葉会の例会におきまして、制度内容の説明を行うとともに、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

以上でございます。

**総務部長** それでは、2点目の「災害弱者に配慮した防災対策・防災訓練」について、ご答弁申し上げます。

まず、本町で実施しております訓練につきましては、住民・職員の防災意識の高揚を図ることを第一としております。また、それに加えて「総合防災訓練」では、各防災関係機関の技術の向上と相互協力体制の確立を図ることを目的として開催し、阪神淡路大震災を契機として開催している「防災とボランティア訓練」におきましては、災害時の住民の自主的な避難行動等に寄与することを目的として、実施しております。

妊産婦や乳幼児を連れた保護者、また高齢者、障害者の方などの配慮を要する方々、避難行動要支援者の方々への町の対応といたしましては、平成26年度に、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者への避難支援について、その基本的な考え方や進め方を明らかにした「島本町避難行動要支援者避難支援プラン」——これは全体計画でございますが、それを作成し、平成27年度には、この計画に基づき全体の名簿を作成いたしました。

本年度におきましては、この名簿登載者の方々に、提供について同意をいただく作業を進めており、今後、災害時の迅速な安否確認・避難行動支援に繋げてまいります。

避難行動要支援者の方々に対しましては、取り組みを始めたばかりではございますが、災害時においては、地域の中での自助・共助が発災直後にはもっとも重要になるものであることから、ご指摘のとおり、配慮を要する方々に積極的に参加していただけるような工夫も取り入れることなどにより、防災意識の高揚を図っていく必要があるものと考えております。

さらに、本年度におきましては、自主防災会を対象とした地域防災セミナーにおきまして、静岡県で開発されました避難所運営ゲームを活用し、避難所運営者として様々なケースでの対応についてのシミュレーションを行っていただきました。今後におきましては、このようなシミュレーション訓練から実働的な訓練に繋げていけるよう、関係各

機関や、自主防災会、防災指導員との協力のもと、災害に備えた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**田中議員** 島本町のふるさと応援寄附金、ふるさと納税についての現状の報告、ありがとうございます。ありがとうございました。

ちなみに申し上げますと、近畿地方の平成27年度のふるさと納税寄附額のランキングを順に申し上げますと――5番まで、申し上げますね、大阪府泉佐野市11億5千万、京都府京丹後市9億1千万、滋賀県近江八幡市7億3千万、大阪府大東市6億5千万、兵庫県南あわじ市4億9千万となっております。

島本町の近隣の自治体ではどうなのか。島本町は、ホームページで紹介されていますように16件・48万5,544円と理解しております。高槻市、豊能町、能勢町の平成27年度のふるさと納税の寄附件数と寄附金額を、お伺いします。わかりますか。

**都市創造部長** 近隣市での寄附額、件数等のお尋ねでございますが、本町といたしましては、現時点においては把握いたしておりません。

以上でございます。

**田中議員** 私の調べた数字を申し上げますと、高槻市が192件で6,115万9,173円、豊能町530件で1,250万2,100円、能勢町31件で86万1,000円。いずれも島本町の金額を大きく上回ってます。特に高槻市は、平成20年にふるさと納税の制度ができてから、平成26年度までの7年間、寄附金がゼロの状態が続きましたが、今年1月よりふるさと納税の寄附金を募るようになったと聞いております。本年7月7日には、姉妹都市である島根県益田市とふるさと寄附金に関する提携協定を締結され、寄附金を集めるために本腰を入れておられる様子が見えます。

高槻市のホームページのふるさと納税のコーナーを見ますと、寄附の返礼品に高槻市内の寿酒造や清鶴酒造のお酒はもとより、「美人の湯」入場券、アイドルマスターやよいのグッズ詰め合わせなど、ユニークなものがずらりと100点近く掲載されております。高槻市の取り組みに対して、どのようにお思いでしょうか。

**都市創造部長** ただいま議員のほうからご紹介いただきました返礼品等の取り組みについては、私ども、大変魅力的だなというふうなものが素直な感想でございます。

本町といたしましても、島本町ならではの返礼品については、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、まさに今、町内各事業所向けの説明会を開始する段階でございますので、そのような部分を含めまして、魅力ある返礼品の充実等、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**田中議員** 私は以前に、島本町のし尿処理の事務委託を審議する高槻市議会の地方分権推進特別委員会を傍聴したことがあります。その際、委員の中から、島本町の自助努力が

足りないのではないかという指摘がありました。

貴重な自主財源であるふるさと寄附金が、高槻市と比べて島本町があまりにも少ないようだ、そうした見方をされかねないと私は危惧しております。この点について、執行部はどうお考えでしょうか。

**都市創造部長** 自助努力についてのお尋ねでございます。

本年度、取り組む制度の充実につきましては、全国的な流れを受けての本町としての自助努力の一つというふうに認識いたしております。本制度にかかります国の通達など、考え方も踏まえつつ、町の商工振興という目的も果たすことを前提に、積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**田中議員** ふるさと納税についてのパブリックコメントの募集は、今のところ見ておりませんが、町民の方に意見を伺うのも良いかと思えます。ふるさと応援のあり方、またユニークな返礼品のアイデア等を募集してはいかがでしょうか。

昨年度 530 件、1,250 万 2,100 円の寄附金を集めた豊能町では、返礼品にお正月のしめ縄、猪肉、お墓参りの代行サービス等、ユニークなものがあります。執行部のお考えを伺います。

**都市創造部長** パブリックコメント等で住民の声を聞く、というお問い合わせでございます。

現時点におきましては、私ども、予定のほうはしておりません。住民の方から、素晴らしいご提案、ご意見、頂戴いたしましたといたしましても、やはり返礼品にご協力いただく、まずは事業者の意見を、今、聞いていこうと取り組んでおるところでございますので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

**田中議員** 島本町の住民が他の市町村にふるさと応援の寄附をした場合、一般のサラリーマンで1万円を寄附した場合、約8千円の所得税・住民税が還付されると聞いております。詳しいことは決算を審査する常任委員会で質問しますが、その寄附による平成25年、26年、27年度における島本町の影響額は、概ね幾らぐらいでしょうか。本来、島本町に納められるはずの住民税が還付されたことによる金額でございます。

**総務部長** まず、町外の方が納められた場合、島本町のほうにももちろん寄附金が入ってくるだけなんです、島本町の住民の方が他市町村に寄附をされた場合は、直接、影響がございます。

具体的に申し上げますと、25年と言いましても、1月から12月末までなんです、町内の方が他市町村に寄附をされて、26年度の課税の段階で影響があったのは、約100万円でございます。それから、町内の方が他市へ26年に寄附をされて、町のほうの住民税の課税が27年度になりますが、そのときの影響額は約400万。それから、27年に町



外のところに寄附をされて、28年度に町の住民税に影響したのは、約2,000万円でございます。

以上です。

**田中議員** 私も、こういうことにあまり注目しなかったんですけど、やはり、ふるさと納税の自治体間競争があまりきつくなりますと、こういうマイナス面も出てくるのかなというふうに思ってます。

次に、先ほど企業版ふるさと納税について説明を伺いました。説明にありました企業版ふるさと納税は、先ほどの説明のとおり、今年度から始まった制度と聞いております。

個人が好きな自治体に自由に寄附できる個人版と違い、企業版は、内閣府が地方創生に繋がると認めた自治体の事業が対象になります。企業は、応援したい事業に寄附すると、先ほどのお話にもありましたように寄附額の約6割の税負担が軽減されます。すでに、第1弾の申請受付は今年6月までで、6件・83市町村が合計105事業を申請したと報じられております。8月上旬には、寄附の対象となる事業が公表されると聞いております。

そこで伺いますが、本町は、申請されましたか。

**総合政策部長** 企業版ふるさと納税の、それを受けるための手順でございますが、まず、本町の「総合戦略」に示す事業に対して、企業からの寄附の申し出、これがまず大前提でございます。それがありましたら、本町は「地域再生計画」というものを作成し、国に申請をいたします。国において、その「地方再生計画」が認定されますと、その認定された事業を公表して、事業を実施していく、こういう流れでございます。

現時点で、本町の事業に対して寄附の申し出がございませんことから、申請には至っておりません。

以上でございます。

**田中議員** 企業版のふるさと納税についても、いろいろと研究されていると思いますので、例えば北海道の夕張市、宮城県の石巻市、高知県の四万十市、こういった申請案件があると思います。そういった点も十分研究されていると思いますので、どのようなものか、お答えいただきたいと思います。

**総合政策部長** 各自治体の先行事例につきましては、内閣府の地方創生推進事務局のホームページで一覧表が公表されておりますので、把握いたしております。

北海道の夕張市におきましては、株式会社ニトリホールディングスが夕張市のコンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査に対して5億円、28年度から31年度までで5億円の寄附をされるという状況でございます。それから、石巻市でございますけれども、石巻市の雇用創出拡大プロジェクトに対しての寄附……、すいません、もう1市、大変申しわけございませんが、もう一度、ご質問いただけませんか、すみません。

**田中議員** 先ほど説明を求めましたのは、高知県の四万十市でございますけれども。

**総合政策部長** 大変失礼いたしました、すみませんでした。

高知県の四万十市でございますが、四万十流域サイクルロード整備プロジェクトという「地方再生計画」に対して、企業が寄附を申し出られているということで、把握いたしております。

以上でございます。

**田中議員** 私ども島本町には、幸いにしてサントリーさんとか小野薬品さんとか、有力な企業がいらしていただいています。それだけに、これぞと言った事業を提案して、寄附をいただく。企業においても、6割の税負担が軽減されるということですから、率先してやっていただいて、それで企業の名を高めていただくという効果もあろうかと思えます。

できるだけ早い事業の展開ということが求められますが、いつ頃、やられる予定でしょうか。

**総合政策部長** その事業の元となります本町の「総合戦略」というものは、もうすでに来ておりますので、それについて、ご理解とご協力がいただけますように、先ほど1答目で申し上げましたが、今年5月の青葉会の例会でもお願いいたしました。この秋にも例会がございますので、その際にも、改めてご理解とご協力をお願いしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

**田中議員** できるだけ早く、議会のほうにその成果を発表いただくように努力していただきたいと思えます。

それから、2番目に質問いたしました件ですが、先日の猛威を振るった台風10号のために、岩手県の岩泉町で浸水被害があったグループホーム「楽ん楽ん」では、9名の方が犠牲になったケースがあります。災害弱者に対する対策・訓練をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**伊集院議長** 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

引き続き、関議員の発言を許します。

**関 議員**（質問者席へ） 大阪維新の会・関重勝です。一般質問をさせていただきます。後ほど、町長にもご見解をお伺いしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

1点目、「横行する資源ごみの持ち去りについて」

最近、本町においても早朝からトラックを乗り付けて、ごみ集積所に出された缶などを持ち去り、空き地などでアルミ缶だけを回収していく業者が見受けられます。

この業者は、スチール缶やごみ袋など不要物をごみ集積所に再度戻していることから、ごみの取り残しの被害を生じさせ、収集業務に支障を生じさせておりますが、行政としては、どのような対策を実施しているのでしょうか。

**都市創造部長** 1点目の「資源ごみの持ち去り」につきまして、ご答弁申し上げます。

ごみ集積所に出されましたごみは、所有者のない無主物となりますことから、全ての資源ごみの抜き取りを防止することは困難な状況でございます。

現在、本町の抜き取り防止策といたしましては、住民の皆様が地域の自治会や子ども会等で実施している集団回収に資源ごみを出していただくことで対応しており、本活動を促進するため、「島本町再生資源集団回収助成金制度」を実施しております。本制度は、自治会や子ども会等が回収業者と資源ごみの売買を直接行い、その量に応じて助成金を交付するものでございます。

集団回収は、資源ごみの抜き取りを防止するだけでなく、資源ごみの量を把握し、リサイクル率の向上を図ることに加え、ごみの減量化、資源再生利用、環境美化及び地域コミュニティの育成を促進することができ、本町が収集する資源ごみの量を減少させることから、分別作業等のコスト削減にも寄与するものと考えております。

地域のコミュニティで効果的・効率的な資源化を図ることができる集団回収を、住民の皆様がより積極的に活用できるよう、今後も本制度の啓発に努めてまいります。

以上でございます。

**関 議員** 本町における昨年度の資源ごみの売却益は、どのようになっているのでしょうか。

**都市創造部長** 平成27年度の鉄やアルミ、紙など、町で資源ごみとして収集したものや、粗大ごみを破碎し資源物として分別したものを売却した額につきましては、約200万円となっております。

**関 議員** 正当な業者以外の者に資源ごみを持ち去られたことでの本町での被害額は、どれぐらいになるのでしょうか。

**都市創造部長** 本町では、把握できておりません。

なお、具体的に把握しよういたしますと、パトロールなどにより、任意に選定した箇所の数ヵ所のごみ置き場で抜き取り状況の現認を行い、推計する必要があると考えますが、他の自治体では資源ごみの抜き取り防止条例施行後、回収量が約3割増えた事例もございます。そのことを本町に当てはめると、被害額は約60万円と試算いたします。

**関 議員** 被害額60万円と試算する、ということですがけれども、今後、正確な被害額を確認する予定はございませんか。

**都市創造部長** 現段階におきましては、先ほど私、推計するような方法等もご答弁させていただいたところですが、現時点では、今のところ、ちょっと具体的に予定というものはしておりません。

以上でございます。

**関 議員** 自治会や子ども会などへの集団回収を推進しているとのことでしたが、町として資源ごみの持ち去りへの具体的な対策は実施していない、ということよろしいですか。

**都市創造部長** 資源ごみの抜き取り防止のためのパトロールなど、直接的な対策は実施できておりません。

なお、資源ごみの抜き取りを防止する条例を制定している自治体におきましては、パトロールなどを実施し、抜き取り防止に努められており、当該条例を制定していない自治体におきましては、本町と同様、集団回収を推奨するなどの対応を行っていると感じております。

**関 議員** つまり、それでは本町では、現時点では持ち去りを容認しているということでしょうか。

**都市創造部長** ごみ集積所に出されましたごみについては無主物となりますことから、現在、資源ごみの抜き取りを禁止するのは困難であると考えております。

なお、決して容認している認識ではございませんが、具体的な対策を講じられていない現状におきましては、結果といたしましては、容認していると言われても反論することができません。

**関 議員** 背景には、蔓延する持ち去りビジネスの存在があると思いますが、一体、どれぐらいの業者が町内に入ってきているのかは、把握できているのでしょうか。

**都市創造部長** 資源ごみの抜き取りを行っている業者の数は、把握できておりません。

なお、先ほどの被害金額の件でのご答弁に重なる部分もございしますが、具体的に把握しようといえますと、パトロールなどにより、当該車両の数は一定把握することができるのではないかと考えております。

**関 議員** パトロールすることで把握できるのであれば、一度、把握する必要があると思いますが、いかがですか。

**都市創造部長** どれぐらいの数の業者、車が、朝の通学時間とか含めて横行と言いますか、町内に流入している部分については、やっぱり一定把握する必要があるのかな、その辺につきましては、今後、ちょっと検討してまいりたいと考えております。

**関 議員** 今から検討するということですが、業者などの車が夜中、深夜に徘徊で、町の秩序を乱すことにはなっていないんですか。

**都市創造部長** ごみ出しにつきましては、収集日の当日の朝に出していただくよう、住民の方にはお願いをいたしております。しかしながら、前日から資源ごみを出されたため、業者が徘徊し、資源ごみを持っていかれますと、騒音が出るなど、生活環境に影響が出るものと考えます。

なお、本町内に資源ごみの抜き取りを目的とする車両が流入することにつきましては、交通事故の危険性や騒音、排気ガスの排出などの面からも、決して望ましいことではないと考えております。

**関 議員** 業者などの持ち去る車は、悪いことをしているという意識からか、猛スピードで現場を立ち去る業者がいるように感じておりますが、通学時間帯などと重なり、非常

に子ども達への危険もあると考えます。教育委員会は、どのような見解をお持ちですか。  
**教育こども部長** 通学時間帯における車両につきましては、資源ごみの抜き取り業者の車両に関わらず、スピード超過した車両が多いことについて、危険であるというふうにご考えております。

また、安全ボランティアの方々からも、スピード超過した車両の取り締まり強化や、注意喚起の必要性をお聞きしており、教育委員会といたしましても、警察への取り締まり強化をお願いしているところでございます。

**関 議員** 教育委員会も、非常に危険であるという認識をお持ちだということですか。

それでは、業者が恫喝・脅迫などの威圧的な行動を取ったり、集積所を荒らすなど、住民との間でトラブルとなっているケースは発生していないのでしょうか。

**都市創造部長** 本町の資源ごみに関する問い合わせとして、業者が町内のごみ集積所から資源ごみを抜き取ったということに対する対応の問い合わせはございます。また、資源ごみに関わらず、その他のごみを集積所に不法投棄されている等の報告もございます。

なお、住民の方と業者でトラブルになったことについては承知しておりませんが、抜き取りを目的とする車両の流入による生活環境への影響は、少なからず存在するものと認識しております。

**関 議員** この問題は、最近、全国的にどこの自治体でも頭を悩ませている問題であり、テレビ放送でも、よく特集で取り上げておりますが、最初の答弁にありましたように、確かに集積所に出されたごみは所有権のない占有離脱物であることから、警察による窃盗罪などでの事件化が難しい案件です。

そのため、ごみの持ち去り禁止を条例化して対応している自治体も多くなってまいりましたが、この条例化に対しては、本町ではどのような見解をお持ちですか。

**都市創造部長** 議員ご指摘のとおり、他の自治体におきましては抜き取り防止に関する条例を制定され、その対策に取り組んでおられるところもございます。

なお、すでに条例を制定しております自治体の多くが、その実効性を高めるためにパトロールとセットで取り組んでおられますことから、費用対効果の部分も含め、今後、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

**関 議員** 資源ごみの持ち去りにつきましては、全国的に多くの行政が対策を実施している中で、本町は未だ何の対策も取らないのであれば、古い理論で恐縮ですけれども、「割れ窓」理論にありますように、このまま放置すれば、やがてごみのポイ捨てなどの軽犯罪が多く起きようになり、住民のモラルが低下して、地域の振興、安全確保に協力しなくなる、それがさらに環境を悪化させる、凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになる、というような治安の悪化に繋がり、町がすさんでいくと考えますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 資源ごみの抜き取り防止策につきましては、地域の安全・安心を脅かす

スタの軽減に寄与する部分もございますので、他市町村の事例等について、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

**関 議員** これまでの答弁で、本町でも資源ごみの持ち去りについては、業者が町内に入ってきている認識があります。そして、その被害は約 60 万円と試算されております。業者の徘徊によって騒音などの生活環境に悪影響を及ぼし、交通事故の危険性なども危惧しておられます。しかし、本町では法的な整備ができていないので、資源ごみの抜き取りを禁止できずに容認せざるを得ない状態であるということだと理解します。

このまま放置すれば、やがて本町の住民生活の安心・安全に大きく悪影響を及ぼすことが、答弁をお聞きする限り、誰でも予想されると思うんですが、行政として、なぜ先手を打っていかないんでしょうか。

**都市創造部長** 今までのご答弁、いろいろさせていただく中で、明らかにごみの抜き取り業者の町内流入については住民の生活に悪影響を及ぼすという部分については、まさに明らかになったところがございます。今後の取り組みではございますが、住民の皆様が安全・安心に暮らしていけるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** 先ほどご答弁で、本町お得意の「他市町村の事例等について調査・研究」しますとの答弁をいただきましたが、費用対効果だけでなく、町の秩序やモラルの崩壊の要因となりますので、気がつけば大阪府下で本町だけが法整備できていずに、取り残されることがないように、他市町村に先駆けて対策を取るように要望いたしまして、次の質問に移ります。

2 点目、「若手職員の人材育成について」

町にとっても住民にとっても、貴重な財産である若手職員が他市に流出する事態が続いておりますが、その実態と原因についての見解を示してください。

**総合政策部長** それでは、2 点目の「若手職員の人材育成」について、ご答弁申し上げます。

平成 25 年度末・26 年度末・27 年度末におきまして、早期に退職した若手職員は 7 名おり、そのうち 6 名が他の自治体に採用されております。退職理由につきましては、「一身上の都合」となっており、詳細についてはわかりかねるところでございますが、大きくは「出身地で働くため」「家庭の事情による」などの理由であり、単に「本町よりも他の自治体のほうが魅力的である」というものではないと認識をいたしております。

しかしながら、一般的な転職理由としてあげられます「希望する仕事内容ではない」「思っていた労働環境と異なっていた」「人間関係に問題がある」というような理由がきっかけとなっている可能性が否定できないことから、職員が働きやすい職場環境の醸成など、組織の活性化を一層図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

**関 議員** 7名のうち6名が、他の自治体に転職されているとのことですが、それぞれ奉職に就かれて何年目の職員になるのでしょうか。また、いわゆるUターンでの地元や地方への転職ではなく、近隣他市に転職された職員の状況は、どのようになっているのでしょうか。

**総合政策部長** 6名の職員でございますが、入庁後、3年から7年の職員でございます。

それから、この6名のうち4名が大阪府内の自治体に採用されております。4名のうち2名が、北摂地域の都市に採用されている状況でございます。

以上でございます。

**関 議員** 本町の職員として採用され、それぞれの職種でキャリアを積んでこられた矢先、まさにこれからは本町職員としてエキスパートになる人材が他の自治体へ転職されて、新しい行政で即戦力になっている。例えが悪くて、職員の方々が気を悪くされたら申しわけないんですが、本町のたくさんの税金で新人職員を一人前にした途端によそに取られる。この損失は、本町にとっても人材育成の面で重く考えるべきだと思いますが、町としては、どのような見解をお持ちですか。

**総合政策部長** 本町を退職して、他の団体に採用される職員がおります。その一方で、他の団体を退職して本町に採用されている職員もいる、これも事実でございます。

ともに働いてきた職員が退職していくということは非常に残念でございますが、職員個々に様々な事情、あるいはライフプランがある、このように考えております。現在、職業の選択の自由が保障されている以上、本人の意思を尊重する必要があると考えております。

ただ、若手職員が退職する理由が職場への不満、そういったことがないような職場環境を構築していく必要がある、このように考えております。

以上でございます。

**関 議員** もちろん、答弁にありましたように、本町職員の職業選択の自由をいたずらに制限する気は決してありませんし、そして転職された理由の中には、行政ごとの地域手当の格差など、本町ではどうすることもできない理由が、その根底にあるのだろうと推測いたします。

しかし、だからといって、職員の流出に何の対策も取らないというのは問題があると考えますが、いかがですか。

**総合政策部長** 職員が退職して他の団体、あるいは民間企業等々、そういったところに転職をしていくということについては、一定、先ほども申し上げましたように本人の個々の事情とライフプラン、そういったことから、それは尊重する必要があるというふうにはまず考えておりますが、先ほども申し上げましたように、その理由が職場への不満というような、そういった理由にならないような対策が必要というふうには考えておまして、働きやすい、働きたい職場環境、こういうものを——これには個人差があると思

ますけれども、そういったことを構築していく必要があると思っております。

本年度から、人事評価制度を本格的に実施をいたしておりますが、その制度の中で、所属長と所属職員との3回の面談を行うことといたしておりますが、この面談を通じまして上司・部下のより良い関係を築くことで、業務の円滑な推進と、上司・部下、双方の成長といたしますか、人材育成に繋げていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 本町では、若手職員が管理職になりたがらないという、いびつな意識が広がっておりますが、それが最大の原因ではないですか。

**総合政策部長** 管理職になりたがらないという職員が7割、これは10年ほど前のアンケート調査でございますが、今年も、10年経ちまして、改めてアンケート調査を実施いたしておりますので、その後の状況については検証していきたいというふうに考えておりますが、先ほど申し上げました6名の職員の理由については、1答目でご答弁申し上げましたように、一般的な転職理由が否定できないということで申し上げております。議員ご指摘の部分についても、否定はできないというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。

6月議会の冒頭、川口町長から、個人番号カードの誤廃棄事案についての行政報告がありました。カード紛失のいきさつを報告された後、「管理体制の不備により、このような事案を引き起こしたことを深く受け止め、公務に携わる者として、職務専念義務のさらなる徹底と意識改革を講じてまいる所存です。」との言葉がありました。

その後、どのようにして「公務に携わる者として、職務専念義務のさらなる徹底と意識改革」を講じられておられるのでしょうか。

**総合政策部長** マイナンバーカードの誤廃棄については大変申しわけない事案で、お詫びを申し上げる次第でございます。その後、町長が議会のほうで行政報告させていただきました後、庁議等におきまして、その説明をさせていただき、今後、このようなことが起こらないよう周知徹底をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**関 議員** あまりに抽象的過ぎますけれども、お聞きする限り、それは上辺だけの意識改革になっていませんか。

**総合政策部長** マイナンバーカードに関わらず、適切な、適正な事務の執行のため、定期的に職員に対しての通知も行っているところでございますので、上辺だけでなく、今後も積極的に周知徹底を図っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

**関 議員** さらに、町長は「今後、このような事案が二度と発生することがないよう職員



指導を徹底し、住民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく  
お願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。」と締めくくられました。

この答弁から3ヵ月が経ちますが、答弁にあるような、「二度と発生することがない  
ような職員指導」はされたんですか。

**総合政策部長** 先ほども申し上げましたように、発覚後の庁議におきまして、各部局長に  
対して町長のほうからも厳しく周知徹底をいただいているところでございまして、各部  
局長におかれても、それを受けて、今後、このようなことが起こらないような業務体制  
を構築していく、このように考えております。

以上でございます。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前10時56分～午前10時56分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**関 議員** 部長には、そのような指導をされたということですが、各部長から職員に  
は、どのようにされているんですか。

**総合政策部長** 庁議のほうで町長と私のほうから、この件について周知徹底を図り、その  
後、各部局長から管下職員に対しての指導徹底を行っていただくということをお願いを  
しております、具体的に、各部局でどのように指導徹底を図ったかということについ  
ては、申しわけございません、現時点で把握いたしておりません。

以上でございます。

**関 議員** 答弁をお聞きする限り、しっかりとした職員への指導が徹底されていないとい  
うふうに感じますけれども、そのようなことで信頼の回復ができるかと考えておられま  
すか。

**総合政策部長** 厳しいご指摘をいただいておりますが、今後も適宜、職員に対しては指導  
を徹底してまいり、住民の皆さんに信頼される行政として思っただけのような組織  
を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** また、本件に関しましては、6月議会での他の議員の質疑の中で総合政策部長  
から、「人事担当部局におきまして、今後、関係職員の事情聴取を行う等いたして、一  
定の対応を考えていきたい」と、再発防止策について答弁されております。関係職員の  
事情聴取はされたんですか。

**総合政策部長** 関係職員の事情聴取については必ず行いたいというふうに考えております  
が、現時点で、まだ実施はできておりません。

以上でございます。

**関 議員** もう3ヵ月経ちますけれども、なぜ、されないんですか。事の重大性というもの  
を認識されておりますか。

**総合政策部長** 事の重大性は十分に認識をいたしておりますが、事情聴取を行う人事課が非常に他の業務で、現時点多忙ということで、そちらができていないということでございますが、できるだけ早い時期に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** 町長、総合政策部長が忙しくてできない、というふうな答弁です。あまりに、事の重大性を認識されてないというふうに感じますけども、これは早急にすべきではないでしょうか。

**川口町長** 誤廃棄の原因については、担当部局のほうでは事務の流れを再度点検して、対応させていただいているところでございますが、人事担当のほうが関係職員から事情聴取をまだ行っておらないということについては、事務が、大変申しわけなく思っております。早急に事情聴取を行うようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**関 議員** 総合政策部長にお訊きしますけれども、6月議会でそのように答弁されたのは、議会での、その場しのぎの答弁にはなっていないのでしょうか。

**総合政策部長** この事の重大性というのは、先ほど申し上げましたように、ほんとに認識をいたしております。上辺で答弁したということでは、決してございません。

以上でございます。

**関 議員** それでは、6月議会の一般質問におきまして、私が9月議会で「詳細をお訊きします」と宣言いたしました時間外勤務については、どのように職員に指導されているのでしょうか。

**総合政策部長** 「時間外勤務手当の縮減に向けた取り組み」ということでございますが、6月議会でも申し上げましたように、庁議あるいは課長会議での周知徹底、これについては継続して行っているところでございます。

また、現時点で本町の年間の目安でございます360時間、これに非常に近づいてきている、超える可能性がある、そういう職員がいる部署につきましては、先日、私のほうからも、その所属長に縮減に向けた努力をするよう指導をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 確認いたしますけども、再確認いたします。平成26年10月14日付けで出された「時間外勤務の適正化方針」では、その中では月間及び年間の時間外勤務の目安の設定がされておりますが、それぞれ何時間になるんですか。

**総合政策部長** 月間の限度の目安が45時間、それから、年間の限度目安が360時間でございます。

以上でございます。

**関 議員** 45時間と360時間、くれぐれも職員の方々には誤解のないようにしていただき

たいのですが、少ない職員数で頑張っていたいただいていることは十分に理解しておりますし、決して時間外勤務をするなど言うつもりは毛頭ありません。ここで問題にしておりますのは、あまりに、している人としていない人の格差があり過ぎることと、している人の度が過ぎていることを問題にしております。

それを踏まえて、各部長にお訊きいたします。時間外勤務について、それぞれ担当部署の月間・年間の最高時間は何時間ですか。簡潔に答弁願います。

**総合政策部長** 平成 27 年度の総合政策部での年間の最高時間数は、414.89 時間でございます。月間の時間外勤務の最高時間は、69.8 時間でございます。

以上でございます。

**総務部長** 総務部でございます。総務部の 27 年度の年間……（議場内・災害緊急対応試験的メール着信音多数）……。

**伊集院議長** 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 03 分～午前 11 時 03 分まで休憩）

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総務部長** 総務部の 27 年度の年間の時間でございますが、731.85 時間でございます。それからあと、月間の一番多い職員では、4 月で 93.0 時間でございます。

以上です。

**健康福祉部長** 健康福祉部でございますが、年間は 645.82 時間でございます。1 ヶ月は、最高で 76.3 時間でございます。

以上でございます。

**都市創造部長** 都市創造部でございます。年間で申しますと 355.07 時間、月間で申しますと 75.8 時間でございます。

**上下水道部長** 上下水道部でございますが、年間の時間といたしましては 163.77 時間、月間の時間といたしましては、6 月で 53.4 時間でございます。

以上でございます。

**消防長** 消防本部におきましては、年間で 435.36 時間、月間につきましては 72.58 時間でございます。

なお、消防本部につきましては 24 時間勤務でございますので、休日給、それから夜間勤務手当というのも入っております。

以上でございます。

**教育子ども部長** 教育子ども部につきましては、年間 592.6 時間、月間で 82.3 時間でございます。

**関 議員** ご答弁いただいたとおり、この「適正化方針」の 45 時間・360 時間が両方守られている部署が一つもないということがわかりました。

もう一度確認いたしますが、この時間外勤務の適正化方針というものは、一体、どう

いうものなんですか。なぜ、守られてないんですか。

**総合政策部長** 「時間外勤務の適正化方針」につきましては、職員の健康の維持増進とともに、仕事と家庭生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの観点からも、可能な限り時間外勤務を抑制していく、この必要があることから、そのあり方について、今後の縮減の方針を定めたものでございます。

時間外勤務の縮減についての取り組みを今後も引き続き行ってまいり、議員のご指摘の、偏った職員が多く超勤をしている、こういう実態をできるだけなくしていくように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** それでは、管理職の手当について、お訊きします。

課長級と部長級の管理職手当、1ヵ月、それぞれどれぐらいになるんですか。

**総合政策部長** 管理職手当の月額でございますが、部長が7万7千円、課長が5万5千円でございます。

以上でございます。

**関 議員** 5万5千円と7万7千円ということです。先ほど、各部長から時間外勤務の内容をお聞きいたしました。昨年、金額で一番多かった職員が182万7,690円、1ヵ月当たり換算しますと、1ヵ月で15万2,307円になります。これは、管理職手当の課長の5万5千円の約3倍、部長の7万7千円の約2倍に相当します。部長をはじめ管理職は、何か事態が発生したときにその責任を負うこととなります。にもかかわらず、責任だけ取らされて、手当は一般職の2分の1や3分の1という状況です。

このような状況で、誰が管理職になろうと思うのでしょうか。その点、どのように考えておられますか。

**総合政策部長** 本町では、平成19年、「人材育成基本方針」を策定する際に、職員に対してアンケート調査を実施いたしました。その中で、若手職員の約7割が「管理職になりたくない」というような回答をいたしております。その理由は「責任に見合った処遇ではない」、こういう状況でございました。

それを受けまして、今年度、「人材育成基本方針」の見直しを、現在、作業中でありまして、その中で、改めて職員に対してアンケートを実施いたしたいと考えております。若手職員がどのような考え方になっているかということについても、改めて検証したいと思っております。

そして、議員のほうからもご質問いただいております給与PTの新たな給与改革。これについても、できるだけ積極的に制度設計を検証いたしまして、ご提案できる段階に持っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

**関 議員** 給与PTに関してもされるということですが、結局、今の状態をいつまで

続けられるのでしょうか。このままでは、職員がやる気を持って仕事をできないと考えますが、いかがでしょうか。責任を負わなくてもいい、それでいて手当をたくさんもらえて、管理職よりもたくさんの給料をもらえるのであれば、誰が、職員の方が頑張っ  
て認められて管理職になろうとは絶対に思わないと思うのですが、いつまで続けよう  
と考えておられますか。

**総合政策部長** 本町におきましても、現在の財政状況は非常に厳しい状況でございます。大きなプロジェクトも控えております。現在は学校の耐震化等々進めているところでござい  
ますので、人件費の増大、人件費が増額になるということについては、極力、今は避  
けるときではないかというふうにも考えるところでございますので、町の財政状況を  
勘案いたしまして、職員のモチベーションアップが図られるような給与体制について、  
検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** このPTの人事給与プロジェクトには、10人の職員と、事務局である人事課の  
職員が時間外に集まって、しかも、時間外勤務手当を支給して考えたときと聞き及んで  
おります。これらのプロジェクトに参加した職員は、本来業務もあつたはずですし、忙  
しい職員に本来以外の業務をさせておきながら、人事課が何もしないというのならば、  
何のためにさせたのでしょうか。

時間外勤務を縮減し、職員の健康管理に人事課は努めております、と言いつつ、結  
果を生ませないことをさせて時間外勤務を増やして、職員の健康管理を阻害している  
のは人事課であるというふうに感じますが、いかがですか。

**総合政策部長** 確かにおっしゃるとおり、時間外に庁内の若手の職員に、本町の給与制度  
のあり方というものについて検討をいただきました。これは本町の業務であつて、ひい  
ては、その職員の主な担当業務ということではありませんけれども、各部局の意見の集  
約ということでお集まりをいただいたところでございまして、これによって職員の超過  
勤務時間を増加させ、そして職員の健康を阻害させた、そういった認識は持っており  
ません。

以上でございます。

**関 議員** これまでの答弁をお聞きしまして、町の議会への対応には非常に疑問を持ちま  
す。6月議会で質疑いたしました人事給与制度構造改革プランにつきましては、複数  
年にわたって町長の施政方針にも掲げられているにも関わらず、終始、「検討します」と  
いう答弁を繰り返されました。そして、個人番号カードの誤廃棄事案については、「人  
事担当部局において、今後、関係職員の事情聴取を行うなどして一定の対応を考える」  
と議会で答弁しておきながら、何一つ履行していない。

さらには、2年前に職員の時間外勤務については青天井であり、全く幹部の勤怠管理  
がなされていないことを問題提起した際にも、「時間外勤務に関する適正化方針」をも

とに改善するから補正予算を通してくれと、議会に対して、当時の副町長が謝罪されたうえで、総合政策部長が説明されたにも関わらず、この方針が全く守られていない。

議会に対して、やると言われたことは、しっかりとやり遂げる責任があると思いますが、いかがですか。

**総合政策部長** 議会において、時間外勤務手当が多いということに対して、平成 26 年度に非常に厳しいご指摘を受けまして、同年に「適正化方針」を設けさせていただきました。

ここでもご答弁させていただいておりますが、26 年度に実績に比べまして、27 年度の実績については時間数で約 2,870 時間・約 7.4%の減。それから、平成 27 年度の 4 月から 7 月までの実績と、現在、平成 28 年度の 4 月から 7 月までの実績を対比いたしますと、時間数で約 1,830 時間・約 11.1%、現時点で 11.1%の減ということになっておりますので、人事担当といたしましては、ご指摘を全く守らずに、そのまま超勤時間が多いままでということについては、そういった認識はございません。

ただ、偏った職員が多い、目安を守れていない、こういったことについては真摯に受け止める必要がございますので、引き続いて各部局長に対して指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** 町長、いかがですか。議会で「します」ということが、あまりに履行されていない現状について、クレーム、異議申し立てをしておりますけども、どのような見解をお持ちになりますか。

**川口町長** 先ほど来、厳しいご指摘をいただいております……（議場内・災害緊急対応試験的メール着信音多数）……。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 15 分～午前 11 時 15 分まで休憩）

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**川口町長** 先ほど来、厳しいご指摘をいただいております。特に、超過勤務手当の件で約束が守られてないという、厳しいご指摘はいただいております。仕事が偏ってしまうのは、ある部分、仕方がないにせよ偏りすぎている。そして、基本的な考え方をお示したのに、なおかつ、それが履行されてないというふうなこと、大変申しわけなく思っております。

議会でお約束したことにつきましては、しっかりと守っていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

**関 議員** 町長から、ご答弁いただきました。

これからも議会に対して発言や答弁されたことは、重い言葉であると再認識していただいて、必ず実行することを強く要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございます

いました。

**伊集院議長** 以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 16 分～午前 11 時 30 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

**野村議員** (質問者席へ) 野村行良でございます。一般質問させていただきます。

「商工業の活性化などについて」を問います。

全国の自治体においては、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方をもとに、地域資源を活かした人口減少対策や、商工業などを中心とした地域の活性化に取り組まれています。

島本町においては、大型集合住宅の建設や各地域における住宅建設等により、人口は若干増加傾向にありますが、町のにぎわいの創出と、商工業を中心とした地域の活性化を図ることは、喫緊の課題となっているものと認識しています。

本町では、大阪府下で唯一の名水百選に選ばれた水無瀬神宮の「離宮の水」、大阪府指定天然記念物であり、大阪みどりの百選に選定された緑豊かな社叢・若山神社のツブラジイ林などがあります。さらには尺代地区の「アマゴ・マス釣り場」には、全国から訪れてこられる自然資源などが豊富にあり、また多くの見学者が訪れられるサントリー山崎蒸溜所もあります。

これらの資源等を町内外に積極的に発信し、町内に魅力を感じていただくための取り組みが大変重要であると考えますが、まず、町の見解をお伺いいたします。

**都市創造部長** それでは、野村議員の一般質問につきまして、ご答弁申し上げます。

本年 3 月に策定いたしました「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、本町の人口増加や、まちの活性化を図るための重要な施策の一つとして「定住・観光プロモーションの推進」を記載しており、「住みたいまち、訪れたいまち」を目指し、本町の PR やイメージアップの取り組み、それらを推進する体制整備などを総合的に進めることを具体的な施策として位置づけております。

また、同じく本年 3 月に策定いたしました「島本町定住促進・観光振興計画」におきましても、まちの魅力を伝える情報網づくりを構築し、住民が主体となった活動の積極的な情報発信を目指すことを、行動計画の一つの柱として記載しております。本計画におきましては、「人と水と森」というテーマを本町の魅力として整理し、これらを町内外に発信することに取り組むこととしており、議員ご指摘の名水百選・離宮の水や、若山神社のツブラジイ、尺代地区のあまご・ます釣り場、サントリーウイスキー蒸溜所などは、まさにこのテーマにおいて代表する観光資源であるものと考えております。

これまでも、本町におきましては、広報しまもとの A 4 版化や公式フェイスブックの

導入、町ホームページの充実、観光マップの作成など、様々な媒体において町内外に「まちの魅力」を発信してまいりました。また、観光案内ボランティアの皆様のご協力により、阪急電鉄の沿線市町村が連携して取り組む「観光あるき」や、大山崎町と連携して実施した「サントリーウイスキー山崎TVコマーシャルの舞台を訪ねてツアー」を実施するなど、特にここ数年におきましては、町内外への積極的な情報発信と、観光振興事業を精力的に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、地方創生の流れの中、町内外に向けて、たくさんの方が「まちの魅力」を共有していただけることを目指し、行政だけでなく、商工事業者やボランティア団体など様々な主体が連携できるよう、「定住促進・観光振興計画」に基づき各施策を推進してまいります。

以上でございます。

**野村議員** 順次、再質問させていただきます。

ご答弁の中、「サントリーウイスキー山崎TVコマーシャルの舞台を訪ねて」というツアーを実施されているとのことでありますけれども、いつ頃から実施されておられますか。また、課題等あれば、お伺いいたします。

**都市創造部長** 本事業については、平成25年度から実施をいたしております。現在は、行政の事業として行っており、また観光案内ボランティアの皆様のご協力もいただいている中で、採算性を見込んだ事業としては実施いたしていないことや、蒸溜所以外の他の観光資源や飲食店への集客効果が不透明であることなどから、民間での事業化の展開を目指せるかどうか、課題としてあげられます。

**野村議員** このCMツアー、コマーシャルツアーには何人ぐらいの方、見えておられますでしょうか。また、その参加者の中には、町内とか町外とかがわかればお伺いいたします。

**都市創造部長** これまで延べ256人の方が参加されております。

なお、町内と町外の割合でございますが、およそ9割の方が町外からの参加者となっております。

**野村議員** このサントリー蒸溜所、本町にありますけれども、観光資源においては必要不可欠であると考えております。そのサントリー山崎蒸溜所のほう、1年間で見学者の方、およそ何人の方が来られておられますでしょうか。また見学者の中、町内・町外の割合がわかれば、先ほどと同じようにお示ししていただきたいと思っております。

**都市創造部長** 年間、約14万人と聞き及んでおります。なお、来場者の町内外の割合については把握しておりませんが、ほとんどの来場者が町外の方であるものと認識しております。

**野村議員** 約14万人の方が訪れられておられますけれども、その観光客の方ですが、地元の、町内の商工業者に何か恩恵があったと考えておられますでしょうか。



**都市創造部長** 蒸溜所を訪れた観光客の多くの方が、蒸溜所のみ滞在であるものと想定され、町内の飲食店や店舗に立ち寄られる方はあまり多くないものと考えており、現時点における商業振興としての大きな課題であるものと認識しております。

**野村議員** また後ほどお伺いしますが、このCM、コマーシャル、近隣の大山崎町との連携等々は、この観光客の方、どのようにしておられますでしょうか。

**都市創造部長** サントリーのツアーにつきましては、昨年度まで大山崎町と共催で実施しておりました。

なお、本年度は大山崎町から、他の事業との兼ね合いで実施ができないとの意向を受けましたことから、本年度は本町単独で実施する予定としております。

**野村議員** それでは、そのことを頭におきまして、国の交付金事業のことで、ちょっとお伺いしたいと思います。

国の交付金事業2,000万円活用について、現状を、まず、お伺いいたします。

**都市創造部長** 昨年度に実施いたしました先行型交付金におきましては、定住・観光プロモーション事業として、「定住促進・観光振興計画」の策定支援業務や、水無瀬神宮生け垣等の改修や、三川合流地点展望施設の整備、また史跡桜井駅跡における上下水道設備を設置するなどの観光施設の整備、また、にぎわいを創造する団体への補助制度の導入などを実施したところでございます。

さらに、先般の6月議会でもご審議いただきましたが、本年3月に策定いたしました「定住促進・観光振興計画」を推進するため、このたび、国において採択されました地方創生加速化交付金を活用し、商工会と連携を図りながら、地域の魅力的な観光資源をPRするため、特産品のブランディング事業やおもてなしイベントの事業化、おもてなし空間の創出に関する取り組みを試行的に行うとともに、これらの事業を、自らが継続的に取り組むための担い手づくりを目指すこととしております。

**野村議員** 地方創生加速化交付金を活用し、商工会と連携を図り、事業化・担い手づくりを考えておられますけれども、まず、タイムスケジュール等、もう少し具体的にお示ししていただきたいと思います。

**都市創造部長** 交付金活用事業は28年度末までの期限であることから、スケジュールにつきましては、現在、総合プロデュース業務を委託するJTBや商工会と協議を行っているところでございます。

**野村議員** それでは、初めにお伺いいたしました観光資源を活用しての事業、まだまだ企画途中であろうと思っておりますけれども、現在の進捗状況をお伺いいたします。

**都市創造部長** 加速化交付金活用事業におきましては、観光資源の活用事業として、水やタケノコなどの地域資源をはじめ島本町の自然などを活かしたツーリズム事業を、試行的に行うことも検討しているところでございます。

なお、商工会におかれましては、先行して「離宮の水」を活用した特産品の開発につ

いて、すでに民間事業者と協議を行っておりますことから、加速化交付金事業においても、これらの議論を踏まえ、引き続き取り組みを進めたいと考えております。

**野村議員** 今回の事業を進めるにあたりまして、商工会と行政との棲み分け等々、どういう形で考えておられますでしょうか。

**都市創造部長** 総合プロデュース業務を町が行い、具体的な事業実施、新たな組織の検討は商工会の事業として実施いたします。詳細な内容につきましては、現在、町と商工会と、JTBとで協議を行っているところでございます。

**野村議員** プレミアム商品券では、商工会の方々に大変お世話になったと思えますけれども、今回、商工会のほうの会員さん、また職員さんも減少している中、この事業においてご負担増にならないか、心配しておるんですけれども、いかが考えておられますでしょうか。

**都市創造部長** 交付金事業の国への申請段階におきまして、商工会との協議の中で、現状の体制の中、できるだけ負担にならないような方法で事業に取り組むことが望ましいとのご意見をいただいております。そのため、専門的な知識経験を持つ人材の派遣や、臨時職員の採用なども想定しながら、既存の事業を行いながら、円滑に新たな事業を進めていけるように取り組んでいただくことを想定しております。

**野村議員** それでは、一番初めのほうの質問に戻りますけれども、本町を訪れた方々への行政としての対応、どういう形にしておられますでしょうか。

**都市創造部長** これまでもボランティアの皆様による観光案内をはじめ行政といたしましても、観光案内板やパンフレットの作成、またホームページやフェイスブックなど、SNSによるPRなど、来訪者へのおもてなしの取り組みについては、町の身の丈に応じた事業として進めてきたところでございます。

さらに、このたびの地方創生加速化交付金事業における具体的な目標の一つとしては、空き店舗や空き家の活用による「おもてなし空間」の創出を試行的に運用することを目指すこととしており、また体験がツーリズムやマルシェをはじめ、おもてなしイベントの事業化を目指すことも想定しております。

なお、これらにつきましては事業を開始したところであることから、具体的な事業内容は確定しておりませんが、今後、商工会や民間事業者等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

**野村議員** 町内には空き店舗や空き家等々、たくさんありますけれども、目立つようになってきております。その活用は考えておられますか。具体的な、例えば個人の空き家、空き店舗、また団体などの空き店舗等々の進捗状況、わかれば、調べておられれば、お示ししていただきたいと思います。

**都市創造部長** 現時点におきましては、「西国街道のおもてなし」というテーマで事業計画を立てているものの、具体的な場所は特定できておらず、今後、商工会等と協議を行

うことを予定いたしております。

**野村議員** 今、西国街道等とおっしゃっておられますけれども、その一つの中にはサントリー山崎蒸溜所見学者、先ほどもお伺いいたしましたけれども、大型バスでの来場が多く見られますけれども、J R山崎駅等から徒歩で来られる来場者も多く見受けられます。

途中に空き家や空き店舗も見られますけれども、西国街道を活用しての「島本町の魅力」を発信する等は、考えてはおられませんでしょうか。

**都市創造部長** ご指摘の地区につきましては、現在もたくさんの観光客が通られることから、今後、事業を効果的に行うため、当該エリアで活動を展開することが想定される場所でございますが、現時点では具体的な内容が確定しておりません。これらを含め、今後、協議してまいりたいと考えております。

**野村議員** それでは、阪急水無瀬駅前、もしくはJ Rの島本駅前の空き店舗等々の活用は考えてはおられませんでしょうか。

**都市創造部長** 阪急水無瀬駅やJ R島本駅前の既存の建物を活用することも、可能性としてはございますが、現在の事業計画といたしましては、蒸溜所からの動線を考慮した「西国街道のおもてなし空間」の創出を想定しております。こちらも、現時点では確定したものではありませんが、滞在していただく方がくつろいでいただけるような「おもてなしの空間」にふさわしいかどうかや、蒸溜所からの効率的な動線になっているか、また、今後、事業を継続していただく事業者のニーズがあるかどうかなども総合的に勘案しながら、事業を進めていくこととなります。

以上でございます。

**野村議員** もう1点、J R島本駅前にあります歴史文化資料館、その活用等々は考えてはおられませんでしょうか。

**都市創造部長** 事業計画におきましては、歴史文化資料館の活用についても視野に入れることを記載いたしております。

なお、当該施設が町有地でありますことから、事業化に向けての課題整理等が必要であるものと考えております。

**野村議員** それでは、今後の取り組み、行政としてどういうふうにご考えておられるか、お伺いいたします。

**都市創造部長** 今回の加速化交付金事業につきましては、平成28年度のみ補助事業となっており、原則的には行政からの財政的な支援に頼らず、自ら自走できる仕組み作りを行うことが求められております。そのため、今後、継続した事業展開が可能かどうかや、事業を実施していただく担い手の育成など、様々な課題を整理しながら、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「島本町定住促進・観光振興計画」に基づき、事業を計画的に推進していく必要があるものと考えております。

**野村議員** 商工業者の担い手の方々、結構、厳しい現状だと理解しております。もちろん、

行政の支援も限られてはおりますけれども、商工業者の活性化につきましては、島本町の活性化にも繋がるものと考えております。

商工会にお願いすることも必要ですけれども、行政も、お互いに協力し、できる限り速やかに、計画的にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 今回の国の交付金の採択条件といたしましては、行政が継続して行う事業は対象外となっております。民間事業者が自走できる仕組みづくりが必要であり、その推進組織を立ち上げるためには、行政機関ではなく、なおかつ商工業事業者との繋がり深い商工会がふさわしいということで、お願いをいたしましたものでございます。

しかしながら、商工会だけの事業ではなく、町としても総合プロデュース事業を実施しながら、全面的にバックアップしながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

**野村議員** それでは最後に、島本町のまちづくりに関してですけれども、商工業の活性化を踏まえ、将来の子ども達のため、住みよい環境づくりの考え方を、再度、伺いいたします。そして質問のほう、終わらせていただきます。

**都市創造部長** これまでご説明させていただいた新たな取り組みはもとより、町内の若手の商工業事業者や、子育て世代を中心とした住民主体の取り組みは、商工業の活性化にも寄与するものであり、子ども達が、この町で成長する過程においても、各イベントに参加することで貴重な体験にも繋がるものと考えております。

そのため、住民主体で取り組まれるこのような事業に対しては、行政といたしましても積極的に支援を行い、住民、事業者、行政が連携した「魅力あるまちづくり」に向けての環境整備に、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** 終わります。

**伊集院議長** 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 51 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

**佐藤議員** (質問者席へ) 日本共産党の佐藤でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、「島本町のごみ処理が、より合理的に行えるには」から、問わせていただきます。

島本町の清掃工場は、稼働後 25 年が経過すると言います。補修をして長寿命化を図り、精密検査のうえで包括運営をと考えておられるようですが、精密検査の結果はどうだったのでしょうか。また、包括運営の検討は、どこまで進んでいるのでしょうか。

お願いいたします。

**都市創造部長** それでは、佐藤議員の一般質問のうち、1点目の「島本町のごみ処理について」でございます。

まず、①の「精密機能検査の結果及び包括運営委託の検討状況」でございます。

本町では、平成27年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの、老朽化している箇所があることがわかりました。本検査結果は、今後の維持管理と施設整備等の参考としてまいりたいと考えております。

次に、「包括運営委託の検討状況」でございます。

包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に有識者4名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において、検討しております。本委員会においては、「他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲について決定する必要がある」とまとめております。

本町の今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場の要望も踏まえながら、予算との整合性を図り、優先順位を決めて進めてまいりたいと考えております。この方針に基づき、本年度の施設整備につきましては当初予算内で施設整備し、本年度対応できなかった項目については、次年度以降に進めてまいりたいと考えております。

そのため、包括運営委託の導入につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で判断してまいりたいと考えております。今後も引き続き、清掃工場の長寿命化や施設の効率的かつ適切な運営方法について検討してまいります。

以上でございます。

**佐藤議員** 先日、清掃工場の視察をさせていただきました。夏の暑い日だったにも関わらず、一切、ごみの臭いもせず、場内も清潔に保たれており、働いておられる方々のご努力の結果と、感心をいたしました。

今、清掃工場内の町職員の構成、どのようになっているのでしょうか。

**都市創造部長** 現在の清掃工場の職員体制につきましては、正職員1名、再任用2名、嘱託職員1名、合計4名の体制となっております。

**佐藤議員** お聞きいたしましたところ、職員の高齢化が進んでいるようですが、今後の職員体制はどのように考えておられるのでしょうか。

**都市創造部長** 清掃工場の職員体制については非常に重要な課題と認識いたしております。今後の人員配置につきましては、人事課とも協議を行い、今後の施設運営に支障を来さないよう対応してまいりたいと考えております。

**佐藤議員** ぜひとも、その点はよろしく取り計らっていただきますように、お願いいたします。

本議会の資料で、精密機能検査の結果を出していただきました。それによると、前にお答えいただいた点とともに、「ごみの分別・資源化等により、ごみの焼却量の減量化に努めることが望ましい」と書かれておりました。

島本町の「一般廃棄物処理基本計画」によりますと、リサイクル率が約14%とのことですが、その内訳は、どのようになっているのでしょうか。

**都市創造部長** 「リサイクル率の内訳」でございます。

平成27年度の資源化量は約1,100 tであり、リサイクル率は約13.6%でございました。また資源化量の内訳につきましては、本町が定期収集を行ったもので、アルミ約8 t、鉄約82 t、ビン約218 t、雑誌約52 t、新聞約35 t、段ボール約48 t、紙パック約2 t、古布約21 t、ペットボトル約29 t、電池・蛍光灯約10 tとなっており、自治会や子ども会等で集団回収を行ったものが約595 tでございました。

また、具体的な量は把握しておりませんが、町内のスーパーで紙パックやペットボトルなどを店頭で回収し、資源化に努めていただいていると聞き及んでおります。

**佐藤議員** このリサイクル率、これを上げるためには、今後、どのようなことが必要だとお考えでしょうか。

**都市創造部長** リサイクル率の向上に向けての取り組みでございますが、資源化量を増やすためには、ごみ分別のさらなる徹底を行う必要があると考えております。

そのため、本町といたしましては島本町廃棄物減量等推進委員への研修や、広報及びホームページを通じて、ごみの分別意識の向上に努め、また自治会や子ども会等で実施している集団回収の推進を、今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** この春に、ごみ袋を黒から透明・半透明に変えられました。その結果については、いかがでしたでしょうか。

**都市創造部長** 「ごみ袋の透明・半透明化の実施状況」でございます。

本町では、平成28年4月から、ごみ袋の中身が見えることによる分別意識の向上や、ごみ排出量の抑制等を目的に、ごみ袋の透明・半透明化を実施しております。

導入効果といたしましては、具体的な量の把握はしておりませんが、清掃工場で勤務している職員からは、焼却灰に含まれる不燃物の量が減ったと聞いております。このことは、住民の皆様のごみの分別意識の向上の表れではないかと考えております。

**佐藤議員** 結果は良かったということのようで、これはこれで良かったのかというふうに思います。

次は「事業系ごみ」なんですけれども、島本町では事業系のごみ、これはどのように収集をしておられるのでしょうか。

**都市創造部長** 「事業系ごみの収集方法」でございます。

町内の事業所から排出されるごみは、本町の一般廃棄物収集運搬業の許可業者により

収集を行い、清掃工場へ搬入されております。

**佐藤議員** 明らかに事業系ごみと思われるのに、一般ごみとして出されていると、そう思われるような例があるというふうに聞いたことがございます。

事業系ごみの扱いについての周知徹底については、どのように行われておられるでしょうか。

**都市創造部長** 事業系ごみについての再度のお尋ねでございます。

事業系一般廃棄物が、家庭ごみとして出されている場合の本町の対応でございますが、もし住民の方からそのような情報をいただいた場合は、収集業者に確認のうえ、排出者に排出方法について指導をしていくこととなります。

また、本町のホームページでは適切な処理の方法について掲載し、啓発に努めており、今後も引き続きまして周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

**佐藤議員** 住民の方からそのような話をいただいた場合、ということなんですけれども、なかなか密告するみたいなことをしにくいことだと思います。事業系ごみ、家庭ごみと知らずに出していらっしゃる方もあるのかとも思います。あるいは、わかって出していちゃったら、これは悪質ですけれども、ぜひとも周知徹底の点については、くれぐれも今までよりも図っていただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

この事業系ごみのうちのコンビニ、あるいは外食産業、スーパーなんかの生ゴミの量、これはどのくらいか、わかりますでしょうか。

**都市創造部長** 「事業系ごみのうち、コンビニ・外食産業等の生ごみの量について」でございますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、事業系ごみについては許可業者が収集いたしており、町内の事業所のごみを収集し、清掃工場へ搬入していただいているところでございますが、1カ所ごとに収集運搬しているわけではありませんで、各事業所のごみの内訳や、量の把握というのはいたしておりません。

以上でございます。

**佐藤議員** スーパーやコンビニなどから、まだ食べられる、そういう食品、これが廃棄されることもあるかと思えます。

報道によりますと、フランスでは大型スーパーを対象に売れ残りの食料、これの廃棄の禁止をする、生活困窮者に配給をする、そういう活動を行う団体への寄附を義務づける、こういう法律が成立をしたそうです。違反をすると、罰金が科せられることになっている、そこまでやっているそうです。

また、東京都では、今年からスーパー等の売り場で賞味期限などが迫った値引き食品——これ、よく見ますけれども、そういう値引き食品に「つれてって！ それ、フードレスキュー」、そういうシールを貼るモデル事業に着手をしているそうです。その狙いについては、買い手には値引きシールの貼られた商品を買う、そのことがお得に買う、自分がケチな行為をしているのではないという、それだけの行為から賢くスマートな社会

貢献にもなるポジティブなアクションである、そういうことへの意識転換。そして売り手には廃棄される食品を減らすポジティブなアクションとして実施をしてもらう。そういうことという考え方で取り組んでいるそうです。

このように、積極的に食品ロスをなくす、このための取り組みというのは大事なことだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 議員ご指摘のとおり、まだ食べられるものが廃棄物になることにつきましては、循環型社会を構築するうえで、国も含めて大きな課題となっていると認識しているところでございます。

本町といたしましても、そういう食品ロス削減に努めるため、今後、先進的な取り組み等行っている他自治体の事例等について、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** ぜひとも、その取り組みもよろしく願いをいたします。

島本町の焼却炉、これと、ごみの量との関係はいかがでしょうか。

**都市創造部長** 「焼却炉とごみの量との関係」でございます。

清掃工場の焼却能力は、2炉8時間運転で1日当たり46tであり、平成27年度の1日当たりの平均焼却量は、約30tでございました。

以上でございます。

**佐藤議員** 毎年、この清掃工場の補修・改修の予算が出てまいります。毎年の耐火レンガ等の補修の状態を見ますと、8時間運転で、毎日、熱したり冷やしたり、この負担が炉の傷みを加速するものというふうに考えます。せめて16時間運転で、その回数を減らす、このことで炉の負担を軽減する。このことは考えられないでしょうか。

**都市創造部長** 清掃工場では通常2炉運転を行っておりますが、改修工事期間中は交互に施行する必要があり、仮に1炉のみとしてみまると、工事期間中のごみ処理の課題がございますことから、焼却炉は1炉ではなく、2炉必要なものと認識しております。また、焼却炉を運転する時間を延長いたしますと、運転管理を行う委託業者の勤務時間も増加し、人件費が増加することとなります。

このようなことを総合的に勘案し、現状の2炉での8時間運転が最適であると考えているところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** この炉の運転ですが、燃やすための燃料にかかる費用、あるいは汙材の消耗を軽くする、そういう点、あるいは発生するダイオキシン等有害物質の減少など、燃焼時間を長くすることの利点、これもたくさんあるというふうに考えます。

一度、その人件費の増とか、そういうこととの関係、どちらがより長い目で見れば、あるいは町民のため、立場を思えば有利なのか。その点も考慮いただけたらというふう



に思いますので、ぜひ検討を、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次の、「坂の多い島本町での高齢者の移動の権利を保障してください」という、そういう質問に移らせていただきます。

島本町は、坂の多い町です。駅や病院、商店から離れたところに住んでいる高齢者の不便さはもちろん、役場やふれあいセンターも坂の上にあります。高齢者にとって町内の移動、これは簡単なことではありません。この点について、幾つか、お訊きしていきたいと思います。

まず、「若山台とJR・阪急の駅を結ぶ阪急バス」です。

今、この路線はワンステップバスが走っています。以前の一般質問で、ノンステップバスについてお訊きをしました。島本町バリアフリー基本構想継続協議会の中で検証してまいりたいとお返事でしたが、この検証はどうなったでしょうか。

また、阪急バスが出しているグランドパス 65、これへの補助についても、他市の状況を見ながら検証するとのことでしたが、この点についても、どうなったでしょうか。

**都市創造部長** 続きまして、2点目の「高齢者の交通」に関するご質問のうち、①点目の「低床バスの導入について」でございます。

低床バス事業については、平成20年3月策定の「島本町バリアフリー基本構想」において、平成27年度までに導入目標値を100%とするよう計画していることから、島本町バリアフリー基本構想継続協議会を開催し、随時、その進捗状況を確認しております。

当該事業の進捗状況につきましては、平成25年12月時点では導入目標値が75%でありましたが、平成27年4月から配置車両4台をすべて低床バスとして運用開始されており、すでに当初計画の導入目標値100%を達成いたしております。

なお、現在、配置されている低床化バスは全てワンステップバスでありますことから、今後、国土交通省から新たに示されているバリアフリー化の整備目標も視野に入れながら、バリアフリー基本構想継続協議会で、ワンステップバスからノンステップバスへの代替についても議論を交わしてまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**健康福祉部長** それでは、2点目①の後段につきまして、ご答弁申し上げます。

65歳以上の高齢者を対象とした高齢者割引定期券、「グランドパス 65」にかかる補助制度につきましては、実際に導入されている先進自治体を見ますと、高齢者の外出促進とともに路線バスの利用促進を図ることや、買い物のきっかけとして消費喚起に繋がることなどを目的として、その費用の一部を自治体が補助する形で、事業を実施していると聞き及んでおります。

これら補助制度の導入につきましては、実施するとなると相当な財源が必要と見込まれることから、慎重に検討すべきであるものと考えております。今後も引き続き、先進的に取り組まれておられます他団体の実施事例等について情報収集に努め、研究して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 今、すべてのバスがワンステップバスになっております。ワンステップバスということで低床化が図られているとは言え、乗降のときの1段、30センチもない段ではあるんですけど、この1段、このステップで、お年寄りや体の不自由な方、時間がかかられ、難儀をされておられます。少しでも早いノンステップバスへの切り替えを、ぜひ、よろしくお願いをいたします。

それと、グランドパス65についても、ぜひ、他市の例なども調べていただいて、検討をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、「ふれあいバス」について、お訊きをいたします。

新しい車両になりましたが、代わる前に、前の車両が傷んでしまって、しばらく青バスが代わりに走るという状況がございました。土日・祝日も回っていただきたいとお願いをしております。そうすると、1台のバスで走り回るのは車両の傷みも激しいことと思われま。

今の大きさの車両で低床型はなかったということですが、もう一回り小さいものはある、そういうお話でした。福祉ふれあいバスについては、もっと頻繁に回って欲しい、あるいは停車する場所も増やして欲しい、手押し車を乗せられるようにして欲しいと、いろいろな要望があります。もう1台、小さい低床型バスを走らせれば、これらの希望がかなりの部分、かなえられます。

福祉ふれあいバスを、低床型と2台にする、このことはできませんでしょうか。

**健康福祉部長** 続きまして、②の「福祉ふれあいバス」について、ご答弁申し上げます。

福祉ふれあいバスの車両につきましては、本年5月23日から新しい車両で運行を開始しており、車両のメンテナンスも含め5年間のリース契約としております。

乗者対象者につきましては、本年6月から、従来からの乗車対象である年長者、障害者、妊婦とその就学前のお子さまに加え、4ヵ月児健診を受診する保護者とそのお子様にもご利用いただけるよう、対象者を拡充いたしましたところでございます。

議員ご指摘のバスの停留箇所の増設等につきましては、自治会等からの要望を受けまして、定期的に運行ルートや停留箇所の見直しを行ってございまして、今後も必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

また、手押し車のバス車内への持ち込みにつきましては、乗車される方が自力で上げ下ろしできる場合は、手押し車と一緒にご乗車いただいております。

現在の福祉ふれあいバスは、町内の公共施設への外出支援を目的とし、祝日や年末年始を除く平日に、1日6ルートを運行しております。年間にかかる経費といたしましては、運行管理業務とメンテナンス・リース料等を合わせて年間約620万円を要しております。現行の福祉ふれあいバスでは狭隘な道路を巡回できない状況もございしますが、費

用対効果等を勘案いたしますと、現行の1台での運行が望ましいものと考えております。  
以上でございます。

**佐藤議員** 高槻市では、敬老パスの効果についてアンケート結果が出されております。外出の増加、歩行数の増加に加えて経済効果が年間32億円、外出したときに使う金額は平均3,080円だそうです。また、車の利用が減って年間806tの二酸化炭素を減らした、そういう結果も出ているそうです。社会参加、本人の健康、経済効果、環境の面での敬老パスの効果が実証されたと言われております。

高齢者が外出する機会を増やすことは、このように高齢者本人だけでなく、あらゆる面で大きな影響が出てくることが、この高槻市の調査からも言えることだと考えます。

高槻市の敬老パスの効果が、島本町では福祉ふれあいバス、これが生み出すものだと考えますが、この点はいかがでしょうか。

**健康福祉部長** 高槻市が昨年度、市営バスの無料乗車券制度についての利用実態とアンケート調査を実施されまして、その結果として社会参加効果、そしてまた健康増進の効果、経済効果や、先ほど出ました環境負荷の低減効果という四つの効果があると報告をまとめられましたということは、私も聞き及んでおりますが、詳細については把握はいたしておりません。

しかしながら、高槻市のこの効果につきましては、利用者の皆さんの声に基づいた効果測定でございまして、当然、こういう結果になるであろうというふうに思います。しかしながら、それらの事業を実施するためには相当の財源が必要となることとなります。高槻市に確認いたしますと、この無料乗車券制度の維持のために、一般会計から約6億円の繰入をされているというふうに聞いております。本町の財政状況、またそれらの費用対効果を慎重に検討していく必要があるものと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、本町としては現行の福祉ふれあいバスにおいて、対象住民の皆様にとって利用しやすいバスとなるよう、今後も引き続き運行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 福祉ふれあいバス、今後も利用しやすいものにとのお話でした。

私たち日本共産党といたしましては、福祉ふれあいバス、先ほどのお話でもありました。今の形のバスでしたら、手押し車のバスの車内への持ち込みについては、乗られる本人が自力で上げ下ろしができる、その場合が手押し車と一緒に乗れる、こういうことになっております。この点についても、そういう方だけが出歩くことができる、それだけでは、やはり不十分だというふうにも考えます。

ぜひ、介助員を乗せて欲しい。そしてまた平日だけでなく、土日・祝日も乗れるようにして欲しいと、以前から要望も出しているところです。ぜひとも福祉ふれあいバスが島本町内の高齢者の、自由に町内を移動できる、ふれあいバスには今は利用の制限ござ

います。確かに島本町内の施設、ここに移動するためのバスという、そういう利用目的  
ございますけれども、どちらにせよ、高齢者の移動の手段として非常に有効なものだ  
というふうに思いますので、高齢者が福祉ふれあいバス、これを日常的に自分の手足のよ  
うに使える、そういう施設にさせていただけますようお願いを申し上げます、私から  
の質問は終わらせていただきます。

**伊集院議長** 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

引き続き、村上議員の発言を許します。

**村上議員**（質問者席へ） それでは、自民無所属の会の村上毅が一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「サントリー株式会社山崎蒸溜所奥の名神下の防災ダム」につ  
いて、お尋ねします。

最近、台風による被害が各地で頻繁に起きています。その状況を報道などで見たとき、  
観測を始めて以来の雨量の多さと土砂災害などといったことを、よく聞きます。本町で  
は、そういった状況下で、防災面で大丈夫なのかと思うことが多々あります。

本町の立地条件を見たとき、山間部と淀川に挟まれた細長い地域に住居地があります。  
町内においては、防災という面で、水路の整備や公共下水道工事を行っておりますが、  
それだけで安全・安心な環境が確保できるか、ということです。源である山間部の砂防  
ダム堰堤の整備も必要ではないかと考えます。

特に、サントリー株式会社山崎蒸溜所奥の名神下の砂防ダム堰堤であります。そのダ  
ムは、土砂や流木で何年も満杯になったままになっております。はたして、これでダム  
の役割を果たしているのかと疑問を感じているところであります。一説によると、砂防  
ダムは現状のような満杯になった状態が、砂防ダムの目的であるということを知ること  
があります。

そこで、お尋ねします。指摘しています「砂防ダムの現状」について、どのように把  
握されておられるのか、お尋ねします。

**都市創造部長** それでは、村上議員の一般質問の1点目、「砂防ダム」に関するご質問に  
ついて、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「砂防堰堤の現状把握について」でございます。

大阪府が管理しております当該砂防堰堤の現状につきましては、過去から、台風や集  
中豪雨により山間部から多くの土砂や流木等が流出し、飽和状態になっていると認識い  
たしております。

以上でございます。

**村上議員** このダムの下流に本町の沈砂池がありますが、そこに上流のダムの土砂などが  
流出して沈砂しているようにも思いますが、やはり上流の砂防ダムをもっと有効的に利  
用することによって、水の流れも弱め、土砂も止めることができると思います。

また、水量も調整ができ、下流の人家の方々は少しでも安全で安心することができると思いますが、いかがですか。

**都市創造部長** 次に、②点目の「上流域からの流出抑制について」でございます。

当該砂防堰堤の下流側には本町が管理する沈砂池が設置されており、台風や集中豪雨などの災害時には、当該沈砂池に上流域から大量の土砂や流木が流出し、飽和状態となるため、浚渫工事を実施しております。

このため、本町といたしましても、過去から、当該砂防堰堤の管理者である大阪府に、下流域への影響を少しでも軽減するため、砂防堰堤の浚渫工事を要望してきております。大阪府からは、当該砂防堰堤が飽和状態になっていることで上流域から流出する土石流の流速を抑制できるため、浚渫工事は実施できないとの回答をいただいております。

しかしながら、現状では、本町が管理する沈砂池や水路に大量の土砂や流木等が流出し、下流域への影響が出ているため、今後も引き続き効果的な対策について、大阪府と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** 参考までに、平成24年度から27年度までの4年間に、このエンマ沈砂池の浚渫にかかった費用は幾らぐらいになりますか。

**都市創造部長** ここ4年間のエンマ水路沈砂池にかかる浚渫の費用についてのお尋ねでございます。

災害応急対策にかかる費用といたしましては、平成24年度に約630万円、平成25年度に約410万円、平成27年度に約410万円となっており、合計といたしまして、約1,450万円となっております。

以上でございます。

**村上議員** ここ数年間で、この一つのエンマ沈砂池での浚渫費用だけでも、約1,450万円の費用がかかっているということです。本件については、どうしても理解できないところもありますが、ダムの設置目的の違いなどがあるかと思いますが、ぜひ住民の生命・財産を守るという観点から、管理者である茨木土木事務所、また大阪府との協議を行っていただきたいと思っております。

また、山崎地域の砂防ダムについて質問をいたしましたが、ハード面の整備だけでなく、ソフト面においても広く充実をしていただきたいと思います。

住民の皆さんが安全で安心に暮らせる島本にさせていただくことを強く要望して、本件については、終わります。

次に、2点目の「本町の小学校の放課後の校庭開放」について、お伺いします。

本件については、これまでもいろいろな場面で取り上げられておりますが、まだまだ不十分であります。例えば、第四小学校では毎週1回、金曜日に放課後の校庭開放が行われております。その運営の仕方は、シルバー人材センターからの人材派遣により実施

されています。その校庭の状況を見ますと、多くの児童が大きな声を出し、野球をしたり、ジャングルジムに登ったり、自主的に自分のしたいことをして、元気に遊んでいます。家に帰ってから、それだけ遊べる環境は、なかなかないのではないかと思います。第四小学校での対応で満足しているわけではありませんが、他の小学校においても、児童が日常的に、放課後の校庭開放に参加できる体制が取れないものかと思っているところでもあります。

本町においては、将来にはマンションや戸建て住宅の建設が多く予定されており、児童数の増加も考えられる中、思いっきり遊べる場所は、あまり期待できないものと思います。そのことを考えると、学校の運動場が最も安心して、いつでも遊べる場所ではないかと考えます。各小学校が放課後の校庭開放をさらに前進させることによって、子どもの遊べる場所の確保ができれば、児童の体力・健康づくり、またコミュニケーションの場としても、大いに期待できるものと確信をしております。

以上のことから、質問をしていきたいと思えます。

1) 点目。各小学校の放課後の校庭開放の現状について確認をしたいと思えますが、間違っていれば、訂正をお願いしたいと思えます。

第一小学校では、毎日解放されており、児童の管理は保護者の自己責任で対応されており、ボランティアの支援はないということです。第二小学校では、放課後の校庭開放は行われていないということでもあります。第三小学校では、月2回、水曜日にボランティアの協力によって実施されているということです。第四小学校では、毎週1回、金曜日に、シルバー人材センターと契約をして、人材を派遣してもらって実施されているということです。

以上のように私は認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。

なぜ、町内の4校がこのようにバラバラな放課後の校庭開放をしているのか、私には全く理解できません。4校のうち、一番進んでいると思われる第一小学校と同じような校庭開放ができないのか。するためには、どのような条件が必要なのか、お尋ねします。

**教育こども部長** それでは、2点目の「本町の小学校の放課後の校庭開放について」、ご答弁申し上げます。

まず、1) 点目の「各小学校の放課後の校庭開放について」でございます。

各小学校の校庭開放の実施状況につきましては、概ね、ご質問のとおりでございますが、第一小学校におきましては、それまで自由に校庭開放を行っていたものを、昨年度から、安全確保のためにシルバー人材センターの見守り員を配置し、毎回、参加者の確認を行うとともに、毎日ではございませんが、中学校教員やボランティアによる卓球教室の開催及び地域のボランティアによる事業等を開催いたしました。また、第二小学校におきましても、今年度から、第一小学校と同様の卓球教室を開催しております。

ご指摘のとおり、各小学校で実施方法や内容が異なっていることにつきましては、こ

れまでの学校、PTA、地域ボランティア等の体制の問題がございましたが、学校、PTAやボランティア等の負担をできるだけ軽減するには、第一小学校のやり方を他の小学校に広げていくのが、最も良い方策ではないかと考えております。

なお、本事業につきましては、大阪府の教育コミュニティづくり推進事業費補助金を活用して実施しており、事業日数により3段階の補助金の上限が設けられております。事業日数が50日以下の場合・6万5千円、事業日数が100日以下の場合・12万6千円、事業日数が101日以上の場合・16万8千円となっており、事業内容を充実することにより町の負担が増える現状があり、大阪府に対しては、補助金の拡充を要望しているところでございます。

いずれにいたしましても、放課後の子どもの居場所づくりとして、すべての小学校で同等の事業が実施できるよう、引き続き、学校や地域のボランティア等と調整してまいりたいと考えています。

以上でございます。

**村上議員** 第一小学校で実施されている校庭開放を他の小学校に広げていくとのことですが、具体的な実施方法や実施内容について、お伺いします。

**教育こども部長** 第一小学校では、昨年度、年間187日の校庭開放等を行いました。運営にあたっては、事前に登録いただくとともに、シルバー人材センターの見守り員1名を校門に配置し、毎回、参加児童が名簿に登載されていることを確認のうえ、学校に入ることの許可をしています。また、万一の怪我に備えて傷害保険にも加入しています。

このように、安心・安全の観点からソフト面での整備を行いつつ、毎日の子どもの居場所を確保し、大人が必要以上に干渉せずに、自主的に遊びを創造できる後方支援を行っている点が特徴であると考えております。

また、放課後子ども教室の目的として、学校・PTA・地域ボランティアの協力を得て、子どもの健やかな育ちを保障する教育コミュニティの形成を促進することが国において掲げられていることから、中学校教員やボランティアによる卓球教室の開催や、地域ボランティアによる海外のボードゲームの紹介など、各種イベントを実施しており、これらの教室や各種イベントには、学童保育室の児童も参加できるようにしております。

以上でございます。

**村上議員** 私も、第一小学校で実施されている校庭開放については賛同するものですが、まだまだ参加されている児童数が少ないように思いますので、さらなる検討をお願いしておきたいと思います。

次に、2)点目の質問ですが、これまで実施されてきた保護者のアンケートで、放課後の校庭開放について、「どのような要望があったのか、なかったのか」、お尋ねします。

**教育こども部長** 次に、2)点目の「保護者アンケートで放課後の校庭開放について、ど

のような要望があったのか」についてでございます。

保護者アンケートとしては、第二小学校のPTA運営委員会が、平成27年度に「校庭開放を検討するにあたってのアンケート」を実施されており、このアンケート結果において、「自由に好きな時間に校庭で遊ばせてほしい」「休日は野球専用になっているので、他のスポーツや、子どもだけで遊ばせたい」などの要望がございました。

以上でございます。

**村上議員** アンケート結果では、「自由に」とか「子どもだけ」といった要望があるようですが、この点について、どのように考えておられますか。

**教育こども部長** 放課後子ども教室は、単に子どもの居場所を確保するだけでなく、都市化や核家族化等により失われつつある地域のコミュニティを形成するための地域の拠点施設である学校、PTA及びボランティアの方々の参画を得て、地域全体で、子ども達を育てていくとの趣旨を持った事業でございます。

しかし、このアンケートにありますとおり、毎日の子どもの居場所として、学校敷地内が公園などに比べると安全であることや、ボール遊びなどができる場所として開放して欲しいとの要望であると理解しております。

以上でございます。

**村上議員** アンケート結果の要望をすべてかなえるということは難しいにしても、前向きに改善できるところから実施していただきたいと思います。

次に、3)点目の質問ですが、マンションや戸建て住宅の開発がこれからも進む中、児童数の増加も当然考えられます。その児童達にとっては、運動場があるにも関わらず、思うように遊ぶことができません。また、帰宅しても遊ぶ場所が少ないのが現状ではないかと思えます。

そのことは、「子ども達の体力やコミュニケーションの低下に繋がるのではないかと考えますが、いかがでしょうか

**教育こども部長** 3)点目の「遊び場がないことによる、子ども達の体力やコミュニケーションの低下について」でございます。

放課後子ども教室につきましては、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域のボランティア等の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む教育コミュニティを形成することを目的としておりますことから、さらなる事業の充実が子どもたちの体力向上や、コミュニケーションの向上につながるものと考えております。

以上でございます。

**村上議員** 今の答弁では、「さらなる事業の充実」ということですが、現時点で具体的に考えられていることがあれば、お示してください。

**教育こども部長** 第一小学校において先行して実施しております校庭開放等を、すべての



小学校で実施し、子ども達の自主的な活動を尊重しつつ、これまでの地域人材による遊びやイベントを充実することにより、子ども達の体力向上やコミュニケーションの向上に繋がるものと考えております。

なお、具体的内容につきましては、今後、PTAや地域の方々とも相談しつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** 具体的な内容についてはPTAや地域の方々とは検討していくと、前向きなご答弁をいただきました。ぜひ、実行していただきたいと思っております。成果を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

4) 点目の質問ですが、最後になりますが、校庭開放について、例えば箕面市においては、14校の小学校において月曜日から金曜日まで、放課後から午後5時まで運動場の開放と、体育館については13校が週1回、午後3時から午後5時まで開放されています。

「箕面市のように実施するには、島本町ではどのような問題があるのか」、お尋ねします。

**教育こども部長** 次に、4) 点目の「箕面市のように実施するにはどのような問題点があるのか」についてでございます。

箕面市におきましては、学校に既設のプレイルーム、グラウンド及び体育館を児童に開放し、安心安全な自由遊びの場を提供する「自由な遊び場開放事業」として、箕面市社会福祉協議会に事業委託して実施されております。

本町が箕面市のように実施する場合には、財源の問題と委託先の問題がございます。委託先につきましては、民間事業者も含め町内の諸団体が考えられますが、箕面市と同等の事業実施が可能なのかも含め、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。また、学童保育室との一体的な運営につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** 本件については「調査・研究を進めてまいる」とのことですが、ぜひ、子ども達のために、できるだけ早い時期に、全校が同時に校庭開放が実施できるよう要望しておきます。

具体的に、いつ頃までといった目標年次があれば、お聞かせください。

**教育こども部長** 現時点におきましては、第一小学校において実施しております校庭開放を町直営で実施することを第一に考えておりますが、将来的には委託することや、財政面のことも考慮のうえ、実施方法を検討する必要があると考えておりますことから、先進自治体の調査・研究をしてまいりたいと考えております。

なお、第一小学校において実施しております校庭開放につきましては、時期は申し上げる段階にはございませんが、学校やPTA、地域ボランティアの方々との調整が整い

次第、順次、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** これまでご答弁いただきました内容を私なりに総括しますと、第一小学校で実施されている校庭開放について、前向きに取り組んでいくとのことでもあります。

近い将来、4校が揃って、まずは第一小学校をベースに実施されることを大いに期待をいたしまして、質問を終わります。

**伊集院議長** 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時53分～午後2時05分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

**川嶋議員** (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

「第四小学校の通学路である淀川堤防への防犯灯設置」について。

小学校児童の悲惨な傷害事件等は全国的に後を絶たず、登下校時における児童の安全確保は、自治体に課せられた大きな課題であると考えます。

本町でも、危険な箇所は数多くありますが、特に第四小学校の通学路となっている淀川堤防は、防犯灯も照明もなく、日が短くなる秋から冬においては、学童の帰宅時やウォーキングなどを行っている人たちには、大変危険な場所となっています。そのような状況から、これまで保護者から防犯対策について要望が出されています。保護者の方からは、20年来の要望だとお聞きしています。しかしながら、今なお具体的な対応が見られません。

この課題について、本町として「どのような認識をされ、どのように検討されてきたのか」、お伺いいたします。

**総務部長** それでは、川嶋議員の一般質問の「第四小学校の通学路である淀川堤防への防犯灯設置」につきまして、ご答弁申し上げます。

淀川堤防への防犯灯の設置につきましては、平成24年に堤防を管理しております国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所に対しまして、相談を行っております。

結果といたしましては、通学路として指定しております堤防については、河川管理者である国土交通省淀川河川事務所の管理地であり、「堤防への影響を考慮し、当該部分に構築物を設置することは難しい」との回答でございました。

このようなことから、本町といたしましても、防犯上の観点から課題解決にさらなる検討を進めておるところでございます。具体的には、防犯の関係機関である大阪府警察本部及び高槻警察署との協議の中で、堤防は国土交通省淀川河川事務所の管理地であるものの、通学路としても指定している現状などから、夜間帯の安全対策の必要性について一致したところがございます。

今後におきましては、大阪府警察本部及び高槻警察署と町が連携して、管理者である国土交通省淀川河川事務所に対しまして、「防犯環境整備による安全対策」について申し入れを行うための協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** それでは、まず教育委員会のほうに、お伺いいたします。

通学路にもなっている淀川堤防に防犯灯を設置することについて、教育委員会としてはどのような認識を持っておられて、これまで来られているのか、お伺いいたします。

**教育こども部長** 淀川堤防につきましては、第四小学校の通学路として多くの子ども達が通学しており、また人通りも少ないことから、危険な箇所であることから、防犯灯の必要性を認識しております。

以上でございます。

**川嶋議員** そのような認識を持たれているのは、今、お伺いしてわかりましたけれども、これまで、先ほども言いましたとおり保護者の方々、またPTA関係の方々、これまでも何度か要望があったかと思うんですけれども、これまで主にPTA、そして地域住民の方々、様々いらっしゃると思うんですけれども、要望に関しては、どのようなものがあつたのか、お伺いします。

**教育こども部長** 平成26年度に第四小学校で交通安全総点検を、学校、PTA、警察、学校関係者、役場関係課が合同で実施した際に、淀川堤防に関連して3点の要望がございました。一つは堤防沿いの草刈りを実施して欲しい、二つ目は防犯灯を設置して欲しい、三つ目は堤防沿いの定期的なパトロールを高槻警察署に実施して欲しい、という内容でございました。

また、定期的な実施をされております民生委員児童委員とPTAとの意見交換会でも、同様の意見が出されたというふうに、民生委員児童委員協議会のほうから報告もいただいております。

以上でございます。

**川嶋議員** 様々、そのような要望に関しましては、これまでどのような対応をされてきたのか、お伺いいたします。

**教育こども部長** まず、一つ目の草刈りににつきましては、町の都市整備課から草刈りを実施する旨の回答をいただきまして、草刈りを実施していただきました。

また、2点目の防犯灯の設置につきましては、危機管理室より「堤防に設置することは淀川河川事務所の許可を得る必要があること、また電源の確保が必要なことから相当の費用がかかるため、その時点では困難」との回答をいただいております。

3点目のパトロールにつきましては、高槻警察署より「警戒を実施しているが、引き続き警戒を継続して行っていく」との回答をいただいております。

以上でございます。

川嶋議員 様々、その要望に関しましては対応をされてきていたということでもあります。

その中で、1点目の草刈りに関しましてお伺いしますけれども、ここに関しましては、町の管理と国の管理があるということで、このことにつきましては、町の刈る時期と国の刈られる時期が一致しない、マッチしないというお声が保護者の方からもたくさんありまして、防犯灯や防犯カメラ、それ以外にも、やはり草刈りに関しましても、町と国のほうでの調整はしっかりやって欲しいということも、私としても保護者の方からお伺いしております。

この堤防に関しましては、夏場、春、その近辺になりますと、子どもの背の高さまで草が生えるというところまでございます。そういう意味では、子ども達が隠れてしまうということもありますので、そういう点において、町の草刈りと国の草刈りの調整、その辺を十分に行っていただきたいのと、あと国のほうが、聞き及びますと、3回やられていたのが2回に減らされたということもお聞きしております。

そういう点で、町がやられている回数と、国の回数が違うから、そういう草の生え方も変わってくるんだとは思いますが、その辺の調整について、しっかりと協議をしていただき、要望もしっかりと、毎回、調整をしていただきたいなと思っているんですけれども、その点に関して、お伺いいたします。

**都市創造部長** 淀川の堤防における草刈りについてのお尋ねでございます。

平成27年度の実績で申しますと、国における草刈りににつきましては1回だけ、7月に1回のみを実施されております。また、本町の管理する、使わせていただいている道路のほうでございますが、これについては年2回で、5月と8月というのが実績でございます。

それで、回数とか時期を合わせることにございしますが、確認いたしましたところ、国におきましては上流部分、淀川河川事務所が所管する上流部分から順番に刈っていかれるということで、なかなか本町の刈る時期と合致しないという課題が1点、ございます。また回数の増につきましても、本町から申し入れはしているところではございますが、なかなか、もう年1回ということになっておりますので、その部分については、引き続き国のほうへは要望してまいりたいというふうに考えております。

また、逆に国の刈る時期に町の草刈りをあわせれば、というような考え方も一つあるかもわかりませんが、本町といたしましては、梅雨時期を迎える前に一度、5月に刈らせていただいて、梅雨に入りまして、7月、8月と雨の多い時期、気温も高くなることもございます。そのときは草が異様に早く伸びることもございますことから、2学期が始まる前の8月に、再度、2回目を刈らせていただいている状況でございます。

本町といたしましても、なかなか回数を2回から3回という部分については、種々課題もあるかもわかりませんが、引き続きまして国にもしっかりと要望する中で、効果・効率的な草刈りに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** すみません。ぜひとも、その点においても調整をしっかりといただけたらと思います。やはり草が伸び放題になりますと、そこも大きな死角となってしまいますので、その点についても、今後、調整をしっかりといただいて、計画的にやっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどから、教育委員会のほうで確認もさせていただいているとおおり、保護者の方からは、この堤防に対しましては、かなり危険があるとか、そういう思いで要望もあったというところで、教育委員会のほうからお聞かせ願いました。

その中で、この現場に関しましては、本町といたしましては、その要望を受けられた中で、どのような状況になっているのか、現場をしっかりと確認はされたのでしょうか。よろしくお願いいたします。

**総務部長** 照明の関係につきましては、冬場の夜に、教育委員会と総務部で高浜側から江川まで、徒歩による現場の確認を行っております。当日は冬場ということで、通行されている方はおられない状況でございましたが、ご指摘のとおり、安全性には不安があるというふうな印象でございました。

以上でございます。

**川嶋議員** それでは、大阪府警及び高槻警察署と町が連携して、河川管理者である淀川河川事務所に対しまして、この防犯環境整備による安全対策について申し入れを行われるということですが、これは具体的には、どのような要望をされるのか、お聞かせください。

**総務部長** 詳細につきましては、現在、大阪府警察本部と高槻警察署と町が、合同で協議をしております。その中では、ある一定、どういうものが効果的であるかという具体的なプランを詰めておるところなのですが、今現在の内部でのプランでは、江川側から高浜側までの区間に、防犯カメラと、その防犯カメラとともに効果的な照明設備の設置を、一応、要望する予定でございます。

以上です。

**川嶋議員** その点については、いつ頃、淀川河川事務所のほうに申し入れをされるのか、お伺いします。

**総務部長** 先ほども申し上げましたように、今現在、大阪府警察本部及び高槻警察署と協議をしておるわけですが、直近では、先月の29日に2回目の協議を行いまして、あと2回ほど詳細の調整を行いまして、できるだけ早い時期に淀川河川事務所に申し入れを行ってまいりたいと考えてます。

町といたしましても、当該地域の防犯環境整備により、一日でも早く安全・安心が確保できるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** 最近では、報道でもありましたように、河川敷が犯罪の場所となっている事件が数件起きています。河川敷といいますと、やはり死角となる場所もたくさんございます。まして、声を出しても届かないことのほうが多い場所もたくさんございます。特に、淀川河川敷は現在ではゴルフ場も閉鎖され、人の出入りも変化してきているのも現状であります。

学童保育は、保護者の責任で送迎していただくことを原則として運営はされておりますけれども、年々、家庭事情や働き方の変化により、認識はされていても、どうしても迎えに行けない保護者の方もいらっしゃるのではないかと私は思っております。そういう意味でも、変化に対応した対策も必要であると思えますし、保護者の方への安心の確保、子ども達への安全の確保は重要と考えます。

何より、この堤防が通学路という点においては、他の堤防とは意味が違うわけであると私は思っております。早期設置に向けてのご努力を強く要望をいたしますけれども、いかがですか。また、目標年次等もあわせてお聞かせ願えましたら、よろしくお願いたします。

**総務部長** 先ほども若干申し上げましたように、今、協議中でございます。あと2回ほど最終の案を詰めまして、淀川河川事務所に申し入れを行いたいと思っております。当日は、私、それから教育こども部長も同席をさせていただいて、河川事務所のほうに強く申し入れをさせていただきたいと思っております。

ただ、時期につきましては、これから申し入れ作業を行いますので、その申し入れの結果、どういった展開になるかというのが、ちょっとまだ、今現在、わかりませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。町といたしましては、先ほど申し上げましたように、一日でも早く安全・安心の確保というのを進めたいと思っておりますので、その辺、努力をさせていただきます。

以上でございます。

**川嶋議員** ぜひとも、この安心・安全、保護者、そしてお子様達、その両面の観点から考えまして、安全・安心の確保というのは、ほんとに急がなければならないと私は思っておりますし、これほどたくさん、保護者の方、またPTAの方、長年、このように要望を、江川の保護者の方からはされているわけですから、そういう点においては、その点をしっかりと、代々の保護者の方々が常に子どもさんのことに対しまして心配をされ、不安を持たれて、こうやって毎回毎回、要望をされていることだと私は理解しておりますので、その点において、しっかりと考えていただいて、ほんとに今年度中、早期にしておっしゃってございましたけれども、早期と言えば今年度中、来年度予算という形になるのかなと私は予測をしておりますけれども、その点において、しっかりと入れ込んでいただけるように、もう最大の努力をしていただきたく要望をしておきたいと思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

**伊集院議長** 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

**河野議員**（質問者席へ） 日本共産党・河野恵子です。一般質問を行わせていただきます。

1点目です。「要約筆記者ボランティアの養成拡充」を求めての質問です。

これは、2013年第4回定例会でも、一度目の質問を行わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

①点目では、「聴力障がい者や年長者の補聴器の使用、難聴者の実態についての現状」を、お伺いいたします。

また、二つ目ですが、島本町の「要約筆記について養成及び派遣」についての、2016年度の状況をお答えください。

**健康福祉部長** それでは、河野議員の一般質問の1点目、「要約筆記者・ボランティアの養成・拡充」につきまして、順次、ご答弁申し上げます。

まず、①の「聴力障害者や年長者の補聴器使用の現状について」でございます。

平成28年8月末時点で、町内で聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けておられる方は65名であり、等級別の割合としては1・2級が26人、3・4級が21人、5・6級が18人となっております。また年代別では、18歳未満が3人、30代から50代の方が17人、60代が9人、70歳以上が36人となっており、60歳以上の方が約7割を占めております。

また、「障害者総合支援法」に基づく補装具制度による補聴器交付状況を見ますと、約6割にあたる40の方が、補聴器の交付を受けておられます。

次に、②の「要約筆記の養成、派遣の状況について」でございます。

要約筆記ボランティアの養成については、平成25年度及び26年度において「パソコン要約筆記奉仕員養成講座」を実施いたし、12名の方が講座を修了しておられます。この養成講座の修了者・受講者が中心となって、パソコン要約筆記のボランティアグループが組織され、現在、社会福祉協議会ボランティアセンターに所属して、各種イベントの要約筆記などの活動を行っておられます。また、従前から手書きによる要約筆記を行うボランティアグループもあり、同じくボランティアセンターに所属して活動いただいております。

また、要約筆記者の派遣事業につきましては、従前から実施しております手話通訳者派遣事業に加え、平成26年度からパソコン要約筆記者派遣事業を開始いたしておりますが、これまで利用実績はございません。

以上でございます。

**河野議員** 今、ご答弁いただきました。この要約筆記については、2013年のときに質問させていただいて、今、内訳ですね、身体障害者手帳の交付を受けている方だけに絞って

の答弁になりますし、手帳を受給されずに、個人で補聴器を購入されておられる方も相当おられるものというふうに推察いたしますので、今後、超高齢社会を迎えるにあたって、こういった「聞こえ」についての課題を持たれる年長者の方は、特に増えていくのではないかと私は推察をしております。

その点で、そうは言っても、派遣事業を2014年度から始めておられるにも関わらず、派遣の要請は1件もなかったという答弁がありました。では、ニーズはないのかということになるのですが、まだ事業が始まって日も浅いということもありますけれども、私としては、これから「聞こえ」についての課題、しかし、それを人に伝えることがなかなか難しい。聞こえていない、実は人の話が聞こえていない、わからない、会合に行っても何を言っているかわからない、適当に返事を打つ、相づちを打つ。そのうちに、会合や自治会の役員でいろいろ不具合が出てきて、自治会の役員も下りたんだというような年長者の男性の方のお話を、町を歩いておられますと、よくお聞きします。

そういった潜在的と言いますか、そういった方も含めれば、こういった要約筆記の存在というのは、これからますます必要になってくるというふうに思いまして、2回目の質問をしているわけですが、今、町の主催事業で、例えば福祉大会、あるいは成人祭などの式典には、パソコンの要約筆記の方が舞台袖で活躍してくださっていることをお見受けしますけれども、こういったこと以外にも、もっと大小の、町内の町主催の事業に、講座や講演会などにパソコン要約筆記を配置する。そのことによって、当日、こういった派遣事業が個別では対応できているんだと、個人対応では派遣事業があるんだと、そういうふうな新規事業があるんだということについて、より多くの方に周知をすることが必要ではないかというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

**健康福祉部長** パソコン要約筆記の活動状況も踏まえてですけれども、パソコンや手書きによる要約筆記を行うボランティア団体の活動につきましては、先ほど出ました福祉大会、子育てフォーラム、成人祭、人権の集いなど、町主催のイベントで活動いただいております。平成27年度につきましては、2団体で、活動回数は延べ82回になっております。

以前、庁舎内の各課に要約筆記ボランティアの活用について周知はいたしておりますが、今後も関係部署、関係団体への周知に努めて、活動範囲の拡大など促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 先ほど、一度目の質問の答弁でもいただいております「意思疎通」に対する支援ですね。手話通訳者、これは派遣事業ということではありますが、例えば、この意思疎通に対する支援、手話通訳の派遣などは、概ね、一般的にはなっていると思っておりますけれども、例えば、聞こえることに課題を持つ年長者が複数集まられるような会合とか会議などに派遣ということはできないのか、答弁を求めます。



**健康福祉部長** 手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う「意思疎通支援者派遣事業」につきましては、基本的に個人から申し込みによる利用を想定しており、不特定多数の対象者が想定されるイベント等には、要約筆記ボランティアでの対応をお願いしているところがございます。依頼内容や人数等によっては、派遣事業で対応できる場合もございます。そのようなニーズが生じた場合は、状況を良く把握させていただいて、派遣事業の申し込みか要約筆記ボランティアへの依頼か判断し、調整してまいりたいと考えております。以上でございます。

**河野議員** 今のところ、派遣に関しては依頼はないけれども、そういう制度を知られたり、利用してみて、その必要性を実感されることによって、必要性というかニーズ、潜在的なニーズが表面化するということを私は想定しております。

ただ、先ほどご答弁がありましたボランティア活動の団体のほうですけれども、手書き及びパソコン要約筆記の配置について、82回というお答えをいただいたと思います。相当な回数ですが、これはすべてボランティアということで間違いはありませんか。

**健康福祉部長** 82回については、ボランティア団体の活動状況でございます。

以上でございます。

**河野議員** ほんとにボランティアの方々のボランティア精神というか、私自身、この夏場に要約筆記の、社会福祉協議会で独自で行っておられる養成講座に、一度だけ見学に行かせていただきました。

すでにボランティアとして養成された方が、3年目を迎えて、もう講師の活動を努めておられるということには、ちょっと驚きもしましたし、その中身たるや、正確さが必要であるということと、ボランティアではあるけれども、個人情報など重要な情報を扱うことでは守秘義務があるんだということと、個人の感情を交えないということの、大きな三つの原則などを話しておられました。テキストも、そのボランティアさんが手作りで、自作で作っておられるものを使って講師をされているということに、非常にその努力というものを拝見したわけですけれども、先ほどの82回というものについて、12人の方が講習を受けられて、その後、ボランティアサークルを立ち上げておられるということですから、この派遣回数は相当あると思われまます。

過去に、やはりボランティアなどで対応されてきた手話通訳を、島本町では今、臨時職員という形、フルタイムの職員ということでありますが、事務職員として役場に常駐されておられる。これは10数年の間に、この辺については飛躍的に島本町として努力をしていただいた。役場に出向いたときに、聴力障がいの方で手話を使っておられる方は、この手話通訳の方と必要な窓口と一緒に出向いていただくということができるようになっております。

そういったことと重ね合わせますと、島本町役場に、この要約筆記者も常駐配置をするということについては、いかがでしょうか。すでに羽曳野市では常駐させ、随時派遣

できます、というふうなことが進められているようです。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 手話通訳者については、今、ご紹介いただきましたように臨時職員で、フルタイムで配置をいたしております。要約筆記者につきましては、利用ニーズや実施団体等の状況も踏まえて、現状では現場への、役場への常設の予定はしておりません。

なお、手話を使われない聴覚障害の方、音声言語機能障害のある方への窓口での手続き時の意思疎通につきましては、筆談などにより対応しておるところでございます。

以上でございます。

**河野議員** 手話通訳の役場職員としての配置に向けても、たぶん20年以上、30年以上、聴力障がい者の団体や手話サークルなどの要望があって、この議場でも、他の議員の方ですが、一般質問に取り組みられたりする中で、役場の職員として常駐させるということに至っているということ言えば、なかなかそう簡単に、マンパワーの確保も難しいということは、現場のお話を聞いていても理解をするところですが、そうであれば、この年間80数回を超える活動をされているボランティアのサークルの皆さんに対して、やはり長続きしていただくように、あるいは、これは講習を受ける申し込みの条件として、ご自身がパソコンを持っている、一定の機能を持つ、ご自身のパソコンを持ち込んで講座を受けられて、その後のパソコン要約筆記のボランティアもご自身のパソコンで続けておられるということ言えば、一定の条件が満たされなければボランティア活動ができないということにもなりかねません。

そういう意味では、このパソコンの機器、ボランティア団体や、あるいはそれを支えている社会福祉協議会などに対して、パソコンの機器、あるいは様々な環境整備の支援が求められるところだと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。必要だと思っておりますが、いかがですか。

**健康福祉部長** お尋ねのパソコン要約筆記ボランティア等が使用するパソコンにつきましては、今、ご紹介いただきました各自で持ち込まれて活動されている方もおられますが、ボランティアセンター内に設置されておりますパソコン、プロジェクターにつきましては、当該補助金により購入されていると聞いております。その他の備品につきましても、社会福祉協議会へのボランティア補助金の範囲内で計画的に購入いただくこととして、引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上です。

**河野議員** 引き続き支援ということですので、この役場への要約筆記、パソコン、手書き、いずれかということになるかと思いますが、そういった配置に向けても引き続き、状況を見ながら、ニーズと照らし合わせながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、その点は、今後ともよろしくお願いを申し上げますということで、1問目については終わらせていただきます。

2題目ですが、「介護保険の総合事業、議会での熟議に向けて住民参加の議論」を求

めて、質問を行います。

「第6期介護保険事業計画」に基づく総合事業について、現時点での住民から寄せられた意見やヒアリング結果について、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 次に、2点目の「介護保険の総合事業」について、ご答弁申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、平成29年4月から順次移行できるよう、現在、準備を進めております。

現時点で、住民の皆様からいただいております主な意見等といたしましては、要介護認定の申請方法やチェックリストの活用に関する事、すでに要支援認定を受けておられる方に対する介護保険サービスの確保に関する事、新たに開始される総合事業のサービスにおける専門性の担保や責任の所在、緊急時の対応に関する事、住民の皆様を対象とした説明会の開催に関する事、などがございます。

現在、要介護認定の申請受付やチェックリストの活用方法、訪問型サービスや通所型サービスなどのサービス類型・基準・事業者指定など、制度の詳細につきまして、部内で検討と取りまとめを進めており、秋に開催予定であります島本町介護保険事業運営委員会で審議をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、ご答弁の中で要介護認定の申請受付、すなわち、今言われているのはチェックリストの問題ですね。それと、相当型と言われているのか、あるいは住民参加の多様なサービスなのか、未だに島本町のほうからは方向性は、私たち議会にも、住民にも、はっきりとは示されていないという中での今回の質問ではありますが、そういう意味で、今、国の示す「多様なサービス」ということですね。来年の春からを想定してですけど、協議体が今、開かれております。この辺の協議体との関係について、お尋ねいたします。それと、この協議体は来年度の4月までの時限的なものなのか、「第7期計画」以降も、この協議体は存在し続行するのか、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 協議体についてのお尋ねでございます。

協議体につきましては、多様な主体間の情報共有、連携、共同により資源開発等を推進することを目的とした、定期的な情報の共有・連携の強化の場となっております。町内の福祉関係団体等で構成されており、既存の地域資源の把握を中心に話し合いの場を持っておるところでございます。事業の実施につきましては、社会福祉協議会に委託を行っております。

また、「第7期計画」以降も続行するのか、ということでございますが、次年度以降も継続して実施することを予定しております。「第7期」以降につきましては、現時点で詳細は不明ではございますが、継続して実施することを、私どもとしては想定をいたしております。

以上でございます。

**河野議員** この質問については、6月議会でも、他の議員の方が相当詳細に一般質問で問われているものですが、ただ、来年の4月までに向けて、なかなか議会に対して明らかにならない。そういう中で、全国の市町村や周辺の市町村が、この総合事業について方向性を明らかにされている。そういうことを見るにつけ、島本はどうかという声を、島本町内からも聞いております。

私自身は、先日、「高槻市における介護予防・日常生活支援事業の介護予防・生活支援サービスの事業素案」というものについての説明を受ける機会を得ました。一定、高槻では社会福祉審議会なども経て、議論を踏まえて、また事業者からのヒアリングも受けて、この事業素案というものを明文化されています。

その中で、先ほど言われたチェックリストの使用方法なども明らかになっております。明らかに自立状態の方を除いて、基本的には従前の介護保険制度で位置づけられた介護認定の申請を、新規の相談については位置づける。一方で、すでに要支援1・2と認定された方については、認定を更新する際——最大で1年間あるわけですけども、更新の時期に、介護予防訪問介護と介護予防通所介護、すなわちホームヘルパーとデイサービスのみ利用している方、あるいは介護予防訪問介護（ホームヘルパー）と通所介護（デイサービス）以外の利用を予定していない、希望していない方、さらに状態が安定している、急な状態の悪化がない、サービスを利用していない、そういう方については更新のときにチェックリストというものを、そういった事業の対象者として判断基準にするというふうな、一定、方向性を持たれたということを知っております。

その点について、状況についてはご存じでしょうか。

**健康福祉部長** ただいまご紹介ありました高槻市の素案でございますが、今、ご紹介ありましたように、新規の申請においては、明らかに自立状態の方を除いて、基本的には介護認定の申請をしていただく。要支援認定者の更新申請の際、介護予防訪問介護・介護予防通所介護のみの利用、また、それ以外の利用を希望されていない場合などはチェックリストを活用する。そのようなことを、私も聞いております。

本町におきましても、高槻市以外にも、このような取り組みをされておられるというのは十分把握いたしておりますので、この高槻市の素案や、他市の状況も踏まえて、住民の皆様に混乱が生じないような申請の方法について、現在、検討しておるところでございます。

以上でございます。

**河野議員** このチェックリストの使用について、前回、6月会議での答弁の流れとしては明確に、福祉用具の利用であるとか住宅改造助成であるとか、そういった介護サービスの利用が明確になっている、そういった年長者においては介護認定を用いたいというふうな答弁をいただいたというふうに私は記憶しておりますが、高槻市の場合は違うやり

方を、一定、方向付けられたんだなと思いますし、私の今の段階での認識では、いろいろと心配なことがたくさん控えている、この総合事業ではありますが、高槻市のこういったやり方については一定妥当なものではないかというふうに認識しておりますが、島本町として、再度、その点で検討し直すというふうなことはお考えではないでしょうか。

**健康福祉部長** 総合事業に関しての再度のお尋ねでございますが、現時点で、先ほど来ご答弁させていただいておりますように検討段階でございますが、まだ今、どのような形で実施するということが明確にはできません。ただ、先ほど来申し上げておりますように、島本町の住民の皆様にとって、混乱が生じないようなやり方で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** これについては、1年に一度か二度、必ず一般質問で介護保険の質問は、ずっとさせていただいております。確か、このチェックリストの問題については1年以上前に、この議場でも申し上げました。もう詳しく繰り返はいたしません、「はい」か「いいえ」の二者択一の項目で、25項目のチェックリストというふうになっております。これは介護保険で言う介護認定の80項目近いチェックの中身とは、明らかに違う。これは認定調査員というケアマネジャーの資格を持っていたり、講習を受けた専門職の方が介護認定に当たられるし、本人の状態を訪問して、その場で様々な確認をしながら、介護状態を計る。加えて、主治医の意見書も添えて介護認定を受けるというふうな仕組みになっていますから、25項目のチェックリストで、主治医の意見書もない、ご自身の判断で「はい」か「いいえ」で答える。これでは、明らかに本人の介護の状態、必要性を計ることが十分にできないということ、1年以上前から申し上げております。

また、介護保険制度では、必ず最低年1回は介護認定の更新が行われます。これも、先ほど申し上げた数十項目のチェックということが入るわけですが、しかし、この総合事業では、事業所や本人からの申し出がなければ状態の確認はしない。翻って言いますと、先ほど申し上げたホームヘルパー・デイサービスだけを利用されているような要支援1・2の方は、1年間は担保できたとしても、1年前にチェックリストだけということになったときに、状態の確認はその後できなくなる、更新の時期がなくなるということになりますが、その点はいかがでしょうか。

**健康福祉部長** 再度のお尋ねでございますが、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、今現時点で、仮定のお話ができないというところでございますので、ご理解賜りたいと思います。いずれにいたしましても、29年4月には移行しなければなりませんので、それに向けて、鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 部長は「仮定」とおっしゃっておりますけども、7ヵ月後の来年4月が29年度です。その点については、やはり詳細を煮詰められて、一定、やっぱり住民や議会



住民の皆さんへのアンケートを今年度に行う予定でございます。その後、案を作りまして、その後の運営協議会において、計画策定に向け事務を進めていくこととなりますが、国からの制度改正の内容を確認しながら進めていくこととなりますので、現時点で詳細なスケジュールは決定しておりません。

以上でございます。

**河野議員** すでに国会においては大きな議論になろうとしているところですので、この「第7期計画」計画策定の運営協議会の時期と、この第6期の総合事業ですね、先ほどの介護認定をチェックリストに変えるとか、いろいろな多様なサービスを参入させるとか、こういった時期が全く重なるということ言えば、協議体での議論や、運営協議会での議論が非常に錯綜するということが考えられます。その点について、町としてはどうお考えでしょうか。

**健康福祉部長** 協議体では、そこで審議していただくという場ではございません。多様な主体の事業者等のご意見をまた参考にいただく場でございます。また、審議会の場は計画策定の場でございますので、その点の棲み分けというのは、きっちりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**河野議員** 島本町のほうは非常に楽観されているようですけれども、この住民説明会の時期や、こういったことが第7期の介護保険の改悪、私からすると改悪ですが、もう国家的詐欺だという声も聞こえてくるようなことです。

こういった動向には、やはり島本町として「待った」の声をあげる必要があるのではないのでしょうか。先ほどの「第7期計画」に向けての要介護外しについて、伺っております。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 今後、まだ「第7期計画」の改正内容が示されておりませんので、国の動向を注視して、改正等が示された際には住民に周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議長** 残りわずかです。

**河野議員** はい。3問目です。

介護保険で言う「第2号被保険者（40歳から65歳未満）のリハビリテーションと社会参加の充実」を求めて、質問を行います。

第2号被保険者の要支援・要介護の認定を受けた住民に対して、職場、社会復帰の施設、身体障がいのリハビリテーションの施設の整備・利用の現状について、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 続きまして、3点目の「介護保険第2号被保険者のリハビリテーション・社会参加の充実」について、ご答弁申し上げます。

介護保険の第2号被保険者につきましては、「介護保険法」第9条第2号により「市

町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者」と定められており、第 2 号被保険者の方が各種介護保険サービスを受けるためには、老化に起因して発症した脳血管疾患をはじめとする 16 疾病に該当し、かつ要支援 1 から要介護 5 までの認定を受ける必要がございます。

なお、本年 3 月末での第 2 号被保険者の要介護認定者数は 33 人となっており、このうち、平成 28 年 3 月分の介護保険サービス受給者は 22 人となっております。

「リハビリテーション」を中心とする介護保険サービスにつきましては、在宅サービスでは通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションなどがございますが、利用に際しては、原則として地域包括支援センター、または居宅介護支援事業者と契約していただき、担当ケアマネジャーとご相談のうえ、介護保険サービスを受けていただくこととなります。また、介護老人保健施設等の施設で提供されるリハビリテーションにつきましては、担当ケアマネジャーや入所希望の施設とご相談いただくこととなります。

介護保険サービスと障害福祉サービスの適用関係につきましては、国通知に基づき、原則的に介護保険サービスが優先されることとなりますが、個々の身体状況等に応じ、障害福祉サービスの適用や、介護保険サービスと障害福祉サービスとの併用を認めている状況でございます。

なお、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスでは、身体障害者を対象に理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーション等を行う「自立訓練（機能訓練）」のサービスがあるほか、車いす利用者を対象に社会参加等のための外出介助を行う「ガイドヘルプサービス」などのサービスがあり、身体障害者手帳の交付を受けた方や、難病による障害がある方については、身体状況や生活状況に応じて、これらのサービスの活用も想定されているものと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、介護保険優先の原則のご答弁がありました。40～65 歳未満という、この議場で言うと半分ぐらいが、この第 2 号被保険者に当たると思います、私もそうですが。

この「介護保険優先の原則」、第 2 号被保険者にもかなり強く適用されているのか、その点をお伺いしたいとともに、身体障がい者施設、身体障がい関係の給付に関して施設給付、リハビリテーション施設の利用など、近年の利用実態について、お伺いいたします。

**健康福祉部長** 第 2 号被保険者であっても、介護保険制度が優先されるのかという点につきましては、それは第 1 号、第 2 号に関係なく、介護保険サービスが優先となります。

もう 1 点は……。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 58 分～午後 2 時 58 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。



**健康福祉部長** 身体障害者に対する自立訓練の利用実績でございますが、過去5年間では3人の利用がございます。内容としては、肢体不自由の方が就労を目指して、日常生活動作や電動車いすによる外出などを訓練したケースが1件。また視覚障害者の方が外出や日常生活動作などを訓練したケースが2件となっております。いずれも、訓練施設に入所または通所し、数ヶ月から1年半までの一定期間、訓練を行ったものでございます。以上でございます。

**河野議員** 今、おっしゃった当該の施設は、在宅から通える、あるいは近隣にあるものではないというふうに認識しております。いかがですか。

**健康福祉部長** 近隣に施設はございません。

**河野議員** 島本町周辺、あるいは北摂には、そういった施設はありません。しかしながら、突然の脳血管性の病気であるとか、事故によるダメージを受けて、経済生活や身辺自立への復帰へ、すごく焦る時期でもあります。40歳～50代というのは、そういう時期だと思えます。

そういったことを包括して対応できるような、そういう施設を島本町で持つということは非常に厳しいというふうには認識しておりますが、ただ、現行で行っておられる水中歩行訓練事業とか、機能回復訓練室を使つての新たなプログラム、そういった事業拡大の可能性はあるのではないかと考えておりますが、いかがですか。

**健康福祉部長** 現在、身体障害者に対するリハビリ訓練等のサービスにつきましては、先ほど出ました水中歩行訓練でも身障者の方、参加できますし、既存の医療サービス、介護サービス、障害福祉サービスの事業所を活用して対応しているのが現状でございます。町施設での訓練プログラム等々の実施については、現時点では想定しておりません。以上でございます。

**伊集院議長** 残り30秒です。

**河野議員** 介護保険優先の原則の弊害もあって、この40代から50代後半の方々に、介護保険のサービスは適用されても、福祉サービスの情報提供が非常に少ないなというふうに考えております。その点について、島本町がもっと通知の内容、周知する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

**健康福祉部長** 病気や怪我などで要介護状態となった場合は、医療機関、ケアマネジャー、事業所、役場などから、各制度について情報提供が行われます。障害者に対する各種制度についても、各機関の連携のもとで情報提供や相談が行われることが望ましいと考えます。今後も関係機関との連携に努めて、必要な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 40代から50代の方が、急なダメージで介護状態になった場合の、このあたりの福祉推進課との連携について再度答弁を求めていると思いますし、ご存じないケ

アマネジャーがまだまだ多いのではないかと思います……。 (質問時間終了のベル音)  
……。いかがでしょうか。

**健康福祉部長** ケアマネジャーにつきましては、介護保険サービスの利用調整や相談等を行うことが最も重要な職務ではございますが、他の制度や社会資源についても、ある程度理解して、その活用の可能性がある場合には情報提供や、関係機関へのつなぎを行うことが望ましいと考えておりますので、今後、事業所等を通じて、研修や連絡会を通じて、町からも他の制度や社会資源等の情報提供を行ってまいりたいと考えております。  
以上でございます。

(河野議員・質問者席から「終わります」と発言)

**伊集院議長** 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 03 分～午後 3 時 30 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

**清水議員** (質問者席へ) それでは、「地震災害応急対策」について一般質問を行います。

阪神淡路大震災から 22 年目、東日本大震災から 6 年目、本年 4 月には熊本地震が発生し、多くの人命、財産が失われました。今後、本町に多くの被害が起り得る南海トラフ巨大地震、有馬一高槻断層帯地震の応急対策について、伺います。

①南海トラフ大地震、有馬高槻断層帯地震の地震の規模、本町での最大震度、被害想定について、伺います。

②「島本町地域防災計画」の「災害に強いまちづくり」の中の、建物の耐震化対策の進捗状況について、伺います。

**総務部長** それでは、清水議員の一般質問であります「地震災害応急対策」につきまして、ご答弁申し上げます。

①の「南海トラフ地震、有馬一高槻断層帯地震の規模、本町での最大震度、被害想定について」でございます。

まず、「地震の規模について」でございます。

「島本町地域防災計画」では、島本町に最大の被害をもたらす地震について、有馬一高槻構造線を震源とする地震を想定しております。想定といたしましては、震度は最大で 6 強となっております。また、南海トラフ地震による島本町での最大震度につきましては、震度 6 弱を想定しているところでございます。

次に、「被害想定」でございます。

大阪府自然災害総合防災対策検討報告書によりますと、本町における直下型地震の場合の建築物被害では有馬一高槻断層帯地震の場合が最も大きく、「全壊」が 215 棟——町の総建築物の 4.2%に当たります、「半壊」が 359 棟——同じく 7.0%に値します、合

わせまして 574 棟 (11.2%) の被害が想定されております。

続きまして、②の「『島本町地域防災計画』の災害に強いまちづくりの中の建物の耐震化対策の進捗状況について」でございます。

平成 20 年 3 月策定の「島本町住宅・建築物耐震改修促進計画」におきましては、平成 27 年度に、民間を含めた町内建築物の耐震化率目標 9 割を目指すものとなっております。ご質問の進捗状況につきましては、本年度に推計値として算出することとなっております。現時点では、その結果は出ておりません。また、その結果を踏まえて、新たに今後 10 年間の促進計画を作成することとなっております。

なお、公共施設の耐震化率につきましては、あくまでも面積換算によるものではございますが、平成 28 年 3 月時点で、73.6%となっております。

以上でございます。

**清水議員** 有馬一高槻断層帯地震の罹災者数、避難所生活者数は、どのような想定になっておりますか。

**総務部長** 「地域防災計画」では、罹災者数は 2,807 人、避難所生活者数は 815 人を想定しております。

以上です。

**清水議員** そのような大地震に対する「避難所の数、総収容人数」は、どのようになっていますか。

**総務部長** 災害種別ごとの避難地・避難所というのがございますが、地震災害に対応した避難地は 16 ヶ所で、収容人数は 14 万 5,212 人でございます。それから、避難所につきましては 22 ヶ所、収容人数は 5,007 人でございます。

避難地につきましては、屋外 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>換算でございます。屋内避難所——避難所につきましては屋内でございます、1 人当たり 1.0 m<sup>2</sup>換算、これは「地域防災計画」上で、お示しをさせていただいているところでございます。

以上です。

**清水議員** それでは、南海トラフ、有馬一高槻断層帯地震の発生確率については、どのように考えていますか。

**総務部長** 南海トラフ、有馬一高槻断層帯地震の発生確率でございます。

30 年以内の発生確率につきましては、南海トラフ地震が 60%~70%、有馬一高槻断層帯地震につきましては、ほぼ 0%~0.03%となっております。

以上です。

**清水議員** 公共施設の耐震化率について、目標値を下回っているのですが、どのように考えているんですか。

**総務部長** 公共施設のうち、平成 28 年度に予定しております耐震補強工事を除いた、耐震化が未実施となっているものでございますが、主にやまぶき園、第四保育所、第二幼稚

園、第三小学校、教育センター、町立体育館、本庁舎がございます。現在のところ、耐震診断を行っているものの中には含まれております。

最終的には、それぞれの耐震診断または補強計画などを踏まえまして、耐震化に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**清水議員** わかりました。

それでは、本町では南海トラフの最大震度6弱、有馬一高槻断層帯地震での最大震度6強と、想定されていますが、それ以上の地震も起こり得ると思うのですが、大地震が発生し、本庁舎が使えなくなった場合の対応について伺います。

**総務部長** 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」におきまして、震度6～7程度の規模の地震に対するI s値の評価がございますが、本町庁舎の耐震診断ではI s値が0.37でありますことから、使えなくなる可能性がございます。

そのため、ふれあいセンターの3階第4学習室に、大阪府の防災行政無線システムの端末を設置し、災害対策本部を移転できるようにしております。また、防災行政無線の親局機能を無線の更新時に移動しております。また、町のコンピュータシステムの基幹系プログラム及びデータにつきましては、毎日、ふれあいセンターでバックアップ管理をしている状況にあり、喪失について対応できるようにしております。

従いまして、大きな地震により本庁舎が被害を受けた場合は、本庁舎の耐震化ができるまでの間は、ふれあいセンターを本庁機能の代替としても想定しているところでございます。

以上です。

**清水議員** わかりました。本庁舎が使えなくなった場合については、ふれあいセンターにバックアップシステム、災害対策本部も移転できるということですが、通常の業務については基幹系プログラム、データについては向こうにあると思うんですが、実際、今、ここで地震が起こって、向こうへ災害本部は移して、すぐ機能できると思うんですが、一般の業務について、すぐ対応はできるんですか。

**総務部長** 大地震の発生により、庁舎機能が一定停止した場合のことなんですけども、国のほうからは「業務継続計画」の策定というのが求められております。他市でも、「業務継続計画」というのを策定している団体が増えてきているんですが、その中では、やはり通常業務というのは大体1ヵ月くらいはできない、という想定でございます。そして通常業務以外の、早期に再開しなければならない通常業務というのがございますので、そのみ災害対策の対応に加えて実施するというのが、「業務継続計画」というのがございます。

本町につきましては、「業務継続計画」というのは今現在、作成の準備をしておるところなんですけど、ご指摘のとおり、本庁舎の部分でデータとか基幹系プログラムという

のがふれあいセンターのほうに、毎日、バックアップを取っておるんですが、機械そのものが破損したとか、そういった場合に備えて、今後、機械とかの更新などにあたりましては、その機械のバックアップ、同様の機械を入手できるように、契約書の中に盛り込んでいくようにしたいと思っております。

それとあと、30日ぐらいと言ったらあれなんですけども、「業務継続計画」を今後策定していく中で種々検討をしていきたいと思いますが、ただ、本庁舎そのものがI s 値0.37でございますので、最終的にはできるだけ早めに、本庁舎の耐震化に向けての対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** わかりました。

今年の4月にあった熊本県益城町では、罹災証明を出すのに30日かかったとかいう話も聞くんで、被害があつてからの町行政の対応というのが大切なことだと思うんで、改めて、本庁舎の耐震化についてどうしていくのか、伺います。

**総務部長** 本庁舎につきましては、平成22年度に耐震診断を実施いたしました。そのときのI s 値が0.37となっております。内容を見ますと、コンクリート強度については悪くはありません。ただ、ねじれとかという部分では一定影響を受ける、開放部がかなり多いので、そういったことで一定、I s 値が0.37というふうになっております。

本町におきましても、そういったI s 値が出て、補強計画というのを立てております。現在のところ案でございますが、その案の中で一定、課題がございます。耐震工事におきましては、工事をするヤードとなる役場の中庭部分が、その当時、住民ホールがございましたので、狭小であるという問題点。それから、耐震補強のための耐震壁を設置することによりまして、事務所の空間がかなり狭くなるという問題点。それと、日常業務を行いながらの難工事になるというふうな課題がございました。それに加え、国庫補助の嵩上げ措置期間のある学校施設の耐震化を優先して実施することといたしておりますので、現時点では、完了に至っていないというのが現状でございます。

耐震補強工事を進めるうえで課題となっております中庭の工事ヤードにつきましては、住民ホールが解体撤去となりましたので、一部、課題解決ができております。

ただ一方、先ほど申されましたように、熊本地震のときに熊本県の益城町では二度の震度7クラスの地震に見舞われ、平成27年度に耐震補強工事を行ったにも関わらず、役場の一部が破損したというふうな状況を鑑みますと、本町の耐震化の対応といたしまして、多額の費用を費やす補強工事が妥当なのか、それとも建て替えが妥当なのか、再度、検討する必要があると考えております。

これまでにつきましても、耐震補強にかかる課題解決に向けての検討とともに、内部でではございますが、建て替えによる費用計算というのは実施をいたしました。

本庁舎につきましては、今現在、建築後44年経っております。躯体の耐用年数が

60年というふうなことを想定いたしますと、残存期間というのが16年となります。耐震補強工事により耐用年数が延びるということはありません。その中で、補強計画案では費用は約7億円というふうな数字が出ております。一方、建て替えの場合は、あくまでも内部の試算ではございますが、20億円ぐらいかかるのではないかと思います。このようなことから、今後におきましては、耐震補強工事をする場合と建て替えをする場合の比較検討により、より詳細な検討及び建て替え費用の試算を行うため、専門業者の支援も得るとともに、あわせて「公共施設総合管理計画」の考え方も踏まえ、耐震化に向けた方向性がお示しできるよう、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** それでは最後に、町長に伺います。

南海トラフの地震発生確率は30年以内に60%から70%、いつ起こるか、明日にでも起こりえる大地震に対して、発生後の住民に対するサービスの拠点、また職員の安全を担保するためにも、本庁舎の耐震化は最重要項目です。本庁舎の耐震化は、町長の責任だと思っておりますが、財政が厳しい状況はわかっていますが、大地震に耐え得る本庁舎の早期実現が必要だと考えます。町長のお考えは、どうですか。

**川口町長** 先ほど来、担当部長からご答弁申し上げておりますように、学校施設を優先的に、耐震補強を行ってまいりました。今、第三小学校がまだ残っておりますが、第三小学校の耐震補強が完了すれば、本格的に庁舎の耐震補強、耐震補強するのか、あるいは建て替えたほうがいいのか、詳しく精査をして、専門家の方のご支援をいただきながら、しっかりと、その方向性を示してまいりたいと思っております。

場所についても、そもそも、ここでいいのかというふうな、そういった大きな議論を、ふれあいセンター建設の際には、議員の皆さんにも入っていただいて特別委員会が設置された、そのように聞いておりますので、そういった特別委員会の中でじっくりと議論をしていただく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

**清水議員** 本庁舎は、住民に対するサービスの重要な拠点、また業務中の職員が被災することなく安全に業務を遂行できるように、財政的にも厳しく、課題があるのもわかりませんが、早期に実現するよう強く要望して、質問を終わります。

**伊集院議長** 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

**外村議員**（質問者席へ） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。3点、ございます。一つずつ、やっていきます。

1点目。「ふるさと納税制度による本町の税収に、どのような影響があるのか」を問う。

本制度は、2008年度「地方税法」の一部改正によるもので、総務省統計によると2014年実績では、おおよそ総額341億1千万円の寄附があり、控除額は184億円にのぼるものというデータがあります。最近でも、ふるさと納税額が多いところでは、地方税収をはるかに上回って、税収の数倍もあるという自治体も出現しているという新聞報道もあります。その裏で、制度本来の趣旨を逸脱した返礼品競争の過熱も、問題点として指摘されています。

本町においても、「どうして、もっと積極的な取り組みによる税収増が図れないのか」といった議論はありましたが、税の流出問題については、あまりされなかった。本町の現状と対応策について、問います。

①点目．ここ3年間の本町住民からの、他の自治体へのふるさと納税した件数、人数と、それに伴う税額控除による本町の住民税の減収額の推移をお訊きします。

②点目．総務省まとめでは、2014年のふるさと納税実績の実に7割が、3大都市圏からの納税で、都市部から地方に税収の一部を移すという流れができつつある。しかし、一方では都市部の自治体での減収の影響が出始めている、とも言われています。本町として、実態を踏まえた今後の対応策、取り組みについて、お伺いします。

以上です。

**総務部長** それでは、外村議員の一般質問の1点目、「ふるさと納税制度」についてのご質問に、ご答弁させていただきます。

①の「過去3年間において、本町の住民が他の自治体に行われた、ふるさと納税の件数・人数と、それに伴う税額控除による本町の住民税の減収額の推移について」でございます。

これにつきましては、町の納税義務者ベースでしか把握ができませんので、納税義務者ベースでお答えさせていただきます。また、件数と人数というのも、「件数」というのは税務では把握しておりません。納税義務者数という形でしか把握ができませんので、そのうえでお答えをさせていただきます。

まず、「他自治体に寄附された納税義務者数」でございますが、25年は61人、26年は178人、平成27年は536人でございます。

次に、「住民税の減収額」でございますが、住民税の課税年度は、寄附された年（1月から12月末まで）について翌年度の課税で税額控除となりますことから、課税は1年ずれますので、答弁も1年ずれた形でお答えをさせていただきます。

まず、25年に寄附された方は26年度の課税で影響いたします。その金額は約100万円。それから、26年に寄附された方は27年度の課税に影響いたします。それが約400万円。それから、27年に寄附をされた方は28年度に影響いたします。その金額が、約2,000万円でございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、1点目の②の「実態を踏まえた今後の対応策や取り組み方針」について、ご答弁申し上げます。

全国的なふるさと納税ブームの中、一部の地方自治体が多額の寄附を集める一方で、大都市の自治体などでは、多くの住民が他市町村へ寄附を行った結果、当初の歳入の見込みよりも税収が減少する状況となっております。本町におきましても、町へのふるさと納税の寄附総額に対して、町内の住民の皆様が他市町村へ寄附された総額のほうが大きく上回っております。

特に、平成27年度の税制改正におきましては、ふるさと納税による寄附控除額が拡大されたことや、確定申告が不要となるワンストップサービスが実施されたことなどにより、より多くの方が、ふるさと納税制度による寄附を実施される状況となっております。

また、町内の事業者からも自店のPRを求める声もあがっており、これらを総合的に判断し、平成28年度から町内企業や事業所の商品などをふるさと島本応援寄附金の寄附者への返礼品とすべく、制度導入に向け、現在事務を進めているところでございます。

本町といたしましては、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえながら、本制度の充実により財源の確保、また地域経済の活性化の一助となるよう、引き続き取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**外村議員** かなりの減収額が、それも前年比、倍々ゲームのようになっているということで、少々驚いております。そこで、お訊きします。

まず、事務事業報告書によると、住民税が26年度と27年度、比較して、1,367万円減収しております。町民税は増えているのにも関わらず、住民税は減っているということは、これの影響も大いにあるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**総務部長** 住民税の減収、対前年度との減収の理由でございますが、複合的な理由でございますので、これだけでというふうなものでは決してございません。ただ、先ほど申し上げましたように、27年度は約400万ぐらいの、課税ベースでは影響があったというのは事実でございます。

以上でございます。

**外村議員** いずれにしましても、その年度がずれているとは言え、3年間で100万円、400万円、2,000万円という減収になったということであれば、これは当局としては、早急に何か対策を打たなあかんというのを考えるのが普通ですけども、この数字の推移を見て、今日、ようやく何か返礼品の事業出品者を募集することをやられているようです。これまで3年間、何かされてきたんですが。

**都市創造部長** ここ3年ばかりの、町の取り組み状況についてでございます。

実態としては、実を結ぶというか、事業化には、今回のタイミングということになっておりますが、やはり担当部としましては、どのような形で当該制度を導入していくか



等々について検討していたところでございます。

以上でございます。

**外村議員** 返礼品ですね。この総務省のヒアリングにつきましても、本町はあまり特産品がないのだというようなこと、書いてございますけども、非常に、この総務省のヒアリングに対しても、あんまり積極的ではないというふうに思っていますが、この返礼品については、特産品でないといけないとか、何か制約があるのか。その辺について、今回の事業者募集のあれを見ても、条件を限定されてますね。本町に事業所があることだとか、この辺について、たくさん集めている自治体では、このような制限をかなり私は広く考えているんじゃないかと思うんですが、この辺の制約があるのかないのか、ちょっと教えてください。

**都市創造部長** 総務省から、やはり返礼品合戦と言いますか、ネットショッピング的な部分であるとか、すぐお金に換金できるような部分の取り扱いについてというのは、大きく苦言が呈されているところでございます。

本町といたしましては町の財源確保という面もございますが、やはり町の産業振興という部分についても、力点を置いて進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**外村議員** いや、私は制約があるのかないのかと訊いたんですが、要するに、あるようでない、ということの理解でよろしいのでしょうか。

**都市創造部長** 制約といったものは、ございません。

以上でございます。

**外村議員** 今回、午前中、田中議員が質問されましたので、重ならないようにしますが、その際に、返礼品事業において株式会社サイネックスと契約されたというふうな答弁があったんですが、そのされた内容と趣旨について、もう一度、説明ください。

**都市創造部次長** 今回、事業者を選定するにあたりまして、数多く、この業者はあるんですけども、その中で本町がこのサイネックスを選定した理由というのは、寄附をいただいて、どれだけ町のほうに財源として入るかとか、本町の事業者に対して個別に返礼品を出していただけるかどうかという部分の協議ができるか、その辺を総合的に勘案させていただいて、事業者を選定したところでございます。

以上でございます。

**外村議員** いや、そのサイネックスがどういう仕事をするのか、ということを訊きたいんです。

**都市創造部次長** サイネックスは、事業者を募集するときのノウハウを持っておりまして、事業者の募集の際の交渉でありますとか、あとは事業者が返礼品を提供するときに、クレジットカードを利用いたしまして寄附を行うことになっております。その際の手続きについて、業務代行を行うこととなっております。

以上でございます。

**外村議員** 歳入が、非常にうちは少ない。昨年度は48万5千円、一昨年が38万9千円、非常に少ない中で、一方で流出はすごい。その中で、サイネックスにまた事業委託して、またそれでお金がかかる。このサイネックスに幾ら、お金がかかるんですか。

**都市創造部次長** 寄附額の手数料を10%程度というふうに見込んでおりまして、例えば寄附金額1万円でありますと、手数料は寄附金額の10%プラス税込みということで1,080円ということと、あとはカード決済の手数料が別途実費でかかることとなっております。

以上でございます。

**外村議員** はい、わかりました。歳入が増えるようになることを祈っております。

もう1点、今年ですかね、企業版ふるさと納税が創設されたということで、それによりますと、控除額が倍になる、60%になるというふうなことで、またこの影響も出てくるんじゃないかと心配しておるんですけども、今朝の田中議員のときの答弁では、事業者から申し出がない限り申請できないんで待ってます、という話だったんですけども、これはどういう事業に使うから寄附してくださいということを、やっぱり自治体として積極的にPRしない限り、こんなもの、企業からの申し出なんかないと私は思いますので、その辺はどのような覚悟されているのか。それと、事業の企画立案すべてやって、法人にお願いして、そして申し出があってはじめて国に申請ができるという仕組みになってますので、この辺について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

**総合政策部長** 「企業版ふるさと納税」についてのお尋ねでございますが、午前中にもご答弁させていただきましたように、本年の5月に町内企業で構成されております青葉会の例会におきまして、本町の「総合戦略」を配付し、あわせて企業版ふるさと納税についての国の資料も配付をさせていただきました。概要を説明し、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

この秋、10月か11月になると思いますけれども、青葉会の例会が行われますので、再度、その席上でも、ご協力を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**外村議員** よろしく申し上げます。このふるさと納税についての、最後の質問します。

ホームページを見ますと、いろんな、ふるさと納税の専門サイトもいっぱいありますし、その中には積極的な自治体はかなり返礼品が載ってたりしてますけども、島本町のホームページ、私は全体的に非常に島本町のホームページというのは、ちょっと貧相ではないかというふうなことで、もう少しリニューアルして欲しいというようなこと前から言ってますけども、このふるさと納税に関して、確かに、そういうようなのは島本町のホームページ見てもありますけども、もう少し目につくところに貼り付けて欲しいというんですか、そういうような、いわゆるホームページの、ふるさと納税に関わらず他のことにおいても、ホームページの改善というのを非常に求めたいと思うんですが、

いかがですか。

**都市創造部次長** 今回、サイネックスと契約する中で、ホームページもサイネックスのほうが専門サイトを持っておりますので、それにリンクを貼るような形で整備も行ってまいりたいと考えております。あわせて町のホームページそのものについても、できるだけ寄附をいただけるような形で対応できるように、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**外村議員** いろいろ、ご答弁いただきました。ふるさと納税について、ほんとに流出が多くて歳入は少ないというのは非常に困るということで、これを防ぐ方法というんですか、それはもう歳入を増やすしかない。他の自治体に寄附しないでください、というふうなこと言えませんので、増やすしかないということですので、ぜひ増やす方法を、単にサイネックスにお任せするんじゃなくて、やっぱり島本町として知恵を出して、歳入を増やす方法でやっていただきたい。

非常に、先行自治体に比べたら4～5年遅いんですけども、今からでもしょうがないので、ぜひ、よろしく願います。そのお願いしまして、1点目、終わります。

2点目。「JR島本駅前広場や歴史文化資料館前庭を活用したカフェレストラン等の誘致」を。

本件につきましては、以前から申し上げてきましたし、島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略案策定の際にも、私の意見として提案しました。また、住民委員会からもその趣旨の提案がされていますし、現に、町外からの来訪者からも、島本駅前では食事する店さえないとの声は、たびたび聞かれています。

担当課におきましては、この種の意見に対しまして、今までは歴史文化資料館の土地建物は大阪府から無償譲渡された際に、直接、社会教育を目的とした用途に供しなければならないという条件があるので、その期限が平成25年末なので、その後の検討課題であると答弁されてきました。そこで、質問します。

①点目。上述の「足かせ期限」が切れてから、すでに丸2年以上経っています。今日まで、どんな検討をされてきたのか、現状の考えと、具体的な案や計画があるなら、お示してください。

**教育こども部長** それでは続きまして、2点目の①につきまして、ご答弁を申し上げます。

歴史文化資料館の土地・建物につきましては、平成16年に大阪府から無償譲渡を受けて本町の財産となったものでございます。その際の無償譲渡契約書におきまして、平成16年4月1日から10年間、引き続き、直接社会教育を目的とした用途に供しなければならないと記載されており、平成25年度末をもって、その期間が終了したものでございます。

平成26年度以降の取り組みといたしましては、これまでも歴史文化資料館が担ってま

いりました住民交流の場及び情報発信基地としての役割を一層発展させることができ、立地条件を最大限に活かせる方策といたしまして、にぎわい創造課と連携を図りながら、毎週火曜日と木曜日に「やさい朝市」を開催しており、大変好評を得ているほか、「消費者まつり」や「島本音楽フェスティバル」「しまもと手づくりコミュニティ市」などの会場としても活用いただいております。史跡桜井駅跡とともに町内外から多くの皆様が訪れる、本町の玄関口にふさわしいにぎわいづくりに繋がっているものと考えております。

また、歴史文化資料館につきましても、平成27年4月1日付けで、展示物の一つである「須恵器 大甕」を町指定文化財第6号に指定し、平成27年8月には建物が国の登録有形文化財に登録されました。また、西浦門前遺跡から出土した水無瀬離宮庭園の一部を住民の皆様の手で正面広場に移築復元するなど、資料館自身の価値を向上させる取り組みを並行して進めてきたところでございます。

今後の正面広場の活用につきましては、現時点では具体的な案や計画はございませんが、歴史文化資料館の本来の役割である文化行政としての視点を堅持しつつ、駅前の環境や景観にも十分配慮しながら一層の活用が図れるよう、関係各課と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**外村議員** ご答弁は、やさい朝市だとかコミュニティ市やってるということで、それとともに、あくまでも歴史文化資料館の前庭につきましては、歴史文化資料館の趣旨を損なわない範囲でのごとしかしないというご答弁と理解したんですけども、私が言うてますのは、あくまでも、駅を降りても食事するところすらない。食事がいいのかカフェがいいのか、わかりませんが、そういうものを誘致してはどうですか、ということですから、そのことにつきまして、商工会なんかと何か意見を交換されたことはございますか。

**都市創造部長** 現在のところ、まだ、そういう形で具体的なお話というのはさせていただきます。いておりません。

以上でございます。

**外村議員** ②点目、いきます。

本町の「総合戦略」や「定住促進・観光振興計画」におきましても、観光条件として最低限のインフラ整備は不可欠というふうに、その必要性を認めていますが、その「不可欠」の中に、そういうものはあるのかなのか、どういう認識なのか、もう一度、伺います。

**都市創造部長** それでは、2点目の②の「定住促進・観光振興計画に基づくインフラ整備」について、ご答弁申し上げます。

平成28年3月に策定いたしました「島本町定住促進・観光振興計画」の行動計画において、最低限のインフラ整備が不可欠であるものとして位置付けております。

平成27年度におきましては、地方創生先行型交付金を活用し、水無瀬神宮「離宮の水」

の生け垣改修や、若山神社境内への三川合流地点展望施設の整備、また史跡桜井駅跡に上下水道設備を設置するなど、町の観光資源の整備を行ったところでございます。

現状といたしましては、観光資源につきまして、新たな箱物の設置など大規模なインフラ整備は困難であることから、本計画におきましては、軽微な設備の実証実験を行いながら、継続利用できる整備を目指すことを記載しているところでございます。

そのため、先般、国において採択されました地方創生加速化交付金事業における具体的な目標の一つとして、空き店舗や空き家の活用による「おもてなし空間の創出」を試行的に運用することを目指すこととしております。また、体験型ツーリズムやマルシェをはじめ、おもてなしイベントの事業化を目指す中で、事業内容に応じて、歴史文化資料館の活用も視野に入れております。

なお、これらの取り組みにつきましては、事業を開始したところであることから、具体的な事業内容は確定しておりませんが、今後、商工会や民間事業者等と連携を図りながら、継続した事業展開が可能かどうかや、事業を実施していただく担い手の育成など、様々な課題を整理しながら、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「島本町定住促進・観光振興計画」に基づき、事業を計画的に推進していく必要があるものと考えております。

最後に、議員のご指摘の「JR島本駅前広場及び歴史文化資料館前庭を活用したカフェレストラン等の誘致」につきましても、民間事業としての位置づけが想定されますが、採算性等も含め、実現には多くの課題があるものと認識しております。しかしながら、駅前の立地特性を生かし、まちの魅力の向上を図るため、当該地の活用の方策について、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**外村議員** 前から言ってますけど、歴史文化資料館前の前庭ほか、JR島本駅前には結構広い土地が、広場というんですか、ありますから、この土地を貸し与えて——無償で貸し与えるか、それはわかりませんが——何か、そういうもの、簡易な店舗を作りますかという、そういう募集はできるんでしょうか。可能なんですか。

**都市創造部長** 種々、課題はあろうかと思えます。この場で、その課題は何か述べろと言われたら、ちょっと困る部分あるんですけども、一定、貸し与えることは可能ではないかというふうに認識いたしております。

以上でございます。

**外村議員** もう、グダグダ理屈を言われる前に、一度、募集をしてみたらどうでしょうか。募集して応募がなければ、それはもう採算が合わないんだということで、はっきりしますので、募集にどれだけエネルギーが要るのかわかりませんが、ホームページで出すとかできますから、ぜひ一度、トライしてみたい。そして、それがあかんかったら、あかんかったというのを私は認識しますので、ぜひ、やらないでああ

やこうやと、あかんことばかりを述べて、今までからやってこなかったという実績がありますので、ぜひ、そのことをお願いしまして、2点目は終わります。

続きまして、3点目。「『空き家対策特別措置法』施行後の本町の具体的な取り組み実績」を問う。

本件につきましては、昨年の6月定例会にて一般質問で取り上げました。その際には、法の施行後、間もないことから、本町の空き家について実態調査はまだしていないとの答弁でした。その結果、私の多くの質問にはほとんど回答をいただけない状況でした。その後、1年以上が経過しましたので、改めて質問します。

①点目。まず、実態調査はされたのでしょうか。

②点目。「空き家と判定する基準」についても質問しましたが、当時の答弁は「特定空き家等に対する措置」にガイドラインが示されているので、その指針に従って、各自治体で対応していくとのことでした。具体的に、本町ではどういった対応をすると決められたのでしょうか。お聞かせください。

③点目。同じく昨年の質問において、本町での平成25年度に実施の住宅土地統計調査における空き家は940戸であるとの回答はありましたが、そのうち1戸建てはどれくらいあるのかとの質問にも、把握できていないという回答でした。その後、どれくらい1戸建ての空き家があるのか、把握されたのでしょうか。お答えください。

④点目。「特別措置法」では、1月1日現在で「特定空き家」と認定されれば、固定資産税の6分の1軽減という優遇措置が適用されなくなることでした。実際に本町において、本年1月1日現在、そのような対称の住宅地が存在するのか。確認されているなら、お聞かせください。

以上です。

**都市創造部長** 続きまして、3点目の「空き家対策」にかかるご質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「空き家の実態調査について」のご質問でございます。

本町においては、管理不全に陥っている空き家を把握すべく、昨年8月に町職員にて町内全域を巡視し、「敷地内の雑草等の異常な繁茂」「家屋の躯体等の老朽化」や「家屋の生活実態の有無」などの観点から、外観目視による調査を実施いたしました。当該調査の結果といたしましては、37戸が、空き家の可能性がある事を確認いたしております。

それらの空き家のうち、周辺住民の方から苦情が寄せられている家屋について、「空き家特措法」に基づき所有者を調査のうえ、文書通知を行っております。現在、それらの内1戸については空き家が除却され、管理不全の解消に至っております。

次に、②の「空き家と判定する基準について」のご質問でございます。

大阪府では、昨年5月26日に示された特定空き家等に関する国のガイドラインを補完

すべく、各市町村における「特定空き家等の判断の参考となる基準等及び特定空き家等に対する措置にかかる手続き等」についての一定の考え方を、技術的な助言として、平成27年12月に取りまとめられておられます。その技術的助言や、大阪府空き家等対策連携協議会での先駆的な他市町の取り組み事例等も参酌しながら、現段階では未策定となっている特定空き家等の判断基準——ガイドラインでございます——を、本町の実情にあった形で取りまとめできるよう、今後、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、③の「空き家の戸数について」のご質問でございます。

平成25年に実施いたしました住宅・土地統計調査の大阪府独自集計結果報告によると、島本町域内での空き家総数は、現在、居住者がいなくても管理者がいる場合や、別荘等の二次的住宅なども含め、941戸となっております。

また、この統計調査で定義される「空き家」とは、賃貸用も含めた共同住宅、長屋の空室を個々に計上した数字でございますが、「空き家特措法」で定義される「空き家等」とは、共同住宅などの場合、1棟の内1室でも居住者がお住まいであれば「空き家等」には該当いたしません。

前回のご質問以降、昨年8月に町内を巡視のうえ、概ね「空き家特措法」の判断基準に基づき、目視にて外観調査を実施した結果、先ほどもご答弁申し上げたとおり、現時点で、37戸が空き家の可能性があることを確認いたしましたところでございます。

最後に、④の「特定空き家等の該当の有無について」のご質問でございます。

すでにご答弁させていただいておりますとおり、現段階では、本町の特定空き家等の判断基準（ガイドライン）を作成していないため、特定空き家等の該当があるか否かについては、お示しできる状況ではございません。しかしながら、昨年度、実態調査した空き家や、その他把握させていただいている空き家につきまして、現在示されている国のガイドラインや大阪府の技術的助言とも照合したうえでは、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」となるような、特定空き家等に該当するものはないものと認識しております。

以上でございます。

**外村議員** 941戸あった中で、目視でされて調査された結果、これは1戸建てだと思っておりますけども、37戸あったということで、この37戸について具体的に通知されたということですけど、どういうふうに通じられて、どういう回答を求めておられるか、お聞かせください。

**都市創造部長** 生活環境の悪化というような部分がございますので、持ち主に対して一定、草木が敷地からウワーッと茂って、周りが迷惑しているとかいうような状況について、改善していただくような形での申し入れを行ったところでございます。実際、名称につきましては、「空き地等の清潔保持について」ということで、そのようなことをお知らせさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**外村議員** それは、回答期限を設けてなされたのでしょうか。

**都市創造部長** 実態といたしましては、文書の送付のみで、いついつまでにどのような形で対応してください、でありますとか、対応結果等、回答期限というものは設けておりません。しかしながら、送付後、また一定確認したうえで、場合によっては引き続き文書を送るでありますとか、種々、対応を行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**外村議員** わかりました。昨年、私の質問のとき、本町は非常に交通至便な、地の利を得た幸せな地区だということで、空き家の活用については十分可能性がある。過疎地ではないので、空き家については「空き家バンク」なるものを創設して、ぜひ若い人に移り住んでいただくとか、借家としても使っていただくとか、そういうようなことを、ぜひやってはどうですか、という提案をしました。

そのときの回答は、「すでに実施されている他市町村の事例も参照しつつ、検討・調査してまいります」という回答をされたんですけども、この空き家バンクというか、そういう活用の仕方についての議論、研究は、いかがになっているのでしょうか。

**都市創造部長** まだ一定、大阪府内でもチラホラと、この空き家バンク、取り組んでいる市町村が出てきている状況でございます。まだ今現在、そのような先行的に取り組んでいる市町村等の事例を検証・研究している段階でございます。

以上でございます。

**外村議員** わかりました。1年間、何もしてこなかったということが、よくわかりました。

この8月22日に、日経新聞ですけども、政府が個人消費の活性化というか、個人消費拡大というのを目指して、本年度の2次補正予算で中古住宅を買って住もうとした場合の改修費を最大50万円補助するというのを、もう補正予算ですから、近々決めてしまうというようなことが報道されてます。実際、いつ決まるのかわかりませんが、

この制度ができれば、やっぱり、そういう中古住宅を買って改修費、結構かかりますので、非常に空き家対策にもなるんじゃないかと思うんですけども、このことのニュースはご存じかどうか知りませんが、このことを受けて、本町としてはどうするか、というようなことをお考えがあれば、教えてください。

**都市創造部長** 補正予算の内容につきましては、詳細な情報というのは私ども、まだ承知していない状況でございます。おそらく今後、細かな部分でお示しがあるかと思えます。そのときには、どのような条件、要件等がある中での当該制度なのかという部分も十二分に見てみたうえで、本町として取り組む、取り組まない等を含め、決定していく必要があるのではないかなというふうに、現時点では考えております。

以上でございます。



**外村議員** 空き家対策につきましても、ふるさと納税にしましても、私が言っているのは税収が少なくなる。何かと言えば財源がないからということになりますから、やはり少しでも税収を増やせるための方策として、いろんなことに取り組んでくださいとお願いしているわけですから、ぜひ、申し上げたことについては真摯に受け止めていただいて、その提案は意味がないからやらないんだというなら、それは堂々と、そういう提案は結構ですから、検討しますと言うだけで何もしてないということがないように、お願いしまして、質問を終わります。

**伊集院議長** 以上で、外村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 4 時 32 分～午後 4 時 40 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、平野議員の発言を許します。

**平野議員** (質問者席へ) では、一般質問をいたします。

1 点目です。「豊かな教育環境実現のために、小学校 35 人学級の実現を！」

①町立第二小学校において、支援学級と児童心理治療施設、いわゆる情緒障がい児短期施設(ひびき)の施設内学級「みゅーず」の在籍児童を含み、40 人を超える学級があり、厳しい教育環境であることが、6 月会議で同僚議員が質問されて明らかになったところです。当該の小学校の保護者からも、1 クラス増やせないかという切実な声が、依然、寄せられているところです。

個別の対応が必要な子どもが増えている中、教職員の負担も大きいことが予想されます。障がいを持つ児童、児童養護施設「はるか」の児童、また「みゅーず」の児童も、ともに学ぶインクルーシブ教育をより豊かなものにするためにも、40 人定数を超える状況を生まないよう、教育環境の整備は必要です。

改めて、教育委員会としてどのように認識しているのか、改善対策は講ずることができないのか、お伺いいたします。

**教育こども部長** それでは、平野議員の一般質問の 1 点目、「豊かな教育環境実現のための小学校 35 人学級の実現」につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、①の「支援学級在籍児童を含めて 1 クラス当たり 40 人を超える学級に対する支援について」でございます。

現在、町立第二小学校では、支援学級在籍児童を含めると、1 クラス当たりの在籍児童数が 40 人を超える学年があり、学校として、学年や学級運営に苦慮されていることは認識いたしております。

教育委員会といたしましては、このような現状の中においても学校運営ができるだけ円滑に行うことができるように、担任の補助や授業の支援を担う授業支援講師や、支援

学級在籍の児童の学校生活の介助を担う介護員を、各小学校に臨時職員として町単独で配置しており、児童数の多い学年の教員の負担軽減やきめ細やかな指導に繋がるような措置を、従前から講じているところでございます。

なお、町独自に35人学級を編制する場合には、学級経営ができる人材の確保とともに、財源や教室の確保などの課題があると認識しております。

以上でございます。

**平野議員** 手元に、児童生徒数及び学級数、平成28年8月1日現在の資料を、教育委員会のほうから提供していただきました。

第二小学校におきましては、3年生・児童数79名で2クラス、支援クラスの児童8名。また4年生・児童数80名で2クラス、支援クラスの子3名と、先ほどの情短施設の児童5名。5年生・児童数79名、支援のクラスのお子さん7名、情短施設の子どもさん5名という状況で、40人を超える、統合教育をした場合には40人を超えるという実態があるところ。43人から46名のクラスとなる場合もあるということです。

この件につきましてね、保護者からは、直接、教育委員会に改善の要望、クラスを増やせないか、分けられないか、という要望はありましたでしょうか。

**教育こども部長** 文書とかではございませんけれども、一定、そういう声は届いておりますし、学校を通じてということも、お聞きをしております。

以上でございます。

**平野議員** そうですね。私のところにも、多くの保護者からの声があります。また、その保護者の声の中には、中学校のように学校の定数内で調整する、いわゆる学級編制弾力運用という方法でクラスを増やすということが、実際に昨年度に実施されているということです。小学校では、こういった運用はできないのでしょうか。

**教育こども部長** 学級編制の弾力的運用につきましては、小学校におきましても、学校長の判断により、実施は可能となっております。

以上でございます。

**平野議員** 2006年度、平成18年度ですけれど、同じように第二小学校で同様な状況がありました。保護者は当時、要望のために町長や教育長に面談されております、憶えておられるかも知れません。議会でも、私や河野議員が質問で取り上げて、改善を求めたところでした。

翌年度には、学校の運用のケース内で調整されて、2クラスを3クラスとした事例が実際にありました。この件については、承知しておられますでしょうか。

**教育こども部長** 今、平野議員からございましたように、平成18年にそういう事案があって、平成19年度、当時、第二小学校の5年生、そのクラスが翌年の平成20年度、6年生になった時点でも、学級編制の弾力的運用により、1クラス増やしたという実績がございます。

以上でございます。

**平野議員** そうしますと、学校長の判断でそれが可能ということなんですけど、第二小学校の校長先生は、そういった弾力的運用が可能かどうかということについては、協議されましたでしょうか。

**教育こども部長** 第二小学校の校長、議員もご承知のように教育委員会にもおりましたので、こういう制度については十分承知はしております。ただ、学校に配置されている人員の中で、新たなクラスを経営する人材を出さなければならないという中で、現状では非常に難しいということは、お聞きしております。

以上でございます。

**平野議員** 私も8月31日に第二小学校を訪問して、直接、学校長と懇談をさせていただきました。今、教育こども部長がおっしゃったように、かなり定数内でクラス担任とするということについては厳しい状況があるということをお聞きしたところです。

さらに、そういった児童数の多いクラスのことを配慮して、できるだけ少人数授業をすとか、今年の11月の教育週間には、例えば4年生だとしたら、英語科と算数科と食育などを統合した授業を予定して、地域の皆さんも活用しながら、グローバル対応のお店というような単元で、いろいろ工夫した教育活動をするということも、おっしゃっておられましたし、二小については「きずな」というサポーターの皆さん、保護者や地域の学生や、住民の方が、授業支援や絵本の読み聞かせとかをされている。地域の皆さんがほんとに協力していただいているというようなこともお聞きしたところです。

ですから、現場としても努力をしていただいている、また地域の皆さんの協力も得ながら、何とか運営しているというようなこともおっしゃっていましたので、なかなか、教育現場にそこまで求めるということは難しいなど、私も思った次第でした。

しかしながら、第二小学校というのは児童養護施設「はるか」の子どもさん達もおられ、非常に家庭的な困難も抱える、それ故に、私はその子ども達を包括していく教育を行っている第二小学校の教育というのは非常に豊かであるというふうに、私の3人の子ども達を通わせていましたので、多く学ぶことがあり、評価しております。

ですから、教育環境の整備というのが、教育委員会としてしていただきたい。町として財源を確保して、加配をしていただきたいと思っております。その点、改めてお聞かせください。先ほどもおっしゃいましたけれどね、もう少し現状を認識していただいて、子ども達の状況や教職員の状況など、ほんとに一人ひとりの子どもに向き合って、細やかなケアや、学習や生活指導ができるように加配をしていくということは、やはり教育行政としての責任があると思うんですけど、その点は、再度、お聞かせください。

**教育こども部長** 第二小学校の現状につきましては、今、議員も学校のほうに行かれて話を聞いてこられたというとおりでと思います。私のほうも、そのように理解をしております。

ただ、この編制といいますか、新たにクラスを設けるということについては、町単独でということになりますけども、そうすると先ほども申し上げました、やっぱり財源の問題も出てまいりますし、人材をどう確保していくのかという問題が出てきます。これについては、やはり大阪府であったり、国レベルで、ちょっと次の質問の答えにもなってしまうんですが、対策を講じていただくということが必要ではないかという中で、要望も続けておりまして、そういったことも含めて、国、大阪府としての対応を引き続き求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 今、ご答弁にもあったかと思えますけど、町単独ではなかなか難しいと。私も厳しい状況はわかっておりますので、しかしながら、やはり求めていきたいというふうには思っております。

さらに、本来は国や大阪府に対して 35 人学級編制を求めていくことが、一番大事なことだというふうに思っております。②点目に、質問として通告しておりますので、述べます。

35 人学級編制について、町教育委員会としても、毎年、大阪府町村長会を通じて、大阪府に国に強く働きかけるよう要望しておられます。さらに昨年度には、支援学級在籍児童生徒を含めた人数を基礎とした編制とするよう要望をされているということですが、国や大阪府の回答はどのようなものでしたか。お聞かせください。

**教育こども部長** それでは、②の「35 人学級編制の要望について」でございます。

議員ご指摘のとおり、教育委員会といたしましても課題として認識をしており、小・中学校での学級編制に関して、35 人学級を基礎とした学級編制の実施と、学級編制の際には支援学級在籍児童も含めた人数を基礎とした編制とするように国に働きかけるべく、町村長会を通じて、大阪府に対して要望しているところでございます。

この要望事項に関し、昨年度は大阪府から、地域の実情に応じて、少人数学級や様々な教育ニーズに対応が可能となるような教職員定数の改善や、通常学級において支援学級在籍児童との交流や共同学習が一層推進されるように加配を含めた人的措置を行うようにすることについて、府としても「引き続き国に強く要望してまいります」との回答をいただいております。

以上でございます。

**平野議員** 大阪府としては国に要望されたということですけど、国は 35 人学級については、数年前に、そのようなことも言っておりましたけど、いつの間にか立ち消えになったという状況になっています。国際比較とか、よく言われますね。国際比較でも、OECD の国際平均だと 1 クラス 21 人だけど、日本では平均 28 人というのが出ています。

ですから、国際平均にして欲しいということが求められているわけですけど、実態としては、島本町の状況では 1 クラス 43 人、44 人、45 人のクラスが、実際に教育の――

統合教育ということもありますけれども、そういったクラスがあるということについては、かなり深刻ではないかというふうにも思っておりますし、また、もう一つのデータとしてね、一般社団法人社会応援ネットワークの調査によると、いわゆる保護者に対して、1 クラスの子ども人数は何人がいいですかとって質問をされました。3千人を対象に、小学校から高校生の保護者を対象に行われたところ、25人が22.5%、30人が37.7%、35人が13.7%、40人以上を求める方は5.9%ということで、保護者は35人以下学級を望んでいるということです。

こういった実態、または教員の働く環境は非常に厳しいということで、例えば超過勤務も一般企業の2.5倍も多いということとか、2010年度の文科省の調査においても、病気休職者の中で精神疾患による休職者の占める割合が63%、過去最高の5,400人を超えるという結果が発表されております。

そういった教育現場の労働環境なども含めると、もっと国が取り組んでいただかないといけないと私も思っておりますし、さらに島本町が、大阪府を通して強く申し入れていただきたいと思っております。それ、お答えください。

**教育子ども部長** 通常学級に加えまして、障害支援学級の子どもさんも加えてクラス編制をするようにという町村会での要望につきましては、本町から——町村で要望を毎年取りまとめるわけですが——提案をして、昨年度、他の町村も理解を示していただいて、大阪府全体の町村として要望していこうという項目で、内容を変更して、昨年度より要望しているという実態がありますので、この点については早期にそういった形になるように、引き続いて要望をしていきたいというふうに考えております。

**平野議員** 大阪府では、小学校2年生を独自に35人学級にされておりますね。私は、大阪府の教育というのは、「ともに学び、ともに育つ」という教育を進めておられるというふうに認識しておりますので、通常学級において支援学級在籍の児童の交流、共同学習がスムーズに行われるためには、推進するためには、加配が必要という認識を持っておられるということなので、大阪府独自の施策として要望するというのはできないのでしょうか。その点、いかがですか。

**教育子ども部長** 大阪府も一定、いろんな加配というのは検討いただいております。当然、大阪府独自でそういう加配をしていただけるということであれば、それは非常に歓迎するものでございます。ただ、全国的に言えば、やはり国として、全国的にそういう体制が必要ではないかなというふうに思っておりますので、当然、大阪府に対しても独自でお願いはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**平野議員** 国や大阪府に対して強く求めるとともに、やはり島本町としてもね、これは第二小学校の一つの特徴だというふうには私は思っているんですけども、やはり保護者の声や現場の要望などもしっかり聞きながら、来年度、同じようなことがないように、町

としてもやはり全力をあげて取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、次の質問にまいります。

2点目です。「『都市農業振興基本法』を活かして、本町の農業を守る取り組み」を。島本町の「農地・農業の現状と課題」を問うとともに、朝市、学校給食への地元野菜の提供、学校教育における農業体験など、「農」を活かした取り組みの評価をお聞かせください。

**都市創造部長** 続きまして、2点目の「農業」についてのご質問でございます。

まず、①の「本町の農地・農業の現状と課題について」でございます。

本町は、面積が約 17 ㎏弱という狭い行政区域であり、また町域の約 6 割を森林が占めることから、限られた平地の中に小規模な農地が存在している状況となっております。そのため面積の小さい農地を所有する農家の経営は、大規模農地を持つ農業従事者とは異なり、効率的ではない経営を余儀なくされ、本町では、農業を本業とした経営を行うことは困難な状況となっておりますことから、世代交代が進まず、高齢化の進展と後継者不足が深刻化していることは、本町に限らず、全国的な課題であるものと認識いたしております。

そのような非常に厳しい状況の中、本町の農業振興団体をはじめ農業従事者の方のご協力により、週 3 回のやさしい朝市の開催や、学校給食の地元野菜の提供、学校教育における農業体験などの「農」を生かした取り組みというものは、本町の農業振興においても重要な取り組みであり、可能な限り継続してまいりたいと考えております。

**教育こども部長** それでは私のほうから、「学校給食への地元野菜の提供、学校教育における農業体験」について、ご答弁を申し上げます。

まず、「学校給食への地元野菜」の提供につきましては、現在、第三小学校で、地元農家で作られた野菜を一部購入しております。しかしながら、安定した品質及び数量の確保が非常に困難であることから、使用日を限定し、提供いただいているところでございます。

「学校教育における農業体験」につきましては、各小学校で地元農家や実行組合のご協力をいただき、学習田の取り組みとして、5年生の「総合的な学習」の中で、身近なコメ作りを通じて農業生産の大変さと収穫の喜びを学習することを目的として、実施しております。また、野菜栽培に関する体験につきましても、以前は地元農家のご協力のもと、収穫体験等を実施していた学校もございましたが、協力者の高齢化等もあり、現在は校内での栽培のみ行っているところでございます。

なお、これらの「取り組みの評価」といたしましては、子どもたちがいきいきと取り組んでいる様子や、米作りに関しては地元農家の方々との触れあいの場となっていることなど、生産の大変さや収穫の喜びを実感するとともに、実際に給食等で自分たちが育てたものを食べることにより、「食」の大切さを実感できる貴重な機会になっていると

評価しております。

以上でございます。

**平野議員** 島本町の「農地・農業の現状」というのは、またこれも厳しい状況であるということは理解できます。小規模農地が多いということですね。2015年度の事務事業報告書を見ますと、総農家数141戸、農業就業者数73人、農地台帳面積、田46.66ha、畑27.67haということになります。

そこで、JR島本駅西地区の開発計画がありますが、開発されると、田畑の面積は減少します。どのくらい減ると予測されますか。

**都市創造部長** 開発後の、開発区域内におきます農地につきましては、開発区域が10haで、農地が約3割となっております。あと開発後、どれくらい農地が減るかについてでございますが、具体的な部分については、今後、計画が具体性を持って進んでいく中で、相当動いていくのではないかなというふうに考えております。

なお、意向調査、地権者の皆様に意向調査をさせていただいた結果では、約3割の方は営農を希望されているという状況もございますけれども、具体的に農地そのものがどれくらいになっていくという部分については、現状では、ご答弁は控えさせていただきたく存じます。

以上でございます。

**平野議員** 明らかに減少するという事は、わかると思います。

朝市や学校給食への地元野菜の提供とか、学校教育における農業体験というのは、桜井地区の農家の皆様のご協力で行われております。もちろん、他の地域の皆様のご協力もありますけれど、やはり、こういった取り組みが後退していくのではないかと心配しておりますけど、いかがですか。

**教育こども部長** 学校につきましては、今、第三小学校と言われましたが、四つの小学校すべてで米作りの体験というはやっておりますし、この点については、できる限り、実際に農業をされている方も高齢化になってきてますけども、できるだけ続けていきたいという思いはございます。

以上でございます。

**平野議員** 都市農業、特に島本町の農業というのは非常に厳しい状況になっておりますが、その中でも、国が「都市農業振興基本法」を作り、また、本年5月に閣議決定をした「都市農業振興基本計画」というのがあります。これによって、これまで都市農業は新鮮で安全な農産物を供給するだけでなく、防災や良好な景観といった、都市住民の居住環境を保全するなどの重要な役割を担っており、また農作業体験や、食や生命の尊さを学ぶ学校教育や地域交流の場としての機能を発揮できるよう施策を講じること、という内容の計画が作られておりますが、その具体的な説明を求めます。

**都市創造部長** 次に、②の「『都市農業振興基本計画』の内容について」でございます。

昨年4月に施行されました「都市農業振興基本法」の趣旨といたしましては、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的としております。基本法に基づき、総合的・計画的に都市農業振興に関する施策が推進されるよう、本年5月、国は、都市農業の振興を進めるための基本的な方針となる「都市農業振興基本計画」を策定いたしました。

基本計画におきましては、都市農業振興に関する新たな施策の方向性を示しており、担い手の確保を重視し、また都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換し、農地を確保するという方針を示すとともに、保全すべきとされた都市農地に対して農業振興施策が講じられるよう、施策展開を想定いたしております。

以上でございます。

**平野議員** 肝心なことを、おっしゃってくださってましたかね。この「都市農業振興基本法」に基づいて、この法には地方自治体の責務ということで、農業者の今、高齢化や後継者がいない、高齢になって負担も増え、後継者もない、担い手がないというふうな現状があると思うんですね。その中で、やはり地方自治体の責務として、担い手の育成・確保などをしなければならない、講じなければならないということを計画にはうたっているわけですから、そういったことを島本町としては積極的に言うべきではないでしょうか。

**都市創造部長** 今回、国において制定されました法律でありますとか基本計画、国のほうからは一定、議員からご紹介ありました方向性、理念、考え方等は示されているところでございますが、まだ具体的な施策については、今後、いろんな形で出てまいるとかと思っております。そのような状況を見る中で、本町ができること、具体的に施策として講じてまいりたいというふうに、現在、考えているところでございます。

以上でございます。

**平野議員** ③点目の質問ですが、同計画には「都市農業の振興を図る上では、地域の実情に応じて取り組みが進められることが必要」であり、基本法においては第10条で「都道府県及び市町村は、都市農業の振興に関する地方計画を定めるよう努めなければならない。」と示されています。

本町としても「基本法」を活かして、本町の農業を守るためには「地方計画」の策定を求めますが、いかがですか。

**都市創造部長** 次に、③点目の「地方計画について」でございます。

「都市農業振興基本法」第10条では、「地方公共団体は、国の基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされております。5月に策定されました国の基本計画を受け、現在大阪府が都市農業振興基本計画を策定すべく、事務を進めているところであると聞き及んでおり



ます。

市町村は、今後、地方計画を策定することが努力義務とされており、現時点における府内他市町村の状況といたしましては、大阪府の地方計画の内容や、今後、想定される国の税制改正や新たな都市農業施策の動向等も十分に注視し、対応を検討しておられる状況でございます。

本町におきましても、地方計画の策定の有無や内容について、現時点で具体的な方針は決定しておらず、大阪府や他市町村の状況を踏まえ、意見交換等を行いながら、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 確かにね、この基本計画、税制改正とか具体的な財政支援については、まだこれからだということは、先日、大阪府の農政室推進課のほうでレクチャーをしていただきましたので、理解しております。しかしながら、この法律や計画に盛り込まれている内容、今後、講ずべき施策ということについては、積極的に実施できるものだというふうにおっしゃってございましたし、大阪府としても本年度、「地方計画」については策定する予定だということです。税制改正というのは、もっと、もしかしたらかかるかも知れませんが、しかしながら、この基本理念や基本計画の中身については実施できることですから盛り込みます、ということをおっしゃいました。

島本町というか市町村としても、大阪府が作らなくても基本計画が作られているわけですから、独自で作ってもいいんですよ、というようなこともおっしゃっていただきましたので、いろいろな施策、例えば農産物を供給する機能の向上並びに担い手育成及び確保、農作業を体験することができる環境の整備などについても、よその自治体は行われているわけですから、ぜひ、取り組んでいただきたいと思えます。

④点目の質問にまいります。練馬区などで取り組まれている農業体験農園や、箕面市における農業サポーター制度の実施、また府内で初めて、一般法人である障がい者・市民・事業所等への農地の貸借を承認され、障がい者がハーブ栽培などに取り組み、商品化させて販売に繋げており、今回の承認は遊休農地の解消はもとより、貴重な農地の保全が図れるとともに、地域での新たな障がい者の働く場に繋がるとして、積極的に進められているところです。

このような実践も、検討してはいかがでしょうか。

**都市創造部長** 次に、④の「農地の保全に関する他市町村の取り組みについて」でございます。

「都市農業基本法」に示される都市農業の機能の一つとして、農作業体験や交流の場としての機能があげられております。また「都市農業振興基本計画」においても、今後、講ずべき施策として、農作業を体験することができる環境の整備が記載されているところでございます。

本町といたしましては、これまでも営農が困難な農地所有者への対応や、ファミリー農園への支援など、農業振興に関する取り組みを行っております。また、町内の障害者通所施設におきましては、従前から日中活動のプログラムや授産事業の一環として、農作業や野菜の販売等に一部取り組まれております。

なお、議員ご指摘の練馬区における農業体験農園は、一般的な市民農園とは異なり、農家の指導と管理により開設されているものです。また箕面市の農業サポーター制度は、農作業の手伝いを希望する農家に対して、行政がボランティアの支援を募り、コーディネートを行うものです。

これらの先進自治体においては、都市農業振興に関する独自制度による様々な取り組みが行われておりますが、本町といたしましても、本町の「総合計画」や都市計画マスタープランに掲げる方針等も勘案しながら、今般策定された「都市農業振興基本計画」を踏まえ、新たな支援制度についても検討を行う必要があるものと考えております。あわせて福祉事業所など一般法人等への農地賃借の取り組みについても、遊休農地の状況なども踏まえながら、農地所有者のご意向等を考慮し、今後、福祉部局と連携し、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 近隣でも、いろいろな農業支援策をしておられるというふうに思いますけれども、この農業体験農園という、練馬方式というんですけどね、全国にこういうモデル事業ということで注目を集めています。ビジネスモデルとして、注目を集めています。

先ほども部長もおっしゃったように、これは農家が開設して、耕作の指導を受け持って経営管理している農園で、利用者は入園料、やさい収穫物の代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植え付けや、収穫までを体験するというものです。1区画大体30㎡で、利用料金は3万8千円、その区に住民票がない方は5万円ということで、こういったことがもっと市民のニーズが多くて、利用したいという人が非常に増えているそうです。

こういった実践も、本町にあった形で、ということになります。30がちょっと厳しいんやったら、20㎡かも知れませんが、こういったことも町が指導しながら、援助しながら実践するというのも、農業振興策になるのではないかと思いますけど、いかがですか。

**都市創造部長** 先ほどご紹介いただきました練馬方式でございます。大変、先駆的で素晴らしい事業ではないかなというふうに認識はいたすところではございますが、本町におきましては、どれだけのニーズがあるのかとか、どれだけのこういう制度に乗ってくださる農家の方がおられるのか等々、やっぱり一定検証なりしていく必要もあるかと思っております。

やはり本町独自の制度の構築もあるかもわかりませんし、先進的な自治体の事例を取

り入れるということもあるかも知れません。まずは、今、私、考えておりますのは、やはり大阪府の「地方計画」の策定を待って、島本町として、どのような形、具体的施策を講じていくのか、考えていく必要があるのではと思っているところでございます。

以上でございます。

**伊集院議長** 56秒以内で収めてください。

**平野議員** ぜひとも、その地方計画を策定して、農業振興策を早期に講じて欲しいというふうに思っています。そうでなければ、島本町が全部、市街化されてしまいますとね、島本町の子供達は、田植えも稲刈りも知らないというような子供達になるかも知れませんが、農政の立場として、しっかりと農業振興していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

終わります。

**伊集院議長** 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月6日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月6日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時20分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

## 諸般の報告

### 一般質問

- 田中議員 1. 島本町の「ふるさと納税」の取組みを問う  
2. 災害弱者に配慮した防災対策・防災訓練について
- 関議員 1. 横行する資源ごみの持ち去りについて  
2. 若手職員の人材育成について
- 野村議員 「商工業の活性化など」について
- 佐藤議員 1. 島本町のごみ処理が、より合理的に行えるには  
2. 坂の多い島本町での高齢者の移動の権利を保障してください
- 村上議員 1. サントリー(株)山崎蒸溜所奥の名神下の砂防ダムについて  
2. 本町の小学校の放課後の校庭開放について
- 川嶋議員 第四小学校の通学路である淀川堤防への防犯灯設置について
- 河野議員 1. 要約筆記者・ボランティアの養成・拡充を  
2. 介護保険の総合事業——議会での熟議に向けて住民参加の議論を求める  
3. 介護保険第二号被保険者（40歳から65歳未満）のリハビリテーション・社会参加の充実を求める
- 清水議員 地震災害応急対策について
- 外村議員 1. ふるさと納税制度による本町の税収にどのような影響があるのかを問う  
2. JR島本駅前広場や歴史文化資料館前庭を活用したカフェレストラン等の誘致を  
3. 「空き家対策特別措置法」施行後の本町の具体的な取り組み実績を問う
- 平野議員 1. 豊かな教育環境実現のために小学校35人学級の実現を！  
2. 都市農業振興基本法を活かして本町の農業を守る取り組みを！

平成28年

島本町議会9月定例会議会議録

第2号

平成28年9月6日(火)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録（第 2 号）

年 月 日 平成 2 8 年 9 月 6 日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番 平 井 均	2 番 関 重 勝	3 番 外 村 敏 一
4 番 田 中 修	5 番 村 上 毅	6 番 清 水 貞 治
7 番 岡 田 初 恵	8 番 川 嶋 玲 子	9 番 戸 田 靖 子
10 番 平 野 かおる	11 番 伊 集 院 春 美	12 番 野 村 行 良
13 番 河 野 恵 子	14 番 佐 藤 和 子	

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川 口 裕	教 育 長 岡 本 克 己	総 合 政 策 長 由 岐 英 部
総 務 部 長 柴 山 則 文	健 康 福 祉 長 岡 本 泰 三 部	都 市 創 造 長 名 越 誠 治 部
上 下 水 道 部 水 木 正 也 長	消 防 長 近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長 北 河 浩 紀 部
会 計 管 理 者 永 田 暢	都 市 創 造 部 長 安 藤 謙 吾 次	都 市 創 造 部 長 佐 藤 成 一 次
教 育 こ ど も 部 長 川 畑 幸 也 次	総 務 部 危 機 管 理 室 長 西 谷 輝 男	総 合 政 策 部 人 事 課 長 多 田 昌 人
総 合 政 策 部 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課 長 馬 場 田 耕 平	都 市 創 造 部 都 市 計 画 課 長 今 井 康 仁	

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第2号

平成28年9月6日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

戸田議員 JR島本駅西、まちの将来像を描くのは誰？  
～住民参画のまちづくりをめざして～

平井議員 住民を犯罪から守るために防犯カメラの有効活用を！！

日程第2 第3号報告 平成27年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 第4号報告 平成27年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第4 第5号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第5 第56号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第6 第57号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 第58号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 第59号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第9 第60号議案 工事請負契約の締結について  
(平成28年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事)

日程第10 第61号議案 工事請負契約の締結について  
(町立第四学童保育棟新築工事)

日程第11 第62号議案 平成27年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第12 第63号議案 島本町職員の退職管理に関する条例の一部改正について

日程第13 第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第2号)

第65号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第66号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 第68号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)



- 日程第15 第69号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第8号認定 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第9号認定 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**伊集院議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、戸田議員の発言を許します。

**戸田議員** (質問者席へ) 2016年9月会議、一般質問を行います。

「JR島本駅西、まちづくりの将来像を描くのは誰?～住民参画のまちづくりを目指して～」

JR島本駅西側の農地・農空間は、駅の開業を機に、プラットホームから四季折々に里山・里地の風情を眺めることができる、町の新たなシンボルとして脚光を浴びることになりました。

今ある駅西の風景は、これからも住みたいと思える魅力的な町として、次世代の人たちに引き継いでいかなければならない貴重な景観、町の財産であると、多くの住民が感じています。その民意を的確に把握することを、これまで町はかたくなに避けてきました。

このたび、JR島本駅西土地区画整理事業準備組合は、業務代行予定者の募集手続きに入られました。募集要項において、今後のスケジュールが概ね明らかにされていますので、進捗状況を確認する、これまでの質問を改め、「住民自治・住民参画のまちづくり」を求めて質問いたします。

1) 新駅開業に遡って、考えます。

島本町は、JR島本駅開業事業において、駅西側の土地利用方針を示していませんでした。それは、どのような経緯、理由があつたのでしょうか。

**都市創造部長** おはようございます。それでは、戸田議員の一般質問の「JR島本駅西の土地区画整理事業」にかかるご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「JR島本駅開業時の駅西地区の土地利用方針」に関するご質問でございます。

JR島本駅が開業いたしましたのは平成20年3月のことでありますが、遡れば、JR新駅の設置に際しては、昭和30年代から新駅設置の陳情を実施するなど積極的な取り組みを行っており、平成6年度から8年度にかけて「新駅設置可能性の検討」「新駅を前提とした今後のまちづくり・都市基盤整備の方向性及び新駅候補地区周辺のまちづくりの検討」を実施いたしました。この中では、平成24年度に廃止いたしました都市計画道路である西野々小田線の延伸を含む「(仮称) JR島本新駅周辺土地区画整理事業」の

計画等も議論されておりました。また、平成 11 年に策定いたしました島本町都市計画マスタープランや、平成 15 年に策定いたしました「第三次島本町総合計画」におきましても、J R 島本駅西側におけるまちづくり構想を踏まえた方針を示してきたところでございます。

これ以降、町の財政状況等を勘案し、予算や人材を J R 新駅設置及び新駅東側にかかる基盤整備等の業務に集中させ、新駅候補地区周辺のまちづくりの具体的な検討については、段階的に実施する旨の認識でございました。

これらを踏まえ、平成 20 年 3 月に J R 島本駅が開業し、駅東側の基盤整備及び駅西側の町道桜井 50 号線の整備についても一定の目途がついたことから、平成 21 年度には、地元地権者へのアンケート調査を実施し、その調査結果を受け、平成 22 年度には地元の有志の方々に J R 島本駅西側地区まちづくり勉強会を結成され、平成 23 年度には J R 島本駅西地区まちづくり協議会、平成 24 年度には J R 島本駅西土地区画整理準備組合の結成へと、段階的に熟度を上げられたものと認識いたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 大変、よくわかりました。

次に、「島本町人口ビジョン」から考えます。

2016 年 3 月に確定した「島本町人口ビジョン」によると、島本町の人口は 1995 年の 3 万 339 人をピークに減少、2040 年には 2 万 4,967 人まで減少すると、国立社会保障・人口問題研究所は予測しています。社人研が社会保障制度を維持する視点から、人口減少・年齢構成の問題を見ようとしているように、効率的に都市機能を維持する視点から、この問題を考える必要があります。

拡大した市街地のスプロール化、空き家・空き地問題、インフラ整備の維持管理・補修の重い財政負担が見えてくるはずで、少ない人口と、少ない税収で、これを支えていかなければならない。島本町の場合、推計よりも穏やかではあるものの、2060 年には、島本町の総人口は 2010 年に比べて 30%以上減少すると予測されています。このような社会情勢で、一定の規模を誇る優良農地を壊してまで、新たな開発を行うことが必要と考えておられますか。

人口減少傾向に対応して、公共施設の適正化、総合的な管理計画が、総面積を増やすことなく、既存ストックを活かし、地域の事情にあわせて賢く縮小しながら機能を充実させていくことを目指しているように、都市計画においても、これ以上市街化面積を拡大せず、既存の市街化の機能を充実させるという施策が求められているのではないのでしょうか。ご答弁をお願いします。

**都市創造部長** 次に、2)点目の「島本町人口ビジョン」にかかるご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、「島本町人口ビジョン」にもあるように、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 72 年度の島本町の総人口は、平成 22 年度と比較して 30%

以上減少する見通しを示されております。なお、「島本町人口ビジョン」の将来展望に基づいた場合は、約15%の減少に止めるように目標値を設定いたしております。

このような状況の中で新たな開発が必要か否かのお尋ねにつきましては、大阪府が作成されている「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」にもありますとおり、市街化区域への編入は、原則、鉄道駅への徒歩圏内に限られていること、また「島本町都市計画マスタープラン」において、JR島本駅西地区周辺については都市機能の充実・強化を図ること、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進することが記載されていることに加え、これらの条件を満たしたまちづくりを地権者の皆様が希望されている現状においては、町としては、当該まちづくりにかかる支援をさせていただく必要があるものと考えております。

なお、地権者の皆様が実施されているまちづくりにおいては、土地区画整理事業という手法を用いたまちづくりを実施されているため、営農を希望される方については、現状よりも整った農業環境のもとで耕作していただくことができるものと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 「人口ビジョン」から考えるという質問です。「島本町人口ビジョン」将来推計によると、2040年の人口は、ほぼ1980年と同じです。1980年、私は19歳、大学生でした。部長はお幾つでしたでしょうか。

当時の日本を思い返すと、人口減少そのものに危機感を煽る必要は全くありません。人口規模・構成に見合った市街化規模と制度にソフトランディングしていく施策こそが必要。もちろん、人口増、税収増を目指す施策は間違いではない。しかし、お金は子どもを産みません。子どもを産み育てるのは女性であり、若者であり、次世代の子ども達です。

女性、若者、子ども、育児支援、教育に重点的に公金を費やさないと、人口減少に歯止めはかかりません。違いますでしょうか。

**都市創造部長** 担当といたしましては、必要以上、当然のことながら危機感を煽るようなつもりは毛頭ございません。また、今般、進めております事業につきましては、次世代の、例えば子ども達に対しましても、必ずやプラスになるものと考えて、事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 開発による人口増・税収増は一過性のものであり、インフラ整備が重くのしかかってくると思っています。実際にそうです。市街化拡大による新たなインフラ整備にお金を使うよりも、例えば35人学級の実現をするほうが、実は理にかなっていると私は思うわけです。

人口は、移民でも受けない限り、産まれた子ども以上の人口にはなりません。都市間

競争のゼロサムゲームで疲弊するより、身の丈に合った市街地規模とするほうが無理な負担が少なくすむと、すでに多くの住民が気づいています。

そこで、「住民の視点」から考えます。3) 点目です。

これまで町は、公益財団法人大阪府都市整備推進センターに、数年来、年間100万円規模の財政支出をして、地権者を対象に、まちづくりの支援業務を委託してきました。その進め方については繰り返し問題点を指摘し、地権者の皆さんに丁寧に情報を公開して合意形成に努めるよう、私は訴えてきました。

地権者の皆さんの意向を尊重することは、個々の資産運用面においても、事業の実現においても、欠かせないものです。しかし、同時に住民の民意決定のプロセスも大事です。重要です。

そもそも、土地区画整理事業は公共事業であり、加えて多額の国費、府費、町費など、税金が費やされるのですから、住民には事業計画の妥当性について考え、意見を述べる権利があります。当然、責任も伴います。この考えに、反論がおありですか。

「当該地区のまちづくりは、地権者のご意向によって進めていく」という、これまでの姿勢を貫くならば、土地区画整理事業が成立するかどうか、財源の視点で保留地処分が行われ、地権者の合意形成において地区の核となる施設が決められていく。駅周辺があり方が、およそ60名の組合員の意思決定にゆだねられています。

私、それは違うと思います。多様な価値観を活かすことなく、JR島本駅西側のまちづくりを進めて良いはずがありません。大事なことは、若者、女性、高齢者、障がいのある人たちから、様々な意見が出て、多くの話し合いがされて、いろんな立場の人が知識と理解を共有して、多くの人が「話し尽くされた」と思えることです。その機会を、いつ、住民に提供するのですか。

プラットホームから眺める田園風景はとりわけ重要で、ここに島本町に住む意味と誇りを見出している住民、特に若者が少なくありません。また、「農」を通じた「場」の記憶と人的な交流が、地域における住民の内発的な活動を生み、育てています。このことが地域にもたらすプラスの影響は計り知れない。住民ホール、町立プールと、かつての「場」の記憶を培ってきた公共施設が相次いでなくなりました。JR島本駅西側の農地は、それらに代わる広場型の、公共の広場として守られていく価値がある、町の財産と言えるのではないのでしょうか。

3点、お答えください。

**都市創造部長** 次に、3)点目の「住民の視点から考えるまちづくり」にかかるご質問でございます。

JR島本駅西地区の土地区画整理事業に関しては、地権者主体のまちづくりを実施されているところであり、前のご質問にもご答弁させていただきましたとおり、「土地区画整理法」等の関連法令や島本町都市計画マスタープラン等の関連計画との整合性等を

勘案し、町としても支援させていただいているものでございます。

現在、準備組合におかれましては、民間事業者のノウハウをまちづくりに活かすため、業務代行予定者を募集されており、これに至る経緯等は島本町のホームページ等においても、準備組合のご協力のもと、可能な限り情報提供をさせていただいております。

なお、公金が今後の土地区画整理事業に投入されるか否かにつきましては、現時点で明言させていただくことはできませんが、投入されると仮定した場合は、議会制民主主義の原則に従い、島本町議会でご議論いただくことになるものと考えております。

また、同時に住民自治の原則に従い、昨年度の島本町都市計画審議会の答申にかかる付帯意見にも基づき、事業の進捗状況に応じて、一定の計画案が作成された段階においては、準備組合のご協力のもと、皆様のご意見をいただくことも検討する必要があるものと考えております。

また、「当該農地が広場型の公共の場である」旨のお尋ねでございますが、こちらについては、地権者のご協力のもと、一部の農地を町立第三小学校の学習田として使用されていることや、レンゲ畑、どんど焼など、住民の皆様が親しまれていることは認識いたしております。

一方、当該地区は島本町都市計画マスタープランにおいて、「良好な市街地の形成を誘導し、都市機能の充実・強化を推進する」区域であり、同時に「緑と調和した環境形成地区」と設定されておりますことから、現在、実施されている地権者主体の土地区画整理事業において、営農を希望される方には、良好な農空間のもとで営農を継続いただきたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 都市マス、都市マスとおっしゃいますが、住民意識調査を、まず、されていませんね、このとき。そして「地権者中心でされている」という、いつも三人称。ここが非常に問題だと思います。

公共的事業というふうにおっしゃいましたが、土地区画整理事業は紛れもない公共事業です。「土地区画整理法」の立法目的は、健全な市街地の造成、公共施設の整備改善です。同法に基づいて、国庫負担金、国庫補助金、地方公共団体の負担金、公共施設管理者、すなわち島本町の負担金が算定されます。従って、多額の公金が使われます。法に基づいて使われるのです。住民には、それ相当の覚悟が要ります。

現時点では未定とおっしゃいましたが、公共施設管理者負担は必ずあります。住民には、事業計画の妥当性について考え、意見を述べる権利があるのではありませんか。再度、確認します。

**都市創造部長** 答弁としては繰り返しになるかもわかりませんが、事業の進捗状況に応じて、一定の計画案が作成された段階におきましては、準備組合のご協力のもと、住民の皆様のご意見をいただくというような部分についても検討する必要があると、現時点で

は認識いたしているところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 次に、「島本町まちづくり基本条例」から考えます。

J R島本駅西地区のまちづくりについて、これまでの進め方は、町の最高規範として位置づけられている「まちづくり基本条例」第4条、基本原則に反していると考えます。

「住民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話と合意に基づくまちづくりの推進に努める」という、町の責務を果たせていますか。住民の参画と協働の実効性を担保するため、住民の共有財産である町の情報を住民にわかりやすく提供することが、これまで、なぜできなかったのですか。説明を求めます。

また、住民にはまちづくりに参画し、まちづくりに関する情報を知る権利があります。住民の権利及び責務です。これまでのように、地権者のご意向を優先するという姿勢を貫き、住民に説明責任を果たせないというのならば、当該地の開発は、住民の参画・合意形成の過程を経ずに、「島本町まちづくり基本条例」に反して進められた開発となってしまいます。島本町民としての一体感が醸成されることなく、住民自治の推進も大きく後退するでしょう。そのことが正しく認識できていますか。

条例の前文に「私たちは、先人達がたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化、産業を、さらに調和させ、島本町にこれからも住み続けたいと思える魅力的なまちとして、次世代の人たちに引き継いでいかなければなりません。」とあります。J R島本駅西側の農地・農空間は、まさしく、この「先人達がたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化」と言えるのではありませんか。

ご答弁をお願いします。

**都市創造部長** 次に、4)点目の「『まちづくり基本条例』との整合性」に関するご質問でございます。

前のご質問にもご答弁申しあげましたとおり、当該地区の土地区画整理事業は組合施行という形式であるため、主体は地権者の皆様でございます。しかしながら、町といたしましては、憲法に規定されております住民自治の原則や、町の最高規範である「島本町まちづくり基本条例」に基づき、準備組合のご協力のもと、可能な限り会議の公開や、会議資料等の情報提供をさせていただいております。

また、町といたしましても、これまでも「島本町総合計画」や「島本町都市計画マスタープラン」の策定時や改定時には、住民自治の原則に従い、パブリックコメントなどの手法により、住民の皆様のご意見をお聞きする場を設けさせていただいており、多数のご意見を頂戴いたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 都市計画マスタープランのパブリックコメント、もう一度、ぜひ読んでください。西側農地を守ってくださいという声、たくさんあります。

地権者のご意向を優先するという一貫した町の姿勢は、住民の立場からすれば、最高法規「まちづくり基本条例」に反しています。地権者の皆さんの個々の資産運用の課題と、駅西地区の将来像をどう描くかという公共の課題、相異なるこの二つの視点に、合理的な着地点を見出す進め方を行うのが、行政の努めではありませんか。お答えください。

**都市創造部長** ご答弁申し上げます。まちづくりに関しましては、地権者における個別の課題と公共的な課題という、二つの課題が併存することが想定されます。

具体的に、個別の課題といたしましては、地権者は個人財産である貴重な土地を提供され、事業のリスクを背負われて事業を実施されることとなります。業務を代行される事業者も、事業が停滞することなく実現可能なまちづくりを進めていかなければならないというリスクを背負われることとなります。一方、公共的な課題といたしましては、当該地区にお住まいになられる方や、周辺にお住まいの方の住環境の保持等といった課題が想定されます。

このような中、一方の課題を追求しすぎることにより、もう一方に支障が生じるおそれもありますことから、両者のバランスが保持できるよう、まちづくりを進めていく必要があるものと認識いたしております。そのため、それぞれの主体が事業を進めるにあたり、互いに連携を図ることができるよう、協力的な立場に立ったうえで取り組んでいく必要があるものと考えております。

行政といたしましても、このようなバランスが欠けることがないように、都市計画手続きや、まちづくりの方針にかかる協議を行ううえで、組合施行の本事業を円滑に進めていただくことができるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 組合施行の土地区画整理事業、業務代行方式は、昭和の後半、末期に、内需拡大のために民間の力を活用するということで生まれたものです。従って、高度成長期時代ではなく、地権者が大きなリスクを背負われることを、この業務代行者が代わりにリスクを背負って進めていくという、そういう性質があります。確かに、地権者のリスクは大きいものですが、この業務代行予定者がそれを担われると、私は認識しています。

私は、町の財政の視点で考えたい。財政の視点で考えても、多額の町債を返済していくのは次世代の皆さんです。今の都市計画マスタープランは策定の際、住民意向調査を割愛し、パブリックコメントをあまり反映せずに来たと言われていています。実際、そうだと思います。30代～40代前半の若者は、高度成長期もバブル経済も経験することなく社会人となり、私たち50代以上の世代とは価値観も幸福感も異なっています。ここの意識を見失ってはいけない。

次世代が理想とする島本町の未来像を把握する必要があると、なぜ、思われないので



しょうか。ご答弁をお願いします。

**都市創造部長** 次世代に誇れるまちづくりを目指して、私ども、事業に取り組む、支援をさせていただいている、そういうような所存でございます。

以上でございます。

**戸田議員** 「第三次総合計画」策定の際には、小・中学生の意識調査も行われていたんです。今の島本町は、住民に最も近い基礎自治体としての矜持を失っています。当時は、そうではありませんでした。

平成12年3月、自然を残して欲しいという意見を多く寄せた子ども達、16年後の今、彼ら、彼女らは30～40代。「食」の安全・安心が脅かされる時代、子育て世代にとって「農」は命の問題でもあります。また、経済的視点から見ても、次世代に大きな負担を残すのはいけない。ここが判断のしどころと思っています。

次に、「農」の問題、「都市農業の視点」から考えます。

昨年、「都市農業振興基本法」が成立しました。都市政策において、都市農業の多様な機能を活かしていくことが中心的な政策課題とされています。この5月には、「都市農業振興基本計画」も閣議決定され、担い手の確保、都市農業のための土地の確保、農業振興施策の本格展開が、三つの基本方針になりました。高齢化、後継者問題を理由にして、優良農地を市街化区域に編入する時代ではなくなっています。

極めて良好な農地の空間を、地権者のご意向や高齢化を理由に、今、ここで壊してしまっているのでしょうか。時代が求めるまちづくりの舵取りを誤ることになりかねないという認識を持っておられますか。

**都市創造部長** 次に、5)点目の「都市農業の視点から」のご質問についてでございます。

「都市農業振興基本法」につきましては、昨年4月に施行され、その基本方針である「都市農業振興基本計画」が本年5月に閣議決定されております。この方針には、これまで宅地化するべきものであった都市農地を、「都市にあるべきもの」として捉えることが明記されております。

この方針を踏まえたまちづくりを進めるにあたりまして、本土地区画整理事業においては、土地利用を希望される方には土地利用をしていただき、営農を希望される方には営農環境が整った農地で営農を継続いただく、ということを想定いたしております。

以上でございます。

**戸田議員** これまで地権者と地域住民の善意と努力によって培われた農地が、これからは誇りと愛着を持って、この町に暮らす新たな住民によって守られる。そういう島本町を、私は目指したい。

「コンパクトシティ構想」から考えます。

高度成長期、拡大を続けた都市機能を、人口減少時代にふさわしく縮小へと方向転換、都市を再構築しようとする発想が必要です。コンパクトシティと呼ばれます。

もとより、島本町はコンパクトな町ですが、都市が抱えるすべての課題が集約されています。今、必要なのは、大沢で里山・里地を守って生きる人々を支援し、尺代・若山台地区の住宅密度を維持するための公共交通を考え、中心市街地の活性化、すなわち阪急水無瀬駅周辺のグランドデザインを描くことではありませんか。

**都市創造部長** 最後に、6)点目の「コンパクトシティ構想」にかかるご質問でございます。

コンパクトシティの趣旨につきましては、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化を意図しており、生活に必要な諸機能を近接させる都市政策であると言われております。このような議論に対し、本町の都市機能は狭い平地部分に集中しており、現状においてもコンパクトなまちづくりを実施しているため、現段階において、コンパクトシティにかかる詳細な検討は行ってはおりません。

しかしながら、平成24年度に改定いたしました島本町都市計画マスタープランにおいても、コンパクトシティの概念は踏まえられており、当該計画においては、コンパクトにまとめた持続可能な都市構造の実現に向け、市街地の質的向上や地域特性の重視などの観点から、市街化区域と市街化調整区域に区分し、土地利用のあり方及び規制・誘導の方針を定めるとされております。この具体策の一つが、当該計画の地域別構想に記載されているJR島本駅西地区周辺のまちづくりであるものと認識いたしております。

同時に、議員ご指摘の大沢・尺代・若山台・阪急水無瀬駅周辺地区においても、島本町都市計画マスタープランにおいて各々明記されており、町としては当該計画との整合性を確認しながら、まちづくりを実施する必要があるものと認識いたしております。

最後に、JR島本駅西地区周辺に限らず、本町には二つの駅があり、大阪・京都へのアクセスの良さがあることから、人口減少社会が進行する現状においてもベッドタウンとして人口が増加しており、企業跡地等での大型開発も予定されております。そのような本町の地域特性からも、二つの駅を核として、放射状に町内の公共交通や都市基盤の充実を図ることが、将来を見据えたうえでは、より一層、快適で住みよい町へと導く最良の策になるものと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 総合政策、都市計画マスタープランとばかりおっしゃるんですが、それでは、身の丈に合った市街地整備を目指して、箕面市では2月、全国に先駆けて「箕面市立地適正化計画」を策定されました。島本町においても、ぜひ、この「立地適正化計画」の策定をするべきであると、先ほどのご答弁、これがあって実現すると私は思います。

同計画の認識と見解をお示しく下さい。

**都市創造部長** 箕面市の「立地適正化計画」についてのご質問でございます。

昨年度、箕面市におかれましては他自治体に先立ち、「箕面市立地適正化計画」を策定されました。内容といたしましては、北大阪急行の延伸を前に、東は阪急箕面線、西はモノレールといった公共交通をまちづくりに組み合わせて、市の将来像をつくること

を目指されております。箕面市といたしましては、北大阪急行の延伸により、市の中央部に重要な都市インフラが通ることになり、既存の公共交通とあわせて強力な公共交通ネットワークが構築されることから、今後のまちづくりに際しては必要な計画であったものと認識いたしております。

本町での導入の部分のお尋ねでございます。この部分については、一定、今後、島本町としても検討していく必要があるのかなという、今現在、認識でございます。

以上でございます。

**戸田議員** 同計画は、都市計画マスタープランの一部と見なされるものです。公共交通や、中心市街地の活性化とリンクしたものです。

さて、当該地 J R 島本駅西は鉄道駅に隣接することから、市街化して都市機能を拡大するという選択肢が残されている市街化調整区域です。賛成・反対というよりも、これは選択の問題です。

町長に、問います。50年に一度あるかないか、島本町の将来を決める重要な意思決定。およそ60名の地権者代表にゆだねられているのか、あるいは広く住民の皆さんなのか。「まちづくり基本条例」には住民投票の規定があります。島本駅西の問題は、まちづくりに関する重要事項の決定、住民投票をするに値するものと言えませんか。ご答弁をお願いいたします。

**川口町長** 現段階におきまして、今、事業協力者を募集している段階でございます。現段階で住民投票をしろというのは、それは少し乱暴ではないかなと、そのように考えております。

以上でございます。

**戸田議員** これからの時代は、住むまちに愛着を持って、まちのことを考えようとする住民こそが、まちの宝物です。そのうち引っ越す、故郷に帰る、ここでなくとも良い、自分を活かせる場所は他にある、そう思う人の希薄な集まりにならないようにしなければならない。島本町は、小さくて大変良い町と、多くの方が思っています。自分が活かされる場があるまちだと思います。

本年度は、川口町長3期目の任期最終年度です。ガラス張りの町政を目指し、住民投票を公約に掲げておられたと思う町長の、生まれ育った島本町への想い、町政にかける熱意を信じて、再度、問います。

J R 島本駅西側の将来像は、地権者60名の代表の方にゆだねられているのか、あるいは広く住民の皆さんなのか、どちらなのでしょう。

**川口町長** まず最初に、私、住民投票ということ公約に掲げたように記憶はしておりません。

それと、地権者の方にゆだねられてというふうな、私は議会でご答弁申し上げているときは、地権者の方の意思を尊重してと、意向を尊重して、というふうな申し上げ方を

してると思っておりますので、「ゆだねて」というふうな表現の仕方はしてないと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

**戸田議員** 表現の仕方ではなくてね、では、当該地のまちづくりの核となる施設、何を持ってくるかという、そして「何を」の次は、どのような事業者を持ってくるのかというのは、誰が決めるのですか。

**都市創造部長** 前回の募集時は、想定される施設といたしまして「文教ゾーン」が明記されておりましたが、本年2月から実施された意向調査の結果を踏まえますと、本地区に誘導すべき施設として、特に現時点で縛りは設けられておりません。今後、本町の都市計画マスタープランの方針を踏まえ、事業者から実現性も踏まえたご提案をいただくこととなっております。このようにいたしまして、選定委員の中で、核となる施設を含む提案を選定されるものと考えております。

なお、選定委員会には、準備組合の理事と学識経験者等で構成されるため、地元の意向と、専門的な見地から選定されることになるものと考えております。

以上でございます。

**伊集院議長** 残り1分です。

**戸田議員** 6月の私の一般質問でも、今回の一般質問でも、ご答弁の多くが第三人称、選定されるものと「思われる」、進めて「おられます」。住民の参画、多く、広く、3万人の参画を実現するまちづくりを私は願って、今回の一般質問をさせていただきました。

昨日、庁舎の建て替えが内部検討、超概算で20億との答弁がありました。市街地拡大のインフラ整備に同様の公金を使うなら、人口3万人の暮らしを守る庁舎にお金を使うほうが、はるかに優先されると私は感じております。

どうか、そのことをしっかりと踏まえて、もう一度、立ち止まって考えていただきたいと切に願って、今回の一般質問を終わります。

以上です。

**伊集院議長** 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、平井議員の発言を許します。

**平井議員**（質問者席へ） それでは、一般質問を行います。テーマは、「住民を犯罪から守るために防犯カメラの有効活用!!」ということです。

地域住民が安心して心豊かに暮らすために、防犯カメラの設置を希望する自治会も増加しています。島本町においても、今年度、小学校区の通学路に各5台、合計20台の防犯カメラが設置される予定であります。

防犯カメラ導入の効果は、言うまでもなく犯罪発生率の減少、また住民を凶悪犯、ひったくり犯、不審者等から守る抑止効果があります。また、万が一の犯罪においても、防犯カメラのデータを捜査機関等へ提供することにより、事件解決の迅速化にも貢献する効果があると言われております。現に、昨年、寝屋川で発生した事件においても、犯人

検挙のきっかけとなったのは、一つには防犯カメラであったと考えると、やっぱり、防犯カメラを設置する意義は大きいものというふうに思っております。

そこで、問います。

まず最初に、今年度、各小学校区の通学路に5台、合計20台の防犯カメラが設置されますが、20台の防犯カメラで、児童生徒の通学路の安全確保が十分と考えているのか、お伺いをいたします。

次に、(2)点目ですけれども、自治会等から防犯カメラ設置の要望はどの程度出ているのか、お伺いをいたします。

次、(3)点目、児童や生徒、地域住民が様々な犯罪に巻き込まれるのは、通学路のみならず、日頃遊んでいる公園等においても多く発生していますが、過去に公園内の遊具等への悪質ないたずらや、公園周辺の地域住民の方への迷惑行為を働いたりした事例はあったのか、お伺いいたします。

**教育子ども部長** それでは、平井議員の一般質問の(1)点目、「通学路への防犯カメラの設置」につきまして、ご答弁申し上げます。

通学路の防犯カメラ設置につきましては、現在、町内の通学路に20台の防犯カメラを設置すべく、事務を進めているところでございます。防犯カメラの設置は、犯罪の抑止力や犯罪発生時の早期解決に繋がる手段として大きな効果があるものと認識しておりますが、20台の防犯カメラで、児童生徒の安全が十分確保できるとは考えておりません。

児童生徒の安全は、防犯カメラの設置とともに、安全ボランティアをはじめ地域の皆様方のご理解とご協力が必要不可欠であると考えております。また、PTA連絡協議会からは、犯罪抑止力としての効果に期待するとともに設置台数の増と有効な利用方法など、継続して取り組んで欲しい旨、要望もいただいております。

このようなことから、今後、自治会等が設置される防犯カメラの設置場所も含め、通学路の安全点検など、関係者や関係機関のご意見等を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総務部長** それでは、(2)点目の「自治会等からの防犯カメラ設置の要望について」でございます。

自治会の防犯カメラの設置補助制度につきましては、本年度の当初予算で予算措置させていただいたものでございます。本年度の予算では、合計20台分を予定しております。

本補助制度につきましては、自治会長連絡協議会におきまして制度内容についてご説明させていただくとともに、各自治会からの補助制度の申請について、6月末まで事前相談の期間を設けておりました。その状況につきましては、4自治会から計11台の設置に向けたご相談がございました。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、(3)点目の「過去に発生した公園内の遊具等への悪質ないたずらや、公園周辺の住民の方への迷惑行為の事例」につきまして、ご答弁申し上げます。

遊具等への悪質ないたずらとしましては、主に都市公園におきまして、滑り台や東屋等への落書きや、遊具を火遊びで焦がされていたことなどがございました。また、公園周辺の住民の方への迷惑行為といたしましては、公園利用者が、隣接する家屋の塀や壁にボールを当てたり、主に水無瀬川緑地公園でございまして、早朝や夜間のボールによる壁当て等により騒音が発生する、などの事例がございました。

以上でございます。

**平井議員** 今の答弁で、自治会の防犯カメラの設置補助制度については、当初予算で予算措置し、25台分の予算を計上しているにも関わらず、自治会からの補助金の申請の相談件数が、4自治会で11台の設置に向けた相談があったというふうに答弁をいただいたんですが、現時点で、補助金申請が確定している自治会の件数と防犯カメラの台数がわかれば、お示しをいただきたいと思っております。

**総務部長** 今現在、確定していると言いますか、申請をされているのは1自治会ございまして、台数については、今、ちょっと資料を持ち合わせてませんので、後ほどお答えさせていただきます。

**平井議員** 補助金申請の相談に4自治会がお見えになったということですが、実際には現時点では補助金の申請が確定しているのは一つの自治会であると。確か、自治会の件数は49の自治会があったというふうに理解をしておりますが、現時点で補助金申請が1自治会に止まっているというのは、自治会全体の1割にも満たない状況であり、自治会から防犯カメラ設置の補助金申請が少ない要因というのは、担当として、どのように考えていますか。

**総務部長** 今回の補助金の申請の、一応締め切りというのが8月末でございまして、若干遅れても、受付をさせていただこうと思っております。

それとあと、出だしと言いますか、申請がそれほど今現在ないというのは、4自治会からはご相談を受けております。今現在、1自治会から申請がありますが、本年度から実施しておる関係で、それぞれの自治会の負担も発生しますので、それぞれの自治会の総会との一定のタイムラグというものがございまして、その関係かな、というふうには考えております。

ただ、本制度は今のところ5年間続ける予定でございまして、49自治会がございまして、大体1年当たり、目標としては5自治会×5年となりますので、島本町の自治会の約半数ぐらいの団体に一定、網羅できるかなというふうには考えております。

以上でございます。

**平井議員** 確かに、どことも4月の総会以降にこういう制度ができて、自治会長連絡協議会の中でそういう説明をされてる関係で、なかなか手をあげてこない自治会もあるんだ

というふうな理解をいたしますけども、やはり、毎月のように自治会のそういう役員会等もあるわけでございますので、そういう自治会からの要請があれば、費用面の課題とか、設置後の管理の面の問題等もあるかというふうに思いますけども、それも踏まえて、やっぱり担当のほうから出向いて、自治会から要請があれば、そういうふうにしていく考え方というのはいかがでしょうか。

**総務部長** まず、防犯カメラの自治会への補助制度につきましては、一定、事前にアンケートを取らせていただいて、その辺の意向というのは、大体把握をさせていただいております。従いまして、今回、事前相談が4自治会ということで、申請が今、1団体と。ですから、今年度においては3団体の、もう一度、その意向というのを確認をさせていただくとともに、ご指摘のとおり、他の団体についても、折に触れ意向をお聞きしたいというふうには考えております。

以上でございます。

**平井議員** 次に、都市創造部にちょっと確認いたしますけども、先ほどの答弁で、公園内や公園周辺においても、過去に迷惑行為に対する住民の皆さんから苦情や、遊具等への悪質ないたずらが発生しているというふうな答弁ございました。

そういうことを考えますと、やっぱり防犯カメラの設置というのは一つの有効な手段というふうには私は考えますけども、その辺について、担当の見解をお伺いしたいと思います。

**都市創造部長** 公園内におきます防犯カメラの設置についての認識についての、お問い合わせでございます。

本町といたしましても、公園内に防犯カメラを設置することにつきましては、日常的なトラブルを未然に防ぐ効果があるのではないかと認識しておるところでございます。また、すでに全国的にも普及しておりますが、防犯カメラを設置することによって、公園内での様々な犯罪に対しましても、発生の抑止でありますとか、また不幸にして事件が起こった場合の早期解決に繋がるなど、防犯対策における手段の一つとして効果があるものと認識いたしております。

以上でございます。

**総務部長** 先ほどの答弁で、今現在の申請件数1自治会というふうに申し上げましたが、最新のデータでは3自治会でございます。大変、申しわけございません。3自治会で、申請台数はトータルで9台でございます。

以上です。

**平井議員** 3自治会9台にしても、かなり申請が少ないんだというふうに思っておりますので、今後とも引き続き、地域からそういう要望ございましたら、積極的に対応していただきたいというふうをお願いしておきます。

そして、最近、地域の住民の皆さんに安全・安心に暮らしていただくために、飲料水

の自動販売機の売上金の一部を活用して、防犯カメラの設置をしている事業者が多々あるように聞いております。また、この制度を活用している自治体も増えてきているように聞いておりますし、いろんな新聞等にも、そういう記事が掲載されるのを見かけたこともございます。

この制度のメリットというのは、担当のほうも知っていることだというふうに思いますが、自動販売機と防犯カメラの設置場所を原則提供するだけで、お客様の費用負担は不要だということでございます。今後、防犯カメラ設置を希望する自治会等があれば、費用負担なしで地域の安全・安心が確保できるのであれば、十分に検討する価値があるというふうに思っておりますが、その辺について、見解をお伺いしたいというふうに思います。

**総務部長** ただいまご紹介いただきました民間における事業展開につきましては、スポット的に有効に働く手法の一例ではないかというふうに考えております。

本年度、町が創設いたしました自治会への防犯カメラの設置補助制度につきましては、地域を対象とするものとなっておりますので、それぞれの団体におかれまして、その有効な手法について選択されるものと考えております。また、町施設における活用ができ得るかは、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平井議員** 町施設においても、やっぱり自動販売機の設置場所等は、原則、ある一定の売り上げがないと、そういう売上金を利用して防犯カメラを設置していくというのは、なかなか事業者としても困難だというふうにはお聞きをしておりますが、その設置場所の借地料も支払いながら設置をしていると。事業者が設置代を支払って、置かしていただいているというふうなことも検討しているようにはお聞きしておりますので、そういうところも十分考えていただいて、今後、検討していただきたいというふうに思っております。

しかし、防犯カメラを増やせば地域の安全が守れるというふうなものでもない、という私は思っておりますので、やはり通学路の安全ボランティアであったり、地域の安全パトロールの強化なども含めて、地域と自治体、家庭、学校が連携していくことが大変重要であるというふうに思っております。

今後、そういう地域の安全を守るために、防犯カメラ以外で、いろんな地域の安全対策をどのように考えているのか、最後にお聞かせをいただいて、質問を終わりたいというふうに思います。

**総務部長** 先ほど、議員のほうからもご指摘のございましたように、防犯カメラだけでは、地域の安全・安心というのはなかなか守れないというふうな、それは同感でございます。今後におきましても、いわゆるハード、それとあとソフトを有効的に結びつけながら、町の住民の方の安全・安心を守っていききたいというふうに考えております。



以上でございます。

**伊集院議長** 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 58 分～午前 11 時 10 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、第 3 号報告 平成 27 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略しますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**総務部長(登壇)** それでは、第 3 号報告 平成 27 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の、3 の 3 ページをお開き願います。

「健全化判断比率及び資金不足比率」につきましては、地方公共団体に対する財政の健全化を図る制度として、平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、報告させていただくものでございます。本法律につきましては、それぞれの指数が基準値以上である場合は、財政再建のための計画を策定しなければならないとされております。

なお、1 の「健全化判断比率」につきましては、お示しさせていただいているとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 種類の比率があり、それぞれにおいて基準に該当するかの判断がなされることとなっております。この 4 比率のいずれかが「早期健全化基準」以上になりますと、議会の議決を経て財政健全化計画を策定するとともに、大阪府知事に報告し、財政の早期健全化を進めることとなっているものでございます。また、この 4 比率うち、将来負担比率を除くいずれかが「財政再生基準」以上になりますと、議会の議決を経て財政再生計画を策定するとともに、大阪府知事を経由して総務大臣に報告し、財政の再生を進めることとなるものでございます。

次に、2 の「資金不足比率」につきましては、公営企業ごとの事業の規模に対する資金不足額の割合でございますが、これにつきましても、「経営健全化基準」以上になりますと、議会の議決を経て経営健全化計画を策定するとともに、大阪府知事に報告し、経営健全化を進めることとなるものでございます。

それでは、本町の平成 27 年度決算に基づく算定結果につきまして、監査委員による審査に関する意見書の次に添付させていただいております「第 3 号報告参考資料」に基づき、ご説明申し上げます。

報告参考資料の 1 ページをご覧ください。①実質赤字比率についてでございます。

「実質赤字比率」につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合でございます。具体的に申し上げますと、分母である「標準財政規模」は、平成27年度では63億7,260万9千円となっております。次に、分子であります一般会計等の実質赤字額につきましては、「一般会計、土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計の実質収支の額」となりますが、これらの数値は黒字でございました。従いまして、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。

次に、②「連結実質赤字比率」でございます。

「連結実質赤字比率」につきましては、各財産区特別会計を除くすべての会計を対象として連結した実質赤字及び資金の不足額の、標準財政規模に対する割合でございます。具体的には、先ほど申し上げました標準財政規模を分母とし、分子である連結実質赤字額につきましては、「各財産区特別会計を除くすべての会計の連結収支」となりますが、この数値も黒字でございました。従いまして、連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。

次に、③の「実質公債費比率」についてでございます。

「実質公債費比率」につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヵ年平均でございます。具体的には、資料にお示ししておりますとおり、平成25年度単年度では8.1236%、平成26年度単年度では6.048%、平成27年度単年度では6.75481%となり、これらの各年度の3ヵ年平均を求めた算定結果につきましては、6.9%となりました。

なお、前年度は7.9%であり、前年度より1.0%改善したものでございます。

なお、本年度の指数につきましても、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を、それぞれ下回る結果となっております。

続きまして、裏面2ページの④の「将来負担比率」についてでございます。

「将来負担比率」につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合でございます。具体的な算定につきましては、資料にお示ししておりますとおり、標準財政規模から元利償還などにかかる基準財政需要額算入額を控除した数値を分母として、分子には、将来負担額から地方債現在高等にかかる基準財政需要額算入見込み額などを控除したものとなります。平成27年度につきましては、分子がマイナスとなり、結果として、前年度に引き続き「該当しない」こととなります。

続きまして、資金不足比率の概要についてでございます。

「資金不足比率」につきましては、一般会計等の実質赤字に相当する資金の不足額の事業の規模に対する割合を、公営企業会計ごとに表したものでございます。

まず、水道事業会計でございますが、分母となる事業の規模につきましては4億9,265万5千円となっており、分子である「資金の不足額」につきましては、流動資産が流動

負債を上回っているため、不足額はございません。従いまして、資金の不足額の事業の規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。

また、公共下水道事業特別会計につきましては、分母である事業の規模は4億9,817万6千円となっており、分子である「資金の不足額」につきましては、公共下水道事業特別会計の実質収支が黒字であったため、不足額はございません。従いまして、資金の不足額の事業の規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。

しかしながら、本会計につきましては、一般会計からの繰入金4億7,500万円のうち、1億3,787万6千円の基準外の繰入れを行っている状況でございます。さらに、前年度に引き続き資本費平準化債9,000万円を発行して対応したものであり、実質的には、依然として厳しい経営状況となっているのが実態でございます。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明させていただきましたが、それぞれの算定数値は、あくまでも平成27年度決算数値に基づく算定結果であり、今後、多くの建設事業を進めることによりまして、毎年度の指数にも影響を及ぼすものと考えております。

まことに簡単ではございますが、平成27年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくご承知申し上げます。

**伊集院議長** 以上で、第3号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第4号報告 平成27年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**教育子ども部長（登壇）** それでは、まず、ご説明をさせていただく前に、本日、平成27年度島本町教育委員会の点検・評価結果報告書の30ページの表の中で、数値が一部欠落しており修正させていただきましたことにつきまして、お詫びを申し上げます。大変、申しわけございませんでした。

それでは、第4号報告 平成27年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会は毎年、「その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とされております。

具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性にゆだねられておりますが、本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に翌年度の町の教育にかかる重点目標を定めており、この「島本町教育重点目標」の項目ごとに点検・評価シートを作成し、具体的な取り組み状況を点検のうえ、評価を行っております。

また、点検・評価の実施にあたりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見」を活用することとなっておりますことから、平成 27 年度の点検評価は、学校教育関係の協力者として昨年度に引き続き大阪成蹊大学副学長の三村寛一先生、生涯学習関係の協力者として大阪大学人間科学研究科准教授の高田一宏先生に、お願いをいたしました。

助言内容につきましては、学校関係では、保・幼・小・中の連携の必要性と、教育委員会が保育施策を所管していることに対する意味と実績、人員確保のあり方などを示す必要性や、就学前児童対策を島本高校と連携して取り組むことが考えられることなど、待機児童対策を急ぐ必要があること、また学力向上に関しては実用英語技能検定の合格率を高める取り組みを継続すること及び教職員が児童生徒の健康や安全についての意識を高める取り組みの必要性について、助言をいただきました。

生涯学習関係では、図書館の登録者の適正管理にかかる制度面での改善を図ることや、識字・日本語学習のあり方について他市町村の取り組み事例を参考にするなどして、今後の方向性を検討すべきとの助言をいただきました。

これら、いただきました助言につきましては、今後、教育・保育施策や目標設定の段階で、現行施策の見直しも含めて検討し、今後の施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、助言いただいた内容を踏まえ、点検・評価結果報告書を作成し、今回、提出させていただいたもので、近日中に町ホームページでも公表する予定でございます。

最後に、点検・評価にかかる今後の取り組みにつきましては、学識経験者からの意見及び点検・評価の結果を踏まえ、教育・保育行政に対する住民の期待に応えられるよう、現状と課題を認識し、適切に説明責任を果たすということを念頭に、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**伊集院議長** 以上で、第 4 号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第 4、第 5 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長（登壇）** それでは、第 5 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明申し上げます。

本年 4 月 20 日に高槻市奈佐原一丁目 5 番 10 号先路上におきまして発生しました、本町公用車を運転していた町職員が関係する交通事故につきまして、相手方である高槻市塚原二丁目地内在住者との和解交渉の結果、その内容について合意に至ったことから、本年 6 月 6 日付けで損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分を行ったため、報告させていただくものでございます。

それでは、添付いたしております参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

示談書にお示ししておりますとおり、事故発生日時につきましては、本年4月20日(水曜日)午後4時頃で、事故発生場所は高槻市奈佐原一丁目5番10号先路上でございます。

次に、事故の概況でございますが、3ページの事故状況図にお示しさせていただいておりますとおり、本町公用車の甲を健康福祉部福祉推進課所属の職員が運転し、高槻市内にある救護施設高槻温心寮に向かうため、事故発生現場を通る片側一車線の直線道路——市道でございます、それを他の車両に後随して走行していたところ、乙が進行方向右側の脇道から右折して当該走行車線に進入してきました。これにより、相手方車両の乙・左前方バンパー部分が、本町公用車の甲・右側後方ドア部分に衝突し、損害をおつたものでございます。

なお、町職員、相手方運転手とも、事故による怪我はございませんでした。

次に、和解の内容でございますが、過失割合は、本町が1割、相手方が9割でございます。従いまして、本町が、相手方車両の修理代金12万3,422円のうち1割相当分の1万2,342円を賠償し、相手方が、本町公用車の修理代金19万4,400円のうち9割相当分の17万4,960円を賠償するものでございます。

なお、示談の日は本年6月23日、示談書の收受の日は本年8月2日でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、第5号報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第5号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第5、第56号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総合政策部長(登壇)** それでは、第56号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

選任の同意をお願いいたします高岡理恵氏につきましては、平成24年12月から教育委員会委員に就任いただき、現在に至っております。

新たな任期につきましては、本年10月1日から平成31年9月30日までの3年でございます。これは、平成27年4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」におきまして、施行日から4年の間、つまり平成31年3月31日までに任命される委員の任期は、「委員の任期満了の日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内の間で首長が定めるものとする」と規定されていることから、各委員の任期満了の年が重ならないようにするため、3年とするものでござい

ます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第56号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第56号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第6、第57号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総合政策部長(登壇)** それでは、第57号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、現委員である中川氏の任期が本年9月30日で満了することに伴い、その後任として選任をお願いするものでございます。

お名前が、勝瀬光裕氏でございます。島本町水無瀬二丁目にお住まいで、現在、67歳の方でございます。

任期につきましては、平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間でございます。

勝瀬氏におかれましては、昭和47年3月に京都産業大学経営学部を卒業の後、昭和49年4月に大山崎町役場に奉職され、税務課主管、総務課長、町民生活部長、総務部長、環境事業部長などを歴任され、平成22年3月に退職されております。人事行政には、総務部の部長、理事、総務課長時代に携わっておられます。現在は、社会福祉法人洛和福祉会の介護老人福祉施設に勤務され、ご活躍でございます。

勝瀬氏は、行政をはじめとする豊富な知識と経験をお持ちであり、公平委員として人事行政に対し、公平かつ的確なご判断をいただけるものと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 57 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第 57 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 7、第 58 号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長**(登壇) それでは、第 58 号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の 58 の 1 ページをお開きください。

提案理由につきましては、任期満了に伴い、再任及び新たに選任をお願いするものでございます。

今回、選任させていただく 7 人の方々のうち、大西義雄氏、高島義延氏、松井四郎次氏、中川研一氏、久保田治幸氏に、再任をお願いするものでございます。小西一成氏、高島且行氏につきましては、新たに選任をお願いするものでございます。

選任をお願いする方々の住所及び生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては、平成 28 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まででございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご

審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**平野議員** 第58号議案 大字尺代財産区管理委員の選任つき同意を求めることについて、質疑します。

財産区管理委員の、いわゆる女性委員がゼロであるということについて質疑しますが、次の59号議案の桜井財産区にも関わることです。

先日、7月7日の島本町人権啓発施策審議会が開かれました。その際に、27年度のいわゆる審議会などへの女性の参画状況というのが報告されているところです。そこで委員の方が、つまり、女性委員がゼロの会議については是正するよう意見を申されたところでした。以前にも、財産区はお一人も女性がいらっしゃらないということも、この同じ審議会で指摘されたところです。

この人権啓発施策審議会でご報告のあった、財産区の管理会の委員ですけどね。総委員数が48名で、女性委員はゼロ、女性比率は0%ということを示されているところですけど、これについて町としては、このような状況についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

**総務部長** ただいまご指摘いただきましたとおり、財産区管理委員は現在、男性のみというふうなことであります。

町といたしましても、これまで各財産区管理会に対しまして当該施策、「男女共同参画推進条例」もございますので、その施策の趣旨も踏まえ、女性の推薦も検討させていただくようにお話しさせていただいております。しかし、委員の選任につきましては、各財産区の主体性に配慮し、各財産区管理会会長から出された推薦に基づき行っております。確かに、ご指摘のとおり、そういう状況でございます。ただ、今回、推薦にあたりまして、お話しさせていただきました。今回のところの部分につきましては、山のほうに出向くというふうなこともありまして、非常に困難であるというふうなことも聞き及んでおります。

今後につきましても、男女共同参画の推進に関する施策の内容につきまして、機会があるごとにお伝えをしてみたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

**平野議員** そうしましたらね、この財産区管理会というのは、島本町のいわゆる審議会、附属機関等とは扱いが違って、直接的に選ぶというわけではないのであれなんですかね。例えば、「男女共同参画推進条例」とか男女共同参画プランにあります、女性委員を50%にするというような目標値を定めておられると思うんですけど、そういったことは、お話しされても、それほど強く、この条例とかプランとかに反するんですよということまでは、おっしゃっていないのでしょうか。

以前にね、防災会議について女性委員がゼロであるということで、私はこの「男女共



同参画推進条例」の第 15 条に苦情の申し出という制度がありますので、苦情申し立てをいたしました。その結果、人権啓発施策審議会のほうで、この申し出について審査というんですか、されて、結果的には是正してくださいということを町におっしゃられて、そういう答申が出ましたね。町も改善して、女性委員を今現在、登用してるという経過があります。そういったことを鑑みますと、もう明らかにこれは条例とか計画に基づけば、苦情処理の申し出をしてもよろしいような、できるような、しなければならないような状況になっているのではないかなというふうに思っているところです。

もう少し、指導力を発揮して、なぜ女性委員が必要なのかということについては、もっと働きかけが、ちょっと弱いのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

**総務部長** 財産区につきましては、特別地方公共団体という位置づけがございます。先ほども申し上げましたように、町といたしましては、「男女共同参画推進条例」の 18 条にも掲げておりますとおり、女性委員の推薦についてお願いをしたいところではございますが、先ほど申し上げましたように、管理会からの推薦に基づいて選任をしておりますので、その辺は今後、条例の趣旨も踏まえて、さらに働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**伊集院議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 58 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第 58 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 8、第 59 号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長**（登壇） それでは、第 59 号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の 59 の 1 ページをお開きください。

提案理由につきましては、任期満了に伴い、再任及び新たに選任をお願いするものでございます。

今回、選任させていただく 7 人の方々のうち、清水照光氏、清水和之氏、清水賀夫氏、石井至孝氏、飯田俊治氏に再任を、岩井長義氏、山本光一氏に新たに選任をお願いするものでございます。

選任をお願いする方々の住所及び生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては、平成 28 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まででございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 59 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第 59 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 9、第 60 号議案 工事請負契約の締結について（平成 28 年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**都市創造部長**（登壇） それでは、第 60 号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、平成 28 年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事の契

約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

本工事は、ごみ処理施設の老朽化による能力低下を回復し、適正な能力の維持を図るものであり、本町が施設を操業するにあたり必要と考える箇所において、改修を行うものであります。

今回の契約にあたりましては、プラントメーカー以外の業者が受注することになれば責任の所在がわからなくなり、施設の性能が保障されないおそれがあるため、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号「競争入札に付することが適さない」ものとして、随意契約により、平成28年7月29日に、エスエヌ環境テクノロジー株式会社と9,936万円で仮契約を締結したものでございます。

それでは、工事内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

まず、整理番号1の「工事概要書」の2ページをお開き願います。このページから10ページにかけては、改修工事の具体的な仕様を記載しております。

次に、整理番号2の「ごみ焼却処理施設フローシート（施工位置図）」をお開き願います。着色いたしております部分が、ごみ焼却処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

次に、整理番号3の「粗大ごみ処理施設フローシート（施工位置図）」をお開き願います。こちらも着色いたしております部分が、粗大ごみ処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

それでは、工事別に説明を行ってまいります。

まず、整理番号4の「受入供給設備ごみクレーンデータ処理装置更新工事 データ処理装置組立図」をお開き願います。経年劣化により、ごみ計量に不安定が生じているデータ処理装置及び手元操作盤、計量印字プリンターを更新し、機能の回復を図るものでございます。

次に、整理番号5の「受入供給設備ごみクレーンデータ処理装置更新工事 荷重計組立図」をお開き願います。こちらは、先ほどお示ししましたデータ処理装置の荷重計の組立図となっております。

次に、整理番号6の「受入供給設備油圧バケット更新工事 全体図」を、お開き願います。経年劣化により、摩耗損傷が発生したバケット本体を更新することにより、機能の回復を図るものでございます。

次に、整理番号7の「受入供給設備油圧バケット更新工事 バケット組立図」をお開き願います。こちらは、先ほどお示ししました油圧バケットの組立図となっております。

次に整理番号8の「燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備耐火材補修工事 1号炉左側壁面図」をお開き願います。左図の右側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、着色部が施工箇所となります。

次に、整理番号9の「燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備耐火材補修工事 1号炉右側壁面図」をお開き願います。左図の左側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、こちら着色部が施工箇所となります。

年間を通じての運転で、高温にさらされ焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所の補修工事を行い、機能回復を図るものです。炉内点検の結果、乾燥天井ノーズ部及びレンガ上部受け部、再燃室前壁傾斜壁及び再燃室前壁垂直壁の耐火材を取り替え、機能回復するものです。

次に、整理番号10の「燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備耐火材補修工事 1号ガス冷却室 全体図」をお開き願います。こちら先ほどと同様、年間を通じての運転で高温にさらされ、焼損した1号ガス冷却室の中間部周壁の耐火材を取り替えることにより、機能回復を図るものです。

次に、整理番号11の「燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備耐火材補修工事 2号炉左側壁面図」をお開き願います。左図の右側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、着色部が施工箇所となります。

次に、整理番号12の「燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備耐火材補修工事 2号炉右側壁面図」をお開き願います。左図の左側から、乾燥段、燃焼段、後燃焼段となっており、こちら着色部が施工箇所となります。

先ほどと同様、年間を通じての運転で、高温にさらされ焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所の補修工事を行い、機能回復を図るものです。炉内点検の結果、乾燥段右側壁下流側下部、燃焼段左右側壁上流側上部及び燃焼室前後及び右側壁レンガ受け部の耐火材を取り替え、機能回復するものです。

次に、整理番号13の「燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備耐火材補修工事 2号ガス冷却室 全体図」をお開き願います。こちら先ほどと同様、年間を通じての運転で、高温にさらされ焼損した2号ガス冷却室の角丸部周壁の耐火材を取り替えることにより、機能回復を図るものです。

次に、整理番号14の「排ガス処理施設スラリーポンプ更新工事 組立図」をお開き願います。こちらは、経年劣化により腐食・劣化しているスラリーポンプ本機を更新することにより、機能の回復を図るものでございます。

次に、整理番号15の「排ガス処理設備2号反応塔点検口補修工事 2号反応塔 組立図」をお開き願います。こちらは、経年劣化による点検扉の腐食・変形が見られるので、点検口の補修をすることにより、機能の回復を図るものでございます。

次に、整理番号16の「排ガス処理設備ろ過式集塵機補修工事 1号ろ過式集塵機 組立図」をお開き願います。こちらは、経年により劣化している上蓋・中蓋のパッキンを交換することにより、機能の回復を図るものでございます。

次に、整理番号17の「排ガス処理設備ろ過式集塵機補修工事 2号ろ過式集塵機 組

立図をお開き願います。こちらは、経年劣化による上蓋・中蓋、ブロー管差込口、点検口に変形・腐食が見られるので、中蓋本体、上蓋・中蓋パッキン、ブロー管差込口及び点検口を交換補修することにより、機能の回復を図るものでございます。

次に、整理番号 18 の「通風設備 1 号誘引送風機廻りダクト補修工事 誘引送風機廻り組立図」をお開き願います。こちらは、経年劣化により腐食している 1 号誘引送風機入り口ダンパ後から出口フランジ前の間のダクトを更新することにより、機能の回復を図るものでございます。

次に、整理番号 19 の「粗大ごみ処理設備 破砕機補修工事 破砕機断面図」をお開き願います。こちらは、経年劣化により摩耗・損傷した内壁下部 1・2 段目の取り替え及びローター周縁部の劣化箇所の肉盛り補修等を行い、機能回復を図るものでございます。

次に、整理番号 20 の「粗大ごみ処理設備 アルミ選別機 No. 2 回転子取り替え工事 アルミ選別機組立図」をお開き願います。こちらは、経年劣化により能力が低下した No. 2 のアルミ選別機の回転子の交換を行い、機能の回復を図るものでございます。

最後に、整理番号 21 の「補修履歴」をお開きください。30 ページから 32 ページにかけて焼却処理施設の補修履歴、33 ページから 35 ページにかけて粗大処理施設の補修履歴を、参考資料として添付しております。

本工事は、ごみ処理をしながら工事を施工することとなりますので、工事関係者とも十分連携を図り、ごみを直接搬入される住民はもとより、ごみ処理に携わる職員への安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から平成 29 年 3 月 31 日までの工期で事業を進めてまいる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第 60 号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜われますようお願いいたします。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 0 時 03 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

**河野議員** ほとんど質問が、もうないようですが、質疑をさせていただきます。

先日、8 月 31 日の午前中に原課のほうで労を取っていただいて、清掃工場の現地確認とか現地調査をさせていただきました。繁忙期、ほんとにご苦労様です。ありがとうございます。

私自身感じましたのが、議員になって、2～3 年に一度という頻度ですけれども、清掃工場の内部を視察させてもらっております。そんな中で、ここ近年感じますのは、佐藤議員も一般質問で申しましたけど、場内の整理整頓と言いますか、安全第一というこ

とで、非常に移動している範囲でも整理整頓が徹底されておられたということと、年々向上されているものというふうに、非常に評価をするところです。

ただ、今回の視察で全般にわたって気づいたのが、今回、初めて改修をするというような部署も多かったということもあるんですが、清掃工場長による説明を今までいただいていたんですが、今回は委託業者による説明によるところも数カ所あったということがありました。これについては、より正確さを期すという点ではそれで別に問題はないんですが、町職員によって、この清掃工場を掌握するという点で、この1～2年で大きく配置や体制が変わってきたのではないかと。そのことによる保守点検の結果、今回の工事請負契約の締結に至っているというふうに思いますが、背景としての質問で申しわけありませんが、その点、ここ2～3年の間で職員の現場での配置について、大きく変更点があった点について、お答えください。

それから、清掃工場長が今、非常勤嘱託ということで週4日間、詰めていただいております。週4日とは言え、実質的には5日間、滞りなく清掃工場の掌握をされているものというふうに思っておりますけども、この点についても、非常勤嘱託としての場長になって、今回で概ね5年目ですかね。それ以前は、町の正規職員によって、し尿処理場、衛生化学処理上及び清掃工場及び都市創造部の原課の管理職を、一人の方が3役を兼ねるといったようなことが数年続いておりましたので、それを思えば、今の配置が望ましいということになるかも知れませんが、今回の清掃工場視察に関わって、ちょっと気づいた点です。お答え願います。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後1時03分～午後1時04分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**河野議員** ですので、委託業者の説明に負わなければいけない部分について、その点の理由及び配置状況の変遷ですね、お答えいただきたいと思います。わかる範囲で結構です。まず、お願いします。

**都市創造部長** 清掃工場におきます、職員の体制の変化等についてのお尋ねでございます。

ここ数年でございますが、窓口業務を中心とした町の職員4名という体制には変更はございません。ただ、以前はやはり退職等迎える中で、一定、職員が減ってくるという動きはありましたが、ここ数年は変更はありません。

以上でございます。

**伊集院議長** 工事請負契約の締結についての質疑、よろしく願います。

他に質疑ございませんか。

**岡田議員** ちょっと確認させていただきたい部分があります。議案説明のときに、しっかり説明を受けておりますが、その中のスラリーポンプの更新という工事部分があるんですが、これは2基のうち、1基は島本町にある分を使うということで、今回、購入する

のは新しく1基分と、それと工事2基分の分が今回入っているということでお聞きしておりますが、資料請求の中の補修計画の中で、そのときにお聞きしたのは、スラリーポンプは平成3年から初めての工事ということでお聞きしてまして、260万ぐらいということでは聞いていたんですがね。

この資料請求の中で、スラリーポンプの更新工事というのが650万出てるんですね。そうしますと、これは2基分になるんですかね。1基だけでということでお聞きしておりますが、そここのところの説明をお願いしたいです。

**都市創造部次長** スラリーポンプの選定内容でございます。

まず、先ほど岡田議員のほうからもお話がありました資料請求の中の、外1ですね。これの中で、今、議員がおっしゃっていただいたようにスラリーポンプの更新ということで650万円という計画を立てておりました。このときには2台の更新ということで、2基とも購入をしての更新ということで考えておったんですけども、もともと、これは打ち合わせのときの一番最初の資料なんですけれども、まず町と、それからコンサルと、それから清掃工場勤務している職員等と話をさせていただいて、この外1の資料の中の20、全部で30項目ぐらいあるんですが、この中でこういった工事をやるのかということで協議をしております。

その中で、優先順位で申し上げますと、1番から8番と、それから12番の項目をやるということで、その会議の中で決まったんですが、ただ、すべて、この項目をしますと、予算的にどうしても合わないという部分があったので、その中の、先ほどありましたスラリーポンプにつきましては、2基のうちの1台が町のほうに予備品としてごさしましたので、それを支給するというので、工事費のほうをちょっと縮減するという形で、今回は対応をさせていただいたものでございますので、先ほど議員がご指摘されましたとおり、今回の工事、スラリーポンプのうちの1台は購入して、町のほうの1台を支給しての2台更新ということで、今回、計画をいたしております。

以上でございます。

**岡田議員** その内容に関しては、わかりました。そうしますとね、これは今回、入札の中に入っている金額の中で、スラリーポンプの更新が1基と、そして、それに対する工事費が2基分ということだと思っただけですけどね。じゃ、機械のほうはどれぐらいの価格で、工事費2基分がどれぐらいの価格になるんでしょうか。

**都市創造部次長** まず、外1のほうの650万円、これはちょっと経費がかかった分での650万円ということになります。

それから、今回、契約にあたっての見積もりということで、その内容で今回、直工の部分だけで申し上げますと、スラリーポンプの更新というのが255万円になっております。経費を合わせますと、約300万ぐらいになるかなというふうには見込んでおるんですけども、その観点からいきますと、1台当たり、大体200万から300万ぐらいがポ

ンプの更新費用になるのかと思っております。

以上でございます。

**戸田議員** ごみクレーンデータ処理装置の更新工事を行われます。ごみクレーンのデータ処理装置の不具合により適切なごみ量の把握ができなくなれば、施設全体の維持管理に多大な支障が出ると、地域環境システム研究所に作っていただいた精密機能検査の報告書の総合所見があります。

これは、具体的にはどういうことを述べているのでしょうか。受け入れ時に、ごみ量を把握することが、施設全体の維持管理にどのように影響するのか、このところをお示しください。この工事は、初めての工事だというふうに聞いておりますので、確認しておきたいと思います。

もう一つ、1号炉の塩化水素が計画条件をわずかに超えている。しかしながら、「大気汚染防止法」の基準は満足しているという精密機能検査の考察もでございます。炉の塩化水素が計画条件を超えてしまっている要因はどこにあるのか、把握ができていますか。今回の改修工事に、そこを改善するための工事は含まれているのかいないのか、お示しください。

3点目、煤塵というものを焼却灰と分離して排出、貯留できる整備の設備について、1号炉、2号炉ともに若干の課題があると、精密機能検査報告を拝見して認識しました。「概ね適合」ということで、三角のマークが付いていますが、現時点では問題はないと思われるようですが、「概ね」という表現がされるに至った理由、その要因は何なのでしょう。これもまた、今回の改修工事で改善されるのか。

以上、3点を確認します。

**都市創造部次長** まず、1点目のごみクレーンデータの工事内容でございます。

このごみクレーンデータの装置につきましては、町内で収集いたしましたごみを、ごみピットのほうへ、まず入れます。そのごみピットに溜まったごみを、今回工事の中にも入っておるんですが、クレーンのバケット、これでごみを掴んで焼却炉のほうへごみを入れていきます。その掴んだ際の計量とかをするのが、このごみクレーンデータの処理装置になっております。

このごみクレーンデータというのは、焼却量を性能評価するための重要な計数管理指標となりますので、これが今現在でありますと、重量表示がマイナスになったりとかいう不具合が出たり、それから細かい部分でいけばプリンターインクリボンが生産中止になっているとか、印字表示が出にくくなっているとか、そういった部分で不具合が出てきておりますので、今回、設置してから初めての更新ということになるんですけれども、させていただきたいと思っております。

それから、HCLの計画値を越えた理由と対策の部分でございますけれども、ちょっと、精密機能検査の何ページか把握できていないんですけれども、まず、計画値を超えた



部分については、策定の際に、おそらく何かしらの拍子で上がるときもあるんですけども、そういったことが影響した部分での、超えた理由かなと思っております。

HCLの濃度が高いということになりますと、後々ダイオキシンとか、そういったものが発生しやすい等の影響も出てまいりますので、きちんとHCLは基準値内で安定して運転をする必要があるということでございます。

今回の工事内容の中で、それに対する対応という部分でございませけれども、やはり、きちんと燃烧させるということが一番重要な部分になってまいりますので、これにつきましては、耐火材の補修工事を今回やらせていただくことよっての対応というふうになります。それから、細かい部分では、このHCLの除去というのは反応塔のほうで除去するんですけども、そういう部分ではきちんと点検を行えるように、今回、反応塔の点検口の補修工事というものを更新工事の中に入れてさせていただいております。

煤塵の「概ね適合」の現時点では問題ない、ちょっとすみません、これについても今、内容については把握できておらないのですけれども、本町の場合、煤塵の処理というのは、焼却灰と、それから飛灰、煤塵等が分かれた形でなくて、一つに、最終的には灰バンカーの中に入ってまいります。これが分けることよって——仮にですが、あつてはならないんですが、基準値を超えた場合には、当然、フェニックスのほうに焼却灰等、持っていくことができなくなりますので、その際には、きちんと分けた形での対応をしたほうが、リスク管理の部分ではいい部分もあるのかなと認識をいたしております。

以上でございませ。

**戸田議員** 私も精密機能検査を拝見してから、次長としっかりと意見交換ができていないので、唐突に質問をした印象があるかと思いますが、3番目の煤塵に関連する質問は、精密機能検査の154ページにあります。適合状況で、「概ね適合」と三角マークがついているのが、いずれも煤塵。そして、これはダイオキシン濃度に大きく関係があると思っておりますので、懸念される点だと思って、お訊きしたわけです。

また、1号炉の塩化水素が計画条件をわずかに超えているというのは、152ページに記載がございませ。それもまたダイオキシン濃度に関係があると思われるのですが、それに関しては、今回、反応塔の点検補修工事で対応されるということが確認できました。

フェニックスに持っていくことができなければどうなるのかという点、そして、もう一度、3点目の質問について、154ページに関わつて、ご説明いただきたいと思ひませ。

以上です。

**都市創造部次長** 精密機能検査に基づいた、煤塵と焼却灰と、分離排出処理できる排ガス設備の部分ですね。これについての再度のご質問でございませますが、ちょっと私、先ほどお答えさせていただいたように、本町の焼却灰と、それから煤塵を処理したもの、これが最終的に一つの灰バンカーの中へ入つてまいります。これが、この精密機能検査で書いてあるように分離貯留できるようにという、要は、焼却灰と飛灰・煤塵、これが別々

に貯留できる設備があるほうがよりいいという意味合いでの、ここについては三角という記号になっております。

必ずしも、この状態にしなければいけないということないんですけども、そのほうが、例えば焼却灰が基準値を超えた、それから煤塵が基準値を超えた場合には、それぞれ、今の状態ですと、合わせて処理をしておりますので両方ともストックしてしまうのが、分かれば、それぞれでフェニックスのほうに最終処分することができるという観点から、分けてあるほうが望ましいというようなことで、三角になっております。

それから、フェニックスに最終的に持ち込むことができなくなれば、焼却のほうがちまちまストップをしてしまうという事態に陥ってしまいますので、我々としてもそのようなことがないように、日々、日常管理、運転管理に気をつけて、安定した運転に心がけているところでございます。

以上でございます。

**伊集院議長** 工事請負契約の締結で、よろしく願いいたします。

**戸田議員** 現場を拝見いたしました、8月31日でしたでしょうか。現場は大変美しく、他の議員もおっしゃってましたけれども、本当によく整備されています。全く異臭もせず、暑い中、室内温度50度近くの中で作業をしてくださっているのだなと、毎回のことながら思いました。

今回は、大きく――後先になりますが、精密機能検査というのをされた後の初めての工事請負契約になります。この精密機能検査を受けて、大体、どのようなことに配慮されてというか、考慮されて、今回の改修の場所を決められたのか。大綱的にいいので、どのような判断をされたか。精密機能検査をしたことが改修にどのように影響したかというのを教えてください。

そして、現場を見て思ったことです。破碎機補修工事、これ、毎年行われています。今回、初めてされるアルミ選別機No.2回転子取り替え工事ですか。この二つを見ますと、やはり燃えないごみの減少というものが非常に重要だなと、ここにかけるようなごみを、できるだけ島本町として出さないこと。ごみの分別と、それから減少。これが本当に大きな課題だなと思いました。これについて、今後、どのように取り組んでいただけるか、お示してください。

以上です。

**都市創造部次長** 議員ご指摘のとおり、精密機能検査を受けて、今回、初めて改修工事のほうをさせていただきます。

この精密機能検査、もともとは清掃工場がどの程度傷んでいるのか、それから、どの程度稼働できるのか、傷み具合とか今の現状を把握するために、今回、精密機能検査をさせていただいております。その結果につきましては、良好な運転管理はできているものの、清掃工場としては一定傷んでいるところもあるので、今後、それを定期的に改修す

る必要があるであろうというような形での報告になっております。

本来であれば、すべて、ここにあげてきている項目を担当としては補修をして、それで清掃工場のほうの維持管理に努めていきたいとは思っておるんですけども、ただ、予算の制約等もございますので、今回は精密機能検査と、それから毎年させていただいています保守点検、これらを総合的に勘案して、予算の範囲内で、できる範囲での補修項目ということで、今回、あげさせていただいているものを選定いたしております。

ちなみにですが、今回、させていただきます項目は、精密機能検査にもあげている項目としては、ごみクレーンデータと、それから油圧バケット、それから耐火材、スラリーポンプ、1号の誘引送風機廻り、それから破碎機補修工事とアルミ選別機のほう。ほぼ、今回は、この精密機能検査であげてきている項目をさせていただいている状況でございます。

それから、アルミ選別機のほうの回転子の取り替え工事ということで、これが今回、かなり能力が落ちてきている部分もございまして、破碎をかけた際に、本来であればアルミのみを選別する機械なんですけど、それに異物が入ってくるような状況になってきておりますので、作業効率がかなり落ちてくるということで、今回、改修をさせていただくんですけども、その前段階として、当然、ごみの分別というのは非常に重要であると考えております。

今年度からなんですけど、まずは、可燃ごみについて異物の入らない状況を作るためにも、透明・半透明の取り組みを、まずさせていただきました。今後につきましては、当然、粗大のほうと、それからそれ以外の資源ごみとか、そういったものを住民の皆様には当然分別をきちんと徹底していただいて、できるだけ清掃工場のほうでの負担が少なくなるような形で取り組む必要があると思いますので、今後も啓発活動等に力を注いでまいりたいなど。そのためにも廃棄物減量等推進員さんの活躍とか、そういったものにも力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

**外村議員** 毎年、この工事、審議して契約を可決するという点において、ほんとによくわからない、技術的によくわからないところをいろいろ訊いたりしてるわけですけども、まず、ちょっとお訊きしたいのは、いつも予算内に、予算内にということで、今回も、私が資料請求しました1番の計画の中で見ましたら、1から8と、12番ということで、優先順位ですね。これを見ますと、金額はかなり、実際の契約金額とはだいぶ下がっている。

だから、予算を決めるときに1億ぐらいの範囲でというのであれば、まず、この金額設定、予算のときの金額設定というのはどういう金額、どういう算出なのか。逆に、これを合計したら相当な金額になると思うんですけど、それが多分1億ぐらいになるだろうというふうに算定されて、1から8と12を決められたのか。その辺の相関関係がよく

わからない。

それをちょっと説明していただきたいのが1点と、見ましたら、優先順位 10 番、11 番、抜いて、9、10、11 を抜いて12 番が来ている。それ以外にも、16 番、17 番なんかでは、経年劣化による腐食・穴あき、すでにダクトに穴が開いていると、だから取り替えなあかんとなっているにも関わらず、予算の関係からか先送りされていると。だからほんとに、どの項目が絶対今年はやらなあかんのかというのが明確に何か基準が、あつてないのか、何か金額が優先しているのか、ほんとに必要なものが優先されていないのか、よくわからない。これが私、いつも疑問があつて、専門的でわからないものだから、曖昧な、うやむやになっているわけです。気持ちの中で、いつもこれがモヤモヤしております。

それで、もっと言えば、先ほどあったスラリーポンプにしましても、予算の段階では2 台を換えるということになっていて、結果的には1 台が余分があつたから必要なかったとか。なぜ、余分の1 台がすでにそこにあつたのかもわからないし、この理由も訊きたいし、1 台余分があるなら、これはもう予算の段階から1 台を取り替えるということにならないとおかしいし。この計画自体が非常に、言ってみればラフというか、もっと言い方を悪くすれば、ずさんなというふうに思うから、余計、そういうふうな疑念が生じてしまうと。だから私たち、やっぱりプロじゃございませんので、正しく報告いただいて、精査されたものを見て審議するしかないわけですから、その段階で、こういうふうにポロポロと何かわけのわからんものが出てくると、ほんとに信憑性がないと。

それで訊きますけども、結果的には税込みで1 億に抑えておられる。前の話、当時、小西部長のときなんかは、いや2 億でも3 億でもやりたいんだけど、予算があるからこういうふうに抑えてますという話をたびたびされてきたわけです。今回もそのようで、結局30 項目ある中で12 項目。じゃ、来年、絶対にやらなきゃならないと思ってるのに、今回、延ばしたのは何と何と何なのかというのを、ぜひ教えていただきたい。

以上です。

**都市創造部次長** まず、予算の1 億円の経過でございますが、当然、担当といたしましては、ここにあるような、外1 で資料にありますように幾つか、当然、項目があり、1 億円以上の項目で補修をするような形で、財政とはいつも予算の編成時に話をさせていただいておりますが、やはり清掃工場の補修工事だけに予算を使うわけにはいきませんので、財政との整合性を図るという意味合いで、清掃工場については、今年度は1 億円の予算ということになっております。ですので、どの項目をやるということで積み上げての1 億というわけではございません。

それから、項目の優先順位のつけ方でございますが、この予算計画につきましては、先ほど申し上げましたように精密機能検査、それから毎年やっております保守点検、これをもとに優先順位というものを、コンサルのほうがまず、つけていきます。それを町

と、それからコンサルと、清掃工場で勤務している職員等で話をして、ほんとにこの項目で優先順位をつけて補修をするのが今年度、一番いいのかという話をさせていただきます。その際の見安というのは、当然、今後1年間は最低でも安定して運転できる項目を選ぶような形はさせていただきます。

それで申し上げますと、優先順位、通常であれば1から8まで、次は9番という形になってくるんですが、どうしても現場のほうから、今回、12番の項目をやって欲しいということがありますので、これが順位を繰り上げになって、今回、選定させていただきます。

それから、スラリーポンプの1台、なぜ予備で置いていたのかということでございますが、スラリーポンプは清掃工場で反応塔に消石灰を吹き込む装置なんですけれども、これはHCLとか、そういった有害物質を除去する設備でございます。これに対して、ポンプが仮に故障して動かなくなったということになりますと、かなり納期がかかるというふうに聞いておりますので、予備として、今まで1台を置いていたという経緯がございます。

ただ、これまで運転してきている中で、一定、補修等をしながらであれば、更新をするまでは今まで傷んでなかったというところで、今まで予備で置いていたものを今回、改めて使わせていただくということでございます。ですので、本来の設備の管理上でいけば、ポンプは1台、また新たに置いておきたいところではございますが、予算との整合性を図ったうえでの工事を進める選択の中で、今回は、予備品を使った形での補修工事ということでございます。

以上でございます。

**外村議員** 精密機能検査をされたということで、精密機能検査の報告書を見せていただきまして、「考察」というのが最後にありまして、この中に更新だとか補修がありますがけれども、この精密機能検査の報告書の151・152ページで、この中で「更新」となっているもので、今回、採用されたものと採用されていないものと、どれとどれか、わかりましたら教えてください。

**都市創造部次長** 精密機能検査の項目で、今回の改修工事のほうに反映させていただいたものは、ごみクレーンデータ処理装置の更新工事と、それから油圧バケット更新工事、それから耐火材の補修工事、それからスラリーポンプ更新工事、それから1号誘引送風機廻りダクト補修工事、それから破砕機補修工事、それからアルミ選別機No.2回転子取り替え工事を、今回の改修工事のほうに反映をさせていただきました。

以上でございます。

**河野議員** すみません、先ほど、途中で途切れております。

今回、保守点検の結果と、精密機能検査報告と総合して最終的に判断した結果が、今回の工事の内容であるというふうにご答弁があったと思いますが、先ほどほかの議員か

らも、各精密機能検査のページを特定して質疑があったと思います。「概ね適合」ということで一覧に載せられていたり、あるいは今回の要補修箇所、粗大ごみ処理施設及び焼却、ごみ焼却する施設ですね、概ね2種類の中での要補修箇所を、再度洗い直しをされておられます。

ただ、保守点検というのは毎年やっておられますので、それを踏まえて昨年度までは、この工事内容を最終的に判断をされていたんですが、精密機能検査を経て、改めて項目にあがったものというのでは、今日、お示しになった図面の中ではどれに当たるのか。保守点検では判明していなかったけれども、精密機能検査の中で、また違う第三者機関にこの検査の委託はされてますので、違う目が入ったなというふうには私は思っております。これはたぶん、島本町の清掃工場が始まって以来のことだと思いますので、その点、「総合して」とおっしゃったんですが、精密機能検査として特化して発見できた部分、特定できた部分について、ちょっと説明を加えていただきたいと思います。

その中で155ページ、これは精密機能検査です。「ダイオキシン発生防止等ガイドラインへの適合状況」ということで、唯一、この連続運転の長期化という項目があげられており、内容は「可能な限り長期化」と書いています。これは、求めるものを書いておられるんだと思うんですが、検査時の状況はバッチ運転、これは、島本町は大阪府で唯一であると言われてる炉の運転状況を示しています。そして、最終的にはこの適合状況は三角、適合はされていない、概ね適合であるというふうには示されておまして、この表7-4、「ダイオキシン発生防止等ガイドライン」への適合状況は、ごみの均質化や煤塵濃度など、大体12項目、概ね12項目示しておられるんですが、唯一、この連続運転の長期化というところが、不適合ではないが、概ね適合という三角印が付いてしまっている。

このことについて、今回の更新工事ではどのような議論をされたのか。工事だけで済む話ではないということは、過去での、この議場でも私たちの会派はずっと言ってきておりますので、どういう意味を示すのか。ちょっと、詳細な説明をいただきたいと思えますし、解決策はあるのか。その点について現段階での現場での議論について、お示してください。

**都市創造部次長** 精密機能検査と、それから保守点検の部分での、異なる項目がまずあるのかどうかという部分でございますが、これについては異なる部分というのはいないです。

まず、精密機能検査につきましては、コンサルがやるものでございます。それから、保守点検につきましてはプラントメーカーが点検をするものでございます。そういったことから、両方がそれぞれ確認をしたうえでの、まず施設の状態というのは、総合的に勘案をしたものが精密機能検査の中に入ってまいります。

それから、保守点検の場合は、施設として傷んでいる部分はどこなのかという部分だけがあがってくるんですけども、この精密機能検査というのは、先ほどちょっと、いろいろ

ろご紹介いただいておりますが、施設の運転状況がどうなのかとか、そういったことも含めて網羅されるのが、この精密機能検査ということになってまいりますので、施設の傷み具合だけでなくって運転管理がどうなのかとか、そういったものが第三者の方でもわかるようにまとめられているのが、この精密機能検査ということになってまいります。

それから、精密機能検査の中での連続運転の部分が適合状況が三角という部分での、内部での検討についてどうなのかというお話でございますが、清掃工場につきましては、建てた当初から、ごみ量とかそういったものを勘案して、今現在の2炉8時間のバッチ式の運転方式を採用して、これまで運転してきております。当初からのごみ量と、今現在のごみ量というものは、正直、それほど差がございません。そういったことから考えても、今現在の運転の処理能力が一番最適ではないのかなと。

それから、もし、仮にですが、これを1炉16時間、夜間、時間延長して焼却する、炉の数を減らしてはというのものもあるかも知れませんが、これについては、もし、そういう形で1炉運転ということになると、改修期間中のごみはどうするのかとか、そういったいろいろな問題もありますので、担当としては、今現在のごみ量等も勘案しますと、今の運転方法が一番いいのではないかと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今回、精密機能検査の結果を資料要求として会派としても求めさせていただいて、出していただいておりますが、正直言いまして、たぶん、この機能検査を熟読して、精読して、保守点検の結果や、また経年の履歴状況を踏まえての議論をしようと思うと、また別の場所が要るのであろうというふうに思っております。

先ほど外村議員がおっしゃったように、単年度での今年度で、できる限りギリギリの工事を毎年お示しになるので、今後の何年間を見通した議論というのができないという状況で、この議場、9月議会をいつも迎えるわけなんですけど、町長、いかがでしょうか。この精密機能検査、ようやく手がけたということですし、保守点検業者と、先ほど突き合わせもされているということではありますけど、保守点検とはまた違う。今後の運転管理の状況を示す検査報告が出ているわけですから、これはこれで、今の炉の状況や、今の運転管理の状況と照らして、しっかりと、まずは議会に対して説明をいただきたいと思えますし、これは来年の――来年の話をしたら笑われますけど、9月の、いつも工事請負契約の締結が出てくる。それを待つのではなく、早晩、近日中にやるべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

**伊集院議長** 第60号議案の工事請負契約の質疑をお願いいたします。

**河野議員** これはだけど、決算ではできないでしょう。できないと思うんですね。

**伊集院議長** これは工事請負契約での議題でございますので……。

**河野議員** でも、精密機能検査の報告書を資料として出てるわけですよ。

**伊集院議長** 会議規則第 54 条内で、よろしく願いいたします。それは別に……。

**河野議員** そういうふうに縦割りとか個別化するからね、清掃工場の議論がどこでもできない。島本町、この件については特別委員会を持っておりませんので、今、議長のほうから……。

**伊集院議長** 会議規則第 54 条に従っていただきますように、よろしく願いいたします。

**河野議員** ですから、そういう議論ができないからということで申し上げているんです……。

**伊集院議長** できないから、ここで発言するというのは、また違いますでしょう。議案内での質疑を、よろしく願いいたします。

**河野議員** 違いますでしょ、ということではないですよ。そういう縦割りのぶつ切りをさせようとするこのほうがおかしい。簡潔に申し上げますよ……。

(不規則発言他、議場内私語多し)

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 44 分～午後 2 時 05 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど河野議員が 3 回目の質問で、そのほかに追加ありますか。

参考までに、精密検査の結果における報告を今後されるかということをお訊きされておりますので、それ以外にはありますか。ございませんか。先ほどの件だけでよろしいですか。先ほど、参考までに今後の部分をお訊きされるということで、そのまま、3 回目の途中で休憩に入りましたので、参考までに今後の、そのほかはもういいですか、最後。

**河野議員** 今、議長のほうから議場のほうで説明がありました。

この精密検査報告書についての今後の説明、もちろん、議会は当然ですが、やはり清掃工場の工事請負契約、毎年 9 月に 1 億から、昨年度は 2 億という数字が出されておりましたけれども、こういったことについて、この精密機能検査報告書の総合所見とすれば、「適切な改修工事計画及び長期的な視点からの維持管理に努め、本施設の処理機能を維持していくことが望ましい」ということを示されています。

この点については、やはり町の財政上にも大きく関わるという観点から、住民に対しても、しっかりとした情報提供が急がれるというふうに思います。この 2 点において、ご答弁をお願いいたします。

**都市創造部長** 精密機能検査の結果を踏まえての、まず議員の皆様へのご説明につきましては、改めまして、また議長とも相談をさせていただきたく考えております。

あと、改修計画等策定の後、広く住民の皆様へというお話でございしますが、今現在、まだ具体的な改修計画等策定できておりません。今後、どのような形で取り組んでいくのか、財政的な部分も関係してまいりますので、まずは庁内で一定改修計画を立てるべ



く、準備のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 清掃工場の工事請負契約議案に関しまして、議案調査ということで施設の見学をさせていただきました。ありがとうございました。具体的に見せていただくと、非常に、図面だけでというか、この説明文だけ読んでいるよりは、少しでも理解できたのかなというふうには思っております。

それで、先ほど資料請求した分で補修計画、人1というのがあります。外村さんの2と一緒にですか。見積書です、ごめんなさい、人1の内訳書……、それから人1の計画書と、人2という資料をもとに質問いたしますね。

まず、保守点検をされた人2というものの補修計画概要、点検の金額が書かれていて、この金額と、それから実際の内訳金額に差があるというふうに、先ほど外村議員も質疑の中で、これは紹介されたというふうに思いますけど、この契約は入札ではなくて随意契約という形で、町とエスエヌ環境テクノロジーが契約をしている。これはもう3年ぐらい、随意契約だと思うんですけどね。随意契約にするにあたっては、やはり業者の提案された金額に沿って、町が、ああそうですかと言うのではなくって、かなりシビアな精査がされていると思うんですけど、この金額の差は、そのシビアな精査がされた結果ですか、ということを確認させてください。

それと、先ほど精密機能検査報告書の中で152ページに、戸田議員のほうも指摘されたところですけれども、焼却処理能力、25年も建設から経っている施設ですから、どういった能力かということを見たいと、第三者機関に見ていただいて、点検していただいて、この報告書が出ています。焼却処理の機能がどういった状況かというところに、先ほども1号炉の塩化水素が計画条件をわずかに超えているというのがありましたね。ちょっと、その要因というようなことについてご答弁があったんですけど、よくわからなかったということと、そうであれば、計画条件を超えているという、つまり公害防止の基準は満足しているけれども、やはり対応は考えないといけないと思いますけど、それに対してどういう対応を取られたのか。今回の工事のどの部分が、工事によって、この塩化水素の値が計画条件どおりになる、もしくは計画条件を下回るというふうになるのか、ということをお尋ねいたします。

それと、現場を見せていただいて、粗大ごみ処理施設のほうなんですけど、労働環境のことでお尋ねしたいと思います。現場での作業、たまたま、その日は少し涼しい日でしたのでね、作業はしやすかったのかなと思いますけど、今年の夏みたいにほんとに高温の日が続く中で現場の作業をしておられます。工場自体がオープンな形になっていますので、ほんとに外気の暑さと中の温度ということで、労働環境としては非常に厳しい状況の中で働いておられるなど思ったんですけどね。扇風機が1台だったような気がするんですけども、何か対応を考える必要があるんじゃないでしょうか。オープンにな

っているから、空調施設を入れるというのは難しいのか、扇風機をもう2台ぐらい増やすとかいうことはできないのかというふうに私は思いましたが、その点、どうでしょうか。

以上です。

**都市創造部次長** まず、今回の契約にあたってシビアに精査した結果かどうかという点のご質問でございます。

まず、人の2についての資料内容につきましてでございますが、これにつきましては保守点検、プラントメーカーのほうで保守点検をした結果、28年度に補修をするのであれば、こういった項目、それから概算の金額というものが上がってきたものが、この人2の資料になっております。当然、この段階ではメーカーのほうの希望金額というか、やるのであれば、これぐらいの金額ということで上がってきておるものでございます。

人1のほうになりますと、これは今回の契約の内訳になっております。当然、この金額についてはコンサル等もチェックしておりますし、そういった中で適切に金額をシビアに見させていただいて、今回、契約をさせていただきたいと思っておりますので、適切な金額であるというふうに考えております。

それからHCL、塩化水素の数値が計画条件をわずかに超えている点の部分のご質問でございます。

今回の工事、どのような形で対応されているのかという部分でございますが、当然、燃焼管理がきちんとできていなければ、HCLというのは上がってまいりますので、そういった意味では耐火材の補修工事であったりとか、それから今回あげてさせていただいているものすべてが、最終的には焼却炉の性能保証という部分になってまいりますので、今回のものが、一定すべてが、この焼却の安定という分では寄与するものであるというふうに考えております。

それから、粗大の作業環境につきましては、当然、ご覧いただいたように粗大の部分での作業というのは上が鉄板になっているような状況で、中はかなり暑い状態になっておりますが、扇風機が1台しかなかったというお話でございますが、その際には1台しかなかったかも知れませんが、常時、数台は置いたりさせていただいております。作業の内容等によっては、その扇風機がちょっと邪魔になったりとかいう部分もございますので、それは適宜、作業にあわせて作業環境を整えておられるというふうに聞いておりますので、今後も委託業者とは、そういった作業環境等についてもきちんと話をしたうえで、効率よく働いていただけるような形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 最後の質問からですけどね、労働安全衛生というか職場環境のことなんですけどね。扇風機は数台あるということで、わかりました。ああいった粗大ごみの施設の中で、そうしましたら、当然、労働環境の基準というものがあるかと思うんですけど、例

えば室内温度が何度になればどういった設備をつけるとか、そういったことは、きちんと守られているのかどうか、確認されていますか。

それから、塩化水素の値について、改善策としては今回のすべての工事によって燃焼管理ができる、つまり処理能力なり性能が良くなれば、結果的には塩化水素濃度も下がるということかなというふうに理解しました。これは理解しました。

それから、先ほどの保守点検した金額と、実際の請負金額については、コンサルがチェックして、実質の金額が出されたものということで、これがたぶん随意契約の段階で業者のほうと、今回のエスエヌ環境テクノロジーと町とが、客観的に言えば、シビアに交渉された結果なのかなというふうに確認は取れたところです。

精密機能検査の報告書で、この精密機能検査を請け負ったところが、会社は報告書の最後に記載されておりますけれども、地域環境システム研究所ですね。この株式会社地域環境システム研究所というのは、島本町の昨年度の、いわゆるこの保守点検などをチェックするコンサル業者と同一というふうに思っているんですけど、そうですか、ということを確認します。

**都市創造部次長** 作業環境の、具体的な項目での作業状況の把握という部分につきましては、今現在、私のほうでは承知をいたしておりませんが、当然、作業をやる中で、作業員同士、常に気をつけあいながらさせていただいておりますので、そのあたり、今後、そういった基準的なものが需要かどうかという部分につきましては、再度、委託業者等も含めて話を今後させていただきたいと思えます。

それから、今回の精密機能検査を受託されたところと、それから保守点検の設計監理をしているところが同じところかというのは、同じところが請け負ったものでございます。

以上でございます。

**平野議員** 精密機能検査自体はね、私も以前から、第三者機関によって点検すべきであるということは申し上げておりましたので、たぶん、この業者委託の予算のときにも、そのようなことはお伝えしていると思えます。

でも、結果的には、この業者は島本町の設計監理の業者である、同一であるということからすれば、ほんとに第三者機関になるのかなというのを、ちょっと思っているわけです。このプラントについて、よく周知しておられるということについては理解できますけど、ほんとに第三者機関になったのかというふうな少し疑問もあるのですが、その点、どうでしょうか。客観的な立場でチェックしていただいた、というふうに考えたらいいということでしょうか。

それから、現場に行くとはよくわかるんですけども、長年、働いている方がおられましたよね。私は2001年から議員をして、すぐにたぶん清掃工場の問題がいろいろありましたので、現場を見せていただいておりますから、そのときに働いておられた、電気

計装とかで働いていた職員さんが、今も長年勤めていただいているということになって  
いると思うんですけど。会社は替わったりもしていますし、当時、電気計装などは再委  
託ですかね、再委託という形で働いておられたと思いますけど、その委託の状況はどう  
なっているんですか。今、働いておられる焼却施設のほうの運転業務委託、それから焼却  
施設の運転業務の委託業者というのは、島本町との契約関係は直接的な契約なのか、そ  
れとも再委託の契約なのかということを、現場に行って確認しておいたほうがいいなと  
思いましたので、質問します。

**伊集院議長** 契約の締結でございますので、どうか、上げすぎますと議案の焦点がぶれま  
すので、よろしく願いいたします。

**平野議員** そうですね、もう3回目ですので。

**都市創造部次長** まず、今回の精密機能検査の取りまとめた業者と、それから工事の設計  
監理のほうを行った業者が同じということで、客観的なものなのか、という点ござい  
ます。

いずれも、この業者につきましては入札で業者を選定させていただいております、  
入札の結果、たまたま同じ業者が請け負ったということになっております。当然、この  
精密機能検査につきましては、町のほうから、どこが請けても客観的な資料となるよう  
な形で取りまとめをお願いしておりますので、たまたま業者が同じではありますが、  
報告内容については、どなたが見ていただいても客観的な立場でご確認いただけるもの  
になっているものと認識いたしております。

それから、清掃工場のほうの運転管理の部分でございます。

清掃工場が建った当時から、電気計装といまして、焼却部分の運転管理については  
プラントメーカーに対して随意契約という形で、ずっとさせていただいております。途  
中で事業譲渡、ユニチカのほうからエスエヌ環境テクノロジーのほうにされまして、その  
際にも事業譲渡ですので、人員等、すべての事業が今現在のエスエヌ環境テクノロジー  
に移されており、当然、その業務、電気計装についても同じようにそちらに移っており  
ますので、今現在も同じくエスエヌ環境テクノロジーと随意契約という形で、清掃工場  
のほうの運転管理を業務委託させていただいております。

以上でございます。

**伊集院議長** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第 60 号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成いたします。

9,936 万円、エスエヌ環境テクノロジー株式会社と契約を交わされるということで、詳細な工事内容、また図面をつけていただきまして、提案していただいております。

現場を見せていただきまして、工事の箇所、補修箇所などについては確認できたところですが、また、今日の審議の内容も踏まえまして、この工事によって性能保証が保たれるということ、また 25 年経っておりますけれども、この施設のさらなる維持管理といえますか、少しでも長く維持管理していただき、住民の皆さんの衛生環境などに寄与していただけるということを期待しまして、賛成といたします。

**伊集院議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 60 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第 60 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 10、第 61 号議案 工事請負契約の締結について（町立第四学童保育棟新築工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**教育こども部長（登壇）** それでは、第 61 号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本契約は、町立第四学童保育棟新築工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の契約同意をお願いするものでございます。

契約にあたりましては予定価格が 1 億円未満の工事でありますことから、工事種別・建築一式の C 等級で特定建設業登録業者の中から、指名競争入札により請負業者を決定いたしました。指名競争入札の執行にあたりましては、平成 28 年 7 月 11 日に 9 社に対して指名通知を行いました。うち関係書類を取りに来なかった業者が 2 社、入札辞退届のあった業者が 3 社、これら 5 社を除きまして、平成 28 年 8 月 2 日に 4 社による指名競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案資料の 1 ページをお開きください。

入札調書のとおり、株式会社橋本工務店が最低落札金額での応札がありましたことか

ら、株式会社橋本工務店を落札候補者とし、議案資料2ページのとおり、平成28年8月8日に、契約金額6,728万4千円で仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決日から平成29年2月28日まででございます。

なお、株式会社橋本工務店は、高槻市上本町に事務所を置き、資本金2,500万円、従業員数16人の会社で、学校施設や幼稚園、介護施設、共同住宅など、幅広い分野での建築工事の経験がございます。本町では、平成元年度の第一小学校校舎増築と、平成5年度に町内事業者とのJVにより町立第一幼稚園建築に携わった経験がございます。

それでは工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明を申し上げます。3ページの議案参考資料1をご覧ください。

中ほどの斜線部分が、今回、学童保育室を新設する箇所を示した第四小学校の配置図でございます。

次に、4ページの議案参考資料2をご覧ください。

上段が平面図、中断が立面図、下段が断面図となっており、建物は2階建てで、1階と2階にそれぞれ94.3㎡の教室と、11.8㎡のトイレを設置いたします。その結果、最大114人の児童を受け入れることが可能な施設となります。

次に、5ページの議案参考資料3をご覧ください。

工事の工程表でございます。今回、契約同意をいただきましたら、9月初旬から準備作業に入り、旧浄化槽等の撤去作業の後、本格的に工事を進め、平成29年2月末には竣工し、その後、引っ越し作業等が整い次第、使用を開始する予定でございます。

期間中は、児童の安全を第一に、学校と十分な連携を図り、工事を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、第61号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

**佐藤議員** 子ども達の安全に万全の体制、というふうにお聞きいたしましたが、その点について、お訊きをいたします。

資料で仕様書をいただきまして、その中にも作業中、⑥ですね、「工事作業中は児童の安全を第一に考慮し作業を進める」と。⑧で「工事作業中は、児童が安易に作業エリアに入らないように柵等を設け、構内に安全に努める」、⑨で「工事車両は校内徐行とし児童の安全を確保するため車両搬入を7:30~8:30まで禁止する」、⑩で「下校時刻は学年クラスにより違うので車両運行等に十分注意する」と。十分、こういうふう仕様に仕様書にも書いていただいております。

けれど、図面を見ますと、工事車両と、それから児童の通行の動線、これが正門のところまで全く一緒になっております。ガードマンを配置するというふうになっております

けれども、このガードマンは1日いらっしゃるのでしょうか。それとも、時間的なものがあるのでしょうか。その点、お訊きしたいと思います。

**教育こども部長** 安全対策については、どの工事もそうなのですが、特に学校につきましては子ども達がいるので、細心の注意を払って、これまでも進めてきております。

その中で、第四小学校については、今度、学童保育棟を新設する箇所にいろんな機材等を運ぶにあたりまして、正門しかないわけです。そういったことから、児童との動線が重なる部分がございますが、その点については、本日、契約同意をいただきましたら、株式会社橋本工務店のほうと、安全対策については再度詳細を詰めまして、事故が起こらないように対策を講じていきたいと考えております。

それと、ガードマンにつきましては、その時期、時期によって集中した形で、物の搬入とか、そういうのがございますので、それによって対応はしていくんですが、基本的には1日配置をしていただくということで考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 今の聞いてますと、搬入のときには特に気をつけるけれども、取りあえず1日いらっしゃる。1日いらっしゃる、という理解でよろしいんですね。

**教育こども部長** 私が申しましたのは、工事期間中、すべての日数いらっしゃるということではなくて、そういった事案といいますか、搬入が集中する時期でありましたり、危険な時期については、1日中貼り付いた形でガードマンを配置するというところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** わかりました。取りあえず、工事車両がたくさん搬入なんかで通るときには1日いらっしゃる。それ以外のときにはいらっしゃるんだという理解になるわけですね。そういうことでしたら、くれぐれも安全には注意をいただくように、工事の事業者の方ともよろしく、くれぐれもお願いをいたします。

**伊集院議長** 他に質疑ございませんか。

**川嶋議員** 今、佐藤議員のほうからも、安全面についてのご質問がございましたけれども、1点だけ、すみません、確認させていただきます。

本当に第四小学校の高浜幹線は、ただでさえ、あそこは交通量が多い場所であります。そういう意味では搬入時間とか、そういう点については考慮はされているということで先ほどもおっしゃってございましたけれども、この期間を考えますと、やはり様々な時間帯があるかと思っておりますので、車の誘導とか、そういうところの面のガードマンさんの役割というのは、すごく大切になってくるんじゃないかなと思っております。

第四小学校においては、入り口は1ヵ所しか大きな車両が入るところもないかと思うんですけれども、そういう点についてのしっかりとした指導、配慮、その点についてはちゃんとされているのかお聞かせ願いたいのと、それと、もう一つは道路沿いの住民の

方々、やはり工事車両とかがこの期間、頻繁に入るのではないかと思うんですけども、その交通安全対策、もちろんそうなんですけれども、近隣の皆様への説明、工事に対する説明というのはされているのか。その点について、お聞かせください。

**教育こども部長** 安全対策につきましては、先ほどご答弁させていただきましたし、仕様書の中にも書かせていただいているとおりです。先ほど、ご提案の説明の中でも申し上げましたように、この株式会社橋本工務店につきましては、本町の中でも、すでに第一小学校の増築工事であったり、第一幼稚園の建設時に携わったという経験がございますので、そういった折りにも、子ども達への安全対策というのは特に問題なく実施していただいたという経歴もございます。

島本町に限らず、他市でも学校に携わる工事もされていて、経験的には豊富だというふうに思っていますので、その点について、正式契約をしまして、これから詳細の打ち合わせをしていきますので、十分、子ども達への安全対策というのは、そこで詳細を詰めていきたいなと思っております。

あと、周辺の住民の方への周知ということです。この学童保育室を建築するにあたって、事前には自治会、あと水利組合、そういったところの代表者の方にはお声かけをさせていただいて、進めていくということは周知をしております。今後、これが正式契約ということになりましたら、保護者はもちろんなんですけども、また自治会長さんともご相談をさせていただいて、工事のスケジュールであったり、工事内容がわかる書類を個々に配布するなど、それは適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** よくわかりました。もちろん、高浜幹線沿いというのは、ほんとに道路沿いに住宅がございますので、その点においてはしっかりと周知をしていただけたらと思いますので、その点については、よろしく願いいたします。

あとは、ほんとに子ども達への安全への配慮、周知をされたうえで認識はされるかとは思いますが、やはり万全に万全を期す工事で終えていただきたいと思っておりますし、その点については十分に協議をしていただいて、特に登下校時間帯とかは、ほんとにしつかりと、その点において十分協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**伊集院議長** 他に質疑ございませんか。

**河野議員** この第四学童保育棟新築工事については、実施設計など予算化の際に、建物そのものに対する保護者及び学童保育室指導員の皆さんの要望がどのようなものであったかということは、以前、資料でもいただいておりますし、この議場でも相当議論をさせていただいたということですが、今回、図面をいただいて——そのときもですけども——、当初、議論していた、私のほうも質疑をいたしました。トイレ・シャワーの問題ですね。あと障がい者用のトイレ、車いすなど、あるいは歩行困難なお子さんのため



の、そういったトイレの整備についても、一定保護者のほうからも要望があったということをもとに質疑をさせていただきましたが、今回、平面図を拝見したときに、図面で見ると、一般の男子・女子のトイレ、2階建てですので、両方備え付けてはいらっしゃるということですが、そういうことも含めて議会では議論して、一定、その後、こういった図面をもとに、全議員に対するその後の取り扱い経過というのは説明をいただいております。

ただ、この間、第四小学校では耐震化工事もありましたけれども、実は保護者対象とか、あるいは長期休業中に関わる工事については、学童保育室保護者会も影響するわけですから、その対象の説明会ということがやられてこなかったんですね、やられてこなかったと思います。耐震化工事ときはされておられません。保護者のほうも、あんまりこの頃、積極的に要望されてないような、個人的にお聞きすると、そういうことも感じるんですが、やはり、これだけの工事が続くということと、今回は長期休業に及ぶ工事ではない、学校が開いている間に大半の工事を行うということになりますので、様々な不安な点、それはやはり子どもを預けている保護者、指導員さんに対しては、説明は必要であると。

個別で聞き取ると、この間のような、例えばトイレであれば、個人の意見が箇条書きで出てくるわけです。そういったことをストレートに受けるのかということ、一定、それは集団で議論したりして、最低限これだけは求めようという優先順位が出てくるものなんですけど、今、そういうことが一切されてないのでね。行われた工事や、これから行われる工事に対して、素朴な疑問も含めて出す場所が、ほとんどと言っていいほどなくなっている。そういうところに私は、何らかの事故や、そういった工期についての状況がわかってないがための、見通しが持てないゆえの不満や不安が出てくるものと思います。ですし、これは学校が開かれている最中の工事でありますので、PTA及び放課後においては学童保育室の保護者会には、やっぱり工事説明会はすべきである。

まして、これは建築工事、新築棟工事ですので、一定、開発指導要綱の適用範囲でないのかどうか、改めてお訊きしますが、いかがですか。

**教育子ども部長** 様々な今回の工事に関しての要望というのは、指導員会議などでも要望は吸い上げてますし、保護者会でも、代表者の方とお話をする機会等もある中で、情報提供もしておりますし、ご意見もいただいております。議員ご指摘のように、直接、窓口に来られてお話を聞いたということもございますので、全体的なことはやってはおりませんが、一定、ご意見というのは聞いているというふうに理解をしております。

今回の工事につきましては新築工事ということで、当然、開発行為には当たりますので、開発指導要綱に則った形での対応というのが必要になってこようかと思っております。ただ、今回、特に学校を運営しながら工事を進めていくということではございますけども、鉄筋コンクリートのように基礎からどんどん積み上げていくという、そういう工事では

なくて重量鉄骨、ちょっとプレハブのいいような形のものをイメージしていただいたらいいと思うんですが、一定、工場等で造られたものを運んで来て、それを組み立てていくというような工事になるかと思っておりますので、そういった意味では音の面とか、そういった面についても、鉄筋コンクリートで建築をしていく工事とは若干異なるということでご理解をいただきたいと思っておりますし、広さも、先ほど申し上げましたように2階建てでして、一般の家からすれば大きくはなりますけれども、それほど大きな建物にはならないという状況ですので、これからのスケジュールも含めて関係者、保護者の方も含めてですけれども、スケジュールや工事内容については書面でもって対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**河野議員** 今、書面でもってとおっしゃったので、私が求める最良の方法は、1回でも、せめて役員さん来ていただいてとか、学童保育の指導員さんですね、PTAの役員さん、説明をして、その場で質疑を受けて、持ち帰ることは持ち帰るとか、答えられることは答えるということですね。やっぱり双方向の場所が一度ぐらいはというふうに思っておりますし、最近、ちょっと教育子ども部のほうは、いまだかつてない建設関係、耐震化工事の相当な業務を持っておられるので、そういう説明会を開くとなると、さらに業務量が膨大なものになるということは、議員のみんなも察するに余りあるということなんですが、ただ、ここ経緯をもって言うと、学童保育のときでも、体育館の大規模修繕のときにも、きちっと夜間に丁寧な説明会をしていただいて、やはり教育子ども部が想像していることと、また違う不安を保護者は抱いていたり、そこに一言説明があるだけでずいぶんと安心されるし、むしろ、それによって行政に対する信頼関係が深まるということも、私自身は保育所の、学童の保護者会のときにも経験してまして。そういうことを、今、文書や書面でということと端折っていくと、いろいろなトラブルが起こる可能性があるのではないかということですね。

先ほどおっしゃったように、トイレの問題、様々なシャワーの問題は、窓口で個人の方がおっしゃったような、そういった個人の意見を聞いていることで終わらせているということでは、やはり、これだけの耐震化や建築工事が続きますので、ほんとに保護者や関係者も、非常に安全には配慮されて、緊張を強いられているという意味で言えば、そういった説明会を開いて、その場で疑問は解消して帰るというような努力が必要ではないかと思っております。たぶん、この間、教育子ども部になって以降、あまりそういうことをされてこられなかったのが、イメージができないんじゃないかと思うんですが、一昔前というか、ついこの間までは、それが当たり前でやっていたという時代を私は知っていますので、ずいぶんとその点は、ちょっと業務を省力化し過ぎていないかと思っております。その点はいかがですか。

これは教育長、やはりお答えいただきたいと思っております。近年、そういうことが一切行

われてこなかったということになりますけど、ずいぶん前はそれが当たり前ですし、こういった1ヵ所の入り口しかない、周辺住民にも大きな影響を与える。立地条件上、そういう四小でありますので、細心の注意を払って、また入念に説明に力を入れるということは当然ではありますし、開発指導要綱上、島本町の行政がやはり模範を示すべきであると。説明会をしなければ、いかにも、その受注業者がそれを拒んでいるかのように誤解される懸念もあります。その点について、いかがでしょうか。答弁を求めます。それほど説明会というのは、困難なものなのでしょうか。

**岡本教育長** 説明会に関してのご質問ですけども、指導員につきましては、これまでも数を重ねております。それから、PTAの役員さん等につきましては一定話もし、いろんな思いについては学校長を通してお聞きしております。

それから、先ほど部長が申しあげましたように、一定、工事の概要・期間等についてはペーパーで周知をしていきたいと。様々なご意見はおありだろうと思っておりますけれども、それだけの部分につきましては、十分、ご質問、ご意見等は反映していけるし、窓口として別に拒んでいるわけじゃありませんので、工事等に関する子どもの安全も含めて、ご安心をいただけるものというふうに考えております。

過去のことににつきましては、私はそのいきさつについては存じておりませんが、一定、できる状況と、それから事務的な部分も含めまして、今言いましたような状態でお伝えをしていくことで、十分伝わるといふようなことも考えておりますので、私は今の時点では後者のほうで思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

**田中議員** その説明会のことについて、一言申し上げますけれども、実は若山台ではサントリーさんの研究所の解体撤去工事という大きな工事がございます。今年5月から来年の7月まで、1年2ヵ月にわたる大工事があります。それから、もう一つは特別養護老人ホーム「しまもとの郷」というのが、博乃会がやるんですけれども、この工事が今年9月から来年の2月まで工事がございます。

初めに申しましたサントリーさんの解体撤去工事については、若山台自治会連合会が音頭を取りまして、4月の23日の午後に2回、それから4月の24日の午前に1回。サントリーさんのほうからは、東京の総務部から部長さんと課長さんが来られました。それから、もちろん竹中組のトップの人たちも来ました……（「四小と関係あるのか」と呼ぶ者あり）……。それから、当然工事者の関連もありましたし……。

**伊集院議長** 新設工事でございますので、よろしく申し上げます。

**田中議員** 工事の説明会、我々は若山台全域1,350戸にわたってチラシを配りましてね、説明会があるということをご皆さんに広く申し上げました。当日、2日間にわたって85名の方が説明会に来られました。それから、博乃会の説明会については8月の終わりにやったんですけれども、やはり2回に分けてやりまして、53名の方がお見えになりました。

た。

説明会って、そんな難しいことじゃないんですよ。やれば、みんな安心するし、何も手間なことありません。施工業者にまかせて、それで、やってくれというふうにやれば、住民の方、皆さん、安心するんですよ……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。だからね、何もそんなに手間がかかるとか人手がかかるとか、やらないで、みんな呼びかけてやればいいじゃないですか。どうなんですか。もう一度、岡本教育長、見解を求めます。

**岡本教育長** 先ほども申し上げましたとおり、子ども達の安全には十分配慮もしますし、学校施設内で物を建築していくということで、保護者等の理解も図っていききたいというふうに思っていますので、ケース・バイ・ケースで考えていききたいと思っておりますので、ご理解願います。

**田中議員** そんな手抜きするなよ、と言いたいですよね……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。説明会をすることによって、教育子ども部の信頼が厚くなるんですよ。そう思いませんか。

**教育子ども部長** この開発というか建築にあたっては、これまでも自治会長なんかともお話をさせていただいています。先ほど申し上げましたように水利組合の組合長さんも含めて、指導員、それから学童保育の保護者の方ともお話をしている中で、説明会をせよという声もなかったという状況です。

今回の工事、先ほど申し上げましたように、そんなに大がかりな工事にはならないというふうに考えていますので、先ほど教育長が申し上げましたように、ケース・バイ・ケースで、当然、必要な説明会はあろうかと思っておりますので、それについては、今後ケース・バイ・ケースで適切に対応していきたいというふうに考えております。

**田中議員** いろいろ説明を小出しにやるのは結構だけでも、1回でやれば済むんですよ。そんな手間なことないんだから、考え方、改めていただいたらどうですかね。今後の問題も含めてです、これは。いかがですか。

**岡本教育長** お話は十分理解いたしますけども、今、申し上げましたとおりの形で進めていきたいというふうに思っております。もちろん、予期せぬ事態が起こってきた、起こりえるようなことを事前に把握しました場合には、必要な段階において、そういうふうな措置も要るかなというふうに考えております。

以上でございます……（「手抜きするなよ」と呼ぶ者あり）……。

**伊集院議長** 議員の皆様をお願いいたします。

第 61 号議案 町立第四学童保育棟新築工事の工事請負契約の締結でございます。採決が控えております。どうか焦点がぶれないように、ご質問、よろしくをお願いいたします。

他に質疑ございませんか。

**関 議員** ちょっと細かいことになるかも知れませんが、当町の監督員というのは、どなたが任命されるのでしょうか。あと、その当該監督員というのはどれぐらいの割合

で、工事現場に貼り付かれるんでしょうか。あと、安全訓練等に関する施工計画の作成等、当該監督員に業者のほうが提出するというふうになっておりますけども、提出された計画の検証などは、どのようにしてされていくんでしょうか。

**教育こども部長** 町の担当者としては、技術職員が子育て支援課にも配置されておりますので、その職員1名いますけども、担当させていただきます。実際の現場の管理につきましては、より専門的な知識も要りますので、委託という形で進めさせていただきます。その中で計画が立てられるわけですけども、そのチェックについては、当然、町の職員のほうでもチェックをさせていただいて、委託どおりに業務が進んでいるかという進行管理についても、町のほうで責任を持って対応していくという形で、今回の工事を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**戸田議員** 日2の資料を拝見させていただきました。16番に「下水道排水設備工事については、島本町下水道排水整備指定工事店とする」という記述がございます。しかしながら、外村さんの外3ですか、この見積書の中には、当然ながら、校舎の建設ということで水道のことは入っていない。この下水道工事については、どのような下水道工事が行われて、費用負担はどのようになっているのか。わかる範囲内でお答えいただきたいです。お手洗いがあります、洗面所もありますので、その点はどうなっているのか、確認をしておきたい。

もう1点は、先ほどちょっと他の議員がおっしゃいましたけれども、出入り口のことです。避難経路というような事態になった場合、1階、2階、特に2階ですね、どのような出口があるのか。外階段になっていますが、2階には廊下と思われるようなエリアもあったりして、全体的に出入り口の状況、窓も含めてどのようになっているか、ご説明いただきたいと思います。

**教育こども部長** 下水道の関係でございますが、第四小学校につきましては、2年前だったと思うんですが、下水道の接続がされております。ですから、その枡のところまで、今回建築した建物から――トイレがありますので――繋ぐということで、それはもう敷地内に枡がありますので、そこに接続するという形で完結する予定でございます。

それから、あと非常階段ということでございますが、今回、中には階段がございません。資料の4ページ、参考資料の2にありますように2階へ繋がる階段、これ一つが避難通路にもなるわけです。当然、非常時には2階であっても、窓からの救出というか、そういうことになってこようかと思っております。

以上でございます。

**伊集院議長** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 61 号議案 工事請負契約の締結について、第四学童保育棟新築工事請負契約の締結に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

各小学校の耐震化を最優先に施設整備の課題に向き合わせ、事業を進めていく中、現状の設備の中で保育室の拡充により、待機児童は出ずに平成 28 年度をスタートしてくださいました。なおかつ、既存並びに今後の大型集合住宅開発の影響を鑑み、第四学童保育室の新棟を新たに建てる工事請負契約です。子どもの視点に立った施策と、大変評価いたします。

4 年生以降の児童の受け入れも視野に入れた適切な計画であり、競争入札により株式会社橋本工務店さんと 6,728 万 4 千円で契約を結ばれます。また、この橋本工務店さんは本町の一小の増築工事や、第一幼稚園の建設の実績もありとのこと。一つの安心材料になるかと思っております。

学校工事敷地内での安全対策に万全を期して臨んでいただきたいこと、そして質疑にもありましたが、やはり保護者への説明会というのは、昨今、当然行われるべきだと思っておりますので、その考え方を改めていただき、説明会を開いていただくようお願いしておきます。

新棟設備により、指導員の労働環境が大幅に改善されます。これも大変評価しております。今後は、指導員確保という課題解決のためにも、現場で働く人たちの待遇改善も必須かと思っておりますので、この点、理解をお願いして、適切に対応していただきたいと思っております。また、前の議会をお願いしておりました静養室の問題も善処していただくということですので、引き続き検討していただき、必ず実現していただきたいと思っております。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党を代表いたしまして、第 61 号議案 工事請負契約の締結について、賛成の討論をいたします。

今回の第四学童保育室、これの新棟の工事、これについては第四小学校への児童の増加、また学童室への入室希望の増加、これを見込んでの、まず第 1 回目の学童保育室の新築、こういう工事だということで評価をいたします。学童室の工事については、今回、昨年度のような待機児童、これを生み出すこともなく、学童保育室に対する対応していただいたこと、このことを含めて感謝をいたしております。

ただ、今回の工事につきましては、先ほどから出ておりますように、この地域の住宅、

すぐ近くに狭い道路を挟んでの住宅がある、こういう状況。また、PTAの保護者の皆さん、学童の保護者の皆さん、それぞれの抱えておられる不安、不満、様々な要望、このことを双方向でぜひ聞いていただく、このことが必要だというふうに思います。ここで一人ひとりの要望を聞き取られる、様々、自治会長さんとお話をされた、そういう努力自体は認めますけれども、そういう努力だけではない、双方向でのやりとり、この中から出てくる意見とか要望とか、そういうものが、やりとりの中で様々な問題がまた整理をされていく。こういうこともありますので、そのやりとりこそが大事なことだというふうにも思いますので、ぜひ説明会の開催、このことをお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第61号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第61号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時09分～午後3時25分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、第62号議案 平成27年度島本町水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**上下水道部長**(登壇) それでは第62号議案 平成27年度島本町水道事業剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

議案の内容等につきましては、62の2ページの次に添付をしております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。議案資料をご覧ください。

提案理由でございますが、「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分を行うものでございます。

次に、議案の概要でございます。

まず、剰余金の処分でございますが、当年度未処分利益剰余金は1億3,489万3,156円で、利益剰余金処分額の内訳につきましては、資本金に5,978万7,541円を繰り入れ、減債積立金に4,000万円を積み立て、建設改良積立金に1,000万円を積み立てるもので、

利益剰余金処分額の合計は1億978万7,541円となりますことから、処分後残高となる翌年度繰越利益剰余金は2,510万5,615円となるものでございます。

参考資料といたしまして、次のページに平成27年度島本町水道事業会計決算書の抜粋を添付しておりますので、ご覧ください。

上の表は、平成27年度島本町水道事業剰余金計算書でございます。利益剰余金の、未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

今回の剰余金の処分につきましては、平成26年度の処分後残高でございます繰越利益剰余金2,399万985円に、平成27年度における当年度変動額1億1,090万2,171円を加えました平成27年度当年度未処分利益剰余金は、1億3,489万3,156円を処分するものでございます。

下の表は、平成27年度島本町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

当年度末残高——先ほどご説明申し上げました当年度未処分利益剰余金でございますが、1億3,489万3,156円、議会の議決による処分額は1億978万7,541円でございます。処分額の内訳でございますが、資本金に組み入れます5,978万7,541円につきましては、当期純利益に含まれております営業外収益である長期前受金戻入れ5,387万6,936円と、減債積立金から企業債元金償還に充てた591万605円を加えた合計額でございます。そして、減債積立金に4,000万円を、建設改良積立金に1,000万円を積み立てようとするものでございます。

処分後の残高でございますが、資本金は26億3,716万2,204円、繰越利益剰余金は2,510万5,615円でございます。

なお、処分後の減債積立金につきましては、当年度末残高1億2,054万3,011円に処分額4,000万円を加えた1億6,054万3,011円、処分後の建設改良積立金は、当年度末残高6億9,000万円に処分額1,000万円を加えた7億円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町水道事業剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)



伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 62 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第 62 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 12、第 63 号議案 島本町職員の退職管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第 63 号議案 島本町職員の退職管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員の退職管理の適正を確保するため「地方公務員法」の一部が改正され、退職管理に関する規定が新たに設けられたことに伴いまして、元職員による働きかけの規制及び再就職情報の届け出に関することについて規定し、本年 4 月 1 日に施行したものでございます。

今回の改正につきましては、第 3 条の任命権者への届け出について、管理職であった者は離職後 2 年間、再就職情報を届け出なければならないことを定めておりますが、本町の町立学校に勤務する府費負担教職員の退職管理につきましては、本町の教育委員会が行うものとの見解が示されたことから、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、本年 10 月 1 日でございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 63 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第 63 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 13、第 64 号議案 平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）から、第 67 号議案 平成 28 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を一括議題といたします。

なお、本案 4 件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**総務部長**（登壇） それでは、第 64 号議案 平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の、64 の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算の主なものでございますが、国庫補助金を活用した事業といたしまして、介護現場の負担軽減を図るための介護保険施設に対する介護ロボット導入支援事業や、民間保育園に対する保育対策総合支援事業についての予算措置を、また府補助金を活用した事業では、第二学童保育棟設計業務についての補正をさせていただくものでございます。

また、町単独事業では、保育所の待機児童対策として保育士確保のための臨時給付金の創設、人材派遣による保育士確保に対する補助金の創設、その他 B 型肝炎ワクチンの定期接種化への対応、国庫支出金及び府支出金の過年度分の精算、人事異動などを勘案した人件費などについて、補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 75 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 107 億 6,006 万 4 千円とするもので、款・項別の内容は、64 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第 2 条の、債務負担行為の追加につきましては、64 の 6 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」にお示ししておりますとおり、「空き瓶等の選別及び再資源化業務」を追加設定するものでございます。

債務負担行為につきましては、具体的には、町内で排出された空き瓶等を選別し再資源化を担う業務委託について、平成 29 年度の業者選定を入札により決定したいため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

64 の 9 ページからの「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金 720万6千円の増額につきましては、通知カード及び個人番号カード関連事務の委任等にかかる交付金上限見込み額が変更されたことに伴い、補正させていただくものでございます。

第2目 民生費国庫補助金のうち、介護ロボット導入支援事業補助金 138万9千円の増額につきましては、介護ロボットを導入する介護保険事業者に対する町補助金の財源として交付されるものでございます。次に、保育対策総合支援事業費補助金 165万円の増額につきましては、民間保育園における業務効率化推進事業として行う保育業務支援システムの導入及び事故防止等のためのビデオカメラ設置に対する町補助金の財源として、交付されるものでございます。

第15款 府支出金、第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金 194万4千円の増額につきましては、第二学童保育棟設計業務の財源として、地域福祉・子育て支援交付金が交付されるものでございます。

第18款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第2目 後期高齢者医療特別会計繰入金 3万円の増額及び第3目 介護保険事業特別会計繰入金 2,434万3千円の増額につきましては、それぞれ前年度の繰出金の精算でございます。

64の10ページでございます。第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金 199万9千円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整として増額させていただくものでございます。第4目 町営住宅管理基金繰入金 48万円の増額につきましては、前年度の共益費の収支が確定したことによる前年度の精算として、繰り入れるものでございます。

第19款 諸収入、第5項 雑入、第5目 過年度収入 1,079万6千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

第21款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 5,091万5千円の増額につきましては、前年度の実質収支が黒字でございましたので、繰り越したものでございます。

続きまして、64の11ページからの「歳出」でございます。人件費につきましては、最後にまとめてご説明申し上げます。

64の12ページの、上段のほうでございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 財政調整基金等積立金 2,600万円の増額についてでございます。これにつきましては、前年度の実質収支が黒字となったことから、「地方財政法」第7条第1項及び「島本町基金条例」第2条第2項に基づき財政調整基金に積み立てるものでございます。

第2項 徴税費、第1目 税務総務費、第23節 償還金、利子及び割引料 4,534万7千円の増額についてでございます。これにつきましては、平成27年度に中間申告をした法人について、確定申告の結果、法人町民税の還付及びそれに伴う還付加算金が発生し、予算に不足が生じるため、増額させていただくものでございます。

64の13ページの中段でございます。第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、第19節 負担金、補助及び交付金 720万6千円の増額につきましては、

地方公共団体情報システム機構に対する、通知カード及び個人番号カード関連事務の委任等にかかる交付金上限見込み額が変更されたことに伴い、補正させていただくものがございます。

第6項 監査委員費、第1目 監査委員費2万6千円の増額につきましては、9月1日に就任されました代表監査委員の費用弁償について、新たに予算措置をさせていただくものがございます。

64の14ページでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、第23節 償還金、利子及び割引料1,156万7千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。64の14ページから15ページにかけてでございます。第5目 国民健康保険費103万4千円の減額、第6目 後期高齢者医療費71万円の減額及び第7目 介護保険費のうち第28節 繰出金294万3千円の増額につきましては、各特別会計に対する人件費等にかかる繰出金でございます。第19節負担金、補助及び交付金138万9千円の増額につきましては、介護ロボットを導入する介護保険事業者に対し、国の補助金を活用し、町が補助を行うものがございます。

64の15ページの下段から16ページにかけてでございます。第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、第23節 償還金、利子及び割引料625万2千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。第2目 児童措置費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち、業務効率化推進事業補助金220万円の増額につきましては、国の補助金を活用し、民間保育園が実施する保育業務支援システムの導入及び事故防止等のためのビデオカメラ設置に対し、補助するものがございます。次に、保育士等の人材確保のための緊急的措置についてでございます。保育士雇用補助金900万円の増額につきましては、町内の民間保育園において、人材派遣を利用して保育士を雇用した場合に、それにかかる費用と、民間保育園が自ら保育士を雇用した場合に要する費用の差額相当分を補助するものがございます。また、新規採用保育士等臨時給付金50万円の増額につきましては、平成28年10月1日以降に民間保育園に新規採用された正職員の保育士を対象に、採用時・12ヵ月後・18ヵ月後・24ヵ月後に、それぞれ5万円の給付金を支給するものがございます。第4目 ひとり親家庭福祉費224万5千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

64の17ページでございます。第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費、第23節 償還金、利子及び割引料2,491万6千円の増額につきましても、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 予防費327万3千円の増額につきましては、平成28年10月1日からB型肝炎ワクチンが定期接種化されることに伴い、補正するものがございます。

64の19ページの中段でございます。第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商

工振興費 140 万 4 千円の増額についてでございます。これにつきましては、「離宮の水」のろ過滅菌設備の建屋が腐食し、整備が必要となったことから、離宮の水保存会が実施する整備に対し、補助を行うものでございます。

64 の 20 ページの中段でございます。第 7 款 土木費、第 2 項 道路橋りょう費、第 1 目 道路維持費 49 万 7 千円の増額につきましては、百山地区集合住宅建設に伴いまして、はしご車の進入路にあたる J R 沿いの町道百山 3 号線の拡幅が必要となることから、桜の高木について、その状況や移植の可否を確認するため、樹木医の診断を受けるものでございます。

64 の 22 ページの中段でございます。第 9 款 教育費、第 1 項 教育総務費、第 4 目 放課後子ども支援費 1,091 万 5 千円の増額についてでございます。百山地区戸建て住宅開発及び百山地区集合住宅建設に伴いまして、第二学童保育室の拡充が必要となってまいります。このことから、来年度におきまして学童保育棟を建設すべく、実施設計業務を予算措置させていただくものでございます。

最後に、64 の 24 ページの「給与費明細書」でございます。人件費について、ご説明申し上げます。

「一般職」につきましては、当初予算策定時からの人事異動や共済組合費算定方式の変更など、現計予算を精査した結果、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**健康福祉部長（登壇）** それでは、第 65 号議案 平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、国民健康保険料の確定、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の確定、平成 27 年度国庫負担金等の精算、人事異動などを勘案した人件費の補正でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 112 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 43 億 1,409 万 4 千円とするもので、款・項別の内容は、65 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

65 の 7 ページの「歳入」でございます。

第 1 款 国民健康保険料、第 1 項 国民健康保険料、第 1 目 一般被保険者国民健康保険料、第 2 目 退職被保険者等国民健康保険料の減額でございますが、本年 7 月 1 日の本算定に基づき、一般被保険者国民健康保険料につきましては 4,069 万円、退職被保険者等国民健康保険料につきましては 2,188 万 9 千円を、それぞれ減額するものでございます。

次に、第4款 療養給付費等交付金、第1項 療養給付費等交付金、第1目も同様の名称でございます、2,420万2千円の増額につきましては、平成27年度療養給付費等交付金が社会保険診療報酬支払基金からの交付金の確定に伴う増額及び平成28年度退職被保険者等国民健康保険料の減額に対応する額を、増額するものでございます。

次に、第5款 前期高齢者交付金、第1項 前期高齢者交付金、第1目 前期高齢者交付金10万4千円の増額につきましては、平成27年度の前期高齢者交付金が、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の確定に伴い増額するものでございます。

次に、第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金103万4千円の減額につきましては、本年4月の職員の異動等に伴う人件費を減額するものでございます。

次に、第11款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金1億4,043万1千円の増額につきましては、平成27年度決算におきます前年度からの繰越金でございます。

次に、65の9ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費159万2千円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、職員の異動等に伴う人件費を減額するものでございます。

次に、第1款 総務費、第2項 徴収費、第1目 徴収総務費55万8千円の増額につきましては、本年度から雇用しております徴収支援員にかかる通勤費及び徴収事務等にかかる費用弁償を増額するものでございます。

次に、第3款 後期高齢者支援金等、第1項 後期高齢者支援金等、第1目 後期高齢者支援金23万4千円の増額、第4款 前期高齢者納付金等、第1項 前期高齢者納付金等、第1目 前期高齢者納付金7万9千円の増額及び第6款 介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金の593万4千円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの拠出金確定に伴うものでございます。

次に、第10款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 財政調整基金積立金1億245万5千円の増額につきましては、国の予算編成通知に基づき、突発的な医療費の増加に備え積み立てるものでございます。

次に、第11款 諸支出金、第1項 償還金利子及び還付加算金、第1目 保険料還付金50万円の増額につきましては、資格喪失及び所得更正等による保険料還付金が当初見込みより多く発生したため、増額するものでございます。次に、第2目 償還金482万4千円の増額につきましては、前年度療養給付費等負担金の確定に伴い、超過交付分を返還するため増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第65号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 66 号議案 平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、出納整理期間中に収入されました保険料を繰り越し、人事異動などを勘案した人件費の補正でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,356 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 2,340 万 7 千円とするもので、款・項別の内容は、66 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

66 の 7 ページの「歳入」でございます。

第 3 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 1 目 事務費繰入金 71 万円の減額につきましては、本年 4 月の職員異動等に伴う人件費を減額するものでございます。

次に、第 5 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金 1,427 万 3 千円の増額につきましては、主に前年度保険料の繰り越し分でございます。

次に、66 の 8 ページの「歳出」でございます。

第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 71 万円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明申し上げましたとおり、本年 4 月の職員の異動等に伴う人件費を減額するものでございます。

次に、第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 項、第 1 目も同様の名称でございます。1,424 万 3 千円の増額につきましては、前年度保険料の繰り越し分を広域連合に納付するものでございます。

次に、第 3 款 諸支出金、第 2 項 繰出金、第 1 目 一般会計繰出金 3 万円の増額につきましては、前年度の事務費精算金を一般会計に返還するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 66 号議案 平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 67 号議案 平成 28 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、前年度決算確定に伴う精算分の増、人事異動などを勘案した人件費の補正でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 9,814 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 22 億 3,614 万円とするもので、款・項別の内容は、67 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

67 の 7 ページの「歳入」でございます。

第 3 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 1 目 介護給付費負担金 701 万円の増

額につきましては、前年度介護給付費負担金の精算確定に伴う追加交付分を増額するものでございます。次に、第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 地域支援事業交付金7万5千円の増額につきましては、職員手当等の変更に伴う包括的支援事業費の人件費増額分のうち、国負担分を増額するものでございます。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金428万8千円の増額及び第5款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 介護給付費負担金627万7千円の増額につきましては、前年度介護給付費交付金の精算確定に伴う追加交付分を増額するものでございます。

次に、第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 地域支援事業交付金3万8千円の増額及び第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第2目 地域支援事業繰入金3万8千円の増額につきましては、職員手当等の変更に伴う包括的支援事業の人件費増額分のうち、府及び町負担分を増額するものでございます。

次に、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第3目 職員給与費等繰入金290万5千円の増額につきましては、本年4月の職員の異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、第7款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 介護保険給付準備基金繰入金4万3千円の増額につきましては、職員手当等の変更に伴う包括的支援事業の人件費増額分のうち、第1号被保険者保険料負担分を増額するものでございます。

次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金7,746万6千円の増額につきましては、前年度の繰越金でございます。

次に、67の9ページ、「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費290万5千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきました本年4月の職員の異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、第2款 保険給付費、第1項 保険給付費、第7目 給付準備費6,786万円の増額につきましては、介護保険給付準備基金に積立を行うものでございます。

次に、第3款 地域支援事業費、第1項 包括的支援事業費、第1目 包括的支援事業費19万4千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきました職員手当等の変更に伴う包括的支援事業費の人件費を増額するものでございます。

次に、第4款 諸支出金、第1項 償還金利子及び還付加算金、第2目 償還金283万8千円の増額につきましては、前年度の償還金確定に伴う精算金となっております。

次に、第4款 諸支出金、第2項 繰出金、第1目 一般会計繰出金2,434万3千円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、簡単ではございますが、第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会



計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

（午後4時05分～午後4時15分まで休憩）

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案4件に対する質疑を行います。質疑、ございませんか。

**佐藤議員** まず最初に、一般会計補正予算のうちの児童措置費、この保育士雇用補助金について、このうちの人材派遣保育士10人というのは、どういう根拠から「10人」というのが出ているのか、ということをお訊きいたします。それと、資料をいただきましたけれども、この資料の中でも、高浜学園では、すでに派遣保育士を使っておられます。山崎保育園では派遣保育士を使っていないという。そうすると、すでに派遣保育士を使って、なお現在埋まっていない保育士不足、これが、この補助金で埋まるのか。その点も懸念をいたしますが、どのように見ておられるのでしょうか。また、派遣保育士がそこで働いていて、正規職員となることを望んだ場合、これが正規職員となる、そういう道が取れるかどうか。その点も、お訊きをいたします。

いただいた資料のうち、山崎保育園から、既存の保育士と新規保育士との不公平感の心配が出ておりました。指導・育成手当など作れないものかというふうな問い合わせがされておりました。900万円の派遣保育士に使う費用のうちの幾らかでも、この手当に回す、そういうことはできなかったのでしょうか。また、これら四つの保育士確保の策、この四つの策についてはどういう根拠、要綱とか規則とか、そういうもので運用されるのか。その点についても、お訊きをいたします。

ついでにお訊きをいたしますが、説明をいただきたいんですけれども、「指導・育成手当」というふうに山崎保育園のほう書かれておりました。その指導・育成手当というものの内容、これについてもお知らせをいただきたいと思います。

それから、次は国保の補正予算の点です。

国保会計のほうの補正で、徴収総務費の旅費というのが出ております。この旅費について、資料をいただきました。出張の内容については、調査や差し押さえということに主になるというふうに思いますが、間違いはないのでしょうか。また、差し押さえなされる場合、その差し押さえの主な内容、これは何になるのでしょうか。この点を、まず、お訊きをいたします

**教育こども部長** 幾つかご質問いただきましたが、まず、保育士の雇用補助金に関してでございます。

今回、10人ということで予算には計上させていただいてますが、他の臨時給付金のほうとあわせて、そちらのほうも10人ということで、20人ということにしております。これは現在、50人近くの待機がある中で、今後、年度末までにまだ0歳の子どもさ

んというのが、希望が当然出てまいりますので、そういったところ辺も含めて、何人の正規職員がいらっしゃったら待機児童が解消できるかということら辺で、最低でも20人は要るだろうということで、それぞれの事業で10人ずつ職員を確保するという目標のもとに、計上をさせていただいております。

あと、山崎保育園を訪問させていただいて、お話をしたときに、指導・育成手当というようなお話もございました。滋賀県のほうでやられている自治体もあるようです。新規に入ってこられた職員さんを育てていくために、その指導係として任命された方に対して手当をつけるというような内容でした。本町ではまだ、新たに新規採用の方がどれくらい確保できるか、目標は二つの事業で20人ということですが、まずはそこを確保したうえで、今後、そういったことも現場のほうからのお声もお聞きしていますので、検討はしていく必要はあると思っておりますけれども、現時点では、まずは新規の方をいかに確保するかということで、今回、提案をさせていただいております。

これら事業の運用にあたりましては、要綱を作成しまして、要綱で運用していきたいと思っております。と言いますのは、これを長期間続けるというつもりはございません。現時点で臨時対応ということで、緊急対応でございます。今後、国のほうからの人材確保策、賃金のアップ等についても考えておられますので、そういった内容の詳細が明らかになってまいりましたら、そのことも踏まえて、こういった事業をどこまで続けるのかという判断も、その時点ではまた必要になってこようかというふうに思っております。

私のほうからは、以上でございます。

**健康福祉部長** それでは、徴収総務費の旅費6万円の増額についてのお尋ねでございます。

本年度から徴収支援員を2人雇用いたしておりまして、業務としては、窓口での手厚い納付相談、そして徴収・督促、そして催告、納付相談、財産調査、差し押さえ等、業務を行っていただいておりますが、差し押さえに際しては、金融機関等へ出向く必要があることから、この分の旅費として計上させていただいておりますのは、この差し押さえを行うためにあげた旅費でございます。

また、何を差し押さえるのかということにつきましては、資産として認められる口座の差し押さえを行っております。

以上でございます。

**佐藤議員** すいません、先ほどお訊きした中で、一つ抜けておりました。派遣保育士がここで働いていて、正規職員となることを望むときに正規職員となれる道、そのことのお答えが抜けておりました。

それから、正規保育士、臨時保育士、人材派遣からの保育士と、様々な保育士が働く。こういう職場は、ほんとにその待遇の違いから、働く環境が非常に悪くなっていくものだというふうに考えられます。高浜学園が幾ら保育士不足に困っているとは言え、非常に保育現場の状態に危惧を抱くところであります。町として、高浜学園の今の状態、指揮監

督・指導、どういうふうにしていらっしゃるのか、できているのか、その点をお訊きしたいと思います。

また、今回10人の派遣保育士、こういう予定をしておられますが、高浜学園と山崎保育園、この両方について何人対何人ぐらいの割合で考えておられるのか。それがあれば、数字を教えてください。それと、山崎保育園と高浜学園の待機児のうちの入所希望の待機者、何人くらいいるのか、この点も教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの国保の特別会計のほうです。債権を差し押さえる、金融機関での口座の差し押さえだとおっしゃいました。この債権を差し押さえる場合は、どうしても給与や年金などもあると思うんです。この場合、生活費や事業継続に必要な費用、当然、そういうものなどに対する配慮、これはされているものだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

**教育子ども部長** 申しわけございませんでした、1点、答弁漏れがございました。

派遣の方が正職になれるか、ということです。これについては、法人のほうとのお話し合いになると思います。派遣業者からすれば引き抜きになってしまいますので、その辺、町のほうで何ともお答えできないと思います。働いておられる方が、派遣ではなくて、そこで就職して長期にわたり働きたいということであれば、そういったことも可能なのかなと思います。希望としては、そうなってくれたほうがいいなというふうに思いますけども、すべてがそうではないと思います。

それから、高浜学園への指導ということでございます。指導といいますか、常に情報交換というのはやっております。私も四半期に一度ぐらいは理事長さんにお会いをして、採用の現状とか、高浜学園の現状についてはお聞きをするようにしています。年に1回の指導監査というのは、高浜学園に限らず山崎保育園のほうにも担当課長などが行って監査もやっておりますので、今後できるだけ情報交換を密にして、できるだけ早く保育士が確保できるようにしていきたいと思っております。これは高浜学園だけじゃなくて、当然、山崎保育園に対しても情報は密にしていきたいというふうに考えております。

それから、派遣に関してですけれども、高浜学園と山崎保育園で何人ずつを考えているかということなんですが、現時点で何人ずつというのは決めておりません。どちらかと言えば、現状で言えば高浜学園のほうで職員が足りていない状況ですので、確保ができるのであれば、高浜学園のほうに流れるというふうに思っています。

資料請求にもありましたが、現在、5の方が人材派遣で高浜学園にはいらっしゃいますけども、これは今回の事業とは別というふうに考えてますので、新規に今後採用された方についての対応ということで思っておりますので、その辺についても、高浜学園のほうとはお話しさせていただきます。

次に、待機の数ですけれども、待機児童は町全体の中での待機児童ですが、その中でも

第1希望として出されておる数を申し上げますと、0歳児で言えば山崎保育園が7人・高浜学園が2人、それから1歳児であれば山崎保育園が5人・高浜学園が2人、それと2歳児は山崎保育園が5人・高浜学園が2人、それ以外は町立ということになります。

以上でございます。

**健康福祉部長** 生活費への配慮をご心配いただいておりますが、当然のことながら、「国税徴収法」等に基づく差押禁止財産等を考慮して算定のうえ、それを除いた金額についてのみ差し押さえを行っております。

以上でございます。

**佐藤議員** 国保の差し押さえの点に関しましては、理解をいたしました。

保育士ですが、今回の保育士の確保策、これについては国の保育士の確保策、これの実施が遅く、しかも、そのうえに不十分な中、町はほんとに各園と十分話し合っただけのものともお聞きいたしました。頑張っていたいただいとも思います。人材派遣保育士、これも万が一のときの策ということでは意味があるものと考えたいと思いますが、高浜学園の保育士の中での派遣保育士の占める率、この高さ、これを考えると、やはり高浜学園での保育の中身、こういうものに危惧を抱かざるを得ません。

島本の子ども達が、通っている保育所の違いで質の高い保育を受けられないなどということがないように、くれぐれも指導監督に怠りなくお願いをいたしたいというふうに思います。その点は、いかがでしょうか。

**教育こども部長** 派遣だから質が低い、というふうには思っておりません。当然、資格をお持ちの方でございますので、多様な働き方の方がおられるということでは、やはり不安定な部分もあるのかなとは思っておりますので、その点については、今後とも高浜学園と連携を密にして対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(午後4時30分 外村議員退席 同4時31分 外村議員出席)

**河野議員** 今、佐藤議員のほうから質疑がありましたので、重ねないようにしたいと思うんですが、今、派遣の保育士について、やはり、いよいよ島本町では、住民のほとんどがご存じだと思いますが、主に高浜学園が200人定員で建設し、安心子ども基金を投入したと。その中で110数人という中で、概ね6割にも満たないという充足率が3年目に至っているということで、この派遣保育士の90万のうち、急ぎ手当てをしなればいけないのは、たぶん高浜学園であろうということは、一般的にはすぐに推察できると思います。

ただ、今、佐藤議員が尋ねたところ、0～2歳までの間の第1希望、今のところ、一応第3希望まで保育所の入所は書かせるということになっていると思いますが、行きたくないところは書かないと思うんですけどね。ここを見ましても、高浜のほうはあと6人だけ、急いでおられる方が、ということですので、ちょっと心配するのは、山崎保育

園のほうにさらに派遣を、今は導入していないけれども、この子ども達を入れるために派遣を要請させて、担任を持つような人も派遣にする。この7人、5人、5人、合わせれば17人を、さらに入所するというのも加速するのではないかというふうに思いますが、明らかに今、山崎保育園は定員を超えておりますし、本来、社会的な責任を求められるのは高浜学園であるということは、もう町民の皆さんの知るところですし、そのところは「連携を密に」とおっしゃいましたが、なぜなのかというところは、引き続き高浜学園と議論を深めていただきたい。

前会の議会でも申し上げましたが、高浜学園の求人票、山崎保育園の求人票、そして島本町の保育士の新採の求人、すべて私、手元にいつも持ち歩くようにしております。保育士さん見つけたら、どこでもいいからじゃないですけどね、島本に来てくれと、一定はセールスをするのも役割かなと、このぐらいになると思ってましてね。高浜学園はやっぱり新採の給料はトップクラス、その中で最高額ですから、本来であればということですが、保育士養成学校の先生方に聞くと、保育士さんになりたいという人たちは、本来、お金の高い・低いで職場を選ぶものではない。やっぱり保育の質だということをおっしゃってますので、そのところが、その話と、今回の保育士が集まらない話がどう関連するかはわかりませんが、もう来年度に向けて、この派遣保育士は一定1年半ぐらいですね、時限措置と聞いていますので、その点、どのぐらいの期間を見込んでおられるのか。それと、一定50人近くになっている待機児童を解消したうえで来年度、新規年度を迎えるにあたって、高浜のほうではどのように職員養成、職員採用計画を持っておられるのか。その点について、もう少し詳しくお示しいただきたい。そのための、これは投資だと思います。

また、他市町村において、このような補助金、派遣保育士に支給する額の差額分を補てんするというのは、たぶん全国で初めてのことはないかと思いますが、その点についての調査について、お示してください。

あとは一般会計補正予算の——これも一般会計補正予算ですけれども——ほとんどが4月1日現在の職員の異動によるプラス・マイナス補正であるということは、先ほど何度もお説明いただいたところですが、総務管理費の部分ですね。そこで職員給がマイナス1,100万円、諸手当がマイナス297万8千円ということでは、大きな職員の増減があったというふうに思います。その点について、現状での職員配置についての説明を求めたいと思います。

また、これは4月1日の異動に関することですし、その後、7月にも3人の方の人事異動が急にファックスで送られてきましたし、その後の様々なこともありまして、10月1日付けの職員採用も島本町は行っておられました。しかし、残念ながらホームページで見える範囲では、消防職員については1名採用に至っておられますが、今、本当に必要、さらに急がれている土木の関係の技術職が1名、最低1名は採用したいところが、採用

はゼロという結果がホームページで載っておりました。その点については、都市計画なのか、土木なのか、教育なのかというところですが、その点についての人員的措置についてはどのように手当てをされるのか。4月1日現在の補正ではありますけれども、今後、下半期を見通してでの人員配置だと思われまますので、その点について、これはやはりちょっと町長のほうから、ご答弁をいただきたいと思います。

今、副町長も不在という中で、非常に過密、過酷なスケジュールを負っているというのが職員の現状ですし、土木職員の確保ができなかったということについて、緊急事態だというふうに思われます。その点については、どのように手当てをされるのか。あるいは、この補正予算の中にそれがもう含まれているのか、説明を求めます。

**教育こども部長** 高浜学園の求人票の件は、議員がおっしゃいましたように、他に比べると、正規職員で採用されたときの給料は高いという部分がございます。今、現に高槻市でも2園と分園と含めて3園、運営をされてます。そうしたら、そちらのほうで、同じ法人がやっていて定員を満たしていないのかといたらそうではなくて、運営はされているわけです。

それから言えば、質がどうのということと言われましたけども、当然、今の時点で60%近くしか入れてないということについては、いろいろあると思います。運営開始されて期間的なこともあると思いますし、あと、今、3歳・4歳・5歳児というのは待機がない状況です。順次、年齢が上がっていくごとに増えていくと。4歳・5歳児が今、希望がないから、そこにすべてを入れるということについては、後々、0歳・1歳・2歳に影響が及んでくるという部分もありますので、この点については数年かけて増えていくということは致し方ないかなと思います。ただ、それでもまだまだ受け入れは0歳・1歳・2歳でも可能ですので、その点については、職員を早期に採用して受け入れていく欲しいということは、常に申し上げているところです。

採用計画ということでございますが、理事長とお話ししている中では、非常に質の高い人材を求められているという印象を、私は受けております。だから、給料も高くしているということをお聞きしています。そういう高い目標も持っていただいておりますので、それはありがたいことだと思いますけども、ただ、誰でもいいということではございませんけども、今回、考えました保育士の確保策という、こういった事業も活用していただいて、正職員で採用していただくのが第一ですけども、まずは待機児童を減らす努力をしていただきたいということを、常にお願いをしています。

今回、提案しましたこの事業については、臨時的な対応ということでございます。今後の国の動向も見ながら対応していきたいと思っておりますが、当面、2年程度かなというふうに思っています。これが短くなるのか、早くなるのかというのは、今後の国の施策なりを見たらうで判断をしていく必要があると思っておりますので、これについては各年度で予算を計上させていただきますので、その都度、ご審議をいただきたいというふうに

思っております。

派遣に関してのこういう補助金については、私どももいろいろ調べましたけども、他の自治体でやられているところはございませんでした。ただ、派遣を活用してでも、何とか待機児童を減らしたいという思いから、今回、提案をさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

**総合政策部長** 人件費の一般会計補正予算についてのお尋ねでございますが、一般管理費の減額でございます。

まず、一つ大きいのは育児休業者3人による給料・手当・共済費の減額、4月から7月分までの確定分、これが非常に大きい部分がございます。それから、一般管理費で給与を措置しております職員1名が6月末日をもって退職をいたしておりますので、その者に対する給与・手当・共済費の減額。それが主なもので、今回、こういう大きな額になっているということでございます。

以上でございます。

**川口町長** 職員の採用計画については適宜見直しております、今年度になってからも、来年4月1日の職員の採用計画を見直しております。土木技師については、従前から募集はかけておるんですけど、なかなか、いい人が応募していただけない。今は土木技師に関しては需要のほうが供給に勝っているというふうな状況で、民間のほうで、やっぱり相当需要があるのではないかなと思っております。どなたでもいいというわけにはいきませんので、試験をさせていただいて、島本町の職員としてふさわしい方に奉職していただくというような考え方をしております。土木技師につきましては、今回、採用できませんでしたので、来年の4月1日には土木技師については2名程度、採用する予定にしております。

以上でございます。

**河野議員** まず、ちょっと前後しますけども、人員については、すみません、よくわかりました。1,100万の内訳についてはよくわかりましたし、現場のほうにもそういうこと、日常的にヒアリングをしてわかっていなければいけないところでもあるんですが、ただ、そういうことがあるということで、昨今、育児休業、そういうことが男女共同参画や子育て支援などを中心にして、それがスタンダードになっているということでは、若い平均年齢の職員が多いといわれている島本では、そういったことで休業される方も次々とあるというふうに思えば、なおさら職員養成、人員配置というのが計画的でなければいけないと。

昨日も一般質問で、超過勤務手当のことが議論になりましたけども、今後、その辺の職員配置とか、あるいは休暇の取り方についても、これは議論しなければいけないところですが、それは決算もありますので、この辺りでおいておきます。

あと、新規採用については10月1日、土木職技術職についてはかなわなかったということなので、あと半年余りは、このままで行かなければいけないということが確定したということになるんだと。来年の4月1日採用を待たなくてはならないという中で、職員の方々は仕事をされるということを鑑みながら質疑をしていきたいと思いますが、その点については、もう再質問はいたしません。

あと、保育士さんについては、これは2016年度の当初予算予算要望のときから、共産党の会派としても独自で、国の改善が待てないと、国の改善が当然であり前提ではあるけれども、待っていては待機児解消はできないということと及び保育士さんの配置基準を絶対に国基準に戻すということはしてはいけない。その2点から考えたときには、確保策をするしか方法がないということでは求めてきまして、今回、合計1,100万円というのは、非常に他市町村の独自保育士確保策という中では飛び抜けた財政投入だというふうには、ほんとに評価をするところです。

しかし、この派遣の要素を入れることによって、先ほど山崎保育園のほうからも懇談や要望ヒアリングの中で、指導・育成手当というのが出ていたと。これはこれで妥当な話だと思うんです。これから派遣の方が来られて、常勤ですし、概ね1年間という契約になるのでしょうか。その点も、ちょっと積算の内容を後でご答弁いただきたいんですが、ただ、今、やはり派遣で働きたいという方も若干、そういう気風もあるということは、保育現場にも増えてきているということは聞いております。濃厚な人間関係とか、そういうものがやっぱりしんどいので、派遣で様子を見ながら働きたいという方もおられて、派遣を一部導入しているというところも聞いておりますけども、そうは言っても、来られた方に、子どもさんの状況とか引き継ぎをするのは、今まで正規で頑張ってきた、あるいはもしかしたら臨時職員だけれども経験の長い方が、その派遣保育士に付いて引き継ぎをする。ペーパーで読んでるだけではできない仕事ですから、引き継ぎをするけれども、1年ぐらい経ったら必ず辞めていかれるということで、教える側の保育士さんのほうが疲弊する。派遣保育士さんへの引き継ぎ、指導に力が取られてしまって。しかし、フリーを置いているような余裕はないと。高浜のほうでも、それはもう十分推察できます。

担任を持ちながら、それを養成しなければいけないということがあるのであれば、そういう指導・育成手当というものの投入というの、バランスを取ってすべきではなかったかなというふうにも思います。その両輪があって、派遣の方と長年続けて頑張ってください——保育士は12年以上の経験が必要だと言われてはいますが、そういった方の指導・育成があってこそ、派遣保育士さんさんが通常の保育を何とかこなせるということになりますので、その点は早晩、やはり見直しをしなければいけないのではないかと。山崎保育園のおっしゃっている指導・育成手当ということも妥当性があるのではないかと。というふうに思いますが、この点については、もう検討された結果として出ているわけ



ですから、今、私たちはこのように求めますけれども、その点はいかがでしょうか。答弁を求めます。

あとは、そういう意味でちょっと心配をしますのは、派遣会社の実態というのは、あまり私は詳しくありませんが、いろんなところでヘッドハンティングがある中で、今、島本町で落ち着いて保育をされている方の引き抜きがないとも限らない。そういう意味では、島本町の公立保育所の臨時保育士さんなどのほうが相当な経験を持っておられますので、そういった方の手当てでも急がなければ、町全体としての保育士さんの待遇に非常なアンバランスを生じる。そんな中で退職者の増ということも心配されますので、その点はいかがでしょうか。それも早晩、提示をしなければ、町全体として派遣保育士に公金を投入するということについては、見通しを示さなければ、何となく現場のほうに不安が拡がるということになりかねません。その点について、答弁を求めます。

以上です。

**教育こども部長** 再度のご質問でございます。山崎保育園のほうからございました指導・育成手当、この点についてはお聞きはしたんですけれども、やはり保育所で新しい方が来られて、指導をしていくというのは当然のことなんですけど、これがはたして1人の人だけに手当を与えて指導ができるのかという、ちょっと不安もございます。やっぱり園全体で新しい方を育てていくということが必要ではないかなと思います。というのは、指定しますと、特定の人だけにこの手当が付くわけで、それ以外の人はないという、またそういう不満も出てくるというようなことから、この点については見送ったということでございます。

派遣については1年契約ということではございますけども、臨時職員であっても、そういった契約になってしまいます。決して、この1年契約というのが好ましいと思いません、保育所現場においては、長期に働いていただくということがいいというふうに思ってますけども、それを言うておられない、今、現状にあるということで、1人でも確保するためにどういう策があるのかということ考えた中で、他の自治体ではやっておられませんけども、こういったことが有効になってくるのではないかとということで、今回、提案をさせていただいています。

必ずしも派遣ということではなくて、直に雇用ができるのであれば、それはそれとして早期に雇用していただきたいというふうに思ってますし、もう一つの事業であります臨時給付金のほうで新規の方を採用していただくというほうが、この二つの事業を比べた場合には、そちらのほうがいいのではないかとというふうに思いますけども、働く方のニーズに応じた形で、こういった二つを今回、考えさせていただいたということでございます。

今回、派遣のほうで900万円の予算計上をしておりますが、積算としましては、1千円を限度とした補助金で、7.5時間、今年度の年度末まで120日・10人ということで900

万円の積算で、予算計上をさせていただいております。

私のほうからは、以上でございます。

**総合政策部長** 保育士、非常に不足しているということで深刻な問題になっておりますが、町の非正規・臨時的任用職員の保育士の皆さんの賃金につきましては、現在、近隣の状況を調査しているところでございまして、調査結果を踏まえまして、来年度予算に反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**伊集院議長** 質疑、よろしいでしょうか。3回目、よろしいですか。

お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月7日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月7日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時53分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

#### 一般質問

戸田議員 JR島本駅西、まちの将来像を描くのは誰？

～住民参画のまちづくりをめざして～

平井議員 住民を犯罪から守るために防犯カメラの有効活用を！！

第3号報告 平成27年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第4号報告 平成27年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

第5号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

第56号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第57号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第58号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第59号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第60号議案 工事請負契約の締結について

(平成28年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事)

第61号議案 工事請負契約の締結について

(町立第四学童保育棟新築工事)

第62号議案 平成27年度島本町水道事業剰余金の処分について

第63号議案 島本町職員の退職管理に関する条例の一部改正について

第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第2号)

第65号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第66号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年

島本町議会9月定例会議会議録

第 3 号

平成28年 9月 7日(水)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 3 号)

年 月 日 平成 2 8 年 9 月 7 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	教 育 長	岡 本 克 己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴 山 則 文	健 康 福 祉 長	岡 本 泰 三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀
会 計 管 理 者	永 田 暢	総 合 政 策 部 次 長	吉 川 展 彦	都 市 創 造 部 次 長	佐 藤 成 一
教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	総 合 政 策 部 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課 長	馬 場 田 耕 平	総 務 部 税 務 課 長	森 泰 昭

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

### 議事日程第3号

平成28年9月7日(水)午前10時開議

- 日程第1 第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第2号)  
第65号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)  
第66号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)  
第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第2 第68号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第3 第69号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算  
第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算  
第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
第4号認定 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳  
入歳出決算  
第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
第8号認定 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算  
第9号認定 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算  
第10号認定 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算  
第11号認定 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算  
第12号認定 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算  
第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**伊集院議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第2号)から、第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題とし、昨日の議事を継続いたします。

それでは、昨日に引き続き、質疑を続行いたします。

他に質疑ございませんか。

**平野議員** 一般会計補正予算について、お尋ねします。

児童措置費補助金、保育所待機児童対策にかかる保育士等の人材確保策ということで、新規採用保育士等臨時給付金、保育士雇用補助事業の補助金等が創設されるということで予算計上されたところですか。これについて、お尋ねいたします。

特に臨時給付金のことですけれど、新規採用された職員に20万円を限度として、本年度と来年度と各10人、支給するということでしたね。質問ですが、今回は民間保育園のみを対象とされたということですが、小規模保育事業については、この臨時給付金の対象とされない。その理由は、どういうことでしょうか。

それから、政府におかれましては月6千円アップするということをおっしゃってまして、実質、そのような処遇改善が行われたのかどうか。その辺の確認は、私はできておりませんが、その点は、どういう状況なのかということをお聞かせいただきたいということです。

それから、日4の民間保育園2園のヒアリングで、潜在保育士の不安解消のため、町立保育所は体験保育施設として登録されているということを書かれておりました。これについては実績があるのかどうかということをお聞かせいただきたい。

それから、もう一つの保育士雇用補助事業ですね。保育士の人材確保のため、人材派遣事業を通じて確保した際の費用の一部負担を運営事業者に補助するということです。保育士は、やはり運営事業者が、園が直接雇用するというのが私は望ましいと思っております。昨日の答弁の中では、こういった補助事業については全国でもない制度であろうということですね。派遣保育士を使わざるを得ない状況があるということは、わからなくもないというか、そういう保育士不足の状況があります。しかし、ここで島本町が、こういった補助事業をあえて創設して、派遣保育士でもいいですよということを何かアピールするような内容にならないのかと、ちょっと心配しております。やはり園運営のためには、派遣という制度ではなくて、直接雇用が私は望ましいと思っておりますので、その点については、はっきりと見解をお聞きしておきたいと思っております。

それから、根本的に高浜学園に関しましては、昨年からは正規保育士が集まらないというこ

とで、町内の公立2園・民間1園に関しては努力して、町の保育士配置基準を遵守されている。しかしながら、高浜学園に関しましてはその措置ができていない。そればかりか、保育士不足で子どもを受け入れられないという状況があるということですね。これは、こういった保育士確保策の町独自の策を取るということも、ほんとに私も求めてきましたし、大事なことだというふうに思いますけど、それ以前の問題としてね、高浜学園の運営法人としての努力が、やはり不足していると思っております。この辺はどのように考えておられますか、もっと厳しい指導が必要ではないですか。

それから、保健衛生費、B型肝炎予防接種委託料について、お尋ねします。

資料も求めているところです。「B型肝炎の委託料に関わって予防接種の有効性のわかるもの」ということで提供していただきました。「保護者の方に知っていただきたいこと」ということで、定期接種が始まることとか、B型肝炎とはどういうものかということが書かれておりますが、一番心配しているのは、このB型肝炎ワクチンを接種したことによって、いわゆる副作用、副反応がどの程度起こるのかということ。少しだけ表記はしてありますけどね、もっと詳細にお訊きしたいということなんですけれど、このB型肝炎ワクチンによって死亡事例はあったということ把握されていますでしょうか。

それから、通知カード・個人番号カード関連交付金720万6千円について、お尋ねします。

人5という資料を提供していただいております。これまでの個人番号カードの申請数及び交付数（8月1日現在）ということで、申請数2,886件、交付数2,329件ということですけどね。その差は557枚なんですけれど、これは8月1日ですから、一月でまた変わっているかも知れませんが、この557枚は申請された住民の方の手元に届いてないということですが、この要因はどのような理由ですか、ということをお答えいただきたいと思っております。

それからもう1点は、このマイナンバーカードに関わっては、紛失・誤廃棄事案が起こっていて、6月会議に行政報告がありました。その後、私どもも詳細な報告があるのかなど、執行部自らあるのかなどと思って待っておりました。何度かお尋ねした際には、いや、詳しい調査がまだできていないのでということで報告に至ってないんだというようなことを、何度か理由をお聞きしているんですけど、結果的には、この9月議会までもないし、あえて、この補正予算に関わって資料請求をしたので、はじめて提供されたというようなことになっております。これは事務事業のミスでもありますし、不祥事でもありますので、執行部が自ら、議会にも、市民にも、やはりホームページ等で公表し、お詫びするということではないのでしょうか。

それと、この一連の資料を見せていただきまして、私は、やはり特定個人情報の取り扱いの基本方針の安全管理措置に違反しているのではないかとこのように思っておりますけど、その判断はなかったのでしょうか。

よろしく申し上げます。

**教育こども部長** 保育士の確保策についてのご質問でございます。



小規模保育事業所を対象としない理由ということでございますが、町内に1ヵ所、府営住宅を活用してということで事業者の選定を行いました、その中では、人材の確保はできるという、そういう見込みが立っておりますので、現時点では必要ないだろうということで対象には加えておりません。

あと、国のほうの状況でございますが、正式に何か通知が来ているということではありません。我々も報道等で情報を得ている中では、保育士の仕事については、同等の仕事に比べて11万円報酬が安いとか、国のほうは4万円引き上げるとか月額6千円だとか、そういったことを検討されているようですけども、まだ正式には来ておりませんので、報道で出ているような情報しかございません。

それから、人材派遣を利用することへの心配ということでございます。昨日もご答弁させていただいたんですが、私自身も、この人材派遣が望ましいとは思っておりません。やっぱり1年契約で更新していくという部分については、保育所には望ましいことはないというふうに認識をしておりますけども、現状から見まして、やはり1人でも待機児童を減らしていくということで、臨時的な対応ということで、今回、全国的にも事例がないようなことではございますけども、保育士を確保したいということで提案させていただいているものでございます。

それから、高浜学園が国基準で今、運営をしている、努力不足ではないかというご指摘でございます。保育所全体、高浜学園に限らず保育士不足ということが言われております。保育所を運営する団体が合同で、保育就職フェアというようなのも開催をされております。そういうところにも積極的に参加をされ、求人をされているという実態がございます。今年度も2回、そのようなフェアが開催されたということでございます。これによって何人採用されるのか、何人の求人が来ているのかということら辺までは、まだ確認はできておりませんが、一定の努力をさせていただいているというふうに理解しています。それと、理事長ともお話をする中で、近隣、大阪府内だけではなくて四国にまで行って求人をしているというようなこともお聞きしておりますので、一定、法人においても努力はされている、というふうに思っております。

ただ、保育士が増えていないという実態はございますので、この点については引き続き法人のほうに働きかけていきたいと思っておりますし、状況についても確認して、今回の新たな制度も含めて、保育士確保に一層努力していただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます……。失礼しました。もう1点、ございました。潜在保育士のご質問でした。

なかなか潜在保育士については、辞められてから期間が開いてたりということで、復帰されて、人間関係が心配であるというようなことを山崎保育園に行ったときにお聞きをいたしました。確かに、その辺で不安を持っておられる方も当然おられると思っておりますが、ただ、こ

ういう人材不足の中で潜在保育士の方の活躍の場というのは非常に必要ではないかなというふうに思っていますので、その辺、過去に働いておられた方とか、そういった方の人間関係も見ながら、各法人では、潜在保育士の掘り起こしについても努力をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** それではまず、B型肝炎の副反応において死亡事例があったということを知っているかということでございますが、平成28年2月12日の第17回副反応検討部会において、平成27年1月1日から10月31日分の報告として、死亡事例が報告されているのは承知いたしております。

また、資料に基づいての個人番号カードの申請数と交付数の差の要因でございますが、これはJ-LISのほうに各個人から申請されます。その後、本町に送られてきていない、まだ到達してない分、また本人さんに、カードが到達した後、島本町に届いているので取りに来てくださいという通知を送っておりますが、まだ取りに来られてない分、合わせて、この557枚の差になっております。

以上でございます。

**総合政策部長** マイナンバーに関わるお尋ねでございますが、まず、住民の皆さんへの公表ということでございますが、昨日もご答弁させていただいておりますように、今回のこの事案について人事担当部局での事情聴取がまだ実施できておりませんので、その実施を終えまして、公表については検討させていただきたいと考えております。

それから、安全管理措置についてということでございますが、本町では「島本町特定個人情報等の取り扱いに関する指針」というものを定めております。この中で、特定個人情報の安全管理措置を定めておるわけですが、そこで特定個人情報にかかる事故等が発生した場合の取り扱いを示しております。今回の事案につきましては、この指針の取り扱いどおり対応しているということが確認できておりますので、事故発生にかかる対応としては、特段の問題はなかったというふうに認識いたしております。

以上でございます。

**平野議員** まず、保育士の確保策のことです。

小規模保育事業を対象にされなかった理由は、理解できました。しかし、保育を利用する側としては、子どもさんの保育というのは、特定保育施設であれ小規模保育施設であれ一緒ですから、同じような条件で対象に私はすべきだと思いますし、今後、そういった人材確保ができない場合は、小規模保育も対象にしていただきたいということで、これは要望としておきます。

それから、政府のいわゆる保育士の処遇改善策なんですけれども、具体化、まだされていないということで、やはり早急に、これだけ大きな問題になっていきますので、早急に政府のほうにも、島本町としては要望をしていくということも必要ではないかと思っておりますし、当然、民

間保育園の何か連携と言いますか、連合する大阪府の民間保育園の団体があると思うんですけども、そういったところでも積極的にそのことは、例えば公定価格の引き上げとかね——国庫負担を引き上げた形でということですけど、公定価格の引き上げなども共同で要望していかれるということが必要なのではないのでしょうか。してほしい、ということです。ぜひとも、お願いしたいと思いますけど、いかがですか。

それから、現在、働いている職員さんのやはり処遇改善がなかったら、離職を防ぐ手立てというのはないと思うんですね。非常に責任の重たい仕事であるということで、やっぱり離職される人も多いということもお聞きしておりますので、そういう意味では、現在、働いている方への処遇改善費として補助金を出すということも、町の独自の補助金を出すということも、一つの方法ではなかったのかと思いますけど、その点はどうでしょうか。

それからね、体験保育施設のことですけど、町立保育所は体験保育施設として登録されているというふうに書かれていたと思うんですけどね。その実績はありましたか、というふうにお尋ねしたかと思います。町立保育所ではあったのですか、ということをお訊きしております。その点のご答弁がなかったようなので、再度、お願いします。

それから、派遣事業、派遣保育士が望ましいとは思っていないということについては、その認識でおられるということとはほんとに重要なことだと思っております。保育をするということは、別に子どもを単に預かるわけではないので、子どもの育ちとか発達を豊かにするものであるということを考えますとね、直接雇用している保育士と、派遣会社から派遣して、派遣先のところで働いているということは、その保育士さんそのものが能力を持っておられたりすることとは別の、私は問題が起こるのではないかと思っているんですね。

職員さんはチームワークで保育計画を作ったり、いろいろな共同の保育をしたりするわけですから、そういうときに、やっぱり派遣会社の人は時間できちんと帰らなくちゃいけませんでしょ。そこに残って残業とかはできないわけですから——ほんとは残業しちゃいけませんけどね——そういったことはできないわけですから、通常、正規の保育士さんというのはどうしても持ち帰り業務があると思うんですね。実際は時間内にすべきですけど、保育時間内になかなか仕事ができないので、そういったことができないとなると、いろんなところで支障は出てくると思っているんです。やはり派遣の方の労働条件としても、例えば、お盆のとき子どもが少なかったりした場合は、ちょっと早退してくださいとか言われることもあるそうで、そうしたら、時間給は減るということもありますし。

だから、そういう意味ではね、派遣の方を積極的に使うような施策はどうだろうかという、やはり思いがあります。この点については、もっと違った事業の形ができなかったのかと、ほんとに思っているところです。そういう派遣の保育士さんを配置することの支障というのについては、十分検討されてきたのでしょうか。聞いておられますか、実態として。お聞かせください。

B型肝炎予防接種についてです。今、ご紹介された死亡事故のことについて、私も厚生労働

省の第17回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン）分科会の副反応検討部会の資料も見せてもらいましたし、その後の5月23日の分もホームページから見っていますが、ここの死亡事故に関しては、いわゆる、ほかの4種混合ワクチンや肺炎球菌ワクチンなどの同時接種の症例というのものがあっています。ですから、やはり保護者にお伝えするときには、ほかのワクチンとの同時接種というのは、こういった死亡事例にも繋がるということに注意喚起していただきたいし、当然、お医者さんについても、そのことを保護者に伝えていくなり、お医者さんの認識も持っていただかないといけないと思いますけど、その点については、何か予防接種の案内をするときにも、そういった表記をしていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

それから、通知カード・個人番号カードに関連してですけれど、先日、8月30日の朝日新聞の記事で、マイナンバーカード・個人番号の発行がシステムトラブルで大きく遅れた問題で、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、29日にまでに原因となったサーバーを納入した富士通に損害賠償を求める方針を固めた。請求額は精査中で、上限は契約額の約69億円となるということなんです。ですから、損害賠償をしなければならなくなったようなシステムトラブルを起こすサーバーのシステムになっているということについてね、こういったことは島本町の500数件の発行の遅れ、町に届いてないということとどんな関係があるんですか。そういうことの影響はないのですか、ということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、マイナンバーカードの紛失・誤廃棄事件報告に関しましてですけれど、人事担当の実際の、今回の事案の住民課ですか、の職員の事情聴取がしていない。昨日も、他の議員がそのことを指摘されましたけれども、もうすでに5月からですね、3ヵ月以上経っています。そういう中で、事情聴取をされないというんですか、されないのに詳しい、こういう報告書があがっているということですが、何か信憑性があるのかどうかというふうに思っています。もっと早く、このことはしなければならぬのではないかとこのように思っておりますけど、だからこそ、そのために公表が遅れた、ホームページでのこういった事案の報告、それからお詫びも含めて住民の皆さんへの信頼回復の、今後の再発防止等も書かなければ安心できませんから、これはマイナンバー制度その者に対する不信感になりますからね。私は早期に、そういうことはホームページで公表していただく必要があるというふうに思っております。人事担当の事情聴取を待たないでも、こういうことは公表できるのではないのでしょうか。議会にも行政報告をされて、こうやって資料提供されたんですから、この段階でもできるのではないのでしょうか。それについては、いかがですか。

それと、安全管理措置違反ではないというふうにおっしゃっておりますが、違反ではないかも知れませんが、やっぱり安全管理措置ができていなかったということについては、認めていただかないといけないのではないかなというふうに思っております。違反かどうかということの判断基準は、どこにあるんですか。違反ではないとする判断基準は、どこにあ

るのでしょうか。お聞かせください。

**教育こども部長** 保育士に関しましては、小規模保育事業所も対象にすべきとのことでございます。先ほど、ご答弁をさせていただいたように、今年度については確保ができる見込みと  
いうか、できるというふうに聞いていますので対象にしておりますが、昨日もご答弁申し  
上げましたように、この臨時措置については、毎年、予算を計上させていただいて、継続的  
な事業ということではなくて、毎年、予算を計上させていただいて、議会でも審議をいた  
だこうと思っておりますので、必要に応じて、必要であれば小規模保育事業所も今後対象にして  
いくということも、検討はしたいと考えております。

また、国の策に対しての要望ということですが、これまでも町村長会を通じて要望も行っ  
てきております。まだ正式には国から出ておりませんが、国としても、こういった状況  
については十分認識をされて、対応策を今、考えていただいているというふうに理解して  
おりますので、その内容を待っているという状況ではございますが、引き続き、民間の保育園も含  
めて国や大阪府に対する要望というのは考えていきたいというふうに思っております。

それから、現在の保育士の処遇改善の補助が必要ではないかということでございます。当  
然、新規の方だけではなくて改善が必要だというふうに思っております。これを町独自で  
できるかという、莫大な財源が必要になりますので、その点については国の策を待っている  
という状況でございます。今、町で何ができるのかということで、今回、提案させていただ  
いた対応策の実施をまずやっていこうということで、提案させていただいているものでござ  
います。

それから、保育士の体験できる施設ということでございます。町立保育園については、そ  
の施設の登録をしております。町のホームページのほうでも、そういう体験ができますよと  
いうようなことはPRをしておりますが、現在、体験をしたいという申し出はございません。  
民間園については、登録はされていないというふうに聞いております。

それから、派遣については、先ほど申し上げましたように望ましい形ではないというのは  
十分理解しておりますが、あくまで待機児童を減らすということでの苦肉の策で、臨時的な  
対応であるということをご理解いただきたいと思います。近隣自治体でも、派遣を使われて  
保育士を確保されているということも聞いております。具体的に言っているのかどうかわか  
りませんが、高槻市のほうでも、臨時保育室というのが設けられてますけども、そこには派  
遣の職員さんがいらっしゃるということもお聞きをしております。

以上でございます。

**健康福祉部長** それでは、B型肝炎の予防接種に関する再度のお尋ねでございますが、有効性  
や副反応について、十分、保護者の方々に伝えるべきであるということでございますが、当然、  
市町村長には「予防接種制度の概要、予防接種の有効性、安全性、副反応、その他接種に関  
する注意事項等について、十分周知を図ること」となっておりますことから、窓口等での説  
明については重要であると、十分認識をいたしております。

これまでも乳幼児の定期予防接種につきましては、出生後や転入時期等の窓口で予防接種手帳、また『予防接種と子どもの健康』というものを交付して、その際に予防接種の種類、受け方等とあわせて、ワクチンの有効性・副反応について概要を説明しております。また、出生後は父親、お父さんが来られることが多いですので、本町としては予防接種制度の詳細については、「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、直接、お母様のほうに伝えておりますことから、B型ワクチンについても、その副反応等、有効性についても、その際に伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**総合政策部長** マイナンバーカードについてのお尋ねでございます。

まず、今でも公表できるのではないかとということでございますが、人事担当として行います関係職員へのヒアリング、事情聴取につきましては、事案の発生に伴う指導等を行うための聴取であるということでございまして、その聴取も踏まえまして、住民の皆さんへの公表については、その後、検討をさせていただきたいということでございます。

それから、安全管理措置違反ではないか、ということでございますが、このような事案を起こしたことにつきましては、これはもう安全管理上、問題のある行為であると思っております。非常に、深くお詫びを申し上げる次第でございますが、安全管理措置のうちの、当町の指針でございます。事案発生後の取り扱いについてお示しをしております。今回、資料請求いただきました人6でも、その検証をその中で書かせていただいておりますが、事案発生後の取り扱いについては、指針上、特段の問題がなかったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**健康福祉部長** もう1点、ございました。地方公共団体情報システム機構が富士通に、今回のシステムのトラブルで損害賠償請求を起こしたという事案でございますが、8月28日に同機構が富士通に損害賠償請求を起こしたという事案については承知をいたしております。

それに伴って、本町にそのようなことがなかったのかというようなことでございますが、本町も、個人番号カードを取りに来られた際にシステムに入れなかった、取りに来られた際に暗証番号等を入力するんですが、その入力の際にシステムに入れなかったというのが、2月22日に10件、確認をしております。その後も1件、そのような暗証番号を設定しても更新中のまま、更新できず、画面が変わらなかったという事案が、確認はできております。

以上でございます。

**平野議員** 最後の健康福祉部長の答弁から、再質問いたします。

そうしますとね、J-LISのほうのシステムトラブルによって、島本町も影響があったというふうに私は認識していると思っております。J-LISと島本町の契約というか、どういうふうになっているんでしょうか。こういったトラブルが起きたとき、町は被害を被ったわけですから、ただ、そのことが大きな情報漏洩とかには繋がらなかったけれども、多

少の影響はあったわけですから、富士通に損害賠償請求するということはできないのですか。

それとまた別に、島本町のいろんな住基本体のシステムとか、すべてのシステムは、すべてとは言いませんけど、富士通のシステムが多く採用されているわけですけど、そういったことについては影響もないのか。富士通のシステムを使っているけど大丈夫か、ということですね。大丈夫かというふうに、これはマイナンバーとは違いますけれども、思ってしまうんですけど、その点はどうでしょうか。

それと、安全管理措置違反ではないけれども、安全管理ということについては十分対応ができてなかったということは認識しておられるようですね。国の特定個人情報保護委員会への報告というのは必要なかった、ということですけど、大阪府を通じて総務省住民制度課へ報告を行った、関係機関への報告。そのときには、特に特定個人情報保護委員会に報告してくださいということはおっしゃらなかったということなんですね。それは大阪府を通じてですから、直接、国からそういったことがあったかどうかはわかりませんが、必要性はなかったということですね。

それから、8月30日に開催された個人情報保護審議会に対して、このことについては報告されたのですか。重大なことだというふうに思いますけど、報告があったのかどうかということをお訊きいたします。

それと、再発防止の件に関してですけど、改めて、この特定個人情報の取り扱いに関する研修の機会を設ける必要があると思いますけど、ぜひ、行ってください。されますか、ということをお訊きします。

それと、B型肝炎のワクチンですけど、やはり保護者が判断できるようにね、定期接種になったからといって、必ず強制的にしなければならないものでありませんし、十分、保護者としては副反応と有効性を判断しながら、接種するかどうかというのは決めるわけですから、十分な情報提供が必要だというふうに思っております。今、「こんにちは赤ちゃん訪問」のときに、そのことをお伝えしますとおっしゃったので、それはそれでよろしいんですけども、何かパンフレットとか、もし、これから作るということであれば、同時接種の危険性のことは、やはりぜひとも入れていただきたいというふうに思います、明記していただきたいと思います。その点、どうでしょうか。

保育士の確保策のことです。

ぜひとも国に対しては強く要望を、改めてしていただきたい。もう予算要望は終わったんですかね、国に対するあらゆる予算要望は、大阪府の町村長会を通して終わったのかも知れませんが、終わりましたかね、また町長にお尋ねします。たぶん、そういった場には出ておられると思うんですけども、このことに関しましては、各自治体、たぶん多くのところが要望しておられると思うんですけど、どんな要望があったのかということも確認させていただきたいというふうに思っております。

それから、現在、働いている職員さんへの処遇改善、これは過去にはね、大阪府が民間給

与改善費という形で補助金を出しておりました。それがなくなったわけですが、同じように島本町としても処遇改善費ということで私は可能だと思います。莫大なお金がかかるとおっしゃいますけど、でも、こっちの派遣事業とか、そういうものにも900万も使うわけですから、その一部、それはわずかかも知れませんよ、ほんとにわずかなことかも知れませんが、やはり、そうやって島本町の姿勢を示すということは必要かと、例えば月に数千円の上乗せかも知れませんが、月に数千円というたら、例えば月に1千円、2千円かも知れませんが、そういったことだって、姿勢を示すというんですか、ことも必要ではないかと思っております。いかがですか。

それから、体験保育施設ですけれども、もうちょっとアピールが足りないかなと思っております。やっぱり今、新聞記事にも、例えば保育施設での事故のことを書かれてましたね。ちょっと目を離した隙に死亡事故が起きているとか、そういうのを読んだりしますと非常に不安ですよ。保育士資格持っている人にとっても、問われるわけですから、責任重い仕事ですし、精神的に、ほんとに重圧というのがかかると思うんですね。やっぱり働くことをためらうというのは、確かにそうだと思うんです。でも、それ以上に保育現場にいるということでの、そこから得られるものって、また大きいと思うんです、充足感というのは。ですから、やっぱり体験保育をしていただくというのはとても重要かと思っておりますので、町立でしていただくとともに、やはり民間の保育園でも登録していただいて、民間保育園でも体験保育ができるようにしていただくという働きかけをしていただきたいと思います。どうでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

**健康福祉部長** マイナンバーカードにかかる損害賠償請求にかかる問題でございますが、この件につきましては、J-LISが富士通に行った請求というのは、マイナンバー制度を運用する中継サーバーの設計・開発に支障があったということで請求されたというふうに認識しております。私どもとしては、一定、約10数件のシステムに入れず、その場でお渡しできなかったという問題はありましたが、その後、混乱なく本人さんには手渡しができるので、そのような請求というものは考えておりません。

また、その他のシステムについて何らかの影響はあったのかということについては、なかったものと認識しております。

また、B型肝炎の予防接種を、接種する際の同時接種の危険性について伝えるべきということでございますが、同時接種につきましては、医師が必要と認めた場合に行われるものでございまして、本町として、そのことについて意見を言う立場にはないのかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、有効性や副反応について、きっちりと説明をして、最終的には保護者の方が接種に同意したときに限り接種されることになっておりますので、かかりつけ医とよく相談のうえ、体調が良いときに接種していただけるよう伝えていきたいと考えております。

以上でございます。



**総合政策部長** マイナンバーに関してのお尋ねでございます。8月30日に開催をいたしました個人情報保護運営審議会におきましては、その会議の中で、委員の質疑応答の中で、この件についてご報告をさせていただいたところでございます。

それから、2点目の研修の実施でございますが、個人情報保護に関する職員研修については、必ず実施をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**教育子ども部長** 国や大阪府に対する要望としまして、保育士の確保という部分については、今年度に限らず要望しております。特に本町としては、昨年度、大阪府で地域限定保育士の試験が行われましたけども、1人も、その恩恵が島本町の保育所にはないという中で、先日も大阪府の子育て支援課長のところに行ってきたんですが、そういう現状が島本町にもあると。昨年度、地域限定保育士の試験も実施されておりますけども、そういった方がどこで働いておられるのかという点について疑問があるということでしたが、大阪府でも把握はできてないという回答でございました。

そういった意味で、大阪府は大阪府社会福祉協議会のほうでマッチング事業というのをやられていて、資格を持っていて、求人があるところとマッチングするという機能もあるので、そちらのほうにも、うちのほうから働きかけをしております、島本町は求人をしているということについてはアピールをしております。

それから、処遇改善、現在、働いておられる方への処遇改善、これについては当然のことながら、今回の保育士不足の対応策の中で考えはさせていただきました。ただ、先ほどご答弁申し上げましたように財源的な大きな課題がございます。その中で先進的にやられている自治体の取り組み等を参考にさせていただいて、今回、提案をさせていただいたということでございますので、決して、現在の働いておられる方の処遇改善の必要性がないというふうには思っておりませんので、その点については、今後、国から示される対応策も見たいうで、町としてできることがあるのかどうか、また検討をしていきたいと思っております。

それから、保育士の体験施設につきましては、先ほど申し上げましたようにホームページにも掲載はしておりますけども、アピール不足というご指摘がございました。私もいろんな方に潜在保育士のご紹介をお願いしておりますけども、なかなか、ハードな仕事に再度就きたいという方がいらっしゃらないというのが現状です。ただ、改めて体験をしていただいて、保育士として幾らかでも力を貸していただける方が出てきますように、その辺については、引き続きアピールというのはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**岡田議員** 私は昨日、今日と、議会の質問、質疑を聞いておりまして、ほんとに高浜学園のいろんな質といい、いろんな件に関して、各議員が意見をおっしゃっていらっしゃいます。私はね、そのことに関しまして、もう少し、いろんなことがあるかも知れないけれども、島本町を選んで来てくださっている、そういう施設ですのでね。やはり議員一人ひとりがバック

アップ、そのような思いで臨んであげることも必要じゃないかなというふうに感じておりますので、あまり批判的なことばかりを言うようなことは控えていただきたい、このように私は思って、もっともっと議員がバックアップしてあげるような、そういう気持ちも大切ではないかなというふうに思っておりますので、そのことを申し上げたいと思っております……（「質疑じゃない」他、私語多し）……。

教育子ども部が今回、保育所の待機児童対策を、ほんとに町で何ができるかということに関して一生懸命考えて出された、これは策ではないかと、このように思っております。今回、この9月議会に出されたということは、さぞかし悩んだ末、このような結果であると、私は大変評価いたしております。

その中で、8月26日の一般新聞なんですが、保育所の追加対策で、厚生労働省はもうすでに来年度から、保育士の給料を月額平均約6千円、そして経験を積んだ場合は4万円の引き上げということ、すでにもう打ち出されていらっしゃるんですよ。ですから、それがまだ各自治体に来てないかなというふうに思いますので、その辺は確認されたほうがいいかなというふうに私は感じております。

それとあわせてね、やはり保育士の対策といたしまして、今回、この政策の中に、保育士等の子どもの優先入所事業というのがありますが、国のほうでも、育児休業を取得されている保育士さんを事前に予約ができるというような、そういうものも来年度から打ち出すということも、はっきりとしておりますのでね。そうしますとね、これはどちらが優先、順位的にはどちらが優先に考えてよろしいでしょうかね。例えば、私の場合は2名の保育士さん、すでに島本町、育児休暇で辞めていらっしゃる。だけれども、子どもさんを待機児童で預けることができないからということで、高槻市のほうとか、ほかの仕事についていらっしゃるという保育士さんのお話等も聞いてますので、この優先入所事業と、国が打ち出す予約ですよ、保育士さんの。これとは、どちらを優先に島本町は考えていらっしゃるのかなというふうなことを1点、それをまず、お訊きしたいと思います。ほんとに悩んだ末、このような対策を出されたということは、私は大変評価をいたしております。

それともう一つ、質問ですが、債務負担行為の中で空き瓶の……、債務負担行為の追加設定ということで、空き瓶等の選別及び再資源化業務ということで、今回、285万2千円。この空き瓶というのは、島本町で清掃工場、前田環境さんが空き瓶を回収されてきたのを、町が随意契約で委託業者に出されているということですね。大阪リサイクル協同組合ですか、出されていると。だけど、ここが今回だめになって、新たに入札をされているわけですね、平成28年度はされているということなんですが、27年度の決算見ましても、200万程度なんです。今回、280万の入札で、落札ができていますけれども、今回、この285万2千円という金額、これは資料請求をしていただいたところには、1t当たり1万2千円ということなんですが、これは入札の価格が高くなっているというのは、瓶の量が増えたんですか。それとも、今回の新たに入札された業者が、前回、随意契約されていたところよりも価格が高

くなっているということなんですか。どちらと理解してよろしいでしょうか……（「入札してないですよ」と呼ぶ者あり）……。

**教育こども部長** 保育士の人材確保策につきまして、我々が苦肉の策の中で、今回、出させていたいただいたことに評価をいただいて、ほんとにありがたく思っております。国の対応につきましては、新聞報道等では、先ほど議員からご紹介がございましたような内容はございますけれども、正式に文書で何か通知が来ているかと言えば、現時点では来てない状況にあります。改めて確認をしたいというふうに思っております。

それからあと、今回、提案しております優先入所につきましては、今年度については、当然、これを優先的に実施して、1人でも保育士を確保するということを進めていきたいと思っております。来年度、事前予約という制度が正式に導入をされるということになれば、当然、並行した形にはなろうかと思えます。ただ、事前予約と言いましても、空きがなければ予約を受けても入れないという状況がありますので、それについては待機児童をなくす努力をしたうえで、事前予約ができる、この制度が円滑に運用できるように実施をしていきたいというふうに思っております。ですから、現時点でどちらが優先かということは、なかなか言いにくいんですが、待機児童が当然いなければ、この優先入所という、今回、ご提案させていただきました事業の必要性もなくなってくるので、それについては、当然、事前予約というのが優先になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 空き瓶等の選別及び再資源化業務にかかります債務負担についてのご質問でございます。

平成27年度までは、大阪リサイクル事業協同組合の組合員であります高槻リサイクルという業者でございますが、そこに随意契約ということで空き瓶の引き取り、お願いをしておったところでございます。その事業所が廃業ということになりましたことから、議員からもご紹介いただきましたとおり、平成28年度から近隣の業者による入札を実施させていただいているところでございます。

今回、入札をさせていただくにあたり、参考までに幾らで設定というようなベースを考えるにあたって、単価のほうを私どものほうで精査いたしましたところ、処分量が増加による金額の増ではなく、処理単価の増というようなことで、今回、約280万円の債務負担をお願いさせていただくことになったものでございます。その他の業者等、種々考える中でも、やはり輸送のコスト等も絡んできますので、本町で何とか空き瓶を処理していただける業者では、従前に比べれば高額な形にはなっておりますが、現在のところ、この金額が一番安い設定であるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。保育士さんの優先入所事業ですが、確かに保育士さんは欲しいわ、待機でその保育所に入れないわというのは、ほんとに希望どおりに保育士さんを雇用でき

るかどうかというの、まだはっきりしないかなというふうには思いますが、一つひとつやって努力をしていただいて、少しでも待機児童を解消していただける、そういう方向で、ぜひお願いしたいと思っております。

空き瓶の件なんです、今回、新たにそういうことで入札をされていますよね。今回は、何社来て、ここが入札・落札になったんでしょうかね。これは委託業者と毎年、今回を契機に新たに入札されているんですが、毎年、毎年、入札で持っていくというお考えなんです。それか随意契約でやるほうが安いというようなことであれば、随意契約のほうがいいかなとは思いますが、そういう考え方は、現在はなされているんでしょうか。

**都市創造部長** 再度のお尋ねでございます。まず、平成 28 年度、現在の業者選定でございますが、2 社、指名通知いたしましたところ、実は 1 社辞退がございましたことから、28 年度におきましては随意契約、残った 1 社と随意契約をさせていただいたところでございます。また平成 29 年度、今回、債務負担をお願いさせていただきます契約についてでございますが、現在のところ、私ども予定しておりますのは、また改めて入札を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 最後になりますが、毎年、入札ということ、今、部長のほうからお聞かせいただきましたが、毎年入札か、随意契約のほうが、どちらが安いのか。ちょっと、その辺聞かれて、もしも随意契約のほうが安ければね、随意契約、今までも随意契約でずっとされていたという経過がありますので、そこら辺は、ちょっと考えてもいいじゃないかなというふうには思うんですけども、最終的には、無色のガラスと茶色のガラスだけがここに残って、全部、その他のガラスは最終的には公益財団法人のほうに流れていくんですよね。そういうことを考えたら、真ん中に入っている、この業者というのは、毎年ですので、随意契約のほうが安ければ、そちらのほうがいいじゃないかなというふうには感じますが、お考えとしてどうなんでしょうか。

(「はっきり教えてください」と呼ぶ者あり)

**都市創造部長** 入札もしくは随意契約ということで、ご意見、頂戴いたしました。どのような形が町にとって一番いいのか、財務規則等とも照らし合わせながら、一定、検討してまいります。

以上でございます。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 58 分～午前 11 時 10 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

**関 議員** 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金について、関連して、お伺いいたします。マイナンバーカードの誤廃棄につきましては、先日も一般質問をさせていただきます。

した。答弁を聞く限り、役場全体的に、ほんとに事の重大性を認識されているのか、再発防止ができるのかと、少しまだ不安が残っておりますので、再度、お伺いいたします。

当該事案に関する報告書を読む限りは、「誤廃棄」ではなく「紛失」事案であると判断いたしますけれども、「誤廃棄」だと結論づけられました理由を、再度詳しく説明、お願いします。報告書では、保管している未交付のカードの枚数が減少して、保管箱を統合する際に、「不要となって廃棄する箱を十分に確認せず、中にカードが入っていることに気づかず、箱ごと誤廃棄した可能性が高いと考える」とのことですけれども、箱を統合した日時——ここで明らかにする必要はないですけれども——、職員は特定されているのでしょうか。誤廃棄とするのであれば、例えば、シュレッダーに誤って入れてしまった残骸があるなど確たるものがないければ、誤廃棄と結論づけることはできないのではないのでしょうか。

8月1日現在で、557枚のカードを役場で保有している状態です。再発防止策につきましては、複数人で確認する作業を追加する、カード専用の保管箱に保管する、カード保管管理をデータ化するなど、あげておられますけれども、個人データを扱う部署としては当たり前のことばかりなんですけれども、今までとどこが違うのでしょうか。本気で再発防止を思うなら、当該部署の職員なら誰でもカードを扱うことができるのではなく、制限する必要があると思いますし、住民の個人情報を取り扱う部署として、一度事故があったのですから、外部からの侵入がないことと、誰が金庫から取り出したかを担保するためにも、防犯カメラの設置など、ハード面としてもできる限りの対策を取るべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか……（「監視カメラやろ」と呼ぶ者あり）……。

**健康福祉部長** 個人番号カードの誤廃棄事案についての、お尋ねでございます。

先ほど来、数人の議員の皆様から、個人番号カード誤廃棄に関してご質問いただいております。今回、このような事案が発生いたしましたこと、まことに申しわけございませんでした。

まず、「誤廃棄」だと結論づけた根拠でございますが、5月26日5時頃、対象者の方がマイナンバーカードを受け取りに来庁されまして、職員がそのカードを交付しようと、マイナンバーカードを収納してある鍵付きロッカーの全カードを検索したんですが、カードが見当たらなかった。そのために、その方にはいったんお帰りいただいたところでございます。その後、住民課全職員、そして私、次長で、住民課フロア、そして書類棚、キャビネット、パソコン機器周辺、住民課のカウンター内にあるすべての場所をのけてみたんですが、発見には至らなかったということでございます。

その後、住民課職員6人、そして、このカードはJ-LISのほうから3月8日に本町に届いておりますので、前年度の担当課長、そして4月1日異動した担当職員も含めて、すべて私のほうで状況確認をいたしました。その中で確認したところ、やはり作業の中で、先ほど来出ております保管箱を統合する際に、何回か、カードが残っていて、入ってたということで保管箱を捨てるのを止まったということが確認できましたので、当然、このカードがなくなっ

たことについては、外部からの侵入ということは、住民課のカウンター内で起きておりますので、まず、あり得ない。そしてまた、そのほかに内部で起こっている可能性というのも考えましたが、内部でもし所持していたとしても、その職員にどのような利点があるのかと考えれば、そのようなことは、まずあり得ないのではないかとということ。そして、先ほど言いました、箱の統合の際に何度か入っていたこともあったということ踏まえますと、これは誤廃棄が、一番可能性が高いものとして、私のほうで判断をしたところでございます。

また、保管箱の統合の日時、職員の特定でございますが、これは日々、J-LIS のほうから大量に送られてくる日と、複数枚、ほんとに10枚にも満たない枚数で送られてくる日がありますが、すべて箱で送られてきますので、どんどん、箱が増えてまいります。送られてきた後、ご本人さんに対して、皆さんのカードが届きましたということで通知を送らせていただくんですが、そのときに、いつまでに取りに来てくださいということで期限を設けておりますので、期限ごとに、箱で管理をしておったんですが、取りに来られると前の枚数が減りますので、どんどん前に統合して詰めていくという作業を行っておりましたので、この箱の統合というのは日々行っておりましたので、どの時点で、この方のカードが統合されたときになくなったのかというのは、日時、また職員は、特定はできておりません。

また、誤廃棄であればシュレッダーなど欠片が残っているのを確認したのかということでございますが、これはまことに申しわけないんですが、先ほど来申し上げましたように、可能性の中で誤廃棄が一番可能性が高いという判断をさせていただいておりますので、シュレッダー等で欠片を確認したわけではございません。

また再発防止策、今までとは何が違うかということでございますが、カードが今まで当町に届きましたら、そのカードに対して受領したことを、いわゆる交付前設定というのを機械で行います。交付前設定を行った後、その保管庫に戻すときは、交付前設定を行った職員が、そのカードの内訳表とカードの枚数を確認して入れておるわけでございますが、その枚数確認を1人でやっていたことで、このようなこともあったということで、複数人で対応しておる。また、個人番号カードの専用の保管庫、当然、当初から鍵のかかるロッカーに入れておったんですが、そのロッカーというのは住民課しか扱わないロッカーですが、ほかの重要書類が上段の棚にはあって、中段の棚に個人番号カードが入っていて、また下段には書類が入っていたということで、個人番号カードしか保管してないような専用の保管庫ではなかったということから、今回の事案を受けて、新たに個人番号カードの専用の保管庫を購入して、その中で管理をしておるということでございます。

また、カード管理に際しては、カードが送られてきた際に、紙媒体で交付台帳がJ-LIS から送られてまいります。発行するごとに、それをアナログ的な方式で、赤ペンで定規で消しておったんですが、ただ、複数の住民の方々が来庁されたときに、やはり今回、紛失したのではないかと、誤廃棄したのではないかとという事案が発生したときには、カードをあと何枚残っているのか、そして何枚発行したのかというのを、この台帳で確認するときに、紙でしたの

で、1人ずつ指で確認するような形になりましたので、それでは管理として徹底できていないということで、その台帳には、例えば20人の台帳があれば、10人ごとにQRコードというのが設定をされておりまして、そのQRコードを読み込めばデータがパソコン内に落ちるというものでして。ただ、うちのほうにQRコードがなかったものですから、今回、総務・債権管理課のほうにお願いいたしまして、QRコード読み取り機を買っていただきまして、それ以降はQRコードでデータを読み込んで、カードを交付したか交付してないかも、すべて含めてパソコン内で管理しておるところでございます。

また、カード扱い者を制限すべきではないか、ということでございます。おっしゃったように、当然、カードを扱う職員は特定をしておいたほうが、何か問題が起こったときに、どういう事案で発生したか、誰が行ったことかというのは特定しやすいとは思いますが、今現在、住民課の職員、正職員が課長を含めて4人、そして再任用のフルタイムが1人、そして週3日の職員が1人ということで、やはり出張でありましたりとか休暇がありますと、2人、3人で対応しているときもございます。また、その個人番号カードを扱う者を決めていたときに、その者がすべて休暇等になった場合に対応ができないということもありますので、少ない人数で対応しておることからいくと、やはりカード取扱者を制限するというのは困難であろうというふうに考えております。

ただ、その保管庫の、新しく買いました専用の保管庫については、その保管庫を開け閉めする職員というのは、特定をして、今現在は管理をしております。

以上でございます。

**総務部長** 庁舎の防犯体制のことについてのお尋ねもあつたと思うんですが、まず、ハード的な部分では、庁舎の事務室のうち、鍵のかからない空間がございます。具体的には1階の健康福祉部と税務課がございますが、そこにはシャッターを設けております。また、各事務室には鍵のかかるロッカーを設置をしておるということでございます。それから、ソフトの部分では平日の夜間、それから土・日、祝日には、警備員が配置されておりまして、巡視も行っております。また、毎日、警備日誌を総務・債権管理課に持ってくるという形になっておりまして、その日誌も総務・債権管理課のほうで確認をさせていただいております。

今回のカードの紛失の発見から、これまでの間、その日誌等を見ますと、庁舎に不審者がいたという事実はございません。

庁舎の内部に防犯カメラを設置するかという部分でございますが、現時点では、そういうことは考えておりません。

以上でございます。

**関 議員** 担当部署から、それぞれ答弁いただきましたけども、正直、かなりずさんな管理をされていたんだなというふうな印象を持ちます。ですが、できる限りの改善策を取られるということですので、それを信じたいというふうに思います。しかし、今の答弁では、やはり誤廃棄ではなく紛失事案であるというふうに考えます。

報道提供しなかった理由とされまして、誤廃棄を理由にあげられておりますけれども、これも何を根拠にして誤廃棄として判断されたんでしょうか。事案を起こした担当部署からの報告だけを真に受けて判断したのであれば、かなり問題があるというふうに思いますし、検証もせずに、安易に、都合の良いように解釈して、報道提供の必要がないと判断されたのではないんでしょうか。

総合政策部では、検証すると言いながら3ヵ月が経過して、未だに検証しない。その理由が、忙しいからだというふうにおっしゃいます。3ヵ月間、そんなに忙しかったのであれば、今後も忙しくて事情聴取できないのではないんでしょうか。そもそも、する必要はないと考えておられるのではないんでしょうか。

担当部署だけでなく、役場として、しっかりとした検証・再発防止が取れないのであれば、それができるまで個人番号カードの交付を止めるぐらいの覚悟が要ると思いますが、いかがでしょうか。

**総合政策部長** まず、報道提供しなかった理由ということでございますけれども、本町では「ネガティブ事象における報道提供マニュアル」というものを設けております。報道提供するものとして、その中で具体的に定めておるわけですが、掲げるものとして、今回、1件のカードが紛失と言いますか、誤廃棄したということになっておるんですけれども、その場合、報道提供する基準として「特に秘匿性の高いもの」というものを誤廃棄、あるいは紛失等をした場合については、報道提供するということにいたしております。

この「特に秘匿性の高いもの」とは何なのかということでございますけれども、これは「改正個人情報保護法」に追加されている定義でございますけれども、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等々、そういった「不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するもの」が、誤廃棄あるいは紛失した場合については、1点であっても報道提供するということにいたしております。

マイナンバーカードについては、秘匿性の高い個人情報であるということは十分認識いたしておりますが、先ほど申し上げましたような「特に」という部分については該当しないということでもございますので、今回、報道提供しなかったということでございます。

それから事情聴取について、昨日も厳しいご指摘をいただきまして、まだできていないことについて、お詫びを申し上げます。すぐに実施できるように、担当間で、現在、日程調整をさせていただいているということもございますので、ご理解いただきたいと思います。人事担当部局が実施する事情聴取につきましては、この事案について、関係職員に対して指導等を行う判断基準と言いますか、そういったことで聞き取りを行っていく、このことで実施するものでございます。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。この資料の中で、「マイナンバーカードの誤廃棄にかかる報道提供について」という文書の中で、最後、「2番. 紛失した場合」で「廃棄処分してしまってい



るので」というふうに結論づけておられますけども、関係者の聞き取り調査とか全くせずに誤廃棄、廃棄処分してしまっているというふうに結論づけておられる根拠は、どのようなものがあるんですか。

**総合政策部長** 報道提供の、マスコミ担当の総合政策部として、誤廃棄ということを結論づけているということではございませんで、先ほど健康福祉部長からもご答弁がございましたけれども、今回の事案について、担当部の管理職から原因の確認・調査結果を複数回にわたって詳細な説明を受けたことによる、こういうことでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 総務費徴税費町税過誤納還付金について、お尋ねいたします。4,472万2千円、制度上、こういった還付金が発生することは理解していますけれども、認識しているわけなんですけど、還付金額が大変大きいので、改めて詳細な説明を求めます。

次に、放課後子ども支援費、第二学童棟設計業務です、1,091万5千円。どれほどの規模を考えておられるのか。2階建てですか。それと敷地内、どの辺りに整備する計画か、お示してください。

3点目、土木費道路維持費町道百山3号線樹木診断業務49万7千円です。JR線路沿いの桜並木の移植検討のための樹木診断と認識しています。道路整備上、やむを得ない措置との判断であったかと思いますが、当該道路を再整備するにあたって、桜並木を伐採してまで目指したいことは何ですか。

4点目、64の16ページ、これは児童措置費、保育士雇用確保のための町財源による補助金、とりわけ保育士雇用補助金900万円です。すでに議論がありました。私は、納得することができません。公金、町の財源が結果的に民間派遣会社に流れるというふうな印象を持っています。これに900万円を使われる。派遣制度を利用して保育士を確保されるという、民間保育園の方針に口を挟むものではありませんが、部長もおっしゃっているとおり、本来ならば、あまり望ましいことではないと。それを認めながら、町の補助金を出すとということが理解しがたい。

そこで質問なんですけれども、この派遣事業者を利用した場合、通常、一般的に、私の認識では社会保障は派遣業者の負担になるというふうに考えています。時給が高いということで補助をしていくというふうになっているわけなんですけれども、民間のこの保育園は、派遣業者から保育士を派遣していただいた場合は、国保並びに雇用保険も含めて会社の負担分、事業者の負担分はないと思うんですね。その分、当然時給は高くても当たり前と、私の認識はそのようなものですが、この点はどのようにお考えですか。

マイナンバー制度、個人番号カードについてです。先ほど副議長がおっしゃったこと、私も同感です。まず紛失したという、その理由が、おそらく誤廃棄であろうという、可能性が高いであろうという推測であって、これは誤廃棄した、そうでないに関わらず、紛失事例に違いない。従って、紛失ではない、誤廃棄なので報道提供するに値しないとか、そういう感覚

が、ちょっと問題ではないかなと思います。この点については、ご答弁は、先ほど他の議員がしっかりと追及されているので結構です。

ただし、このカードの保管管理を今回データ化される、QRコードを使われると。すなわち、これはもともとやろうと思ったらできた、紙ベースではなくてデータ化することができたということだと思います。なぜ、これが今までできなかつたのか、検討したけれども予算化されなかつたのか、あるいは紙ベースでいくというふうに判断されたのか、確認したいと思います。

もう一つ、個人情報保護運営審議会において、自ら報告されていません。これについては、つまり、この制度については同審議会で長い時間をかけて審議されておりました。傍聴もしました。大変、大きなテーマだったと思います。様々な意見が出されました。当然、こういったことが起これば、報告するべきだったと私は思います。しかし、報告はされず、審議会内での委員——私、会長と認識していますけれども——の質問、10月以降、トラブルがありませんでしたかという質問に答えて説明した、とおっしゃる。報告はしないという判断に至った根拠は何でしたか。

以上です。

**総務部長** まず、1点目のご質問の、補正予算書の64の12の総務費徴税費、税務総務費の23節 償還金の町税過誤納還付金の件でございます。

こういう還付金というのは、もともと生じます。当初予算でも1,100万円の予算を計上させていただいております。今回、この金額が4,400万ほどの大きな金額でございますので、補正予算をあげさせていただいたということと、あと、まだ半年ありますので、今回、当初予算であげております1,100万はそのままにしておいて、今回の返す分を補正予算をあげさせていただいたということでございます。

時系列で申し上げますと、まず、本企業は中間申告をされておまして、「地方税法」の321条の8の中で、事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内に中間申告をしなければならない、というのがございます。当該法人は中間申告を11月の30日にやっております、それは前年度の法人町民税の半分を仮に納められている。その後、いわゆる決算が出て確定申告をするわけなんです、確定申告につきましては「地方税法」の321条の8に、事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に確定申告しなければならない。決算が3月末でございますので、自ずと2ヵ月以内というのは、町の出納整理期間の期日、5月末にぴったり合うんですが、それだけであれば確定申告によって、27年度の歳入のほうで還付を行うという形になります。しかしながら、当該法人につきましては、さらに税務署長に2ヵ月の延長を申し出ておられまして、最終的に確定申告をされたのは7月の末ということで、町の会計としては新年度に入ってしまったおるので、28年度の歳出還付というふうな形で、今回、補正予算をあげさせていただいたということでございます。

以上です。

**教育こども部長** 第二学童保育棟の設計業務に関してでございます。

規模につきましては、約 280 m<sup>2</sup>程度の建物を考えておまして、現時点で、平屋で建てるのか2階建てにするのかということについては、未定でございます。今後、設計の段階で、学校現場の意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。場所につきましても未定ではございますが、候補地としましては、給食棟の横というのが一番有力ではないかなというふうに考えております。

それから、保育士確保策での人材派遣に関わる補助金に関してでございます。

先ほどもご答弁しておりますように、決して望ましいというふうには思っておりません。苦肉の策ということでご理解をいただきたいと思っております。派遣会社からの派遣ということになりますので、当然、社会保険料等については派遣会社が負担をするということになりますので、その分、高くなるということになります。そういったことで、実際に派遣会社を使ったときに民間法人の負担が増えるということもございますので、その分を補てんするという意味で、今回、こういった補助金を事業として提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** 町道百山3号線樹木診断業務にかかるお尋ねでございます。

一義的には、当該路線のやはり幅員を確保するための措置といたしまして、まずは桜移植が可能かどうか判断するために、今般、予算計上させていただいております。

なお、「目指すもの」というお問い合わせでございますが、今後、町道百山12号線の整備でありますとか、JRの高架・アンダーパスの交差点の改良等という部分についても進めてまいりたいと考えておりますことから、やはり、連続性を持った良質な道路環境の整備という部分については、目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 個人番号カード誤廃棄事案における今後の再発防止策としてのデータ管理でQRコードを用いたことについて、当初から考えられたんじゃないかということでございますが、当初は紙媒体でJ-LISから送られてくる台帳によって管理は可能であると判断して、対応しておったところでございます。

以上でございます。

**総合政策部長** 個人情報運営審議会への報告についてでございます。

人事担当のヒアリングの結果も踏まえて、この一連の事案について、その結果も踏まえて報告する予定であったということで、自ら報告はしていなかったということでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 概ね、丁寧な、誠実なご答弁をいただきました。

この民間保育園の補助のあり方、ご答弁であったように、つまり社会保障部分を負担せずには保育士が確保できるという道筋をつけてしまうのではないか。これが当たり前になる可能性もあり、そして10数年来、保育士確保に大変な苦勞をされていた他の民間企業にも及びか

ねない。人材派遣会社というものの社会的ニーズを否定するわけではありませんが、保育士というものに、これが適切なかどうか。そして、町内の私の保育園が社会保障部分を負担しない、責任を負わずに人材派遣業者を使って、そして、その時給の高さを町が公金で補てんする。私はやっぱり、これは適切な補助ではないと思わざるを得ない。大変、ご苦労があり、いろいろな検討のうえ、先方の要望に応えられたのだと思いますけれども、納得ができません。

フェアに出られているとか、四国まで行かれたというようなご答弁もありましたが、まずは地域に根ざして頑張っていたいただきたい。それが四国まで出かけられたというのが、ちょっと私、理解できないんですが、そういう印象が否めない。フェアじゃないんです。やっぱり保育のあり方を根本的に考えていただきたい。

私は以前、情報公開請求で手にしたと認識しているのですが、平成 25 年の 10 月 7 日に保育施設整備協議書ということで、社会福祉法人博乃会と町長の間で交わされた文書を手にしております。当時、待機児童を解決するために、この高浜保育園には来ていただいた。それは紛れもない事実で、多くの者が、特に執行部が答弁で繰り返されたように、ありがたいというふうにおっしゃいました。その施設運営理念、設備構想というところで園がおっしゃっているには、「このところ若年層の増加に加えて、すでに超過状態のうえ、最近の開発などにさらに過密度が増すことが予想されるとお伺いいたします。御町の待機児童ゼロ対策の継続、さらに現在置かれている環境の改善に、当法人も微力ながら全面的に協力し、社会事業 37 年余り携わってきた貴重な実績と熱い思いを実践に移して、御町のために貢献したいという思いから、保育園建設を切望いたします」というふうにおっしゃっているんです。

私は、この言葉に嘘はないと思っています。しかしながら、平成 27 年度、そして平成 28 年度を見るにあたり、保育士の確保ができないということを理由に、待機児童対策にあまり寄り添っていただけてない。それに関して、当該保育園だけを責めることはできない社会事情は重々わかっております。

しかし、今回の補助金、900 万円です、上限が。公立保育園で臨時職員の方が、非正規雇用で今まで頑張ってきた。そういった思いから比べると、私はどうしても納得がいかない。この 900 万円という補助金の上限、それはどこに根拠があるのか。このままいくと、さらに 30 名以上の待機児童が年度内に出るというふうに見込んでいらっしゃるようですけれども、保育士確保にあたり、この人材派遣というのを使って 1 人単価 1 千円の補助をされる。そして、その上限が 900 万円になるのですね、私が間違っていなければ。その根拠、これを使えば本当に人材が確保できるのか。そのあたり、どのようにお考えになって、こういう予算を計上されたのか、確認しておきたいと思います。

それから、カードの保管管理についてデータ化されなかったというのは、当初から紙ベースでいけるのではないかと見込んでおられたと。結果的にデータ化することになったのですが、当初からデータ化できていれば良かったなというのが正直なところなんです。

そもそも、この個人番号カードというのは非常に無理があり、基礎自治体の職員に多大な負担を強いるものであったと思っています。そもそも、J-LIS から郵送で送られてくる、それも五月雨式に。それを日々処理されて、箱に日付けごとに入れてやらなければならない。これに関しても相当の疑義があるわけなんですけど、今後、この新たな専用の倉庫を設置されるのは、これは大きなものですか。ちょっと、つまらない質問と思われるかも知れないけど、つまり、それだけがキャリーできて、その保管庫だけが移動できて、そのまま盗難にあうとか、なくなってしまうとか、そういうふうな大きさのものではなく、しっかりと固定されたものであるかどうか、それだけ、確認しておきます。

桜並木の樹木医の診断です。これに関しては、道路交通施策、総合的な計画の中から、この道路をどうしていくのか。最近でしたら自転車道、これを設けていくことが大きな課題になっています。そういったことも踏まえて、大きなビジョン、交通政策の大きなビジョンの中からやむを得ないという、そういう説明があれば、多くの住民の方は納得されると思います。私も、この桜並木をいつも通って、この職場に通っております。もう来年は見られないのかなと思うと、個人的には大変残念に思います。けれども、交通政策のビジョンがしっかり示されていれば、住民の方にも説明責任が果たせます。そここのところ、どういうビジョンを描いておられるか、再度お示してください。

以上です。

**教育こども部長** 保育士確保にかかる人材派遣に関してでございますが、社会保険料等の負担につきましては、先ほど申し上げましたように派遣会社ということでございます。これが法人が負担しなくてよくなるという、そういったことが広がっていくのではないかとということでございますが、当然、その社会保険料を払わない分、派遣会社への支払いというのは高くなりますので、そこには、そういったものも含まれた形での派遣会社への支払いになりますので、全く、法人の支払いが減ってしまうということではございません。

それから、高浜学園の当初の、本町へ参入されてきた際の意気込み、それは変わっていないというふうに思っております。待機児童対策に貢献していないではないかとということでございますが、現在でも 110 数名が高浜学園に入っております。待機児童も今、50 名近くになってきておりますので、それから言えば、高浜学園がもしなかったとすれば、現状で 160 人程度の待機児童が出ているということになりますので、それから言えば定員には満たしてはおりませんが、貢献はいただいていると思っております。

当然、200 人定員の施設があって、6 割程度しか入っていないということに関しては、法人にとっても収入がその分減っているわけですし、100%入れれば、当然、国の補助金も入ってまいりますので、その辺では法人も、一日でも早くいっぱいになりたいという思いはございます。このままでいくと、施設があって、相当の借金もされて参入してこられたというふうに聞いてまいりますので、その返済も必要になりますので、ゆっくりと考えておられるということではなくて、収入は目一杯取りたいという思いがあるということは、これまで私も理事長とも何度か

お話をさせていただいてますけども、あります。

ただ、保育士が確保できないということで、先ほど四国のほうにもということを行いましたけども、四国のそういう養成学校等に対して求人のお願いに回ってる、ということもお聞きしましたので、先ほど、そういうようなご答弁をさせていただきました。

私のほうからは、以上でございます。

**健康福祉部長** 個人番号カードの、新たな専用保管庫についてでございます。

事案発生後、直ちに、この新たな専用保管庫については購入し、現在、その保管庫で対応しておりますが、この新たな専用保管庫を設けた目的は、今まで個人番号カードが入ってありました鍵付きのロッカーにつきましては、他の重要文書なども一緒に含まれて入ってありましたので、その扉を開けるのは重要文書を出すときに開けておったということですので、今現在、保管庫については、マイナンバーのカードを出し入れするときしか開けられない専用の保管庫を購入するというを目的で、購入したものでございます。固定については、固定されるようなものではございません。

以上でございます。

**都市創造部長** 町道百山3号線の樹木診断業務にかかる再度のお尋ねでございます。

総合的な道路施策、大きな公共ビジョンというお尋ねでございますが、本町都市計画マスタープラン等におきましては、将来的な道路についての基本的な考え方というものは示させていただいているところでございますが、自転車道等、どこに設置するか等、具体的な部分までは、まだそういう計画の中には盛り込んでもおりませんし、今現在、具体的に私ども、そういう整備計画を持っているかと問われますと、持っていないというのが実情でございます。

今回の桜の移植を前提とした樹木医の診断業務につきましては、やはり開発等にも伴いまして、交通利用が大幅に増えますことから、歩行者、自転車、ひいてはこれはもう自動車の通行にとってもプラスになるのではないかなと考えているところでございます。あと加えまして、町道百山12号線につきましては、自転車・歩行者の専用の道路の整備ということも計画しておりますことから、お尋ねにございます町道百山3号線への自転車道の整備の部分については、今後、交差点の改良等も踏まえる中で、一定検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 個人番号カードです。誤廃棄された可能性は大きいけれども、こんなところから出てきたということが、もし万が一起こるかも知れない。これは私、職員さんを責めているのではないんです。もし、こういうことが起こった場合——あり得ると思います——速やかに議会に報告していただけますか、お約束いただけますか、という点が一つ。

もう一つは、固定タイプではない保管庫だとおっしゃった。大きさはどんなものですか。あまりキャリーできるような、簡単に動かせるようなものであったら、何せ個人番号カードというのはとても小さいですから、大きな保管庫に固定されて保管できているイメージがな

いんですね。それが、そのまま丸ごとなくなったというような事態が生まれたい、そういう大きさ、設定になっているかどうかだけ、ちょっと心配しています。私の心配し過ぎだったらいのですが、この点、確認しておきたい。

もう一つは、補助金です。保育所の定員には満たないが、当該保育園は十分に待機児童対策に寄与していただいていると、部長、おっしゃいました。そのとおりだと思います。もしなければ、もっと大変なことになっていた。そのことはしっかり認識しておかなければならない。そして、収入源という意味では大変厳しい状況に置かれていると、そのことも事実だと思います。ここを見失うと、島本町にとってもっと大きなことになると思う。せっかく来ていただいたのに事業が存続できない、という事態だけは避けなければならない。

ちょっと話が大きくなりますけれどもね、今、もう市街化調整区域が宅地化されるということが大変難しくなっている、そういう時代です。つまり、高浜に拓がっている田園風景、あそこは市街化される可能性が非常に少なくなってくる。そうすると、あそこの宅地開発を見込んで、この規模の保育園を設定されたのであれば——私はそういうふうに思っているんですけども、それがちょっと今後はどうなるかわからない状態になってくるのではないかと、これはあくまでも推測です。従って、そういったことも踏まえて、高浜学園が島本町でしっかりと根を下ろして保育に継続して従事していただけるような、そういう中長期的な視野での対策、補助。「補助」という形ではなくて、「対策」を練っていただきたい。この部分はあくまでも短期的、平成29年度末までの補助ですと、そして繰り返さないとおっしゃっています。それは当然のことだと思います。しかし、もっと広い意味で、何か町にできることはありませんでしょうか。

最後の質問にいたします。

**健康福祉部長** それでは、個人番号カードに関わっての再度のお尋ねでございますが、万が一、その個人番号カードが見つかった場合ということでございますが、当然、6月23日に町長のほうから誤廃棄ということで報告をさせていただいております。そのカードが見つかったということであれば、その行政報告の内容が変更になりますので、当然、報告はさせていただきます。

また保管庫、どのような大きさかということにつきましては、私の腰ぐらいの高さのものでございます。

以上でございます。

**教育こども部長** 高浜学園に関しましてですが、高浜地域が市街化に編入されにくいというようなご質問だったと思うんですけども、それは現時点ではわかりませんし、なんで高浜学園があつた場所ということなんです、これは町が指定したわけではございませんし、法人が選定された場所ということで、グランリバーという大きな集合住宅があります。そういったことも踏まえて、なおかつ水無瀬駅にも近い場所ということで選定されたんだというふうに思っていますので、場所については、そういったことでの選定であつたのではないかなと思っ

ております。

この補助金事業については、今年度については今回、こういった形で補正予算で提案をさせていただきましたけども、来年度については、また改めて新年度予算でご審議をいただくというふうに考えております。繰り返しになるんですが、派遣がいいというふうには全く思っておりませんので、当然、法人で正規職員を雇用していただくというのが第一でございます。ただ、それもなかなか難しい状況の中で、当面の対応策として派遣を使われたときに、法人の負担が出るという部分について一定の助成をしようという制度ですので、長くこれを続けていこうという思いはございませんので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後0時00分～午後1時00分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

**清水議員** それでは、いろいろと質疑も出ているんですが、1点だけ確認させてください。

補正予算書の64の22、第二学童保育棟設計業務があがっているんですが、なぜ、この時期にあがってきたかというのと、今回、設計業務が実施され、今後の予定というのはどのようなになっているんですか。

**教育こども部長** 第二学童保育室の設計業務に関わってのご質問でございます。

保育所の待機児童の問題もございしますが、学童保育室の待機児童問題というのも全国的に大きな課題となっております。本町でも昨年度、待機が発生したということで、その解消に努めてまいりました。今後、新たな住宅開発が進む中で、第二学童保育室についても、今現状、学校の教室3教室を使用した形で進めております。今後の児童の動向等も見まして、別途、建設する必要があるという判断をさせていただきました。

それと、今回、なぜ補正予算であげているかということでございますが、今年の6月2日に閣議決定されました「日本1億総活躍プラン」、ここに前倒しして、こういう子ども・子育て支援の交付金の充実を図るといようなことが盛り込まれまして、学童保育室設置にかかる国庫補助金の嵩上げというのが盛り込まれました。これまで国が3分の1、都道府県・市町村、それぞれ3分の1の補助率であったものが、国が3分の2、市町村と都道府県が6分の1という嵩上げ措置が、今後取られるということが6月2日の閣議決定で明らかになりましたので、補助金を1円でも多く取るということで、急遽、今回、補正予算に計上させていただいたというのが理由でございます。

今後の予定でございますが、今年度、設計を進めまして、来年度建設をし、平成30年度当初から新たな学童保育室で、学校の教室を使わずにという形で運営をしていきたいという計画で、今、進めたいと考えております。

以上でございます。



**田中議員** 午前中から、いろいろ待機児童に対して保育士を確保するという点で議論がございました。今回、教育こども部がいろいろ知恵を絞って、人材派遣会社を通して保育士の雇用を、補助金を上限 900 万までやるというような話まで出てる。その点についてはね、私は非常に評価したいと思うんですよ。何よりもまず待機児童をなくすことが喫緊の課題ですのでね、そのことに躊躇せず十分に取組んで欲しいと思います。

また、これはやはり自治体間競争、言ってみれば保育士の争奪戦ですから、当然、他の市町村よりも有利な条件で保育士さんに来ていただくということなので、島本町がこういうことをやるぞということを、しっかりマスコミを通じて発信して、多くの保育士さん、潜在保育士さんも含めて、そういう人たちにぜひアピールして欲しい。そういうことをやっているなら、お答えいただきたいと思います。

それから、いろいろ今回のことで努力していただくとは思いますが、残念なことに、思っていたほど保育士が集まらなかったということであれば、やはり待機児童はゼロにはならないわけですよ。ゼロにならないということは、仕事をしたいんだけど、子どもを預けられないために仕事に就けないというお母さんがお待ちになっているということであれば、やっぱり保育士さんの時給を、例えば、現在 1,180 円だというふうに聞いておりますけども、時給を豊中市みたいに 1,410 円でしたか、そこまで上げるとか、そういう手立てもやっぱり取らなくちゃならない、第二段の手立ても取らなくちゃならないと思うんですよ。そういう第二段の手立てを取って、島本町では時間給例えば 1,500 円にするよというようなことになれば、すぐ臨時の議会でも開いて、それで議会に提案する、そういうことも必要かと思しますので、そういう心づもりがあるのかないのか。

その 2 点について、お答えいただければありがたいです。

**教育こども部長** 保育士の人材確保に向けての、今回、提案させていただいております事業についてでございますが、今回、補正予算を計上させていただくにあたりまして、高槻市の市役所の中にあります記者クラブのほうに、議案書とともに、こういった事業に取り組むということで説明に行かせていただきました。当時、ちょっと 2 社の記者の方しかいらっしやなかったんですが、資料も各記者クラブの方には届くような形でやってまいりました。今後、新聞報道等に載せていただくというのもございますし、関係する学校等につきましても、こういった事業を島本町がやるということについては、情報発信をしていきたいというふうに思っています。

それからあと、第二段の手立てということで町職員の臨時職員の時給でございますが、この点については、これまでも人事課のほうで今年、府内の自治体の単価の状況等、調査、今、やっておりますので、それを踏まえて、今後、改定ということについては、人事課のほうとも十分協議をして対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**田中議員** やはり、待機児童の解消の問題は大きな島本町の課題だと思うんですよ。前にも私、

申したことがありますけれども、例えば、し尿処理の場合、高槻市は12年前から希釈方式に変えて非常に安い方法で処理をしていると。島本町は12年間先送りしたために、非常に高い処理料になっていた。総合政策部の試算で、少なくとも1年間5千万は余分に、高槻と比べて無駄遣いをしてたと。税金の無駄遣い、まさにどぶに金を捨ててたわけですよ。

そういうことを改めて、これから将来を背負う子ども達のために、金を出し惜しみせずにやるべきだと思いますよ。それについて、どうお考えですか。

**総合政策部長** 保育所の待機者をなくすために保育士を確保する、このことは喫緊の課題であるというふうに考えております。先ほど、教育こども部長からご答弁ございましたように、現在、府内自治体の単価調査をいたしておりますので、調査結果を踏まえて、来年度予算になると思いますけれども、予算措置をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

**田中議員** まさに今、総合政策部の部長がおっしゃったように、これは喫緊の課題ですからね。いつまでにやるという、その期限を切って、お答えいただきたいんですけども、総合政策部長、いつまでにやっていただけますか。

**総合政策部長** 先ほど、来年度予算に反映させていきたいというふうにご答弁させていただいておりますので、調査結果を、来年度当初予算に反映をさせていきたいというふうに考えております。

**外村議員** 一般会計補正予算について、5点ほど質問します。

1点目、先ほど戸田議員が質問されましたけど、町税の法人税の過誤納還付金の件ですけども、先ほどの総務部長の説明では、ちょっと、あまりにも簡単過ぎてわからなかったもので、再度確認します。

これは、私は毎年法人税、本町は5億から6億あるということで、4,400万と言えば、その約8%強ということで、非常に大きな金額で、私は複数社の合計だと思ってたけど、先ほどの答弁では1社の法人税の還付だということで、なおさら、ちょっと驚いておりますけども、そこでお訊きします。

まず、この社は中間申告を昨年11月30日にされて、半分を納められた。それが今年の7月末になって確定申告されたということで、結果的にこの返還になったというふうに理解したんですけども、幾らいったん納めていただいて、これだけ返すのか。まず、いったん納めていただいたのが幾らあったのかというのを確認したいのと、ほかの社ではこういうことが起こらない、この1社だけがこういうことが起こったのか。私は税の仕組みから見たら、毎年、こういうことはあらかじめ想定してもらうから、調整のために過誤納還付金が生じるんだと理解してはいたんですけども、ほかの社で一切、こういうことが起こらなかったのか、ちょっとわからない。この辺、教えてください。それと、この還付加算金62万5千円はどういう算出式になっているのか。これを教えてください。それと、今言いましたように半年分ということは、あとはまだ半年あるわけですけども、また同じようなことが起こるのか、ちょ

つと、その辺もどういう想定されているのか、教えてください。

2点目、64の13のマイナンバーに関する交付金ですね、720万6千円。これは歳出も歳入も入ってますけども、この歳出と歳入はどういう、何か新しい事業が今年度発生したから追加申請をしてもらえるようになったのか、それとも、この事業は本来かかる費用に対して交付金が少ないと言われてた。だから、今回、少なかったものを追加でもらったから、歳入があったから、単に計上されたのか。この因果関係を教えてください。

3点目、介護ロボットに関して、これは今回、「弥栄の郷」と「桜井の里」で3台分ということで、1台46万3千円を3台分ということで理解していますけども、これはすべて国庫補助金だと聞いています。しかも、1施設300万円が上限だということで。そしたら、1施設300万円なら、もっとニーズがあっても良かったのかなと思うんですけども、この辺の3台しかなかったというのはどういうことなのかということと、ロボットは1台46万3千円、このロボットが高いのか安いのか、よくわかりませんが、いろんな種類があると思えますけども、これはどういう値段なのか、定価がどれぐらいなのか。ちょっと、この辺も教えてもらいたいし、また、いろんな種類のものがあるのだと思うんですけども、その辺のロボットの普及状況、全国的にも町内でも、この普及状況についてわかれば、教えていただきたい。

それと4点目、「離宮の水」保存施設に関して、今回、ろ過器の滅菌設備及びその建屋を新築改修するということで、280万8千円かかるものを半分だけ補助する、半分は「離宮の水」保存会が出すということでされてますけど、私、見たら、去年も100万近く補助金出されています。

以前から、私はこの水について思うところがありまして、何度か一般質問で言ってきましたけども、ほとんどが町内じゃなくて、町外からトラックで乗り付けてこられる方も結構おられます。だから、自然にわき水が出て、それを汲むんだったら一切金も要りませんが、うちはポンプで汲み上げている、電気代もかかっている。なおさら、こういうような補修がいっぱい要ると。相当、金かかっているわけですね。確かに「離宮の水」を広く知っていただくということで社会貢献の意味もあるのか知りませんが、私は一定、一人2リッターと書いてますけども、現在は何回も汲んでおる人はいっぱいいます。やっぱり一定の、かかる費用すべてを賄えとは言いませんけども、課金制度を作って、課金機、ワンコインで100円入れたら2リッター出るというようなことでもいいですから、そういう装置をつけて、一定、取る量も抑止できると。ぜひ、そういうふうに考えてもらいたいというのを毎回言っているわけですけども、これは今すぐに回答は出ないと思いますけども、今後のお考えと、ぜひ、その方向で検討していただきたいというお願いです。

あと5点目、先ほどから出ている保育士に関して、特に人材派遣をすれば保育士採用する民間の保育所、うちで言うと山崎と高浜ですか、この2法人に時間給1千円を上積みして払う。これは確かに半年で900万円、10人分ですね。当然、半年でやめるわけにいかない、や

り出したら来年もやらないかん。来年やるとしたら1,800万、来年、予算組まないかと。そういうことを当然想定されていると思うんですが、その辺、いかがでしょうか。それと、人材派遣から採用したというのは、確認はどうやって取られるつもりなのか。それと、たくさん申請があれば10人ではできない。当然、抽選にするのか、どういうふうを選別するのか。そのことはどう考えておられるか。もっと言えば、この方式を着想されたのは、何か、こういう話がどっかからあったのか、そういうニーズがあったのか、皆さんの知恵を絞られた結果なのか。ぜひ、その辺を教えてください。

私としては、保育士が足りないから待機児童が出ているという現状を見れば、保育士になり手がない、保育士の採用ができないというのが最大の問題であるから、保育士に直接行き渡るようなことを考えないと、なかなか、おいしいと思ってもらえないと私、思ってますから、例えば1千円から7.5時間、月20日としたら、月15万円ですよ。15万円をそっくり採用された方に払うというのは、既存の保育士との関係もありますから難しいでしょうけども、いずれにしても900万円、半年で。来年やったら1,800万。これだけの財源を取ろうとするならば、島本町の保育所で働く保育士の待遇の底上げに使うのが絶対、私はいいと思います。それで、法人に払うのではなく、できるだけ保育士本人に渡すような方法。

ぜひ、そういうふうを考えてもらいたいということで、私としては最初、事前説明受けたときは、いろんなこと考えて、苦肉の策で考えていただいているんだなと思ったんですけど、やっぱり、よう考えてみたら、これは法人に入って、しかも人材派遣会社に入るだけで、あまり究極の目的を達するための方策にはならないと思いますので、ましてやこれ長続きできるものではないと思いますので、しかし、保育士の採用したら長続きさせなきゃならないわけですから、ほんとにこれ、非常に痛し痒し、苦しい施策だと思いますので、私としては、もうすでに何かプレス発表されたという話、さっきありましたけども、私はもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思いますよ、これは。ぜひ、その辺についてのお考えを。

以上、5点、お訊きしました。よろしくお願いします。

**総務部長** それでは、税の還付のことについてでございます。

まず、1点目、幾ら納付されたかということなんですが、1社ということで、アバウトな数字で答弁をさせていただきます。「地方税法」の22条にも触れかねませんので、よろしくお願いたします。

まず、27年度というのは、同じように7月末に入ってきています。それは26年度の確定申告によって入ってきているという数字がございます。11月末に、今回の4,400万ほどの分が、26年度の法人住民税の半分を予定納付として入ってきております。今回、還付をさせていただいたのは、この予定納付の部分、中間申告で予定納付された分を、27年度の確定申告によってゼロという形になりましたので、その分を返させていただくという形で、結局27年度は、今回、還付させていただく分は歳入済みとなっております。出納整理期間を超えているので、歳出還付として28年度に4,400万ほどを返すというふうな、そういう流れになっております。

ですから、27年度は入っているという部分です。中間申告を含めて、27年度としては約1億入っております。それから、金額が大きいのは、そういう大きな企業であるからというふうな、そういう形になります。

それから、今年度に入って、他の会社で同様のものがあるかという部分でございますが、更正決定というふうなものも含めて14社ございます。

それから、今後というのは、ちょっとわかりかねるんですが、今年度のこの補正予算をあげさせていただく前の当初予算は、約1,100万円の当初予算を持っておりますが、今現在、約600万円ほど使っております。

それから、還付加算金の計算方法なんですが、中間申告をされたときの納付の翌日から還付をする予定の日まで、支出予定——これは9月の8日を今のところ予定しておりますが、それまでの日数が283日間ございまして、その利率が1.8%で計算をして、還付加算金を予算計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** それでは、健康福祉部所管分について、お答えさせていただきます。

まず、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金720万6千円の増額についてでございますが、こちらのほう、もともと当初予算では280万6千円を計上させていただいております。これは平成27年の12月に政府の閣議決定で交付金が決定して、それを計算して、島本町に割り当てた金額として報告があったことで計上させていただいております。

この事務については、地方公共団体情報システム機構への通知カード・マイナンバーカードの関連事務委任にかかる市町村の交付金ということでいただいておりますが、今回、また28年の4月1日に通知がありまして、その時点ではまだ上限額ということで、今、現時点でも上限額で示されておるものなんですけれども、これについては、その27年度、28年の2月・3月にかかる費用、変動費の2月・3月分や現時点で見込めない経費などは28年度交付金にまた含めて請求するということが盛り込まれまして、今回、上限額として国のほうで全市区町村の交付金の総額というものが示されまして、それに基づいて島本町の住民基本台帳人口に割り当てた金額として示されたものが1,001万2千円ということで、その差額分の720万6千円を、今回、予算計上させていただいたものでございます。

続きまして、介護ロボットに関してでございますが、もともと300万であったのではないかと、ということでございますが、当初、1介護保険事業所当たり補助限度額は300万円ということでございましたが、交付申請を行った介護保険事業所が全国的に多かった。5千事業所を超えたということで、1介護事業所当たりの補助限度額が92万7千円となったという報告がありまして、今回、その範囲内での申請となったものでございます。定価が1台当たり46万3,320円ということですが、これはやはり事業所によってそれぞれ様々でございましたが、1事業所については2台の申請もありましたので、この金額については、事業所の中でも安価な事業所ということで算定した中がこの金額であったもので、その範囲であれば2台を1

事業所で購入できるということで、それを予算額として見積もらせていただいております。

そしてまた、介護ロボットについての普及状況については、本町では把握はいたしておりません。

以上でございます。

**都市創造部長** 「離宮の水」の有料化については、過去にも保存会において検討された経過はございますが、町外の方も含め、たくさんの方に親しんでいただいているものであり、できるだけ多くの方に来ていただくことを前提として、現在は有料化についての予定はございません。しかしながら、将来にわたり施設を維持管理していくための安定した財源の確保については、町といたしましても課題であるものと認識いたしております。

以上でございます。

**教育こども部長** それでは、保育士の雇用補助事業についてでございます。

実際に派遣会社から雇用されたかどうかという確認、ということですが、当然、法人と派遣会社との間で契約書が交わされると思いますので、契約書などで、その確認はしていきたいというふうに思っております。

この事業、今回、補正予算を計上させていただいておりますのは半年分ということで900万、計上させていただいております。来年度も同じような形で実施するとなれば倍かかる、ということについては、そのとおりでございます。ただ、本日も何回かご答弁させていただいてますけども、決して派遣職員さんを活用することが良いというふうに思っておりませんので、法人につきましても、できるだけ正規の職員を直接雇用していただくという努力をしていただくのが、当然、前提でございます。

その中で、派遣会社も保育士を抱えておられる状況があります。他の自治体でも派遣の保育士さんを活用されている事例も聞いておりますので、どうしても確保が難しい、今がそういう現状なんですけど、そういった中で派遣の保育士さんを活用してでも、待機児童を一人でも減らすという意味合いで、今回、提案をさせていただいておりますので、これを長期的に継続してこの事業を実施していこうという考えはございませんし、今後、国のほうから示されます保育士確保策に対する賃金のアップであったり、そういったところ辺を見ながら、この事業の継続というのは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**外村議員** 5点質問しまして、幾つか再質問します。

先ほどの還付加算金ですね。1.8%という利率を計算しているということで、市場金利がマイナス金利の時代に、1.8%も払うということは非常に大きな損失でありますから、いかにこの差をなくすかということでしょうけども、以前、私が聞いたときは、事前に大きな法人とはヒアリングをしたりするというふうなことを聞いたんですけども、これだけの過誤が起こるようなヒアリングの仕方だったのか、何か大きなアクシデントがあって、こういう利益がゼロになったのか。その辺はちょっとわからないので、その辺はどういう方法でやっておられ

るのか。そして 1.8%というのは、これは法定で決まっているのか、何か約束事になっているのか、その辺のこともお訊きしたいということです。

いずれにしても、過誤納が4千万にものぼるようなことは非常に稀なケースなのか、景気の変動が激しい時代には、しょっちゅうこれが起こりますよということなのかは、ちょっと。それともう1点は、私、先ほど訊いた、ほかにも14社ほどあるということで、その14社については1,100万円の予算を組んでたから、その範囲内で処理できているから、計上して補正予算しないし、表に出てこないということだと理解しているんですが、それで正しいんでしょうか。それをお伺いします。

それと、あとロボットの件とか、このロボットにつきましては、私、事前説明では1施設上限300万と聞いてたんですけど、今の答弁は90万ということで、これは90万が当初から正しかったのか、途中で変わったのか、それを教えてください。

それと保育士の件ですね。確かに私、これはもう絶対やめたほうがいいと思うんですけども、この制度、着想された背景はと聞いて、人材派遣会社でも保育士を抱えている実態があるからというふうに答弁されましたけども、具体的に高浜学園等でヒアリングされたときに、人材派遣から採用されている実例があるんでしょうか。

以上3点、追加質問します。

**総務部長** 3点のお尋ねだったと思うんですけども、まず、ヒアリングというのは、ちょっとよくわからないんですけど、確かに当初予算を組む前に、一定、大きな会社に、予算を組む参考としてお訊きすることはあるんですが、あくまでもそれは予算を組むうえでの、前年の12月あたりのお話なんですけども。そのときにこういう、今回のことまで想定するというのは、それはもう無理な話でございまして、当然、1年間の企業業績もございまして、いわゆる損益計上の方法とか、いろんな特例とかのこともありますから、そういった部分は想定外でございまして。

それから、1.8%の部分というのは法定の部分でございまして、特例基準割合という形で、これは定められております。

それから、14社の部分がそれぞれで補正予算をするべきではないかというふうな、今、ちょっと捉えたんですが……、失礼しました。当初予算で1,100万円の予算を組んでおります。今回、同じような部分というのは14社ほどありますけども、これはもともと幾らかあるということで想定をしている。ですから、予算として、枠として還付金を見ておるという形でございまして。その範囲内で執行できていると。ただ、今回の案件につきましては、その範囲内で執行できないので、補正予算であげさせていただいたということでございます。

以上です。

**健康福祉部長** 介護ロボットにかかる予算の再度のお尋ねでございます。

答弁、繰り返しになりますが、当初1介護保険事業所当たり補助限度額が300万円でありましたが、交付申請を行った介護保険事業所が全国的に5千事業所を超えて多かったという

ことから、1事業所当たりの補助限度額が92万7千円になったものでございます。

以上でございます。

**教育子ども部長** 派遣の保育士の活用ということですが、高浜学園のほうでは、今、人材派遣で雇用している職員さんが常勤で2人、短時間で3人の実績がございます。

以上でございます。

**河野議員** もう屋上屋を重ねるようなことはしないほうがいいんですが、保育士確保策のことについて、私たちの会派でも待機児解消とともに保育士さんの待遇改善、あるいは奨学金の返還などに対する補助など求めて、安心して長く続けていただけるような環境改善のための確保策を求めてまいりましたが、こういう形で緊急対応されるということもやむなし、という部分もあります。

ただ、今、外村議員の質疑の答弁で、高浜学園がすでに派遣の保育士さんを、これは緊急策としてやっておられると思います。正職員を前提として保育士さんを配置したいというのが博乃会の社会福祉法人の理念であるということは、何度もこの議場でおっしゃってますし、むしろ、それは島本町のように臨時保育士さんを過半数超えて雇用しているような、私たち島本町に対してはね、そういった姿勢を学ぶべきであるというふうに思ってますが、現実がそれに伴わないということで、派遣保育士さんを置いておられるということですが、確認のために質問いたしますが、今、短時間と常勤で5人置いておられるというご答弁がありました。では、今、110数人の子どもさんを保育されてますが、正職員は何人なのか、島本町で言うような臨時職員何人で、派遣保育士さんは何%を占めるのかということですね。そのことを確認しておきたいと思います。

それと、それに対して今回の補助が、補正予算、この派遣保育士への補助というものが予算化され実行されたら、最大10人投入できるということになりますので、この10人がすべて高浜学園で補助金を活用された場合、高浜学園での保育士さんの中で正規職員、臨時職員、派遣職員さんの割合がどうなるのか。これが過半数を超えるようなことになってしまうと、ちょっと尋常でない形になりますので、そういった点については、やはり、この議場で何度も部長が答弁されておられる、時限的なものである、緊急事態対策であるということ、派遣労働が前提ではないということを、しっかりと、今後作られる要綱、補助要綱・規則には堅持を明記されるということが前提であるというふうに思います。その点は、しっかり約束をしていただきたい。何の根拠もなく補助金を出されることはないと思いますので、補助要綱等にこの期限をしっかりと明記していただく。これは条例ではありませんので、議会で確認することができません。その点は、約束をしていただきたい。

その時点において、今、一番困っておられるのは高浜学園ということですが、その都度、その都度、その辺は、内容や保育士の養成、求人内容などについては引き続き指導していく、指導・助言をしていくということで、しっかりとした年限を切ってやっていただくということが前提となるというふうに思います。その点を、先ほどから議員はいろいろと質疑をしてい



るものと思いますが、いかがでしょうか。高浜学園の派遣保育士さんの導入状況を、改めて確認をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、私たちとしては、この夏、参議院選挙でも保育士さんの待遇については大きな争点にもなり、国会でも論議になっていたということがあって、保育士の養成校や、あるいは島本高校、保育士さんを養成されるような方向性を持っておられる。そして、もちろん高浜学園、山崎保育園の（民間）保育園2カ所にも、様々保育士確保策についてはヒアリングをさせていただいております。当時は、派遣労働のことはおっしゃってませんでしたけども、やはり、今回、請求させていただいた両園のヒアリングの中にも、施設長自身が、本来、島本町で保育士確保策というものはできるものではない、国や府において、しっかりとした保育士への待遇改善というものがあってしかるべきだということは、両方の園の園長先生がおっしゃってたというふうに思うんですね。私たちも、もちろん、それは聞いております。

そういうことが第一義でありますので、その点では議員のほうも意見書を出すとか、様々努力をする必要があるなというふうに思っておりますが、その点は、やはり両園とも、本来は島本町だけの独自策には限界があるということは認識されていたうえで、派遣保育士の投入のことも要望があったということにおいては、経過としては間違いがありませんか。

それから、ただ、やはり保育士は最低12年以上のスキルが要るんだということは周知の事実です。0～6歳まで1年間は経験をし、また障がいを持つお子さんを0～6歳まで経験して、はじめて一人前と言われるというのが、この保育士の仕事だと言われておりますし、島本町などはそういったことを全うしておられるということですが、本来は、この障がい児保育に対して島本町が独自の補助制度を持っております。これはこれで非常に島本町は努力をしておりますし、そのことによって、島本町の旧来、山崎保育園、島本町の公立保育所は障がい児保育、非常にレベルの高い保育をやってきたという評価を内外ともに聞いております。

ですから、しっかりとやっておられる保育士さんが続く、存続していただくということが前提ですから、そういったことを考えると、障がい児保育に対する補助制度についても、やはり改善の……（「質問を」と呼ぶ者あり）……見込みがあるのではないかと思います。その点について、もし現時点でお考えのことがありましたら、お示してください。

以上です。

**教育こども部長** まず、高浜学園の職員の状況でございますが、現在、園長を除きまして、保育士として常勤職員で正職員10人です。それで派遣職員が2人、臨時職員が2人。あと短時間の職員ということで、人材派遣で3人という、そういう構成になっておりまして、今の常勤職員だけで言いますと、6割が正職員で、4割が人材派遣と臨時職員という割合になっています。仮に、人材派遣でプラス10人になったとすれば、その割合が逆転するということになります。

ただ、これまでもご答弁をさせていただいておりますように、原則は高浜学園も希望としては正職員雇用ということですので、まずは正職員の雇用を目指していただくということ。こ

れは来年度じゃなくて、今からでも当然採用できる分については正職員を採用していただくということで、引き続き、高浜学園のほうには要請をしていきたいというふうに思っております。

保育士の人材確保については、処遇改善も含め全国的な課題になっている中で、当然、国のほうで全体的な底上げをしていただかないと、町単独では難しいというふうに思っております。そのうえでの今回の町ができる範囲内での対応ということで、臨時的な対応を、今回、提案させていただいているということで、ご理解いただきたいと思っております。

それと、障害児保育につきましては、現時点におきましても障害児保育に対する補助というのは実施しておりますので、それについては継続してやっていきたいというふうに思っておりますし、中身についても、今後に向けて、また検証はしていきたいと思っておりますが、補助制度については継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます……（河野議員・自席から「要綱に明記するように質問を」と発言）……すみません。

今回の保育士確保策の中で、保育士の雇用補助事業につきましては一応、現時点では今年の10月から29年度末までというふうに考えておりますので、その点については、いったん要綱なりに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

**伊集院議長** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党町会議員団を代表いたしまして、第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算（第2号）についての賛成の討論をいたします。

今回の補正予算では、我々の会派がずっと求めてきた保育士確保策について提案をされた、このことについては評価をいたします。ただ、他市にも例がないという人材派遣保育士に懸念があるので、人材派遣保育士を入れたことによる保育現場の疲弊など出ないのか、高浜学園ではすでに5人が入っているという職場が、なお派遣が増えるという職場状況を考えますと、問題は多いと言わざるを得ません。

議会としても、視察や、あるいは聞き取りなど必要となると思います。また、町としても指導監督、このことをしっかりとさせていただくということも求めておきます。

保育士の処遇改善については、もちろん国・府の施策が進むこと、これがまず第一に必要な

なことですが、本町としては保育士配置基準を国基準に戻せというような発言もある中での今回の保育士確保策ですので、この策での待機児解消への期待をいたします。それと同時に、臨時職員さんの給与改善、これについても早急に取り組んでくださるようお願いをいたします。

また、この補正予算につきましては、国庫支出金を使っての介護ロボットの導入補助金、あるいは第二学童保育棟設計業務等含まれており、それらの積極的な意義を認めて賛成とするものです。

**伊集院議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第 64 号議案 2016 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）に対する、人びとの新しい歩みを代表しましての討論をいたします。

補正予算には、保育士確保策として 1,120 万円が計上され、現場の皆さんが努力して予算化されてきたということについては理解するものです。しかしながら、やはり保育士の派遣事業を推進するような形、派遣保育士の配置を推進するような事業、施策については、少し問題があるというふうには思っております。しかしながら、緊急対応ということですので、半年分の 900 万円はやむを得ないというふうに思っておりますけど、次年度については違う対策を取っていただきたいというふうに思っております。

今朝の毎日新聞にも、東京大学大学院の発達保育実践政策学センターによって、全国の保育士・幼稚園教諭ら約 3 万人の保育者と、市区町村の子育て支援部局などの大規模調査結果をまとめられております。その結果によりますと、やはり保育者が負担とを感じる要因のトップ 5 というのは、保育者不足、また仕事の責任の重さ、事務的作業の多さ、給与が十分でない、労働時間の長さ、休憩時間が不十分というようなことが、そのような要因ということでもまとめられております。

そういった保育現場の現状を考えますとね、やはり国が積極的な対応、特に保育士の確保策については賃金のアップ、ほかの業種並みのアップを考えていただくということが、ほんとに大事なことだというふうに思って、さらなる大阪府を通しての国への要求をお願いしたいと思っております。

それから、B 型肝炎の予防接種については、質疑の中で申しましたように、副反応についてもしっかりと情報提供していただきたい。

百山 3 号線樹木診断業務委託については、百山 3 号線の整備のあり方、特に自転車歩道の設置なども含めて検討していただき、その点については議会へもお示しいただくということが必要かと思えますし、拡幅については、桜の木を切って拡幅すること以外にも、開発する側のほうの敷地を拡幅するという方法もあると思えますので、その点は、やはり民有地を所有しているところとの交渉が必要かというふうに思っております。

第二学童の新しい保育棟の新設に向けての設計業務、開発による児童増ということに対応

するために保育棟を、プレハブを建てられるということです。必要な対応かと思います。現場の保育士、指導員さんとのしっかりした協議を行っていただきたいというふうに考えます。

それから、空き瓶の選別及び再資源化業務委託 285 万 2 千円についてですけど、これにつきましては、契約については、やはり財務規則に基づいて、原則入札ということが書かれておりますので、このことに沿って行っていただきたいというふうに考えております。

また、通知カード・個人番号カードの交付に関わる予算について、マイナンバーカードの紛失事案について、ずいぶん議論がありました。秘匿性の高い情報の取り扱いの管理のずさんさということが明らかになったというふうに思いますので、しっかりとした安全管理措置、個人情報保護の徹底に改めて努めてもらいたいということと、今後の、この件に関しまして住民への報告を、町広報並びにホームページで公表していただきたい。そのことによって、さらなる住民の皆さんの信頼が得られるというふうに思っているのです、その点、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 64 号議案 平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）について、賛成の討論します。

今回の補正予算、各種精算金だとか各種施策がありますけども、一番大きいのは、やはり保育士確保策でいろいろ知恵を絞っていただいたということですけども、私が先ほど言いましたように、人材派遣を採用した法人に対して半年で 900 万円、来年度までなら 1,800 万、計 2,700 万円を支出するということについては、ほんとに生きた金であるかどうかというのは大変疑問を持っております。ほかの議員からも出ましたように、まず半年間、様子を見ていただいて、ぜひ来年度も自動的に計上するんじゃなくて、その効能、効果のほどを、よく検証していただくことを強くお願いします。

それと、B型肝炎につきましては 324 万 1 千円の補助金が出るということで、非常に結構なんですけども、これは町のホームページには補助金があると書いてない。これは非常に残念であります。ぜひ、そういうことを書いていただきたいなというのを、これはお願いします。各個別で訪問されるということですから、周知徹底をよろしくお願いします。

それと、「離宮の水」の保存会への補助金ですけども、これはほんとに私は、町の財政が厳しい厳しいと言いながら、一方ではこういうことをしてる。ほんとに町民の理解が得られるのかなと思っておりますので、当面はないということでしたけども、ぜひ前向きに課金をされるように検討をしていただきたい。

あと町民法人税の過誤納付金、これにつきましては、制度上、こういうことが起こるのはわかりますけども、還付金が少なくて利子を払わなくて済むように、ぜひ来年度ほかも知恵を絞っていただきたいということをお願いしまして、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第 64 号議案 平成 28 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）について、公明党を代表し討論を行います。

特には、保育士等の人材確保策についてであります。依然、本町では 0～2 歳の待機児童が発生しており、そのうえに保育士等の人材確保策が課題となっております。今回、このような課題を改善すべく、町単独事業として、今回あげられました。各議員より、様々な意見が出され、議論がなされたわけではありますが、町として何ができるかを、協議を重ね、緊急対策として出されたことに関しましては、このことに対し、ご努力されたことには大変評価するものであります。

また、高浜学園に関しまして大変様々な意見も出ておりますが、高浜学園が、この島本町を建設地として選ばれ、この地に学園を建設していただいたことにより、現在、200 人の定員ではございますが、116 人のお子様が、この高浜学園に通われていることに関しましては、一定、待機児童対策も講じておられるということに対しては、これも評価できる点であると私たちは思っておりますし、また派遣の保育士さんに関しましてのご意見もたくさん出ておりましたけれども、派遣の保育士さんと言いましても、しっかりと保育士の資格を持たれた方と私は認識しておりますので、その点については皆様から大変いろんな意見は出ておりましたけれども、その点においても支障が出るとかいうご意見もございましたけれども、私はその点においては、これは少し言い過ぎではないかと感じているところであります。

こういう点におきまして、島本町といたしまして、この待機児童対策、様々な観点から、緊急対策を講じられているということに関しましては、私たちは大変評価をしております。

また、B 型肝炎の予防接種におきまして、これも様々な、今回、1 歳までのお子様が対象となっているわけがございますけれども、このことに関しまして、1 歳までと言いますと、ほかの予防接種もたくさんございます。そういう意味においては接種スケジュール、その点において、しっかりと保護者の方々とのご相談に乗っていただきまして、その点を支障のないようしていただくことと、説明もしっかりしていただけるよう、この点も要望いたしまして、賛成といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 64 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第 64 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時58分～午後2時10分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第65号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第65号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第65号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第66号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第66号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 67 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第 67 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 2、第 68 号議案 平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、第 68 号議案 平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 68 の 1 ページでございます。

第 1 条の「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 117 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 617 万 8 千円とするもので、款・項の内訳につきましては、68 の 3 ページから 4 ページまでの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししておりますとおりでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、平成 27 年度繰越金の確定による補正、歳出では、本年 4 月の職員の人事異動に伴う人件費等の補正などをお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

なお、人件費の補正につきましては科目がまたがっておりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

68 の 7 ページ、「歳入」でございます。

第 5 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金、第 1 節 財政調整基金繰入金 90 万 1 千円の増額につきましては、収支の調整を図るものでございます。

第 7 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金、第 1 節 前年度繰越金 27 万 7 千円の増額につきましては、平成 27 年度の実質収支額でございます。

68 の 8 ページ、「歳出」でございます。

第 1 款 下水道費、第 1 項 下水道総務費、第 1 目 一般管理費、第 25 節 積立金 27 万 7 千円の増額につきましては、決算剰余金として、財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、人件費の補正についてでございます。

68 の 10 ページから 11 ページまでの給与費明細書でございます。本年 4 月の人事異動に伴い、当初予算を補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 68 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第 68 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 69 号議案 平成 28 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**上下水道部長（登壇）** それでは、第 69 号議案 平成 28 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 69 の 1 ページから 2 ページでございます。

第 2 条の「収益的収入及び支出」につきましては、収益的支出で、187 万 1 千円を増額するものでございます。

第 3 条の「資本的収入及び支出」につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てん財源としております資本的支出で、202 万 3 千円を減額するものでございます。

第 4 条の議会の「議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で 15 万 2 千円を減額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、本年 4 月の職員の人事異動等に伴う人件費の補正をお願い



いするものでございます。

それでは、人件費の補正についてでございます。

69の7ページから8ページまでの給与費明細書でございます。本年4月の人事異動及び再任用職員の勤務が週5日から週3日の短時間勤務職員に変更されたことに伴い、当初予算を補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算までの13件を、一括議題といたします。

まず、会計管理者から総括説明がございました。

**会計管理者（登壇）** 初めに、本年4月1日付けで会計管理者を拝命いたしました永田でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、平成27年度島本町歳入歳出決算について申し上げます。

平成27年度島本町歳入歳出決算について、「地方自治法」の定めるところにより町議会の認定に付すにあたり、その概要をご説明いたします。

「歳入歳出決算説明」の1ページをご覧ください。

平成27年度の予算執行は、概ね編成方針に沿って事務事業を実施した結果、各会計で黒字決算となっています。なお、土地取得事業特別会計・大沢地区特設水道施設事業特別会計は、収支同額の

決算でございます。

それでは、会計ごとに決算の概要を申し上げます。

「一般会計」では、歳入総額 115 億 6,266 万 7,858 円、歳出総額 113 億 3,343 万 5,802 円で、2 億 2,923 万 2,056 円の黒字決算となっております。翌年度への繰越財源 1 億 7,831 万 7 千円を差し引いた実質収支では、5,091 万 5,056 円でございます。

翌年度へ繰り越すべき事業内容につきましては、10 ページに記載しておりますが、繰越明許費として本年 6 月定例会議にてご報告し、ご承認いただいておりますとおりでございます。

2 ページをご覧ください。歳入では、前年度に比べ 10 億 8,975 万 2,393 円・10.4%の増でございます。

「歳入」の、主なものをご説明いたします。

町税は、前年度より全体で 6,758 万 5,759 円・1.4%の増となっております。増額の主な要因でございますが、町民税個人分・固定資産税及び町たばこ税は減少したものの、一部法人において売上増加により営業利益が増加したことなどから、町民税法人分が増加したことによるものです。

各種交付金におきましては、全体として 3 億 2,182 万 6,858 円・18.1%の増となっております。増額の主なものは株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などで、減額の主なものは配当割交付金、地方特例交付金などとなっております。

3 ページ、国庫支出金は 1 億 5,365 万 3,094 円・11.6%の増となっております。増額の主な要因は、小学校耐震補強等事業及び第一中学校耐震補強等事業にかかる補助金等によるものです。

また、府支出金は 4,121 万 3,639 円・5.3%の増となっておりますが、増額の主な要因は、国民健康保険基盤安定交付金、障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費等負担金の増によるものです。

次に 4 ページ、繰入金は 351 万 8,572 円の増額となっております。繰入金のうち、基金繰入金については、財源不足を補うために本年度は基金から総額で 3 億 633 万 8,919 円の取り崩しを行ったものですが、内訳は、財政調整基金で 3,500 万円、公共施設整備積立基金で 2 億円、減債基金で 5,000 万円、職員退職手当積立基金で 2,100 万円、町営住宅管理基金で 33 万 8,919 円でございます。

次に、町債の状況でございますが、平成 27 年度に発行した主な町債は、清掃施設整備事業債、桜井跨線橋補修・補強工事、指手橋補修・補強工事及び大通橋補強設計業務の財源として公共事業等債、消防施設整備事業債、第一・第二・第四小学校耐震補強等事業及び第一中学校耐震補強等事業の財源として教育施設耐震等事業債、給食施設整備事業債、第二中学校整備事業債などです。平成 27 年度の発行額は 14 億 1,008 万 9 千円、前年度比で 5 億 5,387 万 6 千円の増となりました。平成 27 年度末の町債残高は、109 億 3,755 万 6,776 円でございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

次に、5 ページからの「歳出」でございます。

歳出では、9 億 5,303 万 2,757 円・9.2%の増となっております。歳出の主なものをご説明いたします。

人件費では、共済費において、平成 27 年 10 月から被用者年金制度が一元化され、算出方法が「手

当率制」から「標準報酬制」に移行したことに伴う増額要因があったものの、退職手当支給対象者数の減少に伴う退職手当額の減等により、前年度と比べ 3,081 万 7,768 円・1.5%の減となっております。

6 ページ、「総務費」では、4 億 7,778 万 2,120 円・25.5%の減となっております。総務費における減額の主な要因は、前年度に防災行政無線整備事業があったことによるものです。

「民生費」では、1 億 6,892 万 5,476 円・4.5%の増となっております。増額の要因は、主に障害福祉サービス及び医療費助成の扶助費の増、生活保護受給世帯の増加に伴う扶助費の増、システム改修業務委託料の増などによるものでございます。

7 ページ、「衛生費」については、1 億 507 万 9,829 円・12%の増となっております。増額の要因は、主に清掃工場施設改修工事の実施によるものです。

「農林水産業費」は、1,085 万 2,389 円・12.1%の減でございます。減額の要因は、主に玉子排水機場運転管理等の負担金が減額となったことによるものです。

「商工費」は、3,999 万 8,178 円・261.8%の増でございます。増額の要因は、主にプレミアム商品券発行事業、定住・観光プロモーション支援業務によるものです。

8 ページ、「土木費」では、3,373 万 8,700 円・3.8%の増でございます。増額の要因は、主に桜井跨線橋及び指手橋の補修・補強工事、大通橋補修設計業務等や町営住宅改修工事によるものです。

「消防費」では、1,837 万 9,029 円・5.3%の増となっております。

次に 8 ページから 9 ページの「教育費」では、10 億 6,055 万 3,032 円・87.5%の増となっております。増額の主な要因は、教育センターの耐震診断業務、第四学童保育棟設計業務の実施、第一・第二・第四小学校の耐震補強等工事の実施、第一中学校の耐震補強等工事の第 1 期工事及び中学校給食棟設置工事の実施などによるものです。

「災害復旧費」は、1,903 万 7,242 円・136.2%の増となっております。増額の主なものは、水路の沈砂池浚渫工事や尺代 5 号線ほか災害復旧工事によるものです。また、その他の支出は、台風接近や大雨警報等への対応にかかる職員の人件費となっております。

「公債費」は、11 億 6,641 万 6,391 円で、ほぼ前年度並みとなっております。元金における増額は、主に平成 23 年度に借入れた臨時財政対策債の元金の償還が開始したことによるものです。利子における減額は、主に前年度まで町債が減少してきていること並びに金利が低水準で推移していることによるものです。

以上をもちまして、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、特別会計の決算について概要説明をさせていただきます。歳入総額、歳出総額、差引残額については、1 ページをあわせてご覧ください。

11 ページ、「土地取得事業特別会計」の決算は、歳入歳出同額の 5 万 3,952 円で、歳入歳出差引残額はゼロでございます。土地の先行取得がなかったことから、土地開発基金から生じた利子 5 万 3,952 円の積立のみを行っております。

次に、「国民健康保険事業特別会計」の決算は、歳入総額 41 億 8,024 万 4,612 円、歳出総額 40 億

3,981万4,190円、差引残額は1億4,043万422円でございます。

歳入は5億9,361万5,701円・16.6%の増、歳出は5億2,547万999円・15%の増となっております。増額の要因は、歳入では、主に国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金の増額によるものです。歳出では、主に保険給付費、共同事業拠出金及び諸支出金で増額となっております。

次に15ページ、「後期高齢者医療特別会計」の決算は、歳入総額4億2,188万7,617円、歳出総額4億761万4,712円、差引残額は1,427万2,905円でございます。

歳入は1,900万6,104円・4.7%の増、歳出は1,690万3,508円・4.3%の増となっております。

次に16ページの「介護保険事業特別会計」の決算は、歳入総額20億6,414万4,295円、歳出総額19億8,667万7,763円、差引残額7,746万6,532円の黒字決算となっております。

歳入は8,691万4,886円・4.4%の増、歳出は1億1,985万2,804円・6.4%の増となっております。歳入の主なものは保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金、繰入金でございますが、国庫支出金等につきましては法定負担割合に基づき概算交付され、翌年度に精算される仕組みとなっております。歳出については、主に介護サービス等の保険給付費の増により、増額となっております。

次に17ページ、「大沢地区特設水道施設事業特別会計」の決算は、歳入・歳出が443万6,876円の同額決算となっております。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

次に18ページ、「公共下水道事業特別会計」の決算は、歳入総額13億7,273万6,059円、歳出総額13億7,245万8,662円、差引残額27万7,397円でございます。

歳入は5,073万7,891円・3.8%の増、歳出は7,959万9,721円・6.2%の増となっております。増額の要因は、歳入では、主に前年度から2カ年で実施している山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託等にかかる特定財源としての国庫補助金、町債が増加したものでございます。歳出では、主に山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託等により増となっているものです。

次に、「財産区特別会計」の決算でございますが、山崎・広瀬・桜井・東大寺・大沢の5財産区で、歳入決算額が1億4,825万1,588円、歳出決算額が470万7,674円、差引残額1億4,354万3,914円となっております。

歳入の主なものは、全財産区で前年度の繰越金収入でございます。歳出では、主に広瀬財産区を除く財産区で、当該地区自治会への運営補助金を支出しています。

以上が、特別会計の平成27年度決算の概要でございます。

財産につきましては、別冊No.3「平成27年度 島本町財産に関する調書」に記載いたしております。19ページは、その概要でございます。土地・建物の増減、町債及び各基金の内訳等については財産調書にそれぞれ記載しておりますので、後ほど、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、平成27年度一般会計ほか各特別会計及び財産区特別会計の決算と、財産の説明とさせていただきます。

なお、「地方自治法施行令」第166条第2項に規定する「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書及び財産に関する調書」、また「事務事業成果報告書」並びに「地方自治法」第233

条第2項の規定により、監査委員の審査に付し頂戴いたしました各会計にかかる「決算審査意見書」をあわせて提出いたしておりますので、それぞれご参照のうえ、ご審議賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** 続いて、各会計決算の概要説明でございますが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって執行部において朗読されたものとして取り扱うことにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ご異議なしと認めます。

そのように取り扱うことといたします。

### 平成27年度島本町一般会計決算説明

それでは、引き続きまして、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の一般会計の決算状況につきましては、平成27年度決算書(No.1)436ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額115億6,266万8千円に対し、歳出総額は113億3,343万6千円で、歳入歳出差引額(形式収支)は2億2,923万2千円の黒字決算となりました。

また、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,831万7千円を差し引いた実質収支額は5,091万5千円で、前年度に引き続き黒字決算となりました。

国の緊急対策などにより、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」をともに前進させるための取り組みが進められているところですが、団塊世代の退職に伴う個人所得の減少などの要因により、今後の財政運営においては、町の自主財源の多くを占める町税の大幅な増収は期待できないものと考えられます。また社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策にかかる経費の増加など、歳入が増えない中で歳出が増える財政構造が続くことが見込まれます。従って、自主財源の確保をはじめ行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化を進め、安定した財政運営に努める必要があります。

それでは、25ページ以降の「平成27年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

「歳入」の主な内容についてです。

#### 1. 「町税」

町税の収入額は47億2,935万1千円(前年度46億6,176万5千円)で、前年度に比べ6,758万6千円、1.4%の増となりました。

①町民税は、24億1,296万6千円(前年度23億3,986万1千円)で、前年度に比べ7,310万5千円、3.1%の増となりました。

町民税個人分については、平成26年4月から年金支給額が改定されたことに伴う年金所得額の減少などにより、前年度に比べ1,367万円、0.8%の減となりました。

町民税法人分については、一部法人において新製品の売上増加により営業利益が増加したことなどから、前年度に比べ8,677万5千円、15.5%の増となりました。

②固定資産税は、18億4,041万7千円（前年度18億4,605万3千円）で、前年度に比べ563万7千円、0.3%の減となりました。この主な要因は、前年度の長期高額滞納事案の解決により、滞納整理1件当たりの滞納額が減少したことによるものです。

## 2. 「地方譲与税」

地方譲与税は、5,138万8千円（前年度4,885万6千円）で、前年度に比べ253万2千円、5.2%の増となりました。

## 3. 「利子割交付金」

利子割交付金は1,564万4千円（前年度1,853万3千円）で、前年度に比べ288万9千円、15.6%の減となりました。

## 4. 「配当割交付金」

配当割交付金は3,678万4千円（前年度5,022万1千円）で、前年度に比べ1,343万7千円、26.8%の減となりました。

## 5. 「株式等譲渡所得割交付金」

株式等譲渡所得割交付金は4,041万3千円（前年度2,652万4千円）で、前年度に比べ1,388万9千円、52.4%の増となりました。

## 6. 「地方消費税交付金」

地方消費税交付金は、5億1,061万3千円（前年度2億8,582万円）で、前年度に比べ2億2,479万3千円、78.6%の増となりました。

## 7. 「ゴルフ場利用税交付金」

ゴルフ場利用税交付金は4,532万2千円（前年度4,429万6千円）で、前年度に比べ102万6千円、2.3%の増となりました。

## 8. 「自動車取得税交付金」

自動車取得税交付金は、1,870万3千円（前年度1,199万7千円）で、前年度に比べ670万6千円、55.9%の増となりました。

## 9. 「地方特例交付金」

地方特例交付金は、2,704万3千円（前年度3,054万4千円）で、前年度に比べ350万1千円、11.5%の減となりました。

## 10. 「地方交付税」

地方交付税では、13億4,861万4千円（前年度12億5,614万円）で、前年度に比べ9,247万4千円、7.4%の増となりました。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差（財源不足額）を基準として交付

されます。本年度の普通交付税は、10億8,497万1千円（前年度9億9,833万8千円）で、前年度に比べ8,663万3千円、8.7%の増となりました。この主な要因は、基準財政需要額で、臨時財政対策債償還費が増額となったことなどから、算定結果では財源不足額が拡大したことによるものです。

次に、特別交付税については地方団体の特別の財政需要等を基礎として算定されます。本年度は、生活保護費被保護者数の増加に伴う町村生活保護費の増などにより、前年度より増額となりました。

11. 「交通安全対策特別交付金」

交通安全対策特別交付金は、335万4千円（前年度312万円）で、前年度に比べ23万4千円、7.5%の増となりました。

12. 「分担金及び負担金」

分担金及び負担金は162万円（前年度2億1,232万5千円）で、前年度に比べ2億1,070万6千円、99.2%の減となりました。この主な要因は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来は負担金に計上していた保育所保育料等を使用料に計上したことによるものです。

13. 「使用料及び手数料」

使用料及び手数料は、4億1,393万1千円（前年度1億8,794万9千円）で、前年度に比べ2億2,598万2千円、120.2%の増となりました。

14. 「国庫支出金」

国庫支出金は、14億7,985万7千円（前年度13億2,620万4千円）で、前年度に比べ1億5,365万3千円、11.6%の増となりました。

①国庫負担金については、9億7,909万4千円（前年度9億4,620万3千円）で、前年度に比べ増額となりました。この主な要因は、国民健康保険基盤安定交付金や障害者自立支援給付費負担金が増額となったことによるものです。

②国庫補助金は、4億9,409万5千円（前年度3億6,438万7千円）で、前年度に比べ増額となりました。

1) 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度補助金は、システム改修の財源となっています。また、繰越明許費にかかる地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金は国の平成26年度補正予算により措置され、まち・ひと・しごと創生に向けた地域の実情に応じた各種事業の財源となっています。選挙人名簿システム改修費補助金については、公職選挙法の改正に伴うシステム改修の財源となっています。

2) 民生費国庫補助金の臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の事務費補助金及び事業費補助金は、臨時的に実施した給付金支給事業の財源となっています。

3) 土木費国庫補助金の防災安全交付金は、第二保育所耐震補強工事実施設計、指手橋補修・補強事業、大通橋補修設計業務、民間木造戸建住宅耐震診断業務、民間住宅

・建築物耐震診断補助、民間住宅耐震改修補助、町営住宅改修工事及び教育センター耐震診断業務の財源となっています。また、道路更新防災等対策事業費補助金は、桜井跨線橋補修・補強事業の財源となっています。

4) 教育費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金は、小学校耐震補強等事業、第一中学校耐震補強等事業及び第二中学校法令適合改修事業の財源となっています。

③国庫委託金は、666万8千円（前年度1,561万4千円）で、前年度に比べ減額となりました。

#### 15. 「府支出金」

府支出金は、8億2,601万2千円（前年度7億8,479万9千円）で、前年度に比べ4,121万4千円、5.3%の増となりました。

①府負担金は、3億8,909万7千円（前年度3億3,437万1千円）で、前年度に比べ増額となりました。この主な要因は、民生費府負担金のうち、社会福祉費負担金において国民健康保険基盤安定交付金が増額となったこと及び障害者福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金が増額となったことによるものです。

②府補助金は、3億6,153万9千円（前年度3億9,525万5千円）で、前年度に比べ減額となりました。

1) 民生費府補助金のうち、平成27年度に創設された「新子育て支援交付金」2,297万6千円は、子ども医療費助成事業の町単独助成分、学童保育室設計事業・備品整備事業、発達障害児療育等支援事業などの子育て支援分野の各種事業の財源となっています。

2) 教育費府補助金のうち、中学校給食施設整備費補助金1億8,949万2千円は、中学校給食棟設置事業などの財源となっています。

3) 振興補助金1,350万円は、ふれあいセンター指定管理料に活用しました。

③府委託金は、7,537万6千円（前年度5,517万3千円）で、前年度に比べ増額となりました。

総務費府委託金のうち、国勢調査委託金1,165万1千円については、国勢調査事業の財源となっています。また、大阪府議会議員選挙事務委託金439万7千円については大阪府議会議員選挙の財源と、大阪府知事選挙事務委託金708万1千円については大阪府知事選挙の財源となっています。

#### 16. 「財産収入」

財産収入は、1,713万6千円（前年度2,285万2千円）で、前年度に比べ571万7千円、25.0%の減となりました。

#### 17. 「寄附金」

寄附金は、831万5千円（前年度968万7千円）で、前年度に比べ137万3千円、14.2%の減となりました。



## 18. 「繰入金」

繰入金は、3億5,725万3千円（前年度3億5,373万4千円）で、前年度に比べ351万9千円、1.0%の増となりました。

本年度の繰入金の内容は、次のとおりです。

### （第1項 特別会計繰入金）

①水道事業会計繰入金865万8千円については、水道事業会計に在籍したことがある者の在籍期間相当分の退職手当の繰入れです。

②後期高齢者医療特別会計繰入金2万2千円については、前年度事務費の精算金です。

③介護保険事業特別会計繰入金4,223万1千円についても前年度給付費等の精算金です。

④大字大沢財産区特別会計繰入金2千円については、大字大沢財産区において、電力会社による電線との離隔距離の確保のための伐採に関し、立木伐採補償金が支払われることとなったため、「財産区財産の管理および処分の適正化について」通知に基づき、その歳入の一部を繰り入れたものです。

### （第2項 基金繰入金）

①公共施設整備積立基金繰入金2億円については、ふれあいセンター施設補修工事、清掃工場施設改修工事、衛生化学処理場施設補修工事及び中学校給食棟設置工事の財源として繰り入れたものです。

②職員退職手当積立基金繰入金2,100万円については、職員の退職手当の財源として繰り入れたものです。

③財政調整基金繰入金3,500万円については、収支の不足を補うために繰り入れたものです。

④減債基金繰入金5,000万円については、町営緑地公園住宅の整備にかかる起債の償還財源として繰り入れたものです。

⑤町営住宅管理基金繰入金33万9千円については、町営住宅共益費が当該共益費を財源として実施する事業費に足りなかったことから、その不足分を繰り入れたものです。

## 19. 「諸収入」

諸収入は、1億2,871万5千円（前年度1億2,937万8千円）で、前年度に比べ66万3千円、0.5%の減となりました。

## 20. 「町債」

町債は、14億1,008万9千円（前年度8億5,621万3千円）で、前年度に比べ5億5,387万6千円、64.7%の増となりました。

本年度の町債発行の内訳は、次のとおりです。

①衛生債の清掃施設整備事業債は、清掃工場施設改修工事の財源として発行しました。

②土木債の公共事業等債は、桜井跨線橋補修・補強工事、指手橋補修・補強工事及び大通橋補強設計業務の財源として発行しました。

③消防債の消防施設整備事業債は、分団小型動力ポンプ更新及び消防本部自家発電機設備更新の財源として発行しました。

④教育債の学校教育施設等整備事業債のうち、教育施設耐震等事業債は、第一・第二・第四小学校耐震補強等事業及び第一中学校耐震補強等事業の財源として発行しました。給食施設整備事業債は、中学校給食棟設置事業の財源として発行しました。第二中学校整備事業債は、法令適合改修事業の財源として発行しました。

⑤臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行しました。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

⑥総務債は、自治体情報システムセキュリティ強化事業の未収入特定財源として、平成28年度に繰り越して借り入れる予定です。

次に、「歳出」の主な内容について説明します。

#### 1. 「議会費」

議会費は、1億3,901万5千円（前年度1億4,310万9千円）で、前年度に比べ409万5千円、2.9%の減となりました。

#### 2. 「総務費」

総務費は13億9,708万6千円（前年度18億7,486万8千円）で、前年度に比べ4億7,778万2千円、25.5%の減となりました。

主な支出として、

##### ①総務管理費

・一般管理費では、退職手当として7,540万7千円を支出しました。前年度に比べ9,588万8千円の減額となりました。

・財産管理費では、宗教学法人水無瀬神宮敷地内からふれあいセンターへの平和塔移設工事に377万2千円、消防設備更新工事など庁舎改修工事に668万5千円、公用車2台の購入に374万7千円を支出しました。

・防災計画費では、避難場所看板更新工事に225万7千円を支出しました。

・電算処理費では、平成28年1月から個人番号の利用が開始され、さらに平成29年1月から順次国及び地方公共団体等の情報連携が開始予定である社会保障・税番号制度に対応するため、本町における統合利用番号連携サーバーの整理業務の委託料として2,753万7千円を支出しました。また、社会保障・税番号制度の導入に向け、国が整備を行う中間サーバ・プラットフォームの利用負担金として558万6千円を支出しました。

・企画費では、平成26年度からの繰越事業である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の策定にかかる費用として、610万9千円を支出しました。

・広報費では、平成27年10月に広報しまもとをA4判の冊子型へ変更し、町の事業や取

り組み等の特集するページを設けたほか、イベントの写真や住民のインタビューを掲載することで町の魅力発信に努め、広報しまもとにかかる印刷に546万5千円、宅配業務に213万4千円を支出しました。

・人権文化センター費では、管理運営事業に1,129万3千円、ふれあい夜店や人権文化まつりなどの交流事業として365万3千円を支出しました。

・財政調整基金等積立金では、4,215万4千円を支出しました。その主な内訳としては、各基金からの利子収入として60万8千円を各基金に積み立てるとともに、大字大沢財産区特別会計からの繰入金分2千円、前年度決算剰余金分の2,800万円及びふるさと島本応援寄附金分49万1千円を財政調整基金に、町有地の売却収入分として1,305万3千円を公共施設整備積立基金に積み立てました。

・ふれあいセンター管理費では、指定管理料として1億1,780万3千円を支出しました。

②徴税費では、社会保障・税番号制度システム対応業務として1,134万円を支出しました。

③戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度にかかる住民基本台帳システム改修業務に810万円、戸籍電算化関連業務に1,684万8千円、旅券発給事務に232万1千円、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金として851万8千円を支出しました。

④選挙費では、選挙権年齢引下げを始めとする公職選挙法の改正に伴う選挙人名簿システムの改修に378万円、大阪府議会議員選挙で530万1千円、大阪府知事選挙で708万1千円を支出しました。

### 3. 「民生費」

民生費については39億2,674万円（前年度37億5,781万4千円）で、前年度に比べ1億6,892万5千円、4.5%の増となりました。

各費目別では、

- ・社会福祉費で19億7,691万9千円（前年度18億2,000万3千円）
- ・児童福祉費で16億2,382万6千円（前年度16億3,995万4千円）
- ・生活保護費で3億1,694万円（前年度2億9,052万6千円）
- ・国民年金費で905万4千円（前年度733万2千円）

を支出しました。

その主な内容は、次のとおりです。

#### ①社会福祉費

・社会福祉総務費では、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき経済的に困窮している方への相談支援や就労支援などを行う生活困窮者自立支援事業に1,067万3千円を支出しました。

・障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなど、障害者福祉事業に5億5,564万8千円を支出しました。障害福祉サービスは、対象者及び利用件数が増

加傾向にあり、前年度比6,573万8千円の増額となりました。

- ・年長者福祉費では、福祉ふれあいバス運行業務及び当該バス借上げに516万2千円を支出しました。

- ・国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金に2億8,624万7千円を支出しました。

- ・後期高齢者医療費では、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金に2億7,833万4千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金に8,679万円を支出しました。

- ・介護保険費では、介護保険事業特別会計への繰出金などに3億3,966万9千円を支出しました。

- ・福祉医療助成費では、年長者、障害者、ひとり親家庭、子ども及び未熟児を対象とした医療費助成事業に1億7,892万9千円を支出しました。平成27年7月に子ども医療費助成事業を拡充した影響もあり、前年度比で3,604万7千円の増額となりました。

- ・臨時福祉給付金事業費では、非課税の方を対象に給付金の支給を行い、給付費及び事務費として3,351万1千円を支出しました。

- ・子育て世帯臨時特例給付金事業費では、児童手当受給者を対象に給付金の支給を行い給付費及び事務費として1,319万8千円を支出しました。

## ②児童福祉費

- ・児童福祉総務費では、社会保障・税番号制度システム対応業務として270万円を支出しました。

- ・児童措置費では、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始したことに伴い、これまでの民間保育園児童運営費を私立保育園施設型給付費として3億433万円を支出しました。児童扶養手当、児童手当などがひとり親家庭福祉費に移動したこと及び平成26年度は高浜学園施設整備事業補助があったことなどにより前年度比7億5,047万1千円の減額となりました。

- ・児童福祉施設費では、第二保育所耐震補強工事実施設計として274万3千円、また、平成26年度からの繰越事業である産前・産後ヘルパー派遣業務として28万4千円などを支出しました。

- ・ひとり親家庭福祉費では、ひとり親家庭への相談支援や就労支援、児童扶養手当の支給などに1億1,009万8千円を支出しました。

- ・児童手当費では、児童手当の支給に5億4,594万円を支出しました。

## ③生活保護費

- ・生活保護受給者への生活扶助、医療扶助、住宅扶助などの扶助費として、2億5,828万8千円を支出しました。

## 4. 「衛生費」

衛生費は9億7,915万7千円（前年度8億7,407万7千円）で、前年度に比べ1億508万円、12.0%の増となりました。

①保健衛生費では、がん検診や妊婦健康診査等の保健ヘルス事業費に9,071万9千円を支出しました。

②環境衛生費では、4,334万2千円を支出しました。平成26年度に環境基本計画策定業務の支払があったことなどにより、前年度比1,001万7千円の減額となりました。

③清掃費では、6億3,904万8千円を支出しました。清掃工場改修工事において平成26年度より支払額が多かったこと、清掃工場精密機能検査を実施したことなどにより、前年度比1億2,613万8千円の増額となりました。

#### 5. 「農林水産業費」

農林水産業費は7,916万1千円（前年度9,001万3千円）で、前年度に比べ1,085万2千円、12.1%の減となりました。

#### 6. 「商工費」

商工費は5,527万9千円（前年度1,528万1千円）で、前年度に比べ3,999万8千円、261.8%の増となりました。地域住民生活等緊急支援交付金事業を実施したことによる増で、本事業における主な支出は、次のとおりです。

- ・定住観光プロモーション支援事業 847万円
- ・三川合流地点展望施設整備工事 88万8千円
- ・プレミアム商品券発行事業 2,879万7千円
- ・にぎわい創造事業補助金 20万円
- ・離宮の水保存会施設管理補助金 69万9千円

#### 7. 「土木費」

土木費は、9億2,029万8千円（前年度8億8,655万9千円）で、前年度に比べ3,373万9千円、3.8%の増となりました。

主な支出は、次のとおりです。

- ・桜井跨線橋補修・補強事業 9,697万5千円
- ・指手橋補修・補強事業 4,137万5千円
- ・大通橋補修設計業務 756万円
- ・（仮称）町道百山12号線整備事業 682万3千円
- ・町道広瀬幹線整備工事 195万7千円
- ・町道広瀬桜井幹線整備工事 488万2千円
- ・土砂災害情報相互通報システム水位観測装置更新工事 297万円
- ・まちづくり活動支援業務 164万2千円
- ・民間住宅耐震改修補助 300万円
- ・町営住宅改修工事 945万円

## 8. 「消防費」

消防費は、3億6,464万5千円（前年度3億4,626万6千円）で、前年度に比べ1,837万9千円、5.3%の増となりました。

主な支出としては、消防車両2台分の更新に551万9千円、自家発電機設備の更新に1,058万4千円を支出しました。

## 9. 「教育費」

教育費は、22億7,262万4千円（前年度12億1,207万1千円）で、前年度に比べ10億6,055万3千円、87.5%の増となりました。

①教育総務費では、第四学童保育棟設計業務として585万4千円、学童保育室の拡充に伴う空調機設置工事に122万2千円を支出しました。

②小学校費では、第一・第二・第四小学校の耐震補強等工事として6億8,370万9千円を支出しました。また、学校施設の老朽化対策として、町立各小学校の消防設備改修工事に971万円を、第二小学校の便所改修工事实施設計業務に442万8千円を支出しました。

③中学校費では、第一中学校の耐震補強等工事の第1期工事として9,193万3千円を支出しました。また、学校施設の老朽化対策として、町立各中学校の消防設備改修工事に372万5千円を、町立第二中学校のプール改修工事实施設計業務に248万4千円を支出しました。平成28年度から開始する中学校給食に関連するものとして、第二中学校への給食棟設置工事に3億6,532万8千円を、食器などの給食用消耗品の購入に2,033万1千円を、配膳台などの給食用備品の購入に118万8千円を支出しました。

④幼稚園費では、消防設備改修工事として369万3千円を支出しました。

⑤史跡桜井駅跡管理費では、JR側防護柵改修工事に109万7千円を支出しました。また、平成26年度からの繰越事業である給排水設備設置等工事に446万9千円を支出しました。

## 10. 「災害復旧費」

災害復旧費は、3,301万6千円（前年度1,397万8千円）で、前年度に比べ1,903万7千円、136.2%の増となりました。本年度は、台風の接近や大雨警報等への対応にかかる職員手当及び町内で発生した被害に対する復旧工事にかかる費用を支出しました。

①災害応急対策費では、台風第11号の影響により水路の沈砂地に堆積した土砂の浚渫工事に2,273万8千円を支出しました。

②土木災害復旧事業費では、町道尺代5号線の法面からの土砂流出などに伴う災害復旧工事に448万2千円を支出しました。

③教育災害復旧事業費では、町立キャンプ場法面復旧工事に240万3千円を支出しました。

## 11. 「公債費」

公債費は、11億6,641万6千円（前年度11億6,636万6千円）で、ほぼ前年度並みとなりました。

元金は、10億4,472万7千円で、前年度に比べ1,575万8千円の増額となりました。この主

な要因は、平成23年度発行の臨時財政対策債の元金償還が開始されたことなどによるものです。

次に、利子は、1億2,168万9千円で、前年度に比べ1,570万8千円の減額となりました。この主な要因は、元利均等償還及び元金均等償還の利子分が減少していること及び金利が低水準で推移していることなどによるものです。

次に、普通会計決算に関して説明いたします。平成27年度事務事業成果報告書の「第17 財政に関すること」をご覧ください。

普通会計とは、国が全国の決算の比較を行う統計処理のために一定のルールに基づき算定する想定会計で、本町の場合は、一般会計に土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を加え、会計間相互の資金移動などを除いたものです。

財政分析のもとになる普通会計ベースの決算では、「2 普通会計決算に関する事項」の「(1)財政分析指標」にありますように、平成27年度の普通会計決算の歳入歳出差引額は2億2,923万2千円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,831万7千円を差し引いた実質収支は、5,091万5千円の黒字となりました。

また、単年度収支に財政調整基金の積立て・取崩しなどを差し引きした実質単年度収支については、1,018万7千円の赤字となりました。

実質単年度収支の赤字の主な要因は、翌年度に繰り越すべき財源が大きいため、実質収支が前年度を下回ったこと及び財政調整基金への積立金が取崩し額を下回ったことなどによるものです。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は95.9%と、前年度の99.6%から3.7ポイント改善しました。

経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源収入額に対する割合であり、具体的には、都市計画税を除く町税収入、地方譲与税、普通交付税などの収入を分母とし、人件費、扶助費及び公債費のように、縮減することが難しい支出を分子とした値で、経常経費に経常一般財源収入がどの程度充てられているかを表すものです。

経常収支比率が前年度より改善した要因については、次のとおりです。

分母である経常一般財源収入（臨時財政対策債を含む。）では、自主財源の多くを占める町税（都市計画税を除く。）及び地方消費税交付金が前年度より増額となったことなどにより、総額で67億5,818万2千円と、前年度比3億5,683万1千円の増額となりました。

次に、分子である経常経費充当一般財源では、人件費については減額となったものの、民間保育所の開設や医療費助成の増額などにより扶助費が増額となり、また、繰出金でも、国民健康保険事業特別会計への繰出しが増額となったことなどにより、総額で64億8,442万7千円と、前年度比1億968万6千円の増額となりました。

以上により、分子である経常経費充当一般財源の増額を、分母である経常一般財源収入の

増額が上回ったことから、経常収支比率が前年度と比べ改善したものです。

今後においても、社会保障関係費の自然増に加え、公共施設等の老朽化対策などに多額の財源を必要とする中で、町税収入などの経常一般財源収入の増額は期待できない状況にあることから、引き続き、財務体質の強化に努める必要があります。

次に、歳出の「性質別」のうち、義務的経費などについて説明します。

#### 1. 「人件費」

人件費については、19億1,730万2千円（前年度19億4,827万9千円）で、前年度に比べ3,097万7千円、1.6%の減となっています。この主な要因は、退職手当支給対象者数の減少に伴う退職手当額の減額によるものです。

#### 2. 「扶助費」

22億7,651万8千円（前年度21億942万3千円）で、前年度に比べ1億6,709万5千円、7.9%の増となっています。この主な要因は、平成27年3月に新たに民間保育園が開設されたことにより施設型給付費が増となったことなどによるものです。

主な支出については、次のとおりです。

①社会福祉関係は、6億8,953万8千円（前年度6億3,741万8千円）で、前年度に比べ5,212万円、8.2%の増となっています。主に障害者福祉事業の増によるものです。

②老人福祉関係は、5,213万7千円（前年度4,356万5千円）で、前年度に比べ857万2千円、19.7%の増となっています。

③児童福祉関係は、12億5,022万8千円（前年度11億5,387万3千円）で、前年度に比べ9,635万5千円、8.4%の増となっています。その主な内訳は、次のとおりです。

- ・民間保育園への給付費、運営補助等 4億888万4千円（前年度2億6,698万6千円）
- ・児童手当 5億4,594万円（前年度5億5,826万円）
- ・児童扶養手当 9,583万4千円（前年度9,246万4千円）

④生活保護関係は、2億5,828万9千円（前年度2億4,619万8千円）で、前年度に比べ1,209万1千円、4.9%の増となっています。その主な内訳は、次のとおりです。

- ・生活扶助 7,193万7千円（前年度7,723万2千円）
- ・医療扶助 1億2,861万5千円（前年度1億1,253万3千円）
- ・住宅扶助 4,067万8千円（前年度4,013万8千円）

⑤教育関係は、2,413万1千円（前年度2,639万6千円）で、前年度に比べ226万5千円、8.6%の減となっています。

#### 3. 「公債費」

公債費については、歳出説明の「公債費」のとおりです。

#### 4. 「積立金」

次に、本年度の積立金は、4,215万4千円（前年度1億1,417万7千円）で、前年度に比べ



7,202万3千円、63.1%の減となりました。

積立金の内訳は、歳出説明の「総務費」の「①総務管理費」のうち、「財政調整基金等積立金」でご説明したとおりです。

積立基金の状況については、事務事業成果報告書「(7)積立基金の状況」をご覧ください。積立基金の平成27年度末現在高は42億2,951万4千円で、前年度より2億6,418万6千円減少しました。

#### 5. 「繰出金」

繰出金については、14億6,037万6千円（前年度13億4,918万2千円）で、前年度に比べ1億1,119万4千円、8.2%の増となりました。

繰出しの内訳は、次のとおりです。

- ・公共下水道事業特別会計へ4億7,500万円（前年度4億7,500万円）
- ・国民健康保険事業特別会計へ2億8,624万7千円（前年度2億2,906万7千円）
- ・後期高齢者医療特別会計及び大阪府後期高齢者医療広域連合へ3億6,446万1千円（前年度3億2,716万3千円）
- ・介護保険事業特別会計へ3億2,963万6千円（前年度3億1,789万円）
- ・土地開発基金へ5万4千円（前年度6万2千円）

続いて、町債の状況について、事務事業成果報告書「(9)町債（事業別）の状況」をご覧ください。

平成27年度末町債現在高は109億3,755万7千円で、前年度末現在高に比べ、3億6,536万2千円の増となりました。

以上、簡単ではございますが、平成27年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算の状況、重点項目にかかる決算の状況、主な建設事業費の内訳等の参考資料もご参照いただきたいと思います。

### 平成27年度島本町土地取得事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本会計は、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債の活用により、自主的・主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

平成27年度は、土地開発基金から生ずる利子収入を同基金に積み立てました。

歳入歳出決算書No.2の20ページに記載しております「実質収支に関する調書」のとおり、歳入歳出は5万4千円の決算となりました。

その内容について「平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明いたします。

「歳入」のうち「財産収入」につきましては、「財産運用収入」として「土地開発基金利子収入」5万4千円を収入しました。

「歳出」のうち「諸支出金」につきましては、「土地開発基金費」として、財産運用収入である土地開発基金の利子収入5万4千円を、同基金に積み立てました。

なお、土地開発基金の年度末残高は、2億7,365万8千円です。

以上、簡単ではございますが、平成27年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

### 平成 27 年度島本町国民健康保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

まず、一般状況でございますが、平成27年度の国保加入者数は、年度末時点におきまして4,243世帯、被保険者数は6,941人で、前年度に比べ、106世帯の減少、285人の減少となっております。

次に、本町の決算状況におきましては、歳入歳出決算書No.2の68ページに記載いたしております「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額41億8,024万5千円に対し、歳出総額は40億3,981万4千円となり、歳入歳出差引額1億4,043万1千円となっております。

歳入につきましては、前年度に比べ5億9,361万6千円、率にいたしまして16.6%の増となっております。

増となりました主なものといたしましては、国庫支出金で2,610万9千円、前期高齢者交付金で7,446万6千円、共同事業交付金で4億5,570万7千円、繰入金で1億8,329万4千円がございました。減となりました主なものといたしましては、国民健康保険料で1,404万9千円、繰越金で1億6,650万3千円がございました。

一方、歳出につきましては、前年度に比べ5億2,547万1千円、率にいたしまして15%の増となっております。

増となりました主なものといたしましては、保険給付費で1億3,419万6千円、共同事業拠出金で4億9,014万1千円、諸支出金で6,500万1千円がございました。減となりました主なものといたしましては、介護納付金で2,422万8千円、基金積立金で1億3,230万8千円がございました。

なお、1人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）は、一般被保険者分が30万7,180円、退職被保険者分が33万8,050円となり、前年度に比べ一般被保険者分で2万1,047円（7.4%）の増、退職被保険者分は12万6,157円（59.5%）の増となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 27 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第 4 号認定 平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

まず、一般状況でございますが、平成 27 年度の被保険者数は、年度末時点におきまして 3,381 人で、うち 65 歳から 74 歳までの加入者が 30 人、75 歳以上が 3,351 人となっており、前年度に比べ、159 人の増となっております。

業務につきましては、前年度と同様、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、制度に関する相談などの窓口業務を行うとともに、督促や催告を行うなど滞納保険料の収納向上に努めました。

次に、決算についてでございますが、実質収支は、歳入歳出決算書 No. 2 の 88 ページに記載いたしております「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 4 億 2,188 万 8 千円に対し、歳出総額は 4 億 761 万 5 千円となり、歳入歳出差引額 1,427 万 3 千円となっております。

この主な要因といたしましては、保険料収入の繰越分となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が前年度に比べ 339 万 4 千円増の 3 億 2,289 万 8 千円となりました。

歳出につきましては、総務費で 3,334 万 1 千円、後期高齢者医療広域連合納付金で 3 億 7,370 万 9 千円となっており、後期高齢者広域連合納付金の内訳といたしましては、保険料等負担金が 3 億 2,025 万 9 千円、保険基盤安定負担金は、5,345 万円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成27年度島本町介護保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第 5 号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

介護保険制度は、制度施行後16年が経過し、平成27年度は「第 6 期介護保険事業計画」の 1 年目として事務事業を推進しました。

平成28年 3 月末現在の要介護認定者数は、計画値1,293人に対し、1,383人となり、計画をやや上回りました。

また、サービス受給者につきましては、平成27年度サービス実績で、居宅介護（予防）サービスが、計画の年間延べ人数9,276人に対しまして1万347人に、施設介護サービスが計画の年間延べ人数2,112人に対しまして2,070人となりました。

保険給付費（介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入居者介護（予防）サービス費等の合計）につきましては、18億1,822万9千円と、計画に対しまして96.7%の執行率となりました。

次に、決算についてでございます。実質収支は決算書No.2の126ページ「実績収支に関する調書」に記載のとおり、歳入総額20億6,414万4千円に対し、歳出総額19億8,667万8千円となり、実質収支額は、7,746万6千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものといたしましては、保険料及び保険給付にかかります法定負担割合に基づき概算交付されました国庫負担金等でございます。なお、これらの概算交付されました歳入につきましては、翌年度に精算される仕組みとなっております。

また、地域包括支援センターが行う地域支援事業に対しまして、国、府、町及び支払基金（介護予防事業）から、それぞれ法定負担割合に基づき補助金等が概算交付されており、これらに対しまして翌年度に精算される仕組みとなっております。

一方、歳出の主なものといたしましては、職員の人件費や電算システム運用費用、介護認定に要する諸経費として、総務費で7,754万4千円、介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費等の保険給付費で18億1,822万9千円となっております。

なお、本特別会計は、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年を一つの中期財政運営期間として、「第6期島本町介護保険事業計画」との整合性を図りつつ、第1号被保険者の介護保険料率を定め運営しており、年度間の財政調整に用いる介護保険給付準備基金につきましては、平成27年度末時点で1億4,997万8,193円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書（No.2）138ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額及び歳出総額は、共に443万7千円の決算となりました。

平成27年度につきましては、通常の検針・水質検査等業務のほか、大沢地区特設水道浄水場砂ろ過装置等五方弁修繕業務を委託しております。

また、平成27年度事務事業成果報告書195ページに「第2 大沢地区特設水道施設事業に関すること」を記載しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

### 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書（No.2）166ページ、「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額13億7,273万6千円に対し、歳出総額が13億7,245万9千円で、歳入歳出差引額は27万7千円となり、実質収支額は27万7千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものとしましては、受益者負担金484万1千円、下水道費国庫補助金1億4,160万円、下水道債2億7,910万円などの特定財源収入のほか、下水道使用料で4億2,020万2千円、一般会計繰入金で4億7,500万円、また、平成26年度淀川右岸流域下水道維持管理負担金の精算返納金などの雑入で719万3千円となっております。

下水道使用料につきましては、普及率の上昇により接続人口が増加しているものの、家庭や事業所における節水器具の普及による使用水量の減少に伴い、処理水量が減少したことから減収となっております。

また、前年度に引き続き受益者負担の世代間の公平化を図るため、資本費平準化債9,000万円を発行しております。

一方、歳出の主なものでございますが、一般管理費では、淀川右岸流域下水道維持管理負担金で、前島ポンプ場等の雨水処理にかかる維持管理負担金1億5,867万2千円となっております。

委託料では、平成32年度までに公営企業会計に移行するための基礎となる、公営企業会計適用基礎調査業務399万6千円が新規事業となっております。

工事請負費では、山崎汚水中継ポンプ場2号汚水ポンプ修繕工事1,215万円が主なものとなっております。

下水道建設費では、工事請負費で、高浜一丁目地内の面整備にかかります汚水管渠築造工事として8,507万7千円となっております。

委託料では、前年度から2ヵ年で実施している山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託2億1,594万4千円及び五反田雨水幹線整備実施設計業務（測量及び土質調査）1,328万4千円が主なものとなっております。

負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金1,476万6千円及び流域下水

道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金74万2千円となっております。

公債費では、町債の元利償還金等が7億1,018万9千円で、前年度と比べ減となっております。また、町債の平成27年度末現在高は66億2,163万2千円と、前年度に比べ2億6,654万1千円、率にして3.9%の減となりました。

なお、本年度末での整備済面積は、高浜一丁目の一部地域の面整備を実施したことから、前年度と比べ約0.7ha増の約299.2haとなり、人口普及率は、約95.0%となっております。

今後とも、下水道事業の効率的な運営に努めるとともに、下水道財政の健全な運営を進めてまいります。

なお、平成27年度事務事業成果報告書195ページから197ページまでに「第3 公共下水道事業に関すること」及び317ページから318ページまでに「工事請負に関すること」を記載しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成27年度島本町大字各財産区特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第8号認定 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から第12号認定 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの5件について、一括してご説明申し上げます。

始めに、大字山崎財産区特別会計では、歳入総額265万2,194円に対し、歳出総額は25万円で、歳入歳出差引額は240万2,194円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、自治会に対する補助金でございます。

次に、大字広瀬財産区特別会計では、歳入総額174万1,579円に対し、歳出総額は0円で、歳入歳出差引額は174万1,579円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、ございませんでした。

次に、大字桜井財産区特別会計では、歳入総額1億3,994万1,983円に対し、歳出総額は410万5,929円で、歳入歳出差引額は1億3,583万6,054円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、桜井公会堂の火災保険料及び自治会に対する補助金でございます。

次に、大字東大寺財産区特別会計では、歳入総額139万1,128円に対し、歳出総額は15万円で、歳入歳出差引額は124万1,128円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金及び預金利子でございます。歳出は、自治会に対する補助金でございます。

最後に、大字大沢財産区特別会計では、歳入総額252万4,704円に対し歳出総額は20万1,745円で、歳入歳出差引額は232万2,959円でございます。

歳入は、前年度からの繰越金、預金利子及び立木伐採補償金でございます。歳出は、自治会に対する補助金及び一般会計への繰出金でございます。

5財産区特別会計では、歳入合計額1億4,825万1,588円、歳出合計額470万7,674円をもって決算し、歳入歳出差引合計額1億4,354万3,914円は、翌年度に繰り越しております。

なお、各財産区の決算の詳細につきましては、歳入歳出決算書（No.2）167ページから228ページに記載しております。

また、各財産区の決算の認定に先立ちまして、島本町大字部落財産区管理条例の定めるところにより、それぞれの財産区管理会のご同意をいただいております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成27年度島本町水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書2ページから5ページまでの決算報告書につきましては、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、7ページから15ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書につきましては、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しております。

本認定につきましては、「地方公営企業法」第30条第2項の規定に基づき、去る平成28年7月20日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、同法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するものでございます。

まず、2ページ及び3ページの決算報告書の収益的収入及び支出でございます。

収入では、第1款、水道事業収益の決算額が6億4,824万円で、その内訳につきましては、第1項の営業収益で5億3,257万6千円、第2項の営業外収益で1億1,566万4千円となっております。

支出では、第1款、水道事業費用の決算額が5億2,722万2千円で、その内訳につきましては、第1項の営業費用で5億858万2千円、第2項の営業外費用で1,863万9千円となっております。

次に、4ページ及び5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款、資本的収入の決算額が4,751万6千円で、支出の第1款、資本的支出の決算額が2億6,304万9千円となり、差引き2億1,553万4千円の不足が生じましたが、その不足額につきましては、当

年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金にて補填しております。

資本的支出の主なものとしましては、拡張事業費にかかるもので、実施設計業務として、大藪浄水場中央管理センターの更新にかかる設計業務496万6千円、第二大藪取水施設新設実施設計業務1,058万4千円を、施設整備事業費にかかるもので、委託料として、水道事業認可変更届出書作成業務313万2千円並びに大藪浄水場自家発電設備新設及び高圧受電設備更新にかかる設計業務700万3千円を実施し、工事請負費として、青葉地区老朽配水管布設替工事（その1）2,095万2千円、青葉地区老朽配水管布設替工事（その2）1,334万9千円、桜井台地区外老朽配水管布設替工事（その1）2,478万6千円、桜井台地区外老朽配水管布設替工事（その2）2,324万2千円、公共下水道関連配水管移設工事（第1工区）2,052万円、公共下水道関連配水管移設工事（第2工区）950万4千円、桜井地区外老朽配水管布設替工事（その1）567万円、桜井地区外老朽配水管布設替工事（その2）4,587万円及び平成27年度から2ヵ年の事業として大藪浄水場浄水池新設工事のうち5,000万円を実施しました。

続きまして、7ページには損益計算書を記載しております。

1の「営業収益」は、4億9,343万円となっております。

営業収益の大部分を占める給水収益は、4億8,896万4千円となり、前年度と比べ減となっております。これは、住民の節水意識の浸透や、家庭や事業所における節水器具が普及していることが要因と考えられます。

次に、2の「営業費用」は、4億9,307万2千円となっており、前年度と比べ増となっております。これは、今年度は退職者2名分の退職給付費を支払ったことによるものです。

なお、受水費につきましては、本年度は大阪広域水道企業団から年間32万8,170m<sup>3</sup>を受水し2,461万3千円（税抜き）となっております。

次に、3の「営業外収益」は1億1,337万7千円、4の営業外費用は874万4千円となり、結果、経常利益は、1億499万2千円となっております。

従いまして、平成27年度の純利益は、前年度と比べ4,801万5千円減の1億499万2千円となっております。これに、前年度繰越利益剰余金2,399万1千円及び減債積立金からの繰入れを含めたその他未処分利益剰余金変動額591万1千円を加えた平成27年度未処分利益剰余金は、1億3,489万3千円となっております。

続きまして、8ページ及び9ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）でございます。

上段の剰余金計算書におきましては、平成26年度の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度末残高と、平成27年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しております。

利益剰余金のうち、減債積立金につきましては、平成27年9月定例会議においてご可決賜りました剰余金の処分により減債積立金に1,000万円を積み立て、企業債の償還に591万1千



円を支出したことにより、1億2,054万3千円となっております。未処分利益剰余金は、減債積立金及び建設改良積立金への積立てによる減と、減債積立金から企業債償還分の戻入れ及び平成27年度の純利益を加えたことにより、1億3,489万3千円となり、その結果、利益剰余金合計は、9億4,543万6千円となっております。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申しあげました未処分利益剰余金1億3,489万3千円のうち、資本金に5,978万8千円を組み入れ、減債積立金に4,000万円及び建設改良積立金に1,000万円の積立てを行うことにつきましては、今回、「第62号議案 平成27年度島本町水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしております。

続きまして、10ページ及び11ページには、平成27年度末現在の貸借対照表を記載しております。

まず、10ページの「資産」の部につきまして、1の固定資産は、有形固定資産のアの土地からキの建設仮勘定までの取得価額、平成27年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の電話加入権との合計額で、49億3,502万円となっております。

なお、固定資産の詳細につきましては、38ページ及び39ページの平成27年度固定資産明細書に記載しておりますのでご参照願います。

次に、2の流動資産につきましては、現金・預金15億407万4千円、未収金6,407万円、貯蔵品352万3千円及び短期貸付金2億1,600万円との合計額で、17億8,766万6千円となっております。

従いまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は67億2,268万7千円となっております。

次に、11ページの「負債」の部につきまして、3の「固定負債」のうち、企業債につきましては償還期限が1年以降に到来するもので4億1,512万2千円、引当金につきましては、アの退職給付引当金1億4,447万4千円で、合計額は、5億5,959万6千円となっております。

4の「流動負債」のうち、企業債につきましては、償還期限が1年以内に到来するものとして1,474万2千円、未払金は1億4,963万4千円、賞与引当金は564万円、その他流動負債は4,614万3千円となっており、合計額は、2億1,615万9千円となっております。

従いまして、固定負債及び流動負債の負債合計額は7億7,575万5千円となっております。

5の「繰延収益」につきましては、長期前受金26億2,048万7千円から償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計額13億7,197万円を差し引いた結果、12億4,851万8千円となり、負債合計は、20億2,427万3千円となっております。

続きまして、「資本」の部でございますが、6の資本金は、25億7,737万5千円となりました。次に、7の剰余金につきまして、資本剰余金は11億7,560万3千円となっております。利益剰余金は、先ほど剰余金計算書の説明の際に申しあげましたが、減債積立金1億2,054万3千円、建設改良積立金6億9,000万円及び平成27年度未処分利益剰余金1億3,489万3千円との合計額で、21億2,103万9千円となっております。

従いまして、負債及び資本合計額は、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額

の67億2,268万7千円となっております。

以上が、決算諸表についての説明でございます。

また、平成27年度の有収率につきましては96.2%で、前年度と比べ0.8ポイントの上昇となりましたが、有効率につきましては98.6%で、前年度と比べ0.9ポイント減少しております。

なお、17ページから40ページまでに決算附属書類を記載しており、26ページまでの事業報告書には、総括事項として給水状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関する内容を記載しております。

27ページには有収水量口径別内訳を、28ページ及び29ページには平成26年度と平成27年度の経営分析及び財務分析を、30ページ及び31ページには給水原価構成表（税抜き）を、32ページから36ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しております。

また、42ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町水道事業会計決算の認定の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後2時37分～午後2時55分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これより質疑に入りますが、各会計決算13件については、常任委員会に付託し審査することになっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

これより、決算13件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

なお、質疑は人びとの新しい歩み、自由民主党クラブ、公明党、自民無所属の会、日本共産党、関議員、平井議員、田中議員、外村議員の順で行います。

それでは最初に、人びとの新しい歩みの発言を許します。

**戸田議員（登壇）** 2015年度は、積年の課題であった学校教育施設の耐震化事業が集中、町史に残る給食棟新設工事も行われました。また、台風・大雨が多い年でもあり、住民に最も近い基礎自治体の職員の皆さんの日頃の業務に、改めて感謝いたします。

さて、日本国憲法第10章は、最高法規として第97条に、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としています。

そこで、まず1点、「LGBTの人びとの社会的地位向上」を目指して、問います。

男女の性差、性的指向（セクシャル・オリエンテーション）や性自認（ジェンダー・アイデンティティ）に関わらず、すべての人々が基本的人権を保障され、自ら望む生き方を選択できる社会を目指していかなければなりません。性的少数者の人びとに対して、誤った情報や差別が社会に蔓延しています。社会制度上の差別解消にも多くの課題があります。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々がもっと生きやすい社会を目指すことは、新たな視点で男女の社会的・文化的性差をなくしていくことにも繋がるはずです。

二度の全職員対象人権研修を通して、LGBTに関して職員、教職員の知見及び人権意識はどのように向上しましたか。

2) 「生存権を保障するための生活困窮者自立支援」を。

「生活困窮者自立支援法」が施行され、福祉事務所を持つ島本町は、生活困窮者に対する自立支援に取り組むこととなりました。「生活困窮者自立支援法」は、扶養義務を強化するなど、申請をより厳しい条件にする「生活保護法」の改正とあわせて成立したものです。

本町において、自立相談支援、家計相談支援、総合的支援プラン作成から見えてきた生活困窮者の実態、島本町独自の課題はどのようなものですか。

女性の貧困や子どもの貧困も懸念されます。疾病、心身の障害、失業、離婚、家族の介護など、複数の要因が絡まり、生活困窮状態となる可能性は誰にでもあります。税、保険、年金、子どもを担当する部局が福祉の枠組みを超えて取り組み、本人のご希望のもと、相談窓口につなげていくことで、早期発見・早期支援が可能になります。このような取り組みになっているでしょうか。

3) 「災害に強いまちづくりを目指して」

台風・大雨などにより、六度の災害応急対応が行われました。万一の災害時に最も頼りになるのは、基礎自治体の職員の皆さんです。しかしながら、発生直後は地域での「共助」が重要な役割を果たします。各家庭での防災意識や、自主防災組織の日頃の取り組みが活きるよう、住民主体の実践的な防災活動を育てていく必要があります。

防災出前講座のメニュー化、女性の視点での地域防災活動の推進など、様々な工夫が考えられますが、住民参加型の防災訓練・防災教育の調査・研究、検討は進んでいますか。現在、出前講座の開催は限定された組織に止まっています。各組織の課題を把握し、活動を促す支援が必要ではありませんか。

夏の降雨により、尺代5号線ののり面が崩落、大量の土砂が流出しました。発覚から第一報、現場把握、緊急対応、対策工事实施に至るまで、対応の経過を説明してください。原因はどこにあったのか、大規模な土砂崩れになった可能性もあったのではないかと。復旧工事の後、新たな問題が生じていないか、確認はできていますか。

4) 「第5次島本町行財政改革プラン最終年度の成果」を問います。

2015年度は、「第5次島本町行財政改革プラン」の最終年度に当たります。5年間の全体的な振り返りと、2015年度の成果、残された主な課題について説明を求めます。

特に補助金制度については、「その効果と実績の評価を行い、公益性・公共性・透明性の観点から、補助のあり方を再点検して見直す」ということでした。しかし、これまで検討されることはなく、現行制度を維持しているのではありませんか。各種イベント事業についても、事業本来の目的と効果を分析し、高齢化するボランティアや職員の削減を考慮して、今後のあり方を考える必要があると思います。2015年度に行った検討と、今後、目指すべき方向性について、お示してください。

5)「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。

「まち・ひと・しごと創生法」の施行を受け、2016年3月、「島本町人口ビジョン」「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定されました。策定に先行して、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる先行型の交付金を活用し、地域観光資源の魅力を高めるための施設整備を行われました。その効果を、どのように検証されていますか。

「全国的な少子高齢化、人口減少社会の進展に歯止めをかけ、地域で住みよい環境を創造し、まちづくりを担う人材の確保、地域での就業を推進する」という目的を考えるならば、女性、若者、子どもへの支援事業に、もっと重点が置かれるべきではないでしょうか。

「定住促進・観光振興のための戦略」では、町の魅力を創出するもの、次世代の定住促進を促すものとして、尺代・大沢地区の潜在能力に注目しています。今後、具体的な施策をどのように展開し、2016年度の地方創生加速化交付金に繋げていかれますか。

6)「JR島本駅西地区のまちづくり活動支援」を問う。

2013年7月のJR島本駅西土地区画整理事業準備組合第5回総会以降、大成建設株式会社関西支店と、JR島本駅西土地区画整理事業準備組合と、その事務局である本町との間で、事業協力者の承認撤回問題をめぐって協議を要する事態になりました。2015年8月21日付けで、準備組合事務局と大成建設株式会社関西支店との間で確認書を交わされ、同社との協議はようやく終了しました。関係機関、特に当該地への進出を希望されていた水無瀬病院、大阪青凌中高一貫校の事業計画に多大な影響を及ぼしました。

事務局を担う島本町として、何が問題で、なぜ、このような事態になってしまったのか、反省すべき点はどこにありますか。

7)「清掃工場の精密機能検査の結果」を問う。

清掃工場の包括運営委託の導入を検討するにあたり、清掃工場包括運営検討委員会での熟議を経て、島本町清掃工場包括運営検討報告書を策定、委員会の提言を受けて、精密機能検査を実施されました。

結果、包括運営委託を導入する際に必要となる施設整備の時期や範囲について、どのようなことがわかりましたか。施設整備の長寿命化を図るための課題など、同検査によって把握できたことをお示してください。

また包括運営委託を行うべきかどうかの判断は、いつ、どのようにされるのですか。

8)「問題が多すぎる共通番号制マイナンバー」。

「共通番号・マイナンバー」制度は、税の公平・公正、行政の効率化、コスト削減、災害に活用の目的で制度が始まりましたが、マイナンバーの通知が届かないなど、スタートから大きく躓き、制度の前提が損なわれています。また個人番号カードは、J-LISのシステムトラブルで交付が滞り、申請数の3分の1しか交付できていないなど、異常な事態を迎えています。

カード発行がJ-LISの業務の中でも最も簡単なのに、こうした不具合が出ているということは、個人情報漏えいもさることながら、今後、始まる情報連携などがうまくいかず、制度の運用ができない可能性がかなり高いのではないですか。

9) 「民設民営保育所、高浜学園の運営姿勢」を問う。

施政方針において、「新たに民設民営の保育所がオープンし、喫緊の課題であった保育所の待機児童対策、既存保育所における過密対策などに資するものと期待している」とおっしゃいました。

期待は裏切られました。町の保育士配置基準を満たしていない運営が続いています。2015年3月開園、園長と保育士2名が4月末で退職されました。このニュースは瞬く間に町内に拡がり、保護者の間に不安が拡がりました。5月には新たな園長が就任されたとのことですが、町への報告が適切に行われたとは認識していません。保育士については、その後、確保ができないまま、町独自の配置基準は初年度から守られていない状況です。待機児童と過密保育の緩和・解消に十分に役立てていただけないだけでなく、一時預かり保育も、障がい児保育も、実施されないままです。

保育所整備のために支出された大阪府及び町からの多額の補助金が、公正かつ効率的に使用されていると言えるのか。また、200人定員という大規模保育所を現地に置くという判断は適切であったのか。保育士不足という社会的な問題を理由にする以前に、その妥当性を問う必要があると思います。執行部の見解を問います。

10) 「教育の中立性は保たれのか、総合教育会議」。

「改正地方教育行政法」により教育委員会制度が変わり、首長が主催する総合教育会議が設けられ、「教育大綱」も定められました。首長の教育権限が強められ、教育の中立性・独立性が維持されるのかが危惧されています。

島本町においては、教育委員会の独立性が担保され、教育委員会との協議が尊重され、中学校の教科書採択が、これまで同様、教育委員会で行われています。今後も学校教育の当事者である子ども達、保護者、現場の教職員の意向を尊重した教育の推進を求めますが、いかがですか。

11) 「高齢者の尊厳ある暮らしを支えるために」。

2015年は、「第6期島本町介護保険事業計画」の初年度にあたります。「介護の社会化」を目指してスタートした介護保険制度がお大きく変わろうとしています。要支援者の訪問介護や通所介護を保険給付から切り離し、日常生活支援総合事業として、町の独自事業へと

移行、地域社会にゆだねようとするものです。

「保険給付」から「事業」となれば、要支援者の「受給権」は失われ、町には「給付義務」がなくなります。法令の基準でサービスの質が担保されることもありません。新たな仕組みを構築するよりも、現行サービスをいかに維持していくかの検討が必要ではありませんか。

待ち望まれた「地域密着型特別養護老人ホーム」の整備運営事業者については、高浜学園の運営法人である社会福祉法人博乃会が選定されました。公募によるものです。選定事務を記録した公文書を公開することなく、公平性・公正性・透明性・妥当性を、どのように明らかにするのでしょうか。行政は企業の経営よりも、利用者の立場、介護保険事業の立場に立つべきと考えます。

12) 「国民健康保険の広域化の問題点」。

大阪府内の国民健康保険を同一料金・同一制度とするものです。自治体が抱えている累積赤字を広域化された国民健康保険に持ち込むことは、事実上不可能です。自治体が独自に一般会計から繰り入れて解決することも、国や大阪府が補てんすることも現実的ではなく、そうしなければ、保険料に上乘せするしかないではありませんか。

加入受付と徴収義務だけが市町村に残り、住民が役場の窓口で相談しても、何一つ救済できなくなってしまうではありませんか。

13) 「西浦門前遺跡発掘の文化的意義」を問う。

小野薬品工業株式会社の新研究棟建設工事に伴う試掘調査により、「上御所」と呼ばれる再建後の水無瀬離宮関連施設と思われる遺跡が発見されました。藤原定家の『明月記』に記載されている幻の庭園に酷似しているとも言われ、内外から大変注目されています。

生涯学習課の学芸員が、内外で行った講演会、発表はどのようなものでしたか。主催者、タイトル、参加人数などをお示しください。また、庭園の一部を歴史文化資料館前庭に復元するに至った経緯をご説明ください。

水無瀬離宮跡関連遺跡について、一連の報告書作成は進んでいますか。正規雇用の学芸員を採用したものの、退職があり、学芸員の数は実質変わっていません。島本町教育委員会は、学術的な課題に腰を据えて取り組むことができるのか。文化施策の充実を懸念する声が届いています。

14) 「島本町の誇る地下水を守り、活かすために」。

地下水90%の水道水を誇る町として、限りある資源である地下水を大切にしている取り組みは充実しているでしょうか。

かつて風光明媚な農村地帯であった島本町は、高度成長時代に急速に市街地が拡がり、今や、雨水は舗装された地表を流れて雨水下水管に流入していきます。長い年月をかけて地層に染み込んでいく雨水は減少しているはずです。中長期的な視点で、地下水涵養と水質の面から、「島本の水」を考えていかなければなりません。森と水、水と私たちの生活を、島本町の環境教育の柱に位置づけていくことを求めます。

以上です。

**総合政策部長** それでは、人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「LGBTの人々の社会的地位向上について」でございます。

性のあり方は人それぞれに異なるとの認識のもと、価値観や考え方の広がりを持って様々な性のあり方が存在することを当たり前のこととし、それに対応する社会を築いていくことが必要であります。依然として、性的マイノリティの方々への理解は十分とはいえない現状にあります。

また、からだの性と心の性に違和感を覚える状態である性同一性障害の場合、戸籍上の性別と社会生活における性別が異なることなどから、精神的な苦痛を感じたり、周囲の偏見にさらされ、雇用や教育など、社会における様々な場において課題や悩みを抱えながら生活されていると聞き及んでおります。

このような状況から、本町では平成27年度、性的マイノリティの方々の人権に関して知識を深め、人権に配慮した行政運営に繋げることを目的とし、全職員を対象に研修を行いました。LGBTを取り巻く現状や課題、支援の実情などを、当事者である講師自身の実体験を交えて講義いただいたことで、職員がこの問題について正しく理解するうえでの契機になったものと考えております。

なお、教職員につきましても、思春期における性的マイノリティの知識不足や無関心がいじめや不登校などの原因にならないよう、小・中学校各校で研修を行っており、児童生徒一人ひとりの性のあり方に対応できるよう取り組んでいるところでございます。

次に、4)点目の「第5次島本町行財政改革プランについて」でございます。

本町では、平成23年度から平成27年度を計画期間とした「第5次島本町行財政改革プラン」に基づき、様々な施策に取り組んでまいりました。

平成27年度の進捗状況といたしましては、「債権の管理に関する条例」の施行、遊休地の売却、個人給付の見直し、戸籍電算化の完了、「公共施設総合管理計画」の策定などがあり、平成27年度の効果額としては、継続効果額もあわせて、全体で約2億500万円となっております。また、5年間の累計効果額は約16億3,700万円となっておりますが、全体のおよそ半分にあたる約8億1,400万円は、遊休地の売却・貸付によるものとなっております。結果的に実現に至っていない事務もありますが、計画期間の5年間で、着実に改革は進展してきたものと認識をいたしております。

補助金制度につきましては、この5年間で各種団体補助金の性質の分析検討、補助対象外経費の考え方の整理など、補助のあり方を検討してまいりました。また、まちの活性化及びにぎわい創造に寄与することを目的に、公募型の補助金を創設したところでございます。

イベントの見直しにつきましては、本町で実施している各種イベント事業に関し、事業本来の目的と費用対効果などを分析し、必要な見直しに繋げることを目的としております。平

成27年度は評価票様式の検討などの作業を行っており、今後、評価の取りまとめ及び具体的な見直しに向けた事務を進めてまいります。

次に、5)点目の「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の前段部分についてでございます。

平成26年度の補正予算において対応いたしました国の地方創生先行型交付金につきましては、本町における地方創生を推進するため、島本町総合戦略策定事業をはじめ定住・観光プロモーション事業及び子育て支援事業に活用させていただいたものでございます。

このうち、定住・観光プロモーション事業におきましては「島本町定住促進・観光振興計画」を策定したほか、本町の観光資源である「離宮の水」の施設改修や、若山神社の三川合流地点展望施設の整備、史跡桜井駅跡の上下水道施設の整備などを実施いたしております。

本交付金を活用し、平成27年度に実施いたしました事業につきましては、本年8月に、外部の有識者や関係団体の代表などで構成する島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を開催し、本計画に掲げる数値目標及び重要業績評価指標であるK P Iなどの指標をもとに効果検証を行っていただいたところでございます。

また、女性や若者、子どもへの支援につきましては、本計画では「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標の一つとして掲げており、妊娠・出産・子育ての総合的な支援や保育環境の充実、子育ての不安や負担の軽減などの各種施策を推進することといたしております。

次に、8)点目の「マイナンバー制度について」でございます。

ご質問にありますとおり、マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、行政事務の効率化をはじめ行政手続きの簡素化による国民の利便性の向上、脱税や不正受給などの防止による公平・公正な社会の実現をその目的としております。

カード発行につきましては、本年1月に、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISのカード管理システムに障害等が発生し、市町村窓口でマイナンバーカードの交付事務に支障をきたすという事象が発生いたしました。この事象の発生を受けて、マイナンバーの交付には当初の想定を大きく上回る日数を要したため、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会からJ-LISに対し、システムが円滑に稼働するよう改善等に関する要望を提出したところです。その後、J-LISにおかれましては、システムの改修等の対応策を講じ、現在では、カード管理システムは安定的に稼働していると認識いたしております。

また、総務省自治行政局住民制度課によりますと、本年8月11日現在で全国のマイナンバーカードの申請受付数1,100万1,882枚のうち、カードの発送数1,082万1,254枚、交付実施済み数730万2,615枚となっておりますので、カード申請数に対して約66%の交付率となっております。本町におきましても、8月1日現在でJ-LISが公表しているカード申請数2,886枚に対し、カード交付数2,329枚でありますので、約81%の交付率となっております。



あわせまして、現在、安全かつ円滑な情報連携の実現に向け、情報提供ネットワークシステムを利用した他団体との連携テスト、いわゆる総合運用テストの準備を進めているところであり、本町といたしましても大阪府町村長会を通じ、マイナンバー制度が混乱なく進められるよう、国に対し要望を行っているところでございます。

続きまして、10)点目の「総合教育会議について」でございます。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することが義務付けられました。総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であるとされており、本町におきましても、平成27年5月、町長を議長とし、教育長及び教育委員で構成する島本町総合教育会議を設置し、年度末までに3回の会議を開催いたしております。

なお、本町の総合教育会議におきましては、その初回の会議におきまして、教科書の採択や教職員の人事など、特に政治的中立性の要請が高い事項については議題としないことを確認したところでございます。

また、総合教育会議で協議・調整を行った事項の最終的な執行権限は教育委員会に留保されており、そのことから教育の政治的中立性は確保されていると認識しているところではございますが、今後とも、町長と教育委員会とが、本町が目指すべき教育の目標や理念を共有し、教育施策を協力して推進してまいります。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、2)点目の「生活困窮者自立支援制度」について、ご答弁申し上げます。

平成27年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、本町においても、同法に基づく「自立相談支援」「家計相談支援」「住居確保給付金」「一時生活支援」の四つの事業を開始するとともに、主要な事業を社会福祉協議会に委託し、同協議会内に「生活自立相談窓口」を設け、生活保護には至らない困窮者への相談支援・就労支援等を行いました。

平成27年度の主な実施状況でございますが、自立相談支援としては58人から相談があり、そのうち24件・19人に自立に向けた支援プランを作成いたしました。また作成した支援プランに基づき19件・14人に就労支援を行い、9件・8人が就職し、2件・2人は就労収入の増収に繋がったものでございます。

また、家計相談支援といたしましては、家計管理に課題を抱える8件・6人に対し、プランに基づき家計管理指導などを行い、家計の改善に向けた支援を行いました。その他、個々の状況に応じて、借金や滞納の整理に向けた支援、年金や手当の確保に向けた支援、貸付や福祉サービスへのつなぎなど、関係機関と連携しながら、生活の自立に向けた様々な支援を行ったところです。

相談・支援内容では「収入・生活費」に関する相談が最も多く、次いで「仕事探し・就職」「病気・障害」「家族関係・人間関係」「家賃・ローン」に関する相談が多く寄せられまし

た。様々なご相談や悩みを抱えた方を早期に把握し、支援に繋げていくため、チラシの全戸配布や広報紙・ホームページにより窓口や制度の周知を図っているほか、徴収関係部署、各種相談窓口、子育て・福祉・人権の担当部署などの連携を図るための連絡会議も立ち上げ、各窓口での対象者への声かけなどを依頼しているところです。

今後も、制度の周知や関係機関との連携強化を図りながら、対象者の早期把握・早期支援に努めてまいります。

次に、11)点目の「高齢者の尊厳ある暮らしを支えるまちについて」でございます。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成29年4月からの移行に向け、大阪府等が開催する研修会への参加、先進自治体の取り組み状況の把握など部内での検討を進めるとともに、介護保険の事業所を対象に、総合事業への参入意向等を把握するためのアンケート調査を実施いたしました。

現在、要介護認定の申請受付やチェックリストの活用方法、訪問型サービスや通所型サービス等のサービス類型・基準・事業者指定など、制度の詳細につきまして部内で検討と取りまとめを行っており、秋に開催予定である島本町介護保険事業運営委員会で審議をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、「地域密着型特別養護老人ホームの整備について」でございます。

地域密着型特別養護老人ホームの整備につきましては、「第6期島本町介護保険事業計画」において、平成29年度に1ヵ所整備することといたしており、同計画に基づき、昨年6月1日号広報及びホームページにおいて募集要項を掲載し、公募したものでございます。

6月22日から7月10日まで間の募集期間内に4事業者から応募があったことから、8月20日及び9月14日に島本町社会福祉施設整備審査委員会を開催いたし、慎重かつ公正な審査の結果、社会福祉法人博乃会が整備事業者として望ましいとの結論を得て、町長に対し報告がなされ、その審査結果を踏まえ、10月6日付けで社会福祉法人博乃会を整備事業者として決定したものでございます。

選考過程につきましては非公開情報とさせていただいておりますが、審査にあたりましては、外部委員3人を含めました委員4人で慎重審議のもと、採点を行ったものでございますことから、透明性を持った適正な選考であったものと認識をいたしております。

情報公開請求に基づく公開内容のうち非公開とさせていただいたものにつきましては、「島本町情報公開条例」の各規定に基づき、情報公開担当課の合議のもと、一実施機関として公開の可否を決定したものでございます。

続きまして、12)点目の「国民健康保険の広域化の問題点について」でございます。

平成30年度からスタートする国民健康保険制度の広域化につきましては、都道府県が財政運営の責任主体となることから、安定的な財政運営、効率的な事業運営が可能となります。

大阪府では、保険料率を府内統一とする方向で議論がなされておりますが、累積赤字につきましては、当該団体において激変緩和措置として設定される期間の中で解消することとさ

れており、累積赤字分が統一保険料に影響を及ぼすものではございません。

いずれにいたしましても、国民健康保険制度の広域化につきましては、平成30年度の実施に向け、現在、検討が進められている段階であり、今後、保険者となる大阪府と連携を密にしながら、持続可能な制度構築に向け、議論を進めてまいります。

以上でございます。

**総務部長** 続きまして、3)点目の「災害に強いまちづくりを目指して」の前段部分について、私のほうから答弁させていただきます。

大規模な災害発生時における被害の軽減を図るためには、自助・共助・公助のあらゆる面においての対策が必要となっておるところでございます。特に大規模な災害発生時においては、行政も被災していることが想定されますことから、自助・共助の力が大きな役割を担うものと考えております。

「自助」は住民一人ひとり、「共助」は地域の力が基礎となることから、その力を高めることが必要不可欠であると考えます。そのためにも、まずは各種災害について当事者意識を持っていただくことが必要であると考えます。そのため、防災情報として、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内にお住まいの自治会員の皆様を対象に、平成26年度には土砂災害警戒マップの自治会回覧を実施し、平成27年度においては土砂災害警戒マップを個別配布させていただきました。

なお、繰越事業となっておりますが、平成28年度にはハザードマップを更新し、全戸配布する予定でございます。

次に、「出張講座について」でございますが、平成27年度におきましては、5団体に対して、計6回を実施いたしました。今回の対象は、ご要望いただいた自主防災会及び今後自主防災組織の設立を検討されている自治会でございます。

出張講座につきましては、ご要望のテーマについて個々対応させていただいており、事前のご相談をいただいた個々のニーズに合った形で調整させていただいておるところでございます。

また、地域における自主防災活動の質の向上を目的として、防災指導員養成研修を実施いたしました。この研修は、防災に関することに意欲的に取り組みたいと考えておられる本町在住の方を対象に、災害対策の知識及び技術を習得するために実施し、7の方に受講いただき、すべての受講者に防災指導員として登録させていただきました。今後におきましては、地域防災力の向上に向けての取り組みにご協力いただけるものと考えております。

さらに、平成27年度においては、青少年指導員と青少年リーダー指導者・育成者合同研修におきまして、静岡県で開発されました避難所運営ゲームを活用し、避難所運営者となった場合の様々なケースでの対応についてのシミュレーションを行っていただき、具体的な対応について体験していただくとともに、問題点を議論していただくなど、新しい訓練も実施したところでございます。この他、平成26年度からPTA主催の防災教室等にも参加協力し、

防災についての啓発も行っております。

このように、広く住民の皆様には防災に関する取り組みについて周知に努めておるところでございます。今後におきましても、先進自治体の事例も参考に、防災について考えるきっかけづくりを継続するとともに、防災指導員や出張講座を通じて地域の課題等の把握に努め、行政と住民が協力して、「災害に強い安全・安心なまちづくり」に繋げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、3)点目の後段の「町道尺代5号線のり面の崩落」について、ご答弁申し上げます。

本町では平成27年7月の台風第11号の対応として、「地域防災計画」に基づく体制を配備し、職員による巡視点検や情報収集等を行ってまいりました。発生の第一報は巡視点検中の職員からで、町道尺代5号線への土砂の流出を確認いたしましたので、緊急対応として、職員により一部土砂等の撤去・路面の清掃を実施いたしました。

その後、原因把握のため現地確認をいたしましたところ、町道尺代5号線南側の町道若山台1号線付近の私有林内の樹木が、降雨により木の根を洗掘され倒木し、その影響により町道尺代5号線へ土砂が流出いたしてまいりました。対策工事につきましては、土砂の流出が発生した同日に、災害時の当番である道路河川等応急対策業者と現地確認を行い、早期に復旧が実施できるよう対応いたしました。また復旧工事後においては、降雨による土砂の流出は確認されておらず、新たな問題は生じていないものと認識いたしてまいります。

次に、5)点目の後段の「定住促進・観光振興」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町の定住促進・観光振興のため、本年3月に「島本町定住促進・観光振興計画」を策定しました。本計画の中では、住民が主体となってまちを磨く行動そのものを「定住・観光」としており、また、まちの魅力を高め、次世代の定住促進に寄与する観光資源として、「人と水と森」をキーワードに位置付けております。

なお、本計画においては、大沢・尺代地区を含めた魅力の整理を行っており、当該地区については、今後本計画に基づき参加・体験プログラムの開発を目指すこととしているため、地方創生加速化交付金を活用するなどして、民間事業者等と具体的な内容を検討しながら、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、6)点目の「JR島本駅西地区のまちづくり活動支援について」でございます。

まず、事業協力者の承認撤回にかかる問題につきましては、事業の提案内容の修正を行ううえでの両者の見解の相違が、最も大きい理由であると認識いたしてまいります。このことにより、両者のご意向が平行線となり、準備組合とされましては事業協力者との協議を白紙に戻し、再募集される旨の議案を提案され、議決されることとなったものでございます。

なお、事務局を担わせていただいている町の反省すべき点といたしましては、より準備組合と事業者の間に良好な関係を取り持たせていただく必要があったものと認識いたしており

ますことから、今後は両者の連携を密にいただき、十分な協議を重ねられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、7)点目の「清掃工場の精密機能検査の結果及び包括運営委託の検討状況について」でございます。

本町では、平成27年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの、燃焼設備や排ガス処理設備等の設備において老朽化している箇所があることがわかりました。本検査結果は、今後の維持管理と、施設の長寿命化を図るための施設整備等の参考としてまいりたいと考えております。

次に、「包括運営委託の検討状況」でございます。

包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に有識者4名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において検討しております。本委員会においては「他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲について決定する必要がある」と、まとめられております。

本町の今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場の要望も踏まえながら、予算との整合性を図り優先順位を決めて進めてまいりたいと考えております。この方針に基づき、本年度の施設整備につきましては当初予算内で施設整備し、本年度対応できなかった項目については、次年度以降に進めてまいりたいと考えております。

よって、包括運営委託の導入につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、判断してまいりたいと考えております。

次に、14)点目の後段の「環境教育」についてのご質問でございます。

本町では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「島本町環境基本計画」を策定しており、環境学習は重要な施策の一つと位置づけております。また、本町の豊かな水と緑を保全するため、住民や事業者の皆様と協働で施策を推進し、自然と共生するまちづくりを推進することとしております。

平成27年度は、しまもと環境・未来ネットが、「森が育む地下水」についての住民環境講座を開催し、多くの方に受講していただくことにより、地下水保全の意識の高揚を図ることができました。また、町といたしましては「ワクワク！しまもと環境学校」を開催し、子どもたちに水無瀬川の水棲生物の観察を通じて、水質保全の重要性について学習していただきました。

本町の豊かな水と緑は重要な資源であり、今後も住民や事業者の皆様と三者協働で、環境学習や環境保全事業を推進し、保全してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 続きまして、9点目の「民設民営保育所、高浜学園の運営姿勢を問う」について、ご答弁申し上げます。

高浜学園の園長が4月末で退職した件につきましては、平成27年4月末で自己都合により退職され、当該園からその旨の報告があり、同年5月27日付で保育所施設長変更届出書が提出されております。当該届出につきましては、あらかじめ町長に届け出ることとなっておりますが、園長の急な退職により、届出が事後となったものでございます。

また、当該園での一時預かり保育及び障害児保育につきましては、現時点では未実施ですが、まずは保育士を確保し、通常の保育を安定して行うことを優先しております。今後、保育士の確保が進み、体制が整いましたら、順次、当該事業を実施していきたいという法人の意向を確認しております。

過密化解消につきましても、定員に対する充足率を、平成27年3月1日と平成28年3月1日で比較いたしますと、第二保育所は143%から138%に、第四保育所は161%から153%に、山崎保育園は147%から136%に緩和されており、また山崎保育園の一時預かりにつきましても、高浜学園開園前と比較すると、ほとんど断ることなく実施できており、一定成果があったものと考えております。

次に、「現在地への設置が適切であったか」についてでございますが、保育所の過密・待機事案の一刻も早い解消が大きな課題となっていた中、社会福祉法人博乃会から、特に保育ニーズが高まっていた当該地区への民間保育園新設の意向があったことから、本町において開設に向け支援を行い、平成27年3月に高浜学園が開園されたものでございます。

開園にあたりましては、当該法人が保育所運営事業者として優良であるかなど、町として認可することの適否について審査を行う必要があるとの認識から、障害児保育を専門とする大学教授、元町立保育所長、経営状態を判断する公認会計士など、外部有識者からなる社会福祉施設整備審査委員会を立ち上げ、理事長等のヒアリングを含め、3回にわたり法人の財務状況や事業計画、保育内容、立地等、総合的な観点から慎重審議のうえ「おおむね妥当」との審査報告をいただき、開設したものでございます。

高浜学園につきましては、平成28年8月1日現在で117人が入園しており、定員を割っておりますが、高浜学園の開設がなければ、より多くの待機児童が発生したことにもなり、町の判断は適切であったと考えております。

続きまして、13)点目の「西浦門前遺跡発掘の文化的意義を問う」についてでございます。

まず、「生涯学習課の学芸員が内外で行った講演会や発表」についてでございますが、平成27年度の実績といたしましては、平成27年9月27日に、大山崎町歴史資料館で開催されました同館主催の「平成27年度連続講演会『離宮の考古学』」の一つとして、「後鳥羽上皇の離宮 水無瀬離宮の発掘調査」と題する講演を行い、106人のご参加をいただきました。また平成27年11月7日に、島本町立歴史文化資料館で開催されました日本庭園学会主催の「日本庭園学会関西大会公開シンポジウム」において、「庭園遺構の移築と利活用——島本町西浦門前遺跡の庭園移築を事例として——」と題する講演を行い、151人のご参加をいただきました。これに先立つ平成26年度の実績といたしまして、4ヵ所で講演会を行い、計403人のご参

加をいただいております、2ヵ年度で、合わせて6ヵ所、計660人のご参加をいただいたこととなります。

次に、「庭園の一部を歴史文化資料館前庭に復元するに至った経緯」についてでございますが、小野薬品工業株式会社新研究棟建設工事に伴う発掘調査により検出された水無瀬離宮跡について、現地において保存することが困難な状況であったことから、庭園遺構の調査過程において指導・助言をいただいていた京都造形芸術大学のご協力のもと、庭園遺構の一部を移築・復元することになったものでございます。

移築・復元を行う場所といたしましては、町内外から多くの方が訪れる駅前の情報発信基地としての役割を担ってきた島本町立歴史文化資料館の正面広場を選定したものであり、庭園遺構の文化財としての重要性や、町内外の皆様の関心の高さに鑑みても、最もふさわしい場所に移築・復元できたばかりでなく、同館の価値の向上にも寄与することができたと考えております。

最後に、「水無瀬離宮跡関連遺跡について一連の報告書作成は進んでいますか」とのお尋ねでございますが、平成21年度に礎石建物跡や多くの遺物が検出された広瀬遺跡の国木原発掘調査につきましては、平成24年3月に『島本町文化財調査報告書 第19集』を発行し、概要を報告しております。また、今般の西浦門前遺跡の発掘調査につきましては、現在、検出された遺構及び遺物に関する調査・分析を鋭意進めておりますが、調査面積及び遺構検出面積が広大であり、かつ遺構検出密度が高かったことや、遺物の出土量も多かったことなど、膨大な作業を要するため、報告書の発行までには時間を要するものと考えております。

今後の発掘調査や報告書の作成につきましても、限られた予算と人員で、可能な限り早く作業を進めてまいりたいと考えております。

**上下水道部長** それでは、14)点目の前段の「地下水90%の水道水を誇る町として、限りある資源である地下水を大切にする取り組みは充実しているのでしょうか」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町では、毎年度実施しております取水井の揚水試験において、井戸の能力を把握し、適正揚水量による取水を行うなど、適正かつ合理的な利用を図りながら、地下水の保全に努めているところでございます。

また、地下水の涵養につきましては、山間部における森林の保全などが大変重要な課題であると認識をしております。そのうえで、本町が保有する地下水源につきましては、将来にわたり維持していくため、地下水利用対策協議会とも連携を図りながら引き続き適正揚水量の確保に努めるなど、涵養の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 6点目の「JR島本駅西地区まちづくり」、それから13点目の「西浦門前遺跡発掘」に関わって、再質問をさせていただきます。

**伊集院議長** 残り5分です。よろしく申し上げます。

**戸田議員** まず、西浦門前遺跡から。ご答弁をお伺いして、学芸員が必要だと思っております。歴史文化資料館は、文化財を展示する環境としての条件を満たしていない。島本町にある国宝、水無瀬神宮が所蔵されている国宝等、重要な文化財を市民に公開する機会が持てないでいます。しかし、翻せば、学びの空間として、かなり自由に企画展や講演会が展開できます。島本駅の駅前広場に位置するという利点を活かして、市民の興味に沿った企画を打ち出せば、確実に入場者増が見込めると思います。

他市町で行われている企画展、講演会、これを本町で企画して主催したい。それに必要なのは学芸員です。埋蔵文化財発掘とは違うジャンルで活躍していただける正職員の雇用があれば、2015年度、水無瀬離宮跡地に関わる秀逸な企画展が開けたのではないのでしょうか。1点、これ問います。

もう一つは、西地区です。島本町としての政策的なまちづくりの計画判断と、地権者の資産運用、どちらも重要ですが、まちづくりの主役はあくまでも住民。2020年、東京五輪・パラリンピックの公式エンブレムの白紙撤回のとき言われた、説明や情報発信が絶対的に不足し、透明性に欠けた。これは大会組織委員会の報告にあったそうですが、それと同じ事が起こっているのではありませんか。説明や情報発信が絶対的に不足し、透明性に欠けたままではありませんか。

そして、都市計画審議会の答申です。二度目の保留区域申請に至るまでの経過、過程、再度の申請を行うと……。

**伊集院議長** 答弁時間も考えてくださいね。

**戸田議員** 判断した根拠はありますか。

以上です。

**教育こども部長** 学芸員につきましては、現在、正職員1名と嘱託職員2名、臨時職員4人が、文化財保護全般に関わる業務に従事しております。このようなことから、議員ご指摘のようにさらに充実をしていくという点においては、学芸員の正職員の採用というのは教育委員会としても望んでいるところです。ただ、町全体の職員の採用計画がございますので、この点につきましては、引き続きまして人事課のほうと、学芸員の配置につきまして協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 情報発信の不足、透明性の、まず欠如のお尋ねについてでございます。

平成22年度に、当地区を保留区域設定させていただいた際の都市計画審議会の答申において、付帯意見として「秩序あるまちづくりを計画的に進めるにあたり、その方針の検討に際しては、地権者、住民の意見を十分に取り入れるよう努められたい」との付帯意見をいただきました。これを受け町といたしましては、まちづくり協議会や準備組合のご協力のもと、可能な限りの資料のご提供や、会議の公開をさせていただいたところでございます。

なお、直近の数年間、前に決定した事業協力者との問題解決にかかる議論や、当該地区



の青写真を作成するための議論等に時間を割かれている状況であったため、町としても、これらの未成熟な情報を提供することで住民の皆様様に誤解を与えるおそれがあることや、個人の資産を含む議論がなされているため、公開を控えさせていただいたところでございます。

次に、二度目の保留区域設定に至るまでの経過及び根拠というお尋ねでございます。

保留区域設定については、大阪府との協議のもとで二度目の申請を行ったものですが、その際の基準といたしましては、地元の合意形成における一定の熟度、将来的な土地区画整理組合を想定したまちづくり団体の組織化、市町村都市計画マスタープランの記載内容の整合性等が判断材料であるとのことでした。

町といたしましては、それらの基準を満たしていると判断したうえで、保留区域設定にかかる大阪府との協議を実施する前段階で準備組合全体説明会を開催していただき、ご説明させていただいたうえで賛同をいただいたため、大阪府に協議を申し出たところでございます。

以上でございます……（質問時間終了のベル音）……。

**伊集院議長** 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。。

（午後3時56分～午後4時10分まで休憩）

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長しておきます。

引き続き、自由民主党クラブの発言を許します。

**野村議員（登壇）** 平成27年度歳入歳出決算にあたり、自由民主党クラブを代表し大綱質疑を行います。

月例経済報告では、景気は「このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とのことですが、景気動向はまだまだ足踏み傾向であり、円高による企業収益も減少傾向にあるなど、厳しい経済情勢の中、景気回復ペースも緩やかに止まる見通しであるとも言われています。

このような状況のもと、自治体において住民ニーズは複雑多様化しており、国、地方を取り巻く厳しい財政状況の中での教育・福祉・環境問題など山積している課題において、今、優先的に求められている施策を的確に把握、着実に実行していかなければなりません。また全国で「地方創生」に向けた様々な取り組みが進められていますが、若者世代の子育て支援の充実、高齢者や障害者を取り巻く環境整備など、住民福祉の増進を図るための自治体の役割は、ますます重要となってきたものと認識しています。

このような中で、町税などの自主財源の増加は見込めず、歳出においては、今後さらに社会保障制度による費用の増大などにより、年々、増加傾向にあります。今後とも国、地方を通じた財政状況はさらに厳しさを増していくものと見込まれており、歳入の確保、徹底した歳出の削減などの一層の取り組みが求められています。

以下、今後の島本町のまちづくりを進めるにあたり、平成27年度における決算を踏まえ、

具体的な取り組みの状況と、その成果について、お伺いいたします。

1. 「財源確保のための取り組みについて」。

主な自主財源である町税の徴収率の向上に努められていますが、滞納者の実態などについては、どのように分析されておられますか。お伺いします。

2. 「行財政改革プランについて」。

5ヵ年計画である「第5次島本町行財政改革プラン」は、最終年度となりました。各種の自己評価を伺うとともに、時期プランへの課題について、お伺いします。

3. 「『公共施設等総合管理計画』の策定に向けた取り組みについて」。

地方自治体におきましては、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、人口減少等により公共施設等の利用・需要が減少していくことが予想されます。

本町では、平成26年6月に「島本町公共施設適正化基本方針」を、また、平成27年度には「公共施設総合管理計画」を策定されました。現在、計画的に事務が進められているものと思いますが、平成27年度における「公共施設総合管理計画」の策定に向けた取り組みについて、お伺いします。

4. 「防犯及び防災対策について」。

近年、全国各地で子どもや高齢者を狙った犯罪が多発しており、住民の皆様方の意識も高まってきています。このような中、高槻警察署や防犯委員会などの関係機関と連携を図りながら、「犯罪のないまちづくり」の実現に向けた取り組みが行われていますが、すでに防犯カメラを設置されている自治会と、補助金等があれば設置や拡充を検討している自治会があるとのことでした。

①平成27年度における防犯カメラ設置状況を伺うとともに、他の防犯対策の状況についても、お伺いします。

②地域防災力の向上、自主防災組織の育成や防災知識の普及等についても出張講座など、積極的に取り組まれています。平成27年度における実績など、お伺いします。

③災害時の応援協定の実績と課題について、お伺いします。

5番. 「『環境基本計画』の推進について」。

環境保全に関する施策を総合的に推進するため、平成27年度から平成36年度を計画期間とする「島本町環境基本計画」を策定され、取り組みが進められておりますが、環境問題は地球温暖化対策などをはじめ大きな社会問題となっており、自然との共生していくうえで重要な課題となっています。

このため、引き続き環境に関する住民の皆様方の意識の高揚を図ることが不可欠であると考えますが、平成27年度の「島本町環境基本計画」の実績及び課題、目標について、お伺いします。

6. 「J R 島本駅西地区のまちづくりについて」。

平成20年3月にJ R 島本駅が開業し、住民の皆様をはじめ町内企業に勤めておられる皆様

の利便性の向上とともに、町外からの集客が図られているものと認識しています。

島本駅西地区のまちづくりについても、土地所有者の皆さんによる土地区画整理事業準備組合が発足されました。27年度に、島本町都市計画審議会並びに大阪府都市計画審議会での一定の評決が出ましたが、詳細と総括をお伺いします。

7. 「観光・産業施策の充実について」。

地方創生の取り組みとして、全国の自治体において、人口減少問題と地域活性化に向けた様々な事業が行われています。

過日、実施された住民意向調査では、地域を支える産業の衰退が将来の不安要素の一つとしてあげられています。町の活性化に向けた施策として期待することとして、豊かな自然の保全、商店街の活性化対策や居住環境の向上、中心市街地の活性化などが多くあげられています。このような住民ニーズに応えることが将来の島本町の発展に繋がるものと考えます。

①「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の27年度における進捗状況を伺います。

②地域消費喚起・生活支援型の交付金、いわゆる「プレミアム付き商品券」が発行されましたが、実績と課題などをお伺いします。

③全国の自治体で様々な取り組みがなされている中で、それぞれの自治体の魅力を活かした自治体間における競争が激しくなっているものと考えますが、このような中で、27年度決算を踏まえ、どのような施策が必要と考えておられますか。見解をお伺いします。

④ソーシャルネットワークを始められ、広報活動の一つとして期待しておりますが、成果をお伺いします。

8. 「職員の意識改革と福利厚生等について」。

平成26年度に組織・機構の見直しが行われ、現在、新たな体制で住民サービスの維持向上を目指し、事務が執行されています。

①新たな組織体制のもとでスタートした職員の意識は、一層の高まりがあったのでしょうか。また、組織の見直し後の職員の意識の変化について、どのように分析されていますでしょうか。お伺いします。

②職員の人材育成を目指し、毎年、職員研修が計画的に実施されていますが、参加状況等を伺うとともに、職員の福利厚生として定期健康診断を実施されていますが、受診の状況と診断結果に対するフォロー体制などについてもお伺いします。

9. 「『第3期地域福祉計画』について」。

地域福祉施策の推進を図るため、「第3期地域福祉計画」に基づき限られた職員数の中、住民の皆さんの多様なニーズに対応するため、幅広い各種の事業実施に努められましたが、職員の皆様の負担も増大しているものと思います。円滑な事業実施を進めるにあたり、平成27年度における取り組み等の総括と、課題として認識されている内容等あればお伺いします。

10. 「臨時福祉給付金等の支給について」。

消費税率の引き上げ予定等に伴い、低所得者及び子育て世代に対して、臨時福祉給付金及

び子育て世帯臨時福祉給付金の支給が、引き続き実施されました。これらは問題なく執行されたのでしょうか、お伺いします。

11. 「し尿処理及びごみ処理について」。

し尿処理及びごみ処理については、住民生活に直結した自治体固有の事務であり、これらの処理にあたっては、毎年、多額の費用を投入されているのが現状です。

このため、効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、し尿処理については、平成27年度当初は公有地を対象に検討を進めておられましたが、その後、高槻市・島本町広域行政勉強会ワーキンググループで、広域連携について精力的に協議が行われているところであり、議員全員協議会で現状についての報告があったところです。

27年度における進捗状況をお伺いするとともに、今後、具体的かつ詳細な協議が行われるものとお聞きしていますが、大変厳しい財政状況の中、お互いのメリットを見いだせることが最大のポイントになると考えますが、いかがでしょうか。

清掃工場については、災害時等における、また、ごみ処理の広域化についても、今後の重要な課題であると認識しております。大阪府下清掃施設長協議会における相互支援協定並びに北摂地域による廃棄物の災害時相互支援協定検討部会の平成27年度の進捗状況を伺います。

12. 「子育て支援の充実について」。

地域で、「安心して子どもを産み育てることができる環境」の整備を図ることが、若者定住の大きな要素であると、また、特色あるまちづくりにも繋がるものと考えます。

保育ニーズは、ますます高まってきている中で、待機児童対策として民間による小規模保育所の開設などの準備が進められてきました。高浜学園が新たに開園しましたが、保育士の確保の問題などもあり、依然として待機児童が発生している状況の中で、早急に保護者の皆さんのニーズに的確に応えることが求められていると認識しております。

平成27年度における取り組み状況及び課題、対策について、お伺いします。

13. 「健康づくり事業について」。

平成27年度において、「第6期島本町保健福祉計画」に基づき健康の増進、疾病予防等に重点を置いた事業を推進するため、特定健康診断、特定保健指導等が実施され、また乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券の配付等が引き続き実施されましたが、各々の成果を伺うとともに、新たにピロリ菌検査を実施されました。総括と課題等、お伺いします。

14. 「上下水道事業について」。

住民の皆様方へ、安全で安心かつ安定的な水道水を供給するため、多額の費用を投じて水道施設の更新などの事業が進められています。取水量の低下や水質も劣る井戸についての調査や結果をもとに、新設井戸の実設計計が行われました。現有の井戸の揚水能力についての推移及び有収率の推移などの傾向はどのようになっていますか。伺います。

また、27年度における雨水整備の実績と、高槻市域にある高槻・島本雨水幹線の進捗状況をお伺いします。

15. 「消防行政について」。

消防本部におかれましては、住民の皆さんの生命・財産を守るため、日夜、活動されており、子ども、高齢者、障害者など、すべての住民の皆様の安全・安心に繋がるものと認識しております。

平成5年度購入後、21年が経過した停電時における通信指令装置等のバックアップ電源の更新をされました。また、計画的に資機材の充実や、救急救命士の養成など各種の教養研修などにも努められ、隊員の資質の向上などに取り組まれています。この平成27年度の実績を踏まえ、課題等をお伺いいたします。

以上です。

**総務部長** それでは、自由民主党クラブを代表されての野村議員の大綱質疑について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「財源確保のための取り組みについて」でございます。

滞納者の実態につきましては、財産があるにもかかわらず理由なく税を納めない場合や、失業や病気等により納付が困難な場合など、様々な状況がございます。そのため、滞納整理については状況に応じて進めておるところでございます。

財産があるにもかかわらず理由なく税を納めない滞納者に対しては、預金や給与などの債権を中心に積極的に滞納処分を行っております。一方、納税の意思はあるものの、失業や廃業、病気などにより納付が困難な滞納者に対しては、納付についてのご相談を受け、分納誓約による分納や徴収猶予を行うなど、実態に応じたきめ細かい滞納整理に努めております。

滞納への対応につきましては、公平性の観点からも放置すべきでない重要な問題であり、地方自治体にとりましても、必要な自主財源を確保する最も基本的で重要な職務であると認識しておるところでございます。このため、滞納整理にあたりましては定期的な徴収会議を開催し、それぞれの滞納事案についての対応を協議するなど、徴収率の向上に努めております。

なお、平成27年度の町税の徴収率につきましては、過去最高となったものでございます。

続きまして、4点目の「防犯及び防災対策について」でございます。

まず、①の「平成27年度における防犯カメラの設置状況及びその他の防犯対策の状況について」でございます。

防犯カメラに関する事業につきましては、平成26年度の自治会アンケートを踏まえ、平成27年度におきまして、自治会設置の防犯カメラに対する補助制度を検討いたしました。なお、平成27年度における防犯カメラの設置はございませんが、これまでの町内での防犯カメラの設置は、JR島本駅に5台、また三つの自治会においては過去に府補助制度を活用し設置されております。そのほか、自治会や管理組合単独で防犯カメラを設置されている団体は10団

体でございます。

また、平成28年度においては、通学路への防犯カメラ設置事業や自治会への防犯カメラ設置補助事業を予定しており、さらなる防犯対策が進むものと考えております。

続きまして、②の「自主防災組織等への出張講座の実績について」でございます。

平成23年度から、自主防災意識のさらなる向上を図るべく出張講座を実施しており、平成27年度におきましては、5団体に対し延べ6回の出張講座を実施いたしました。講座の内容につきましては各団体からの依頼によるもので、今回の内容は「自主防災会の設立について」「マンションにおける防災について」「地域版ハザードマップについて」などについて、実施いたしました。各団体の中には、新たに自主防災会の設立を検討しておられる団体もおられ、新たな地域の防災力の育成に繋がるよう、継続して事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、③の「災害時の応援協定の実績と課題について」でございます。

平成27年度の協定等の締結実績につきましては、8民間団体と協定を締結しております。主な協定の内容といたしましては、「災害時の物資輸送について」「ガソリンやガス等の燃料の供給について」「食料などの物資の確保に関するもの」などとなっております。また災害時の廃棄物処理について、北摂地域の市町と近隣自治体等と、災害時の相互応援についても協定を締結しております。

「課題等について」でございますが、協定については、現在、近隣市町・近隣の民間団体を中心として締結をしており、災害発生時には迅速な対応を要請できるという反面、被害を受けるタイミングが重なりやすいということから、協定に基づく要請に対応していただけないことも想定されることがあげられます。

以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、2点目の「行財政改革プランについて」でございます。

厳しい財政状況の中、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、今まで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立することが求められております。本町では、平成23年度から平成27年度を計画期間とした「第5次島本町行財政改革プラン」に基づき、様々な施策に取り組んでまいりました。

平成27年度の進捗状況といたしましては、「債権の管理に関する条例」の施行、遊休地の売却、個人給付の見直し、戸籍電算化の完了、「公共施設総合管理計画」の策定などがあり、平成27年度の効果額としては、継続効果額も合わせて、全体で約2億500万円となっております。また、5年間の累計効果額は約16億3,700万円となっておりますが、全体のおよそ半分にあたる約8億1,400万円は、遊休地の売却・貸付によるものとなっております。結果的に実現に至っていない事務もありますが、計画期間の5年間で、着実に改革は進展してきたものと認識をいたしております。

今後につきましては、依然厳しい財政状況の中、引き続き行財政改革に取り組んでまいりる必要があるものと考えておりますことから、「第5次島本町行財政改革プラン」の効果検証を行うとともに、次期プランの策定に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、3点目の「『公共施設総合管理計画』について」でございます。

本町では、人口急増期の昭和50年前後に整備した多くの公共施設において老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。このため、平成26年度に策定した「島本町公共施設適正化基本方針」の見直しと充実を図り、道路や橋りょうなどのインフラ施設なども含めた計画として、本年3月に「島本町公共施設総合管理計画」を策定いたしました。

計画では、「施設保有量の圧縮」「機能優先への転換と多機能化の推進」「計画的な維持保全による長寿命化」「管理運営の効率化」「財源の確保」という五つの管理方針を定めるとともに、学校や子育て支援施設、道路や橋りょうなどの施設類型ごとに、現状と課題を踏まえた今後の管理方針や検討の方向性をお示しいたしております。

本町の公共施設を取り巻く課題は多岐にわたっており、役場庁舎の耐震化や、現在、広域連携の協議を行っておりますし尿処理施設の問題など、依然として多くの課題を抱えておりますが、本計画に掲げる取り組みの着実な推進により、公共施設の適正化及び計画的な維持保全を図り、将来における財政負担をできる限り平準化すべく努力してまいります。

次に、7点目の「観光・産業施策の充実について」の①「まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」でございます。

平成27年度におきましては、平成26年度の補正予算において対応いたしました国の地方創生先行型交付金を活用し、島本町総合戦略策定事業をはじめ、定住・観光プロモーション事業及び子育て支援事業を実施させていただいたところでございます。

このうち、定住・観光プロモーション事業におきましては、「島本町定住促進・観光振興計画」を策定したほか、本町の観光資源である「離宮の水」の施設改修や若山神社の三川合流地点展望施設の整備、史跡桜井駅跡の上下水道施設の整備などを実施いたしております。

次に、③の「平成27年度決算を踏まえた見解について」でございます。

平成26年末に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国の多くの自治体で地方版総合戦略が策定されたところであり、本町におきましても、平成28年3月に「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の魅力創出などに取り組んでいるところでございます。

本計画の推進にあたりましては、多様な主体の参画が重要であるものと考えており、行政のみならず、住民・事業者・団体などが連携し、横断的に取り組みを進めていく必要があるものと認識いたしております。このため、本年8月に国から交付決定をいただきました地方創生加速化交付金を活用し、多様な主体の参画のもと、本町の定住・観光施策をより一層推進していくため、事務を進めているところでございます。

次に、④の「ソーシャルネットワーク」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町では、平成27年4月にフェイスブックを開始いたしております。町のイベント情報や季節の話題、ボランティア団体の活動に関する情報など、年度末までに合計140件の記事を投稿し、約22万件の閲覧がございました。

フェイスブックは、情報を即時に発信することができる特徴を持っており、広報誌やホームページなどを補完する媒体として、例えば「町内の草花が開花した」といった広報誌では扱いきれない情報なども、タイムリーに利用者の皆様にお届けすることができます。また、投稿記事ごとの閲覧件数を一目で確認することができ、住民の皆様がどのような記事に関心があるのかを容易に把握できる利点もございますことから、引き続き幅広い情報収集及びコンスタントな発信に心がけるとともに、写真やタイトル、投稿時間帯などの工夫を行い、まちの魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「職員の意識改革と福利厚生等について」でございます。

まず、①の「組織見直し後の職員の意識の変化について」でございます。

平成26年4月に、住民福祉のさらなる向上を目指し、多様化かつ専門化する住民ニーズに対しまして、限りある人員と財源のもとで適切かつ円滑に対応するために、組織機構の見直しを実施いたしました。

組織機構の見直しにより、いきいき健康課や子育て支援課のように窓口を一本化したことによる事務の効率化や住民サービスの向上に、また、危機管理室や環境課・にぎわい創造課のように、より専門的に業務を扱うようになったことによる専門性の向上に繋がったものと考えております。

さらに抜本的な見直しであったことから、実施直後におきましては職員に戸惑いなども見られましたが、その後におきましては、職員それぞれが設定された組織目標から自らが果たすべき役割を認識し、新体制のもと、一層幅広い視野を持って職務を遂行することができるようになったものと認識いたしております。

次に、②の「職員研修及び定期健康診断について」でございます。

職員研修といたしまして、管理職員に対しましては各職責に応じた能力養成のための研修を、一般職員に対しましては個々の勤務年数・役職・職務内容等を勘案したうえで、研修科目を指定し受講させる指定研修を実施するとともに、専門実務に関する知識、技能を高めるため研修機関等へ職員を派遣するなど、各種研修事業を企画・実施し、職員の能力向上、能力開発に取り組んでまいりました。さらに、研修受講結果について所属部署及び人事課へ報告することを義務付け、受講後の職務意欲の変化の把握にも努めたところでございます。

定期健康診断につきましては、臨時職員、非常勤嘱託員の方々を含めた全職員を対象として実施したところでございますが、人間ドックによる受診者も含めると、正職員の受診率は100%となっております。

なお、定期健康診断の結果につきましては、産業医及び衛生管理者が確認したうえで、必



要と思われる職員を指名し、健康相談を実施しております。また、年間を通じて産業医及び衛生管理者による職員健康相談を実施しており、職員の健康管理に努めているところでございます。

続きまして、11点目のご質問のうち、「し尿処理について」でございます。

小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは重要な課題であると考えております。

平成27年度におきましては、町域内での建設に向け事務を進めておりましたし尿処理施設について、厳しい行財政運営を強いられる見通しの中、再考する必要があるとの結論に至りましたことから、11月に本町から高槻市に対しまして事務委託にかかる再協議をお願いし、勉強会のワーキンググループにおきまして、高槻市に本町のし尿処理事務を委託した場合の両市町の効果・課題等につきまして検討を行ってまいりました。

その後、本年7月には報告書を取りまとめ、議員全員協議会においてご報告させていただいたところでございますが、両市町のし尿処理を事務委託により共同処理することで、より効率的な管理運営が可能となり、施設の運転管理費が大幅に削減できること等が明らかになっております。

このため、本町といたしましては、衛生化学処理場が抱えている課題の解決や、将来を見据えた効率的な業務運営等に向けまして、高槻市にし尿処理事務の委託をぜひともお願いすべきであるとの結論に至り、7月下旬に、高槻市長に正式に事務委託の依頼文書をお渡ししたところでございます。

なお、ご質問にもありますとおり、広域連携につきましては双方にとってメリットがある形で協議を進めることが重要であると考えており、今後につきましては、高槻市と一層の連携のもと、来年4月の委託開始を目途に、精力的に事務を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、5点目の「環境基本計画の推進について」、ご答弁申し上げます。

本町では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年8月に「島本町環境基本計画」を策定いたしました。本計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政がこれまでの日常生活や事業活動を見直すことが必要不可欠であり、それぞれが役割分担のもとに、自主的・積極的に、環境に配慮した行動を進めていく必要があります。

その中で、本計画を推進する住民団体として、本町の豊かな環境とにぎわいのある活動を未来に繋げるため、平成27年4月に「しまもと環境・未来ネット（島本町環境基本計画推進活動）」が設立されております。本団体の平成27年度の活動内容といたしましては、多くの住民の皆様にご活動内容を理解していただき、さらに住民一人ひとりが環境問題を自分たちの問題として捉え、環境保全活動等に対して関心を持っていただけるような「住民環境講座」や「緑の探索会」、また「エコクッキング」などの事業に積極的に取り組んでおられます。

また、本町といたしましては、本団体を支援するとともに、具体的な施策やスケジュール

について取りまとめた「実施計画」を平成27年9月に策定いたしております。本実施計画の内容としましては、本計画に基づく新たな事業に加え、既存事業には環境に関する要素を考慮するようにし、全ての主体の模範となれるよう、全庁的に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き本計画に基づき、住民・事業者・行政の三者が協働し、それぞれが主体的に事業を推進していけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6点目の「JR島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

JR島本駅西地区のまちづくりにつきましては、組合施行の土地区画整理事業により、地権者主体のまちづくりを実施されているところでございます。

お尋ねの平成27年度に開催いたしました本町都市計画審議会の案件につきましては、本町から大阪府に申請いたしましたJR島本駅西周辺地区を、一定の条件のもとで市街化区域への随時編入が可能となる「保留区域」の設定を含む「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画区域マスタープラン）の改正について」でございます。

大阪府から本町に意見照会があったため、本町といたしましては、本町都市計画審議会に付議させていただき、その答申を踏まえ、大阪府に意見がない旨、回答いたしましたものでございます。

これを受け大阪府都市計画審議会では、本町からの回答を踏まえ、JR島本駅西周辺地区の保留区域設定を含む「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画区域マスタープラン）」が都市計画決定され、本町及び大阪府によるJR島本駅西地区のまちづくりの方針が改めて示されたものでございます。

今後、町といたしましては、地元地権者の皆様の合意形成等を踏まえ、保留区域の解除、いわゆる市街化区域への編入を図ってまいりたいと考えております。

次に、7点目の②、「地域消費喚起・生活支援型交付金を活用したプレミアム付き商品券の発行について」でございます。

昨年7月に販売いたしました商品券につきましては、発行実績としては、約1億2,000万円で、参加店舗が町内138店舗でありました。また、アンケート調査結果から類推される新規の消費喚起額といたしましては約2,000万円であり、経済波及効果や、町内での新規顧客の獲得に、一定寄与したものと考えております。

なお、今回のプレミアム商品券の販売に際しましては、販売当日に説明が行き届かなかったことから、悪天候の中、長時間お並びいただいたにも関わらず購入いただけなかった方が多数おられたことなどの問題が生じました。今後、類似する商品券の発行事業が実施されることとなった際には、今回の反省点を踏まえ、その目的や事務費の状況に応じて、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、11点目の後段の「ごみ処理」についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

本町では、天災及びその他の理由により廃棄物の焼却処理が不可能となったときの相互支

援として、北摂地域の7市・3町・2一部事務組合を構成団体とした「北摂地域における災害等廃棄物の処理にかかる相互支援協定」を、平成27年7月1日に締結いたしております。本協定に基づいた支援の要請や連絡先の情報等、必要な事項の協議及び調整を行うため、北摂地域における災害等廃棄物の処理にかかる相互支援協定運営協議会が設置され、第1回目を平成28年2月に開催いたしております。内容といたしましては、会長、副会長の選任や、各団体の人口やごみ処理量の確認などを行っております。

今後も引き続き、関係機関と連携し、本町のごみ処理が円滑に行えるように努めてまいります。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、9点目の「第3期地域福祉計画」について、ご答弁申し上げます。

平成26年度から開始した「第3期地域福祉計画」におきましては、「ひとをささえるまちづくり」「おたがいさまのまちづくり」「もしものときのまちづくり」「こころゆたかなまちづくり」という四つの基本目標を掲げ、その実現に向けた各種施策を推進してまいりました。

平成27年度の主な実績としては、地域の身近な相談者としてコミュニティソーシャルワーカーを引き続き4名配置し、地域の様々なご相談に応じたほか、福祉人材の育成では「朗読ボランティア養成講座」を入門課程と初級課程の2講座開催し、ボランティアの養成を行うとともに、関係機関・事業所職員等の資質向上を目指して「障害者（児）支援機関スキルアップ研修」を開催いたしました。その他、「福祉大会」においては、おもりを装着して高齢者の擬似体験を行う「キャップハンディ体験」と、乳幼児と保護者を対象にした「子育てサロン」のコーナーを新たに実施いたしました。

今後の課題といたしましては、近年の自然災害の頻発や高齢化の進展により一層の対応が求められている「災害時支援」の分野について、本年度から登録事務を開始いたしました「避難行動要支援者登録制度」に基づき、支援を必要とする対象者の把握と登録、支援に向けた調整等を進めてまいります。また、本年12月に民生委員児童委員の一斉改選が行われることから、欠員の解消に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、10点目の「臨時福祉給付金等の支給」について、ご答弁申し上げます。

平成27年度においては、消費税率の引き上げに伴う影響を緩和するため、住民税非課税の方を対象に1人当たり6千円を給付する「臨時福祉給付金」と、児童手当受給者に対し、児童1人当たり3千円を給付する「子育て世帯臨時特例給付金」を、それぞれ支給いたしました。

本町では、平成27年7月末に対象者に申請書類を送付し、8月3日から平成28年1月29日まで申請受付を行いました。受付期間中は、広報紙やホームページへの記事掲載のほか、関係機関と連携し、未申請者への再案内の郵送や声かけを実施するなど、申請勧奨に努めました。その結果、申請率は「臨時福祉給付金」で96.3%、「子育て世帯臨時特例給付金」で99.5

%と、府内市町村の中でも高い数値となっております。

次に、13点目の「健康づくり事業について」でございます。

特定健診は、生活習慣病予防のため、健診結果から生活習慣病の発症リスクを判定し、特定保健指導等を通じて、バランスの取れた食生活と適度な運動習慣を身につけていただくことを目的として実施いたしております。

平成27年度の特定健診受診率は38.9%となっており、昨年度と比較し、2.6ポイントの増、特定健康指導の参加者数については、動機付け支援55人、積極的支援11人、合計66人と、昨年度と比較し19人の増となっており、支援に繋がる方が増加いたしております。また平成27年度からは、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の方が特定健診を受診される際に、ピロリ菌検査を新たに追加いたし、集団健診で41人、個別健診で38人、合計79人の方が受診しておられます。

ピロリ菌につきましては、胃に感染し、胃や十二指腸等の病気の原因となり、感染していると胃がんになるリスクが高くなります。保有者につきましてはピロリ菌を除菌することにより、胃がん発生率が低くなるのが複数の研究報告から確認されており、胃がんの発生率を抑える効果があるものと認識いたしております。

しかしながら、ピロリ菌検査につきましてはあくまで胃がんのリスクを診断するものであり、胃がんそのものを発見するものではないため、従来から実施しております胃がん検診の受診もあわせて受診していただく必要があるものと認識をいたしております。

次に、本町で実施しております各種がん検診の受診率につきましては、胃がん検診が8.8%、肺がん検診が35.7%、大腸がん検診が29.3%、子宮頸がん検診が37.5%、乳がん(マンモグラフィ)検診が21.3%となっており、その年によって若干の増減はありますが、無料クーポン券配付以前と比較いたしますと受診者数は確実に増加いたしており、無料クーポン券配付は、受診率向上に一定の効果があつたと認識をいたしております。

今後も引き続き、各種がん検診の受診率の向上を図るため、子宮頸がん検診・乳がん(マンモグラフィ)検診につきましては特定の対象者に無料クーポン券を配付するとともに、平成28年度から新たに実施しております「健康マイレージ事業」等の啓発とあわせて、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

**教育こども部長** 続きまして、12点目の「子育て支援の充実」についてご答弁申し上げます。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始され、同年3月に策定した「島本町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援施策を実施しているところでございます。

平成27年度における取り組み状況につきましては、子育て世代の支援策として新たに「産前・産後ヘルパー派遣事業」を開始したほか、一定規模以上の住宅開発を行う事業者に対し、「子育て支援協力金制度」を創設いたしました。また、施設整備といたしましては、第二保育所の耐震設計業務、第四学童保育室の新棟設計業務及び各学童保育室を1室増室するため

の整備を行いました。

さらに保育所における待機児童対策につきましては、平成27年3月に高浜学園が開園し、本年8月1日現在で117人の受け入れが行われているほか、大阪府と連携し、府内で初となる大阪府営島本江川住宅の空き室を利用した小規模保育事業所の設置に向けて事務を進めました。

課題といたしましては、施設整備が一定進んだものの、全国的な保育士不足に伴い公立・私立を問わず保育士の確保が困難となっており、児童受け入れが進まない状況がございます。保育士の確保策につきましては、今般、保育所待機児童対策として補正予算でお示しさせていただいたところでございますが、今後とも保育士確保に取り組み、早期に待機児童が解消できるよう一層の努力をしてまいりたいと考えております。

**上下水道部長** それでは、14点目の「上下水道事業」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町では、安定した水源確保の観点から、平成26年度におきまして、取水量の低下や水質の劣る3井（溝田・長田・馬渡）の代替え井の新設に向け水源調査を実施し、水質や経済性及び施工性など評価した結果、大藪浄水場東側の水道事業用地に新設井戸を計画し、平成27年度におきまして、新設井戸工事に必要な実施設計を行ったところでございます。

また、現在保有しています9井のうち、先ほどの3井を除く6井（水無瀬・大藪・国木原・鳥合・天薬・堀込）の井戸につきましては、毎年度、揚水試験において適正揚水量を把握するとともに計画的に深井戸改修工事を実施し、現状の揚水能力（1時間当たりの揚水能力として、概ね40t/時間～70t/時間）を維持しながら取水に努めているところでございます。

「平成27年度の有収率」につきましては、前年度と比べ0.8ポイント上昇し96.2%でございますが、引き続き有収率を注視しながら、適正な維持管理に努めてまいります。

また、「平成27年度における雨水整備」につきましては、東大寺三丁目、四丁目及び百山地区の一部を排水区域とする公共下水道五反田雨水幹線の整備に向け、公共下水道五反田雨水幹線整備実施設計業務として、当該雨水幹線整備の基礎資料となる測量及び土質調査を実施したところでございます。

高槻市で実施していただいております流域下水道高槻島本雨水幹線と上牧新川水路との接続工事の進捗状況につきましては、平成27年度は、雨水取口施設の用地取得に必要な用地測量が実施されております。引き続き、接続工事の早期完成に向け、高槻市と協議・調整を行いながら事業の進捗に努めてまいります。

以上でございます。

**消防長** 最後に、15点目の「消防行政」につきまして、ご答弁を申し上げます。

平成27年度は、停電時における通信指令装置等の電源を確保するため、自家発電機設備を1,058万4千円で整備をいたしました。本設備は、大規模災害時に停電した場合、通信指令装置等のバックアップ電源として初動体制を確実に実行するためのものでございます。設置後は、本設備を稼働させる停電は発生しておりませんが、定期点検を実施し、適切な保守管理

に努め、停電時には適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「消防力の強化について」でございます。

救急隊員の資質の向上のため、消防学校や救急救命士の特別教育への派遣を行うなど、積極的に職員の教育訓練を実施したところでございます。救急救命士の養成につきましては1名を派遣し、本年3月に実施されました国家試験を経て、救急救命士の資格を取得いたしております。

また、現在、職員の若年化が進んでおり、今後も教育・訓練等への派遣をはじめ技術と知識の継承が大変重要であると考えております。このため本部内での訓練はもとより、救急隊員や救助隊員などの資格取得のため、引き続き消防学校への派遣を行い、災害に対する対応力の向上に努めるとともに、救急業務につきましては、継続的に救急救命士を養成し、救命率の向上を目指し、消防体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** ありがとうございます。細部につきましては、また各常任委員会のほうで質疑させていただきますので、会派の大綱質疑のほう、終了させていただきます。

以上です。

**伊集院議長** 以上で、自由民主党クラブの大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月8日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月8日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後5時03分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第64号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算（第2号）
- 第65号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第66号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第68号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第69号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第8号認定 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第9号認定 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算





平成28年

島本町議会9月定例会議会議録

第4号

平成28年9月8日(木)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 4 号)

年 月 日 平成 2 8 年 9 月 8 日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	教 育 長	岡 本 克 己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴 山 則 文	健 康 福 祉 長	岡 本 泰 三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀
会 計 管 理 者	永 田 暢	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	三 代 剛		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

## 議事日程第4号

平成28年9月8日(木) 午前10時開議

- 日程第1
- 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算
  - 第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
  - 第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 第4号認定 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  - 第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
  - 第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
  - 第8号認定 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第9号認定 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第10号認定 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第11号認定 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第12号認定 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
  - 第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**伊集院議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算までの13件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、公明党の発言を許します。

**川嶋議員**(登壇) おはようございます。それでは、平成27年度決算について、公明党を代表し大綱質疑を行います。

1. 「財政について」。

平成27年度一般会計決算額は、歳入総額115億6,266万7,858円、歳出総額113億3,343万5,802円、差引収支額2億2,923万2,056円で、黒字決算となっています。經常収支比率も95.9%で、前年度に比べ3.7ポイント改善しています。特に町民税法人分の中で、一部の法人が新製品の売り上げ増加に伴い営業利益が増加したこと、また滞納繰り越し分において前年度より減少しており、このことは職員が滞納者に対して納税交渉を積極的に行われ、徴収率において過去最高の徴収率になったことは、大いに評価するものです。

さらに、自主財源確保補の観点から、公有財産である遊休地の売却等について、27年度の取り組みとあわせて、今後の予定もお聞かせください。

2. 「広報しまもとについて」。

これまでのタブロイド版からA4版の冊子にされました。フェイスブックを、島本町のイベントや事業の情報を発信できる広報媒体と位置づけ導入されていますが、実績とともに、課題と目標をお示しください。

3. 「し尿中間処理施設について」。

広域連携について、高槻市・島本町広域行政勉強会の事業連携ワーキンググループにて討議等を進められ、土壌汚染状況調査を進められ、その結果も出ています。それを踏まえ、検証とスケジュールもお聞かせください。

4. 「JR島本駅西側区画整理事業について」。

本年2月に、地元地権者に意向調査を行った結果、事業の継続に賛成とのこと。円滑に事業が進むためにも、地権者の皆様ともよく話し合わせ、島本町の顔でもある駅前のまちづくりを進めていっていただきたいと思っております。

27年度の状況とあわせて、スケジュールもお聞かせください。

5. 「阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地について」。

これ以上長く引きずることは、厳しい住民の目があり、川口町長在任中に結論を出されることが、より評価は良いと思われませんが、27年度の取り組みと今後について、お聞かせください。

6. 「生活困窮者自立支援事業について」。

「生活困窮者自立支援法」に基づく新事業として、生活保護に至らない生活困窮者への支援事業の実施をされました。その支援の取り組みの効果と、今後の課題もお聞かせください。

7. 「認知症対策事業について」。

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指し、認知症の方や、そのご家庭をあたたく見守る体制づくりとして、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、相談体制の強化を図り、平成28年1月には認知症高齢者見守りネットワーク事業を構築されました。

①具体的な内容と、成果をお示しください。

②認知症サポーター養成講座の実施状況の内容と、今後の展開をお示しください。

8. 「がん検診について」。

乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券配付を行い、平成27年度も受診率向上に努められたことは大変評価します。受診率と、目標をお聞かせください。

9. 「地域密着型特別養護老人ホームについて」。

平成29年4月開設予定に向けて事業者を公募し、平成27年10月に決定されたところであります。27年度取り組みと、スケジュールもお聞かせください。

10. 「小学校の暴力行為・いじめ・不登校について」。

件数において増減はあるものの、数字としては毎回あがっているのが現状であります。調査をされ、十分な連携で、1件、1件の解決に向け努力をされていると思いますが、本町として、毎回あがっている件数に対し、どう感じておられるのか、また具体的な対応はどうされたか、お示しください。

11. 「幼稚園預かり保育について」。

町立第一幼稚園において、就労支援型として午前8時から午後6時まで預かり保育を実施されていますが、27年度の状況と課題をお示しください。

12. 「学校の耐震補強について」。

ようやく27年度に第一・第二・第四小学校、第一中学校の耐震補強工事が実施されたことは、大変評価するものであります。第三小学校については基本構想に基づき着実に進めていただけるよう求めるものですが、耐震補強工事が終了した校舎については、今後、窓ガラスの強化等、非構造部材への対策が必要と考えます。改めて調査・検討を要望いたしますが、お考えをお聞かせください。

以上です。

**総務部長** 皆さん、おはようございます。それでは、公明党を代表されての川嶋議員の大網質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「財政について」でございます。

平成27年度一般会計の決算につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億2,923万2千円の黒字決算となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,831万7千円を差し引いた実質収支額は、5,091万5千円の黒字となりました。地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比は、前年度よりも3.7ポイント改善し、95.9%となりました。これは、町民税法人分、地方消費税交付金、普通交付税が増額となったことなどが大きな要因となっております。

また、平成26年度に制定いたしました「島本町債権の管理に関する条例」の制定以降、町の債権について徴収計画を作成し、一元的に把握するとともに、その進捗についても適正に管理をする体制のもと、成果が徐々に表れてきたことも要因の一つと考えております。

一方、自主財源の確保の観点から進めております遊休地の売却につきましては、平成27年度におきましては、広瀬二丁目地内で町直営の月極駐車場として保有しております土地3カ所のうち、1カ所の土地82.57㎡を、一般競争入札により1,305万3千円で売却いたしました。

今後におきましても、自主財源の確保の観点から、遊休地につきましては、順次、売却に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、2点目の「広報」に関するご質問でございます。

本町では平成27年10月、「広報しまもと」を従来のタブロイド判からA4サイズの冊子型にリニューアルいたしました。変更直後の時期には「気付かず捨ててしまった」、「表紙のローマ字のロゴがわかりにくい」といったご意見が一部にございましたが、現在では「カラーページができ、写真や内容が充実して良くなった」「まちのことをより身近に感じられるようになった」など、好意的なご意見をいただくようになりました。

今回のリニューアルにより、まちの活力や、子どもたちの元気な姿、水や自然環境といった本町の特徴を、より魅力的にお伝えできるようになったのではないかと考えております。

また、町内で行われたイベントなどを取材し、参加された住民の方を掲載させていただき紙面づくりを続けており、従来の紙面内容に興味がなかった方にも、町の様々な出来事に関心を持っていただくきっかけとして、広報誌をご覧いただけるようになったのではないかと考えております。

あわせて、公共性・公益性の高い広報とするため「広報しまもと記事掲載のきま

り」を作成し、紙面づくりにおける基準を整備いたしました。

今後につきましては、広報づくりには一定の専門性を要することを踏まえ、将来にわたってデザインや紙面の質を維持向上できるよう、技術の継承や、望ましい編集体制の確立に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

フェイスブックにつきましては平成 27 年 4 月に開始したところであり、町のイベント情報や季節の話題、ボランティア団体の活動に関する情報など、年度末までに合計 140 件の記事を投稿し、約 22 万件の閲覧がございました。

フェイスブックは、情報を即時に発信することができる特徴を持っており、広報誌やホームページなどを補完する媒体として、例えば「町内の草花が開花した」といった、広報誌では扱いきれない情報なども、タイムリーに利用者の皆様にお届けすることができます。また、投稿記事ごとの閲覧件数を一目で確認することができ、住民の皆様がどのような記事に関心があるのかを容易に把握できる利点もございますことから、引き続き幅広い情報収集及びコンスタントな発信に心掛けるとともに、写真やタイトル、投稿時間帯などの工夫を行い、町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3 点目の「し尿処理について」でございます。

小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは重要な課題であると考えております。

平成 27 年度におきましては、町域内での建設に向け事務を進めておりましたし尿処理施設について、厳しい行財政運営を強いられる見通しの中、再考する必要があるとの結論に至りましたことから、11 月に本町から高槻市に対しまして事務委託にかかる再協議をお願いし、勉強会のワーキンググループにおきまして、高槻市に本町のし尿処理事務を委託した場合の両市町の効果・課題等につきまして、検討を行ってまいりました。

その後、本年 7 月には報告書を取りまとめ、議員全員協議会においてご報告させていただいたところでございますが、両市町のし尿処理を事務委託により共同処理することで、より効率的な管理運営が可能となり、施設の運転管理費が大幅に削減できることなどが明らかになっております。

このため、本町といたしましては、衛生化学処理場が抱えている課題の解決や、将来を見据えた効率的な業務運営等に向けまして、高槻市にし尿処理事務の委託をぜひともお願いすべきであるとの結論に至り、7 月下旬に、高槻市長に正式に事務委託の依頼文書をお渡ししたところでございます。

今後につきましては、高槻市と一層の連携のもと、来年 4 月の委託開始を目途に、精力的に事務を進めてまいり所存でございます。

次に、5 点目の「阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地」について、ご答弁申し上げます。

阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地の活用につきましては、駅前で想定される公共的

機能に関する手法の洗い出しを行い、窓口機能を有する行政サービスコーナーをはじめ観光案内所の設置や他の公共的機能の移転、新たなコミュニティの場や子育て支援に関する機能の付加、また駐車場としての活用や公園・緑地帯としての活用など、その効果や課題等について検証を行ってまいりました。しかしながら、いずれの機能におきましても、公共施設の総量圧縮の方針をお示ししている中で、費用対効果が生じるような手法につきまして明確にご提示できる状況には至っておりません。

今後についてでございますが、当該地の具体的な活用方策が決定するまでの暫定的措置といたしまして、期間を定めて駐車場として民間に貸出を行い、財源確保に努めることも視野に入れた検討を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、4点目の「JR島本駅西側区画整理事業」について、ご答弁申し上げます。

まず、昨年度の状況につきましては、年度当初は事業協力者として選定された事業者との問題解決に向けた協議を実施されておりましたが、昨年6月に当該事業者との円満解決が実現した以降は、JR島本駅西地区のまちづくりの進展にかかる協議を実施されたうえで、本年2月から、全地権者を対象とした個別の意向調査を実施されるに至った状況でございます。

当地区の土地区画整理事業を進めるにあたりましては、現在、公益財団法人大阪府都市整備推進センターの支援のもと、昨年度に概ね実施済みの意向調査結果を踏まえ、施行区域内の土地利用計画図の案や、本事業に協力していただく事業者を募集するための募集要項等が整いましたことから、現在、本事業に協力していただく事業者の募集を実施されている状況でございます。

今後のスケジュールにつきましては、民間事業者のノウハウ等を取り入れ、準備組合と事業者と行政が連携したまちづくりを推進するとともに、地元地権者の合意形成等が一定の割合に達した時点で、昨年度末に設定いたしました保留区域を解除し、市街化区域への編入を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、6点目の「生活困窮者自立支援事業」について、ご答弁申し上げます。

平成27年4月からの「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、本町においても、同法に基づく「自立相談支援」「家計相談支援」「住居確保給付金」「一時生活支援」の四つの事業を開始いたしました。このうち、主要な事業を社会福祉協議会に委託し、同協議会内に「生活自立相談窓口」を設け、生活保護には至らない困窮者への相談支援・就労支援等を行いました。



平成 27 年度の主な実施状況でございますが、自立相談支援としては、58 人から相談があり、そのうち 24 件・19 人に自立に向けた支援プランを作成いたしました。また、作成した支援プランに基づき 19 件・14 人に就労支援を行い、9 件・8 人が就職し、2 件・2 人は就労収入の増収に至ったところでございます。

また、家計相談支援といたしましては、家計管理に課題を抱える 8 件・6 人に対し、プランに基づき家計管理指導などを行い、家計の改善に向けた支援を行いました。

その他、個々の状況に応じて借金や滞納の整理に向けた支援、年金や手当の確保に向けた支援、貸付や福祉サービスへのつなぎなど、関係機関と連携しながら、生活の自立に向けた様々な支援を行ったところでございますが、委託先である島本町社会福祉協議会と定期的に会議を開催し、情報共有するとともに、支援の方向性の統一を図りましたことから、事業の初年度からスムーズな連携が実施できたものと考えております。

「今後の課題」でございますが、様々なご相談や悩みを抱えた方を早期に把握し、支援に繋げていくため、徴収関係部署、各種相談窓口、子育て・福祉・人権の担当部署や関係機関との連携強化を図り、利用対象者のさらなる掘り起しを図ること、また就労訓練や職場体験のための事業所の確保、学習支援などの実施に向けた検討などが課題であると認識をいたしております。

次に、7 点目の「認知症対策事業について」でございます。

まず、①の「具体的な内容と成果」でございます。

平成 27 年度から地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を 1 名配置し、認知症に対する取り組みを推進しております。

認知症高齢者等見守りネットワーク事業は、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徘徊のおそれのある方の情報をそのご家族に事前に登録いただき、地域の協力のもと、日頃の見守りと行方不明時の捜索を行うことを目的とした事業でございます。本年 8 月末現在、登録者数は 4 名、捜索にご協力いただく協力機関として申し出があった機関は 42 機関となっており、内訳といたしましては、社会福祉協議会や介護保険事業所等が 28、消防が 1、医療機関 13（医師会 9、歯科医師会 4）となっております。

幸いなことに、当事業を利用しての行方不明者の捜索実績は現在のところ発生いたしておりませんが、より効果的な事業となるよう、関係機関等と連携のもと、協力機関を増やしていくことを検討いたしております。

次に、②の「認知症サポーター養成講座の実施状況について」でございますが、平成 27 年度は、住民の皆様を対象とした講座を 2 回、町内の四つの小学校の 4 年生を対象としたキッズサポーター養成講座を計 4 回、職員対象の講座を 1 回、地域等への出前講座を 3 回の計 10 回の講座を開催し、延べ 385 人の方が講座を修了されております。昨年度末までの認知症サポーター養成数は 2,113 人となり、2,000 人を突破いたしました。

今後の展開といたしましては、認知症サポーター養成講座を修了した方に対する、認知症に関する取り組みにおける活躍の場の提供などを検討いたしております。

続きまして、8点目の「がん検診について」でございます。

本町で実施しております各種がん検診の受診率につきましては、胃がん検診が8.8%、肺がん検診が35.7%、大腸がん検診が29.3%、子宮頸がん検診が37.5%、乳がん(マンモグラフィ)検診が21.3%となっております。

がん検診の無料クーポン券配付につきましては、子宮頸がん検診・乳がん(マンモグラフィ)検診は平成21年度から、大腸がん検診は平成23年度から実施しております。その年によって若干の増減はありますが、無料クーポン券配付以前と比較いたしますと、受診者数は確実に増加いたしており、無料クーポン券配付は、受診率向上に一定の効果があったと認識をいたしております。

今後も引き続き、各種がん検診の受診率の向上を図るため、子宮頸がん検診・乳がん(マンモグラフィ)検診につきましては特定の対象者に無料クーポン券を配付するとともに、平成28年度から新たに実施しております「健康マイレージ事業」等の啓発とあわせて、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

なお、本年度のがん検診の受診率目標につきましては、平成27年度の実績を勘案し、予算計上時には、胃がん検診10%、肺がん検診35%、大腸がん検診29%、子宮頸がん検診39%、乳がん(マンモグラフィ)検診23%としておりますが、より多くの方に受診していただけるよう努めてまいります。

次に、9点目の「地域密着型特別養護老人ホームについて」でございます。

地域密着型特別養護老人ホームの整備につきましては、「第6期島本町介護保険事業計画」において平成29年度に1ヵ所整備することといたしており、同計画に基づき、昨年6月1日号広報及びホームページにおいて募集要項を掲載し、公募したものでございます。

6月22日から7月10日まで間の募集期間内に4事業者から応募があったことから、8月20日及び9月14日に島本町社会福祉施設整備審査委員会を開催いたし、慎重かつ公正な審査の結果、社会福祉法人博乃会が整備事業者として望ましいとの結論を得て、町長に対し報告がなされ、その審査結果を踏まえ、10月6日付けで社会福祉法人博乃会を整備事業者と決定したものでございます。

当該法人におかれましては、すでに若山台一丁目地内に建設予定敷地を自己所有されており、大阪府からの補助金の交付決定後に、施設を着工する予定であると聞き及んでおります。

なお、工事着工前であり、現時点で開設時期を具体的に申し上げることはできませんが、現在の予定では平成29年4月の開設を目指しておられると聞き及んでおり、当該予定どおりに開設できるよう、当該法人と連絡を密にし、事務を進めてまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

**教育こども部長** 続きまして、10点目の「小中学校の暴力行為・いじめ・不登校」について、ご答弁申し上げます。

児童生徒の問題行動等につきましては、学校が認知したものを教育委員会に報告する仕組みとなっており、千人率で国や大阪府と比較いたしますと、概ね本町におきましては、国や大阪府の平均を下回っているのが現状でございます。

これは、各学校において未然防止の取り組みが適切に行われているものと判断しておりますが、集団生活におきまして、子ども同士のトラブルやいさかいが全くないということは考えられませんし、発達過程において、止むを得ず起こり得るものであると認識しております。

教育委員会といたしましては、事案が認知された際には、些細な事案でも1人で判断せず、管理職への報告・相談・連絡を徹底するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門家も交えた学校組織としてのチームでの対応を指導しております。また、解決に向けた取り組みとともに、事案を教訓化した再発防止にも努めるよう指導しているところでございます。

なお、これらの問題行動等は、一義的には学校が対応するものでございますが、学校だけで対応が難しいケースにつきましては、教育委員会から指導主事を派遣することに加え、大阪府教育庁から専門家の派遣を受けるなどして、課題解決に向けた支援体制を構築し、対応しているところでございます。

次に、11点目の「幼稚園の預かり保育について」でございます。

第一幼稚園で行っております就労支援型幼稚園につきましては、20名の定員で募集しており、午前8時から夕方6時までの年間を通じた平成27年度の利用者は、4歳児が2名、5歳児が1名の計3名でございます。また、毎日ではございませんが、預かり保育を利用されている方は延べ5,270名ございました。

平成26年度と比較いたしますと、就労支援型幼稚園につきましては利用人数に増減はございませんでしたが、預かり保育につきましては、延べ452人の増加がございました。

課題といたしましては、年間を通じた就労支援としての利用者が少ないことがございますが、これらを解消するためには、保育所と同様の時間帯での預かり時間に拡大することや、給食が課題であると認識をしております。

次に、12点目の「学校の耐震補強と非構造部材等への対応について」でございます。

町立小・中学校の耐震化につきましては、平成27年度に第一小学校・第二小学校・第四小学校の耐震補強等工事が完了し、先に完了した第二中学校とあわせて、6校中4校で完了いたしました。また、第一中学校では平成27年度から2カ年にわたって耐震補強等工事を実施し、平成28年9月下旬に完了予定でございます。

今後、第三小学校整備基本構想に基づく第三小学校の耐震化や第四小学校の増築工事などが完了した後、ご要望の学校施設における窓ガラスの強化や非構造部材への対策に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現時点におきましては、ロッカーや書棚等が地震で倒れないよう金具で固定するなど、一部実施しているものもございます。

いずれにいたしましても、子どもや教職員の命にかかわる問題でもありますことから、非構造部材等への対策につきましては、順次取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** 種々、ご答弁いただきました。ありがとうございます。

詳細に関しましては、各常任委員会で、また改めまして質問をさせていただきますので、これで大綱質疑を終わらせていただきます。

**伊集院議長** 以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

引き続き、自民無所属の会の発言を許します。

**清水議員（登壇）** それでは、平成 27 年度決算審査に対し、自民無所属の会を代表し大綱質疑を行います。

厳しい財政状況の中、国の経済は株価の上昇などに伴い、雇用・所得環境には改善傾向が見られ、景気は緩やかに回復を続けているが、本町ではインフラを含めた公共施設の老朽化等の対策が大きな課題で、深刻化しています。

住民の皆様一人ひとりが安全で安心して暮らすことができる地域社会は、一朝一夕ではなし得ません。住民、議会、議背が一体となって、将来を見据えたグランドデザインをしっかりと描いていく必要があります。次の世代が、また自分達の町に誇りを持っていただけるような「島本らしさ」を追求し、たくさんの人がその魅力を共有できるようなまちづくりの実現を目指すべく施策を推進されたと思われませんが、それらの施策と成果について、伺います。

1)「財政状況について」。

①財政確保について。

平成 27 年度の決算は黒字決算であり、経常収支比率は 95.9%と、前年より 3.7 ポイント改善していますが、依然として財政は厳しい状況になっています。

ここ数年、当町の人口は増加傾向ではあるが、いずれは全国的な傾向と同様に人口減少・少子高齢化等により、生産人口は減少し、本町の税収が増加するとは思えません。また一方では、扶助費の増加や、雨水水路整備工事、公共施設の耐震化工事、橋りょう長寿命化工事等、巨額な費用が必要となる中で、安定的な住民サービスを維持するためにも財源確保が必要不可欠であります。

平成 27 年度はどのような施策を推進されたのか。その費用対効果について、伺います。

②土地活用について。

公有財産のうちの遊休地で売却可能な土地については、自主財源の確保にも繋がるも

のです。平成 27 年度遊休地の売却状況と課題について、伺います。

また、阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地については、「駅前にふさわしいにぎわいを創出するために、民間事業者へ売却する」と、ここ数年、述べられてきましたが、平成 27 年度の進捗状況と、今後の予定についても伺います。

2) 「広域行政について」。

①広域行政勉強会について。

本町においては、広域行政によるメリットは非常に大であり、平成 27 年度においての高槻市との広域行政勉強会の進捗状況を伺います。

②し尿処理場について。

建設後、51 年経過したし尿処理場は老朽化が著しく、施設周辺自治会より撤去要望もあります。平成 27 年度の具体的な検討内容と、今後のスケジュールについても伺います。

③清掃工場について。

建設後 25 年が経過した清掃工場は、毎年、多額の補修費がかかり、本来なら建て替えの検討時期に来ているのですが、町単独での建設は、財政面と環境面から不可能に近い状況であります。平成 27 年度の施策を伺うとともに、今後の清掃工場のあり方について、広域化も含め、伺います。

3) 「第 5 次島本町行財政改革プランについて」。

平成 23 年度よりスタートした「第 5 次島本町行財政改革プラン」の進捗状況と、成果について伺います。

4) 「統計調査について」。

昨年は 5 年に一度の国政調査の年、今回、初めてのインターネットによる回答方式が導入され、本町のインターネット回答率は大阪府内で一番高かったようですが、インターネットの回答率と効果について、伺います。

5) 「広報しまもとについて」。

昨年 10 月からリニューアルした「広報しまもと」の内容と成果、住民の評判を伺うとともに、課題についても伺います。

6) 「島本町総合教育会議について」。

平成 27 年 4 月に設置した「島本町総合教育会議」の進捗状況と成果について、伺います。

7) 「公共施設の整備について」。

本町では、昭和 50 年前後に建設された多くの公共施設で老朽化が進んでおり、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。公共施設の整備に関する施策について、平成 27 年度までの進捗状況と、中長期的な課題についても伺います。

8) 「森林保全について」。

全町の森林面積のほとんどが民間の所有であり、高齢化や担い手不足により整備が怠

られています。森林整備を推進することで、減災にも繋がるものと考えます。平成 27 年度の森林保全に関する施策についての実績を伺うとともに、課題についても伺います。

9) 「災害対策について」。

平成 27 年度は、台風 11 号など三度の台風の接近及び大雨警報等で、職員が災害対策に配備されました。平成 27 年度も「災害に強いまちづくり」を積極的に推進されたと思いますが、大雨に対する防災・減災対策等の実施状況と、課題について伺います。

10) 「男女共同参画について」。

24 年度よりスタートした「島本スマイルプラン～第 2 期島本町男女共同参画社会を目指す計画～」に基づいた男女共同参画の促進、仕事と家事、子育て、介護の両立支援、ドメスティック・バイオレンス防止対策などの施策内容と、平成 27 年度の進捗状況と成果について、伺います。

11) 「年長者福祉について」。

平成 27 年 3 月に策定した「第 6 期島本町保健福祉計画」の、平成 27 年度の各施策の実施状況と成果、課題についても伺います。

12) 「教育・生涯学習について」。

①小・中学校の耐震化について。

次世代を担う子ども達の学び舎である小・中学校の耐震化対策等、安全・安心な学校を早期に実現するための、平成 27 年度の施策の進捗状況と、決算を踏まえ、ビジョンについても伺うとともに、国の補助金活用等についても伺います。

②放課後の活動について。

次世代を担う大切な子ども達の放課後の学習・運動等について、地域の皆様のボランティア活動を含め、平成 27 年度の施策と成果及び課題についても伺います。

③生涯スポーツについて。

住民の皆様様の健康増進のための体育館、グラウンドやテニスコートなどの各スポーツ施設等を、安全で快適に利用していただくための平成 27 年度の整備状況等を伺うとともに、老朽化が進む施設の今後のあり方についても伺います。

13) 「子ども・子育てについて」。

平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援新制度がスタートし、子ども・子育てに関する支援策が充実されました。平成 27 年度の施策の進捗状況と、今後のスケジュールについても伺います。

14) 「消防について」。

近年、消防の役割は、火災や救急以外に、台風や大雨に対する対応が増加傾向にあり、重要な役割を担っています。平成 27 年度の消防団を含めた出動状況や、施設・備品等の整備状況を伺うとともに、課題についても伺います。

15) 「水道事業について」。

水道事業については、住民に安全安心な飲み水を供給する事業で、生きていくうえでなくてはならない、災害時においても重要なライフラインです。「島本町地域水道ビジョン」に基づいた老朽配管等の布設替え状況、配水施設や配水管等の耐震対策状況を伺うとともに、「水道事業財政計画」を踏まえた今後の財政状況も伺います。

16)「下水道事業について」。

「公共下水道事業財政健全化計画」の進捗状況を伺うとともに、平成 27 年度の「下水道計画」上の整備等の進捗状況を伺います。

**総務部長** それでは、自民無所属の会を代表されての清水議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の①の「財源確保について」でございます。

平成 27 年度普通会計決算におきましては、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す經常収支比は前年度よりも 3.7 ポイント改善し、95.9%となりました。

この要因は、歳入では、町民税法人分、地方消費税交付金、普通交付税が増額となったことなどによるものでございます。一方、歳出では、平成 27 年 3 月に新たな民間保育園開設や医療費助成の拡充などにより扶助費が増額となったほか、国民健康保険事業や後期高齢者医療にかかる繰出金も増額となるなど、少子化対策や社会保障施策にかかる経費が増額となりました。

また、実質収支は前年度に引き続き黒字決算となったものの、義務教育施設の耐震化や中学校給食棟の設置など普通建設事業費が大きく増額となったため、町の貯金である基金を取り崩した結果、積立基金残高は約 2 億 6,400 万円の減額となり、町の借金である町債残高においても約 3 億 6,500 万円の増額となるなど、厳しい財政状況となっているのが現状でございます。

こうした中で、町内の開発による一時的な人口の増加は見込まれるものの、将来的には全国的な傾向と同様に人口の減少が見込まれます。また、高齢化の進展による社会保障関係経費の自然増、公共施設の老朽化対策などに多額の経費が必要となるため、歳出の伸びに対応した財源の確保が不可欠となっております。

平成 27 年度の財政運営におきましては、桜井跨線橋補修・補強工事や指手橋補強工事などの橋りょう補修・補強事業の財源として、国庫補助金を確保いたしました。また、義務教育施設の耐震化事業にあたっては、平成 28 年度に予定していた事業を前倒しして有利な補助率で国庫補助金の採択を受けるなど、積極的に特定財源の確保に努めたところでございます。さらに中学校給食棟の設置におきましても、府補助金を確保しております。また、規模の大きい普通建設事業に対しましては、交付税措置のある町債を優先して発行するなど、基金の取り崩しの縮減に努めました。

今後におきましても、積極的に有利な特定財源を確保するなど、後年度の財政負担の軽減に努めてまいります。

続きまして、1)点目の②「土地活用について」の前段の「遊休地の売却状況と課題」について、ご答弁申し上げます。

公有財産のうち、遊休地で売却可能な土地につきましては、自主財源の確保の観点から、これまでも売却の事務を進めてまいりました。平成27年度におきましては、広瀬二丁目地内で町直営の月極駐車場として保有しております土地3カ所のうち、1カ所の土地82.57㎡を一般競争入札により1,305万3千円で売却いたしました。

今後におきましても、自主財源の確保の観点から、遊休地につきましては、順次、売却に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4)点目の「統計調査について」でございます。

平成27年度は、5年に一度の全数調査である国勢調査を実施いたしました。国勢調査につきましては、大正9年の第1回調査から95年を数え、20回目の調査となっており、当該調査に回答する世帯の方がより便利に回答できるよう、今回、全国でインターネット回答方式が導入されました。インターネット回答率は、全国平均では36.9%、府内平均では35.3%となりましたが、本町では54.1%と、府内では1位、全国でも21位という結果となりました。

今回のインターネット回答方式の導入にあたりまして、本町では回答率を高める工夫として、インターネット環境が整備されていない世帯の方が容易にインターネット回答ができるよう、平成27年9月10日から20日の間、庁舎内事務局にインターネット回答専用ブースを設けるとともに、職員を配置し、入力方法などの支援をさせていただきました。その結果、104名の方が利用されたことが、回答率の向上に寄与したものと考えております。

また、本町のインターネットによる高い回答率の実績により、平成28年6月号の広報しまもとでもお知らせいたしましたとおり、総務大臣から表彰を受けております。この表彰につきましては、調査に協力していただきました住民の方々、また調査していただいた調査員及び指導員のご尽力の賜物であると考えております。

なお、インターネット回答による効果につきましては、住民の方々の負担軽減と利便性の向上が図れるとともに、インターネットによる回答は直接国に送信されますことから、調査員を含めた自治体の審査及び訂正業務の軽減が図れるものと考えております。このことから、今後もインターネットによる回答方式が導入される他の統計調査におきましても、できる限り同様の対応をしてまいりたいと考えております。

続きまして、9)点目の「災害対策について」でございます。

本町では、平成24年8月14日に発生した時間雨量最大111mmという大雨により、甚大な被害を受けて以降におきましても、毎年度、気象警報や台風の接近に伴いまして、職員配備を行い、全庁あげて災害対応を行っている状況でございます。

平成27年度では、台風第11号の接近に伴い、一部道路や水路への土砂の流入等の被



害がありましたが、幸いにも人的な被害は発生しておりません。大規模な災害発生時における被害の軽減を図るためには、自助・共助・公助のあらゆる面における対策が必要となっておりますのでございます。

平成 27 年度のソフト面の対策といたしましては、地域における自主防災活動の質の向上を目的として、防災指導員養成研修を実施いたしました。この研修は防災に関することに意欲的に取り組みたいと考えておられる本町在住の方を対象に、災害対策の知識及び技術を習得するために実施し、7 名の方に受講していただき、すべての受講者に防災指導員として登録していただきました。

今後におきましては、地域防災力の向上に向けての取り組みに、ご協力をいただけるものと考えております。また大雨に対する防災事業として、特に大きな被害に繋がりやすい土砂災害に対しては、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内にある住民の皆様を対象に、「土砂災害警戒マップ」を配布させていただきました。

次に、平成 27 年度のハード面の対策といたしましては、東大寺三丁目、四丁目及び百山地区の一部を排水区域とする公共下水道五反田雨水幹線の整備に向け、公共下水道五反田雨水幹線整備実施設計業務として、当該雨水幹線整備の基礎資料となる測量及び土質調査を実施したところでございます。今後は、整備工事に必要となります詳細設計を実施し、整備工事に着手するとともに、平成 31 年度の完成を目指し、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、幹線整備には多額の費用が必要であり、その財源の確保が重要な課題であるものと認識しております。従いまして、その財源である国の防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金の確保が重要な課題となっておりますことから、引き続き特定財源の確保に向け、大阪府などを通じて、国に対し強く要望してまいります。

以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分につきまして、順次、ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の②「土地活用について」のご質問の後段、「阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地について」でございます。

阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地の活用につきましては、駅前で想定される公共的機能に関する手法の洗い出しを行い、窓口機能を有する行政サービスコーナーをはじめ観光案内所の設置や他の公共的機能の移転、新たなコミュニティの場や子育て支援に関する機能の付加、また駐車場としての活用や公園・緑地帯としての活用など、その効果や課題等について検証を行ってまいりました。しかしながら、いずれの機能におきましても、公共施設の総量圧縮の方針をお示ししている中で、費用対効果が生じるような手法につきまして、明確にご提示できる状況には至っておりません。

今後についてでございますが、当該地の具体的な活用方策が決定するまでの暫定的措置といたしまして、期間を定めて駐車場として民間に貸出を行い、財源確保に努めるこ

とも視野に入れた検討を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、2点目の①「広域行政勉強会」及び②「し尿処理場について」でございます。

小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは、重要な課題であると考えております。

平成27年度におきましては、11月に本町から高槻市に対しまして、し尿処理の事務委託にかかる再協議をお願いし、勉強会のワーキンググループにおきまして、高槻市に本町のし尿処理事務を委託した場合の両市町の効果・課題等につきまして、検討を行ってまいりました。

その後、本年7月には報告書を取りまとめ、議員全員協議会においてご報告させていただいたところでございますが、両市町のし尿処理を事務委託により共同処理することで、より効率的な管理運営が可能となり、施設の運転管理費が大幅に削減できることなどが明らかになっております。

このため、本町といたしましては、衛生化学処理場が抱えている課題の解決や、将来を見据えた効率的な業務運営等に向けまして、高槻市にし尿処理事務の委託をぜひともお願いすべしであるとの結論に至り、7月下旬に、高槻市長に正式に事務委託の依頼文書をお渡ししたところでございます。今後につきましては、高槻市と一層の連携のもと、来年4月の委託開始を目途に、精力的に事務を進めてまいり所存でございます。

次に、3)点目の「第5次島本町行財政改革プランについて」でございます。

厳しい財政状況の中、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、今まで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立することが求められております。本町では、平成23年度から平成27年度を計画期間とした「第5次島本町行財政改革プラン」に基づき、様々な施策に取り組んでまいりました。

平成27年度の進捗状況といたしましては、「債権の管理に関する条例」の施行、遊休地の売却、個人給付の見直し、戸籍電算化の完了、「公共施設総合管理計画」の策定などがあり、平成27年度の効果額としては、継続効果額も合わせて全体で約2億500万円となっております。また、5年間の累計効果額は約16億3,700万円となっておりますが、全体のおよそ半分にあたる約8億1,400万円は遊休地の売却・貸付によるものとなっております。結果的に実現に至っていない事務もありますが、計画期間の5年間で、着実に改革は進展してきたものと認識をいたしております。

今後につきましては、依然厳しい財政状況の中、引き続き行財政改革に取り組んでまいり必要があるものと考えておりますことから、「第5次島本町行財政改革プラン」の効果検証を行うとともに、次期プランの策定に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、5)点目の「広報しまもと」に関するご質問でございます。

本町では平成 27 年 10 月、「広報しまもと」を従来のタブロイド判から A 4 サイズの冊子型にリニューアルいたしました。変更直後の時期には「気付かず捨ててしまった」「表紙のローマ字のロゴがわかりにくい」といったご意見が一部にございましたが、現在では「カラーページができ、写真や内容が充実して良くなった」「まちのことをより身近に感じられるようになった」など、好意的なご意見をいただくようになりました。

今回のリニューアルにより、まちの活力や子どもたちの元気な姿、水や自然環境といった本町の特徴を、より魅力的にお伝えできるようになったのではないかと考えております。また、町内で行われたイベントなどを取材し、参加された住民の方を掲載させていただき紙面づくりを続けており、従来の紙面内容に興味がなかった方にも、町の様々な出来事に関心を持っていただくきっかけとして、広報誌をご覧いただけるようになったのではないかと考えております。

あわせて、公共性・公益性の高い広報とするため、「広報しまもと記事掲載のきまり」を作成し、広報づくりにおける基準を整備いたしました。今後につきましては、広報づくりには一定の専門性を要することを踏まえ、将来にわたってデザインや紙面の質を維持向上できるよう、技術の継承や望ましい編集体制の確立に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、6)点目の「総合教育会議について」でございます。

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することが義務付けられました。総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であるとされており、本町におきましても平成 27 年 5 月、町長を議長とし、教育長及び教育委員で構成する「島本町総合教育会議」を設置いたしております。

また、同法の施行により、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりましたことから、本町におきましても、総合教育会議における協議を経て、本年 1 月に「島本町教育大綱」を策定したところでございます。

今後とも、町長と教育委員会とが、目指すべき教育の目標や理念を共有し、教育施策を協力して推進してまいります。

続きまして、7)点目の「公共施設の整備について」でございます。

ご質問にもありますとおり、本町では、人口急増期の昭和 50 年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。

このため、平成 26 年度に策定した「島本町公共施設適正化基本方針」の見直しと充実を図り、道路や橋りょうなどのインフラ施設なども含めた計画として、本年 3 月に「島

本町公共施設総合管理計画」を策定いたしました。計画では、「施設保有量の圧縮」「機能優先への転換と多機能化の推進」「計画的な維持保全による長寿命化」「管理運営の効率化」「財源の確保」という五つの管理方針を定めるとともに、学校や子育て支援施設、道路や橋りょうなどの施設類型ごとに、現状と課題を踏まえた今後の管理方針や検討の方向性をお示しいたしております。

本町の公共施設を取り巻く課題は多岐にわたっており、役場庁舎の耐震化や、現在、広域連携の協議を行っておりますし尿処理施設の問題など、依然として多くの課題を抱えておりますが、本計画に掲げる取り組みの着実な推進により、公共施設の適正化及び計画的な維持保全を図り、将来における財政負担をできる限り平準化すべく努力してまいります。

続きまして、10)点目の「男女共同参画について」でございます。

本町では平成24年3月に「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」を策定し、男女共同参画の理解の促進、政策・方針決定過程への女性の参画促進、仕事と家事・子育て・介護の両立支援、ドメスティック・バイオレンス防止対策などの施策を総合的に推進しているところでございます。

平成27年度におきましては、住民対象の講座をはじめ女性が抱えるあらゆる悩みに対応するための女性相談、啓発用のパンフレットとしてマタハラ・パタハラ防止を目的とした冊子を作成し、配布をいたしました。それまで積極的には男女共同参画というテーマに触れてこられなかった方々にも、自らの生活に密接にかかわる問題であるという視点で考えていただく機会に繋がったものと認識をいたしており、今後とも他の機関との共催や連携など、効果的な啓発手法について工夫を重ねてまいります。

また、ドメスティック・バイオレンス防止対策といたしましては、大人になってからの啓発のみならず、性格や生活環境が培われていく成長過程にある若年層への啓発が重要視されており、本町でも平成27年度、現役高校生を対象とした「デートDV教室」を大阪府立島本高等学校にて実施し、733名の参加があったところでございます。

男女共同参画社会の実現に向けましては、地道な取り組みを積み重ねることによりまして、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を充分発揮できる社会環境の醸成が図られていくものと認識をいたしており、今後とも、計画に基づき継続的に取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、2点目の③の「清掃工場」についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

本町の清掃工場は、建設後すでに25年を経過しており、本来であれば、新しい施設の更新について検討が必要な時期になっております。施設の更新にあたっては国の交付金対象外となり、町独自の施設整備は財政状況からも非常に困難な状況であり、また広

域化の目途も立っていないことから、清掃工場の長寿命化を図る必要がございます。

清掃工場の長寿命化を図るためには、包括運営委託の導入の可否にかかわらず、今まで部分補修で済ませていたものを、多額の費用をかけてでも維持改修に努める必要があると考えております。このため、清掃工場の設備・装置の状況を把握するとともに必要な施設整備の内容を精査するべく、平成 27 年度に精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているが、老朽化している箇所があることがわかりました。

また、包括運営委託につきましては、平成 26 年度に有識者 4 名による「島本町清掃工場包括運営検討委員会」において、導入について検討しております。本委員会においては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲について決定する必要があると、まとめられております。

本町の今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場の要望も踏まえながら、予算との整合性を図り、優先順位を決めて進めてまいりたいと考えております。この方針に基づき、本年度の施設整備につきましては、当初予算内で施設整備し、本年度対応できなかった項目については、次年度以降に進めてまいりたいと考えております。よって、包括運営委託の導入につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、判断してまいりたいと考えております。

なお、広域化につきましては、本町のごみ処理施設の状況を考えますと、将来的な課題と認識しておりますが、現時点での予定はございません。つきましては、現施設の長寿命化を図り、さらに安定した運転を行い、住民の皆様の生活環境の保全に努めてまいります。

次に、8)点目の「森林保全について」でございます。

本町の森林保全の課題といたしましては、森林所有者の高齢化や担い手不足により、間伐の遅れや竹林の拡大といった荒廃が進んでいることがあげられます。

この大切な森林を保全するための施策といたしましては、平成 27 年度は、天王山周辺地域における天王山周辺森林整備推進協議会の事業として、放置竹林や作業歩道の整備を実施しました。また、サントリー「天然水の森おおさか島本」につきましては、これまで大沢・尺代地域にある約 79ha の森林について協定を締結いたしておりましたが、平成 27 年度におきましては、新たに山崎地域の約 33ha の森林を整備するために、協定地の拡大にかかる事務を行い、本年 4 月 1 日に協定書を締結いたしました。

さらに、森林保全の担い手の育成といたしましては、フォレストサポーター養成講座を実施するとともに、森林ボランティア団体への補助等の支援を行いました。

昨年 7 月の台風により、のり面が崩壊した尺代地区の山林については、平成 27 年 7 月に保安林の指定を受けるとともに、復旧のための治山事業の実施について、現在、大阪府と協議・調整を行っているところでございます。

本町といたしましては、今後も引き続き、ボランティアや企業、森林組合等の関係団体と協働し、森林の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、11)点目の「年長者福祉について」でございます。

平成27年3月に策定いたしました「第6期島本町保健福祉計画」に基づき年長者福祉に関する各種事業を実施いたしました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員の皆様のご協力のもと、配食サービスや会食会、緊急通報装置設置事業、愛の一声事業、巡回訪問事業、移送サービス助成事業などの事業を実施いたしますとともに、長く利用実績のなかった家族介護慰労金事業、訪問理美容サービス事業につきましては、平成27年度末をもって廃止いたしました。

今後も引き続き、年長者福祉サービスに対するニーズ把握や現状分析を行い、今後のサービスのあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

また、要援護者実態把握事業では、ひとり暮らし高齢者等の実態把握を行うとともに、救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」の配付を行いました。本事業は、要援護者実態把握同意書に同意いただいた方の情報をもとに台帳を作成しており、日頃の見守りや安否確認に活用するとともに、必要に応じて、消防本部等関係機関との連携を図っております。

今後の課題といたしましては、本町の高齢化率は平成28年7月末時点で26.2%となっており、毎年上昇いたしております。今後、ますます高齢化率が上昇し、ひとり暮らしの世帯の増加が見込まれておりますことから、「社会的孤立」が懸念されるところでございます。

いずれにいたしましても、年長者福祉サービスの充実を図るとともに、必要な方には、介護保険サービスを提供するなど、引き続き年長者福祉の増進に努めてまいります。

**教育こども部長** 続きまして、12)点目の「教育・生涯学習」について、ご答弁申し上げます。

まず、①の「小・中学校の耐震化の進捗状況と国の補助金の活用について」でございます。

町立小・中学校の耐震化につきましては、平成27年度末で小学校4校のうち、第一小学校・第二小学校・第四小学校及び第二中学校の耐震化と、第一中学校の第1期工事が完了しており、耐震化率は85.2%となっております。また第一中学校では、現在、第2期工事を進めており、9月下旬に全て完了する予定でございます。その結果、小・中学校6校中5校で耐震化が完了することになり、いずれの工事も国の補助金の高上げ対象事業として実施することができました。

なお、残る第三小学校の耐震化につきましては、第三小学校整備基本構想に基づき、

早期に耐震化ができるよう事務を進めてまいりますとともに、実施にあたっては国の学校施設環境改善交付金を活用してまいりたいと考えております。

また、非構造部材等への対策につきましても、順次、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「放課後の活動について」でございます。

放課後学習会は、子どもたちの自学自習力を育成することを目的に、学校支援「ゆめ本部」との連携で、地域ボランティアの方々の協力により実施しております。

なお、対象学年・実施回数等は学校ごとに異なりますが、すべての学校において、実態に応じた形で実施しております。小学校においては、その日の宿題をやりきることを目標とし、さらに余剰時間を活用して絵本等の読み聞かせが実施されるなど、子どもたちの学力向上の基盤となる活動が展開されております。また中学校では、定期テスト前の自学自習教室の開催をはじめ実用英語技能検定の対策教室など、ボランティアの専門的な力をお借りして、実施しているところでございます。

これらの取り組みの成果といたしましては、授業とは異なった雰囲気の中で家庭学習の一助になっていることから、児童生徒はもとより保護者からも好評を得ていること、また、これらの取り組みが大阪府教育委員会からも高く評価され、昨年度に文部科学省から「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞いたしました。

課題といたしましては、新規ボランティアの確保と、学力に課題のある児童生徒のより一層の参加を促すための魅力づくりであると考えております。

一方、放課後の運動等につきましては、子どもたちの放課後の居場所を確保するため、各小学校において、校庭開放や各種イベントなど、放課後子ども教室推進事業を実施しております。

平成 27 年度の実施状況につきましては、第一小学校におきまして、それまで自由に校庭開放を行っていたものを、昨年度から安全確保のためにシルバー人材センターの見守り員を配置し、毎回、参加者の確認を行うとともに、毎日ではございませんが、中学校教員やボランティアによる卓球教室の開催及び地域のボランティアによる事業等を開催いたしました。また第二小学校では、今年度から第一小学校と同様の卓球教室を開催しておりますとともに、第三小学校では地域のボランティアの方々による事業を、第四小学校ではシルバー人材センターの見守りによる校庭開放を、それぞれ実施いたしました。

課題といたしましては、学校、P T A、地域ボランティア等の体制の問題がございしますが、学校、P T A、ボランティア等の負担をできるだけ軽減するには、第一小学校のやり方を他の小学校に広げていくのが最も良い方策ではないかと考えております。

次に、③の「生涯スポーツについて」でございます。

町立体育館につきましては、昭和 56 年の開設から 35 年を経過しており、経年劣化による大小の補修を重ねながら、ご利用いただいているところでございます。本町におけ

る各公共施設の中では比較的新しい建物であることを考えますと、基本的には、維持管理上必要な補修をしながら可能な限り使用してまいりたいと考えておりますが、現在、進めております耐震診断の結果や借地であることも踏まえて、今後のあり方を検討する必要があると考えております。

平成 27 年度における整備状況といたしましては、主に第 1 体育室の照明、電動式昇降装置やトレーニング機器の修理といった軽微な内容にとどまっており、施設全体にかかる大規模な工事はありません。

次に、東大寺公園テニスコートにつきましては、以前より、コート内の一部に表層ふくれ現象が発生する不具合がございますが、抜本的な対策が困難でありますことから、ご不便をおかけしておりますが、現在の状態で引き続き貸出業務を行ってまいりたいと考えております。

なお、平成 27 年度における整備状況といたしましては、日常の営繕業務以上の修理などは行っておりません。

いずれにいたしましても、これら各施設の整備につきましては、本町の財政状況に照らして、適正な施設の種類や規模なども含めまして、総合的かつ計画的な整備を検討する必要があると考えております。

次に、13) 点目の「子ども・子育てについて」でございます。

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が開始され、同年 3 月に策定した「島本町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援施策を実施しているところでございます。

平成 27 年度における取り組み状況につきましては、子育て世代の支援策として「産前・産後ヘルパー派遣事業」を開始したほか、一定規模以上の住宅開発を行う事業者に対し、「子育て支援協力金制度」を創設いたしました。また、施設整備といたしましては、第二保育所の耐震設計業務、第四学童保育室の新棟設計業務及び各学童保育室を 1 室増室するための整備を行いました。

さらに、保育所における待機児童対策につきましては、平成 27 年 3 月に高浜学園が開園し、本年 8 月 1 日現在で 117 人の受け入れが行われているほか、大阪府と連携し、府内で初となる大阪府営島本江川住宅の空き室を活用した小規模保育事業所の設置に向けて事務を進めました。

なお、教育委員会といたしましては、本年 6 月に大型開発への対応策をお示しさせていただき、今後の対応策を取りまとめたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中に、第四学童保育棟の建設及び第二学童保育室の新棟建設にかかる設計、第三小学校整備基本構想に関わる実施設計を進め、大型開発に伴う人口増を見越した対策を着実に進めてまいりたいと考えております。また、課題となっている保育士確保策につきましても、取り組みを進めてまいりたいと考



えております。

以上でございます。

**消 防 長** 続きまして、14)点目の「消防」につきまして、ご答弁申し上げます。

近年、台風や集中豪雨などの自然災害が全国各地で頻発し、災害活動、救助事案も複雑多様化しており、住民の皆様の消防に対する期待はますます高まる状況であると認識しております。

消防の職務につきましては、その施設及び人員を活用して、住民の皆様の生命、身体、財産を、火災をはじめとする各種災害から保護し、被害の軽減を図るとともに、災害等による傷病者の搬送を適切に実施することとさせていただきます。これまで消防本部と消防団が連携を密にし、災害対応をより効率的かつ効果的に実施し、各種災害に対応しているところでございます。

平成 27 年度につきましては、消防本部では、火災 8 件、救急 1,209 件、救助 15 件、その他の各種災害等 587 件の出動をいたしております。また消防団では、火災 4 件、訓練等 60 件、合計で 64 件の出動をいたしております。

主な施設・備品の整備状況につきましては、自家発電機設備と分団の小型動力ポンプ 1 台を更新いたしました。計画的に機器及び資機材を整備しており、問題なく消防活動の充実が図られたものと考えております。

今後も施設や備品等の整備につきましては、資機材の修理、管理状況を踏まえながら、順次、資機材の整備に努めてまいりたいと考えております。

**上下水道部長** それでは、15)点目の「水道事業」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町の水道事業につきましては、「いつでも、どこでも、安全でおいしい水を低廉に供給」するため、平成 24 年 7 月に策定いたしました「島本町地域水道ビジョン」におきまして、「安心」「安定」「持続」「環境」の四つの視点から課題を抽出し、その課題を解決するための目標を定めており、その目標を達成するための実現方策を示しております。

老朽配水管の布設替えにつきましては、平成 25 年度に策定いたしました「水道管路等更新計画」において、老朽が著しい管路や防災拠点、広域緊急輸送路など、総合的な評価を行い、優先度の高い配水管から順次更新及び耐震化に努めております。

なお、平成 27 年度末での老朽化率につきましては、約 40.1%でございます。

主な配水施設の耐震対策状況でございますが、休止及び撤去の予定以外の配水施設は、耐震対応済みでございます。また、配水管などの耐震適合率につきましては、配水管の布設替えに伴い、前年度に比べ 1.4 ポイント上昇し、25.1%でございます。

計画期間を平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間とする「島本町水道事業財政計画」を踏まえた今後の財政状況についてでございますが、平成 27 年度につきましては当年度純利益を確保でき、施設整備等を実施するための財源である正味運転資金につつま

しても前年度を上回ることができましたが、収益のほとんどを占めております給水収益は、計画当初における見込みよりも減収となっております。

近年における需要者の節水意識の向上や節水器具の普及により、今後においても増加が見込めない状況であります。大藪浄水場中央管理センターの更新や、大藪浄水場自家発電設備の新設及び高圧受電設備の更新、また「水道管路等更新計画」に基づく老朽配水管の布設替えなど、基幹施設の更新等を計画的に実施していく必要があります。その財源となる正味運転資金につきましても、大きく減少していくものと考えております。従いまして、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されることから、引き続き各種経営手法について検討を進めるとともに、計画的な施設整備等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、16)点目の「下水道事業について」でございます。

計画期間を平成26年度から平成29年度までの4年間とする「島本町公共下水道事業財政健全化計画」の進捗状況でございますが、財政に関しましては、接続人口は増加したものの、水道使用量の減少に伴う下水処理水量の減少により下水道使用料が減少したこと、また修繕工事等実施による汚水処理経費の増加により、特定環境保全公共下水道事業を除く下水道使用料で賄うべき汚水処理経費に対し、実際に徴収した使用料収入の割合を示す指標である経費回収率が72.6%と、前年度に比べ5.6ポイント低下いたしております。

今後につきましても、これら下水道使用料の増加については、処理区域の拡大による接続人口の増により一定程度見込まれますが、下水処理水量が全体として減少傾向にあることや、老朽化による修繕業務への対応なども考えられることから、引き続き財政状況を注視するとともに、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

平成27年度における公共下水道の整備状況でございますが、汚水整備につきましては、平成26年度に引き続き高浜地区において汚水管を敷設し、高浜一丁目の一部約0.7haの区域を供用開始いたしました。これらの完成により、事業認可区域約327haのうち約299haが供用開始区域となり、人口普及率は約95%でございます。

雨水整備につきましては、東大寺三丁目、四丁目及び百山地区の一部を排水区域とする公共下水道五反田雨水幹線の整備に向け、「公共下水道五反田雨水幹線整備実施設計業務」として、当該雨水幹線整備の基礎資料となる測量及び土質調査を実施したところでございます。

今後も引き続き、町域内の未普及解消や浸水防除に向けて、計画的な公共下水道の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**清水議員** 答弁をいただいた内容については、各常任委員会で質疑させていただきます。

**伊集院議長** 以上で、自民無所属の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 26 分～午前 11 時 40 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、日本共産党の発言を許します。

**河野議員** (登壇) 2015 年度決算審査、会派を代表いたしまして大綱質疑を行います。

1 点目です。「核兵器廃絶・平和都市宣言のまち」島本町民の願いは、戦争のない平和な社会です。町長を先頭に、「憲法を遵守する公務員、役場としての姿勢を全うできたのか」、伺います。

安倍首相や日本政府の「核兵器廃絶」の願いに背を向ける動きが続く中、島本町では、「核兵器廃絶・平和都市宣言のまち」として、平和市長会に参加をされ、各国の核実験に対して抗議文を送付することをはじめ 2015 年度には戦後 70 年、役場庁舎前のプレートのリニューアル、被爆ピアノコンサートなど、「戦争は最大の人権侵害である」とのスローガンのもと対外的に発信され、様々な取り組みが行われたものと評価いたします。

一方、島本町議会には、安保関連法案を廃案にする意見書を国へあげて欲しいと求める住民意見書の採択要望が住民から出されておりました。日本国憲法前文では、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と示されています。

また、日本国憲法第 2 章「戦争の放棄」、第 9 条で規定された平和憲法を遵守することが役割である島本町職員の必須事項としての位置づけ、研修などの取り組みはどうだったのでしょうか。答弁を求めます。

2 点目です。決算説明書によりますと、年金所得額の減少により課税標準額が低下し、個人住民税の減少額は 1,367 万円とあり、決算書でも明らかな「アベノミクス」の失敗、そして「今後及ぶ住民の暮らし、地方財政への影響」を伺います。

2016 年度、国における第 2 次補正予算では大型経済対策を余儀なくされています。2015 年度での島本町商工会では、発売方法などでも混乱が大きく、不公平感の残ったプレミアム商品券、子育て世帯臨時給付金・臨時福祉給付金支給も同時に行われていたにも関わらず、それらは一時的な景気の浮揚にしかならず、国民の暮らし、福祉をあたためることに繋がっていません。総じて、「アベノミクス」が破綻していることも示しております。

年金所得減少の住民への影響は、今後も続くと思われまます。町税収入への影響について、見解を求めます。

3 点目です。「非正規職員の低賃金・過密労働問題」です。臨時職員の休暇の取得、賃金体系の改善はどう進められたのか、伺います。

総務省の労働力調査は、2002 年以降、非正規雇用率の統計を取り始めて以来、当初は 28.7%だったものが直近の数字では 37.1%となり、約 4 割に迫っています。中でも、25

歳から 54 歳の非正規労働人口が増えていることは深刻な問題であり、人生の中で、結婚や子育ての中心的な時期となる世代で 3 割が非正規という実態が、格差と貧困を拡大しています。

賃金水準全体を押し下げ、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、物価の影響を除いて 2015 年賃金水準を示す実質賃金指数は、過去 26 年では最低となり、年収 300 万円と言えば 42 万円がなくなったことを示しています。

島本町役場において、正規職員同様の職責を負う学童保育室、保育所、図書館、幼稚園等の非常勤嘱託、臨時職員の賃金、休暇取得の実態と改善点について、答弁を求めます。

さらに、増大する保育ニーズに対応し、市町村としての保育の実施義務を果たすためには、第二保育所民営化方針は撤回し、町立正規保育士の増員による質の高い保育の継承を可能とする職員採用計画の見直しを行うべきです。答弁を求めます。

4 点目です。「し尿処理事務の委託協議について、島本町議会の議論のあり方、住民への情報提供」について、反省すべき点が多かった年度でありました。「町全体で検証すべき課題」を伺います。

①点目です。「人口ビジョン」「公共施設総合管理計画策定」の議論は、膨大な資料が示され、さらにホームページまたは公共施設での閲覧でしか詳細を知ることができないうえに、パブリックコメントのみの議論で完結させてしまっております。長期にわたって町行財政に関わる課題を、未だ住民と十分共有できない状況に置かれております。

住民の生活に切り離せない施設の中でも、せめて役場庁舎及び清掃工場については、建て替えを前提とした試算、町財政支出見通しを明示すべきであります。町職員、議員、住民が現状認識を深めることで、今後、広域行政や民間委託などの協議において、内外ともに責任感を持った議論ができるようになると思われませんが、見解を求めます。

②点目です。小規模町村として不可欠である広域行政・連携について、消防、救急や災害時の応援連携協定における 2015 年度の実績、今後の課題について、答弁を求めます。

5 点目です。「避難行動要援護者の避難計画」。

この町の取り組みの進捗とともに、「大雨災害時の東大寺緊急土砂置き場の水無瀬川府道への流水・土砂流入は構造上の抜本改善」でこそ。国との協議経過を伺います。

6 点目です。「島本駅西側の市街化調整区域の都市計画、農空間の保全について、『都市農業振興法』に基づく農業、緑地保全の政策立案の検討経過」を伺います。

①点目です。2016 年 2 月 12 日に開催されました大阪府都市計画審議会において、「北部大阪都市計画区域の整備、開発、保全の方針」の変更の議案審議が行われました。JR 島本駅西周辺地区が「保留区域の設定の位置」として示されておりました。

今回の議論において、島本町の審議会の開催時には、西側農地の地権者の意向調査結果は明らかになっておらず、一方で大阪府都市計画審議会に寄せられた町民からの意見

書は、島本町や、島本町都市計画審議会として把握し、反映させることもなく、現在に至っております。

大阪府、島本町の都市計画審議会で、農業会議や農業委員会の代表委員が述べられた「都市農業振興法」を活かした「農のあるまちづくり」の可能性、これについて、島本町としては地権者の意向の把握とともに住民参加の議論に取り組むべきだったと考えます。答弁を求めます。

②点目です。防災・減災の役割が農地にはあります。農地の減少とともに雨水の行き場がなくなり、保水能力の低下を招くことへの対策、開発に伴う駅前広場の設置、接続道路などのインフラ整備が同時に求められることとなります。防災と、町財政上の観点から、どのような検討を加えたのか。答弁を求めます。

③点目です。以前から私たち会派は、「まちづくり支援業務」は町全体でオープンな議論のもと、水無瀬駅前タクシー車庫跡地活用や、山崎駅周辺バリアフリー化などの取り組みにも職員を配置すべきだと求めてまいりました。この点はどうだったのか、検討結果を伺います。

7点目です。「山林保全としての、間伐材などの作業路・作業道の検討」について、その進捗を伺います。

8点目です。「子どもの貧困と格差の是正」への取り組みを伺います。

①点目です。第二中学校に給食棟を設置し、自校炊飯・全員喫食方式導入が進められ、結果として中学校給食が就学援助の対象となったことに安堵をしています。島本町の就学援助制度は、その所得基準が国の生活保護基準の改悪に直接影響を受けないような制度設計をされていることは、大いに評価しているものです。

昨今、新学期の制服や学用品などの購入時期に間に合うよう、申請受付、支給月の改善を求める声があるのに対し、島本町の先進地の調査・検討の経過を伺います。

②点目です。生活困窮者支援の取り組みとして、学習支援の必要性についての認識を伺います。事務事業成果報告書によりますと、就労支援などに成果をあげられ、福祉推進課との連携も密に行われておられます。高校生までの子どものいる世帯にとって、各種生活支援の情報提供・守秘義務を徹底した相談活動のもとでの学習支援は、次世代への貧困の連鎖を断ち切る貴重な取り組みになるものと考えます。答弁を求めます。

9点目です。「介護保険——第6期計画」です。

これがありますが、初年度として総合事業構築への住民参加、地域包括ケア体制整備に向けた地域ケア会議の開催とともに、事業所の参加状況について伺います。

10点目です。「国民健康保険——5年連続黒字決算」。

毎年度、基金残高を残す中で、連続値上げ、特定健診項目の改善の課題について伺います。

11点目です。「大阪府患者負担増の方向性打ち出し、4医療の改悪」はストップをす

るべきです。大阪府補助の抜本改善こそ、市町村財政の負担軽減、制度拡充に繋がると考え、質問をいたします。

1月19日に開かれました大阪府と市町村との「福祉医療費助成制度に関する研究会」において、福祉医療費助成制度の対象範囲を精神障害者等に広げるとともに、増加する経費を患者負担増でまかなう方向が示されております。大阪府は、夏頃までに補助制度の考え方、案を示し、府議会や市町村、関係団体からの意見を踏まえ、2017年度予算に制度内容を反映したものを提案する、としています。

大阪府の医療費助成は、今でも決して十分とは言えない水準です。事、子ども医療費助成制度だけを見ましても、他府県と比べても、大阪府は小学校入学前までに止まっており、しかも、所得制限を厳しくしたために、事務事業成果報告書によれば、大阪府の負担分は、2014年度は2,585万7,137円だったものが、2015年度は1,667万2,602円と減らされています。

一方で、島本町は1,795万5,137円から4,814万8,981円と大幅に増え、島本町としては、新たに設けられた大阪府の子ども支援交付金制度を利用して、新たに小学校6年生までの対象年齢引き上げを図ったところであり、中学校までの拡充には険しい道のりとなっておりますが、この点について、見解を伺います。

12点目です。「どの子どもにも行き届いた教育を——学校施設の耐震化、中学校給食棟設置に続き、少人数学級でこそ」と、伺います。

すべての学校での耐震化のめどが立ち、中学校給食も始められることになりました。しかし、第二小学校での40人超えの学級の問題は解決しておりません。隣の高槻市では、小学校6年生までの35人学級の実施で、保健室に行く子どもが2千人も減少、暴力件数は42%減少した、教室が落ち着いて、先生の目が行き届くようになったということが明らかになっております。

子ども達が生き生きと学校生活を送れるような少人数学級実現を目指すことが大切だと思われませんが、この点の進捗を伺います。

13点目です。「開発が進む中、雨水排水・雨水地下浸透の取り組み」について、伺います。

時間雨量約50mm対応としての雨水排水、「公共下水道計画」の中で、農地転用・住宅開発への開発指導としては、昨今のゲリラ豪雨を想定し、時間雨量80mm対応を想定する必要に迫られております。ここ数年での開発における指導事項、先例を参考に、雨水貯留槽などの設置を、民間の開発・公共施設整備での推進について、この成果と課題を伺います。

さらに、何年かに一度の雨水排水の浚渫なども行うことは、検討はされましたでしょうか。答弁を求めます。

14点目です。「水道・下水道設備の耐震化・災害対応」について、「国の交付金の不

採択による水路改修の遅れが生じた点」などについて、伺います。

2015年度では、関戸裏水路などの国の交付金が不採択となる。また、水道管の耐震化への国基準のハードルの高さによって困難を生じている上下水道の災害対策であります。国への要望行動と、その結果について答弁を伺います。

以上です。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 54 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総合政策部長** それでは、日本共産党を代表されての河野議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「平和と憲法」に関するご質問でございます。

本町は昭和 58 年 8 月、議会決議により「核兵器廃絶・平和都市」を宣言いたしております。まちの将来を担う子どもたちに「戦争のない平和な社会」を引き継ぐことは、すべての人々の願いであり、理念を共有する全国の自治体とも連携をさせていただきながら、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さ、平和の尊さに関する啓発に努めているところでございます。

特に、平成 27 年度は戦後 70 年という節目の年であることも踏まえ、12 月の人権週間事業では「被爆ピアノコンサート」を開催したところであり、今後とも、人権と平和について住民の皆様とともに考えさせていただき取り組みを継続してまいりたいと考えております。

また、憲法の遵守については、憲法第 99 条には公務員の憲法尊重擁護義務に関する規定があり、行政に携わる者として、最高法規である憲法を遵守することは当然のことであると考えております。本町では憲法の理念に基づき「人権擁護に関する基本条例」を定めておりますが、条例の目的を達成する上では、常に住民の基本的人権を守る立場に立って職務を遂行し得る職員を養成することが不可欠であるとの認識から、定期的に人権研修を実施しており、今後も継続的に取り組んでまいります。

続きまして、3点目の「非正規職員の賃金及び休暇取得等について」でございます。

平成 27 年 4 月に、学童保育室、保育所、図書館、幼稚園で勤務する臨時的任用職員のうち、学童保育指導員、保育士、延長保育士、図書館業務事務員、幼稚園教諭、介護員につきましては、1 時間当たりの単価について 15 円から 30 円を増額改定いたしております。

なお、非正規職員の有給休暇取得率につきましては、当該年度に付与した有給休暇日数に対して当該年度に取得した割合は、平成 27 年度、町立保育所では約 9 割、町立幼稚園では約 6 割、学童保育室で約 7 割、町立図書館で約 2 割となっております。

「就学前の子どもの教育と保育環境の整備についての基本方針」につきましては、昨

今の住宅開発などに伴い、就学前児童が増加し、町内保育所において待機児童が発生している状況を踏まえ、実施時期を見送っている状況でございます。

このような中、保育士の採用につきましては、平成 27 年度に任期付職員 5 人を採用し、これまでになかった新たな採用方法も取り入れながら、一般職の 18 人と合わせた 23 人を配置し、臨時的任用職員だけでクラスを運営する体制の改善を図ったところでございます。また再任用職員といたしまして、フリー保育士や子育て支援担当保育士として、現在 3 人を配置しております。

職員採用につきましては、円滑な事務執行に支障をきたすことのないよう、適宜「島本町職員採用 5 ヶ年計画」を見直し、計画的に行っているところでございますが、今後とも引き続き計画的な職員採用を行い、適正な定員管理に努めるとともに、保育ニーズに即した様々な人員確保策により、必要な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、4 点目「町全体で検証すべき課題」の①についてでございます。

本町では本年 3 月、「島本町人口ビジョン」及び「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「島本町公共施設総合管理計画」を策定しておりますが、策定過程におきましては、住民の皆様の意識把握や、議員の皆様への説明に努めたところでございます。

まず、総合戦略の策定にあたりましては、住民意識調査をはじめとする 4 種類の基礎調査を実施いたし、今後の取り組みにかかる住民意向の把握に努めました。

このうち住民意識調査では、「公共施設の老朽化対策」に関する質問を設け、施設のあり方に関する住民意識の把握に努め、「公共施設総合管理計画」の策定にあたり参考とさせていただきます。また、住民の代表である議員の皆様に対しましては、昨年 11 月と本年 1 月に、それぞれ説明会を開催し、各計画案について、様々なご意見を頂戴したところでございます。

その後、各計画案についてパブリックコメントを実施し、広く住民の皆様から多くのご意見が寄せられたところであり、いただいたご意見の内容も踏まえ、それぞれの計画を策定させていただいたものでございます。

なお、「公共施設総合管理計画」の策定にあたりましては、総務省が公開する試算ソフトを活用し、本町の公共施設の更新・改修にかかる将来コストを試算いたしておりますが、役場庁舎など、個別施設の建替等にかかる検討に際しましては、より具体的な試算を行い、適切に情報共有を行いながら、方針を決定していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

**総務部長** 次に、2 点目の「年金所得の減少に伴う町税収入への影響について」でございます。

国におきましては、新たな経済対策を実施するため、平成 28 年 8 月 24 日の臨時閣議



において第2次補正予算案が決定されました。その中には、子育て支援のための整備や所得の低い方の生活を支援する給付金など、「一億総活躍社会」の実現を急ぐための予算、インフラ整備、中小企業支援、熊本地震や安全・安心対策などの予算が盛り込まれているところでございます。

今回の国の補正予算によりまして、消費の押し上げによる波及効果を期待するものであり、本町におきましても、国の動向を注視するとともに、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「個人町民税の減収」についてのお尋ねでございます。

個人町民税につきましては、個人所得の増減だけでなく、医療費控除や住宅ローン控除など、様々な要因により増減するものでございます。

平成27年度における個人町民税が減少した主な要因は年金所得の減少でございますが、先ほど申し上げましたとおり、各種控除の適用など様々な要因も加わり、減少したものと分析しております。

また、「町税収入の影響」とのお尋ねでございます。

町税は、町民税（個人・法人）、固定資産税、その他諸税で構成されておりますが、概ね景気の影響を受けるものとなっております。一方、地方財政におきましては、地方交付税制度が存在し、その算定にあたりましては、町税は基準財政収入額に算入されておりますことから、町税の減収は、地方交付税で一定補完される仕組みがなされておるところでございます。

いずれにいたしましても、町の自主財源の多くを占める町税の確保は、財政運営におきまして最も重要な財源でありますことから、今後も国の景気動向や景気対策に注視してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の②のうち「災害時の応援・連携協定における当年度の実績、今後の課題」のうち、総務部所管分について、ご答弁させていただきます。

平成27年度の協定等の締結実績につきまして、8民間団体と協定を締結しました。締結した協定の主な内容といたしましては、「災害時の物資輸送について」「ガソリンやガス等の燃料の供給について」「食料などの物資の確保に関するもの」などとなっております。その他行政機関との協定締結状況につきましては、災害時の廃棄物処理について北摂地域の市町と、災害時の相互応援について大山崎町と協定を締結しております。

今後の課題等につきましては、協定については、現在、近隣市町・町内及び近隣の民間団体を中心として締結しており、災害発生時には迅速な対応を要請できるという反面、被害を受けるタイミングが重なりやすいということから、協定に基づく要請に対応していただけないことも想定されることがあげられます。

続きまして、5点目の前段、「避難行動要支援者の避難計画の進捗状況について」でございます。

まず、平成 26 年度に、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者への避難支援について、その基本的な考え方や進め方を明らかにした「島本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成し、平成 27 年度においては、この計画の中で定めた対象者について名簿を作成しました。名簿に登載する対象要件につきましては、要介護認定を受けておられるひとり暮らし高齢者、重度の要介護認定を受けておられる方、また等級等にもよりますが、身体や精神に障害のある方、難病指定を受けられている方、妊婦、乳幼児のいる家庭、日本語の理解が十分ではない方、その他災害時に独力では避難等が困難な方で、名簿への登載を希望する方となっております。

なお、今後につきましては、名簿情報の提供について同意をいただき、災害時の迅速な安否確認等に繋げてまいりたいと考えております。

災害はいつ発生するか不明で、迅速な整備が求められるものですが、この取り組みには地域の方々の協力が不可欠であり、個人情報を取り扱うなど慎重にならざるを得ない部分もあることから、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**消 防 長** 4 点目の②のうち、「消防、救急分野における応援・連携協定の実績」につきまして、ご答弁申し上げます。

応援・連携協定の状況でございますが、まず、大阪府域内におきまして大規模な災害等が発生した場合における消防相互の応援につきましては、大阪府下消防本部間で「大阪府下消防相互応援協定」を締結しております。平成 27 年度は、本協定に基づきます応援・受援出動はございませんでした。

隣接する高槻市とは、「高槻市・島本町消防相互応援協定」を締結し、住民の安全への備えにあたるもとして消防連携を強化しております。災害を受信した際には、指令室の無線を使用いたしまして、現場の状況に応じた連携を行い、被害を最小限に食い止める活動を実施しております。平成 27 年度の高槻市から本町への出動は、救急 4 件、火災 3 件の出動をいただいております。また、本町から高槻市への出動は、救急 1 件、火災 1 件の出動をいたしております。

京都府内の消防本部とは、「乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定」と「乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災等消防相互応援協定」を締結しており、平成 27 年度の乙訓消防組合から本町への出動は、救助 1 件、消防事故 3 件の出動をいただいております。また、本町から乙訓消防組合への出動は、救急 1 件の出動をいたしております。

名神高速道路内での災害につきましては、島本町、高槻市、茨木市、大津市、湖南広域消防局、京都市、乙訓消防組合間で、「名神高速道路消防応援協定」を締結しており、

平成 27 年度は、京都市から本町管内での自動車火災 1 件の出動をいただいております。

災害から住民の皆様生命、身体、財産を守るという消防機関の役割はますます重要なものとなっており、応援協定に基づき、互いに応援出動することにより、住民の皆様の安全・安心を確保しており、特に課題はないものと考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、5 点目の後段の「東大寺緊急土砂置場」についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

当該地につきましては、過去より、本町から管理者である国土交通省淀川河川事務所に対しまして、台風や集中豪雨時の土砂や雨水の流出について、必要に応じ随時対策を要請しております。これまでも淀川河川事務所におかれましては、府道柳谷島本線への土砂流出防止策として大型土のうの設置対策を実施していただき、また、当該土砂置場内の貯留土砂の撤去や水路清掃についても行っていただくなど、荒天時には府道柳谷島本線の機能を維持できるよう、応急的な対策を講じていただいております。

しかしながら、現時点におきましても、応急対策により雨水流出は軽減されてはおりますが、抜本的な対策には至っておりませんので、今後も引き続き台風や集中豪雨に備え、抜本的な対策を国に要請してまいります。

次に、6 点目の「島本駅西側の市街化調整区域の都市計画・農空間の保全」について、順次、ご答弁申し上げます。

まず、①の「地権者の意向の把握と住民参加の議論について」でございます。

J R 島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、準備組合設立前に、地権者に対して個別意向調査を実施されており、その当時においても、約 9 割以上の方が事業に賛成する意向を表明されておられます。また、昨年度に事業協力者として選定された事業者との間に生じておりました問題に関して円満な問題解決がなされた後、改めてまちづくりを実施されるにあたって、全地権者対象の意向調査を実施されました。

意向調査結果につきましては、これまで文教ゾーンとされていた保留地処分先については、あらゆる可能性を踏まえた形で検討すべきであるというご意向が大半を占め、土地利用意向については、営農を希望される地権者の方が若干減少されたという結果でございます。

また、「住民参加のまちづくり」にかかる議論につきましては、昨年度の当該地区への保留区域設定を含む「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画区域マスタープラン）」に際しては、大阪府において公聴会やご意見をいただく場を持たれ、本町の住民の皆様をはじめとした方々からご意見等をいただいたところでございます。

町といたしましては、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画区域マスタープラン）」を大阪府が変更される際に、本町へ意見照会をいただい

たため、本町都市計画審議会を開催いたし、変更案と同時に、参考資料としていただいたご意見等についても報告させていただいたうえで、それらを踏まえてご議論いただいております。

今後につきましては、島本町都市計画審議会からいただきました答申の付帯意見や、大阪府都市計画審議会でもいただいたご意見等を、どのような形でまちづくりに活かしていくことができるか、また農業を継続される地権者に対して、どのように営農環境を整えていくか、準備組合の皆様と協議・検討させていただく必要があるものと考えております。

次に、②の「防災や町財政上の観点から見たまちづくり」にかかるご質問でございます。

J R 島本駅西地区のみならず、大規模の水田等を開発することによって、水田等に潜在する保水機能や調整機能が失われることは、町といたしましても認識いたしているところでございます。

当地区の土地区画整理事業におきましても、一定規模以上の開発行為に該当し、下流水路の整備が未実施の部分がございますことから、大阪府の基準等に基づく流出抑制施設の設置が必要となるものと考えております。また、J R 島本駅西地区で実施されているまちづくりにつきましては組合施行の土地区画整理事業でありますことから、地区内の道路、公園等の公共施設も同時に整備されることとなります。

このような事業に対しては、他の自治体では公共性の高い箇所へ補助金等を拠出されている例が多々見受けられることから、本町といたしましても、事業の進捗状況にあわせて検討させていただく必要があるものと認識いたしております。しかしながら、現時点では事業規模等、未確定な部分が数多く存在するため、現時点で明確なご答弁は控えさせていただきたいと考えております。

最後に、③の「町全体でのまちづくり支援業務の可能性」にかかるご質問でございます。

本町において、平成 22 年度から予算計上させていただいております「まちづくり支援業務」につきましては、現在のところ、地権者の皆様で組織されている J R 島本駅西土地区画整理準備組合による J R 島本駅西地区のまちづくりにかかる支援業務を示すものでございます。現在、当地区におきましては、準備組合において本事業に協力いただく民間事業者を募集され、まちづくりの実現に向けた取り組みを進められているところでございます。そのため、まちづくりの詳細が一定固まった段階で、内容等について皆様にご報告できるものと考えております。

なお、水無瀬駅前タクシー車庫の跡地活用については関係部局による検討を行っている段階であり、山崎駅周辺のバリアフリー化につきましては、京都府大山崎町と密接に関連することであり、定期的に情報提供いただいているところでございます。

次に、7点目の「森林保全としての、間伐材などの作業路・作業道の検討について」でございます。

現在本町では、サントリー「天然水の森おおさか島本」の協定地の拡大にかかる事務を実施しております。

平成27年度につきましては、サントリー「天然水の森おおさか島本」大沢・尺代地域におきまして、間伐材の運び出しや森林整備の効率化のために作業路を新設いたしました。また山崎地域につきましては、天王山周辺森林整備協議会において、作業歩道の復旧及び新設を実施いたしました。

今後も引き続き、ボランティアや企業、森林組合等の関係団体と協働し、適正な作業路の検討に努めてまいりたいと考えております。

次に、13点目の「開発に伴う雨水排水、雨水地下浸透の取り組み」について、ご答弁申し上げます。

開発行為の指導におきましては、過去から、開発事業者との事前協議により、大阪府の「調整池等流出抑制施設技術基準」に基づき、開発区域内に調整池の設置を行っていただくよう指導し、対応していただいております。

水路の浚渫工事につきましては、毎年度、雨期までに土砂等の堆積状況を把握したうえで実施し、台風や突発的な集中豪雨に備えております。また、主要な水路に設置いたしておりますスクリーンにつきましても、山間部からの土砂や流木等を定期的に除去するなど、適切な日常管理に努めているところでございます。

本町といたしましては、昨今の降雨状況を鑑みますと、雨水の流出抑制対策につきましては重要であると認識いたしております。今後も適切な開発指導を行うとともに、本町が実施するインフラ整備におきましても、排水性・透水性を配慮した整備を推進し、現在、本町が管理する水路や沈砂池などについても、引き続き適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**教育子ども部長** 続きまして、8点目の①「就学援助制度の申請時期等」について、ご答弁を申し上げます。

本町では例年6月を当初の申請受付期間とし、7月上旬に認定の決定を行った後、8月末に初回の就学援助費の支給を行っております。

この申請時期の設定につきましては、本町では就学援助の支給決定は前年1年間の世帯の収入状況を基礎としており、これを把握するための所得証明の発行が6月以降であることから、6月を当初の申請時期とし、第1回目を8月末までに支給しております。このようなことから、給食費など実費負担分については、1学期分として8月末の支払ができるよう、一定の配慮を行っております。

なお、自治体によっては、所得確認を源泉徴収票や前々年度の所得で判定している自

治体もございますが、源泉徴収票だけでは不動産所得等があった場合の確認ができないことや、前々年度の所得での判定では生活実態からずれる場合も想定されることなど、課題がございます。

いずれにいたしましても、必要な方にすみやかに支給できるよう努めてまいります。

次に、12点目の「少人数学級の実現について」でございます。

町立第二小学校を含め、通常学級児童で1クラス40人を超えている学級はございません。しかしながら、支援学級在籍児童を含めると1クラス当たりの在籍児童数が40人を超える学年は存在しており、学校として、学年や学級運営に苦慮されていることは認識いたしております。

現状では、小学校3年生以上で35人学級を実施する場合は、町が単費で学級経営ができる講師を雇用する必要がある、その財源確保や雇用にかかる事務、必要な教室数の確保など、様々な課題があり、単独での実施は難しいものと認識しております。

教育委員会といたしましては、このような現状の中においても学校運営ができるだけ円滑に行うことができるように、担任の補助や授業の支援を担う授業支援講師などの臨時職員を各小学校に配置し、児童数の多い学年の教員の負担軽減や、きめ細やかな指導に繋がるような措置を従前から講じており、小学校3年生以上での35人学級の実現に關しましても、引き続き国や大阪府に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、8点目の②の「学習支援」について、ご答弁申し上げます。

平成27年度から生活困窮者自立支援事業を開始し、相談や就労支援などの各種相談支援を実施いたしました。生活困窮者自立支援事業の一事業として、生活困窮者の方のみを対象とした学習支援事業がございますが、本町では実施いたしておりません。

本町が実施する学習支援といたしましては、島本町学校支援「ゆめ本部」が実施しておられる小・中学校での学習・授業支援事業があります。平成27年度の事業実施において、学習支援に関する相談等はございませんでしたが、学習支援等のニーズやご相談がありました際には、まずは、この事業を活用することで対応してまいりたいと考えております。

また、今後につきましては、生活困窮者自立支援事業や生活保護制度、ひとり親家庭支援の中で、引き続き対象者のニーズの把握に努め、他自治体の制度の情報収集なども行いながら、生活困窮者の方のみを対象とした学習支援事業の実施の必要性や手法について、教育委員会や社会福祉協議会、関係団体と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、9点目の「介護保険について」でございます。

平成27年度におきましては、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の初年度として、地域で高齢者を支える体制づくりを目指し、地域包括ケアシステムの構

築に向けた取り組みを行いました。

主な事業といたしましては、介護予防事業、医療・介護連携事業、認知症施策、地域ケア会議の充実、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に関する事業でございます。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成29年4月からの移行に向け、大阪府等が開催する研修会への参加、先進自治体の取り組み状況の把握など、部内での検討を進めるとともに、介護保険の事業所を対象に、総合事業への参入意向等を把握するためのアンケート調査を実施いたしました。

また、住民参加の取り組みといたしましては、地域のボランティアや団体等、高齢者等の生活を支援するサービス提供主体等が参画する「協議体」の構築に向け、構成団体が顔合わせをし、設置目的について共有する場とすることを目的に、本年3月に「生活支援体制整備研究会」を開催しております。

地域ケア会議につきましては、支援が困難なご相談があった際に、関係機関等も交えて総合的な検討を行う個別会議を継続して開催するとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた研修会を新たに開催したところです。本研修会の内容でございますが、町内の介護保険事業所等の専門職と行政職員を対象といたしまして、講義とグループワークを中心に計3回開催し、延べ155人が参加しておられます。介護保険事業所等の参加状況につきましては、ご案内した25事業所のうち、19事業所からご参加いただいたところでございます。

続きまして、10点目の「国民健康保険制度について」でございます。

国民健康保険事業特別会計は、平成27年度は1億4,043万422円の黒字決算となっておりますが、前年度繰越金及び基金繰入金を除いた実質単年度収支では、5,127万5,298円の赤字決算となっております。また、平成26年度におきましても同様に、実質単年度収支では2,749万9,777円の赤字決算となっていることから、実質単年度収支としては、赤字が続いている状況でございます。

医療給付費が毎年度上昇する中、現状では、保険料の急激な上昇を抑制するため、前年度繰越金や国からの保険料軽減対策を目的とした「基盤安定交付金」を活用し、国民健康保険料の抑制を行っているものの、今後、「高額薬価新薬」や「感染症の発生」など想定以上の医療費の伸びが発生し、前年度の繰越財源を保険料軽減に充てることができなくなった場合には、やむなく保険料を増額せざるをえない事態も生じてまいります。

安定した国民健康保険の運営を図っていくうえで、これらの状況を回避するためには、一定額の基金の保有が必要であり、前年度繰越金の活用や基金の取崩しによる国民健康保険料の減額については、慎重に行っていく必要があると考えております。

また、特定健診につきましては、メタボリック・シンドロームに着目した健診内容となっており、詳細につきましては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」によって定められております。基本的な項目と一定の基準のもとで、医師が必要と

認められた場合に実施される項目があり、島本町におきましては、血液検査の血中脂質と腎機能について追加実施しているところでございます。

特定健診は、生活習慣病の予防であり、健診結果から生活習慣病の発症リスクを判定し、特定保健指導等を通じてバランスの取れた食生活と適度な運動習慣を身に着けていただくことを目的としております。新たな特定健診項目の追加につきましては、その目的に則したものであるかどうか十分に精査する必要があり、また、検査項目の追加による健診費用につきましては、その財源を保険料で確保する必要があることから、被保険者の皆様の保険料の増額負担に繋がるものであるため、負担に応じた効果を十分に精査する必要があると考えております。

平成30年度からは、国民健康保険制度は広域化され、特定健診につきましては、共通項目については府内統一化を検討されていると聞き及んでおります。いずれにいたしましても、共通項目以外の項目について、それぞれの自治体で実施の有無を判断できるのであれば、他団体の実施状況等も踏まえ、検討してまいります。

次に、11点目の「福祉医療費助成制度について」でございます。

現在、大阪府では、福祉医療費助成制度の再構築を検討中であり、市町村に対しても、途中経過の説明や意見照会が行われているところでございます。

本町では、低所得者支援の観点から、一部自己負担については現行の負担額を維持するよう大阪府に文書で要望いたしますとともに、子ども医療（乳幼児医療）につきまして、町村長会を通じて、平成27年度に引き下げられた府制度の所得基準を従前の基準に戻し、対象年齢を小学校卒業まで引き上げることを要望しております。

子ども医療助成の制度拡充につきましては、府交付金及び府補助金による特定財源収入には限度があるため、町の施策全般の状況や財政状況、大阪府の制度拡充の動向等を踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**上下水道部長** それでは、14点目の「水道・下水道施設」についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

公共下水道整備には多額の費用が必要であり、その財源の確保が重要な課題であるものと認識をいたしております。

議員ご指摘のとおり、関戸裏水路改修工事など、当初予定しておりました事業につきましては、交付金の確保ができなかったことから、事業の見送りなど余儀なくされた経緯もございます。

このような状況も踏まえ、国の防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金の確保が重要な課題となっておりますことから、平成27年度においては、大阪府下水道協会の構成団体及び安威川、淀川右岸流域下水道関係市町として、国などへの提言活動を行うなど、交付金確保に向けた要望活動を実施しました。



今後も引き続き特定財源の確保に向け、大阪府などを通じて、国に対し、強く要望してまいります。

また、水道管の更新等につきましては、国からの財政支援といたしまして、国庫補助金の老朽管更新事業がございます。この事業の採択要件につきましては、大きく3点ございます。1点目は地震対策地域であること、2点目は給水人口が5万人未満の水道事業であること、3点目は資本単価が1㎡当たり90円以上であること、となっております。

本町の水道事業は、1点目と2点目の要件には該当いたしますが、3点目の要件につきまして、本町の資本単価は1㎡当たり50.2円であり、国費事業の採択を受けることはできません。

今後は、本町の資本単価の推移をみながら、該当する要件となりましたら、国庫補助の採択を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 多くの項目に対するご答弁をいただいたところです。再質問ということではありませんが、会派として、それぞれの所管の委員会において引き続き質疑をさせていただき予定をしておりますが、この決算におきまして資料請求をしておりますので、取り計らいのほう、よろしくお願いをいたします。

また、大きな項目の1「核兵器廃絶・平和都市宣言」「憲法の遵守について」ということを問いましたところ、ご答弁としては、最高法規である憲法を遵守することは当然のことであると、行政に携わる者としてというふうな、はっきりとした答弁をいただいたところです。町の職員の皆さんが、憲法第99条、公務員の憲法尊重・擁護義務に従って、日本国憲法全体、全条項を守るという立場において、この2015年度どうだったのかということについては、後刻の常任委員会でも議論のあるところだと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、3点目では、「非正規職員の低賃金・過密労働」ということを、かねてから会派として取り上げてまいりましたが、今回は特に職員の休日出勤手当の問題などが、この議会でも大きく取りざたされることにもなり、ただ一方で三位一体の改革や、あるいは国の行革推進プランなどによって、ここ十数年、職員数を減らしてきているという中で、非正規労働の皆さんの職場環境はどうかということについて、特に休暇取得について問うたところです。

これについては、常任委員会に向けて詳細な資料を求めておりますし、ただ、今の大綱質疑のご答弁の中でも、町立幼稚園で1年間の職員さんで、付与した休暇に対しての休暇日数の取得した割合が、特に町立幼稚園では6割、町立図書館では2割という結果が出たということについては、これは看過することができないというふうに思っております。この数字に間違いがあれば、ご答弁いただきたいところですが、正式なご答弁として、これも常任委員会ですっきりとした審査をし、やはり非正規職員の皆さんの健康

面、ここが崩れたときには、現場は1日も回らないというような職場ですから、そういったところも含めて、しっかりとした議論をやっていきたいと思います。何か反論があれば、答弁を求めておきます。

あとは介護保険、9点目の「介護保険」と、10点目の「国民健康保険料」のご答弁については、特に介護保険については事実をそのまま述べていただいていると思いますが、私たちがかねてから求めてきた住民に対する丁寧な説明ということが、なかなか全うされてこなかったということが現実だというふうに思います。そのことに超党派の議員として、先日、介護保険の、特に来年度実施予定である総合事業をテーマとした学習会を開いたところ、町内の事業者、職員さん、また住民の方の多くの参加があり、大変な関心事であるということを感じております。

しかしながら、それに対する正式な町からの説明、せめて国が決めたこと、決まったことだけでも住民に説明をし、十分に理解をしていただいたうえで議論の段階に入ることが、特にこの介護保険においては必要だというふうに思っております。

本日、持参しました「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」というものが、これに規定された内容によって、来年度1年間、延べ3年間が介護保険の事業が行われるというふうに私たちは認識しておりますけれども、すでに介護予防給付費なども、決算額を見ますと、この見込み量を部分的にも上回るというところも見られるところでもありますから、最終年度に至る来年度に向けて、やはり、この点の大きな改正点については、この介護予防給付費の見込み、介護給付費の見込みというものが、はたして適正であったのか、また国の示している問題、国の法改悪、私たちから見ると「法改悪」と申し上げますが、職員の介護報酬の削減、また特別養護老人ホームが要介護3以上しか入所ができなくなったということと、全国的には介護報酬を削減したことによって、介護労働者の労働条件の悪化ということが十分に予測されることです。

そういったことが、2015年度においてどのような影響があったのか。これも後日の委員会で、しっかりとした審査をやっていきたいと思いますが、特に去年の8月以降、一定の所得のある高齢者に対しては利用料が2割になるということになっております。これは、これだけに止まらず、第7期の介護保険事業計画においても、さらなる改悪と被保険者負担が予定されているということは、過日の一般質問でも申し上げておりますので、そのことも見通して、しっかりとした決算審査ができますようにということで、その折にはご答弁のほう、よろしく願いをいたします。

また、10番目の「国民健康保険料の連続値上げ、特定健診項目の改善の課題」ということでありますけれども、これは広域化、そういうことが予定されているわけですが、やはり、この点の特定健診の内容は広域化を待つものではなく、島本町の住民の実態に合った、またニーズに合ったものへの改善が求められてきているところです。

そして、国においても、低所得者対策として保険料軽減のための施策が打たれてきた

のが 2015 年度だというふうに認識しておりますけども、これについても、国が軽減策を設けている階層においても島本町は保険料の値上げをしてきたという、この事実は変えるものではありませんので、その点についても、常任委員会において引き続き議論をしていきたいと思っておりますので、またいろいろ資料を、たくさんの資料を求めておりますが、その点も含めまして、取り計らい方よろしくお願いを申し上げます、再質問はいたしません。

以上です。

**伊集院議長** 以上で、日本共産党の大綱質疑を終わります。

引き続き、関議員の発言を許します。

**関 議員**（登壇） 大阪維新の会・関重勝です。平成 27 年度決算におきまして、大綱質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 点目。「高槻市・島本町広域行政勉強会について」。

平成 27 年度においても高槻市との協議を継続し、高槻・島本広域勉強会において「今後の広域行政のあり方について調査・検討を進める」とのことでしたが、実施状況及び調査・検討結果について、お示してください。

「阪急水無瀬駅前の駐車場対策について」。

阪急水無瀬駅前交通広場の駐車場対策については、路上駐車対策や交通利便性の向上など、有効活用を図るため調査・研究された後、道路区域外のバス待機所に短時間駐車を目的とした駐車場を設置されております。

しかし、当該駐車場では、毎日のように長時間駐車の注意を促す用紙がワイパーに挟まれた状態の車が、多数駐車している実態が見受けられます。このような状況を、町としてはどのように受け止めておられるのでしょうか。このまま放置されるのでしょうか。見解をお伺いいたします。

「小中一貫教育について」。

小中一貫教育の推進については、「義務教育 9 年間で一貫性・連続性のある指導を行うとともに、個に応じた指導の充実を図る」とのことでしたが、その効果検証については、どのようなものなのでしょうか。実績について、お伺いいたします。

4 点目。「英語教育の実績について」。

英語教育については、幼・小・中学校における英語指導助手による取り組みを継続し、保育所の 5 歳児を対象とした英語活動、また中学 3 年生実用英語検定 3 級程度の学力の定着を目指すなど、英語教育に重点を置いていましたが、その効果、実績について、お伺いいたします。

5 点目。「子どもの居場所づくり事業について」。

夏休みの子どもの居場所づくりについては、町営プールの廃止を受けて、さらなる事業内容の充実にも努められていると思料しますが、平成 27 年度の取り組み実績について、

お伺いいたします。

6点目。「健康づくりの推進について」。

健康づくりの推進のため、「乳がん・子宮がん・大腸がん検診の無料クーポン券の配付を行うなど、がん検診の受診率向上に努める」とのことでしたが、どのくらいの受診率の向上に繋がったのか、お示してください。

7点目。「低所得者に対する自立支援について」。

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至らない低所得者の方に対する自立相談支援・家計相談支援などの各種事業の実績について、お示してください。

8点目。「犯罪発生状況について」。

平成27年度の本町の刑法犯認知件数は191件であり、前年度に比べ若干減少しているものの、重要犯罪1件、窃盗犯罪139件、発生している状況であります。町として、住民の安全・安心を確保する施策、計画をどのように検証したのか、見解をお伺いいたします。

9点目。「民生委員・児童委員について」。

全国的に民生委員・児童委員を受諾していただける方が不足している状態の中、担当の方が相当にご苦勞されているにも関わらず、本町においても欠員が生じている状況下にあると認識しておりますが、平成27年度の現状と、今後の充足予測について、お示してください。

以上です。

**総合政策部長** それでは、関議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「高槻市・島本町広域行政勉強会の実施状況及び調査・検討結果について」でございます。

小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは、重要な課題であると考えております。

平成27年度におきましては、町域内での建設に向け事務を進めておりましたし尿処理施設について、厳しい行財政運営を強られる見通しの中、再考する必要があるとの結論に至りましたことから、11月に本町から高槻市に対しまして事務委託にかかる再協議をお願いし、勉強会のワーキンググループにおきまして、高槻市に本町のし尿処理事務を委託した場合の両市町の効果・課題等につきまして、検討を行ってまいりました。

その後、本年7月には報告書を取りまとめ、議員全員協議会においてご報告させていただいたところでございますが、両市町のし尿処理を事務委託により共同処理することで、より効率的な管理運営が可能となり、施設の運転管理費が大幅に削減できること等が明らかになっております。

このため、本町といたしましては、衛生化学処理場が抱えている課題の解決や、将来

を見据えた効率的な業務運営等に向けまして、高槻市にし尿処理事務の委託をぜひとも  
願います。との結論に至り、7月下旬に、高槻市長に正式に事務委託の依頼文  
書をお渡ししたところでございます。

今後につきましては、高槻市と一層の連携のもと、来年4月の委託開始を目途に、精  
力的に事務を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、2点目の「阪急水無瀬駅前の駐車場対策」について、ご答弁申  
し上げます。

阪急水無瀬駅前広場の駐車場につきましては、バスの待機場として利用してありまし  
た町有地を活用し、駅への送迎や駅周辺商業施設の利用などの際の短時間の駐車場とし  
て、平成27年8月に設置したものでございます。

なお、本駐車場に毎日のように長時間駐車される方がおられることから、長時間駐車  
対策として注意喚起を行っているところではございますが、その効果は一時的なもので、  
抜本的な解決には至っておりません。

本町では、このような状況に苦慮しており、本駐車場を円滑にご利用いただけるよう、  
さらなる対策を行う必要があると認識しており、今後、対応策の具体化に向け、取り組  
んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 続きまして、3点目の「小中一貫教育」について、ご答弁申し上げます。

小中一貫教育につきましては、平成20年度から取り組みを進めておりますが、当初、  
その理念や意義を共有することにも課題がございましたが、この間の継続した取り組み  
により、着実に教職員の意識が変容してきたと認識しております。

具体には、教職員へのアンケート調査で、小・中学校とも9割の教員が小中一貫教育  
の重要性を実感し、約8割の教員がカリキュラム研究等による自身の指導力向上を実感  
しているとの結果が出ております。また各種学力テストにおいては、ここ数年、特に中  
学校では良好な結果が出ており、小・中学校の教職員が協働した授業研究が実を結ん  
でいるものと考えております。

一方、生徒に対するアンケート調査におきましても、小・中学校の円滑な接続を図る、  
小学6年生が中学校の授業や部活動体験をする連携スクールの取り組みにつきま  
しては、児童の8割以上が肯定的な評価をしており、これも小中一貫教育の成果である  
と考えております。

今後とも本町における重点施策の一つとして、さらに保育所・幼稚園とも連携した特  
色ある島本の教育を追求してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「英語教育の実績について」でございます。

本町における英語教育の経過といたしまして、平成18・19年度に内閣府「英語特区」

に認定された折から、幼稚園・小学校から外国人講師の指導を導入し、平成 26 年度からは、保育所 5 歳児にも定期的に外国人講師による英語教育を実施しております。

成果といたしましては、幼児が外国人講師の指導を心待ちにしていたり、生き生きとした表情が見られるなど、英語活動の時間を肯定的に捉えております。また保護者からも、「英語の時間が楽しいと言っている」「習った英語を、家で使おうとしている」など、好評をいただいております。

さらに、英語力の観点からは、現中学生は幼稚園から継続して指導を受けてきており、定量的な評価といたしまして、中学 3 年生の英語技能検定 3 級の取得率は全国平均が 18.9%ですが、本町では 33.1%と、国平均を大きく上回る結果となっており、大阪府の学力テストにおいても、府内の上位に位置しているなどの成果が表れております。

一方、課題として、特に小学校高学年に進むにつれ、英語の授業への興味・関心が低下していく傾向が見受けられます。これは、それまでの継続的な指導に「慣れ」が生じていること、また指導の積み上げを踏まえた授業構成になっていないことが要因として考えられます。

課題への対応といたしましては、平成 28 年度より、本町小・中学校の英語教育をさらに充実させるため、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、授業時間数を増やすとともに、小学校高学年の指導に際しては中学校英語科教員とチーム・ティーチングで関与するなどして、発達段階に応じた授業を行うことで、中学校英語にスムーズに繋げる指導を追究しているところでございます。また、外国人講師の配置も平成 28 年度より 1 名増員したことから、より効果的な英語教育を推進しております。

次に、5 点目の「子どもの居場所づくり事業について」でございます。

平成 26 年度の町立プールの廃止以降、「夏休みの子どもの居場所づくり事業」として、夏休み期間を中心に各種事業を開催し、多くのご参加をいただいているところでございます。

事業全体の実績といたしましては、平成 26 年度の延べ 1,710 人に対しまして、平成 27 年度は 360 人増の延べ 2,070 人のご参加をいただきました。平成 27 年度の事業編成にあたりましては、保護者をはじめとする住民の皆様からいただきました参加者の定員増や対象者の拡大といったご意見・ご要望を受けて、限られた予算と人員の範囲内で可能な限り、これらを実現できるよう取り組みました。

その結果、参加者からのアンケート等によりますと、住民満足度という点でも一定の成果を得ており、平成 28 年度につきましても、平成 27 年度の実績やご意見・ご要望を踏まえまして、さらなる事業の充実に努めたところでございます。

今後につきましても、これまでに得られた成果を踏まえ、参加者数と住民満足度を高いレベルで維持できるよう、各事業内容について精査のうえ、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、6点目の「健康づくり推進について」でございます。

本町で実施しております各種がん検診の受診率につきましては、国の「地域保健・健康増進保健事業報告」の平成27年度の数値で申し上げますと、胃がん検診が8.8%、肺がん検診が35.7%、大腸がん検診が29.3%、子宮頸がん検診が37.5%、乳がん(マンモグラフィ)検診が21.3%となっております。

無料クーポン券を配付しております子宮頸がん検診・乳がん(マンモグラフィ)検診・大腸がん検診の受診率につきましては、昨年度と比較いたしまして、子宮頸がん検診が1.2%、乳がん(マンモグラフィ)検診が1.4%それぞれ減少、大腸がん検診が1.1%増加しております。単年度の受診率で比較いたしますと、無料クーポン券の配付対象者数が異なることなどから、その年によって若干の増減はありますが、無料クーポン券配付以前と比較いたしますと受診者数は確実に増加いたしており、無料クーポン券配付は、受診率向上に一定の効果があったと認識いたしております。

今後も引き続き、各種がん検診の受診率の向上を図るため、子宮頸がん検診・乳がん(マンモグラフィ)検診につきましては特定の対象者に無料クーポン券を配付するとともに、平成28年度から新たに実施しております「健康マイレージ事業」等の啓発とあわせて、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

次に、7点目の「低所得者に対する自立支援について」でございます。

平成27年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、本町においても、同法に基づく「自立相談支援」「家計相談支援」「住居確保給付金」「一時生活支援」の四つの事業を開始いたしました。このうち主要な事業を社会福祉協議会に委託し、同協議会内に「生活自立相談窓口」を設け、生活保護には至らない困窮者への相談支援・就労支援等を行いました。

平成27年度の主な実施状況でございますが、自立相談支援としては58人から相談があり、そのうち24件・19人に自立に向けた支援プランを作成いたしました。また、作成した支援プランに基づき19件・14人に就労支援を行い、9件・8人が就職し、2件・2人は就労収入の増収に繋がったものでございます。また家計相談支援といたしましては、家計管理に課題を抱える8件・6人に対し、プランに基づき家計管理指導などを行い、家計の改善に向けた支援を行いました。

その他、個々の状況に応じて、借金や滞納の整理に向けた支援、年金や手当の確保に向けた支援、貸付や福祉サービスへのつなぎなど、関係機関と連携しながら、生活の自立に向けた様々な支援を行ったところです。

相談・支援内容では「収入・生活費」に関する相談が最も多く、次いで「仕事探し・就職」「病気・障害」「家族関係・人間関係」「家賃・ローン」に関する相談が多く寄せられました。

様々なご相談や悩みを抱えた方を早期に把握し、支援に繋げていくため、チラシの全戸配布や、広報誌・ホームページにより窓口や制度の周知を図っているほか、徴収関係部署、各種相談窓口、子育て・福祉・人権の担当部署などの連携を図るための連絡会議も立ち上げ、各窓口での対象者への声かけ等を依頼しているところです。

今後も、制度の周知や関係機関との連携強化を図りながら、対象者の早期把握・早期支援に努めてまいります。

次に、9点目の「民生委員・児童委員について」でございます。

平成27年度における民生委員・児童委員の状況につきましては、年度当初に3名を新たに委嘱して委員総数は47名となり、定数57名に対し欠員は10名でした。その後、年度中に2名の委員が退任されましたが、新たに4名の委員を補充し、年度末時点では委員総数は49名に増加し、欠員は8名に減少いたしております。

今後の見通しについてでございますが、本年12月に、3年に1回の民生委員児童委員の一斉改選が行われます。この一斉改選を機に欠員を解消すべく、現在、候補者の選出や依頼事務を鋭意行っているところでございます。行政だけでなく、民生委員児童委員協議会や自治会、その他地域の関係機関とも連携しながら、人材の掘り起こしや説明・依頼にあたっており、その結果、現時点の見込みでは、現在の委員総数49名を上回る人数を推薦予定でございます。

それでも、まだ全ての欠員を解消できたわけではありませんので、引き続き候補者選出の取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

**総務部長** 続きまして、8点目の「犯罪発生状況について」でございます。

平成27年度の犯罪発生状況につきましては、前年度より若干減少しており、その主な内容は、自転車盗などのいわゆる路上犯罪によるものでございます。一方、空き巣狙い等の侵入盗につきましては、前年度より増加しております。このように、平成27年度の犯罪発生傾向が非侵入盗から侵入盗に変化してきている現状から、より細かな地域の防犯活動が求められているものと考えております。

平成27年度の防犯対策の取り組みにつきましては、平成26年度に実施いたしました自治会への防犯カメラに対するアンケート調査を踏まえ、先行自治体からの聞き取り調査や大阪府をはじめとした関係各機関との相談や協議を重ねるなど検討を進め、平成28年度の制度創設に向けて事務を進めてまいりました。

また、夜間における犯罪抑止効果を目的として設置している防犯灯につきましては、平成27年度末現在で町内に2,022基を設置しております。この中には設置から10年以上を経過しているものもあり、毎年度、修繕契約を結び、随時修繕を実施しておるところでございますが、修繕業務の中で著しく劣化しているものなどにつきましてはLED器具への更新を進めており、平成27年度には、約90基の防犯灯をLED器具へと更新



いたしました。

今後におきましても、ハード部門の防犯対策はもとより、犯罪の傾向の変化を踏まえましての街頭啓発や情報提供など、高槻警察署・防犯委員会など関係機関と協働して、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** ありがとうございます。所管する委員会以外のことで、数点、再質問したいと思えます。

1点目の「高槻市・島本町広域行政勉強会」につきましては、広域勉強会の実施の状況はどれぐらいされたのでしょうか、開催されているのでしょうか。あと、「効率的な行政運営に向けて広域連携を推進することは重要な課題である」とのことですけれども、し尿処理施設以外の案件については検討されていないのでしょうか。

2点目の「阪急水無瀬駅前の駐車場対策」につきまして、当該駐車場ができる前の状況を踏まえますと、無料の駐車場スペースを造れば、今回のような長時間駐車車があふれる状況が予想されたものだと考えます。現在の注意喚起だけでは解決できないと結論づけておられるのであれば、無料駐車場スペースそのものを見直すことも含めて検討することがあるのではないのでしょうか。

あと8点目、「犯罪発生状況」につきまして、平成27年度刑法犯認知件数が減少しても、その中身が、悪質事件が増加しているとのことですが、これは見過ごすことができない状況だと考えます。夜間における犯罪抑止効果を目的として防犯灯をLED化へ更新されたりしているにも関わらず、侵入盗が増加しているのであれば、結果として対策が不十分だったと言わざるを得ないと思いますが、その他の対策などは考えられなかったのでしょうか。

以上、お願いします。

**総合政策部長** 高槻市・島本町広域行政勉強会に関わるお尋ねでございます。

まず、勉強会につきましては、初回、第1回目の部分と最後、2回、開催をいたしております。それから、ワーキンググループの開催状況につきましては、恐れ入ります、後ほど、ちょっとご答弁させていただきたいと思えます。

それから、し尿処理事務以外での広域連携に向けた検討状況でございますが、現段階では、し尿処理以外の広域連携に向けた検討は行っておりません。

以上でございます。

**都市創造部長** 阪急水無瀬駅前の駐車場の対策についての、再度のお尋ねでございます。

現在、確定したものではございませんが、一定、有料化という部分も視野に入れ、そういう管理会社の話を聞くなど、どのような対策を取れるのかという部分については、この課題、解決すべく、鋭意、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

**総務部長** 夜間の防犯という部分でございますが、LED化が進行しているにも関わらず侵入盗が増えているということでございます。ハード部分につきましては、随時LED化というのは今後も進めてまいります、ソフトといたしましては、やはり地域の声かけという部分で、地域で、ある程度、そういう横の連携みたいなものが取ればなというふうには考えております。

そういった意味で、先ほど申し上げましたように犯罪傾向の変化を捉えまして、街頭啓発などにおいて、そういう傾向を踏まえた啓発というの、引き続き進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

**関 議員** ありがとうございます。終わります。

**総合政策部長** すみません、先ほど、ちょっと答弁が抜けておりまして、申しわけありませんでした。

ちょっと、答弁を訂正させていただきます。高槻市・島本町広域行政勉強会につきましては、合計で2回しておるんですが、平成27年度に1回、そして28年度に1回ということでございます。それから、ワーキンググループにつきましては、平成27年度に4回、28年度に3回を実施いたしております。

それから、その他の広域連携での検討ということでございますが、高槻市・島本町の広域行政勉強会以外となりますけれども、図書館の北摂の共同利用についての検討を行っているところでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

**伊集院議長** 以上で、関議員の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時08分～午後2時25分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平井議員の発言を許します。

**平井議員** (登壇) それでは、平成27年度決算に対しまして、大綱質疑を行います。

まず1点目、「医療費助成制度について」でございます。

平成27年7月に乳幼児等医療を拡充し、制度名を「子ども医療」に改め、通院を小学校まで、入院を中学校までに対象を拡充されたが、どの程度の支出増になったのか、また、今後さらに拡充していく考えはないのか、見解を伺います。

次に2点目、「パスポートの申請について」。

①点目. 広域行政の一環として、平成27年1月5日から一般旅券発給にかかる窓口業務を高槻市へ事務委託し、平成27年度においては約85.3%の方が高槻市パスポートセンターで交付申請をされたとのことですが、申請の際のトラブル等はなく、スムーズに事務が行われているのか、伺います。

②点目．最近の住宅開発等で新しく島本町に転入されてきた住民の皆さんは、高槻市パスポートセンターで申請できることを知らない方もいるのでは、と思いますが、新しく島本町に転入して来られた方への周知はどのようにされているのか、伺います。

3点目．「健康づくり施策の推進について」。

平成27年3月に策定した「第6期島本町保健福祉計画」「第2次健康しまもと21計画」に基づき、健康の増進、疾病予防等、一次予防に重点を置き、各種保健事業の推進を図るとともに、保険年金課と連携し、特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券の配付をし、がん検診の受診率向上に努力してこられました。受診した結果、がんの早期発見等の効果について、お示しください。

また、最近健康に対する意識も高まっていると認識しているが、昨年の取り組みと成果として、がん検診の受診率の向上に繋がったのか、今後の課題も含めてお示しください。

4点目．「JR島本駅西地区の開発について」。

JR島本駅西地区の田園風景については、地権者の思い、地域住民の思いなど、様々なご意見があるのは一定理解いたしますが、今日まで、緑豊かな桜井の環境を守り育ててこられた地権者の想いを、最大限尊重していかなければならないと認識しているところでは。

その中で、JR島本駅西地区の開発については、将来の島本のまちづくりに大きな影響を及ぼす事業だけに、行政の果たすべき役割も大変重要であります。行政側のまちづくりにかける思いをお示しいただきたい。

5点目．「ふるさと島本応援寄付金について」。

ふるさと島本応援寄付金制度については、自主財源確保の観点から、各地方自治体も魅力ある商品を揃え、多くの寄付金を全国から集められている自治体もあります。

そのようなことからすると、島本町は全国の自治体と比較しても遅れを取っているのではないですか。今後の取り組みも含めて、見解を伺います。

最後に、6点目．「子育て支援について」。

近年、島本町は住宅開発により子育て世代が急激に増加し、地域が活性化する一方で、保育所の待機児童の問題をはじめ保育士不足、小学校の教室不足、小学校区の見直し等、新たな課題が浮き彫りになってきている中で、課題解決のため、昨年度はどのような取り組みを行ってきたのか。また、今後、子育て世代応援のためにどのような取り組みを考えているのか、お伺いいたします。

**健康福祉部長** それでは、平井議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「医療費助成制度について」でございます。

拡充前の平成26年度の乳幼児等医療費助成の扶助費は約4,381万円でしたが、平成

27年7月から対象者の拡大を行った結果、平成27年度は約6,482万円となっており、前年度比で約2,100万円の支出増加となっております。

一方、事業にかかる歳入を見ると、平成26年度は府補助金として約1,344万円の特定財源収入がありましたが、平成27年度からは町単独助成分を補助対象とする府交付金が創設されたため、特定財源収入は府補助金約1,123万円、府交付金約1,250万円、合わせて約2,374万円に増加いたしております。

最終的に、町の一般財源負担は平成26年度の約3,037万円から、平成27年度は4,108万円に増加しており、事業費に占める特定財源収入の比率は、平成26年度は30%、平成27年度は約36%となっております。

今後のさらなる制度拡充については、必要性は十分理解いたしておりますが、本町の財政状況も踏まえ、慎重に検討していく必要がございます。いずれにいたしましても、大阪府の制度改革による特定財源の充実とともに、町村長会から大阪府への次年度予算要望にも重点要望としてあげさせていただいておりますが、国の制度としての公費負担制度の創設を求めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「パスポートの申請について」でございます。

まず、①の「申請の際のトラブル等について」でございます。

平成27年1月から、高槻市への事務委託により、島本町住民の高槻市パスポートセンターでの旅券発給が可能となりました。高槻市から定期的な報告をいただいておりますが、現時点で、窓口トラブル等の報告をいただいておりますことから、円滑に旅券発給事務が行われているものと認識いたしており、高槻市のご協力のもと、本町住民の皆さんの利便性の向上が図られているものと考えております。

次に、②の「新しく島本町へ転入してこられた方への周知について」でございます。

高槻市パスポートセンターで本町住民の皆さんの旅券発給が可能であることは、ホームページに掲載するとともに、住民課窓口にお知らせパネルを設置し、パスポートの申請書を配架することにより周知いたしております。しかしながら、新しく本町に転入された方に対する特別な周知は、実施できておりません。

次に、3点目の「健康づくり施策の推進について」でございます。

がん検診につきましては、「健康増進法」に基づく健康増進事業として位置づけられており、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることが目的となっております。

本町で実施しております各種がん検診の受診率につきましては、胃がん検診が8.8%、肺がん検診が35.7%、大腸がん検診が29.3%、子宮頸がん検診が37.5%、乳がん(マンモグラフィ)検診が21.3%となっております。無料クーポン券を配付しております子宮頸がん検診・乳がん(マンモグラフィ)検診・大腸がん検診の受診率につきましては、昨年度と比較いたしまして、子宮頸がん検診が1.2%、乳がん(マンモグラフィ)検診が1.4

%それぞれ減少、大腸がん検診が1.1%増加しております。

単年度の受診率で比較いたしますと、無料クーポン券の配付対象者数が異なることなどから、その年によって若干の増減はありますが、無料クーポン券配付以前と比較いたしますと受診者数は確実に増加いたしており、無料クーポン券配付は、受診率向上に一定の効果があつたと認識をいたしております。

本町で実施しております各種がん検診のがん発見数でございますが、国の「地域保健・健康増進保健事業報告」の平成26年度の数値で申し上げますと、肺がん検診が2人、大腸がん検診が6人、子宮頸がん検診が2人、乳がん(マンモグラフィ)検診が3人、合計で13人となっております。いずれも、町のがん検診を受診の後、精密検査を受診された結果、がんが発見されており、中には「早期がん」であつた方も含まれておられますことから、今後も、がん検診の受診率向上に努めることとあわせて、乳がんの自己触診法の啓発など、がん予防に関する健康教育等を実施していくことが、がんの予防及び早期発見につながるものと考えております。

今後も引き続き、各種がん検診の受診率の向上を図るため、子宮頸がん検診、乳がん(マンモグラフィ)検診につきましては、特定の対象者に無料クーポン券を配付するとともに、平成28年度から新たに実施しております「健康マイレージ事業」等の啓発とあわせて、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

**都市創造部長** それでは、4点目の「JR島本駅西地区の開発」にかかるご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

当地区の土地区画整理事業につきましては、本町といたしましても公共性が高く、本町が果たすべき役割は重要であるという認識をいたしております。しかしながら、本土地区画整理事業においては組合施行という形式を取られているため、今日まで緑豊かな桜井地区の環境を守り育ててこられた地権者皆様の想いを込められたうえで、地元地権者の皆様が主体となられる事業であるものと考えております。

そのため、当然ながら、本事業の主体は地権者の皆様であることから、準備組合における総意のもとで意思決定等を行っていただく必要はございますが、町といたしましては、準備組合における慎重な議論のもと、その協議内容などを十分に踏まえたうえで、本町都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、より良いまちづくりを進めていただくことができるよう、支援をさせていただく必要があるものと認識しております。

次に、5点目の「ふるさと島本応援寄附金について」でございます。

本町は昨年度、16名の方から48万5,544円のご寄附をいただいておりますが、全国的なふるさと納税ブームの中、一部の自治体が多額の寄附をあつめる一方で、大都市の自治体などでも多くの住民が他市町村へ寄附を行った結果、当初の歳入の見込みよりも税収が減少する状況となっております。

近隣市町では、茨木市・高槻市が平成27年度から、大山崎町が平成28年度から返礼

品の充実をされております。このような状況を鑑み、本町におきましても、返礼品の充実と新たに発生する様々な業務の効率的な実施を目的に、専門的なノウハウを持つ事業者へ委託することといたしました。

なお、実施にあたっての導入コストや返礼品拡充のための対応等を検証いたしました結果、全国的に事業展開し、他市町村でも実績のある株式会社サイネックスと契約し、事業を進めていくこととしております。

以上でございます。

**教育こども部長** 続きまして、6点目の「子育て支援について」でございます。

議員ご指摘のとおり、今後、本町におきましては複数の大型開発の影響で人口が急激に増加することが予想され、新たに発生する保育需要や小学校の普通教室の確保、さらには学童保育室の整備や受け入れ学年の拡充など、課題への対応が必要であると考えております。

このような中、平成27年度の取り組みにつきましては、子育て世代の支援策として「産前・産後ヘルパー派遣事業」を開始したほか、一定規模以上の住宅開発を行う事業者に対し、「子育て支援協力金制度」を創設いたしました。

また施設整備といたしましては、第二保育所の耐震設計業務、第四学童保育室の新棟設計業務及び各学童保育室を1室増室するための整備を行いました。

さらに、保育所における待機児童対策につきましては、平成27年3月に高浜学園が開園し、本年8月1日現在で117人の受け入れが行われているほか、大阪府と連携し、府内で初となる大阪府営島本江川住宅の空き室を活用した小規模保育事業所の設置に向けて事務を進めました。

なお、教育委員会といたしましては、本年6月に大型開発への対応策をお示しさせていただき、今後の対応を取りまとめたところでございます。今後とも、開発による人口動向を見据えた施設整備とともに、「島本町子ども・子育て支援事業計画」に沿って着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議員** 1点だけ、パスポートの申請について、先ほどの答弁では、新しく島本町に転入された方に対する、高槻市のパスポートセンターで取得できることを特別に周知は実施してない、というふうな答弁をいただきました。

パスポートだけではないんですけども、やっぱり他市町村から島本町に転入されてきた方というのは、いろんな制度が異なる場合もあるというふうに思います。今回、パスポートの申請についてお問いをしてますけども、今後、新しく転入されてきた方への周知はどのようにしていこうというふうに考えているのか。その辺だけ、ちょっと見解を伺いたいと思います。

**健康福祉部長** 再度のお尋ねでございます。

島本町に転入された方については、どのような手続きが必要かというものを1枚にまとめた紙がございます。その中に、現在、パスポートについては一切書かれておりませんが、今回、ご指摘いただいた点につきましては、このご案内させていただく通知の中に、パスポートについては住所・名前等、もし申請・更新される場合については高槻市で行えるんだよという内容を、記載をさせていただくようにしていきたいと考えております

以上でございます。

**伊集院議長** 以上で、平井議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

**田中議員（登壇）** 無所属の田中です。それでは、平成27年度決算に対し大綱質疑を行います。

私たちを取り巻く生活環境は、全体的には若干改善している傾向にあるものと思われませんが、自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展などにより社会保障関連経費が年々増大しているなど、財政需要はますます増加傾向にあるものと認識しています。

このような中で、特に財政基盤が脆弱である本町のような小規模自治体においては、府の補助金が交付金化へ移行され、また普通地方交付税という大枠の中で配分されるなど、財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増してきており、今後とも厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えています。

このため、本町の財政基盤を確立し、持続可能な社会保障制度の再構築、また地方創生による「魅力あるまちづくり」は喫緊の課題となっており、住民生活に直結する基礎自治体の存在意義が問われているものと考えています。

また、格差・貧困問題が深刻化している中で、議会の役割もますます重要となっており、議会と住民の皆さんが一丸となって、新しい道を切り拓くことが求められているものと認識しています。

一方、今年で戦後71年目の年を迎え、改めて「平和の尊さ」の啓発に努めるため、先人がつくりあげた時代を社会全体で次世代へ引き継ぎ、すべての住民の皆さんが、心身ともに豊かな地域社会の実現に向けた取り組みが不可欠であります。

このような中で、島本町においても、これまでの各種施策の実施に積極的に取り組んでこられました。平成27年度における決算を踏まえ、これまでの取り組みの成果と、今後ますます多様化する住民ニーズに的確に応えるための行財政運営について、基本的な考え方について、お伺いいたします。

1. 「財政基盤の確立に向けた行財政改革の推進について」。

最近における社会経済情勢の急速な変化に、行政としての的確に対応していくため、現在、「行財政改革プラン」にも掲げておりますとおり、自主財源の確保などに努められていますが、納税は国民の義務でもあり、公平負担の原則からも、町税の徴収率の向上

に努めることは自治体の大きな責務です。

また、国民健康保険の徴収の強化なども、引き続き努力されていますが、これらの対応にあたっては、滞納者の実態に応じた徴収に努めていただきたいと考えております。

また、歳出面においては、事業実施にあたり特定財源の有無が大きな要素となっていることから、その確保に向けても努力をいただきたいと考えております。

平成 27 年度においても、補助金等の確保について、大阪府町村長会などを通じて国への要望もされているとお聞きしていますが、採択されなかった場合、事業実施が困難となり、結果的に事業を見送らざるを得ない状況もある中で、今後の取り組みの基本方針などについて、お示してください。

## 2. 「事務事業の見直しの進捗状況について」。

住民福祉の維持向上を図るためには、第一義的には財源の確保を図り、持続可能な住民サービスを提供しなければなりません。平成 27 年度においても様々な事業が実施されましたが、新たな事業の実施にあたっては、所期の目的を果たした事業を見直し、財源の確保に努める必要があると考えますが、事務事業の廃止や、見直しされた事業があれば、お示してください。

## 3. 「少子化対策と子育て支援について」。

安心して出産できるための環境整備や、仕事と子育ての両立が可能となるような働き方ができるよう、国においても様々な施策が講じられています。

このような中で、待機児童の問題など、基礎自治体としての地域ニーズを的確に把握し、子育て世帯の一層の支援が必要と考えますが、平成 27 年度における具体的な取り組みと成果について、お伺いします。

## 4 番目. 「企業立地の促進について」。

財政基盤の確立のためには、優良な企業の誘致を促進し、地域の活性化とともに、自治体間競争の強化に取り組むことが重要であると考えています。

関西電力グラウンド跡地に集合住宅や戸建て住宅の建設が予定されていますが、企業誘致などの取り組み状況などあれば、お示してください。

## 5 番目. 「まちなか再生に向けた取り組みについて」。

まちづくりと一体になった中心市街地の活性化を目指し、現在、JR 島本駅西地区における土地区画整理事業の実施に向けて事業が進められています。

この事業の早期実現が望まれていることと考えていますが、当該地区のにぎわいづくりとともに、高齢者や障害者、子どもなどを含めたすべての住民の皆さんにとって、「暮らしやすいまちづくり」が島本町の発展に繋がるものと考えています。当該地区の自然環境との調和を図り、土地区画整理事業の実施について様々な問題があると思いますが、これまでの取り組み状況と、今後の見通しなどあれば、お示してください。

## 6 番目 「介護予防と生活支援について」。



介護予防の一層の推進を図るため、「いきいき百歳体操」の実施などにより多くの高齢者の皆さんの参加もあり、島本町における取り組みとして定着してきています。これらの取り組みに、高齢者の社会参加とともに、結果的に医療費の縮減などの財政効果も生まれているものと考えています。

また、健康づくりのための事業を実施することにより、高齢者の生きがいくくりにも繋がるものと考えていますが、平成27年度の取り組み状況と、住民の皆さんの意識などについてどのように分析されていますか、お伺いします。

7番. 「やまぶき園の対応状況について」。

町立やまぶき園については、施設の老朽化が進行し、移転・建て替え等に向けた検討が進められてきたと思いますが、島本町における山積する今後の事業との財政の整合を図る必要がありますが、検討状況はいかがでしょうか。

以上です。

**総務部長** それでは、田中議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「財政基盤の確立に向けた行財政改革の推進について」でございます。

地方自治体の予算編成作業におきまして、その年度の自主財源の確保は歳出予算を編成するうえで重要なものとなっております、一般会計につきましては町税、公営事業にあつては使用料や保険料が、大きいものとなっております。

従いまして、徴収の強化に努めるとともに、滞納処分につきましても、負担の公平性を損なうことのないよう滞納整理を進める必要があります。一方、納付していただく方におきましても、滞納の理由について、経済的な事情など個々の事情もありますことから、納付についてのご相談を受け、分納誓約による分納や徴収猶予を行っておるところでございます。

また、「特定財源の確保」につきましては、国庫補助金や府補助金を活用するとともに、地方債の発行におきましても、後年の元利均等償還に交付税措置のあるものを確保するなど、町の財政負担を軽減することを基本方針としておるところでございます。

国庫補助金につきましては、基本的に、例年、各地方公共団体の事業年度の前年度の補助要望期間に、事業計画や概算事業費をもとに補助要望を行う仕組みとなっており、国では、その補助要望を精査し、各補助金の予算枠を決定し、その予算枠に基づき、各地方公共団体の予算執行年度に配分することとなっております。しかしながら、国において各地方公共団体における補助対象事業の補助金予算枠が十分に確保されなければ、補助採択がなされないこともございますので、大阪府町村会などを通じて、国へ改善を申し入れているところでございます。

以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

2点目の「事務事業の見直しについて」でございます。

厳しい財政状況の中、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、今まで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立することが求められております。本町では、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とした「第 5 次島本町行財政改革プラン」に基づき、様々な施策に取り組んでまいりました。

平成 27 年度の進捗状況といたしましては、「債権の管理に関する条例」の施行、遊休地の売却、個人給付の見直し、戸籍電算化の完了、「公共施設総合管理計画」の策定などがあり、平成 27 年度の効果額としては、継続効果額も合わせまして、全体で約 2 億 500 万円となっております。

また、「行財政改革プラン」に基づく取り組み以外で見直しを行った事業といたしましては、「広報しまもと」の A 4 版化に伴う発行回数の見直し、水無瀬神宮公園の供用廃止及び借地の解消、「水無瀬川ウォッチング」開催内容の大幅見直し、「人権ふれあい劇場」の廃止などがあり、今後とも持続可能な行政サービスの提供に向け、必要な見直し等を行ってまいります。

以上でございます。

**教育こども部長** 続きまして、3 点目の「少子化対策と子育て支援」について、ご答弁申し上げます。

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が開始され、同年 3 月に策定した「島本町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援施策を推進しているところでございます。

平成 27 年度における取り組みにつきましては、子育て世代の支援策として「産前・産後ヘルパー派遣事業」を開始したほか、一定規模以上の住宅開発を行う事業者に対し、「子育て支援協力金制度」を創設いたしました。

また、施設整備といたしましては、第二保育所の耐震設計業務、第四学童保育室の新棟設計業務及び各学童保育室を 1 室増室するための整備を行いました。

さらに、保育所における待機児童対策につきましては、平成 27 年 3 月に高浜学園が開園し、本年 8 月 1 日現在で 117 人の受け入れが行われているほか、大阪府と連携し、府内で初となる大阪府営島本江川住宅の空き室を活用した小規模保育事業所の設置に向けて事務を進めました。

今後とも、町内における大型開発や人口動向に注視しつつ、待機児童の早期解消に取り組むとともに、安全で安心して子どもたちが日常を過ごせる施設整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、4 点目の「企業立地の促進について」でございます。

企業誘致による自主財源確保につきましては、本町といたしましても、大変重要な課題であると認識いたしております。

まず、本年3月に、小野薬品工業株式会社が新たに研究棟を建設されたことは、今後の自主財源の確保のためにも、大きな成果であるものと考えております。また、関西電力グラウンド跡地につきましては、本町の都市計画マスタープランにおきましても、産業系地区として研究施設などの集積を促進する地区となっております。

なお、当該地は民有地であることから、土地の売却元の関西電力株式会社のご意向により、建物用途について企業に限定するなどの条件を設けずに売却を行われており、その結果、野球場跡地につきましては住宅地として売却することが決定しております。

なお、テニススクール跡地につきましては、現時点において開発の事前協議等は開始していないことから、今後の開発の予定は正式なものではございませんが、土地につきましては、積水化学工業株式会社と関西アーバン銀行が取得されたと聞き及んでおり、当該地は現時点において、今後、企業の立地が想定される区域となっております。

なお、今後におきましても、「島本町企業立地促進条例」による奨励措置等につきまして、ホームページ等を活用し周知するなど、新たな企業の誘致を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の「JR島本駅西地区のまちづくり」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、これまでの取り組み状況といたしまして、昨年度につきましては、年度当初は事業協力者として選定された事業者との問題解決に向けた協議を実施されておりましたが、昨年6月に当該事業者との円満解決が実現した以降は、JR島本駅西地区のまちづくりの進展にかかる協議を実施されたうえで、本年2月から、全地権者を対象とした個別の意向調査を実施されるに至った状況でございます。

当地区の土地区画整理事業を進めるにあたりましては、現在、公益財団法人大阪府都市整備推進センターの支援のもと、昨年度に概ね実施済みの意向調査結果を踏まえ、施行区域内の土地利用計画図の案や、本事業に協力していただく事業者を募集するための募集要項等が整いましたことから、現在、本事業に協力していただく事業者の募集を実施されている状況でございます。

また、今後の見通しにつきましては、民間事業者のノウハウ等を取り入れ、地元地権者の合意形成等が一定の割合に達した時点で、昨年度末に設定いたしました保留区域を解除し、市街化区域への編入を図るとともに、本町の都市計画マスタープランに示す緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、6点目の「介護予防と生活支援について」でございます。

高齢者の皆様の介護予防を図ることを目的に、住民の皆様の主体的な取り組みを町が支援する形で、「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」を実施しているところでございます。

平成 27 年度末現在、「いきいき百歳体操」は 37 ヲ所、「かみかみ百歳体操」は 34 ヲ所で実施されており、平成 28 年 8 月現在では、「いきいき百歳体操」の実施個所が 1 ヲ所増加いたしております。

地域での継続した活動を支援するため「いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操おさらい月間」として、地域の医療機関と連携し、リハビリテーションの専門職と地域包括支援センター等の職員が協働で体操の場に出向き、専門的な助言を行っております。また、年に 1 回、体操を行っている拠点の方が一堂に会する「いきいき百歳体操交流大会」を開催するとともに、地域で支援を行うサポーターの育成にも取り組んでおり、平成 27 年度末までに育成したサポーター数は、143 人となっております。

平成 27 年度は、「いきいき百歳体操」の取り組み開始から 10 年が経ったことを記念いたしまして、いきいき百歳体操に関する取り組みをまとめた啓発冊子「島本町いきいき百歳体操～明日に向かって元気を！～」を作成いたし、体操の実施箇所や町内の医療機関等の関係機関、役場窓口等で配布し、さらなる普及啓発に努めているところでございます。

住民の皆さんの意識などについては、いきいき百歳体操の参加者アンケートにおいて把握しており、アンケート結果では、約 9 割の方が「外出するのが楽しみである」「みんなと会うのが楽しみである」と回答されていることから、「いきいき百歳体操」が、筋力づくり運動としての体操の効果だけでなく、地域づくり、交流の場になっていると分析しております。

今後も、「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」の実施とあわせまして、健康診査や健康教育等の健康づくり事業についても引き続き周知啓発を行い、高齢者の社会参加、生きがいづくりに向けた取り組みを進めてまいります。

次に、7 点目の「やまぶき園」について、ご答弁申し上げます。

町立やまぶき園につきましては、築 40 年以上が経過し、老朽化が進んでおります。

本施設の建て替えに向けた検討状況でございますが、平成 27 年度においては、障害者施策推進協議会を 3 回開催し、「やまぶき園の移転建替え」と「地域生活支援拠点の整備」についての課題整理を行ったうえで、園機能と拠点機能を併せ持つ新施設を一体的に整備する方向性を確認いたしました。また、同時に、やまぶき園の保護者会などの当事者団体との意見交換も行い、新施設において必要とされるサービスや機能について、一定の意見集約はできたものと考えております。

本年度においては、昨年度の検討を踏まえ、整備の具体化に向け、土地、サービス機能、財源、整備・運営手法、スケジュール等の各項目について、課題や問題点を抽出・確認しながら、庁内での検討及び調整を進めているところです。

今後、これら各項目の基本方向を整理し、事業実施の基本指針となる資料を作成したうえで、障害者施策推進協議会においてご審議いただき、整備の実施内容や手法等につ

いて具体的な検討と調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**田中議員** ご答弁、ありがとうございました。詳細な質問については、常任委員会で行わせていただきます。ありがとうございました。

**伊集院議長** 以上で、田中議員の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 05 分～午後 3 時 15 分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、外村議員の発言を許します。

**外村議員（登壇）** それでは、平成 27 年度決算に対する大綱質疑を行います。

超金融緩和策を柱としたアベノミクスがスタートして 3 年ほどの間、円安・株高誘導に成功し、一部の輸出型大型企業などは業績向上、また富裕層などは株高の恩恵を受けたかも知れません。しかし、所詮は実需の伴わない為替や金融政策に過度に依存した政策は長く続けられるものではございません。それで実態経済をよくするなんてことは、無理なことがわかりました。

現に、政権が主張していましたトリクルダウン効果によって、いずれ広く庶民にも、その恩恵が届くという実感もないまま、個人消費は低迷を続け、デフレ脱却はほど遠い状況です。そして、今年初めからの急激な円高には、もう対処するすべもなく、企業は相次ぐ業績下方修正に追い込まれ、株価も低迷のまま、現在に至っています。

さらに、今年初めに日銀が打ち出したマイナス金利政策は、我々庶民のささやかな金利収入までも限りなくゼロにするだけでなく、銀行・金融業界の混乱と業績懸念を招き、本来の政策目的である中小企業など、資金を必要とする企業の資金需要の伸びに繋がっていないのが実態であり、もはや八方ふさがりの政策はアベノミクスの失敗を物語っています。

この間にも、国の借金だけが確実に増え続けています。安倍政権の経済財政運営は「骨太の方針 2015」に示されているように、特に歳出改革において、「国民の幅広い参加を求めていく必要があり、公共サービスの無駄をなくし、国民、企業、自治体が、自ら意欲を持って歳出を抑制する社会改革を目指す」としています。すなわち、これは今後ますます地方への自立を求めるとともに、国からの交付金は一層厳しくなるものと予想されます。

本町におきましても、高齢化の進展による医療費の増大や、扶助費、生活保護費の増加傾向は止まらず、歳出圧力は増すばかりです。今こそ、自立した基礎自治体として、将来を的確に見通した行財政運営の手腕が大きく問われています。

小さな自治体ならではの、効率的・独創的でオリジナルな行財政運営が必要です。「まちづくり基本条例」にある「住民参加と対話によるまちづくり」は、うたい文句では、

住民の共感を得られません。住民の共感をいただけるような政策の実践が不可欠です。

さて、平成 27 年度の一般会計決算額は、決算書が示すとおり、歳入歳出差引 2 億 2,923 万円の黒字となっていますが、基金からの繰入を 3 億 5,700 万円、臨時財政対策債ほか町債を計 14 億 1,000 万円発行しての黒字決算であります。歳入で自主財源の半分近くを占める町税収入の総額は、前年より 6,758 万円増の 47 億 2,935 万円、中身は町民税個人分・固定資産税・たばこ税が減ったけれど、町民法人分が 8,677 万円増となって助けられました。その結果、歳入総額に占める町税の比率は年々低下して、昨年度は 40.95% となりました。

なお、財政の健全性を見る実質公債費率は 6.9%と、着実に低下しました。また、経常収支比率も今回は 95.9%と下がり、良い傾向ではありますが、引き続き経常一般財源充当支出の見直しを進めていく必要があります。

それでは、年度決算を踏まえ、以下、ポイントを絞って質問させていただきます。

1 点目。「中長期財政収支見通しと行財政改革の進捗状況・成果について」。

本件は、毎年確認していますが、特に大型の投資的経費が続く中、今後の財政収支見通しがどうであるかを皆で共有することは極めて重要です。昨年 8 月作成時点からの変化や、将来見通しの修正点など、現時点で可能な限り、確度の高い見通しを作成し、お示しいただきたい。

また、第 5 次行財政改革の総括として昨年度の成果、そして次の第 6 次についてのお考えもあれば、お示してください。

2 点目。「まちづくり事業推進プロジェクトチームの成果について」。

27 年度に取り組まれた町の懸案課題の項目と、その進捗状況、成果について、お訊きします。

3 点目。「企業立地促進活動の成果について」。

大阪府による企業立地促進補助金の活用や、関西イノベーション国際戦略総合特区を活用しての企業立地促進活動の成果について、お伺いします。

特に、ホームページを活用しての PR 以外に、新たにどんな促進活動を実践されたのか。また、にぎわい創造課創設 2 年目として、新たにされた観光・商工業活性化策や成果、効果について、お聞かせください。

4 点目。「支払い電力料金を下げるためのさらなる方策の推進と進捗状況について」。

本件に関しましては、ようやく高圧受電施設について新電力との契約が実現し、その効果が楽しみであります。また、まだ残っている低圧受電設備部分についての協議状況や、その他、新たな方策によるさらなる節電努力につきましても、成果・進捗状況をお聞かせください。

5 点目。「クラウド・コンピューティング導入の検討状況について」。

これこそ歳出削減余地の大きな項目として、以前から提唱していますが、その後の検

討状況が見えません。昨年の決算審査においても、本町の電算関連費用の総額がなんと3億5,380万円、前年比約1億5,000万円増と、正直、驚きました。

自治体システムには共通部分も多く、クラウドを採用している自治体は増え続けています。今や、従来の自治体個々の独自システムから、クラウドでの共通システムに自らの業務をあわせることで、経費の大幅削減を図るのが主流の考えになっています。本町の検討状況を伺います。

6点目。「清掃工場の包括運営委託導入の検討」は、その後、どうなっていますか。

清掃工場の包括運営委託についての検討結果は、昨年3月に一定の報告があり、結果は、現状の単年度委託ではなく、「包括運営の導入が望ましい」ということでした。その際、包括運営委託の導入には精密機能検査等の実施が必要とのことで、それも昨年、終了した由。結論を出した以上、早急に進めるべきだと思いますが、今後のスケジュールについて伺います。

7点目。「『債権の管理に関する条例』が制定されての成果について」。

本件条例可決の際には種々異論もありましたが、何よりも「徴収計画の策定及び実施状況の公表」が義務づけられ、情報公開・透明性の確保が図られるという点で、私は評価しました。条例の制定によって、具体的にどのように変わり、どれだけ滞納整理が進んだのか、成果について、お聞かせください。

8点目。「『生活困窮者自立支援法』に基づく施策について」。

生活保護費は前年度比1,200万円増と、相変わらず増え続けています。特に、医療扶助費の増加が顕著であります。また、相談受付・申請件数は前年度とほぼ横ばいとなっていますが、新しい「自立支援法」によって支援体制を強化され、具体的にどのような新施策を展開されたのか、お聞かせください。

9点目。「本町における子どもの貧困問題と対応について」。

親の貧困が連鎖する形で子どもの貧困問題が深刻化している、といます。町としては、就学援助事業や奨学金貸付制度など、一定のセーフティーネットを整えておられますが、前の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえれば、より一層踏み込んだ取り組みが必要と考えます。町として、個々の児童や生徒の生活実態把握など、具体的に実践されたものや計画があれば、お示しください。

10点目。「住民ホール撤去後の跡地利活用について」。

現状では、公用車の駐車場になっているようですが、当面、活用方法が決まるまで、どういう使い方をするのが町や住民にとって最善か、明確な方針を出し、広く告知するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**総務部長** それでは、外村議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「中長期財政収支見通しと行財政改革の進捗状況」のうち、「普通会

計中期財政収支見通し」につきましては、平成 27 年度決算の結果を加味したものを作成し、この 9 月定例会議においてお示しさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

続きまして、4 点目の「電力料金を下げる方策の推進と進捗状況について」でございます。

東日本大震災後に、本町において実施しております節電対策につきましては、現在も継続して実施しております。

平成 27 年度には、電気料金のさらなる削減を目指し、特定規模電気事業者を選定し、平成 28 年度からは高圧受電施設 17 施設において、特定規模電気事業者から電力需給を開始している状況でございます。その削減効果でございますが、平成 28 年度予算ベースで約 1 千万円の削減額を見込んでおり、施設によって効果の大小はあるものの、一定の成果をあげているものと考えております。

また、「低圧受電施設における新電力」の導入につきましては、電力を需給し得る対象施設等について、現在、各課に対するヒアリングを行っているところであり、高圧受電施設同様できるだけ安価に電力を調達できるよう、事務を進めてまいりたいと考えております。

一方、ガスにつきましても、平成 29 年度からガス供給が全面的に自由化されることから、より安価にガスを調達するため、ガスの供給意思等について複数の事業者に対してヒアリングを行いました。その結果、本町の使用規模で参入することは、現時点では困難であるとの回答を得ております。

次に、5 点目の「クラウド・コンピューティング導入の検討状況について」でございます。

電算システムの運用や保守・改修にかかります費用の削減方策といたしまして、過去、自治体クラウド導入研究ワーキンググループに参加するなど、これまで種々、調査・研究を進めてまいりました。

クラウド・コンピューティングの導入にあたりましては、経費削減効果が見込まれるとともに、災害時においても所管するデータを専用のセンター等で安全に管理できるといった、ハード面におけるメリットを有するものと言われております。

一方で、府内自治体におきましてはクラウド・コンピューティング導入に対する関心は高いものの、共同でクラウド化を推進することについては、団体ごとの事務処理方法及び各種様式の違いや、現行システムのリース期間の違いなどの課題がございます。

また、現在、マイナンバー制度に対応するため現在のシステムを改修しており、今後各種テストを実施したうえで、平成 29 年 7 月から他団体との連携した運用を開始することから、クラウド・コンピューティングへの切替えは、平成 30 年度以降が適した時期であるとも聞き及んでおります。



次に、本町のクラウド・コンピューティング導入の可能性の検討でございます。

現在、稼働しております単独保有のシステムは、複数の業者のシステムにより構成されているシステムや、パッケージプログラムに町独自のカスタマイズを加えたシステムなどにより、安定的に稼働しております。

ご指摘のとおり、クラウド・コンピューティングの導入では、既成のシステム体系にどれだけ合わせられるかが費用の軽減のポイントとなるものと考えておりますが、すでに導入されている府内の団体によりますと、何らかのカスタマイズが必要となっており、必ずしも経費的に下がっていない実態もございます。

いずれにいたしましても、クラウド・コンピューティングの導入による経費削減の効果を高めるためにも、カスタマイズ率を抑えたシステムに事務処理方法及び各種様式等を効果的に合わせていく方法など、本町の現基幹システムの更新時期である平成 32 年度までの間、他団体の事例などを参考に、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、7 点目の「『債権の管理に関する条例』が制定されての効果について」でございます。

「島本町債権の管理に関する条例」は、町の債権の管理に関する事務の処理に関し、関係法令で定めているもの以外の必要事項を定めることにより、町の債権の適正な管理を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的として制定したものであり、延滞金等に関する規定を除き、平成 27 年 4 月 1 日から施行いたしました。

本条例の制定による成果でございますが、本条例では、債権の適正管理の推進を図るため町長の責務や徴収計画の策定義務などを明確化したことにより、庁内全体で、一層適切・効果的かつ効率的に、債権管理の事務を進める環境を整備することができたものと考えております。

このうち「徴収計画」につきましては、当該計画の実施状況とあわせて策定することにより、債権の所管課において、前年度の取り組み実績を評価して現状の課題を整理し、それに対する改善策を講じ、目標を定めたくえで現年度の計画を作り、それを実行に移すというサイクルによる管理に基づく事務の遂行ができるようになった点で、成果があると考えております。

これにより、債権管理を所管課・所管部全体の共通認識のもとで着実に前進させることができ、また、それらを住民に公表することにより、自治体経営の基盤である債権管理を「見える化」し、債権管理の適正さについて住民に明らかにし、説明責任を果たすことにより、公正な行政運営の実現に寄与しているものと考えております。

次に、10 点目の「住民ホール撤去後の跡地利活用について」でございます。

住民ホールにつきましては、平成 27 年度に解体撤去工事が完了し、現在、跡地については公用車及びふれあいセンターの臨時駐車場として、暫定的に活用しているところで

ございます。従いまして、新たな建築物を建設するなど恒久的な活用の基本的な方針が決定した段階には、適切な周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、恒久的な活用につきましては、将来を見据えた活用を踏まえるとともに、平成27年度に策定した「島本町公共施設総合管理計画」も考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目後段の「第5次行財政改革プランについて」でございます。

本町では、平成23年度から平成27年度を計画期間とした「第5次島本町行財政改革プラン」に基づき、様々な施策に取り組んでまいりました。

平成27年度の進捗状況といたしましては、「債権の管理に関する条例」の施行、遊休地の売却、個人給付の見直し、戸籍電算化の完了、「公共施設総合管理計画」の策定などがあり、平成27年度の効果額としては、継続効果額も合わせて全体で約2億500万円となっております。また、5年間の累計効果額は、約16億3,700万円となっておりますが、全体のおよそ半分にあたる約8億1,400万円は、遊休地の売却・貸付によるものとなっております。結果的に実現に至っていない事務もありますが、計画期間の5年間で、着実に改革は進展してきたものと認識をいたしております。

今後につきましては、依然厳しい財政状況の中、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があるものと考えておりますことから、「第5次島本町行財政改革プラン」の効果検証を行うとともに、次期プランの策定に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、2点目の「まちづくり事業推進プロジェクトチームの成果について」でございます。

まちづくり事業推進プロジェクトチームは、長年の行政経験と専門的知識を有する職員の能力を活用し、各部局と連携して懸案課題の解決にあたるための臨時的組織として、平成26年4月の機構改革に伴い発足いたしました。

平成27年度におきましては、「公共施設総合管理計画」の策定事務に主担として取り組むとともに、前年度からの引き続きの案件として、学校施設の耐震化、町立プール廃止に伴う周辺施設及び町有地を含めた用地整理、地域密着型特別養護老人ホームの整備に向けた取り組み、町立やまぶき園の移転建て替えに向けた検討などに、各部局と連携して取り組んでまいったところでございます。

なお、同プロジェクトチームにつきましては、組織発足後の2年間でこれまでの取り組みに一定の方向性を示すことができ、各担当課において事務を進めることができる見通しとなりましたことから、平成27年度末をもって組織を廃止いたしております。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、3点目の「企業立地促進活動」について、ご答弁申し上げます。

本町は、平成 25 年 10 月に大阪府から「投資奨励計画を持つ市町村」として認定され、大阪府の企業立地にかかる府内投資促進補助金の交付対象となっているところですが、平成 27 年度における制度活用の事例はございませんでした。しかしながら、関西イノベーション国際戦略総合特区による優遇制度により、小野薬品株式会社が新たに研究棟を建設されましたことは、大きな成果であるものと考えております。

また、「企業立地促進活動について」でございますが、町域内において、住宅系の用途地域がその多くを占める中、工業団地等もなく、企業誘致が必要な大規模な遊休地がほとんど発生しない状況であり、企業とのマッチングの機会が生じないことが、企業誘致を進めにくい要因であると考えております。

現在は、ホームページの活用 P R 以外に促進活動が実施できておりませんが、限られた町域内の条件で、企業立地の促進を図るべく、本町にふさわしい制度の見直しも含め、今後も調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成 27 年度に新たに実施いたしました「観光・商工業活性化活動の成果と効果について」でございます。

まず、国の先行型交付金を活用し、「島本町定住促進・観光振興計画」を策定し、観光マップを作成いたしました。また水無瀬神宮や若山神社、桜井駅跡などの観光資源の整備を行うとともに、まちのにぎわい創造に寄与する団体に対する補助制度を新たに創設いたしました。

また、個人の消費喚起と地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券発行事業を実施いたしました。さらには本町における「創業支援事業計画」を策定し、起業を目指す事業者への支援制度も創設いたしました。

なお、地方創生による流れの中、本町におきましても、まちのにぎわいづくりは重要な取り組みの一つであると認識しておりますが、その施策の効果が明らかになるには、一定の時間を要するものと認識しております。そのため、今後につきましても継続的な取り組みとして、島本らしい身の丈に応じた観光・産業振興施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、6 点目の「清掃工場の包括運営委託の検討状況と今後のスケジュールについて」でございます。

本町では、平成 27 年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの、老朽化している箇所があることがわかりました。本検査結果は、今後の維持管理と施設整備等の参考としてまいりたいと考えております。

また、「包括運営委託の導入」につきましては、平成 26 年度に有識者 4 名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において検討しております。本委員会においては、他事

例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設整備の実施時期や範囲について決定する必要があると、まとめられております。

本町の今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場の要望も踏まえながら、予算との整合性を図り、優先順位を決めて進めてまいりたいと考えております。この方針に基づき、本年度の施設整備につきましては当初予算内で施設整備し、本年度対応できなかった項目については、次年度以降に進めてまいりたいと考えております。

よって、包括運営委託の導入につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 次に、8点目の「生活困窮者自立支援制度」について、ご答弁申し上げます。

平成27年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、本町においても、同法に基づく「自立相談支援」「家計相談支援」「住居確保給付金」「一時生活支援」の四つの事業を開始するとともに、主要な事業を社会福祉協議会に委託し、同協議会内に「生活自立相談窓口」を設け、生活保護には至らない困窮者への相談支援・就労支援等を行いました。

平成27年度の主な実施状況でございますが、自立相談支援としては58人から相談があり、そのうち24件・19人に自立に向けた支援プランを作成いたしました。また作成した支援プランに基づき、19件・14人に就労支援を行い、9件・8人が就職し、2件・2人は就労収入の増収につながったものでございます。

また家計相談支援といたしましては、家計管理に課題を抱える8件・6人に対し、プランに基づき家計管理指導などを行い、家計の改善に向けた支援を行いました。その他、個々の状況に応じて借金や滞納の整理に向けた支援、年金や手当の確保に向けた支援、貸付や福祉サービスへのつなぎなど、関係機関と連携しながら生活の自立に向けた様々な支援を行ったところです。

生活困窮者自立支援制度は、「生活保護」には至らない対象者を支援することで、経済的に困窮している人、またその恐れのある人を早期に支援し、自立を促進していく制度であり、本制度の導入により、生活困窮者に対する相談や支援の充実が図れたものと考えております。

生活保護の受給世帯・受給者は、平成26年度までの5年間では、毎年平均で9世帯・11人ずつ増加していましたが、平成27年度実績では、前年度に比べ1世帯・1人の増加にとどまり、この数年で初めて微増・横ばいに転じています。

これは社会経済情勢の影響はもとより、生活困窮者自立支援制度の導入により、生活保護に至る前に早期支援を行った効果もあると考えています。実際に、家賃滞納で退去

寸前だった対象者が、支援により居住の維持が図れたケースや、就労収入の増加や年金取得が図れたケースなどがあり、これらについては、早期の支援により、生活保護に至る前に生活の立て直しが図れたものと考えます。

今後、二つの制度・窓口が密接に連携し、互いに補完し合いながら、生活困窮者の自立を支援していけるよう、努めてまいります。

次に、9点目の「子どもの貧困問題と対応」について、ご答弁申し上げます。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条に基づき閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」では、貧困対策の推進に資するため子どもの貧困に関する調査研究の実施が掲げられており、事業実施にかかる経費については「地域子供の未来応援交付金」が活用可能となっております。

本年度において、大阪府では、子どもの生活実態や学習環境を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施しております。調査対象は、府内の小学校5年生及び保護者それぞれ4千人、中学校2年生及び保護者それぞれ4千人となっており、町内の子ども及び保護者も調査対象に含まれております。

今後、府調査の集計結果を町でも分析し、町による追加調査の実施や、町の施策への反映に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

**外村議員** 種々、ご答弁いただきました。私は常任委員会で質疑する機会がございませんので、何点か、時間が許す限り、再質問させていただきます。

まず、「中長期財政収支見通し」につきまして、昨年度版と今年を比べますと、かなり積立基金残高の減り具合が非常に少なくなっていて、その一方で町債が増えているかということ、町債残高も増えてないということで、大変いい傾向なんですけども、良くなった要因が何なのかというのを、もし、要点があればお答えいただきたい。

それと、29年度見込みの投資的経費で26億3,800万という、ちょっと大きなのがあるんですけども、来年のことですから、大体どういうところに使うというのは、もうわかって書いておられると思うんですが、この26億3,800万の主なものは何なのかというのを教えていただきたい。

2点目、「クラウド・コンピューティング」につきましては、私、再三、何年も前から言ってますけども、その都度、いろんな理由をつけて先延ばしされているというのが実態でございます。ほんとにこの小さな島本町で、電算関連で3億5,000万というのは、私はほんとに驚いております。専門家が見ても、それは絶対多過ぎますと言ってますので、私はやっぱり、ここに大きなメスを入れないと、本町の財政が厳しい中、歳出削減できないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいんですけども、お答えされた中で、すでに導入されている団体で、カスタマイズが必要になって必ずしも経費的に下がって

いない実態があるというのは、具体的にどの自治体を指して、そういうことを言うておられるのか。ちゃんと事実を掴んでおられるんだと思うんで、そこを教えてください。

続きまして、「債権管理に関する条例」の件ですけれども、これ、私の不勉強か知りませんが、27年度は、ここで「住民に公表することにより、自治体経営の基盤である債権管理を『見えるか』」しているとおっしゃっている。27年度、具体的にどういう形で公表されたのか。広報なのか、ちょっとその辺、私、わかってませんので、これは何月号の広報だというのがありましたら、教えてください。

**伊集院議長** 委員会も控えていますので、できるだけ大綱的に、よろしく願いいたします。

**外村議員** はい。「住民ホール」の件ですけれども、これはふれあいセンターの駐車場として使っているというふうに皆さんが認識しているかどうか問題だと思いますので、ぜひ、この辺、わかるようにしていただきたい。これ、お願いします。

あと、「行財政改革プラン」について、いろいろお答えいただきました。その中で、「結果的に実現に至らなかった事務」もあると。具体的にどんなものがあるとお考えなのか、これをお示してください。

それと、「清掃工場の包括運営委託」の件でございます。もう精密検査も終わった。検討委員会でも「包括運営するのが望ましい」とあったにも関わらず、「包括運営の導入につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途が付いた段階で判断してまいりたい」ということは、一体、どういう段階がそういう段階なのか。どういう段階を、そういうふうに判断する、「一定の施設整備の終了もしくは目途が付いた段階」というのはどういう段階のことをおっしゃっているのか、お答えください。

あと、子どもの貧困問題。これ、大阪府が府内の小学校5年生及び中学校2年生、府内で4千人ですから、極めて少ない数字だと思います。これの結果を待ってというふうに私は理解したんですけど、これは絶対おかしいと思いますし、小学校5年と中学校2年を取っただけで、全体像がわかるはずないですから、本町として独自に、どういうふうな取り組みをしようとしておられるのか、これをお訊きしたいのと、府の結果がいつ頃出るのか、お聞かせください。

以上です。

**総務部長** まず、「収支見通し」のお尋ねでございます。

昨年の9月議会でも、同様なお示しをさせていただいております。1年経っておりますが、この1年、いわゆる決算と予算、27年度が決算と予算ベースの違いが大きくあります。そういったことで、まずスタートの部分がちょっと変わってきているということもあります。それとあと、やはり大きくは建設事業、建設事業のラインを見比べていただくと、だいぶ数字が変わっていると思うんですが、後ろに行ってます。できてなかったものが後ろに行っているというふうな形で、それで先ほど言われている基金とか地方債、特に建設事業は地方債がかなりありますので、そういったことで動いているということ

でございます。

それから、29年度の建設事業につきましては、先ほど申し上げましたように昨年の分の数字というのが、昨年の「収支見通し」——ちょっと今、お手元があればでございますが、昨年の「収支見通し」の27年度の決算見込みでは、投資的経費が22億3,400万あります。27年度、今回、お示しさせていただきました27年度の決算の部分では、投資的経費は18億9,300万という形で、その残りが後ろへ行っているというのもございます。そういったことで数字は後ろに積み上がっているというふうなものが特徴でございます。主なものとしては、ふれあいセンターの部分で、今回、外壁塗装、本年度やっておりますが、来年も別の工事が加わります。それとあと清掃工場の対応、それから第三小学校の関係の数字も、この中に入っております、29年度でございます。そういったものが、一番大きい部分でございます。

それから、クラウド・コンピューティングの件でございますが、カスタマイズをしても、それほど下がらないというのはどこで、というふうなことでございますが、町村会の総務部長会議というのがございまして、そこで町村に全部訊きまして、どうですかというふうな。そこで、それほど下がってないというふうなことを聞いております。

それとあと、債権管理の徴収計画でございますが、27年度におきましては、9月1日の広報と、それからあとホームページ、それから28年度につきましては、8月1日号の広報、それとホームページでお示しをさせていただいてます。ただ、広報につきましては紙面の関係がございまして、まとめた形でお示しをさせていただいております。

それから、住民ホールの跡地につきましては、ふれあいセンターの臨時駐車場としても利用をしておるわけでございますが、ふれあいセンターの受付で周知をさせていただいております、特にイベントなどの際には、事前に説明をさせていただいているというところでございます。

以上です。

**総合政策部長** 「第5次島本町行財政改革プラン」で実現できていないものは何かというお尋ねでございますが、先ほど1答目にご答弁申し上げました累計効果額約16億3,700万円でございますが、これは当初目的と比べまして、約13億6,000万円ほど低い効果額となっております。

この要因といたしましては、当初、売却を予定しておりました若山台暫定調整池、これについて防災上の観点から計画を当分の間、凍結していること。これが、まず実現できていない部分でございます。逆にその一方で、当初予定していなかったものとして、町営鶴ヶ池住宅跡地の売却など、こういった新たに実績に加わっているものもあって、それを合計して約13億6,000万円低い状況になっている。こういうことでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** 清掃工場の包括運営委託導入についての再度のお尋ねでございます。

精密機能検査を実施した結果、あくまでも概算ではございますが、5億から6億円、改修については今後費用がかかるであろうという想定をしている中で、来年度以降も、担当といたしましては積極的に整備のほうは進めてまいりたいと思いますが、やはり財政との整合性を図る中で、いっぺんに工事、できる・できないという部分もあろうかと思えます。

そのような状況の中でございますので、ご答弁の中では、「一定整備が終了もしくは目途が付いた段階で」ということでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

**健康福祉部長** 本町における子どもの貧困問題の対応についてということで、再度のお尋ねでございます。

独自の調査等の実施でございますが、本町におきまして、先ほど出ましたように小学校5年生・中学校2年生で4千人程度ということで、本町の対象学年小学校5年生・中学校2年生合わせて550人程度で、抽出された対象者は約60人、約1割程度というふうに把握はいたしております。43自治体のうち、30団体がこの大阪府の調査、1割の調査に乗っております、13の自治体は独自でされておるといのは聞いております。

調査自身、まだ初めての調査でもございまして、「貧困」の定義もまだ明確ではないということも、課題として残っております。今回、独自調査を実施するかどうかにつきましては、平成29年3月に取りまとめられます府調査の集計結果、また他の自治体、13団体が独自の調査を行いますので、その調査結果を分析し、検討したうえで、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます……。申しわけございません。あと集計結果でございますが、大阪府のこの調査の集計結果、単純集計としては10月頃までに出ると聞いております。また、分析も加えた最終結果につきましては年度末、平成29年3月頃に結果が出ると聞き及んでおります。

以上でございます。

**外村議員** いろいろ、まだ聞いた中でも理解できないものもありますけども、それは個々にまたお訊きしますので、よろしく願いします。ありがとうございました。

**伊集院議長** 以上で、外村議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時59分～午後4時00分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号認定から第13号認定までの13件については、



お手もとに配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ご異議なしと認めます。

よって、第1号認定から第13号認定までの13件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時01分～午後4時55分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

**議会事務局長** それでは、日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は、9月12日(月)、13日(火)、14日(水)。

民生教育消防常任委員会は、9月15日(木)、16日(金)、20日(火)。

開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

**伊集院議長** お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月29日までの21日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から9月29日までの21日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会いたします。

次会は、9月30日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時56分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号認定 平成 27 年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 平成 27 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 平成 27 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 平成 27 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 平成 27 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 平成 27 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 平成 27 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 平成 27 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 10 号認定 平成 27 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 11 号認定 平成 27 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 12 号認定 平成 27 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 13 号認定 平成 27 年度島本町水道事業会計決算



平成28年

島本町議会9月定例会議会議録

第5号

平成28年9月30日(金)

## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 5 号)

年 月 日 平成 2 8 年 9 月 3 0 日 (金)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	教 育 長	岡 本 克 己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴 山 則 文	健 康 福 祉 部 長	岡 本 泰 三	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治
上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀
会 計 管 理 者	永 田 暢	都 市 創 造 部 都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第5号

平成28年9月30日(金) 午前10時開議

- 日程第1 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用する事を求める請願
- 日程第2 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算  
第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算  
第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
第4号認定 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算  
第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
第8号認定 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算  
第9号認定 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算  
第10号認定 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算  
第11号認定 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算  
第12号認定 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算  
第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算
- 日程第3 第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

(午前10時00分 開議)

**伊集院議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、ご了承願っておきます。

日程第1、第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願を議題といたします。

なお、本請願につきましては、去る9月5日の本会議において、総務建設水道常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより委員長の報告を求めます。

**平井委員長** (登壇) おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願につきましては、9月12日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願の審査の経過と結果でございますが、出席を求めた紹介議員から、本請願の趣旨などについて補足説明を受けた後、紹介議員に対して質疑を行い、審査を実施したところであります。

本請願の審査に際して、委員より、請願人を参考人として招致し、継続審査とすることを求める動議が提出されましたが、採決の結果、動議については賛成少数で否決されました。

このような経過を経まして、同日に討論、採決を行いました。

採決の結果、第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**伊集院議長** これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

**佐藤議員** この請願には、参考人として、請願者が議会の委員会に呼んで欲しいという、そういう要望が出ていたというふうにもお聞きをいたしております。参考人招致の要望について委員会審査での動議が出て、結果として呼ばなかったというふうな今の委員長のお答えでしたが、内容として委員会審査での取り扱い、どうだったのでしょうか。

**平井委員長** 先ほど委員長報告の中でも申し上げましたが、最終的には委員会で動議に対して挙手のうえ、反対多数で呼ばないという結論が出ました。委員会の打ち合わせの段階では、呼ばなくても十分審査ができるというふうなご意見がございました。

以上でございます。

**佐藤議員** なぜ、呼ばなくても良いという、そういうことになったのか。その合理的な理由はございますでしょうか。

**平井委員長** その辺については、それぞれの委員さんの思いまで委員長、把握することができませんので、ちょっと答弁についてはし兼ねます。

**佐藤議員** 聞いておりましたが、本請願審査で1点目、2011年の2月18日の大阪府の都市計画審議会委員の質疑や反対意見、これを請願が引用していると、そういう質問がございました。大阪府都市計画審議会記録と事実とは適合しない。こういうことがございます。

また2点目として、反対討論で示された「地区計画の設定を町に求めてまいります」「公共性の高い土地区画整理事業という性質を踏まえ、公金の支出を今後論議する場合において、町の厳しい財政状況を踏まえて、住民の皆さんがその効果を楽しむことができるような手法を検討することを要望します」、こういうことがございました。このことは、請願署名の趣旨や項目としては示されてはおりません。少なくとも私たち党派は、紹介議員や請願人に前もっていろいろお話をお聞きいたしましたけれども、そのような要望や項目の追加の説明は受けておりません。

事実誤認や曲解のうえで、本請願が審査をされたということになりかねないと考えます。この2点においては、参考人にこそ問うべき内容だったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**平井委員長** 今の質問の事実は、委員長報告とちょっと内容的にはかけ離れているように思いますので、私から、そういう答弁というのはできるものではないというふうに判断しております。

以上です。

**伊集院議長** 『議員必携』に記載されておりますように、委員長報告におきましての質疑でございます。その点、よろしく願いいたします。

他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。



これより、討論を行います。

まず、本請願に反対の方の発言を求めます。

**野村議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願に対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

冒頭に、何人も出せる請願の権利において、島本町議会として受理し審査したことに  
おいて、権利を侵すものではないことは明白でありますので、申し上げておきます。

さて、我々、請願審査において、『議員必携』にも記載されていますように、大きく  
三つの判断基準が最低限示されております。

まずはその一つ、請願者や署名の方々の思いは十二分に伝わってきたものと理解して  
おります。しかしながら、請願権には、紹介議員を最低限1名でも必ず必要とする意義  
において、議会への橋渡し役として、その思いや実現へと繋げる具体的なアドバイスをす  
るなど、道義的責任が生じます。我々議員として示される三つの判断基準のうちの一つ、  
島本町議会の権限事項に属する事項であるのか、との判断基準が根底にあります。

そこで、請願要旨1に記載されている内容は、島本町都市計画審議会での議論におい  
て最終結論が出た平成28年1月18日、当時、会派内メンバーにおいて傍聴しておりま  
したことと、また会議録にも記載されていますが、16名の委員の出席の中、島本町の保  
留区域部分に反対の方が1名、格段の意見はないと賛意がほか15名の賛同で可決されて  
いることにおき、島本町都市計画審議会は島本町執行部の組織であり、島本町議会の下  
部組織ではないことは、各議員、ご承知の事実であります。

その評決結果において撤回させる権限は、本町議会にはございません。議会の権限外  
であることに、請願の思いを考えると、紹介議員から実現へとリードするのは、その権  
限を持っている場所へ提出する適切なアドバイスが、紹介議員からなかったと判断いた  
します。

そして、請願要旨2において、ほぼ島本町住民でもあられる地権者の方々がいらっし  
やる中、現在、68名の地権者の方々に統一的に結論が出せるよう話し合われている最中  
にストップをかけますと、この請願の趣旨と真逆の結果へと及ぶことを危惧しておりま  
す。地権者の方々にとっては、減歩で島本町や町民への提供・還元もしなければならな  
い状況もありますし、計画がストップし、各家庭事情もある中、これ以上待てないと財  
産権の行使をせざるを得ない方が出れば、自ずとバラバラな売却になり、乱開発へと繋  
がることを大変危惧し、請願者をはじめ署名される方々の思いと相反する結果になるこ  
とが容易に想定できます。

また、委員会でもありましたが、「都市農業振興基本法」においては、まずは財産権  
において権利を持っているそれぞれの方々がどうされたいのか、その意思によってから  
「都市農業振興基本法」に値してくるものであります。現時点では、どのようにされる  
のかとの一定のビジョンや案も議会に提出されていない、浮上もしていない中、上位法

である財産権に対し、我々が物申すにおいては、「民法」も考えておかなければなりません。

私ども会派としては、町民の皆様の血税を取り扱う責任を持つ一部の者として、三権分立において、立法権・行政権のみでなく、司法権も含めて進めていかなければならないと考えています。現時点で議会に示された案もない状況に、上位法である財産権において本町議会に権限がない案件であること、これも請願を提出される場所や時期など、紹介議員からのアドバイスがなかったと判断いたします。

また、請願要旨3において、この請願内容と同様の意見で、大阪府の公聴会でもテーブルに乗せて議論され、その後、大阪府都市計画審議会の平成28年2月12日に最終審議されました。会派内メンバーもその場におり、確かに1名の委員から一般論的なご意見もありましたが、会議録でも「意見と承り、反対意見は特段ない」との確認がされ、評決に入られました。そして、「異議なし」評決が出ておりますことに、請願要旨1と同様に、大阪府都市計画審議会は大阪府の組織であり、島本町議会が関与することは越権行為ともなり得、撤回させる権限は島本町議会にはないことに、この請願を提出されるべき場所へのアドバイスが紹介議員からなかったのではないかと判断いたします。

よって、この請願においては、それぞれの段階を経られ審議されたもので、現段階では島本町議会の権限外であり、町議会に提出される請願ではないとの判断にて、賛同できない討論とさせていただきます。

以上です。

**伊集院議長** 次に、本請願に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願に、私・戸田より賛成の討論をさせていただきます。

JR島本駅西地区を現状のまま市街化調整区域とし、農地・農空間を現状のまま活かしていくのか、本格的な人口減少・超高齢化社会を迎える中、駅に近いという例外規定によって市街地として開発していくのか、この選択は、島本町にとって数十年に一度あるかないかの重要な政策決定、都市計画決定であり、地権者のご意向だけで決められるものではありません。

ホームからの田園風景と里山の稜線が連続してみられる駅は、大阪・京都間でほかに例を見ない駅として、独自の優位性が期待できるものです。島本町の魅力を戦略的に高めるためには、当該地区が農地・農空間であることが極めて重要と考えます。かねて繰り返し主張してきた、この二つの点は、請願提出に至られた皆さんの思いと政策的に一致し、100%共感できるものです。

本請願における請願事項2は住民のまちづくりへの参画について、請願事項3は島本町の都市計画決定について述べられており、主権者の主張として極めて妥当なものです。

まちづくりへの住民参画は「まちづくり基本条例」の基本理念、都市計画決定は議会

の議決事項ですから、本請願の内容は議会の権限事項であることに疑いの余地はありません。また、言うまでもなく、地権者の私権の領域に直接踏み込むものでもありません。

市街化区域に編入しないと開発はできませんので、J R 島本駅西地区の将来について、町民の意思を十分反映させた計画を長期的視野から作り直し、そのことが満たされるまでは当該地区を市街化区域に編入しないということは、すなわち農空間を開発する計画を一時ストップするということであり、請願事項1についても、必然的主張であると判断いたしました。

まず、島本町が土地区画整理事業の必要性を「無秩序な開発」を理由にしていることの問題点を指摘されました。これを含めて、以下、本請願に賛成する理由を述べます。

その、島本町が土地区画整理事業の必要性を「無秩序な開発」を理由にしていることの問題点を指摘、その正当性を覆されたこと。土地区画整理事業による開発が必要な理由として、島本町は「無秩序な開発」を避けるためであると繰り返し述べてきました。例えば、市街化区域のままで資材置き場や、青空駐輪・駐車場などに転用をされる可能性があるのは事実ですが、そのわずかな可能性のために、当該地区全域を開発してしまうというのは過剰反応であると指摘されています。なおかつ、行政の意思で乱開発は抑制できるはず、と指摘されています。

まさに、そのとおりであり、耕作を放棄して資材置き場にせざるを得ない状況を作る前に、適切な施策・支援を行う責任が行政にはあり、ニーズ調査に基づき秩序を保って駐輪・駐車場を行政が責任を持って整備供給すれば、通常、それ以上の整備は市場原理により進まないと考えられます。すなわち、乱開発は島本町の意思で防げます。極めて起こる確率の低い乱開発を理由、土地区画整理事業という手法を用いて全面的に開発してしまうという、これまでの島本町の主張は、その正当性を失いました。

次に、都市農地に対する市民のニーズが確実に高まりつつあり、昨年、「都市農業振興法」が成立、今年5月には同基本計画ができていくということ。このことは、西側の将来を決めるにあたって、地権者以外の住民の意向を考慮すべき重要な根拠になると考えます。

後継者の課題についても、担い手は認定農業者、大阪版認定農業者、作業受託組織、兼業農家で定年退職などにより新たに農業従事者となる方など多様であり、必ずしもご家族である必要はなくなっています。むしろ、新たな担い手へのマッチングを行政が行わなければならない時代です。都市近郊農業は付加価値が高く、都市的生活を享受しながら営農・農体験ができるという特徴から担い手が確保しやすくなっています。農地を農地のままで活用しつつ、地権者に一定の利益がもたらされる手法は多々あるはずです。

よって、農地保全を望む立場から、町民の意思を十分反映させた計画を長期的視野から作り直すことは本来可能であり、本請願には願意の妥当性があると判断します。

次に、「島本町都市計画マスタープラン」の改定プロセスにおける不作為についての

指摘です。

第1. 基礎調査である住民意識調査をしていない。「第四次総合計画」策定時のものを活用して、基礎調査としています。第2. 素案に対するパブリックコメントでは、農地保全・景観維持を望む声が多数あったにも関わらず、そのことが同プランに反映されていない。住民説明会やワークショップの開催を求める意見10数件も無視されている。第3. 「島本町都市計画マスタープラン」にある付帯意見、「JR島本駅西地区については本町の新たな玄関口となる重要な地区であり、地権者、住民の意向を十分取り入れ、農地の保全活用にも配慮しながら都市機能を充実強化し、秩序あるまちづくりの推進に努められたい」、このことが守られていない。ほかにも、「北部大阪都市計画区域マスタープラン」における保留区域設定の際に付された付帯意見も反故にされています。二度の保留区域申請に至った経緯が、住民に説明されることもありませんでした。

なお、二度目の保留区域設定の際の公述人Bさんの意見、縦覧期間に出された意見書16件は、すべて保留区域設定に反対もしくは区域の縮小を求めるものであり、本請願の提出は、これらを機に住民活動が生まれたものと考えられ、決して唐突なものではありません。

前の事業協力者と土地区画整理事業準備組合との間に生じていた問題が、およそ2年間の膠着状態を経て、職員の努力と苦労によって法的手段を回避するに至ったのは昨年の夏のこと。ようやくオープンな議論が可能となり、思いを同じくする方が知り合い、議論し、調査・研究を重ね、請願署名に至られるには、むしろ短い期間であったと言えます。

このまま事業が進められる場合、前に述べたような手法で改定された「島本町都市計画マスタープラン」に記載されていることを根拠にして、島本町が必ずしも必要としない大型施設が立地されてしまうのではないかという不安と心配が付きまといまいます。また、業務代行方式の組合施行の土地区画整理事業では、当該地のあり方が、地権者と町民にもたらす便益よりも、業務代行業者の利益が優先される可能性があるのではないかと。それよりも地権者と町民にとって利益のある方法をともに考えていこう、そのようにしたい、請願者の思いはそこにあると私は思います。

9月1日に公表された直近の地権者意向調査において、売却したい方と農地を維持したいという方とは、面積規模で拮抗していると私は認識しています。土地区画整理事業の成立という限定的な目的のための合意形成が急ぎ進められることで、島本町全域、人口3万人のまちづくりの視座が薄められることが危惧されます。

地権者の土地の売却と島本町の都市計画決定は、本来、分けて議論するべきであり、行政も議会も住民も、まず、そのことを正しく理解する必要があります。しかし、今はそれができていない。立ち止まって考える時間と機会を提供するのが、町の責務ではありませんか、というのが請願者の主張。これは請願要旨1・2・3、すべてに共通して

いる点です。賛成・反対で、町を二分化することが目的ではありません。誰が賛成で、誰が反対ではなく、島本町を今後どのようなまちにしていくのかという責任ある態度が、島本町議会に求められていると私は受け止めております。

そのことを理解しないまま、総務建設水道常任委員会で反対された議員が行われた質疑は、不誠実、時に不適切なものと私は思いました……（「それは違うで」と呼ぶ者あり）……。執行部に地区計画を求める、限られた財源を最大限に活かしていくというような趣旨で反対討論をされた方もありましたが、本請願の趣旨とは異なったものと指摘させていただきたいと思います。また署名簿を閲覧し、署名者本人に「署名されてましたね」と、声をかけている議員も存在します。牽制や圧力となり、請願署名の取り扱い、個人情報保護の視点から極めて重要な問題。議会への信頼を失うものです。

言うまでもなく、請願人の願意は、必ずしも住民の総意というわけではありません。島本町民の意思を代表するのは、町長並びに議会です。町長は、議会の審議があるという理由で、請願者の要望に向き合うことを避けられたのではないですか。なぜ、JR島本駅西側のまちづくりについて、堂々とビジョンを語られないのでしょうか。なぜ、およそ5年の歳月と年間100万円規模のまちづくり活動支援金を費やした計画案を、自ら誇りを持って住民に説明されないのでしょうか。私は、そこに根本的な問題があると考えています。

2,601筆の署名は、駅から田園風景の見える島本町を愛し、誇りに思う住民の素直な声であると同時に、第三者的な立場を貫く島本町の姿勢に驚き、憤り、そして不安を覚える住民の強い意志です。

なお、本日、新たに114筆の署名が追加提出され、総計2,715筆となったと聞き及びます。「島本町まちづくり基本条例」を活かし、住民主体のまちづくり実現を目指して、憲法で保障された請願権を島本町議会に行使された本請願には、十分以上に願意の妥当性があります。

以上をもって、私の賛成討論とさせていただきます。

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

（午前10時27分～午前11時15分まで休憩）

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、次に、反対の方の発言を求めます。

**田中議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願について、反対の討論をいたします。

本請願の内容は、その件名にあるように、JR島本駅西側地区を農地として維持し、食料供給、環境教育、景観保全を目的として活用することです。今までは農地を所有する地権者の努力で農地が維持されてきましたが、地権者の高齢化によって、当然、今後は耕作放棄地が増えてきます。それとともに農地の売却を希望する方も出てきています。

私は、西側地区を農地として維持するための最も確実な方法は、その農地を買い上げてしまうことだと考えています。西側の農地の面積を 11ha として、1 m<sup>2</sup>の価格が仮に 10 万円とすると、その土地を買い上げるためには 110 億円もの財源が必要です。仮に、島本町が買い上げるなら、1 世帯当たりの負担は約 100 万円にもなります。無論、農地を買い上げたとしても、誰が管理・維持するのも課題です。こうした喫緊の課題に対し、請願人からは何ら、その方策が示されていません……（「そんなことは」ほか、議場内私語多し）……。請願の内容が実現可能なら、骨子だけでも請願文書に示すべきです。

私は、この先 5 年、10 年、20 年、J R 西側地区を農地として今のまま維持することは、実現不可能だと考えています。従って、実現不可能な請願を採択するわけにはいきません。

請願を採択できない二つ目の理由は、請願の趣旨の 1、「J R 島本駅西側の農空間を開発する計画を一時ストップしてください」の部分です。計画をストップし、農地を維持できたとしても、J R から直線距離で概ね 500m 程度の範囲は、多少の制約はあるものの、今でも農地の売却は可能です。地権者が自分の農地に自宅や一般向けの駐車場を建設することはもとより、農業委員会の許可があれば、集合住宅やテナントビルを建築することもできます。最近では、不動産業者が駅前の土地を物色するため地権者を訪問していると聞き及んでいます。駅前の無秩序、無計画な乱開発を防ぎ、島本町の玄関にふさわしい秩序あるまちづくりを進めることが何よりも大切です。

今、地権者がまとまり、結束して、J R 島本駅西地区区画整理事業が進められようとしているさなか、その計画をストップし、その間に駅前の農地が乱開発されてしまえば、元に戻すことは困難です。未来の世代に大きな負担を強いることとなります。計画をストップさせるような請願を採択することはできません。

今回の請願の件で、私は議員の役割は何であるかを改めて考えました。J R 島本駅西地区区画整理事業の準備は、平成 22 年から今日に至るまで 6 年間継続されてきました。区画整理事業に関しては、それを支援するまちづくりにかかる予算は、議会において、その都度審議され、そのうえで可決されたものです。住民の代表である議員によって審議可決されたものである以上、当然、住民の代表である議員を通して民意が反映されています。

本年 1 月 18 日に開催された島本町都市計画審議会で、大阪府から示された「北部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更」について審議され、承認されました。島本町については、当該 J R 島本駅西地区が対象となっています。その後、2 月 12 日に開催された大阪府都市計画審議会で付議され、最終決定されました。その決定により、手順を踏んで J R 島本駅西側地区区画整理事業の準備が進められています。本来は紹介議員が、その事業の流れを理解したうえで、議会なり審議会で請願の内容を伝えることが議員としての使命であったと私は考えています。

重ねて申し上げますが、前に述べました二つの理由により、この請願を採択することはできません。

（「議長、発言の中で間違っておられる……」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 23 分～午前 11 時 25 分まで休憩）

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 1 号請願 JR 島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願について、賛成の討論します。

先ほどから反対論者が難しい、技術的なことをされましたけども、私としては、まずもって住民が多く賛同者の署名——現在では 2,715 人となっているそうですけども——を添えて、正当な手続きを経て議会に対し請願書を出されたものを採択しない、すなわち反対するという選択は、請願内容がよほどの合理性を欠くものでない限り、あり得ないのではないかと私は考えています。民意の代弁機関である議会の責任放棄であり、自殺行為とも思います。

請願の趣旨は 3 点ほどありましたけども、要は、JR 島本駅西側地区の将来について、町民の意見も十分に聞き、長期的視野に立った計画にして欲しいという、極めて自然で妥当な請願であります。このさい、ぜひ採択のうえ、住民の皆さんが提起された趣旨を踏まえ、一度立ち止まって、今一度全町的な議論をし、島本町の将来にとって禍根を残さないような地区開発にすることを私は望んでいます。

皆さん、ご承知のとおり、「まちづくり基本条例」の前文の一部には、「今日、地方分権が本格的に進み、地方自治体の役割と責任が拡大する中、今まで以上に住民が自治の主役として積極的に町政に参画し、議会及び町と協働してまちづくりを推進することが求められています。」、前文に書いてあります。

私は、この西側地区の再開発に関しましては、過去何度も一般質問や委員会の場で、住民への説明責任が全く果たされていない、だから現状や経緯について住民説明会を開催するよう再々訴えてきましたが、町は、これは地権者による組合施行の開発であるということを理由に、一度の開催することなく今日に至っています……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。これは、説明会をなし得なかったのは議会の責任でもあります。

幾ら、町が地権者による民間の開発事業だと言っても、町の職員が事務局として携わり、かつ、まちづくり活動支援業務の名目で、毎年 100 万円以上の税金を投入してきています。平成 27 年に至っては 164 万円が支出されており、これは紛れもない、地権者と町民の協働事業であります。そんな背景にありながら、町の一大プロジェクトである島本駅西側の開発事業について、住民の思いや要望を聞く機会さえ作らないで、どうして、みんなに愛されるまちづくりができるのでしょうか。

そもそも、当該地区の開発計画は、島本駅ができたからゆえに成り立つものであって、かつ島本駅設置には多くの方の汗と、総工費 41 億 2,200 万円のうち実に 40%以上の 16 億 6,700 万という、巨額の島本町民の税金が投入されたという事実を忘れてはなりません。ほかにも駅の自由通路やエレベーター、エスカレーターなどの維持費に、年間数百万円を町が負担しています。このことは、とりもなおさず、この地区開発事業が地権者だけのものではなく、島本駅を核とした町民全体の開発プロジェクトだと言っても過言ではありません。

今回の請願は、みんなで一度立ち止まって、請願者の思いや、住民の意見や要望を聞き、みんなに愛されるより良い事業とするために考える、大変良い機会だと考えています。採択して、全町民の関心事とすべきであると思います。長年、紆余曲折のあった事業の経緯や現状、将来の姿や構想について住民に説明し、住民の理解と協力を得る、またとない、最後のチャンスだと思っています。

前の委員会審査では、不幸にも僅差で不採択となりましたが、ぜひ我々の意見も聞き、賛成に回られるようお願いしまして、賛成の討論といたします。

(傍聴席から拍手)

**伊集院議長** ご静粛に。

次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**村上議員** 第 1 号請願 JR 島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願について、討論を行います。

JR 島本駅西側地区まちづくりについては、平成 21 年 6 月に JR 島本駅西側地区まちづくり勉強会が設立されて、そこでは西側地区の土地利用について情報交換が行われ、知識の向上を図ることを目的に、対象地区の土地所有者で構成され、今日まで来ているものと理解します。このことは、地権者の皆様が、この土地を開発しようとする強い意志の決定であると思います。

地権者の皆様は、先祖代々、田んぼをこれまで長年にわたって維持してこられました。家族の高齢化や跡継ぎ問題などを抱え、継続が難しい方も多いのではないかと考えています。土地所有者の方は、断腸の思いで決断されたものと考えます。また、地権者の 90%の方々が賛同されております。また、農地として 30%を残して開発計画を進めることで、意思統一がされているときに、開発にストップをかける請願が提出されたことは非常に残念であります。

請願について、『議員必携』によると法令上の基準はないとのことであり、自主的判断によるとのことです。すでに、この件については総務建設水道常任委員会においては否決をされています。また、一般的には願意が妥当であるかについての判断であります。そのことは「法令上、あるいは公益上の見地から合理的なものを言う」ということです。しかしながら、今回の請願については、地権者の土地利用の問題であるにも関わら



ず、地権者を全く無視した請願内容であると考えます。

次に、「実現の可能性があるか」ということですが、その緊急性や重要性及び財政事情などから見て、ごく近い将来、実現の可能性はあるものですが、「厳格に解釈しなければならない」とも記載されています。このことは、すべて公有地に関することと理解しております。土地所有者による財産権の行使であることからして、全く請願にはあたらないものと考えます。

さらに、「町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」とも記載されていますが、これはすべて、土地所有者の民地の問題であります。

現在、準備組合を作り、粛々と事業を進めておられます。また、すでにこの業務代行予定者を、土地区画整理事業において、公募により事業提案を求められている段階でもあります。

従いまして、請願の時期、内容等においても、全く理解できないものであることから、反対の討論とします。

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願に対しまして、日本共産党議員団を代表して、採択すべきとの討論を行います。

本請願を審査するにあたり、総務建設水道常任委員会において、まず第一義に確認すべき点として、会派の委員としては冒頭で、紹介議員に対する質疑を通じて、土地区画整理事業準備組合及び西側農地の所有者の私有財産の権利を侵すものではない旨について確認をさせていただき、紹介議員より十分に説明を受けております。

私たち会派も、土地所有者、地権者の私有財産を売却・賃貸借など活用する権利とともに、断腸の思いで農地を手放すという権利は守られるべきものである、これを侵すものではないということが、第一義であると考えております。

そのうえで常任委員会では、請願で示された3項目を取り巻く、二度にわたるJR島本駅西地区の保留フレーム設定の都市計画決定や、改定島本町都市計画マスタープラン策定での島本町行政の説明責任、島本町都市計画審議会での議論、諮問・答申の付帯意見、「都市計画法」「都市農業振興法」「島本町まちづくり基本条例」「説明責任に関する条例」等に照らして、島本町行政上の不作為や不備を監査し、本請願が妥当かどうかの質疑を行いました。

まず、最終審査の本日までに寄せられた請願署名数は、先ほどほかの議員からも示されましたとおり、本日付けで2,715人の提出があったと聞いております。署名行動を始めて2ヵ月足らずで、ここまでの署名が集まったと聞いております。

従来、国及び大阪府の政策以外での島本町行政のもとで、都市近郊町村としてJR駅設置後にも営農を可能とする、このための独自施策や予算は確保されておられませんでした。土地所有者の方々が、2010年7月にJR島本駅西側の農地利用に関するアンケート

が行われた結果、当時、回答者 36 人中 20 人が市街化区域編入を望んでおられませんでしたが。市街化区域にして欲しいという方は、当時 12 人でした。市街化区域にしてもらったら困るという方が 20 人、市街化区域の編入を望まず、従って保留フレームに入れる必要もない、そういう方々が過半数を占めている営農を希望していた方が、今回、2016 年 2 月実施の町の意向調査において、営農を断念せざるを得ない、市街化へという方向へ考えを至らされたということについては、この約 5 年間のうちで、行政の農地保護、あるいは緑地帯としての自然環境保護の施策が、ほとんどと言っていいほど講じられてこなかったということに起因するものと考えております。

地権者が農地を保全できるようにする方策について、島本町は従来どうだったのか。島本町においては、三大都市圏に置かれる生産緑地制度の指定申請について、仮にこれが該当できたとしても、農業の継承、新規就農者の育成を島本町あげて取り組まなければ営農はかえません。「農業振興法」に基づく農用地区域指定を受ける、この手立てができたとしても、二種・三種農地という周辺環境からも、農地を守ることは非常に困難があります。

現行法・現行条例の限界がわかっている中で、行政として、住民の意向を反映して、そういった農地保護施策を作ることの怠ってきたのではないか。この点を、町議会は監視機能、言論の府として、再度の行政のチェックと議論を求められる請願項目、請願として求められることは妥当なものとして認めております。結果として、地権者の持つ土地の権利に対して対立するものでは本来ないと、私たちは捉えております。

もし、本請願に託された住民の願いと土地所有者の思いとが対立するようであれば、それは行政の説明責任の積年の課題に対する不作為、町議会全体での農空間・農地保全の調査・議論が遅滞していたことに起因するものであると、審議の中で私たちは理解をしたところであります。この点、請願人や住民が行政に対して、島本町の住民、土地所有者以外の住民の声を聞いて欲しい、農業・農空間保全のビジョンを作るべきだと声をあげてこられたことは、ごく自然なことだと捉えております。

加えて、請願の背景にあると私たちが考えますのは、2015 年 4 月 22 日、国により「都市農業振興基本法」が施行されたことです。この点は、島本町都市計画審議会では農業委員会の会長から、大阪府都市計画審議会では農業会議の委員から、審議の際に重ねて紹介をされました。「都市農業振興基本法（地方計画）」について、第 10 条では「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下、地方計画という）を定めるように努めなければならない」、2 項では「地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と、義務規定で示されています。2016 年 1 月、島本町都市計画審議会で委員の発言により、「都市農業振興基本法」の方向に合致してないのであれば考えたらい、というような発言

があったように記憶しております。

まさに、この請願で求めておられることは、「都市農業振興基本法」第10条第2項による計画策定や、多様な主体の意見を反映させるための必要な措置を島本町が講ずることをしておらず、まさに都市農業のシンボルとも言うJR島本駅西側農地の今後のあり方を含めて、行政は法律に照らして行うべきだと訴えておられるものと、私たちは認識しております。

また、2016年2月、大阪府都市計画審議会開催を前提として、島本町住民の16人の意見書が出されており、そのすべてが農地保全の観点からの意見であったことも事実として明らかです。

「都市計画法」においても、本来、改定都市計画マスタープランの策定経過において、2010年から2013年の3年にわたり、例えば初のマスタープラン策定時、これは1995年に住民2,000人を対象に行われておりました住民意識調査、島本町の都市計画に関する基本的な方針を策定するにあたり、住民の意見を計画に反映するために行われるという基礎調査を行いませんでした。これは、以後のまちづくりにおいて、ブロックや地域ごとの住民意向を抽出できない弊害をもたらしています。そのことは、当時の都市計画審議会や島本町議会でも指摘されておりましたが、町は行っておりません。「総合計画基本構想」の策定の際の住民アンケートを活用したと、執行部は強調していたと記憶はしております。

では、2008年度に行われた「総合計画」の意向調査では、島本町に住み続けたい、大きな1点目は「自然環境に恵まれている」、これが86.2%です。町の将来像について複数回答での質問事項には、トップが「水や緑が豊かで、自然との調和が取れたまち」、これを求めておられる住民が圧倒的多数であったことを指し示しております。2008年3月の、JR島本駅開業の年度に行われている調査であり、駅設置以後の町の将来像として、現状維持や、今の自然環境の保持を求めておられる方が圧倒的に多かったことを指し示しております。

また、島本町都市計画審議会に対し、改定マスタープランの策定の際には、30人、1団体から85件ものパブリックコメントが出されており、審議会の審議で、2012年5月21日付け答申の付帯意見では、「JR島本駅西地区については、本町の新たな玄関口となる重要な地区であり、地権者、住民の意向を十分取り入れ、秩序あるまちづくりの推進に努められたい。3. 本マスタープラン実施にあたり、関係者と十分協議調整を図るとともに、住民に対して丁寧な説明を行うよう努められたい。」と付帯意見は示しています。しかし、2012年度以降、住民意向を聞く住民説明会は開催されず、丁寧な説明には著しく欠けています。結果、島本町の都市計画審議会の付帯意見をも軽視をしている。一体、島本町住民の多様な意見の反映はどこにあるのか、疑問を持たれて当然という行政の状況が続いてきておりました。

今回の二度の保留フレーム設定の時期に相半ばして、島本町執行部を事務局として、島本町農業再生協議会が「島本地区水田フル活用ビジョン」を策定しておられたことも、14人の議員や、また議会選出の農業委員に対しても、その存在や中身を十分情報提供されてきておりません。この中には、明らかに水田をフル活用する、存続させるという方向性が求められております。2014年4月1日を起点とし、2017年3月31日までのビジョンとなっております。このビジョンを議会も認識し、ビジョンの遂行に住民の意見を反映し、行政上の農地保護への公的資金の投入や施策反映を図ることによって、ビジョンが遂行されるものと思っております。

都市計画の付帯意見は先ほど述べましたけれども、これだけをもってしても、請願項目2及び請願項目3、この二つをもって請願項目1に示されている現計画のストップを求めておられる、これは妥当なものとは判断しております。

今すぐ島本町は、国の施行された新法に沿って「都市農業振興計画」策定に着手し、住民の多様な意見の反映を長期的視野から作り直す、これを始めるべきであり、JR島本駅西地区の土地利用についても、「都市計画法」「都市農業振興法」に照らして、十分な説明、意向反映をすることを急ぎ着手せよと、この請願は求めていると私たちは理解し、願意の妥当性を認め、採択すべき賛成の討論といたします……（傍聴席から拍手）……。

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**関 議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願につきまして、反対の討論を行います。

議会に対する請願権は、日本国憲法で保障された国民の権利として行われるものであり、所定の要件が具備されている限りは、必ず受理しなければならないものです。本請願につきましても、その点につきましては何ら疑義がありません。しかしながら、請願内容につきましては、本町議会の権限外の請願事項であるものと判断いたします。

権限外の請願事項である以上、本議会におきまして採択すべきものではないと考えますので、反対の討論といたします……（「その根拠を示して」と呼ぶ者あり）……。

**伊集院議長** ご静粛に。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願を採択するものとして、賛成の討論をいたします。

島本町の最高法規である「まちづくり基本条例」では、4条に「町は、住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと」、5条に「住民は、まちづくりに参画し、まちづくりに関する情報を知る権利を有するものとする。」と定めています。まさに、今回の住民の皆さんの請願は、この条例の理念を实践されたものとして、主権者としての行動に敬意を表します。

J R 島本駅西側の田園風景に、多くの住民が町の魅力を感じており、町外から訪れる方々からも、一様にその声は聞こえてきます。このエリアが、駅前でありながら市街化調整区域であることで、田園環境をそのまま保存し、市街地が無秩序に広がっていくことを抑えています。そして、農空間を維持していただいている農業者の皆さんのご尽力があつてこそ、この田園環境を享受できると感謝しているものです。

この町の魅力のあるエリアが開発されて、その価値が失われていくことに憂慮している住民の皆さんの声を、私も議員として15年間、人びとの新しい歩みの同僚の議員とともに、機会あるごとに議会質問を通して届けてきました。J R 島本駅西側のあり方については、住民アンケートをすべき、説明会の開催を、また情報提供を、と求めてきたところです。昨年9月会議一般質問でも、J R 島本駅西側開発がもたらす防災・交通・環境・農業・景観・教育・保育・財政への影響が、役場庁内でも、また住民全体でも十分議論されていない。結果的に、住民の合意形成が行われていないと、町行政を質してきたところです。

住民の皆さんも、駅を設置する前から、この西側のあり方については関心を持たれ、「第四次総合計画」や改定都市計画マスタープランなど、まちづくりに関係する計画策定のパブリックコメントの意見提出、西側を保留区域とする二度にわたる大阪府都市計画手続きの際も、公聴会での意見陳述、縦覧意見の提出、また都市計画審議会や総合計画審議会の傍聴などを続けてこられました。昨年は、この二度目の保留区域設定に関して、6月に公聴会での口述、また16件の縦覧意見が提出され、すべてが、このJ R 島本駅西側を保留区域とすることには反対という意見でした。

今回の請願は、西側の開発事業が本格的に進められようとしていく中で、長年の住民の皆さんの思いが形となって議会に提出されたものです。選挙前だからというような、請願活動を矮小化した声が聞こえてきますが、住民の代表機関である議会が、町政に住民の意見を伝えて欲しいという、切実な、正当な要求であります。

まず、都市計画においては、住民の意見を反映させてまちづくり、都市計画をするよう、「都市計画法」に定めがあります。2012年6月の都市計画マスタープランの改定の折り、都市計画審議会委員答申付帯意見には、「J R 島本駅西側地区については、本町の新たな玄関口となる重要な地区であり、地権者、住民の意向を十分に取り入れ、農地の保全活用にも配慮しながら都市機能を充実強化し、秩序あるまちづくりの推進に努められたい。」とあります。また、大阪府の「北部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更(区域マスタープラン)」における、J R 島本駅西側地区の2011年、2016年の保留区域設定の際にも、同審議会の付帯意見は「町は、島本駅西側地区の秩序あるまちづくりを計画的に進めるにあたり、その方針の検討に際しては、地権者、住民の意向を十分に取り入れるよう努められたい。」と記されています。

ところが、これまで町は付帯意見を反故にし、J R 島本駅西側地区について、住民の意

向を十分取り入れる機会を設けてきませんでした。そればかりでなく、事業について十分な情報提供もしてきていません。この点は、請願審査の中で委員として質疑を通して確認し、請願者も、町の不作為であると主張されています。

先ほど反対討論の中で、保留区域設定については島本町の権限はない、と発言されました。確かに、大阪府の都市計画に関わる権限事項であります。しかし、島本町の西地区を保留区域とするということについては、島本町が申請しなければ、提案しなければ、大阪府は、この区域マスタープランに変更案として盛り込むことはありません。ですから、島本町の主体的な意思が、ここには関わるものです。

請願の「JR島本駅西側地区を農地として維持し活用すること」については、食料供給・防災・教育・景観の保全を目的として活用するという点について、私は十分に理解できるものです。「食」と「農」への関心が高まり、身近な都市農業の価値が高まっています。まちづくり政策としても、農地保全の必要性が強く認識されるようになり、これが2015年度の「都市農業振興基本法」の設立に繋がったものと思います。

「都市農業振興法」では、都市農業の六つの機能として、景観創出機能——まちの中に潤いやゆとりのある景観を作り出す。交流創出機能——農業体験などによる交流が生まれ、コミュニティの維持形成が図れる。食育・教育機能——農地や農産物を利用した教育や食育の場を提供する。地産・地消機能——新鮮な地域産の農産物を都市住民に供給する、地産・地消が町おこしに繋がる。環境保全機能——まちの気温を下げ、涼しい空気を作り、水をきれいにする。生物多様性を保全する。防災機能——防災用地を提供し、災害時に食料や水を提供します。火災時の延焼を防ぎます。また豪雨時の洪水を緩和する。このような機能があります。

島本町の農業は、2015年度の事務事業報告書を見ますと、総農家数141戸、農業就業者数73人、農地台帳面積、田46.66ha、畑27.67haということです。島本駅西側の10haの農地が開発されれば、大きく農地は減少し、都市農業機能は減少します。

都市農業を維持していくことの難しい現状から、審査した総務建設水道常任委員会でも、農地として維持し活用することの実現性を問う、本質的な議論もありました。「都市農業振興基本法」並びに本年5月策定された「同基本計画」が、新たな担い手の確保、新規就農の確保、都市農業の農地の確保・振興施策を行政の責務と位置づけています。島本町が「地方計画」を策定し実行すれば、農地として維持し活用することの方策に繋がるということは、紹介議員からも詳しい説明があったところです。実現不可能ということではないと思います。具体的な実効策を示してこそ、その可能性は広がるものです。

地権者の意向を無視していると、審査した委員会での他の議員からの発言がありました。しかし、まちづくりに関しては、町は住民の意向を無視してきたことに、議会は目を向けなくてはならないのではないのでしょうか。地権者で構成する組合施行で土地区画整理事業を行われることなので、他の住民が意見を言うべきではない、議会に何を求めている

るのだ、という発言がありました。西地区まちづくり事業は都市計画事業です。そして、公共事業です。事業化するにあたっては補助金や公共施設負担金等、多額の町の税金も投入します。町の施策や事業の是非について、住民の意見を聞き、その趣旨を議会が真摯に受け止め、判断するのは重要な役目であり、これこそが議会の権限であると思います……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

地権者の財産権に踏み込んでいるという見解に対して、紹介議員から、本請願は地権者の私有財産について売却の是非を問うておられるのではなく、資産運用・土地活用という点では地権者のご意向が尊重されて当然である、しかし、都市計画という視点からは住民の参画、住民の意見が大事だ、ということをおっしゃっております。その点については、私も十分理解したところです。

請願事項2にある「JR島本駅西地区の将来について、町民の意見を十分反映させた計画を長期的視野から作り直してください」ということですが、これについても、農地を農地として保全する、その手続きを検討したうえで開発も含めて選択肢となる幾つかの案を提示、具体的な投資額、利益、損失、効果、影響額を情報公開したうえで慎重に検討するのは、むしろ行政の責務ではないでしょうか。開発に賛成・反対という構図を作り出すのではなく、政策の選択肢を示し、島本町としてどういう選択をするのか、住民、議会とともに検討、決定していくべきであると、具体的な内容を示されております。

そのため、請願事項1の「JR島本駅西側の農空間を開発する計画を一時ストップしてください」という主張には正当性があります。もちろん、一番最初に述べました都市計画における住民意見の反映、このことが十分でないからこそ、「計画を一時ストップしてください」ということの妥当性があるということです。

請願事項の3について、「市街化調整区域を市街化区域に編入しないでください」という要求については、「西側地区を農地として維持し活用する」ためには、市街化調整区域のままにしておくことで、乱開発を防ぎ、農空間が保全できることだからです。この点は、先ほど戸田議員が十分に述べたとおりです。

今回の請願に対して、13名の請願者、そして多くの住民が賛意を示したことは2,715筆の署名に現れています。請願の背景にある「住民の意向」を、町は無視すべきではないというふうに考えます。早急に、このまちづくりへの思いを活かし、住民の皆さんの意見を反映させる機会を持つこと。そして、「都市農業振興基本法」に基づく都市農業の振興策を作ること。このことを求めまして、この請願に対し、願意の妥当性があるものとして賛成をいたします。

最後に、先ほど戸田議員のほうから、請願者が出された請願署名簿を議員が閲覧し、署名者本人に、署名をされたのですね、というふうに声をかけられたということが紹介されました。確かに議員は、権限として署名簿を閲覧することはできます。しかし、これは個人情報でありますので、署名者に対して、そのことを声かけしたりするということは、

請願者に対して圧力をかけ、また請願権の侵害になる。そのことを議会議員が、自らが憲法に対する認識が欠如している言わざるを得ないということ、この点につきましては厳しく指摘しておきたいと思えます。

以上で、討論といたします……（傍聴席から拍手）……。

**伊集院議長** ご静粛に。

次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願に、公明党を代表いたしまして反対の討論をいたします。

公明党は、長い目で島本町を考えたとき、駅前には町の顔であり、経済の活性化にも繋がると思っております。請願者とは根本的に考えが違ふということでございます。

町は、今年2月、地権者の皆さんの意向調査もされ、現在、すでにまちづくり事業として進められております。このことは議会でも伝えられており、私たちは理解し、予算に現在まで賛成してまいりました。

公明党は、しっかり、まちづくり事業を町としてバックアップしていく、このことをお約束し、今回の請願につきましては反対とさせていただきます。

以上です。

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**平井議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願に対しまして、討論を行います。

JR西側地区のまちづくりについては、土地所有者である住民の思い、請願人の思いなど、様々な思いや考え方があるのは当然であり、住民の権利として保障されている請願そのものを否定するものではないが、議会に提出された請願の趣旨は、土地所有者の住民だけでJR西側地区の方向性を決めることのないよう、今一度、行政側に対し、すべての住民の意見を聞いて進めるよう、議会に対し、その判断を求めてこられたものというふうに認識をしていますが、私はどうしても、土地所有者の思いを最大限尊重する以外の結論を導くことができませんでした。

しかし、JR西側地区のすべてが開発の対象ではなく、約3割の農地・農空間が存続する予定であり、その中で、行政は土地所有者の皆さんの思いや、請願人の思いを形にするために、乱開発の防止、住民への説明責任を果たし、次世代に誇れるまちづくりを推進していくことが求められており、その役割を果たすことが何よりも重要であるということをおし添えまして、本請願に対しては反対の討論といたします。

**伊集院議長** 賛成の討論の方がありませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。



**清水議員** 第1号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用することを求める請願について、討論を行います。

現在、JR島本駅西側地区の農地については、JR島本駅西地区土地区画整理事業準備組合で事業展開されています。平成21年6月に設立されたJR島本駅西側地区まちづくり勉強会から、この7年間、継続して事業を進められ、業務代行者の募集に至っています。

先祖代々受け継いだ大切な農地を、誰も手放したり変更したくはないが、地権者の一人ひとり、いろいろな事情があると思います。駅から500メートル範囲については、制約はあるものの個別に開発ができることを懸念し、この農地全体を総合的に開発しようとする強い意志のもと、地権者の多くの皆様が合意のうえ、事業を進められてきたと思っています。

現在、約30%、約5haを農地として残し、開発計画を進めるとのことで、すべての農地がなくなるものではなく、農業を継続していく地権者の皆様がおられる中、開発に一時ストップをかける請願が出されたことについては、事業に影響が出るものと、残念な思いです。

私にとっても、生まれて59年、田植え、稲刈り、たこ揚げで走り回った遊び場でもあったJR西側の桜井の農地。近年では、地域の風物詩でもあるレンゲ畑、鯉のぼり、どんとにも協力してきた私にとって、大切な農地の風景が変わるのは非常に残念ですが、地権者の皆様は、私以上に残念な思いがあるものと考えています。

その地権者の皆様が強い意志で、総合的な開発に向けて事業を進められていること、約30%の農地の風景が残る事業に一時ストップをかけることは、一住民でもある地権者の私的財産の運用に対して影響を与えるものと考えます。また、実現の可能性がないと判断するため、請願に対して反対の討論とします。

**伊集院議長** 続いて、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

第1号請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

**伊集院議長** 起立少数であります。

よって、第1号請願は不採択とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時07分～午後1時10分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算から、第13号認定平成27年度島本町水道事業会計決算までの13件を、一括議題といたします。

なお、本案13件につきましては、去る9月8日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

**平井委員長** (登壇) おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました平成27年度各会計決算10件につきまして、9月12日から14日までの3日間、委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託された案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではありますが、委員会審査の万全を期するため、執行部から補足説明を求め、審査を実施したところでございます。

1日目の9月12日は、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算(所管分)のうち歳入の全部と、歳出のうち、議会事務局所管分の審査を行った後、総合政策部、総務部及び行政委員会事務局所管分の途中まで審査を行いました。

2日目の9月13日は前日の議事を継続し、第1号認定(所管分)の歳出のうち、総合政策部、総務部及び行政委員会事務局所管分の審査の続きと、都市創造部所管分の審査を行い、第1号認定の審査を終えました。

3日目の9月14日は、第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算及び第8号認定から第12号認定までの平成27年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算の審査を行った後、第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算、第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算の3件を一括議題として審査を行い、同日で、本委員会に付託されました案件のすべての審査を終了しました。

このような審査経過を経まして、9月14日の委員会において討論・採決を行いました。

採決の結果、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算(所管分)については賛成多数で認定すべきものと、そのほかの9件の決算については全員賛成で認定すべきものと、それぞれ決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**伊集院議長** 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

**外村委員長**（登壇） それでは、民生教育消防常任委員会委員長報告を行います。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました平成27年度各会計決算4件について、9月15日、16日、翌週20日の3日間、委員会を開催し、審査を行いました。

まず、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）について、健康福祉部、教育子ども部、消防本部の順で、それぞれ所管部局ごとに順次、審査を行いました。続いて、第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、第4号認定 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、それぞれ議案ごとに審査を行いました。

昨年度は、マイナンバーカードの発行事業や、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援新制度がスタートした年でもあり、審査においては多岐にわたる議論が行われました。

積年の課題でありました学校施設等の耐震化が進んだことに対する評価、本町の自殺予防啓発への取り組み状況や、自衛隊への個人情報の提供のあり方、地域密着型特別養護老人ホームの事業者選定過程の透明性の確保、情報公開のあり方、時間外勤務の適性化、さらには専門職員の配置、民生委員の欠員に対する対策、保育所や学童保育室の待機児童対策など、詳細な質疑が行われました。

このような審査経過を経まして、9月20日の委員会において討論・採決を行いました。

採決の結果、4件すべての決算において、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における、詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**伊集院議長** これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案13件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第1号認定から、順次、討論、採決を行います。

なお、第8号認定から第12号認定までの各財産区特別会計の5件は、一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

ます。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第1号認定 2015年度島本町一般会計決算に対しまして、日本共産党町会議員団を代表し、認定すべきでないとの討論を行います。

全体として認定評価すべき点は多々ございますが、特に評価すべき点について、先に述べます。

歳入の部分での財産収入、町有地賃借の公平・公正さの確保に取り組み、あまりにも過年度まで不透明であった積年の課題に取り組みられたものと評価をいたします。

また、2点目には、長年、会派としても求めてまいりました島本町ごみ処理の広域行政・広域連携の一環として、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書」を当年度の7月1日に協定されておられます。ようやく、これでごみ処理の広域連携の一步、今後の議論の緒についてと思っております。

質疑には至りませんでした。広報しまもとをA4版化に刷新、月刊号としての発行で内容を充実され、経費節減とともに取り組まれたことです。

次に、乳幼児医療費助成制度を「子ども医療助成」に改められ、対象年齢の拡充を図られたこと。ただし、この制度では同時期に大阪府の制度が変えられました。年齢は引き上げたものの所得制限を厳しくしたことによって、結果、島本町には同制度の費用として大阪府より入ってくる助成の決算額は、むしろ減額となっております。大阪府に対しての改善策として所得制限をなくすこと、少なくとも元どおりにすることを強く求めていくことは、町村議長会の要望でも明らかになっております。

次に、各学校の耐震化が進められました。また、自校調理・全員喫食で就学援助の対象にもなります中学校給食のための給食棟を造られたこと。

産前・産後ヘルパー事業など、またグループホーム開設支援事業補助金、独自助成により早速1ヵ所が新設されたと聞き及んでおります。知的障がい者の社会参加に寄与したことなどを評価するものです。

奇しくも2016年度、神奈川県相模原市津久井やまゆり園で起きた事件、事案ではありますが、障がいのある人もない人も、私たちは一人ひとりが大切な存在です。障がいがあるからと言って誰かに傷つけられたりすることはあってはなりません。「もし、誰かが障がい者はいなくなればいいなんて言っても、私たち家族は全力で皆さんのことを守ります。ですから、安心して、堂々と生きてください」、これは全国手をつなぐ育成会連合会が、この事件の翌々日に発信された生命の末尾の言葉であります。私たち議会、町長、執行部こそ、島本住民に、このように障がいのある方に日常的なメッセージを送ることが、今こそ求められております。地域への啓発に取り組む必要が新たに起こっていると考えます。

次に、この決算年度における事務事業での検討を加えるべき点について、申し上げます。

す。

ふれあいセンターの改善です。音響室の録音設備の改修は評価するものですが、まずは町内のセミ・アマ問わず、文化団体、音楽団体、演奏家への周知が求められます。全く、今のところ利用には繋がっていないと聞いております。

台風到来について、国・府との連携など、日々の職員の皆さんの災害時の現場での作業、対応については感謝をするものではありませんが、今回の質疑の中で、グループホームの入居者も居宅介護サービスの位置づけがあるということ、入居しておられる高齢者に対しても、要援護者避難計画・個別計画の策定が求められているということが指摘されました。もともとグループホームは、厚生労働省基準では夜勤は1名以上とされている中で、火災や地震の際の避難体制は脆弱であり、現在の自治会・自主防災組織から、さらに視野を広げた要援護者避難体制を敷く必要があると思われまます。

次に、「観光振興計画」などの策定に努められましたが、JR島本駅前に広がる田んぼ・畑の空間が、住民はじめ訪れる都市住民からは貴重な空間であり、なによりもの「おもてなし」になっています。役場、ふれあいセンター、JR島本駅自由通路などの空間を活用した観光資料、情報提供、歴史ボランティア団体への支援など、にぎわい創造課が役場の2階にあることから、町外からの来訪者のコミュニケーション空間、人材の確保が急がれるものと考えます。

緊急土砂置き場、東大寺にあります国土交通省所管の緊急土砂置き場を取り巻く環境が課題としてあります。構造的な抜本改善を大綱質疑でも求めました。議会会期中も、度重なる自主避難、早めの避難所開設を余儀なくされる昨今のゲリラ豪雨の災害があります。2015年度においては、住民の命こそ失うようなことはありませんでしたが、水無瀬川左岸の地域にとって、水無瀬川左岸——東大寺一丁目・二丁目、山崎地域を指します、住民にとっては第二・第三小学校やふれあいセンターの避難所への避難経路であり、児童生徒の通学路でもある府道柳谷島本線への東大寺緊急土砂置き場からの流水、土砂流出に対して町職員の巡回は多忙を極め、1 t 土嚢を積み上げるという事態が起こっております。

この場所からの土砂流出については、水無瀬川の堆積土砂に繋がってしまいます。堆積土砂から草木が茂り、流水を阻害し、草木や流木の発生は、最悪は架橋付近において自然のダムを形成し、河川の氾濫をもたらすものであります。国や大阪府において、山林・森林の保護を第一義として1級河川水無瀬川の護岸整備、町議団としては水無瀬川の河川の安全対策は大阪府に、同時に国土交通省所管の緊急土砂置き場の安全課題は必要であるということ国を国土交通省及び大阪府茨木土木事務所などには、直接、申し入れを行っているものですが、この議会でも、超党派として国や大阪府へ要望する必要があると思われまます。

次に、教育委員会では、町長が参加する総合教育会議が設けられて、教育大綱が作ら

れました。島本町の教育に町長が介入することのないように、厳に求めておきます。

地球温暖化防止の観点からも、公用車使用については、今、町長の公用車廃止の姿勢を議会も見習うべきであると考えています。これは「地球温暖化防止計画」などにも示されているものです。

次に、法人税収入の増額が、町民税個人分の減収額を上回ったことによる町民税の増額については、企業の誘致拡張への島本町の方策が一定効果を奏したのものとも思われますが、一方では、2016年度から影響が出始める地方法人税制度導入による島本町財政への影響は注視が必要であります。

次に、第三小学校耐震化の課題があります。急がれる課題ではありますが、基本構想策定の段階で、第三小学校PTA及び第四保育所保護者会への説明が不十分極まりないものでした。結果、パブリックコメントに多数ご意見が寄せられ、今後の事業の進捗にも軋轢が生まれます。説明責任に関する行政責任が問われております。教育こども部、教育委員会において、耐震化に限らず児童生徒の安全・安心を願う保護者や教職員に十分な資料を提供すること、当然の行政の説明責任に当たり、必要な職員体制を担保することが求められます。

「水無瀬駒」は、本町の大切な文化財であり、将棋のイベントとして島本町の活性化にも役立てられるものと考えます。教育委員会と都市創造部にぎわい創造課とが協力して、全国から人が集まれるような「水無瀬駒」、当年度については常任委員会での議論をしっかりと反映すべき点があったと思われま。

次に、四つの医療費助成制度について、委員会質疑の中で償還払いに戻すという質疑や意見が出ておりました。自治体独自の乳幼児医療費助成制度に対するペナルティーについては、国会でも度重なる追求があり、自治体からの声もあり、国の見解が変わってきております。まして、すでに全国の自治体で行われている子ども医療費助成については、早い受診がされることによって重症化が防がれ、無駄な受診にはならないということがはっきりしております。地方団体からもペナルティー撤廃を求める声が相次ぎ、政府・与党内からも見直しの声が相次いでいます。この国のペナルティーを恐れるあまり、保護者にも多大な負担、自治体担当者に膨大な事務量を増やす償還払いに戻すのではなく、国のペナルティーをなくさせることこそが、自治体、町議会の求めるべき方向だと考えております。

以上が、検討を加えるべき点であるというふうに申し述べます。

最後に、本決算において認定ができない、説明責任、町の行財政の見通しも含めて、住民参加の議論を怠ったことにより、今後、町財政運営及びJR島本駅西地区のまちづくりなどに支障を来すと懸念される点も含めて申し上げます。

大阪府のチャレンジテストが導入されました。さらに、文科省の指摘があったにも関わらず結果を内申書へ反映させる。これは、当年度の中学校卒業生の進路や、進路指導

にあたる教職員に多大な混乱、不安をもたらし、もちろん、精神的・物理的な不安にも繋がっています。今後の継続や、学校間の競争が激化する手法へは強く抗議をするものです。さらに、島本町でも独自に学習状況調査が加えられています。テストに追われる生活が、義務教育に強いられています。

次に、小学校の実質 40 人以下学級の措置が取られておりませんでした。

次に、国の事業とは言え、マイナンバーカードは個人情報の漏えい、なりすまし被害にあう可能性など、制度そのものが会派として認められるものではありません。自治体として拒否できない制度であることは重々承知しておりますが、膨大なシステム改修費、個人情報漏えいのおそれ、すでに 2016 年度のことではありますが、廃棄ミスの事案などが発生しております。

次に、超過勤務手当の削減にばかり集中するあまり、職員の適切な休暇の取得について、あるいは人員体制、職員の採用についての観点の議論が欠けていくということ、大変、この決算議会の中で憂慮をしています。人事・有給休暇の確度から大綱質疑をいたしまして、特に教育こども部部署については、臨時職員の中で付与されている有給休暇日数の 5 割や 2 割しか消化できていないという実態が明らかにされました。あまりにも劣悪な臨時職員・専門職の休暇の取得は厳に改め、正規職員の割合を増やし、位置づけを図り、全体の予算枠との矛盾については、現場の意見を真摯に聞き、職員体制の見直しを図ることが求められております。

さらに、島本町自身が 2015 年度から策定しております「特定事業主行動計画」の中にも、町職員、月 1 回の有給休暇、年に 12 日の有給休暇を取ろうということ呼びかけている、そのような計画を示されているにも関わらず、超過勤務削減には成果をあげたということばかりに集中され、有給休暇取得の大変な課題があるということを見逃すおそれがあります。その点については、委員会、大綱質疑を通じて厳しく求めておりますが、その点の抜本的な改善策が示されようとしておりません。

次に、都市創造部所管・まちづくり支援業務、都市計画、まちづくりに、かねてから求められた多様な住民説明、意向反映の手立てを全くと言っていいほど取られなかった点です。土地区画整理事業準備組合の白紙撤回による事案の円満解決が全員協議会には報告されておりましたが、前回の都市計画決定から 5 年の月日が経っております。同時に、北部大阪都市計画保留フレームの再設定に向けての作業が再開されています。それまで、当時の業務代行の企業との調整に、職員は 2 年近く忙殺されています。都市計画、総合政策の現場職員には、この労苦は察するに余りあるものですが、白紙撤回という事態に至った課題解決は、土地所有者の責務と役割、職員としての責務と役割を明確にすべきだと何度も申し上げてまいりました。

土地所有者と事業協力者との調整事務に傾倒しすぎるあまり、2015 年度は「都市農業振興法」が施行され、農業者、住民と、島本の「農」についての課題に共感・共有でき

る貴重な時間、時であったにも関わらず、都市計画審議会では保留フレームの設定や、都市計画道路廃止などに寄せられた反対意見、住民のパブリックコメントを踏まえての付帯意見を踏まえた標準的な手続きや丁寧な説明、説明会の開催を町行政として怠り、先ほど不採択とはなりましたが、第1号請願という住民の行為に至ったものと考えます。

遡れば、改定都市計画区域マスタープランの策定業務において、他市では当然行われている都市計画のための基礎調査、地域懇談会や素案の説明会、一連のこの作業が完全に抜け落ちておりました。2010年から2011年度、住民団体・個人から再三再四求められた住民への説明会を一度も開催せず、策定されたプランのまま進め、住民の意向を十分取り入れたとの執行部の説明は公正性・透明性に著しく欠け、本常任委員会の審査において是正させる方向は指し示すことはできておりません。

2015年度当初予算の議論の際、私たち会派としては、せめて当年度策定の「公共施設総合管理計画」策定の折りに、山崎駅・水無瀬駅周辺にもまちづくり支援業務、同様に職員を配置させ、全町的なまちづくり、都市計画、バリアフリーの議論を進めることを求めています。全体的なまちづくりと財政問題を兼ね備えた本計画策定で住民の意見交換や意見聴取をするなど、姿勢を改めて島本町が臨んでおれば、住民意識、情報共有にここまでの乖離は生じなかったものと残念で仕方がありません。一度踏みとどまって、「都市農業振興計画」の策定に着手し、安心して農業が続けられる方向、住民参加の議論を進めることは、結果として農地所有者と対立するものでありません。

以上の点を、認定できない点として申し述べまして、本決算に対しては不認定とさせていただきます。

**伊集院議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

平成27年度島本町一般会計歳入歳出における実質収支額は、約5,091万円の黒字決算となっており、また経常収支比率は95.9%で、前年度に比べ3.7ポイント改善されています。

歳入では、自主財源の多くを占める町税が約47億2,900万円で、前年度に比べ約6,700万円、1.4%増加しています。また各種交付金については、地方消費税交付金及び地方消費税が増額となっていますが、利子割交付金・配当割交付金などが減額になっており、これらは最近の社会経済情勢の変化の影響などによるものと考えられます。

歳出では、前年度に比べ約9億5,300万円、9.2%の増となっています。新たな民間による保育園の開設に伴う費用や、子ども医療費助成制度の拡充などにより増額となっており、社会保障関連経費が毎年、増加傾向にあります。

公共施設の老朽化が進行している中で、アセット・マネジメントなどの対策についても、今後、多額の費用が必要となってきます。このような中で、持続可能なサービスを



提供するためには、財源の確保による安定した財政基盤の確立が不可欠であり、各種事務事業の実施にあたりましては、国庫支出金や府支出金などの特定財源の確保が大変重要であり、この点につきましては、引き続き、ご努力していただきますようお願いいたします。

義務的経費である人件費につきましては、退職手当の減額などにより減少傾向にありますが、扶助費が毎年増加にあります。急速な高齢化の進展や障害者施設、子育て支援の充実によるものでありますが、社会福祉に関連する施策の充実は、自治体間競争で激化している状況の中で、全国の自治体における共通した課題であり、住民の皆様の安全・安心の確保とともに、重要な取り組みの一つであります。厳しい財政状況の中ではありますが、住民の皆さんのニーズがますます多様化している中、さらなる施策の充実が求められているものと考えており、今後とも積極的な取り組みをお願いいたします。

本町では、小・中学校の耐震補強工事等につきまして、全国に後れを取っていたところではありましたが、義務教育施設の耐震化もようやく目途が立った状況であり、残された第三小学校と保育所の耐震化につきましても、実施にあたっては様々な課題があると考えますが、役場庁舎の今後のあり方や、やまぶき園の老朽化への対応につきましても大きな課題であると認識しており、移転・建て替えの議論もある中で、早急に方向性を示す必要があると考えております。

インフラ整備としての普通建設事業費などが増加していますが、桜井跨線橋などの橋りょうの補修工事や道路の改良など老朽化の対応、また水路改修についても、今後、多額の財源を要する事業であり、財政支出の平準化なども勘案し、計画的に進めていく必要があると認識しております。

人事評価制度につきましては、職員のモチベーションアップのツールとして、公平・公正な人事評価のもと、人材育成の観点からも有効に活用されますよう、要望しております。

JR島本駅西地区のまちづくり支援につきましては、地権者の皆さんの意向を十分に踏まえ、円滑な事務執行とともに、利便性の向上と、自然環境の保全にも考慮しながら、秩序あるまちづくりを計画的に進めていただきますようお願いいたします。

し尿処理の高槻市への事務委託につきましては、周辺自治会からの要望や、現在の衛生化学処理場の運営経費に多額の支出をしていることなどに鑑み、来年4月の実施に向けて精力的に協議を進めていただきたく要望しております。

旅券発給事務は、27年1月5日から高槻市へ事務委託され、27年度新規パスポートを申請された方のうち85.4%の方が高槻を利用されたとのことで、北摂で権限委譲を受けている自治体と比較しても、地元自治体での申請率は高い利用率とのことです。これからも住民の皆様方にご利用していただくため、周知に努めていただきますようお願いいたします。

民生委員児童委員、27年度も欠員とのことでした。住民の皆様方の身近な相談業務に努める民生委員、主任児童委員さん、12月に一斉改選が行われますが、欠員が出ないように努めていただくとともに、活動内容等も精査されますようお願いいたします。

平成27年度から、新しく子ども・子育て支援新制度が開始されました。26年度から機構改革による幼稚園、保育所及び学童保育室の所管を子育て支援課に一元化し、準備を進められ、新制度が円滑に実施されたとのことと一定評価しますが、子ども・子育て支援事業計画が5年間にわたるものであり、設定された目標に向け、着実に事業展開を進めていただくようお願いいたします。

27年度、大阪府は「府営住宅ストック地域資源化プロジェクト」として、府営住宅の空き室を子育て支援の拠点などに活用する方策の調査・検討をされ、本町は待機児童対策が課題となっており、小規模保育事業に活用できるか等の協議をされました。地元自治会のご協力等をいただき、府内で最初の小規模保育事業に向けて進めておられることには理解をいたしますが、1室で12名程度とのことと、全待機児童解消までには至りません。比較的短期間で開設ができる小規模保育への待機者の期待は高いと思います。これからも行政の支援をお願いし、待機児童解消に努めていただきますようお願いいたします。

第二幼稚園は、平成26年度の耐震診断の結果、耐震基準を満たしていませんでした。施政方針では耐震化の検討を進めるとされましたが、27年度の検討では、昭和49年に建設された旧耐震の建物であり、「利用動向や老朽化状況を踏まえ、今後のあり方を検討」するとなっています。今後、幼稚園の利用の推移や、大型開発の動向等も踏まえ、慎重かつ大局的に検討をお願いいたします。

平成27年4月に施行されました「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援や就労支援などの事業が社会福祉協議会へ委託され、実施されております。経済的な理由で生活に困っておられる方など、個別の事情に寄り添った支援が必要と考えており、引き続き事業の充実を努めていただきますようお願いいたします。

出産前後の体調不良により、家事や育児を行うことが難しい世帯にホームヘルパーを派遣し、妊婦及び児童の福祉向上に努める産前・産後ヘルパー派遣事業を平成27年度、新しく開設されました。27年度は登録世帯20世帯とのこと、また継続事業とのこととです。住民の皆様方への周知に努められますようお願いいたします。

27年度町指定文化財「須恵器・大甕」第6号を指定されました。文化財等を活用し、他の部局、にぎわい創造課とも連携を取っていただき、本町の魅力を発信し、町の活性化に繋げていただければと思います。

最後に、消防本部では、消防団員の皆様とともに住民の皆さんの生命財産を守るため日夜活躍されており、ご苦勞をおかけしておりますが、今後とも資機材の充実とともに救急搬送が増加傾向にある中で、救急車の適正利用につきましても、さらに啓発に努め

られますようお願いいたします。

以上、数点にわたり要望いたしました。平成 27 年度島本町一般会計歳入歳出決算、適切に事務執行がなされたものと理解し、認定の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 1 号認定 平成 27 年度島本町一般会計歳入歳出決算について、不認定の討論します。

まことに残念ですが、27 年度も不認定としなければなりません。不認定・認定の判断基準はそれぞれの議員によって異なると思いますが、私としては、やはり各種決算数値以上に、この 1 年間の行政執行の進め方や説明責任の果たし方が、いかに「住民目線で適正に行われたか」を重視しています。その観点から判断して、不認定とするものです。

確かに決算数値は黒字となっていますが、基金からの繰入 3 億 5,700 万円に加え、14 億円もの町債を発行してのもので、実質は赤字です。

歳入のうち、自主財源の半分近くを占める町税収入の総額は 6,758 万円増えましたが、中身を見ますと、町民税個人分、固定資産税、たばこ税が減って、たまたま法人分の 8,677 万円増があつて、何とか減収を免れたものであります。その結果、歳入総額に占める町税の比率は年々低下して、27 年度は 40.95% となったことは、本町の自主財政力が低下しつつあることを示唆しており、行く末懸念するところです。

ほかでは、不納欠損額が前年比約 2 倍の 912 万円に膨らんだことは、「債権管理条例」の厳格な適用による損切りの結果だと思いますが、来年度以降は大幅に減額となるようお願いします。一方で、収入未済額が前年比 1,592 万円減ったことは、徴収強化に努められた結果がうかがえること、また、実質公債費比率につきましては毎年着実に低下させていただき、6.9% となったことは評価します。

さて、先般、平成 32 年度までの「中長期財政収支見通し」を示されましたが、歳入の先細りとともに積立基金残高が減少傾向の見通しであることに、強い危機感を持っています。今後、ますます高齢化が進むとともに税収の伸びが期待できない反面、医療費などの扶助費は増え、さらには公共施設の維持管理費、橋や道路など社会インフラの維持補修に多額の費用がかかることを考えると、税収増を図ることも大事ですが、現実的な対応としては、常に申し上げていることですが、いかに歳出を抑えることが重要であるかになります。

今後、職員一丸となって、一層、大胆で賢い歳出削減に取り組んでいただきたい。住民の福祉やサービスを低下させることなく、賢い歳出削減が肝心です。職員の皆さんには、少数精鋭で毎日一生懸命頑張ってくださいたいしていますが、仕事のやり方、職員の適正人員数確保など、常に見直していただきたい。役場は、企業形態で言えば究極のサービス業と言えます。業態に即した勤務体系に変えるのに、古い制度や条例が足かせになっているのならば、実情に合わせてルールを変える勇気も持っていただきたい。

役場といえども企業経営、家計運営と同じで、常に収支を意識した行財政運営が求められています。職員の皆さんには、自分の財布からの支出という自覚のもと、無駄な歳出がないか、一つひとつの事業、費用について経費節減、委託料の見直しなど、創意工夫と改善を常に頭に置いて、仕事をしていただきたいとお願いします。

それでは、まず不認定とする主な理由を三つ、申し上げます。

1点目、高槻市へのし尿処理事務の委託交渉の進め方、説明責任の欠如について。

本件につきましては、委託を断られた時点で町内建設方針を打ち出しながら、地元自治会から反対されるや、再び高槻市に頭を下げてお願いに行くといった、交渉事としては最もまずい、不利な状況で臨み、あげくに再度のお願い文書には、東上牧の現施設跡地、「町有地の譲与」を視野に入れているなどと記載するなど、その経緯や交渉過程は、独立した自治体間での交渉事としては、あまりにも拙劣であると言わざるを得ません。

本件については、平成23年度に一度だけ中間報告が実施されただけで、その後、二度も大きな方針転換され、私は今まで何度も住民に説明会を実施すべきだと主張してきましたが、されませんでした。結果として前に述べたような事態となり、町民にとっては不透明な交渉経過と、結果が本当にこれでいいのか、大きな疑問を持ったままの状態があります。公的な説明会を、今からでも遅くないので実施するべきであると、あえて再度訴えます。

2点目、プレミアム商品券発行事業実施に対する準備不足と無責任・結果責任についてです。

本件については、昨年2月の予算編成時点から、私はすぐに完売してしまうと予想し、その際にも幾つかの注意点を申し上げました。税金を使っただけで、皆さんに喜んでもらうはずの事業が、結果的には大多数の住民の失望、不満と怒りを買うという大きな汚点を残したことは、大いに反省していただきたい。商工会に委託されたのは良しとしても、実施主体である町として、もっと慎重に対処するべきであった。特に、1世帯5万円までという条件を設定しておきながら、それを守らせるための手立てを全く想定も準備もしていなかったこと。そして、実際に現場でも見過ごされたことが大多数の方の不満な点であります。その結果責任は大きく、免れるものではございません。

さらには、「私の声」で、このことが届けられました。しかし、その「私の声」に対しても、町は的外れの回答で逃げた。町民は、二度、失望させられたことになります。幾つか、このプレミアムに寄せられた声を、ちょっと紹介します。私が言いたいのは2点です。

1世帯5万円までの購入としながら、同世帯で並び10数万円の商品券を購入した人が見えた。これについては「チェック体制はどうなっていたんだ」という声に対して、町の回答は率直にお詫びすることなく、「1世帯当たりの上限は、他の自治体の状況を踏まえて、より多くの方が商品券購入できるように設けたものであり、限られた予算で実

施する中で、チェックなどは実施していません。」、これでは本当に謝ったことにもなりませんし、反省もしてない。

もう1点は、「プレミアム商品券事業の発行・販売業務の責任は町にあるのか」という質問がありました。これについては、「本事業は島本町が全額補助を行い、商工会の事業として実施しており、発行・販売業務の責任は、すべて商工会にあります。」と回答しています。これも全く、私は責任逃れであります。これは紛れもなく税金を使つての事業でありますから、町の責任であります。もちろん、商工会の責任は免れるとは思いませんが。このようなことで、ほんとに私は大いに反省していただきたい。

そして、「私の声」の制度が維持されるためにも、このような回答で済まされるということは、非常に私はこの制度が形骸化してしまうと思つて、大変懸念しております。強く反省していただきたい。

3点目、ふるさと納税制度による税の流出に対する危機感が乏しかったこと。

本町は、制度本来の趣旨をわきまえた大人の対応として、また、これといった特産品がないからという理由で、あまり力を入れてこられなかったと私は理解しています。しかし、前の一般質問で、この3年間でおおよそ2,500万円の住民税が流出、それも年々、倍々ゲームどころか100万、400万、2,000万と流出があったことを聞かされて、その額の多さに驚きました。この制度による過度な返礼品競争が問題になってはいますが、現実には、この制度を最大限、いち早く利用して、多額の寄附金を集めている自治体が多いことも事実であります。さらに、昨年控除額が2倍に拡大されたことを踏まえれば、税の流出がさらに拡大することはすぐに予測できたはずであります。

それなのに本町では、返礼品の多様化など、ふるさと納税による税収アップには力を入れてこられなかった。ようやく今年の9月になって、返礼品の事業者を募集するなどに動き出した始末であります。とにかく行動が遅い。大いに反省していただきたいと申し上げます。

言いたいことはほかにもありましたが、3点に絞りました。以下は、平成27年度行財政の執行状況や、役場のガバナンスについての不満な点、改善要望をお願いする点でございます。それでは、順に分野別に申し上げます。

1点目、総務建設水道関係。

①点目、大口歳出項目の縮減へのさらなる取り組みについて。電気料金については毎年申し上げていますが、27年度の電気使用量は、前年比183万7,000Kw増え、料金も3,614万円増と。結果2億5,937万円と、年々増え続けています。これは学校のエアコン化など、当然、施設が増えているので致し方ないものと思っています。しかし、それでも増え続ける大きな電気代を節約することは、大きな歳出削減のターゲットとなります。今年度は、高圧受電のPPS切り替えで1,000万円以上は削減されたと期待しておりますが、引き続き低圧受電施設での切り替えも進め、たゆまぬ努力をいち早くするこ

とをお願いします。

コンピュータ関連費用の増大について。これも大幅増に驚くとともに、削減への対応をお願いします。27年度は3億6,988万円、前年度よりもさらに1,600万円の増であります。主な要因としては、マイナンバー制度に伴う住基台帳システム改修や戸籍システムデータ作成など、ほか臨時福祉金給付対応システム構築などということでは理解はしますが、他の自治体も同じ条件なので、前年度にこれだけほんとに増額になっているのかという疑問が残ります。

とにかく、本町のような小さな自治体業務で3億7,000万円もの電算関連費用が生じること自体、私には納得が得られません。この際、ぜひ類似団体など、他の自治体の実情も研究して、どこが違うのか、削減の余地がないか。クラウドシステムへの変更など、抜本的な原価低減改革をお願いします。

②点目、清掃工場の長期包括運営の是非については、早期に課題解決して方向性を。清掃工場の包括運営についての検討結果は、すでに昨年3月に一定の報告があり、単年度委託ではなく包括運営委託が望ましいとのことでした。その後、精密機能検査も実施しました。残る問題は何なのか。10年間で30～31億円かかるというトータル費用の妥当性や、10年後はどうするのかなど、課題を明確にして、早く方向性を出さなければ、検討に要した費用が無駄になります。ぜひ、よろしくをお願いします。

ほかでは、フランクフォート市との姉妹都市提携について。この話は、27年度から関係者の間で進めておきながら、議会への報告は後回し。これでは住民の意見や要望、こういうのを反映できない。フランクフォート市とは、すでに昨年5月から交渉していながら、2月の定例会の施政方針で初めて言及するなど、情報開示の仕方がおかしい。姉妹都市提携の真の狙いは何なのか。どんな効用をもたらすのか。最大の論点は、交流が長いこと継続するためにはどういう相手先がいいのかなどについて、どこまで多くの関係者の意見が取り入れられたか、検討過程が不透明であります。

もう1点は、水無瀬駅前のタクシー車庫跡地の有効活用・利用策にしても、当面、計画がはっきりするまで駐車場として賃貸するということがようやく決定されたようですが、これとてあまりにも意思決定が遅すぎます。この間の逸失利益を考えれば、ほんともったいない話であります。

以上、総務建設水道関係でした。

次に、民生教育消防関係。

健康福祉部の仕事は、特に直接住民との対話という場面も多く、その重圧や気苦労は大変なものかと拝察し、日頃の精励に感謝します。27年度の民生費は歳出全体の36.3%を占めました。福祉給付金など、その年の国の制度に大きく左右されますが、高齢化の進展に伴う年長者福祉費や医療費、長引く不況などによる生活保護費、各種扶助費の増大は避けられません。しかし、財政逼迫の折り、民生費とて聖域ではありません。増える

部分と改善によって抑えられるものなど、常に考えた予算執行に努めていただきたい。

教育子ども部についても同じく聖域なき歳出削減努力に知恵を絞っていただきたい。特に、今後とも第三小学校の整備など大型の工事案件が多くありますが、費用算定には慎重な精査をお願いします。

要望の1点、奨学金の貸し付けと返還金収入について。相変わらず貸付金回収が進んでいません。未だに未償還額残高が貸付金の約半分317万円が残っており、中でも一度も返還してない者や、昭和の時代に借りてほとんど返してない悪質なケースがある。真に必要なとするための制度でありますから、私債権とは言え、税の公平・公正性の観点から、本人、連帯保証人からの回収には一層注力していただきたい。

2点目、子ども・子育て・学校関係について。

年々、増え続ける保育や学童保育室需要への対応のうえに、さらに大型の住宅開発が目前に迫り、関係者のご苦労は大変なものと同様に感謝申し上げます。子ども・子育て事業の窓口を一本化した効果を活かし、今後は幼稚園の大幅定員割れ状況解消が待機児童解消に繋がるよう尽力していただきたい。また、第三小学校の整備基本構想については、今後とも保護者など多くの関係者の意見を十分汲み取った形で進めていただきたい。待機児童対策に大きく寄与するものと期待した高浜学園が、未だに定員の半分近い状況には残念でなりません。保育士確保が難しい状況がネックだとのことですが、解消に一層の支援をしていただきますようお願いいたします。

3点目、年長者福祉に関しては、たくさんのメニューがあるにも関わらず使っていないサービスや、これから必要と思われる新規のサービス新設など、工夫して、限られた財源を有効に活用していただきたい。

また、高齢者の見守り活動については、役場や民生委員だけでは限界があります。自治会や福祉委員とも協調して活動するための情報共有など、地域で見守る仕組みを構築すべく考えていただきたい。

④点目、消防につきましては、少数精鋭の中、高齢化の進展で救急出動回数も増え、昼夜を問わずの対応に感謝と敬意を表します。委員会の中でも女性職員の採用についても話が出ていましたが、住民対応などでは、女性ならではの感性が活かされる場面も多く考えられますので、採用に向けての環境など、条件整備も進めた検討をお願いします。

以上、たくさん申し上げましたが、不認定の理由、そしてお願いなど、申し上げました。これらのことを聞いていただき、来年度の予算編成や今後の行政運営に活かしていただきたいとお願いしまして、不認定の討論といたします。

(午後1時50分 佐藤議員退席 同1時51分 佐藤議員出席)

**伊集院議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後2時01分～午後2時40分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「何のための休憩だったんですか」と呼ぶ者あり)

**田中議員** それでは、第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算について、討論を行います。

平成27年度島本町一般会計歳入歳出につきましては、対前年度比では歳入で10.4%の増、歳出では9.2%の増と、いずれも増加しております。

なお、経常収支比率は95.9%と、対前年度比では3.7ポイント改善しておりますが、財政健全化の視点から見ますと、依然として高水準で推移しており、今後、必要な事業の実施計画などを勘案いたしますと、さらなる財政健全化の取り組みが求められているものと認識しております。

なお、平成27年度につきましては、自主財源である町税の徴収率が過去最高となっておりますが、引き続き公平負担の観点からも、さらに徴収率の向上に努めていただきたいと考えております。

また、かねてから申しておりますとおり、全国の自治体で競争が激化しておりますふるさと納税による財源の確保、また事業実施にあたっては補助金などの特定財源を最大限確保するなどの努力を、引き続きお願いいたします。

歳出につきましては、目的別では、民生費が毎年増加傾向にあります。主な要因としては、生活保護世帯の増加や、障害者施策の充実、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増によるものでありますが、住民サービスの維持向上を図ることは自治体の重要な役割であります。大変厳しい財政状況ではありますが、社会的弱者と言われる皆さんに対するセーフティーネットとして、さらなる施策の拡充が必要であると考えております。

また、平成27年度から施行されました「生活困窮者自立支援法」につきましては、専門の相談員による相談支援が実施されていますが、生活保護に至るまでの様々な取り組みとして、仕事や家庭などの個別の課題解決に向けて、引き続き、きめ細やかな支援をお願いいたします。

なお、高浜学園がオープンいたしました。保育士の確保が難しい状況であり、待機児童対策が喫緊の課題であると認識しております。全国の自治体では、待遇改善などの手厚い施策を講じることにより保育士の確保に努めておられますが、島本町におきましても、保育士の待遇改善に向けた思い切った施策を打ち出し、早急に解決しなければならないものと考えております。

また衛生費では、各種健診事業などが実施されていますが、住民の皆さんの健康管理とともに、医療費の削減に向けて、さらに受診率が向上するよう啓発に努めていただきたいと思っております。

また、島本町の大きな懸案事項であります衛生化学処理場の今後の対応につきましては、現在、高槻市への事務委託に向けて、高槻市・島本町広域行政勉強会において協議



されており、様々な課題があるものと考えますが、施設改修に多額の経費が支出されている状況の中で、早期に実現できますよう強く要望いたします。

また、道路や橋りょうなどの維持補修にも多額の費用が支出されていますが、住民の皆さんの安全・安心の確保を図るためにも、今後とも計画的な改修をお願いいたします。

なお、小・中学校の耐震補強工事につきましては、第三小学校及び保育所などの公共施設の耐震改修が今後の課題となっておりますが、今後とも適切に対処されますよう要望しておきます。

以上、今後の町政の発展を目指し、様々な要望をいたしました。平成 27 年度につきましては概ね適正に執行されており、第 1 号認定 平成 27 年度島本町一般会計歳入歳出決算について、認定の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**平野議員** 2015 年度一般会計決算に対し、不認定の討論をいたします。

一般会計の事務事業におきましては、特に子ども・教育に関して、子ども医療費助成の利用拡大、また中学校給食棟の設置、これは大きな島本町の成果になるものだというふうに思いますし、英断であったというふうに評価しているものです。しかしながら、5 点にわたる理由で、不認定といたします。

1 点は、昨年、市民団体のふれあいセンターのギャラリーでの展示について、一部の展示が「政治的である」という理由で、町の指示によって、指定管理者により撤去させられるという事案がありました。

これは憲法の「表現の自由」を侵害し、「地方自治法」244 条、「正当な理由なく公の施設の利用を拒んではならない」という規定に抵触するものでした。当該団体は町に抗議、粘り強く話し合いの末、表現の自由を侵害したことを認め、団体に対して謝罪されております。さらに 2 月、総務建設水道常任委員会で自民党の一議員の方が……（「誰や、名前を言え」と呼ぶ者あり）……、自民無所属の会の村上議員が……（笑）……、展示物を規制する新たな基準を作ることを求める趣旨の発言をされておりましたが、これについては新たな基準を作るというようなことは表現の自由を侵害するということで定められないということで、これについては賢明な判断をされたというふうに思います。

多様な意見を表明・表現することで議論が熟し、民主主義社会が成就されるはず。権力や体制に従う意見しか表現できないとしたら、それは全体主義社会に繋がることです。憲法擁護義務のある公務員が市民の活動に圧力をかけるなど、あってはならないということを申しておきます。

2 点目です。社会福祉法人博乃会運営の高浜学園では、町上乗せ保育士配置基準に基づく保育士配置ができていません。そのできていないままで、保育の実施が 1 年間行われたということです。

これは議案資料として請求いたしました資料、平成 27 年度（2015 年度）高浜学園運

営補助金内訳書に示されておりますが、5月・6月分は2名、それから7月から翌年の3月までは各月3名の、保育士の配置に町の基準との差があるということで減額となっております。町独自の保育士配置基準は、島本町民間保育園補助金要綱に規定があります。ですから、基準を満たさなければ実質保育水準の切り下げとなります。こういったことが既成事実として行われているということに対して、島本町が、もっと法人に対して厳しい指導監督をすべきだというふうに私は思っております。

2015年度保育の実施が、町内のほかの保育施設は定員の136%~158%の充足率であります。非常に過密状況であるということです。ところが、高浜学園は53%でありました。まだ開園して間もないということを考慮したとしても、この低い充足率は、やはり大きな課題がある、問題があるというふうに思っております。保育士確保ができないことを理由に、待機児童の受け入れもできない、一時預かり保育も障がい児保育も実施されない。

これについて全国的に保育士不足の状況があったとしても、保育所整備のために、大阪府の安心子ども基金から補助金2億1,000万円と、町の一般財源2,600万円という多額の補助金が整備のために支出されております。そのことを考えますと、公正かつ効率的に保育が実施されているのか、この補助金を活用して実施されているのか、やはり教育こども部の指導監督が甘いのではないかと、甘いために、このような事態を招いているのではないかと、厳しく指摘しておきます。

3点目です。地域密着型特別養護老人ホームの整備運営事業者の選考について、情報の公開のあり方に問題があったからです。

社会福祉施設整備審査委員会にて、応募のあった4事業者の選考を行われました。「慎重かつ公正」に行われたということでした。それについて、私はその選考の結果、また委員会の要点録を情報公開請求しましたところ、ほぼすべて黒塗りの、非公開の文書となりました。これでは本当に、この選定された博乃会が公正な、公平な形で選定されたのかどうかということを確認することはできませんでした。

これについては2月会議の中でも、一般質問、大綱質疑の中で質疑を通して、島本町のこの情報公開請求のあり方は問うたところです。この点につきましては、大きな禍根を残したものというふうに思っております。

4点目、JR島本駅西地区まちづくり活動支援業務です。

これに関しましては、JR島本駅西地区のまちづくりを支援するという事で支出され、大阪府都市整備推進センターに委託されて、地権者への意向調査等が行われたところでした。2015年度予算討論で、私は大阪府の都市計画変更にあたり、当時、都市計画区域マスタープランの変更手続きがありましたので、改めて西側のあり方については町住民に問う必要がある、ということをお願いしております。

先ほどの請願の討論の中でお伝えしましたが、都市計画マスタープランの付帯意見、それから区域マスタープランの審議会の付帯意見、これの「住民の十分な意見を聞く」

ということについて、そういった機会を設けられていないということについては、本当に私も島本町の不作為だというふうに考えております。この点が大きな、島本町の2015年度の瑕疵であるというふうに考えます。

多くは述べませんが、JR島本駅西地区について、今日もたくさんの傍聴の方が見えておられました。ぜひとも島本町におきましては、改めて西地区のまちづくりのあり方を住民に問う、意向を聞くという機会を設けていただきたいということを、強く申し上げたいというふうに思っております。

それから、5点目です。国の制度ではあれ、マイナンバー制度の問題です。

この制度は、行政の効率化、公平・公正な社会実現をうたって制度化されました。しかし、当初からマイナンバーカードが届かない、またマイナンバーカードのシステムトラブルの頻発などが起こり、一方、パナマ文書などで明らかになったタックスヘイブンの実態などで、結局、高額所得者の税逃れというものに対して、このマイナンバー制度は何の寄与もできないということが明らかになったものです。つまり、住民のメリットも皆無に等しい。住民が不安視する情報漏えい、悪用対策、なりすまし対策などについては脆弱だと言わざるを得ません。

にも関わらず昨年9月、「改正番号法」により特定健診情報、予防接種履歴という医療情報が制度の対象に追加されました。今後は、個人番号カードと保険証の一元化なども予定しているようですが、このようなことが起こりますと、ますます住民の情報、センシティブな情報が漏洩する、また悪用するということになりかねないと思います。

このマイナンバー制度、個人情報の保護に関する人権侵害のみならず、国家による市民の監視に繋がるということを申し上げまして、この制度については自治体からこそ、こんな制度は要らない、また自治体の大きな財政負担になる制度は要らないと、声をあげていただきたいというふうに思っております。

それから、数点、島本町の課題について申し上げたいと思っております。

委員会でも述べましたが、DV被害の実態が明らかになっております。これは民生教育消防常任委員会のほうで、委員の質疑で明らかになっておりますが、福祉推進課に寄せられた2014年度のDV被害の対応、8人・45件の相談対応があったと。また2015年では10人ほどで84件もの対応を行った。シェルター送迎も4件もあったということがわかりました。

また、私の所属した委員会での女性相談においては、12件のDV相談、またデートDVに関しては1件でした。委員会では、小・中学校の生徒さんに対してもDV防止の啓発、特にデートDV防止の啓発研修なども行っていただきたいということを提案させていただきました。小さい頃から人権意識を高めていく、そのことが加害者を作らないということになると思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

精密機能検査です。この報告書によりますと、概ね施設の整備状況は比較的良好であ

り、適切な維持管理ができていくということがわかっております。清掃工場包括運営の検討委員会の報告書によりますと、この長期包括運営委託を導入した場合の、いわゆる定量的評価、バリュー・フォー・マネーは0.7%~2.3%だということです。非常にわずかな経費削減にしかありません。

そのことを考えますと、やはり直営でこそ、今の運営のやり方を維持するということが、私は清掃工場のごみ処理行政が、もっと住民の皆さんに近いものになるというふうに思っております。10年間の民間委託にすることによって、ごみ行政は島本町行政の手から離れていきます。住民の皆さんにごみ分別などを指導するときに、やはり町行政がしっかりと、その業務に対して熟知していなければなりません。そういう意味でも、この包括運営委託導入ありきで進められるということについては、慎重にしていきたいということをお願いしておきたいと思っております。

また、地方創生の補助金で、昨年、にぎわい補助金として2月議会に20万円の計上がありました。これは「楠公680年祭」という事業に対してのものでした。

当時の補助金要綱案では、にぎわい補助金ということで、公募するということが書かれておりました。ところが、どういうわけか、この「楠公680年祭」の事業を行う島本町楠公父子の会に特定して補助金を出す、ということになっておりました。こういったプロセスが、非常に不透明でありました。どういう過程でそのような特定をしたのかというのが、全くわからないというものでした。選定の過程で公募であると言いながら特定指定をしたということに、私は非常に補助金支出の問題があるというふうに思っております。

また、そればかりでなく、この桜井駅跡楠公子別れの場所ということについては、昨年の2月定例議会でも述べておりますが、戦争中に、この場所は戦争遂行・戦争賛美を促すような国民の意識醸成がされた場所であったこと、戦争を遂行するための忠君愛国の精神を成就させる場所であったこと、たくさんの軍人が——東条英機もそこに詣っているという記述があります。

そのような場所であったこと、戦争と深く関わる場所であったということの歴史認識をするならば、島本町が補助金を出すということについては、やはりふさわしくないというふうに思っております。この点につきましては、反対する理由にはしませんでした。真摯に受け止めていただきたいというふうに思っております。

以上を述べまして、不認定の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算に、私・戸田より認定の討論をさせていただきます。

認定賛成とする最大の理由は、積年の課題、学校教育施設の耐震補強工事につき、保育所併設を計画している第三小学校を除いて、ほぼ完了したことです。特定財源を獲得

するために一気に着手しなければならなかった職員の皆さんの苦労を思うとともに、無事完了できたことで、住民の安心を大いに得ることができました。躯体の老朽化対策や、保育所、幼稚園、生涯学習施設、やまぶき園、役場庁舎と、まだまだ重い課題が残されていますが、一歩前進できました。「公共施設総合管理計画」を活かし、今後は計画的な「島本づくり」に努めてください。

中学校の完全給食実施に向けて整備した給食棟のクオリティの高さを評価します。

第四学童保育棟の実施設業務に着手、特に学童保育室の拡充と指導員の確保により、待機児童を生まなかったことを高く評価します。

子ども・子育て支援新制度の開始の年度でもありました。制度そのものには賛成できかねる点がありましたが、町独自の保育士配置基準を守り、保育所利用料見直し、新たに設けた幼稚園保育料、いずれも低所得者の負担に配慮したものになっています。特に小規模保育所の保育士配置基準を、町配置基準にさらに上乗せして、保育の質を担保したのは英断でした。

子ども医療費助成の拡充と所得制限の撤廃、産前・産後ヘルパー派遣事業、図書館の赤ちゃんタイムなど、大小様々な子ども・子育て支援の充実がありました。

福祉の分野では、新規事業である生活困窮者自立支援事業について、生活保護受給に繋がるケース、就労に繋がるケース、双方ともに困窮者のサポートになり得ていると確認できました。

やまぶき園の建て替えについて、障害者施策推進協議会において、積極的かつ丁寧な協議も行われています。積年の課題を先送りしない姿勢と、当事者の参画を重視されている点、評価できます。

戸籍電算化の完了、住民基本台帳閲覧に関わる自衛隊茨木地域事務所への対応も評価している点です。

JR島本駅西地区へのまちづくり活動支援業務について、土地区画整理事業準備組合が事業協力者との協力関係を白紙撤回されたことにより生じていた2年に及ぶ関係悪化につき、関係者・機関に多大な影響を与えてしまったこと。なぜ、こんなことになってしまったのか。地権者の合意形成の過程の問題点を振り返ることなく事業を先に進めることは許されませんが、法的手段を回避し解決に至ったことは評価すべき点と考えています。世帯数減少時代の都市計画の方針を見失わないこと、「島本町まちづくり基本条例」に基づいて住民参画を進めることを求めています。

し尿中間処理施設の候補地を選定して後、改めてし尿処理事務の広域連携を高槻市に依頼するにあたり、両市町の広域行政勉強会の事務連携ワーキングにて検討が進められ、課題解決に近づけたことは、結果的に一定の成果であったと思います。

広報しまもとをA4サイズにしてリニューアル、そのレイアウトセンスと特集記事の組み方が、住民に好意的に受け止められています。財政の増なく、町を明るくする効果

を得ています。

水無瀬神宮公園の廃止に伴い、賃貸契約を整理されるにつき平和塔を歴史的な文脈から離れたふれあいセンターへと移転したことは、まことに残念には思います。しかしながら、やむを得ない判断であったと理解します。

また、町の直営駐車場に移行した広瀬地区の普通財産の一部を入札により売却され、金額・売却先ともに良い成果が得られたと評価しています。

清掃工場の精密機能検査は、今後の維持管理と施設整備に活用すべき資料となっておりますし、また民間への包括運営委託が必ずしも財政的効果が得られるものではないと考えられる中、その是非を判断する材料としても有効と思います。

台風・大雨などにより、六度の災害応急対応が行われ、各種火災件数8件による出動も多かった。救急活動も複雑多様化しています。そのような中、住民の生命と暮らし、財産を守る業務に携わっていただいていることには敬意を表したいと思います。

課題として認識しておくべきことは、たくさんございます。

民設民営保育園・高浜学園が本格開業されましたが、初年度から町基準の保育士配置を守らない運営が行われ、民間保育園への補助金に関わる要綱を改正するという事態に至っています。保育士の確保ができないという理由で、十分な待機児童対策もできないまま、待機児童対策として、暫定的に国基準の保育士配置としてはどうかという議論さえ生んでいます。島本町独自の保育士配置基準は、島本町の保育の質の高さを象徴するものとして、先人の努力の結果です。しっかりと継承していくべきものです。

個人番号制度です。平成28年1月中旬、J-LISのカード管理システムに障害が生じ、本町でも個人番号カードの交付事務に影響がありました。中継サーバー担当事業者の事前の適合性評価、単体テストの不足、また5社コンソーシアムの連携不足など、さまざまな現状が明らかになりました。

基礎自治体に多大な財政負担を強いながら、住民の利便性が高まるどころか、手続きの複雑さ、情報漏えいの危機、国家による管理強化など、不安と課題は増すばかりです。

「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「島本町人口ビジョン」の策定、地方創生先行交付金については、ここであえて否定はしませんが、少子高齢化・人口減少社会の進展への歯止め、住みよい環境の創造、まちづくりを担う人材確保というのなら、女性、若者、子どもへの支援事業に、もっと重点が置かれるべきであったと思います。改善を求めます。

また、同交付金を活用した「楠公680年祭」については、その強引な補助金支給並びに補助金制度の創設が問題であり、島本町の新たな補助金制度創設の経緯に汚点を残すものとなりました。また、開催された当該催しの内容は、およそ行政が後援するにふさわしくない事業であったと判断しているものです。

プレミアム商品券の発行については、調査不足、洞察力不足により、結果として公平

性を担保することができていません。また、これにより地域が大きく活性化したという実感を持つことはできていません。国の方針とは言え、疑問に残るところです。

地域密着型特別養護老人ホームの選定過程に関わる情報公開のあり方、歴史文化資料館の本来の目的に沿った文化施策の充実を実現するための学芸員の正規雇用など、いずれも最重要課題であり、改善を求めるものです。

保育士、栄養士、図書館司書など、専門性のある職種における臨時的非正規雇用についても、日本女性の経済的自立を目指すために改善を要するものです。これらの職種では、多く女性が活躍されているからです。

最後に、町の自主的財源の多くを占める町税収入額は47億2,935万1,000円、前年度に比べて6,758万6,000円の増となっていると認識していますが、一部法人において、新製品の売り上げ増加による営業利益増が影響しているものであって、今後は団塊の世代の退職に伴った個人所得の減少などにより、財政運営はますます厳しい状況になるということが明白になっております。

だからといって、必要などころに必要な職員の配置が行われない、あるいは臨時的雇用で配置するということが自治体によって強化されていきますと、雇用の不安定により、日本の社会情勢はますます悪化していきます。このことを指摘しておきたいと思います。

今、人材育成こそ島本町の課題と申し添えて、私・戸田の賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算について、公明党を代表し討論を行います。

平成27年度一般会計決算は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億2,923万2,000円の黒字決算となりました。実質収支額は5,091万5,000円の黒字です。経常収支比率は前年度よりも3.7ポイント改善し、95.9%となっております。

大きな要因となったのは、町民税法人分、地方消費税交付金、普通交付税が増額となったことです。中でも町民税法人分では、一部法人において新製品の売り上げ増加に伴い営業利益が増加したことにより、増となりました。

主な点で評価する点については、し尿処理施設であります。来年4月の委託開始を目前に、精力的に事務を進められていること。広報しまもとを従来のタブロイド版からA4サイズの冊子型にリニューアルをされました。また、阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地について、具体的な活用方策が決まるまでの暫定的措置として、期間を定めて駐車場として民間に貸し出し、財源確保に努められる検討をされたこと。

要望といたしましては、JR島本駅西地区まちづくり事業においては、全地権者対象の意向調査を実施されました。公明党は、長い目で島本町を考えたとき、駅前には町の顔

であり、経済の活性化にも繋がると考えます。地権者のためのみでなく、町民全体のまちづくりになるような内容で進めていただきたいと思います。

「時間外勤務適正化方針」については、長時間労働は心身ともに負担がかかり、男性の育児参加や、配偶者の職場復帰の妨げとなることもあり、残業ありきの発想を少し変えることも必要だと思います。

国政調査について、本町のインターネット回答率が大阪府下1位となり、総務大臣から表彰をされたこと、町税が過去最高の徴収率になったこと、担当職員のご努力に感謝いたします。

「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、本町においても同法に基づき事業が開始されました。社会福祉協議会と定期的に会議を開催し、情報共有、支援の方向性の統一を図り、初年度からスムーズな連携で実施されたことは、大いに評価するものです。この事業は、生活保護に至らない生活困窮者への相談支援や就労支援であることから、今後もさらにきめ細やかな支援の取り組みとなるよう努めていただきたく要望いたします。

がん検診については、乳がん・子宮頸がんは平成21年度から、大腸がんは平成23年度から、毎年度、対象者の方に無料クーポン券を配付し、受診率向上に努められ、配付以前と比べ確実に増加していることは大変評価いたします。しかしながら、乳がんにおいては、乳房の個人差によって早期発見に繋がらなかったケースもあることから、より鮮明に検診ができるようエコー検査もあわせて検診の定着を要望いたします。

また、27年度4月からは乳幼児医療費を拡充し、制度名を「子ども医療」に改められ、通院を小学生まで、入院を中学生まで対象者を拡大、着実に制度拡充を進められております。財政面等、課題は大きいものがありますが、中学生時期はクラブ等での怪我や、体の故障が多い時期でもあることから、通院に関しての拡充についての検討は、今後も継続していただきたく考えますので、要望いたします。

一般旅券発給事務について、27年度においては約85.3%の方が高槻市パスポートセンターにおいて交付申請を行っておられ、事務もスムーズとのことで、大いに住民サービスの向上に繋がっているものと評価するものです。

また、教育こども部所管では、27年度においては、これまでにない多くの事業実施に取り組みされました。

主には学校の耐震化です。ようやく一小、二小、四小が終了し、一中は2期目の工事を当初の予定より前倒しをして取り組みました。また二中については前年度に終了し、28年度からは給食を開始されました。着実に事業を進められたことは大いに評価するものです。一中の耐震化工事が計画どおり無事故で終了し、給食についてもスムーズに開始ができるよう、また耐震化終了後、窓ガラス等非構造部材強化への対策にも取り組まれるとのこと、ぜひ早期に進めていただけるよう要望いたします。また三小についても、着実なものとなるよう、ご努力願います。



いじめ・不登校等については、大切な成長過程において、一つひとつの対応が、子ども達のこれからも大きく影響を与えるものと思っています。より充実した対応で、関わり続けていただきたいと思います。

学校図書館支援講師配置については、引き続き学校図書館のさらなる充実のために、小学校への全校配置の検討を要望いたします。

子育て支援については、産前・産後ヘルパー派遣事業について、さらに広く周知徹底をし、出産前後の母親の不安解消や負担軽減にも繋げていただけるよう要望いたします。

保育所について、27年度は高浜学園が新たに開設となり、本町として保育の受け皿の拡充としては大変喜ばしいことでもあります。保育士確保についても、ご努力はされているものの厳しい状況であります。待機児童解消に向けても大きな課題となっていることから、引き続き保育士確保への一層のご努力を要望するとともに、また今後予定をされている小規模保育所開設に向けても、予定どおりの事業実施となるよう要望いたします。

消防費の庁舎改修工事について、女性署員対応に関しては、今後、採用されれば改修をされるとのことです。女性署員採用については、女性目線での対応が必要とされることもあると思いますので、今後も引き続きのご努力を願いたいと思います。

以上、申し述べまして、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関 議員** 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算につきまして、認定の討論をいたします。

平成25年度決算議会におきまして、職員の時間外勤務があまりに社会通念上の範囲を極端に逸脱している職員がいることと、それに対しまして管理者の部下に対する責任のなさを指摘し、苦言を呈しました。

そして翌年、平成26年度決算議会におきましても、「地方公務員法」第33条、信用失墜行為違反の処分を受けた職員が出たことと、その後の対応につきまして、とうてい理解しがたいものであったことがあり、未だ親方日の丸の感覚ではないかとの指摘をし、組織運営について検証するように求めております。

それらを踏まえまして、平成27年度決算を顧みますと、組織運営に関しましては、町長名で発信された「時間外勤務の適正化方針」というものが、未だ職員へ浸透されていない状況にも関わらず、幹部職員がそれらを何ら問題視していないのではないかという疑問を持ちますし、そうであれば、とうてい看過できるものではないと考えます。

しかしながら、平成27年度における具体の各種事業・施策につきましては、大きな前進があった年度であり、特に教育・保育施策につきまして、全国的に保育所の待機児童の解消という大きな課題がある中で、府内で初となる小規模保育所の設置を進められたことや、学童保育室の待機児童の解消、さらには文部科学大臣から直接苦言を提示され、

本町の長年の懸念であった学校の耐震化が遅ればせながら、補助金の嵩上げを最大活用し実施できたことを、特に評価すべきものだと考えます。

また、全国的にも中学校給食の実施率が低い大阪府におきまして、前橋下大阪府知事のリーダーシップのもと大阪府独自の補助金制度が設けられ、本町もその補助金を最大活用し、本年4月の実施に至ったことも、町として胸を張れる事業であったと考えます。

さらに学力に関しましても、全国や府内自治体と比較しても高い水準にあることや、中学校クラブで優秀な成績を収めていることなどは、児童生徒の頑張りや教職員の皆さんの的確な指導の賜物であったものと確信いたします。

委員会審議の中では、学力テストやチャレンジテスト、教職員の評価育成にかかるアンケートに対する反対意見がありましたが、全国や府内との比較で、児童生徒の学力の実態を知ることや、それをもとにして指導内容や指導方法の改善を図ることは大変重要でありますし、チャレンジテストについても、府内における評定の平準化を図る意味では必要なテストであると考えます。また、教職員の評価育成にかかる保護者へのアンケートについても、その結果だけで評価されるものではなく、あくまで人事評価をするうえでの参考となるものであり、教職員のレベルアップに繋げるために必要なものであると判断いたします。

また、し尿処理の広域化の再協議を高槻市に依頼し、事務委託実現に向けて事務を進めたこと、JR東海道本線に架かる桜井跨線橋をはじめとする橋りょうを計画的に補修できたことなどの、その他の事業につきましても、適切に予算執行されたものと判断いたしますし、認定の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**清水議員** 第1号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算について、自民無所属の会を代表して討論を行います。

平成27年度の一般会計決算は、歳入総額115億6,266万7,858円、歳出総額113億3,343万5,802円となり、2億2,923万2,056円の黒字決算になっています。また翌年度に繰り越すべき財源として1億7,831万7,000円を引いた実質収支において、5,091万5,056円の黒字となっており、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても95.9%と、前年より好転しています。しかしながら、積立金の現在高は、前年度に比べ2億6,418万6,000円減少し42億2,951万4,000円となっており、先を見据えたとき、厳しいものがあると考えます。

防災訓練事業では、「島本町地域防災計画」に基づき、平成27年6月5日に総合防災訓練を実施し、町職員や地域住民の防災に対する意識の向上に努められたこと、また防災とボランティア週間行事として、平成28年1月17日に自治会長連絡協議会と自主防災会連絡協議会の合同で「防災とボランティア」訓練が行われ、防災に対する意識の向上に努められたことを一定評価します。いつ起こるかかわからない大震災等の災害に向け

て、今後もしっかりと実施することを要望しておきます。

避難所については、切迫した災害の危機から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、生活する場所が明確化されたことは、住民に一定安心感を与えたことになる考えます。また避難所看板の更新では、夜間でも見やすく、表示内容もわかりやすくされたことを、一定評価します。

J R 島本駅西地区まちづくり支援業務は、J R 島本駅西土地区画整理事業準備組合の支援に努めたことで、今後、約 30%が残るとされる農地を含め、総合的な開発が粛々と進むことを願っています。

橋りょうの長寿命化については、国の防災安全交付金及び道路更新防災等対策事業費補助金を活用して、平成 23 年度に策定された「島本町橋りょう長寿命化・修繕計画」に基づいて、桜井跨線橋の補修・補強工事を計画的に進められたことを一定評価しますが、桜井跨線橋については、J R で分断された本町で、大型車両が通行できる重要な道路です。大震災に対応できるよう、前倒しも含め早期に完了するようお願いしておきます。

河川維持については、土砂等が多く溜まっていた高川水路沈砂池等の浚渫をし、治水機能の改善を図ったことは評価しますが、抜本的な水害対策を推進するようお願いしておきます。

交通対策については、駅前の自転車放置禁止地区において、定期的に放置自転車等を撤去し、付近の環境美化と交通安全に努めたとのことですが、根本的な改善策にはなっておりません。また通学路へのグリーンベルトの設置や道路反射鏡等の交通安全施設の整備を実施し、通学路の交通安全確保に努められていることを一定評価しますが、まだまだ未設置の場所や補修を要する箇所があり、またゲリラ豪雨等が起こったときに、児童生徒が安全に登下校できるように、通学路の整備を順次進めるよう要望しておきます。

農業振興については、有害鳥獣が多く出没した年度で、猟友会等の協力により猪、鹿、アライグマの捕獲を行ったとのこと。また捕獲体制を整えるため、職員 2 人が狩猟免許を取得して、13 人による鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲に対応することであり、期待をしております。ただ、最近是人里に近いところで行動する有害鳥獣も増えつつあると聞き及びます。人的被害を出さないためにも、有害鳥獣と人里の緩衝帯となる森林・里山の整備を推進し、有害鳥獣が人里に近づかないような施策の実施をお願いしておきます。

民生費においては、支出済み額 39 億 2,673 万 9,957 円で、前年に比べ 4.5%増となり、行政改革を推進しながらも年々上昇し、今後も同傾向で進んでいくと思われれます。厳しい財政状況下においては、施策の方向転換も必要不可欠です。平成 27 年度は、「第 3 期島本町地域福祉計画」「第 6 期島本町保健福祉計画」等に基づき、各事業を適正に実施したことを評価します。

福祉ふれあいバスについては高齢者の大切な交通手段で、老朽化したバスを大きなト

ラブルなしに順調に運行されたこと、バスの更新事務を進められたことを評価します。

教育費については、平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度の各事業を適正に実施したことを評価します。

小・中学校は耐震化工事を進め、耐震化率 85.2%に向上したことを一定評価しますが、残りの第一中学校の耐震化は本年度完了ですが、いつ起こるかわからない大地震に対し児童の安全・安心を確保するためにも、第三小学校の耐震化等を早急に完了し、耐震化率 100%となるようお願いしておきます。

「水無瀬駒」を軸とした地域活性化事業については、実行委員会が将棋体験教室、中将棋教室、小・中学生の将棋教室や将棋大会を実施し、将棋の普及に貢献していますが、島本町にしかない「水無瀬駒」、島本町をアピールする重要なアイテムであると考えます。町内外にもっとアピールできるよう、町全体で取り組み、推進することをお願いしておきます。

スポーツ施設については、予算内で適正に維持管理ができていますが、町立体育館は建設後 35 年が経過、老朽化が進み、各体育室の床板等も老朽化による摩耗等も進み、いずれは事故等の引き金になる可能性があり、改修が必要になると考えます。また、大地震に対する耐震対策が未処理で、借地料も毎年約 790 万円かかっています。町立体育館は、屋内でスポーツをするうえで重要な施設です。また、避難所としても重要な施設です。今後のあり方については、「総合計画」等で慎重に検討すると思いますが、内部の老朽化、耐震化、借地料、防災面等を考慮し、できるだけ早い時期に方向性を出していただくよう要望しておきます。

消防費については、主なものとして、停電時に必要不可欠な通信指令室の自家発電設備の更新や、老朽化に伴う消防団の小型ポンプの更新です。災害等による停電時に通信指令室のバックアップ電源である自家発電設備は、1 分 1 秒を争う災害現場への指示をするために必要不可欠な設備で、普段から点検整備され緊急時に対応されていること、また消防団の小型動力ポンプは火災時に必要不可欠なもので、計画的に更新され、災害対応していることを評価します。

平成 27 年度島本町一般会計歳入歳出決算については、ほぼ計画どおり実施されたものと判断し、認定の討論とします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平井議員** 第 1 号認定 平成 27 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、賛成の討論を行います。

平成 27 年度の実質収支額が 5,091 万 5,000 円の黒字、また経常収支比率についても 95.9%で、前年度より 3.7 ポイント改善していることに対しまして、一定の評価をしております。

また、主に評価する内容については、人権文化センターにおいては事務室を移転し、

職員の労働環境を整備、また住民サービス向上のためにブックポストの設置を行ったこと。

次に、高槻市・島本町広域行政勉強会において、し尿処理の事務委託に向けた課題等の整理をし、調査・検討をされてきたこと。

また広報しまもとについてはA4サイズの冊子型に変更し、月1回の発行とし、内容についても町の魅力を発信するなど、誌面の充実に努力をされてこられたこと。

次に、国政調査においてはインターネットによる回答率が、府内で島本町が一番高かったことに対しては、職員の努力の賜物と評価をしているところでございます。

健康福祉部においては、乳幼児等医療費について、通院を小学生まで、入院を中学生まで対象者を拡充し、制度名を「こども医療」に改められ充実に図られたこと。

また、教育委員会においても、中学校給食実施に向け第二中学校に給食棟を新設し、関係機関と調整のうえ準備をしてきたこと等に対しまして、高く評価をしているところでございます。

今後とも住民福祉の維持向上のために、より一層の努力をされることを切に願いまして、認定することに賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第1号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**伊集院議長** 起立多数であります。

よって、第1号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

引き続き、第2号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第2号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第2号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時40分～午後3時50分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対の討論をいたします。

この年度もまた、決算は黒字の健全会計を保っていました。保険料が広域化される前の、少ない、島本町が独自に保険料を決められる機会に、やはり値上げの選択をされたこと、非常に残念です。国からの全国でも1,700億の支援が島本町にも入ったにも関わらず、低所得者層を含めての保険料値上げでした。

予算のときには、このままの見込みでは値上げをせずにいけそうとの見込みが立てられておりました。従って、私たちは予算に賛成をいたしましたが、結果が値上げということでしたので、この決算には反対をせざるを得ないと考えております。

がん検診で、ピロリ菌検査、前立腺がん検査、実施されたことは評価をいたしますが、特定健診の検査項目が少ない、この項目では何がわかるのかと、住民からの不安の声も聞きます。島本町は、広域化の検討会議に参加しておられます。せっかくの機会ですから、ぜひ、その場を活かしていただいて、府内統一されるであろうと言われる特定健診の内容に住民の声を反映していただき、特定健診は、これを受けていけば、心臓も、肺も、血液検査も安心と言えるようなものにしていただきたい。そして、減免制度等も優れた自治体の例を活かせるよう、ぜひ奮闘をお願いいたします。

また、国保の広域化につきましては、各自治体で独自に制度が作られてきた国保、これを無理矢理に一つにまとめようという、かなり乱暴な、そして比較的良好な会計状態を保っているところが、大きな赤字を抱える自治体の穴埋めに使われる結果になるのではないかと、危惧をされている制度です。広域化そのものも認めがたいと、表明をしておきます。

以上で、反対の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関 議員** 第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算におきまして、賛成の討論をいたします。

国民健康保険制度は、その制度上、被保険者に前期高齢者、自営業者、低所得者が多いものでありますが、医療費の急激な増加や、近年の所得低下の要因によって、保険料率が上昇し、保険料は年々値上げの状況であります。

その対策としまして、国においては年間1,700億円を投入し保険料軽減策に取り組んでおり、本町においても、国から交付を受けた約2,200万円と前年度の繰越金2,800万円をあわせた合計5,000万円を保険料軽減に充てており、一定の取り組みがなされておると考えます。

黒字決算でありながら保険料を値上げしたことを理由として反対の討論がされましたが、国民健康保険の医療費につきましては、前年度対比、平成25年度では6.0%、平成26年度では4.3%、平成27年度では5.6%と、毎年、右肩上がりでは上昇している状況が続いております。

実際の金額面におきましても、平成27年度は、平成26年度より支払総額が1億2,587万4千円の増加になっており、この近年の状況を踏まえますと、安定した国民健康保険制度を今後維持するためにも、また今後予想される医療費の急激な高騰に対応するためにも、安易に黒字の補てんによる目先の保険料の値下げをすることなく、黒字分を基金として今後の財源に充てられることは十分理解できるものであり、行政のその責務を果たすうえでも必要な措置であると判断いたしますので、認定の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の討論します。

国民健康保険は、企業の定年退職者や自営業者など他の保険に加入できない誰もが加入できる、国民皆保険の最後の砦と言われる重要な事業であるが、運営主体である市町村においては、どこも財政状況が厳しく、保険料アップが不可避の状況となっております。

本町の昨年度の加入状況は4,243世帯、前年度比106世帯減、被保険者数6,941人、前年度比285人減となっており、被保険者数は3年連続で減少しています。1人当たりの療養給付費と療養費の合計である療養諸費は年々高くなっており、大阪府下で第3位と、高い状況が続いています。また1人当たりの保険料は、医療費の増加と被保険者の低所得化に伴い高くなって、大阪府下では第2位となったようです。これは、いずれも26年度実績であります。

これらの順位は、年々、前年度比で療養諸費、保険料ともに上位に上がってきています。被保険者の低所得化と相反する形での保険料アップが被保険者の生活をますます圧

迫する状況が、滞納増を生む悪循環になっているのではないかと懸念しています。

こういう状況下にあつて、保険料の収納率は94.85%と、前年よりさらにアップされ、不能欠損額が1,358万円と前年より大幅に減ったことは評価します。滞納者対策につきましては、悪質な滞納者とそうでない滞納者との一定の線引きや区別は庁内で共有し、支払い能力がありながら滞納している被保険者であるなら、徹底して厳しく取り立てていただきたい。少々の不能欠損額が発生することは致し方ないとしても、相互扶助、国民皆保険の砦を守るためにも、また滞納が保険料アップの一因にもなっていることを考慮すれば、対策は厳しいものにならざるを得ないと思います。断固として実行していただきたい。

被保険者の高齢化と低所得化で、療養諸費が増加傾向となることは一定やむを得ないが、増加の主たる要因が、糖尿病などの成人病や入院患者が多いことがあげられるとのことですが、できる対策としては、潜在的な糖尿病患者など早期発見・予防治療に注力することが、ますます重要と考えます。

また、特定健診の受診率アップに注力することも、疾病の早期発見に繋がります。昨年度の受診率は少しアップして38.93%だったそうですが、他の先進自治体に比べても、まだまだ低いと思います。また、重症化の予防や、健診の通所型から戸別訪問型への行動様式や意識の変更が成果に直結することは、先進自治体の実践事例で示されています。

ジェネリック医薬品との差額通知による切り替えは、前年度に54.3%と大幅に増えましたが、引き続き、可能な人には切り替えの働きかけを継続していただくようお願いいたします。

さて、平成30年度から、国保運営の主体が市町村から都道府県に移ることが決まっています。比較的健全な国保財政運営をしてきた本町、ひいては本町の被保険者にとっては、大きな転換点になります。特に大阪市を筆頭に、大阪府下の多くの自治体の国保財政は赤字の団体が多く、一体運営となれば、少なからず悪い影響を受けるのではないかと、島本町民は大変心配しています。幸い、昨年設置された大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議には、本町の健康福祉部長が委員として参画されていますので、会議での状況については、開催後、タイムリーな情報提供をぜひお願いします。

また、国がこの制度改革に伴う財政支援として、本年度も1,700億円、平成29年度からは毎年3,400億円を配分するとしています。来年度の保険料算定には、ぜひ、この財源を使って、少しでも保険料を下げる方向で検討いただきますようお願いして、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第3号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。



国民健康保険は、日本の皆保険制度を支えるものです。他の公的医療保険に属さない人が加入するため、低所得者が多く、なおかつ社会情勢の影響を受けやすいものです。公平・公正の観点から、保険料未納者の滞納整理の必要性を否定するものではありませんが、まず、職員一人ひとりが保険料未納となっている加入者の生活困窮事情を見抜く力を持ち、保険料の軽減・減免・分納などの制度を正確に、誠実に伝えるスキルを磨いていただきたいと思います。また、これらの制度の周知・広報に努めてください。

平成 27 年度から始まった生活困窮者自立支援制度における各機関の連携により、困窮度が深刻になる前に支援の手が届くよう、努めていただきたいと思います。

医療給付については、受診率の高さと受診回数の多さ、入院医療費の高さが、島本町の特徴となっています。改善対策が必要ですが、患者本人への重大な影響を未然防止したり、軽減したりすることを優先し、その結果として療養給付費が軽減されるよう、すなわち医療費の抑制そのものが目的とならないよう、努めてください。

なお、国民健康保険制度が広域化されれば、自治体独自で実施する健康づくりなど、医療費の抑制に繋がる日常の努力が活かされないと危惧し、府が進めている広域化には賛成できかねるものです。

最後に、地方自治体が独自に行っている医療費助成制度に関する国庫負担金の軽減と調整交付金、すなわち国による事実上のペナルティーは、少子化対策、地方創生に逆行するものです。平成 27 年度の子ども医療費助成の拡充により影響額が増えています。引き続き、国並びに府に対して要望する必要があることを申し添え、賛成の討論とします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第 3 号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**伊集院議長** 起立多数であります。

よって、第 3 号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第 4 号認定 平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 第 4 号認定 2015 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対の討論をいたします。

滞納して短期証になった高齢者への対応を、自宅を訪ねての手渡し、分納誓約、滞納相談ができないのか。今、一層の工夫をお願いをいたします。

また、この制度は国の制度であり、島本町がどうこうできるわけではありませんが、2016年2月の大阪府後期高齢者医療広域会議においても論議がされた低所得者への9割軽減を見直すとの事案が、最近、新聞報道でもされております。国に対して、このような改悪はしないよう強く求めていただくことをお願いをして、反対の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 賛成の討論の方がありませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**伊集院議長** 起立多数であります。

よって、第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 第5号認定 2015年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対し、日本共産党議員団を代表して反対の討論をいたします。

介護保険料の所得区分を12段階にされ、所得の高い層に応分の負担をしていただくようにして下さったこと、これは評価をいたします。しかし、事業所は介護報酬が引き下げられ、経営が大変になった年であり、利用料に2割負担が持ち込まれ、補足給付の縮小が図られた年でした。介護保険利用者に大きな負担が押しつけられ、多少の貯金があるがために負担が増えた、この先やっていけるだろうかとの不安の声も聞きました。

そのうえ総合事業への移行について、今ひとつ、島本町がきちんと現行相当並みの介護保険事業をしてくれるという姿の見えない内容になっています。介護予防事業が「保険

あつて介護なし」と、ボランティアや地域組織まかせのものになってしまわないのかと、住民は不安を持っています。

「第6期事業計画」の答申にも、意見で「新しい介護予防・日常生活総合事業をできるだけ早期に実施するとともに、住民に十分説明をされたい」とありました。この住民の不安に、しっかりと答える説明会をしていただくことを求めます。

また、島本町は独自の減免制度を持っていません。高槻市の例を引くことで、島本町でも1人1円程度の負担で独自減免制度ができるのではないかとということが明らかになっています。「第7期事業計画」を定められるときには、独自減免制度を作られることを強く求めて、反対の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

介護保険制度は、制度施行後16年が経過し、平成27年度は「第6期介護保険事業計画」の1年目として、事業を推進されました。

決算額は、歳入総額約20億6,410万円、歳出総額は約19億8,660円で、差引額約7,740万円の黒字となっています。歳入の収納率は高く、97.5%ですが、収入未済額約511万円や、不能欠損額約223万円が発生しております。

また、低所得者の軽減対策として、国においては対策を取られておられますが、本町においては独自減免を実施されていません。しかし、24年度から26年度までの「第5期介護保険事業計画」では、8段階の保険料設定をされていましたが、第6期では12段階とし、高所得者の方にはこれまで以上にご負担をお願いする設定ですが、低所得者の方に対する軽減を図っておられます。

未納者に対しては、引き続き制度のご理解を求め、保険料の徴収に努めてくださいますことを要望いたし、認定といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につき、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論をいたします。

反対の根拠は、「介護の社会化」を目指した制度が、国の改正により大きく後退することです。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は自治体独自の事業、要支援1・2と認定された人への介護給付である、介護予防（訪問介護）、介護予防（通所介護）を保険給付から切り離して、地域社会にゆだねようとするものです。島本町は、2017年4月からの移行を目指して現在検討中とのことですが、市町村ごとにサービスの質や料金がバラバラになり、厚労省の公認ローカルルールを生み出すものであり、容認しがたいものです。

指定事業者によるこれまでの専門的サービスを、無資格者によるより安価なA型、有

償・無償のボランティアによる住民主体の互助システムB型などに置き換えようとするものですから、法令の基準でサービスの質が担保されることもなくなります。

B型の場合は、補助金を財源に善意・自発性による行為を介護事業に位置づけていくことにもなり、住民の負担・責任はことのほか重く、自治会長や民生委員の担い手が簡単には見つからない現代社会において、はたして実現可能なのか、疑わしいところです。見せたくない、見られたくない個人的領域に、近隣住民の互助が「事業」として介入するとすると、支援どころか、互いのストレスとトラブルの種になりかねません。

A型の場合は、専門性を問わない有資格者の生活支援サービスが、安価で購入することによって、その専門性が薄められ、結果、有資格者の労働条件・社会的地位を引き下げることになると指摘されています。

資格のあるホームヘルパーは、冷蔵庫の食材の増減、衣服の汚れ具合、ゴミ箱の中身、ふとした会話などから、要支援者のプライバシーに寄り添い、状況を把握し、記録することによって、経年で支援していくものと認識しています。プロの目と手による生き方の支援であり、ヘルパーの家事支援は被介護者の命綱であると思います。多く女性である有資格ホームヘルパーの社会的地位と報酬を引き下げかねないものであり、ここは見逃すことができません。何より、介護保険事業を財源にしながら、町の保険給付義務をなくし、要支援者の受給権を奪うものです。

以上をもって反対の討論としますが、基本的には、市街地面積規模の地理的好条件と、町直営での地域包括支援センター運営が、島本町の介護保険事業をきめ細やかで頼れる事業にしていると、評価はしています。

しかしながら、地域包括支援センターについては、第1号被保険者数3千人から6千人で1カ所とされており、本来は65歳以上の方が8千人近い本町であれば、2カ所必要かと思います。最近の相談件数の多さから、かなり負担が大きく、職員の努力と地理的条件で何とか対応できていますが、総合事業でますます業務が多忙化することが予測されます。その点、検討していただくよう求めまして、反対の討論とします。

以上です。

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第5号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定の討論をします。

本制度は、施行後16年が経過しました。27年度は、29年度までの3年間を計画期間とする「第6期介護保険事業計画」の初年度の年でした。27年度は、第1号被保険者が前年より302人増え、7,943人となり、またもう一方の財源の支え手である第2号被保険者の数は、少子化の影響か、ここ4年連続の減少で、73人の減少で1万212人となったそうです。今後、10年ぐらいはこの傾向が続くものと推察します。

保険料の現年度分の収納率は99.5%と、年々、アップされていることは評価いたしま

す。また、滞納繰り越し分の収納率は前年度比 10.2%アップの 23.6%と、大幅にアップしていただきましたが、引き続き収納率向上にご努力をお願いします。

いずれにしましても、個々の置かれている状況を十分勘案のうえ、徴収に努めていただきたい。介護保険事業におきましても、悪質な滞納者や、段階区分での上の階層の滞納者には厳しく対応していただきたい。

昨今は、預金利息もなく、さらには年金が毎年少しずつ減額される状況で、天引きされるのは大変つらいものがあります。団塊の世代がほぼ全員 65 歳以上人口の仲間入りをし、本町でもますます高齢化率が高くなり、一方では第 2 号被保険者の生産年齢人口が減少すれば、介護保険財政は、保険料のアップ以上に、国や府からの補助率を上げなければ破綻すると想定されます。国、府への要望を引き続き、よろしくお願いします。

要支援・要介護の認定者数が、当然のことながら年々増えています。27 年度の前年比 100 人増は、当初計画推計人数よりも 90 人多く、これからが心配です。なお一層の介護予防事業の普及や啓蒙活動に、また地域包括支援センターの事業充実と実践に注力をお願いします。

また、地域密着型特別養護老人ホームの事業者が決定し、来年完成すると聞いておりますが、わずか 29 床の施設では、今後さらに増大するニーズにお応えすることはできないのではないかと考えております。引き続き、対応をよろしくお願いします。

超高齢社会に突入した今、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯が急増しており、地域での見守り活動が大変重要になってきています。しかし、個人情報保護という壁の前に、特にマンションなどでは、隣近所でさえ実態把握が難しく、最悪のケースである孤独死の発生が危惧されます。地域の自治会や隣人の協力・連帯で、より生きた見守り活動ができる仕組みづくりに、要支援者に関する個人情報の共有化など、島本町として独自の指針を作るなど、自治体の責務として知恵を出していただきますようお願いいたします。

最後に、現在、鋭意検討され、来年 4 月から実施されようとしている総合事業につきましては、関係者、あるいは当事者の関心も非常に高く、ぜひタイミングを失しない時期に住民への説明会を実施されることを強く要望して、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**伊集院議長** 起立多数であります。

よって、第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第6号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 2015年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し認定すべきとの討論を行います。

大綱質疑、常任委員会質疑等を通じまして、当年度の水路整備、国の補助金の不採択ということによって、町長自らが再度、国へと陳情に出向く努力を余儀なくされた、そういう年度であったということも明らかになっておりますし、国政における災害対策を最優先課題とさせる取り組みが、地方議会から声をあげる、そのような時期に来ているということが、そういう努力が問われているということも痛感しております。

また、当年度に行われました「地方公営企業法適用基本計画策定業務」、この検討状況も質疑をし、議会の関与、5,000万以上の契約行為などが議決事件でなくなることや、「公営企業法」適用への移行に際して膨大な事務が発生することが、この報告書により明らかになっております。簿記などの知識や経験を有する職員の確保が望ましいとの課

題もあり、この報告書においては、今議会に資料請求の対象としていなかった——これは議員が対象としなかったということですが、資料としては提示されておりません。

今後に向けて、この内容を明らかにされ、早急な議会へのご報告、議論に付すことを強く求めて、事務事業全体としては認定すべきとの討論といたします。

**伊集院議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、自民無所属の会を代表して討論を行います。

本町の下水道事業には、下水道を整備することによって、生活污水を、下水管を通して直接排出し悪臭を抑えるなど、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など、基本的な役割を果たしております。

その役割を維持していくために、下水道管渠工事の建設費用や、下水道場等の維持管理をしていくために、膨大な下水道資産を適正に管理していく必要があります。また、これらは排除処理から再生活用への転換を図り、次世代を見据えた新たな役割へと、機能の拡充を図っていくことが言われています。

このような状況下において、平成27年度の決算は、歳入総額13億7,273万6千円に対し、歳出総額は13億7,245万9千円となっており、27万7千円の黒字決算となっております。歳入決算では、予算現額13億9,593万2千円に対する収入率は98.3%となり、昨年度の収入率より2.9ポイント減少しております。また歳出決算では、予算現額13億9,593万2千円に対し、歳出済み額は13億7,245万9千円で、執行率は98.3%となっており、昨年度の執行率より0.6ポイント減少という結果になっています。

収支の状況は、手数料4億2,036万1千円、国庫補助金1億4,160万円、一般会計繰入金4億8,599万3千円、地方債2億5,300万円、その他4,429万円となっており、毎年、一般会計からの繰入金によって不足分が補われているのが現状であります。

また、主な支出においては、一般管理費で淀川右岸流域下水道維持管理負担金1億5,867万2千円、建設費の委託で山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託で2億1,594万4千円、污水管渠築造工事で8,507万7千円が支出されています。また、公債費については7億1,018万9千円となっており、前年度に比べて895万4千円が減少しております。不用額は2,347万3千円で、前年度に比べ972万8千円増加しており、率にして70.8%の増加となっております。また工事請負では、高浜、桜井地区における汚水幹線築造工事6,083万6千円、公共下水道高川雨水幹線除塵機設置工事2,941万4千円などが実施されました。

財政的にも非常に厳しい状況ではありますが、いずれも町民の生活の安全・安心を支える重要なライフラインであると理解いたしまして、認定の討論とします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第7号認定 2015年度公共下水道事業特別会計決算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして認定の討論をいたします。

実質収支額は27万7千円と、わずかな黒字決算です。かなり厳しい財政運営を強いられています。その中で消費税及び地方消費税の納税額の誤りがあり、延滞税7万9,400円の支出を生じさせております。このことについては、会計事務の正確さを欠き、チェック体制などに問題があったものです。さらなる事務執行の適正化を求めます。

公共下水道事業においては、当初予算で見込んでいた国の防災安全交付金の確保が困難なことから、山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事が一部実施されない事態となりました。町長も努力していただいたということですが、2016年度も国の交付金の見通しの厳しさを踏まえ、五反田雨水幹線整備が優先ということで、山崎ポンプ場に関連する工事は先送りされております。長寿命化計画に沿った事業は凍結となっておりますので、今後の東大寺・山崎地区などの内水氾濫による雨水排水に影響が出るのではないかと危惧するところです。都市整備課、にぎわい創造課と連携し、砂防対策、山林の整備などによる浸水の軽減に努めていただきますよう、強くお願いしておきます。

公営企業会計については、基礎調査業務委託が行われております。議会に対して報告書を、また後ほど提供していただきたいというふうに思っております。公営企業会計を導入するかどうかということについては、島本町の人口規模の場合は、この会計を導入しないという判断もあり得るということですので、慎重に、しっかり検討していただきたいというふうに申し上げまして、認定の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第7号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての認定の討論をします。

下水道事業も、水道事業と同じく住民生活に不可欠なライフラインとして、そのエリア拡充、メンテナンスに日夜精勤していただき、感謝申し上げます。また、近年多発する集中豪雨災害に対しましては、町職員一丸となっていち早く対応していただき、ありがとうございます。また、町職員による水路清掃なども行っていただいていることについては、敬意を表します。

地球温暖化の影響で、ここ数年の集中豪雨の雨量は半端ではなく、各地で想定外の大災害が起こっています。時間雨量が200ミリという報道もありました。幸い、本町では死者が出るような災害にはなっていませんが、これからはどんな豪雨に見舞われるかもわかりません。雨水幹線に設置したスクリーンや排水ポンプの状況につきましては、いざというときのために作動点検など、日常のパトロールなど、よろしく願います。

また下水道に関しても、毎年、下水道整備費としてポンプ場や汚水管築造工事など、多くの工事発注がありますが、予算編成、工事単価の積算の精度を高めていただくとともに、入札における透明性と競争原理の確保には最善を尽くしていただくようお願いし



ます。

また、毎年申し上げていますが、下水道未接続世帯の調査、フォローにも、引き続き、よろしくお願ひします。資料請求しましたところ、27年度末で、まだ118世帯あると。26年度末が125世帯ですから、7世帯しか減ってないということでございます。いろいろ戸別訪問されたり、ヒアリングされているということですが、ぜひ未接続世帯が減りますように引き続き注力いただきますようお願いして、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第7号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第7号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第8号認定から第12号認定までの平成27年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算5件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算5件に対する委員長の報告は、認定であります。

第8号認定から第12号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第8号認定から第12号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。

す。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第13号認定 2015年度島本町水道事業会計決算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し認定すべきとの討論を行います。

大綱質疑などを通じ、推進が急ぎ求められている水道管の耐震化について、国費事業の採択を受けることができない、国の資本単価は1m当たり90円以上とされているが、島本町は50.2円であるというような答弁をいただいておりますが、このあたりは政府の方針として意思決定、変動があるものというふうに私たちは考えております。町長を先頭として、また議会としても、国に対して急がれるこの耐震化への支援、国としての責務を果たしていただくということを念頭に置いて、討論を行います。

4月1日から、直圧式の水道の採用を、給水の直圧式方式を採用されております。ただ、島本町としては5階建て以上のマンション建設が続いております。貯水槽などの水質維持管理に、小規模なアパートやマンションの家主、マンション管理費などに負担感の大きいものです。マンション管理組合は、マンションという資産の維持活用とともに、コミュニティ形成に資するものであり、集合住宅、分譲マンションが住宅の過半数を超える島本町としては、水道施設への多大な支出を抑え、有効な対策である、この直圧方式については、より高層マンションへの採用が可能となるような拡大支援や周知を図る必要があることを求めておきます。

また、本来、この水道会計の予算については、当初予算では私たち党派は反対をいたしました。3年に一度の『水質年報』を作成する年度にも当たっておられたということで、当初予算では、前年度に比べて職員2名減でスタートするという予算提案であり、業務の過密化などの懸念を訴えて予算提案には反対しておりました。非常に、島本町にとって貴重な技能であります水質検査の現状維持向上が望めないという懸念を抱いております。しかし、実際には再任用の経験者の配置とともに、最終的には1名減というところに踏みとどまって、『水質年報』も無事刊行されており、議員全員にも、その成果品が配付されています。

その中の小論文の記述によって、水道職員の水質検査精度の向上、技能の向上を図るための外部精度管理というものに経年で参加をされたこと、この2015年度も引き続き取り組まれて、技能向上の現状維持に努められた旨は、質疑において確認しております。

引き続き、管理者である町長に対しては、職員の要請と充実を求めて、本決算においては認定といたします。

**伊集院議長** 反対の討論の方がいないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第13号認定 2015年度水道事業会計決算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして認定の討論をいたします。

純利益は1億499万1,566円、正味運転資金——いわゆる内部留保は14億4,177万5,994円と、健全会計です。また供給単価も161.45円で、給水単価144.01円を20円ほど上回っており、今後の財政も安定して運営できることが見込めます。

大藪浄水場中央監視センター更新及び第二大藪取水施設新設の実施設計も行われ、地下水を原水とする水道水の安定供給が将来的にも確保できるものです。しかし、施設整備は計画どおりに行われていますが、職員配置には依然として課題があります。水質検査を行う職員の1名配置を確保されたことについては、評価いたします。

島本町水道事業が、大阪府広域水道企業団に統合せず、直営でも将来的にも事業を継続させるために、浄水場の運営、上下水道の事務執行に必要な職員の増員を求めてきました。水道事業の健全な会計状況からして、実現可能であると提案し続けています。しかし、委員会では確たる答弁はいただけませんでした。

一方、「島本町地域水道ビジョン」に沿って、大藪浄水場の運転等管理の包括民営化の導入の検討が行われていると、委員会での発言がありました。検討内容をオープンにし、住民の意見をよく聞いて、慎重にしていきたいと思います。町職員の手を離れてしまうことで、町の責任で地下水を供給する使命などが薄れてしまいかねません。せっかく、水質試験の職員を配置して、技術職員をできるだけ育成する、そういった努力が無駄になってしまいます。

島本町にとって誇るべき「水」を守るために、安易な包括民営化の導入は行うべきではないと申し添えて、認定の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算について、認定の討論をします。

水道事業は、我々住民にとって24時間・365日、安全で、かつ安心して飲める飲料水の供給とライフライン維持という大切な使命を担っていただいております、ありがたく感謝しています。

平成27年度給水人口は3万697人・前年度比2人減、年間の総配水量も314万7,379立米・前年度比3.5%減と、少し減少したそうです。収益に直結すると言われている有収率は、前年度より0.8ポイントアップして96.2%となったということですが、引き続き漏水点検などに努めていただきたい。

収益的収支については、水道事業収入から水道事業費用を差し引いた純利益が1億499万円となっています。また、資本的収支は収入・支出差引2億1,553万円の資金不足が生じたそうですが、その不足分は、当年度分の消費税や減債積立金などで補てんしたということを理解しております。

今後は、住宅開発などにより給水人口は一定増加すると予想されるものの、節水指向の高まりから、水需要の大幅な増加は見込めないとの認識をされていますので、給水収益の伸びは期待できません。一方では、施設維持費や配水管の布設替え・耐震化工事など、インフラ整備・維持への投資は続きますので、工事費用の査定は厳密に、また入札における透明性・競争原理の確保のための手法の研究、工夫して、さらなる経費節減、業務の効率化に努めていただきますようお願いいたします。

そして、水道料金の滞納未収金の回収努力と低減化につきましては、「債権管理条例」も制定したことから、個々の事情は十分斟酌しながらも、一層の回収にご努力をお願いいたします。

最後に、補正予算のときにも申し上げましたが、これはお願いですが、「離宮の水」の保存につきまして、先般もポンプやろ過器などの施設の維持補修費、そして電気代などがかかっているということをお察したら、水道会計が黒字だと言えども、取水者が必ずしも町民とは限らない現状を踏まえ、受益者負担の観点からも、せめて維持補修費や電気代などは課金するというような形で検討していただくことを重ねてお願いして、認定の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算におきまして、公明党を代表して討論を行います。

安全でおいしい水が出る、世界でも有数の日本の水道水です。中でも、島本町のおいしい水は誇りとするところです。平成27年度におきましては、有収率について96.2%、前年度より0.8ポイント上昇しております。この水道に関しましては、職員の皆様の努力に、すべて感謝いたしたいと思えます。

また、全国的に水道管の老朽化が問題となっておりますが、島本町でも財政が厳しい中、少しずつではありますが、前へ進ませてもらっています。委員会でも討論させていただきました。国のほうでは水道管の耐震を含め老朽化対策費として、28年度にはこの予算が500億円盛り込まれており、現在、審議されている第2次補正予算でも400億円盛り込まれています。また、その後、私は委員会で討論しました後、担当者の方よりお聞きしましたところ、これには3条件があり、このうちの1条件が島本町は欠けているという残念な話を聞きました。国のこの補正予算が使えない旨を聞きましたことは、大変、残念に思っております。水道管の早期耐震化に向けて検討され、取り組んでいただきますよう要望したいと思えます。

そして、今後とも安全でおいしい良質な水の安定供給と、住民サービスの向上に努められますことを重ねて要望させていただき、賛成の討論といたします。

**伊集院議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**伊集院議長** 起立全員であります。

よって、第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時45分～午後4時45分まで休憩)

**伊集院議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第3、第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**都市創造部長**(登壇) それでは、ただいま日程に供されました第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明を申し上げます。

議案書の6の3ページをお開き願います。

本件につきましては、平成28年7月26日に島本町広瀬五丁目11番地先路上、町道広瀬40号線で発生した事故につきまして、「地方自治法」第180条第1項及び町長の専決事項の指定について第1号の規定により、平成28年8月29日付けで損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分を行い、同年8月30日付けで、相手方である兵庫県西宮市小松南町三丁目在住の方と民法695条の規定により和解を行ったため、「地方自治法」第180条第2項の規定により、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の6の4ページの次に添付いたしております、第6号報告資料の「3参考資料」に基づき、ご説明申し上げます。

参考資料の1ページ目をお開き願います。示談書の写しでございます。

第一当事者(甲)は、島本町長名でございます。相手方であります第二当事者(乙)は、兵庫県西宮市小松南町三丁目在住の方でございます。

事故発生日時は、平成28年7月26日(火)午前7時頃でございます。

事故発生場所は、大阪府三島郡島本町広瀬五丁目11番地先路上、町道広瀬40号線でございます。

事故の原因状況結果でございますが、相手方が所有する自動車の走行中に、幅45センチ、長さ1mの横断側溝の蓋が跳ね上がり、車両の底部にあるタンク及びパイプなどが

損傷したものでございます。

次に、示談内容でございます。過失割合は本町が10割でございますことから、本町が相手方に損害賠償金として、レッカー移動費用、車両の修理費用、代車費用の合計78万3,912円を支払うものとし、本件示談のほか、本町及び相手方の間に一切の債権・債務関係がないことを確認しております。

なお、損害賠償金につきましては、すでに予備費を充当し支払い済みであり、本町が加入する保険により、その全額を歳入する予定でございます。

次に、1枚お開きください。事故発生場所の位置図でございます。

次に、1枚お開きください。事故状況図でございます。

次に、1枚お開きください。相手方車両の損傷状況の写真でございます。

次に、1枚お開きください。横断側溝蓋状況写真で、改修前と改修後を添付させていただいております。

事故発生場所の現場点検を行いましたところ、経年劣化により横断側溝蓋及び受け枠が一部ゆがんでおり、また横断側溝の蓋が未固定のものであるため、車両が通行した際に蓋が跳ね上がったものであることが判明いたしました。よって、応急対策といたしまして、事故当日である7月26日に溶接により蓋の固定を実施し、8月17日に固定式の蓋に改修いたしました。

本町では、道路パトロールを定期的を実施し、維持管理に努めてきたところではございますが、このような事故が発生いたしましたことを深くお詫び申し上げます。今後も引き続き、住民の皆様が安心して生活できるように努めてまいります所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

**伊集院議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

**外村議員** 2点ほど、お伺いします。

1点は、こういう蓋の状況というのが今、島本町では227カ所あるというふうにお聞きしましたけども、過去にこういう事故は1回もなかったのか。また、近隣自治体でこれに類するような事故があったというふうにお聞きになっていたかどうかというのを訊きたい。そして、すでに対策をされたそうですけど、まだ対策されてないところがたくさんあると聞きましたけども、いつ頃までに対策が終わるのか、お訊きします。

もう1点は、賠償責任保険ですね、これで今回賄われるということですけども、年間、この掛金というのは幾らかかっておって、毎年、本町はどれぐらいの保険請求をされているのか。

以上2点、お伺いします。

**都市創造部長** まず、過去に同様な事例があったかとお尋ねでございます。平成24年度に雨水マンホールが外れ、車両のタイヤが落ち込む事故がございました。このときは、す

ぐにまたマンホール、雨水のマンホールでございますが、1,034カ所、緊急に点検をいたし、すでにもう固定済みでございます。

あと、近隣自治体の状況でございますが、細かな部分については承知しておりません。

あと、点検結果、いつ終わるかとのお問い合わせでございますが、経年劣化により、すでに蓋周辺に空隙、溝があり、速やかに補修が必要という分については、今回、事故があった蓋と、もう1カ所ございましたことから、その部分については、すでに補修済みでございます。

あと老朽化しているものの、蓋周辺に隙間自身はないんですけども、やはり事前に、未然に蓋の跳ね上がりを防止することが必要でないかと思っている箇所が15カ所ございます。これについては平成28年度、現行予算で対応してまいりたいと考えております。あと、今後、老朽化が予測されるという部分について、29年度以降、計画的に補修が必要と考えております蓋が104箇所ございます。これらの対応については、一定、財政とも協議する中で、計画的に補修してまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**総務部長** それでは、総合賠償補償保険のことについて、ご答弁させていただきます。

28年度の総合賠償補償保険の保険料は267万3,378円でございますが、この積算は、まず単価がございまして、それに住民基本台帳人口を掛けるという形で出てまいりますので、大体人口が同じであれば、大体同じぐらいの金額が毎年出てまいります。

それから、幾ら支出をしているかという部分でございますが、この保険適用で、今回以外に、平成27年の12月議会で公園清掃中に石が飛びまして相手方の車両を損傷したという案件が、直近ではございます。それ以前では、平成24年にふれあいセンター前のマンホールの関係で車両を損傷したという部分がございます。

以上でございます。

**外村議員** わかりました。この賠償責任保険って自治体向けみたいなんですけど、これはどういう会社がやっているのか、会社じゃなくて何か公共の機関がやっているのか、その責任保険のもと、教えてください。

**総務部長** 最終的には、全国町村長会のほうに取りまとめているものでございまして、引受幹事としては損保ジャパンというところのほかに、いわゆるシンジケート団といたしまして、複数の大手の損保会社が実際の業務を行っているという形で運用されております。

以上です。

**岡田議員** 担当のほうからは、ある程度お聞きいたしております。追加でちょっと説明、お願いしたいと思います。

今さっき、227カ所、今と同じような蓋がしてあって、2カ所はすでにもう改修工事は終わっていると。その中のうちの15カ所が危険な蓋がそのままの状態になっているということで、現行予算で、この15カ所に関してはするというような、今、答弁があった

かと思いますが、現行予算って今現在どれぐらい余ってて、現行予算でできますか。例えば1カ所、これはグレーチングの蓋に換えるということは、1カ所においてどれぐらいの予算規模で計算をされて、現行予算で、この15カ所の危険場所を緊急的に今年度で補修工事をするというようなことになるのでしょうか。

**都市創造部長** すでに改修をさせていただきました2カ所について、2カ所で一応約30万円というようにお金がかかっております。残り15カ所、これは場所によって若干変わってくると思うんですけども、現行、細かな設計のほうは行っておりまして、15カ所で160万円の工事費を見込んでおります。

なお、予算については、平年から私どもも持っております道路の維持管理費の中で捻出して、執行してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** この15カ所っていう、この場所というのが私たちにはわからないんですが、この15カ所というのは、例えば通学路になっているところとか、本当に危険な場所というのは大体どれぐらいの範囲であるのかということと、この蓋は改修前と改修後というのは完璧にグレーチングに替わっていると思うんですが、今後、これの改修工事されるときは、全部、グレーチングの蓋に替えられるということによろしいのでしょうかね。

このグレーチングの場合はまだいいんですがね、改修前の鉄板というんですか、この蓋というのは意外と道路の真ん中、滑るんですね。もうちょっと、今の改修前の蓋も、たぶん岸外科さんの入ったところ、三角公園の手前の蓋だと思うんですけども、一番、車が通り、自転車が通るのが一番多いところで、この鉄板の蓋というのは意外と滑るんですね。鉄板の蓋からグレーチングに、すべて、この15カ所は替えるというような理解でよろしいのでしょうか。

**都市創造部長** まず、リストアップいたしまして、今年度補修を予定しております15カ所でございますが、中には通学路の部分もございます。また、比較的車両の交通量が多い部分もございます。しかしながら、今回のように、結構大きい車両が通過するときに蓋が上がってしまったというような事象でございます。早急に手配して、補修は進めてまいりたいと考えておるんですけども、一般的に申しますと、通常、歩行者が歩いている中で、グレーチングなり鉄の蓋が持ち上がるというような状況には、現在のところなっはございません。

あと、すべてグレーチングに変更かとのお問い合わせでございますが、現在、予定しておりますのは、議員からもご指摘いただきましたとおり、すべてグレーチングに変更する予定といたしております。

以上でございます。

**岡田議員** すみません、要望いたします。ちょっと改修前の写真を見ただけでもね、この鉄板の縁の周りというのは、相当、道路が欠けている状態になって、たぶん、この蓋より



か下がってると思うんですね。ですから、蓋を踏めば浮き上がってくるというのか、そういう状況にはなっておると思うんで、今回、ひょっとして油断があったのかなとは思いますが、ここまで道路が傷むまで、ちょっと放ってあったということ自体が問題かなと思いますので、今後、お忙しいとは思いますが、この辺、よく点検していただけたらありがたいかなというふうには思います。

ちょっと、あまりにも蓋の周りが、道路がすごい欠けてますので、それはもう蓋が上がってきても当然かなというような、写真を見る限り、そう思いますので、点検のほう、よろしく願いますということ、最後、要望させていただいて、終わります。

**都市創造部長** 従前より道路パトロールということで、年2回、町内の道路のパトロールを行ってきたところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、細かな点まで着目できていなかったという部分は十二分に踏まえまして、今後のパトロールにおきましても、今回の事象を教訓に、側溝の蓋等についてもしっかりと確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**田中議員** 私も内容はよく説明を受けているんですが、この改修前の側溝蓋、横断側溝の蓋は、これは岸外科の近くにある蓋だと思うんですが、この間、2日前の大雨のときも、町内の中で冠水しているのは百山のアンダーパスとか、あるいは青葉のマンボのところとか、それに加えて岸外科の前の道路、この辺りも冠水してたというふうには聞いているんですけども、このように蓋をグレーチングタイプの蓋に改修したことによって、その冠水が緩和されるということはあるんですか。

**都市創造部長** 一定、冠水の緩和にも繋がるものと認識いたしております。

以上でございます。

**伊集院議長** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第6号報告については、報告を承ったものといたします。

以上で、9月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**伊集院議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成28年島本町議会9月定例会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。  
本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時04分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号請願 JR島本駅西側地区を農地として維持し活用する事を求める請願
- 第 1 号認定 平成27年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 平成27年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 平成27年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第13号認定 平成27年度島本町水道事業会計決算
- 第 6 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月30日

島本町議会議長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

平成28年島本町議会9月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 島本町の「ふるさと納税」の取組みを問う 2. 災害弱者に配慮した防災対策・防災訓練について	9 月 5 日 田 中 議 員
	1. 横行する資源ごみの持ち去りについて 2. 若手職員の人材育成について	〃 関 議 員
	「商工業の活性化など」について	〃 野 村 議 員
	1. 島本町のごみ処理が、より合理的に行えるには 2. 坂の多い島本町での高齢者の移動の権利を保障してください	〃 佐 藤 議 員
	1. サントリー(株)山崎蒸溜所奥の名神下の砂防ダムについて 2. 本町の小学校の放課後の校庭開放について	〃 村 上 議 員
	第四小学校の通学路である淀川堤防への防犯灯設置について	〃 川 嶋 議 員
	1. 要約筆記者・ボランティアの養成・拡充を 2. 介護保険の総合事業——議会での熟議に向けて住民参加の議論を求める 3. 介護保険第二号被保険者（40歳から65歳未満）のリハビリテーション・社会参加の充実を求める	〃 河 野 議 員
	地震災害応急対策について	〃 清 水 議 員
	1. ふるさと納税制度による本町の税収にどのような影響があるのかを問う 2. JR島本駅前広場や歴史文化資料館前庭を活用したカフェレストラン等の誘致を 3. 「空き家対策特別措置法」施行後の本町の具体的な取り組み実績を問う	〃 外 村 議 員
	1. 豊かな教育環境実現のために小学校35人学級の実現を！ 2. 都市農業振興基本法を活かして本町の農業を守る取り組みを！	〃 平 野 議 員
	JR島本駅西、まちの将来像を描くのは誰？ ～住民参画のまちづくりをめざして～	9 月 6 日 戸 田 議 員
	住民を犯罪から守るために防犯カメラの有効活用を！！	〃 平 井 議 員

事 件 番 号	件 名	結 果
第 3 号報告	平成27年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月6日 報告を承る
第 4 号報告	平成27年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	〃 報告を承る
第 5 号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報告を承る
第 5 6 号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第 5 7 号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第 5 8 号議案	大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第 5 9 号議案	大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第 6 0 号議案	工事請負契約の締結について (平成28年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事)	〃 原案可決
第 6 1 号議案	工事請負契約の締結について (町立第四学童保育棟新築工事)	〃 原案可決
第 6 2 号議案	平成27年度島本町水道事業剰余金の処分について	〃 原案可決
第 6 3 号議案	島本町職員の退職管理に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 6 4 号議案	平成28年度島本町一般会計補正予算(第2号)	9月7日 原案可決
第 6 5 号議案	平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃 原案可決
第 6 6 号議案	平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃 原案可決
第 6 7 号議案	平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃 原案可決
第 6 8 号議案	平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃 原案可決
第 6 9 号議案	平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)	〃 原案可決
第 1 号請願	JR島本駅西側地区を農地として維持し活用する事を求める請願	9月30日 不採択

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 号 認 定	平成 2 7 年度島本町一般会計歳入歳出決算	9 月 3 0 日 認 定
第 2 号 認 定	平成 2 7 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 3 号 認 定	平成 2 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 4 号 認 定	平成 2 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 5 号 認 定	平成 2 7 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 6 号 認 定	平成 2 7 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 7 号 認 定	平成 2 7 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 8 号 認 定	平成 2 7 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 9 号 認 定	平成 2 7 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 0 号 認 定	平成 2 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 1 号 認 定	平成 2 7 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 2 号 認 定	平成 2 7 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 3 号 認 定	平成 2 7 年度島本町水道事業会計決算	〃 認 定
第 6 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報 告 を 承 る